【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 平成30年12月19日

[事業年度] 自 2017年10月1日 至 2018年9月30日

【会社名】 ウエストパック・バンキング・コーポレーション

(Westpac Banking Corporation)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

(Managing Director & Chief Executive Officer)

ブライアン・ハルツァー

(Brian Hartzer)

グループ会社秘書役兼法務及び秘書役担当最高執行責任者 (Group Company Secretary and Chief Operating Officer,

Legal & Secretariat)
ティモシー・ハーティン

(Timothy Hartin)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州

シドニー市ケントストリート275番地

ウエストパック・プレイス18階

(Westpac Place, Level 18, 275 Kent Street, Sydney, NSW

2000, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦

弁護士 近藤純一

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町1丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 新城友哉

弁護士 塩越希

弁護士 風間凜汰郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町1丁目1番1号

大手町パークビルディング

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03-6775-1000

【縦覧に供する場所】 該当なし

本報告書(以下「本書」という。)において、「ウエストパック」、「当行グループ」、「ウエストパック・グループ」、「当行」とは、ウエストパック・バンキング・コーポレーション(オーストラリア事業番号(「ABN」) 33 007 457 141)及びその子会社を指す(ただし、これらが明確にウエストパック・バンキング・コーポレーションのみを指している場合を除く。)。

別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「豪ドル」又は「ドル」は、オーストラリア・ドル(本書では豪ドルと記す。)を指すものとする。別段の記載がある場合を除き、本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1豪ドル=81.8970円の換算率(2018年9月28日現在のブルームバーグの発表に係る豪ドルと米ドルの仲値(買い呼び値と売り呼び値の平均値)と、米ドルと日本円の仲値の双方を横断的に計算することにより算出した値)により計算されている。

本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

本書において言及されるウェブサイトに含まれるか、又は当該ウェブサイトを通じて入手可能な情報は、本書の一部を成すものではない。ただし、当行が当該情報を参照することにより本書の一部を成す旨を明確に表明している場合を除く。本書におけるウェブサイトへの言及は、そのすべてが文脈上の言及であり、あくまで参考情報に過ぎない。

将来予想に関する記述の開示

本有価証券報告書には、米国1934年証券取引所法の第21条Eの意味する範囲内の「将来予想に関する記述」が含まれている。将来予想に関する記述とは過去に起こった事実ではない事項に関する記述を意味する。かかる将来予想に関する記述は、本有価証券報告書のあらゆる箇所に見られ、当行の事業及び経営、市況、経営成績及び財政状態状況に対する当行の意図、意見、又は現時点の予測に関する記述が含まれている(将来的な貸倒引当金に関する記述及び特定の債務者向けの財政支援を含むがこれに限定されない。)。将来予想に関する記述を明示するため、「予定である」、「なり得る」、「期待する」、「意図する」、「求める」、「であろう」、「するべきである」、「可能性がある」、「継続する」、「計画する」、「見込む」、「推定する」、「考える」、「可能性」、「リスク」及び「目的とする」といった用語又はこれらに類似する表現が使用されている。当該将来予想に関する記述は、将来的な出来事に対する当行の現在の見解を反映しており、これらは、当行にとって多くの場合制御不能である、変更、特定のリスク、不確定要素、及び仮定の対象であり、経営陣が将来的な発展及びそれらの当行に対する潜在的な影響に関する期待及び意見に基づき形成したものである。将来的な発展が当行の期待どおりである保証はなく、また、かかる将来的な発展の影響が予想されたものであるとは限らない。実際の成績は、以下のあらゆる要素(ただし、これらを含むがこれらに限定されない。)の結果によって当行の期待と大幅に異なる可能性がある。

- ・法律、規制、課税、又は会計基準若しくは会計慣行、並びに、とりわけ流動性、レバレッジ及び資本要件に関する政府政策の影響及び変更
- ・監督機関による捜査及びその他の行為、調査、訴訟、罰金、刑罰、規制又はその他の監督機関により課せられる条件(当 行による法律(金融犯罪法等)、規制又は規制政策の実際の不遵守又は不遵守の疑いによるものを含む。)
- ・当行のレピュテーションの悪化をもたらす可能性のある内部及び外部事象
- ・サイバー攻撃を含む情報セキュリティーの侵害
- ・当行の技術の信頼性及び安全性、並びに技術システムの変化に関連するリスク
- ・オーストラリア及び国際的な金融システムの安定性及び金融市場における混乱、並びにそれらの結果当行又はその顧客若 しくは取引先が被る損失又は事業への影響
- ・資金調達、株式及び資産市場における不安定な状況を含む市場ボラティリティー
- ・資産、クレジット又は資本市場における不利な市況
- ・経済状況の悪化による信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加
- ・当行又はそのスタッフの行動、言動又は慣行
- ・当行の信用格付け又は信用格付機関が使用するメソドロジーの変更
- ・インフレの水準、金利、為替レート、並びに市場及び金融の変動

- ・市場の流動性及び投資家の信頼
- ・オーストラリア、ニュージーランド及び当行又はその顧客若しくは取引先が事業を展開するその他の国における経済状況、消費者の消費、貯蓄及び借入れ動向の変化、並びに当行の市場シェア、利鞘及び手数料を維持又は拡大し、費用を抑制する能力
- ・当行が事業を行う地域及び事業分野における競争(著名な金融サービス・プロバイダーや非金融会社に由来するものを含む。)の影響
- ・新商品及び新サービスの時宜を得た開発及び採用、並びにかかる商品及びサービスの顧客にとっての全般的な価値の認識
- ・内部処理、システム及び従業員を含む、当行のリスク管理方針の有効性
- ・当行の保険事故の発生及びその重大性
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う国における環境的変化(気候変動によるものを含む。)又は外部事象の発生・当行の無形資産の価値の変動
- ・当行又はその顧客若しくは取引先が事業を行う主要な市場における政治的、社会的又は経済的な状況の変化
- ・事業の拡大、事業買収及び新規事業の統合に加え、多様化又はイノベーションを伴う戦略的意思決定の成功
- ・その他当行にとって制御不能な要素

上記のリストは網羅的ではない。当行の将来予想に関する記述に影響するその他の特定の要素については、第一部 第3 2 「事業等のリスク」を参照のこと。当行に関する判断を行う際に、将来予想に関する記述に依拠する場合、投資家及びその他の者は、前述の要素、並びにその他の不確定要素及び事象につき慎重に検討すべきである。

当行は、本有価証券報告書提出後において、新たな情報、将来的な出来事又はその他により、本有価証券報告書に記載されるいかなる将来予想に関する記述をも更新する義務を負わない。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

1 【会社制度等の概要】

(1) 【提出会社の属する国・州等における会社制度】

(a) 一般条項

オーストラリア連邦は、1901年1月1日、ニュー・サウス・ウェールズ、ビクトリア、クイーンズランド、サウス・オーストラリア、ウェスタン・オーストラリア及びタスマニアの6つの英国植民地が連邦制国家として統合され、国家連合として成立した。当行は、連邦制度の中で営業する企業としてオーストラリア連邦法(「連邦法」)及び当行が営業している州及び特別地域の法律(「州法」)の適用を受ける。オーストラリアの会社法の大部分は、2001年会社法(Cth)(Corporations Act 2001)(「会社法」)(訳注:「Cth」は、「コモンウェルス(Commonwealth)」を意味する。以下同じ。)に規定されている。

連邦法は、直接・間接を問わず当行の営業の諸相に影響を及ぼしている。当行にとって当面、最も重要性の高い連邦法の主要分野の一つは、銀行業務に関する連邦議会法である(同法については、「オーストラリアの銀行制度とその法的基盤」の項で詳述する。)。

(b) オーストラリアの会社制度

(イ) 一般事項

会社法に基づき、オーストラリア国内で設立された会社は、オーストラリア証券投資委員会 (Australian Securities and Investments Commission) (「ASIC」) に登録すること (さらに、公開会社であればその設立関係の文書を預託すること) を要する。

会社法の主要規定の概略は下記のとおりである。かかる規定の一部は一定の種類の管理会社には適用されていない。

1998年7月1日までは、2001年7月に会社法に受け継がれた旧会社法(Corporations Law)に基づき、会社の設立にあたっては、設立発起人が基本定款といわれる会社の根幹を成す証書(「基本定款」)に署名を付して同意することを要していた。基本定款には、とりわけ、会社の名称、授権株式資本額、株式資本の一定額の株式への分割、並びに株主の有限責任が明記されていた。

旧会社法は一定の会社に対し、付属定款(「付属定款」)の作成を要求していた。付属定款においては、会社の内部経営管理に関する規定が設けられていた。付属定款では、会社の事業、業務行為及び権利・権能、並びに株主、取締役その他の役員及び従業員の権利・権能に関する規定を定めることができた。ただし、付属定款の規定は、一般法及び基本定款に反することはできなかった。

1998年7月1日より、既存会社の基本定款及び付属定款は会社の規約となった。1998年7月1日現在に存在する会社は、基本定款及び付属定款を規約として引き続き用いるか、会社法に規定されている一連の「代替規則」を採用するかのいずれかを選ぶことができる。適切と考えられる場合において基本定款及び付属定款を廃止するときには、株主総会における株主による特別決議の可決をもって行わなければならない。代替規則は、かかる規則が会社の規約における規定によって代替又は修正されない限り、会社に適用される。会社は、代替規則の一部又は全部を採用するか、会社の特定のニーズを満たす規則を独自に設定するかのいずれかを選ぶことができる。ただし、一部の規則は会社法の通常規定として「公開会社」に適用され、会社の規約によって代替又は修正することはできない。

会社法は、特定の場合を除き、会社と取引関係を有する者は、かかる会社が設立に関する文書に規定される権限の範囲内で行動しているとみなしてよい旨定めている。さらに、会社の役員若しくは代理人と取引をする者は、かかる役員若しくは代理人が行使した権限及び果たした役割は、その権限及び役割をかかる役員及び代理人が有しているとみなしてよい旨定めている。

大多数の会社及びその他の事業体(当行を含む。)は、会社法によって、取引内容及び財務状況並びに 業績を正確に記録し説明する会計帳簿を作成することを義務づけられている。また、会計年度ごとに以下 を構成内容とする年次財務報告書を作成しなければならない。

- (a) 財務書類(損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー 計算書)
- (b) 財務書類注記
- (c) 取締役会の財務書類及び注記に関する宣言

財務報告書は監査を受け、その会計年度の財務報告書について監査報告書を取得しなければならない。

大多数の会社及びその他の事業体(当行を含む。)は、会社法に明記された様々な一般事項及び特定事項を記載した取締役会の報告書も作成しなければならない。この報告書には、特に、会社の主な事業活動の内容及び事業活動の性質の著しい変動、その会計年度中に支払われた配当額及びその会計年度中に宣言された又は推奨された未払いの配当額、会社の事業の概況及びかかる事業の会計年度の業績、会計年度末以降に発生した事象で、会社の事業、かかる事業の業績又は状況に著しく影響し又は著しく影響しうるもの、並びに将来の会計年度において予想される事業の展開、及びかかる事業について予想される業績を全て記載しなければならない。

会社は、株主に以下を入手可能にすることにより報告しなければならない。

- (a) その会計年度の財務報告書、取締役会の報告書及び財務報告書に関する監査報告書の写し
- (b) 一定の条件に従い、会社法の要件に準拠した書式で作成したその会計年度の要約書類

有価証券報告書

会社法に基づき、当行は、以下の報告を行わなければならない。

- (a) ASICに対しては会計年度末より3か月以内
- (b) 会社の株主名簿に氏名が記載されている全ての株主に対しては
 - () 定時株主総会より21日前又は
 - () 会計年度末より4か月後

のいずれか早い方まで。

取締役は、定時株主総会の前に終了した最終会計年度の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書を定時株主総会にて提出しなければならない。

(口) 株主総会

会社法に基づき、公開会社は、少なくとも各暦年に1回、年度末より5か月以内に年次株主総会を開催しなければならない。これを定時株主総会という。定時株主総会の主な機能には、当行の年次財務報告書、取締役会の報告書及び監査報告書の検証、取締役の選任、監査人の選任並びに監査人の報酬の決定が含まれる。

(八) 運営及び経営

取締役の会社を経営する権能(及びその権能に対する制限事項)は、通常、規約に定められている。

かかる権能は、取締役会の取締役に与えられている。個々の取締役の場合は取締役会決議により同取締役に付与された範囲内、マネージング・ディレクターの場合は規約により同取締役に付与された範囲内で 会社のために行為する権限を有する。

通常は規約によって、取締役に対し、会社の経営についての独占的な権限が与えられているが、次の事項については、株主が最終的な承認を行うことができる。

- ・取締役に対し権能を付与している規約を、特別決議(決議について投票を行う資格を有し、会社法に基づいて通知が送付されている株主の75パーセント以上の議決権を得た決議)によって変更すること
- ・株主がその承認しかねる行為を行った退任取締役を再選しないこと、又は、公開会社の場合かかる取締役の解任を株主総会において決議すること

(c) オーストラリアの銀行制度とその法的基盤

オーストラリアの銀行制度は、現在、オーストラリア準備銀行(Reserve Bank of Australia)、当行を含む全国規模で営業を展開している主要銀行4行、多数の小規模な銀行、専門開発銀行数行並びに子会社及び支店の形態で営業を展開している多数の外国銀行で構成されている。当行は、その銀行及び金融サービス事業を主に連邦法、とりわけ1959年銀行法(Banking Act 1959)(「銀行法」)に基づいて行っている。

多数の非銀行系金融機関も金融サービスを提供している。これらの機関は短期金融会社及び金融会社(いずれも大手の外資系を含む。)、農業・牧畜金融会社、開発金融会社、信用組合及び建築組合(住宅用貸付及び消費者金融を行う。)、生命保険会社、退職(年金)基金、抵当権付住宅ローン融資金融機関、並びに金融サービス・セクターに最近参入した者(テクノロジー企業を含む。)を含んでいる。

(d)監督及び規制

当行は、オーストラリアにおいて、オーストラリア金融監督局(Australian Prudential Regulation Authority)(APRA)、オーストラリア準備銀行(Reserve Bank of Australia)(RBA)、オーストラリア証券投資委員会(Australian Securities and Investments Commission)(ASIC)、オーストラリア証券取引所(Australian Securities Exchange)(ASX)、オーストラリア競争・消費者委員会(Australian Competition and Consumer Commission)(ACCC)及びオーストラリア取引報告分析センター(Australian Transaction Reports and Analysis Centre)(AUSTRAC)の6つの主要機関の監督及び規制を受けている。

APRAは、オーストラリアの金融サービス業界の健全性規制機関であり、銀行、信用組合、建築組合、損害保険会社、再保険会社、生命保険会社、民間健康保険会社、共済組合、並びに退職(年金)業界の大部分を監督している。APRAの役割には、APRAが監督する金融機関が締結する金融契約が、あらゆる合理的な条件下において、安定した、効率的かつ競争的な金融システムにおいて履行されることを保証する目的で設定された健全性基準及び慣行の確立と執行を行うことが含まれる。APRAは最近、銀行の執行役員の説明責任体系(Banking Executive Accountability Regime)に基づき、新たなかつ強化された権限を<u>得た</u>。更なる情報については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

当行は、ADIとして、自己資本比率、大型エクスポージャー、信用度及び流動性に係る健全性に関する情報をAPRAに対して報告する。認可を受けている退職年金基金の保険者及び受託者であるオーストラリアにおける当行の子会社もAPRAの規制の対象となっている。報告は、協議、立ち入り検査及び対象調査によって補完されている。また、当行の外部監査人は、銀行業務に関する一定の法定及び規制上の要件の遵守状況その他預金者及びその他の利害関係者の利益を著しく損なう可能性があると考えられる事項について報告する義務を負う。

オーストラリアのリスク・ベース自己資本比率規制ガイドラインは、バーゼル銀行監督委員会(Basel Committee on Banking Supervision)(BCBS)が合意した手法に基づいている。当該手法にはその後国家の裁量権が適用され、その結果、オーストラリアの資本要件はより厳格と<u>なった</u>。第一部 第3 <u>3 (e)</u>「バーゼル資本協定」を参照のこと。

RBAは、金融政策、金融システムの安定維持並びに支払システムの安全性及び有効性の強化に責任を負っている。RBAは、金融市場に積極的に関与しており、オーストラリアの外貨準備高の管理、オーストラリア紙幣の発行を行い、またオーストラリア政府の政府銀行としての役割を果たしている。

ASICは、金融セクター内のオーストラリア企業及び消費者保護に関する国内監督機関である。ASICの主要責任は、消費者、投資家及び債権者の保護を目的として会社、消費者金融、金融市場及び金融商品・サービスに関する法律の規制及び執行を行うことである。金融サービスについては、消費者保護を通じて、預金受入取引、損害保険、生命保険、退職年金、退職貯蓄口座、有価証券(株式、社債及び投資運用など)及び先物取引並びに財務アドバイスに関連する法律を執行する権限を行使して、公平性・透明性を強化させている。ASICは、オーストラリア国内の免許を受けた市場での取引及び取引の参加者に対する監督に責任を負っている。現在、ASICの既存の権限を強化し、ASICに商品介入権限を与える旨の提案がなされている。更なる情報については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」を参照のこと。

ASXは、上場企業により発行される証券の取引を行うためのオーストラリア国内第一市場を運営する。当行の証券の一部(当行の普通株式を含む。)はASXに上場しているため、当行は、2001年会社法<u>(Cth)</u>に基づく法的根拠を有するASX上場規則を遵守する義務を負う。ASXは、ASX上場規則に従って上場企業の監督を行うこと、並びに市場、清算及び決算の参加者によるASX業務規則の遵守を監視及び執行することについて責任を負っている。ASXは、現在、BBSWのベンチマーク管理機関でもある。

ACCCは、オーストラリアにおける反競争的行為及び不公平な市場慣行並びにM&Aの規制及び禁止を行う監督機関である。ACCCの広範な目標は、競争力、公正取引、消費者保護及び商品の安全性の強化をオーストラリアの経済にもたらすために、2010年競争・消費者法(Cth)(Competition and Consumer Act 2010(Cth))及び関連する法律を統括することである。ACCCの機能は、ASIC(金融サービス担当)並びに不公正取引に関する各々の法令を統括するオーストラリアの州及び準州の消費者センターの消費者保護業務も補完している。

「主要銀行4行」方針と呼ばれるオーストラリア政府の現在の方針は、銀行セクターにおける競争を適切な 水準に保つために主要銀行は4行以上存在しなければならないとしている。1998年金融セクター(株式保有) 法(Cth)(Financial Sector (Shareholdings) Act 1998 (Cth))によれば、金融セクターの特定の会社の株 式のうち15パーセント超を取得しようとする事業体はオーストラリア政府の財務大臣の承認を受けなければな らない。

外資企業によるオーストラリアの銀行の株式の買収計画については、オーストラリア政府の外国投資政策に服し、必要な場合、オーストラリアの1975年外資による資産買収・企業買収法(Cth)(Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975 (Cth))に基づくオーストラリア政府の承諾が必要となる。詳細については、後記「(e)当行の証券保有者に影響を与える制限事項」を参照のこと。

AUSTRACは、会計報告主体(当行を含む。)が、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法(Cth) (Anti-Money Laundering and Counter-Terrorism Financing Act 2006 (Cth))、並びに1988年金融取引報告法(Cth)(Financial Transaction Reports Act 1988 (Cth))の要件を遵守するよう監督を行っている。

これらの要件には以下のものが含まれる。

- ・顧客の特定及び監視を行うためのプログラム及びマネーロンダリング及びテロ資金対策に関するリスクを 管理するためのプログラムを実施すること
- ・不審事項、一定の値以上の取引(threshold transactions)及び国際的な資金振替に関する指示について 報告を行うこと
- ・年次コンプライアンス報告書を提出すること

AUSTRACは、オーストラリアの連邦法執行機関、国家安全保障機関、福祉機関及び歳入代理店、また、対応する国際的な機関に対して財務情報を提供している。

(e) 当行の証券保有者に影響を与える制限事項

下記のオーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を保有、所有又は選択する権利に制限を課す。すべての制限は、米国における当行の預託機関が発行した、ADSを表章する米国預託証券(ADR)の保有者に対しても適用される。

1975年外資による資産買収・企業買収法 (Foreign Acquisitions and Takeovers Act 1975)

一定の基準を満たす外国人によるオーストラリア企業の株式の買収は、1975年外資による資産買収・企業買収法(Cth)に基づき、(外国投資審査委員会を通じて)オーストラリア財務大臣に通知されなければならず、また、同法に基づき異議がない旨の通知を取得しなければならない。本法は、外国人(相互に関係する外国人により組織される企業又はグループを含む。)による、オーストラリア企業の発行済株式の20パーセント以上の保有、又は総議決権の20パーセント以上を支配する能力をもたらすあらゆる買収に適用される。加えて、本法は、外国政府投資家がオーストラリア企業について総議決権又は所有権の10パーセント以上(又は外国政府投資家が取締役の任命権等の支配権要素を取得する場合は当該持分)を買収する場合に適用される。本法は、上記の買収を行うことを計画する全ての個人に対して、まず初めに財務大臣にかかる計画について報告を行うことを義務付けている。異議がない旨の通知が行われていないにもかかわらず上記の買収が既に発生しており、財務大臣が、当該買収がオーストラリアの国益に反すると考える場合、資本の引上げを命じる権限を有する。

1998年金融セクター(株式保有)法 (Financial Sector (Shareholdings) Act 1998)

1998年金融セクター(株式保有)法(Cth)は、当行を含むオーストラリアの金融セクター企業における株式保有に対して制限を課している。本法により、個人又は法人は、オーストラリア財務大臣による事前の承認を取得することなく、金融セクター企業一社において15パーセントを超える「株式持分」を保有してはならない。金融セクター企業における一人の個人又は一社の株式持分は、当該企業におけるその者の議決権及びその者の連携者の議決権の総計により算定される。議決権の概念は広く定義されている。財務大臣は、国益に資すると判断する場合には、上記よりも高い株式持分の比率を承認する場合もある。

また、金融セクター企業一社における個人の株式持分が、15パーセントの制限を超えない場合であっても、 財務大臣は、当該の者が金融セクター企業の「事実上の支配力」を保有すると認定し、その者に対して当該支 配力の放棄又は当該企業における株式持分の減少を要求する権限を有する。

2001年会社法 (Corporations Act 2001)

2001年会社法(Cth)は、個人又は法人による当行の議決権株式における関連持分の取得によって、当該個人又はその他の者が当行の株式のうち20パーセントを超える議決権を行使する権限を有することになる場合、そのような取得を禁止しているが、かかる規制には一定の例外も存する。さらに、会社法に基づき、当行株式の大量保有を開始又は終了する者、あるいは既に当行株式の大量保有を行い、かかる保有持分の少なくとも1パーセントを移動させる者は、当行及びASXに対して通知を行い、所定の特定情報(氏名又は名称、住所及び当行の議決権株式における関連持分の詳細を含む。)を提供する義務を負う。かかる通知は、その者がかかる特定情報を認識してから通常2営業日以内に行わなければならない。

ある者又はその者の連携者が関連持分を保有する当行の議決権株式に属する総議決権が、当行の全ての議決権株式に属する議決権総数の5パーセント以上である場合、その者は、株式の大量保有を行っているとみなされる。「連携者」及び「関連持分」の概念は、会社法において非常に広く定義されており、投資家はこれらの範囲につき自ら検討することが要求される。一般的には、下記の場合に関連持分を保有しているとみなされる。

- a. その者が当該株式の保有者である場合
- b. その者が当該株式に属する議決権を行使する権限又はその行使を支配する権限を有する場合
- c. その者が当該株式の処分権限又は処分権限の行使を支配する権限を有する場合

関連持分が僅少であるか、あるいはどのように生じたかは問題とはならない。2名以上の者が上記権限のいずれかを共同で行使することができる場合、各人が当該権限を有しているとみなされる。権限又は支配力が明示であるか黙示であるか、公式であるか非公式であるか、単独行使可能か他者との共同により行使可能かという点は問題とならない。

米国預託株式 (ADS) に関する契約

預託機関のザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン、当行及びすべてのADSの保有者の間で随時締結される預託契約がある。当行のADS保有者は、前述のオーストラリアの非居住者又は非市民が当行の株式を所有する権利又はそれについて投票する権利に課される制限に服する。ADS保有者は、預託契約により、ADS及び関連する普通株式の保有能力並びに当該ADS及び関連する普通株式に対して利害を有するその他の人物及びその利害の性質に関する情報の提供に関する当行からのあらゆる要請に応じることを求められる。

(2) 【提出会社の定款等に規定する制度】

(a) ウエストパック・バンキング・コーポレーション:法人格の変更

当行は、一般的な会社法がオーストラリアにはなかった当時、ニュー・サウス・ウェールズ州議会により特別法案として可決されたザ・バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ法 (The Bank of New South Wales Act)に基づいて1850年に設立された。2002年8月23日、当行は、2001年会社法 (Cth)に基づく株式公開会社として登録された。

当行の法人格を会社法に基づく会社に変更する手続の一環として、株主は、2000年12月15日に開催された当行の<u>定時総会(「AGM」)</u>において新たな定款を採択し、定款は2002年8月23日から施行された。当該定款はその後、2005年12月15日、2007年12月13日及び直近では2012年12月13日に株主により改正された。

(b) 当行定款

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法に基づく会社として当行は、オーストラリア 国内外において独立の法的能力及び権限を有し、株式の発行及び消却、社債の発行、株主への財産分配(現物 支給又はその他の方法による)、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への企業担保の設定及び法 律により許可される範囲でその他の行為を行う権限を含め法人としての全ての権限を有する。

会社法に基づき、種類株式の発行条件に別段の規定がない限り、当行の種類株式の発行条件は、当行の特別 決議によって、かつ、当該種類株式における議決権の4分の3以上を保有する株主の書面による同意か、当該 種類株式の保有者による別個の会議において可決された特別決議をもってのみ変更し又は取消すことができ る。

オーストラリアの全ての企業には、各々にオーストラリア会社番号(「ACN」)という9桁のID番号が割り当てられており、公開文書、適格流通証券及び社印にこれを記載しなければならない。さらに、事業体は、オーストラリア事業登録簿(Australian Business Register)への登録を申請し、オーストラリア事業番号(「ABN」)という11桁の識別番号を取得することもできる。オーストラリアの企業については、ABNの最後の9桁がそのACNと同一となる。ABNは、ACNの代わりに文書に引用される場合がある。

当行のACNは、007 457 141で、ABNは、33 007 457 141である。

以下は、当行定款の重要な条項をまとめたものである。

(イ) 株式の発行

定款では、株式の発行について、以下の取締役の管理下で行うよう定められている。

- (a) いかなる者に対しても随時かついかなる条件でも株式を発行又は処分することができ、かつかかる株式に対して、配当受領権、議決権、払戻資本受領権等を問わず取締役会が適当と判断する優先権、劣後権又はその他の特別権若しくは制限を付することができる取締役会
- (b) いかなる者に対してもストック・オプション又は新株予約権を随時かつ適当と判断する対価と引換えに付与することができる取締役会
- (c) 端株が発生した場合にその取扱い方法について決定権を有する取締役会

有価証券報告書

ただし、いずれの場合も会社法、ASX上場規則及び株式又は種類株式の株主に付与されている特別権による規制を受けるものとする。

当行は、非全額払込株式を発行することができる。

当行は現在、ウエストパック業績連動型制度(WPP)、最高経営責任者長期変動報酬制度(CEO LTVR制度)及びウエストパック長期変動報酬制度(LTVR制度)を含む各種の従業員持株制度に基づく全額払込済普通株式に関するオプション及び新株引受権を発行している。

WPP、<u>LTVR</u>制度及び<u>CEO LTVR制度</u>の下で、適格従業員は株式を取得する新株引受権を受けることができる。オプションは2009年に付与されたのが最後である。

上記の従業員持株制度に基づき発行されたオプションの行使価格は、勤務期間開始時の当行株式の市場価格に基づいて設定されるが、新株引受権の行使価格はゼロである。LTVR制度及びCEO LTVR制度の下で発行される業績連動型新株引受権及び業績連動型オプションは、その権利が確定し権利行使可能となる前に充足しなければならない業績要件に服する。WPPの下で発行される業績要件を課さない新株引受権及びオプションは、サービスを基準とした権利確定条件のみに服する。

(ロ) 株式の払込請求

取締役は、

- (a) 未払込金が指定期日になっても支払われない場合、株主に対しその払込みを請求することができる。
- (b) 株式の分割払込みを請求することができる。
- (c) 払込請求を解除又は延期することができる。

当行定款に基づいて、非全額払込株式を保有する株主は、払込みの期日及び場所が記載された通知を30 営業日前までに受領した場合、その株式に対して払込請求がなされた金額を所定の期日及び場所で当行に支払わなければならない。株式に関して支払請求がなされた金銭の支払期日までの払込みがない場合、支払義務者は、支払いが履行されるまでの期間について取締役会が当行定款に基づいて決定する利率(又はかかる決定がなされない場合は、年率10パーセント)による利息を支払わなければならない。取締役会は、かかる利息の全部又は一部の支払いを免除することができる。株主が、支払請求された払込金又は分割払込金の支払を支払期日に行わなかった場合、取締役会は、その後いつでも、払込請求分又は分割払込金の一部が未払いの間、当該株主に対してかかる未払込金及びこれに対する利息がある場合にはその金額、また株主からの支払いがなかったことにより生じた全ての費用の支払いを請求する通知を行うことができる。かかる払込請求通知に基づいて払込がなされていない株式は、通知により請求された払込がなされる前であれば、取締役会決議によりいつでも失権させることができる。会社法に従って、これにより失権した株式は、取締役会が適当と判断する者にかつ、取締役会が適当と判断する条件で売却、再発行又は処分することができる。

払込請求の対象となっており払込期日を経過しているが、払込みを行っていない株式を有する株主は、 株主総会において議決権を有さない。当行が解散する場合において当行の資産が負債の返済額に満たない ときには、株主は、各々が保有する株式につき未払込金があればこれを限度として責任を負うものとす る。

(八) 株主の配当等受領権等

普通株式の株主は、その株式について当行の取締役により決定された配当を随時受ける権利を有する。 未請求の配当は、請求がなされる又は未請求金に関する法律に従って処理すべきことが要請されるまで、 当行の利益のために当行の取締役会がその適切な判断により投資することができる。

当行の定款に基づき、配当は当行の利益から支払われる。さらに、会社法に従って、配当が宣言される 直前において、当行の資産がその債務を上回っており、かつかかる超過額が配当の支払いに十分である場合でなければ、当行は配当金を支払ってはならない。また、当該支払いは、当行の株主に対して公正かつ 合理的なものでなければならず、当行の債権者に対して支払いを行う能力を大幅に損なうものであっては ならない。

会社法、当行定款、配当について特別権を付された株式を有する株主(もしあれば)の権利及び株式への異なる発行条件又は申込条件に従い、当行の取締役は、配当の支払いの有無を決定し、金額及び支払時期を設定し、また当行からの、場合によっては配当受領権を有する株主の指示により、当該株主に対する支払又は振込を決定することができる。

配当が未請求のまま返還された場合、当行は、通常、1959年銀行法(Cth)に基づいてかかる金額を未請求金として7年間保管しなければならない。当該期間が終了しても当該株主からの請求がない場合は、当行は、各年の3月31日までに、オーストラリア証券投資委員会に対し、前年の12月31日現在の未請求金を含む年次未請求金を返還しなければならない。かかる支払を行った時点で、当行は、かかる金額に関する債務を弁済したものとみなされる。

当行の取締役は、配当支払前に、当行の取締役会の裁量で利益の適正な利用という目的に充当するため 準備金として妥当と判断する金額を当行の利益から積み立てることができる。当行の取締役は、配当とし て分配すべきでないと判断する利益の残高を準備金に移管せずに繰越利益とすることができる。

下記の制約が、当行の配当の宣言・支払権限について適用される。

- () 配当の支払が、当行に適用される自己資本比率規制又はその他APRAの規制(資本保全バッファーを含む。)に違反する又は違反の原因となる場合。現在、かかる規制の一つとして、連続した前12か月間において分配された当行の株式に関するその他の全ての配当(もしあれば)及びより上級の資本商品に関する支払を考慮した結果、当該配当の支払により、配当総額が、その連続した前12か月間の当行の監査済連結財務書類に反映される当行の税引後利益を超えることが明らかになった場合には、APRAの事前の同意なく配当の支払いを行ってはならないとされている。
- () 1959年銀行法(Cth)に基づいて当行に対してAPRAから配当不払の指示がある場合
- () 配当の宣言又は支払を行うことにより当行が支払不能になる状態を招く場合

() 利息の支払、配当、償還関連の支払又は当行グループが発行する特定のその他Tier 1 証券に係る その他の分配が、かかる証券の条件に従って支払われなかった場合、当行は、普通株式に係る配 当を宣言及び/又は支払うことを制限される可能性がある。当該制限は、複数の例外に服する。

(二) 株式の譲渡

当行の株式は、ASX上場規則及び当行定款に従って以下の場合に譲渡することができる。

- a) CHESSの名称で知られる電子株式登録・譲渡システムにより承認された株式については、当該システムに適用される規則に従って譲渡が可能である。
- b) 通常の様式又は当行の取締役会が許可したその他の様式による証書によって譲渡可能である。
- c) 市場性のある有価証券については、会社法、オーストラリア証券取引所の上場規則及びASX決済が認めており、かつ当行の取締役が承認したその他の譲渡方法によって譲渡可能である。

当行の取締役会は、ASX上場規則により認められた場合、当行の株式の譲渡を防ぐため又は譲渡登録を 拒絶するための措置を講ずることができる(ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じ なければならない。)。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それら に対して拒絶する旨を書面にて通知しなければならない。取締役会は、譲渡又はそれに関連する取引に不 正行為の疑いがない限り、登録することを拒絶する通知を送付してから12か月以内に要求がある場合に は、差し入れられている株式を当該預託人に返還しなければならない。

(ホ) 株主名簿

主たる株主名簿はシドニー市に備置かれ、地域株主名簿はニュージーランドのオークランドに備置かれている。

(へ) 株主総会

当行定款によれば、当行の取締役会は、適当と判断する時にはいつでも当行の株主総会を招集し開催手続を行うことができ、また、会社法及びASX上場規則によりその旨要求されている場合はその義務を有する。会社法によれば、当行の取締役会は、株主総会において投じることができる議決権のうち5パーセント以上を有する株主によって要求された場合には当行の株主総会を招集し、開催手続を行わなければならない。株主総会において議決権の5パーセント以上を有する株主は、自費で当行の株主総会を招集し、開催手続を行うこともできる。

当行の株主総会に関する招集通知は、総会の28日前までにこれを行わなくてはならない。また、書面による通知は、株主総会に出席し、議決を行う権利を有する全ての株主に対して発送しなければならない。すべての普通株主は、株主総会に出席する権利を有し、当行定款及び会社法に従って当行の株主総会で議決を行うことができる。

当行の全額払込済普通株式を保有する株主は、株主総会(特別株主総会を含む。)において、挙手投票の場合においては1個の議決権を、投票による場合においてはその保有する全額払込済普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(ト) 取締役

当行定款の第9.11条(a)に基づき、重大な個人的利害関係に係る事項の開示及びこれに対する投票に関して会社法を遵守することを条件に、当行の取締役は、

- a. 監査人を除く当行の役職を務めることができる。
- b. 当行が発起した又は当行が何らかの利益を有するその他の企業、会社、信託又は事業体の役職を務めることができる。
- c. 当行と契約又は約定を締結することができる。
- d. 当行の過去又は現在の従業員又は取締役、若しくはこれらの扶養家族若しくは関係者のための協会、団体、基金、信託又は組織に参加することができる。
- e. 監査人を除く当行のための専門職(又は専門業務を提供する会社の構成員)として役割を果たすことができる。
- f. 取締役会のいかなる会議、決議又は決定にも参加、投票できるとともに定足数の人数として計算され、取締役会が議事を審議する会議に出席することができる。

当行定款の第9.11条(b)に基づき、取締役は、取締役としての信認関係にかかわらず上記事項を行うことができ、これにより

- a. 取締役が利得する直接又は間接的な利益につき当行に対して説明責任を負わず、かつ
- b. 契約又は約定の有効性に影響しない。

ただし、取締役会で審議される議案について重大な個人的利害関係を有する取締役は、会社法に基づき、その他の取締役により当該取締役が出席し、投票できることを決議しない限り、又はASICにより当該取締役の出席及び投票について許可することが宣言されない限り、当該議事が審議されている間当該取締役会に出席することができず、当該議事に関して投票を行うこともできない。これらの制約は、取締役の利害関係が、会社法第191条(2)に定められている限られた以下の事項に関する場合には適用されない。

- a. 取締役が当行の株主であるという理由で発生しており、他の株主と同じようにこれを有する場合
- b. 当行の取締役として支給される取締役の報酬に関連して発生する場合
- c. 当行が締結しようと提案している契約で、株主の承認を必要とし、株主により承認されなかった場合でも当行に義務を負わせない契約に関係する場合
- d. 単に取締役が保証人である、又は当行からの借入(又は申し入れのあった借入)の全部又は一部に ついて補償又は担保を提供しているという理由で発生する場合
- e. 単に取締役が上記(d)で言及される保証又は補償に関連して代位権を有するという理由で発生する場合

- f. 当行の役員としての職務につき負担する取締役の債務を保証している又は保証する契約に関連する場合。ただし、当該契約により、当行あるいは関連企業が保証人とならない場合に限る。
- g. 会社法により許可される一定の補償又は当該補償に関する契約について、当行又は関連企業からの 支払に関連する場合
- h. 関連企業との契約、又は関連企業のために若しくはその代理で締結した契約があり又は契約が提案 されており、単に取締役が当該関連企業の取締役であるという理由で発生する場合

ある特定の議事について、取締役の利害関係の理由により取締役会が定足数に達しない場合は、当該議事を検討するために株主総会を招集することができ、利害関係のある取締役はかかる取締役会の議決の必要性により議案について投票する資格を与えられる。

当行定款の第9.7条に基づき、当行の非業務執行取締役に支給される年間報酬総額の上限額は、株主により承認されなければならない。当該年間報酬総額は、取締役会が随時決定する方法により各非業務執行取締役に支給される。取締役が個人的に重要な利害関係を有している事項について、出席及び投票することは禁止されているが、取締役の報酬は、会社法第191条に規定されるその例外の一つに当たる。

(チ) 取締役、秘書役及び従業員に対する補償

当行定款によれば、当行は、法令により禁止された場合を除き、当行及び当行の各関連会社(認可を受けた証券取引所に上場している関連会社を除く。)の各取締役及び各会社秘書役、当行及び当行の子会社(認可を受けた証券取引所に上場している子会社を除く。)の各従業員並びにオーストラリア金融サービス免許に基づいて当行の完全子会社の担当マネジャーを務める各個人に対して、(場合によって)取締役、会社秘書役、従業員又は担当マネジャーとして各人がその職責において負担した全ての債務(法務費用に係る債務を除く。)、及び上記の者がその職責のために当事者として法的手続(民事、刑事、行政又は調査目的であるかを問わない。)に対して防御又は抵抗するために(あるいはそれ以外で当該手続に関連して)負担した全ての法務費用を補償する。

第一部 第5 4「役員の状況」に記載の各取締役及び当行の各会社秘書役は、上記の補償を受ける権利を有する。

2000年度定時株主総会において株主による承認を得て、当行は、各取締役との間で、当行の定款において定められるのと同一の条件での補償を含む、アクセス及び補償に関する証書 (Deed of Access and Indemnity)を締結した。

当行は、2009年9月、当行定款に定める補償と同一の補償を下記の役職を担う個人に対して提供する捺印証書を作成した。

- ・法定役員(当行の取締役を除く。)
- ・当行の完全子会社の取締役及びその他の法定役員
- ・当行が捺印証書に記載の条件及び契約上の補償方針に基づき承認した、その他の会社の取締役及び法 定役員

当行の関連法人の従業員の一部、並びに当行及び関連法人の経営陣もまた、現在、2009年9月付けの捺印証書と同様の条件を有する2004年11月に締結された捺印証書の対象となっている。

さらに、当行定款では、以下の場合を除き、法令で認められる範囲において、その職務につき負担する 法務費用を含む全ての債務について、当行又は関連法人の現在又は過去の取締役又は会社秘書役を被保険 者とする契約の保険料を支払うこと又は支払いに合意することが認められている。

- ・当行が法令により保険料を支払う又は支払いに合意することが禁じられている場合
- ・当行が保険料を支払うことによって契約が法令により無効とされる場合

2009年9月付けの捺印証書に基づき、当行は、当行の取締役及び当行の完全子会社の取締役に対し、取締役・役員向け保険を提供することにつき合意した。

当行グループは、2018年9月30日に終了する年度において、当行が上記に定める補償に基づいて支払わなければならない金額を特定の場合において賠償する保険を付保した。かかる付保は、当該保険によって提供される補償の限度を含むがこれに限定されない、当該保険において規定される条件に服している。保険証券では、支払われる保険料及び被保険債務の内容の開示が禁じられている。

(リ) 当行の外部監査人

会社法に従って、当行は、その定時株主総会において、個人又は会社を監査人として任命しなければならない。当該監査人は、死亡、解任若しくは退任するまで、又は会社法に基づく監査人として行為できなくなるまで監査人を務める。当行の監査人が不在の場合、当行はこれを補完する個人又は会社を任命しなければならない。

(ヌ) 当行の会計

会社法に基づき、当行は、

- (a) 正確にその取引内容、財務状態及び業績について記録、説明し、
- (b) 真実かつ公正な財務書類を作成及び監査ができる

会計帳簿を作成しなければならない。

当行は、会計年度ごとに財務報告書及び取締役会の報告書を作成することを義務づけられている。財務報告書には、とりわけ損益計算書、包括利益計算書、貸借対照表、持分変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書が含まれなければならない。財務報告書は会計年度ごとに会社法に基づく監査を受け、監査報告書を取得しなければならない。

当行の会計方針については、第一部 第6 1「財務書類」を参照のこと。

2 【外国為替管理制度】

オーストラリアの法律は、オーストラリアの非居住者を当事者とする様々な支払い及び取引を管理・規制 し、又はその管理・規制を許可している。数々の免除、許可及び認可に基づき、オーストラリアから非居住者 への送金又は投資に対する一般的な規制はない。ただし、オーストラリアの外国為替管理は所定の国、法人及 び個人について随時実施されており、現時点では以下のものが含まれる。

- () 送金又は配当(フランキング前である場合)若しくは利息の支払に係る源泉徴収税
- () 2011年自主制裁法 (Autonomous Sanctions Act 2011)及び2011年自主制裁に関する規則 (Autonomous Sanctions Regulations 2011)に基づきオーストラリア外務貿易省(DFAT)が課す金融制裁で、とりわけ、外務大臣の事前承認のない、以下にかかげる個人又は法人に対して行われ、それらの者の指図によって行われ、又はそれらの者を代理して行われる送金又は支払に関連する取引に対する制裁
 - ・ 旧ミロシェビッチ政権の関係者及び1990年代前半のバルカン戦争における戦犯として起訴され た又は容疑をかけられた個人
 - ・ ジンバブエにおける民主主義、人権の尊重及び法の支配を著しく損なう活動に従事する個人又 は法人
 - ・ 朝鮮民主主義人民共和国の大量破壊兵器プログラム又はミサイル・プログラムとの関係を有する特定の個人又は法人
 - ・ イランの核又はミサイル・プログラムに貢献した又は貢献している特定の個人又は法人
 - ・ リビアの旧カダフィ政権との関係を有する特定の個人及び法人
 - ・ シリア政権を支持するか又はシリアにおける人権侵害に関与している特定の個人及び法人
 - ・ ウクライナの主権及び領土の保全に対する脅威に貢献したか又はそれに加担した個人
- () 以下を含むDFATが履行する、国際連合安全保障理事会(国連安保理)の経済制裁
 - ・テロリスト資産凍結体制

1945年国連憲章法(Charter of the United Nations Act 1945)及び2008年国連憲章(資産取引)規則(Charter of the United Nations (Dealings with Assets) Regulations 2008)に従って、外務大臣がオーストラリア連邦の官報においてテロリストとして指定した個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。かかる個人又は法人に対して資産を融通することも犯罪行為である。

・国別の制裁措置

1945年国連憲章法及び関連規則に基づき、国連安保理の経済制裁が導入されている。国連安保理が指定する国家との関係を有する特定の個人又は法人の資金、金融資産又は経済的資源を利用又は取引することは禁じられている。また、かかる個人又は法人に対して資産を融通することも犯罪行為である。

3 【課税上の取扱い】

下記の税務に関する検討は、単なる概要の記述であり、完全な技術的分析又は当行株式の日本の実質保有者に対するオーストラリア及び日本のすべての税効果を列挙することを意図するものではない。同検討は、現在有効な法律、規則及び決定に基づいており、オーストラリア及び日本の法律の改正の影響を受ける。税務は複雑な法分野であり、保有者の税効果は、保有者がおかれる特有の状況によっては本解説において詳述されたものとは異なる可能性がある。その場合、保有者は、当行の株式の保有者であることによる税効果について自分自身で別途税務上の助言を求めるべきである。

(1) オーストラリアの課税

以下の議論は、資本勘定に株式を保有する株主に対する、普通株式(ADSを含む。)の所有及び処分に関するオーストラリアの税務上の取扱いについての概要である。こうした議論は、本書及び所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のためのオーストラリアと日本国との間の条約(Convention between Australia and Japan for the Avoidance of Double Taxation and the Prevention of Fiscal Evasion with respect to Taxes on Income)(「租税条約」)の日付現在において施行されている法律に基づいており、同日以後におけるオーストラリア法又は日本法の改正及び租税条約の変更に服する。

こうした議論は、概要を説明することのみを目的としており、普通株式の保有及び処分に関してオーストラリア及び日本の税務上の取扱いを受ける可能性の全てを完全に分析したものではない。各投資家の具体的な税務ポジションにより、その投資家に適用されるオーストラリア及び日本の所得税上の取扱いが決定されるため、投資家は普通株式の保有及び処分の税務上の取扱いに関して各々の税務顧問に相談することが望まれる。

(a) 配当に対する課税

オーストラリアの配当金帰属課税制度に基づき、法人段階で支払われるオーストラリアの税金は、当該法人が株主に対して支払った配当に対する株式帰属方式税額控除(インピュテーション・クレジット(フランキング・クレジットという場合もある。))によって株主に帰属(あるいは配分)される。かかる配当は、「フランキング済配当(franked dividend)」と称される。オーストラリアの居住者である個人株主がフランキング済配当を受領する場合には、当該株主は、その納付すべきオーストラリアの所得税と相殺することができるフランキング・クレジットを限度として、税額の相殺を受ける。オーストラリアの居住者である株主は、一定の場合においては、超過フランキングの還付を受けることができる場合がある。配当のフランキングの程度は、一般に会社が配当実施時に利用可能なフランキング・クレジットに左右される。したがって、株主に支払われる配当は、全部又は一部がフランキングされているか、あるいは全部フランキングされていない場合がある。

非居住者である株主に支払われる全額フランキング済配当については、オーストラリアの配当に係る源泉所得税が免除される。非居住者である株主に支払われる配当のうち、全額のフランキングが済んでいないものについては、(二重課税条約により軽減されない限り)フランキングされていない部分につき30パーセントの税率で配当に係る源泉徴収税が課せられる。租税条約の恩恵を受けることができ、配当を有利に受領することができる日本の居住者の場合、適用される租税条約に基づき税率は10パーセントまで引き下げられる。ただし、当該株式が、非居住者がオーストラリアで事業を行ううえでの媒体となっている又は個人的にサービス提供を行っているオーストラリアの恒久的施設又は非居住者の固定の拠点との間に実質的な関連を有するものでない場合に限る。オーストラリアにおいて恒久的施設又は固定の拠点を有する日本の居住者で、支払われる配当がかかる恒久的施設又は固定の拠点に帰属する場合、配当に係る源泉徴収税が課されることはない。当該配当は純額ベースで課税され、フランキングが行われる場合、税控除の対象となる可能性がある。

非居住者である株主に支払われる全額フランキング済配当及び配当に係る源泉徴収税が適用されている配当については、更なるオーストラリアの所得税は課せられない。株主は、フランキング・クレジットの恩恵を受けることができない可能性がある。こうした規則の適用は、株式保有期間及び当該株主がその株式保有につき「リスクに晒される」程度等、株主自身の状況に左右される。

(b) 株式譲渡損益

一般的に、オーストラリア居住の株主が当該株式を処分する際に獲得するキャピタル・ゲインは、キャピタル・ゲイン税の課税の対象となる。しかしながら、株主がトレーダー若しくは投機家とみなされた場合、又は 営利目的で投資業務を行っているとみなされた場合、利益が経常利益として課税される可能性がある。

オーストラリア居住の個人、トラスト又は年金基金が12か月以上保有する株式に係るキャピタル・ゲインに対しては税率の引き下げが適用される可能性がある。税率の引き下げは、個人又はトラストについては二分の一、年金基金については三分の一である。会社はキャピタル・ゲイン税の税率引き下げの対象とはならない。1999年9月21日以前に取得した株式については、異なる基準のキャピタル・ゲイン算定方法が適用され、定数方式が使用可能である。

このように算出されたキャピタル・ゲインには、通常の所得税率が適用される。キャピタル・ロスはキャピタル・ゲインとのみ相殺することができる。キャピタル・ロスの超過分は、将来のキャピタル・ゲインと相殺するために繰り越すことができる場合がある。一般的に、オーストラリアの公開会社の株式を譲渡する、当該株式を資本勘定に保有する非居住者は2つの例外を除き、オーストラリアの所得税が免除される。主な例外は、以下のとおりである。

- ・オーストラリアの恒久的施設を介して行われる取引又は事業の一環として保有されている株式。この場合は、譲渡益に対して通常の税金が課せられる。損失は、キャピタル・ロスをもたらすか、その他控除可能となる可能性がある。
- ・株式会社に関して株主及びその関係者が当該会社の株式の10パーセント以上及びオーストラリアの不動産権で構成される当該会社の資産の50パーセント超を譲渡時に(又は譲渡前24か月のうち少なくとも12か月間)保有するもの(当行に該当する可能性は低い。)。この場合は、キャピタル・ゲイン税が課せられる。

(2) 日本の課税

支払われた配当についてオーストラリアの源泉徴収税が課される日本の実質株主は、租税条約第25条第1項に基づく租税控除を受けることができる。

日本における当行株式に関する日本の課税の詳細については、第一部 第8 2 (4)「配当等に関する課税上の取扱い」を参照のこと。

4 【法律意見】

当行のグループ法務・戦略投資部長キャスリーン・ウォードより、以下を確認する法律意見が提出されている。

- ・当行は、オーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に基づく株式公開会社として適法に 設立されかつ有効に存続しており、有価証券報告書(第八号様式)に記載されている資産を保有し、その業 務を遂行するための完全な権限を有していること。
- ・有価証券報告書(第八号様式)に記載の当行<u>普通</u>株式について、<u>2018年</u>9月30日現在で、普通株式 3,434,796,711株は、適法に授権され有効に発行済かつ全額払込済であること。
- ・有価証券報告書(第八号様式)に記載のオーストラリア連邦法及びニュー・サウス・ウェールズ州法に関する記述は、全ての重要事項につき真実かつ正確なものであること。

第2【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

下表は、オーストラリアの会計基準(「AAS」)に準拠して作成された、最近5会計年度に係る主要な経営指標等の推移を示したものである¹。

9月30日に終了した年度	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
	22,133	21,802	20,985	21,642	19,937
(百万豪ドル) ²					
税引前利益 (百万豪ドル) ²	11,731	11,515	10,644	11,416	10,740
ウエストパック・バンキング・ コーポレーション所有者に帰属する 当期純利益 (百万豪ドル) 2	8,095	7,990	7,445	8,012	7,561
株主持分及び非支配株主持分合計 (百万豪ドル) ²	64,573	61,342	58,181	53,915	49,337
発行済かつ全額払込済普通株式数 (百万株) ²	3,434	3,394	3,346	3,184	3,109
純資産額 (百万豪ドル) ²	64,573	61,342	58,181	53,915	49,337
資産合計 (百万豪ドル) ²	879,592	851,875	839,202	812,156	770,842
普通株式等Tier 1 資本比率(%)	10.63	10.56	9.48	9.50	8.97
Tier1比率 (%)	12.78	12.66	11.17	11.38	10.56
総自己資本比率 (%)	14.74	14.82	13.11	13.26	12.28
普通株式1株当たり配当金 (豪セント)	188	188	188	187	182
普通株式1株当たり中間配当金 (豪セント)(普通株式1株当たり配 当金に含まれる)	94	94	94	93	90
基本的1株当たり利益 (豪セント)	237.5	238.0	224.6	255.0	242.5
希薄化後 1 株当たり利益 (豪セント) ³	230.1	229.3	217.8	248.2	237.6
配当性向 (%) ⁴	79.52	79.28	84.19	73.39	74.68
従業員合計 <u>(</u> フルタイム相当)(人) ⁵	35,029	35,096	35,580	35,484	36,596

- 1 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が変更され、従前に報告された実績と異なることがある。
- 2 上記の2018年度、2017年度及び2016年度の損益計算書からの抜粋、並びに2018年度及び2017年度の貸借対照表からの抜粋 は、本書の連結財務書類に基づくものである。上記の2015年度及び2014年度の損益計算書からの抜粋、並びに2016年度、 2015年度及び2014年度の貸借対照表からの抜粋は、以前公表された財務書類に基づくものである。
- 3 全額払込済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的 1 株当たり利益に基づき算出されている。
- 4 自己株式につき調整されている。
- 5 フルタイム相当従業員には、常勤及びパートタイム社員(按分ベース)、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。

2 【沿革】

当行は、1817年に設立された、オーストラリアで最初の銀行である。当行は、1850年にニュー・サウス・ウェールズ州議会の法に基づき、「バンク・オブ・ニュー・サウス・ウェールズ(Bank of New South Wales)」として設立された。当行の商号は、1982年にオーストラリア商業銀行との合併に伴い、「ウエストパック・バンキング・コーポレーション(Westpac Banking Corporation)」に変更された。2002年8月23日、当行は、オーストラリアの2001年会社法(Cth)(「会社法」)に基づいて株式公開会社として登録された。

3 【事業の内容】

(1) 会社の目的

当行の定款には、当行の事業目的が記載されていない。会社法の規制を受ける会社として、当行は、オーストラリア国内外において独立の法的能力及び権限を有し、また、株式の発行及び消却、社債の発行、株主間での財産分配(現物支給又はその他の方法による。)、未払込資本の請求による担保の提供、当行の財産への浮動担保の設定、並びに法律により許可される範囲におけるその他の行為を行う権限を含め、法人としてのすべての権限を有している。

(2) 事業の内容

(a) 概要

当行は、オーストラリアにおいては4大銀行組織の一つであり、ニュージーランドにおいても最大手の銀行 組織の一つである。当行は、これらの市場において、消費者¹向け、企業向け及び機関投資家向けの銀行サー ビス及び資産管理サービス等の幅広い銀行・金融サービスを提供している。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド、アジア及び太平洋地域の全域に支店、関連会社及び連結会社 ²を有し、世界の重要な金融センターの数箇所に支店及び事務所を有している。

2018年9月30日現在、当行の時価総額は960億豪ドル³であり、資産合計は8,800億豪ドルであった。当行グループは、2018年度、資本、資金移転価格及び費用の配分の見直しを行った。また、貸借対照表の開示内容並びに顧客移動に関する関連収益及び費用も一致するよう修正された。部門別の業績は、2017年度について2018年度の業績と比較できるようにするために修正再表示されている(当行グループの報告事業セグメント及びセグメント配分の変更に関する開示については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。)。

当行は、以下の5つの主要な顧客対面型事業部門の下で報告を行っている。

- ・コンシューマー・バンク(CB):オーストラリアにおけるすべての消費者顧客との関係に責任を負い、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下で事業を行う。
- ・ビジネス・バンク(BB):最大約150百万豪ドルの融資枠を有するオーストラリアのあらゆる中小企業及び商業事業顧客との関係に責任を負い、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA及びバンク・オブ・メルボルンのブランドの下で事業を行う。

- ・BTファイナンシャル・グループ (オーストラリア) (BTFG): 当行グループのオーストラリアにおける資産管理、保険及び個人向け資産管理業務に責任を負う。
- ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(WIB):商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客との関係(顧客は、オーストラリア全土、並びにニュージーランド、米国、英国、アジア、フィジー及びパプア・ニューギニアの支店及び子会社を通じた支援を受ける。)について責任を負う。
- ・ウエストパック・ニュージーランド:ニュージーランドのすべての顧客セグメントについて責任を負う。 当行グループ事業には、財務部門、グループ・テクノロジー部門及びコア・サポート部門が含まれる。
- 消費者は、当行の商品及びサービスを利用する個人と定義され、事業体は含まれない。
- 2 2018年9月30日現在の当行の重要な連結会社の一覧については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35を参照のこと。
- 3 2018年9月30日現在の、オーストラリア証券取引所(「ASX」)における当行の普通株式の株価終値に基づいている。

. コンシューマー・バンク

コンシューマー・バンク(「CB」)は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下、オーストラリアにおける消費者顧客向けの販売及びサービスを担う。業務は、専門のコンシューマー・リレーションシップ・マネジャーの特別チーム並びに支店、コール・センター及びATMの広範なネットワークを通じて行われている。顧客に対しては、様々なインターネット/モバイル・バンキング・ソリューションによる支援も提供されている。CBは、資産管理及び為替を含む一部の金融サービス及び商品に係る販売及びサービスについてビジネス・バンク、BTFG及びWIBとも全面的に協力している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

. ビジネス・バンク

ビジネス・バンク(「BB」)は、オーストラリアの中小企業及び商業顧客(最大で約150百万豪ドルの融資枠を有する事業者をいう。)向けの販売及びサービスに責任を負う。同部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA及びバンク・オブ・メルボルンのブランドの下で事業を行っている。顧客には、その借入れ、支払い及び取引上のニーズを支援するバンキング及び金融に関連する各種商品及びサービスが提供される。さらに、キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、自動車及び設備金融並びに不動産金融について専門家によるサービスも提供されている。同部門は、自動車ローンを有する消費者顧客についても責任を負う。BBは、企業年金、外国為替及び金利ヘッジ等の一部の金融サービス及び商品に係る販売、委託及びサービスについてBTFG及びWIBとも全面的に協力している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

. BTファイナンシャル・グループ (オーストラリア)

BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)(「BTFG」)は、当行グループのオーストラリアにおける資産管理及び保険部門であり、幅広い関連サービスを提供している。BTFGのファンド管理業務には、投資商品、退職年金商品及び退職商品、資産管理プラットフォーム、個人向け資産管理、マージン・レンディング及びエクイティ・ブローキングの組成及び販売が含まれる。BTFGの保険業務は、生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険の組成及び販売をその対象とする。同部門は、特定の損害保険商品の組成について第三者も利用している。あらゆる保険分野のリスクを管理するにあたり、同部門は、外部の保険会社を用いて特定のリスクの出再保険を行っている。BTFGは、BTブランドに加え、個人向け資産管理業務と保険についてウエストパック、セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルン及びバンクSAの銀行ブランドと共に様々な金融サービス・ブランドを運営している。

. ウエストパック・インスティテューショナル・バンク

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(「WIB」)は、オーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対して幅広い金融商品とサービスを提供している。WIBの業務は、資金調達、トランザクション・バンキング並びに金融市場及び債券資本市場に関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の特別チームを通じて行われている。顧客は、オーストラリア並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアにおける支店と子会社を通じたサポートを受けている。WIBはまた、現在、フィジー及びパプア・ニューギニアにおいて各種バンキング・サービスを提供しているウエストパック・パシフィックについても責任を負う。WIBは、より複雑な財務上のニーズの充足(為替や固定金利証券に係るソリューションを含む。)について当行グループのすべての部門と全面的に協力している。

. ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、企業及び機関投資家顧客に対するバンキング商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。当行は、ニュージーランドの銀行業務を、ニュージーランドにおける2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウエストパック・ニュージーランド・リミテッド、及びオーストラリアにおいて設立されたウエストパック・バンキング・コーポレーション(ニュージーランド支店)を通じて行っている。ウエストパック・ニュージーランドは、北島・南島の両島における広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客には、顧客関係及び専門家向け商品のチームを通じたサービスも提供される。バンキング商品は、ウエストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。ニュージーランドは、独自のインフラ(テクノロジー、運営及び財務を含む。)も維持している。

. 当行グループ事業

当該セグメントは、以下から構成される。

- ・当行グループのバランスシートの管理(大口資金調達、資本及び流動性管理を含む。)を担当する財務部門。また、財務部門は、バランスシートに固有の金利リスク及び為替リスクの管理も行う(当行グループの資産及び負債のミスマッチの管理を含む。)。財務部門の利益は、主として当行グループのバランスシート及び金利リスク(ウエストパック・ニュージーランドを除く。)を所定のリスク限度内で管理することに由来する。
- ・オーストラリア業務向けの機能から成り、テクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション開発並びに事業統合を担当するグループ・テクノロジー部門¹。
- ・オーストラリアにおける銀行業務、不動産サービス、戦略、財務、リスク、コンプライアンス、法務、人 事並びに顧客及び法人関係といった、中央で実施される機能から成るコア・サポート部門²。
- ・当行グループ事業には、部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの事業セグメントの業績の表示を容易にする、特定のグループ間取引、非中核資産の売却益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及び費用並びにその他中央で調達される引当金等の特定の本店関連項目も含まれる。
- 1 費用の全額は、当行グループの他の部門に割り当てられる。
- 2 費用の一部が当行グループのその他の部門に割り当てられ、事業活動に由来する費用は、当行グループ事業において留保される。

これらの事業の詳細については、事業部門別の純利益と資産合計の概要、並びに経営陣による事業部門の業績に関する議論及び分析を含む、第一部 第3 3「業績等の概要」(v)「部門別の業績」を参照のこと。

(b) 主な変更事項

当行に関する主な変更事項

銀行、退職年金及び金融サービス業界に関する王立委員会

2017年12月14日、オーストラリア政府は、オーストラリアの銀行及びその他の金融サービス会社における不正行為の可能性に関連して王立委員会を設置した。王立委員会の要綱により、王立委員会は、(とりわけ)銀行、保険会社、金融サービス会社、年金基金(自主運用年金基金を除く。)及び借り手と貸し手を仲介する業者による行為と、オーストラリアの規制当局による、金融機関における不正行為への対応の有効性を検証する。王立委員会は、オーストラリアの銀行の財務的安定性といった点の検討は義務付けられていない。王立委員会は、2019年2月1日までにオーストラリア政府に最終報告書を提出する予定であり、2018年9月28日には中間報告書を公表し、議会に提出した。

王立委員会は、不正行為の可能性に加え、金融サービス会社による、コミュニティの基準及び期待に満たない可能性のある行為、慣行、行動又は事業活動について調査している。同委員会は、金融サービスにおける不正行為に関する問題について民間から意見提出を募り、意見を受領したほか、不正行為の疑いに関する問題及びこれらの事項に起因する政策関連の問題についてケーススタディーを検討するための様々な公聴会を実施した。

当行は、これまでに行われた王立委員会のすべての回において委員会に書類及び証言供述書を提供し、意見提出を行った。2018年9月28日に公表された委員会の中間報告書では、これまでの情報及び公聴会をもとに委員会委員が同報告書の日付までに形成した様々な見解の概要が示されたほか、金融サービス業界における不正行為に影響しうる又はその対策となりうる、政策の主要分野に関する意見提出が募られた。こうした事項の多くは、(当行を含む)特定の会社及び金融サービス業界全般に重要な影響を与える可能性があるとともに、銀行を含む金融機関の業績に影響を与える可能性がある。提言内容には、金融サービス業界及び/又は業界で使用されるビジネスモデルの構造改革、金融サービス業界における報酬及びインセンティブの構造的な改革、並びに金融サービスの規制のあり方に関する変更をもたらす事項が含まれる可能性がある。当行は、2018年10月26日、中間報告書において提起された問題に関する意見提出を行った。

王立委員会は、委員会の審議の過程で提出された委員会補佐カウンセル、関連金融機関、他の関連機関(規制当局を含む。)及び民間からの意見を考慮した上で、最終的な検討結果及び提言を示す予定である。王立委員会の検討結果及び提言には、金融機関及び個人に対して行うべき民事上又は刑事上の訴追に関する提言、立法改革に関する提言、並びに規制当局又はその他の政策機関が検討すべき事項に関する提言が含まれる可能性がある。

連邦政府が提言された規制変更を支持した場合、王立委員会が法律及び規制の変更を行うこととなる可能性がある。また、王立委員会は、当行の規制当局の規制及び執行に係る慣行についても検討を行っている。王立委員会により示された検討結果又は提言を受けて、規制当局が当行を含む様々な金融サービス会社に対する調査を開始することが見込まれるほか、今後も引き続きこうした調査が行われる可能性がある。こうした措置の結果、将来的に行政措置や執行措置が実施される可能性がある。また、委員会を受けて、規制当局がその既存の方針や慣行を変更(当行を含む規制対象会社に対する期待水準の引上げを含む。)し、ありうる違反に対して他の手段による解決に代えて公的な訴訟の提起を選択するケースを増やし、それにより当行の評判が損なわれ、当行の訴訟に関する責任が増加する可能性もある。また、王立委員会における検討事項が、金融機関に対する民事上の請求(集団訴訟を含む。)を生じさせた又は今後生じさせうるリスクがある。

議会による調査及びその他のレビュー

2016年9月16日、代議院(下院)経済常設委員会の委員長により、同委員会が4大銀行のレビュー(「議会によるレビュー」)を開始したことが発表された。議会によるレビューの要綱は多岐にわたっており、その重点分野の一つには、個別の銀行及び業界全体が他の調査(オーストラリア銀行協会(「ABA」)の行動計画に基づくものを含む。)において特定された問題点にどのように対応しているか、といった点が挙げられる。当行は、2016年10月6日、2017年3月8日、2017年10月11日及び2018年10月11日に開催された議会によるレビューの公聴会に出席した。

議会によるレビューの第3回目の報告書は、2017年12月7日に公表された。代議院経済常設委員会は、第3回目の報告書において、デュアル・ネットワーク・カードによる「タップ・アンド・ゴー」決済の処理方法に関して業者に選択肢が与えられることを確保するための提言、オーストラリア競争・消費者委員会(「ACCC」)が抵当権付住宅ローン商品に関する調査の一環として、2017年6月に生じたインタレスト・オンリー抵当権付住宅ローンの金利改定の評価を行うべきであるとの提言、銀行による包括的信用調査(後述する。)への参加を義務付ける法律の施行に関する提言、及びオーストラリア取引報告分析センターのオーストラリア・コモンウェルス銀行に対する訴訟において特定された問題点に鑑みて、司法長官が一定の閾値を越える取引に関する報告義務の見直しを行うべきであるとの提言を行った。

2016年11月29日、元老院(上院)は、元老院経済調査委員会に対し、銀行、保険及び金融サービス・セクターにおける消費者(小企業を含む。)保護に関する規制上の枠組みについて調査を要請した。当該調査の要綱は、当該セクターにおける不正行為からの消費者の保護に関連する各種事項に焦点を当てたものである。また、同要綱では、当該不正行為の被害者となった消費者のための補償と支援の利用可能性と適切性の検証も要求されている。当該調査の報告は2018年11月15日に行われ、以下の3つの提言がなされた。

- 1.連邦政府は、銀行、年金及び金融サービス業界に関する王立委員会に対し、報告期限の延期を認める。
- 2. 連邦政府は、企業及び金融サービスに関する議会合同委員会による消費者ローンの減損に関する調査への回答を行う。
- 3. 連邦政府は、金融に関する不正行為の被害者のためのコミュニティごとの法律及び金融カウンセリング・サービスの資金の増額を検討する。

調査に関する報告は全会一致の支持を得られず、上記1及び2の提言は政府上院議員らにより却下された。

上記のレビュー及び調査に加え、オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)は、銀行税の影響を受ける銀行(当行を含む。)の抵当権付住宅ローンの金利設定に関する具体的な調査(銀行税が顧客に転嫁される度合いの監視を含む。)を行っている。2018年3月に中間報告書が公表されており、2018年12月に最終報告書が公表された。最終報告書では、抵当権付住宅ローンの金利設定に関して、以下を含む複数の調査結果が示された。

- ・現在の抵当権付住宅ローンの金利設定の裁量的な性質は、非効率をもたらし価格競争を阻害するものである。
- ・平均して、新規の借り手は既存の借り手よりも低い金利を支払っている。
- ・調査対象の銀行は、特に銀行税のコストの回収を目的とする抵当権付住宅ローンの金利変更は行っていない。 い。
- ・借り手の貸し手との交渉に対する意欲は、借り手の抵当権付住宅ローンの金利設定の重要な要素である。

抵当権付住宅ローンの金利設定に関する調査は、金融サービス業界の競争に関する具体的な事項について定期的な調査を行うために2017年にACCCにおいて設立された金融サービスユニット (FSU)の最初の任務である。FSUは、2018年7月から市場調査作業を開始した。当該作業の正確な範囲は未定であるが、小規模な銀行の大手銀行に対する競争力に関わる規制措置の影響、金融サービス市場の参入障壁及び消費者による競合会社への切替えに関するレビューが含まれる可能性がある。

2018年10月2日、ACCCは、オーストラリア国内における外国通貨換算サービスの提供に関する調査を実施することを発表した。当該調査は、FSUの第二の任務であり、外国通貨換算サービスの価格設定に関する検討及びセクター内における効率的な価格競争に対する障害の有無に関する評価が行われる予定である。2019年5月31日までに、ACCCから財務大臣に対して報告が行われる予定である。

当該レビュー及び調査が進展するにつれ、更なる規制や改革が生じる可能性がある。

APRA自己評価

2018年5月1日、オーストラリア・コモンウェルス銀行に対する健全性調査に関する最終報告書の公表に関連して、APRAは、規制対象のすべての金融機関が、各自のガバナンス、文化及び説明責任に関する枠組み及び慣行について自己評価を行うことにより恩恵を得られると表明した。APRAはまた、当行のような大手金融機関に対しては、上記事項に関して、各自の取締役会によるレビュー及び承認を受けた評価報告書の提出を求める予定であるとした。当行は最近、自己評価を完了させ、2018年11月29日にAPRAに報告書を提出した。

生産力強化委員会によるオーストラリアの金融システムにおける競争に関する調査

2017年5月、オーストラリア政府は、生産力強化委員会による金融システムにおける競争に関する調査を公表した。当該レビューは、金融制度調査委員会(「FSI」)の提言による。要綱は多岐にわたり、生産力強化委員会は、消費者アウトカムの改善、金融システム及び経済全般の生産性と国際的な競争力のより広範な強化、並びに現在進められている金融システムの改革に対する支援という観点から、またそれらと金融安定という目的とのバランスを取りつつ、オーストラリアの金融システムにおける競争のレビューを行うことを求められた。

生産力強化委員会は、2018年8月3日に最終報告書を公表し、同報告書において、世界金融危機以降の金融システム規制が競争よりも安定性を優先するものであったと指摘している。生産力強化委員会による提言の多くは、同委員会の認識したそのような規制上の不均衡について以下を含む対策を講じることを目的とするものである。

- ・オーストラリア政府は、オープン・バンキング制度(後述する。)を実施する。
- ・ACCCが、金融システムにおける競争を「支持」することについて委任を受ける。
- ・抵当権付住宅ローン仲介業務におけるトレイル・コミッション、取引量に基づく手数料、キャンペーンに 基づく手数料及び取引量に基づく支払金を禁止し、ブローカーからの手数料のクローバックを最大2年間 に制限する。

- ・顧客に住宅ローンを提供するすべてのブローカー、アグリゲーター、貸し手及びそれらの従業員は、自ら の顧客に対し、その最善の利益のために行動する旨の明確で法的根拠のある義務を負う。
- ・すべての銀行は、当該機関が行う支払いの、顧客の最善の利益に関する新たな義務への適合性について取締役会に直接報告する法的義務を負うプリンシパル・インテグリティ・オフィサー(「PIO」)を任命する。PIOはまた、取締役会がPIOの助言に応じない場合に、独立してASICに報告する義務を負う。
- ・ACCCは、金融システムにおける垂直型及び水平型の統合が競争に与える影響に関し、5年ごとに市場調査を行う。最初の調査は2019年に開始され、金融システムにおける統合活動に関する確固たるエビデンスベースの確立を含むものとする。
- ・ASICは、抵当権付住宅ローン貸付保険(「LMI」)料を課せられる借り手に対して当該保険料を住宅ローンの開始時にまとめて課せられる(支払いが一括又は延べ払いのいずれによるかを問わない。)か、又はローンの最初の6年間にわたり毎年課せられるかの選択権を与える旨をすべての貸し手に対し義務付ける(貸し手に対し、これらの選択肢の比較に関して透明性を提供する旨を義務付けることを含む。)。
- ・LMIが住宅ローンの開始時に課せられる場合、すべての貸し手は、借り手がローンの組成後6年以内にローンの借換え又は支払いを選択した際におけるLMIの費用の返金に関するスケジュールを策定する旨を 義務付けられる。返金スケジュールは、一切の手数料又は料金を課す前に借り手にこれを提供しなければならない。
- ・決済システム理事会は、2019年半ばまでに、クレジットカード仲介手数料を禁止する。

手数料開示及び更新通知に関するコンプライアンス違反に関するASICの措置

2018年10月12日、ASICは、手数料開示書(「FDS」)及び更新通知書に関する要件の遵守状況に関するレビューについて発表した。ASICは、ライセンシーから、財務アドバイスの未来(「FoFA」)改革の一環として導入されたFDS及び更新通知書に関する要件が遵守されなかった可能性を示す違反報告を複数件受けていると述べた。ASICは現在、当該報告に関する調査を行っており、違反が確認された場合には執行措置を講じる可能性がある。かかる特定の事例に関する調査に加えて、ASICは、財務アドバイスセクター全体にわたってFDS及び更新通知書に関する要件の遵守状況の確認を実施する予定であることを発表した。

ASICは、2019年度中に検討結果を報告する予定である。

抵当権付住宅ローンの貸付け・規制当局によるレビュー及び規制当局への協力

近年、規制当局は、業界全体の抵当権付住宅ローンの貸付基準の様々な部分に重点を置いている。

APRAは、抵当権付住宅ローンの貸付けに係る銀行の回収可能性基準に関する幅広い事項に注目しており、公式に見解を述べている。

当年度中、当行は、抵当権付住宅ローンの回収可能性に関する要件の統制を一層強化した。この作業は、当行(及び他の大手ADI)がAPRAの要請に応じて行った、抵当権付住宅ローン回収可能性評価に使用されるデータに関する2016年 / 2017年の対象限定レビューの検討結果に基づいて行われた。当該レビューは、回収可能性評価における、借り手に関する情報の完全性及び正確性を確保するための統制の適切性に重点を置くものであった。当行は、当該レビューの実施を独立した第三者に委任し、当該レビューは2017年 5 月に完了された。当該第三者は、現行の統制の設計及び運用上の有効性に関して行った評価の結果をもとに、APRAにより定められた10の統制目標のうち 8 の統制目標に基づく限定的適正意見を表明した。当該第三者は、当行が、借り手に関する情報のうち一定のカテゴリー(特に所得に関するもの)の検証については広範な統制を実施しているとした一方で、申告された経費やその他の負債を含む一定の部分に関しては統制の強化を検討すべきであると指摘した。

当行は、こうした統制の強化の進捗のほか、抵当権付住宅ローンの貸付けに関するリスク管理の枠組み(監督、運営上の制度・統制及び保証に関するものを含む。)に関して、引き続きAPRAと協力している。

当行はまた、APRAの2018年4月26日付けのADIに対するレター(抵当権付住宅ローンの貸付けに関する健全な慣行の組込み)に従い、抵当権付住宅ローンの貸付けに関する方針及び慣行に関してAPRAと協力している。

抵当権付住宅ローンの分野において、ASICは、引き続きインタレスト・オンリー抵当権付住宅ローンの組成とハイリスクな顧客グループ(リバース・モーゲージを保有する顧客等)に注目している。また、ASICは、APRAがADIを対象に、インタレスト・オンリー規定のある新規貸付けに関するマクロ・プルーデンス制限を導入したことを受けて、一部の銀行(当行を含む。)による金利の変更に関するパブリックステートメントのレビューを行った。当行は、ASICによる当該分野のレビューにおいて、ASICと協働している。

マネーロンダリング防止及びテロ資金対策に関する改革及びイニシアチブ

2017年12月13日、2017年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法(Cth)(改正法)が施行された。当該改正法により、以下を含め、2006年マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法(Cth)(「AML/CTF法」)に対する複数の改革が導入される。

- ・オーストラリア取引報告分析センター(「AUSTRAC」)の、違反通知及び是正命令を発する権限の拡大
- ・報告主体が特定の関連法人と情報を共有できるようにするための「密告(tipping-off)」規定の改良
- ・デジタル通貨取引業者に対する規制

当該改正法による改革の多くは、最近のオーストラリアのマネーロンダリング防止及びテロ資金対策の枠組みに関するレビュー(「制定法上のレビュー」)に基づくものであり、当該レビューの検討結果は、2016年4月29日に議会に提出されたAML/CTF法及び関連規則の制定法上のレビューに関する報告書にまとめられている。制定法上のレビューにおいては、オーストラリアのマネーロンダリング防止及びテロ資金対策体制に関する金融活動タスクフォースの相互評価における、関連する検討結果が考慮に入れられた。政府は、制定法上のレビューにより提言された改革の実施に関して「プロジェクト計画」を公表済みであり、近い将来に更なる改革が法制化される見込みである。

進行中の法改正の可能性に加えて、AUSTRACはこの数年間、金融情報データの収集、分析及び提携する法執行機関への発信における自らの役割を一層強調している。その方策の一つが、金融サービス業界との協力の強化である。2016年には、AUSTRACは、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策に関する主要なリスクに対処するためのアクショナブルな情報及び見識を開発・共有することを目的に、AUSTRAC、各種金融サービス会社(当行を含む。)及び公共部門機関の間で協力することを含むイニシアチブであるフィンテル・アライアンスを創設した。

法改正や規制改革が進行し業界への注目が高まる現在の環境の下で、当行は引き続きAUSTRACと協力し、当行のマネーロンダリング防止及びテロ資金対策に関する統制環境のレビューを行っている。当該レビューは、当行のマネーロンダリング防止及びテロ資金対策に関する方針、当行のマネーロンダリング防止及びテロ資金対策に関するうか。当行のマネーロングリング防止及びテロ資金対策に関する手続及び統制の検討並びに評価を目的とするものである。当行は、当該レビューの進捗状況について定期的にAUSTRACへの報告を行っており、また、マネーロングリング防止及びテロ資金対策に関する方針、システム及び統制に関する複数の改善措置並びにそれらに関連する特定の報告慣行の是正作業に着手している。かかる取組みには、顧客のオンボーディング及び継続的な顧客デューディリジェンス等に関するものが含まれる。

当行グループは近時、AUSTRACに対し、あるWIB商品に関連して多数の(オーストラリアのAML/CTF法により義務付けられる)国際的資金振替に関する指示(「IFTI」)の報告漏れがあった旨の自主報告を行った。当該IFTIは、2009年から最近までに少数のコルレス銀行から受領した、主にオーストラリアの受益者に対する豪ドル建ての支払いに関するバッチ指示に関連するものである。当該商品を通じて、当行は特定のコルレス銀行の顧客のために支払いを円滑化している。支払いの大部分は少額で、政府の年金基金及び法人によるものである。当行グループは、調査を行うとともに、AUSTRACと協力し、IFTIの報告漏れの是正に取り組んでいる。金融犯罪に関する義務の不履行に伴う影響の詳細については、第一部 第3 2「事業等のリスク」に記載される。

銀行執行役員の説明責任体系

2018年7月1日、当行を含む大手ADIに適用される銀行執行役員の説明責任体系(「BEAR」)が施行された。政府は、BEARの意図を、ADIグループにおける最上級かつ最大の影響力を有する取締役及び執行役員(BEARにおいては、「説明責任者」と称される。)の責務と説明責任の枠組みの強化であるとしている。

BEARには、以下を含む各種の新たな措置が含まれる。

- ・ADI及び説明責任者に対し、説明義務を含む一連の要件を課す。
- ・ADIに対し、説明責任者がその職務を開始するのに先立ちAPRAに当該者を登録し、ADIグループにおける説明責任者の職務と責務を図式化したものを保有し、これをAPRAに提供し、各説明責任者につきその職務と責務を記載した説明責任に関する報告書をAPRAに提出し、ADI又は説明責任者による各自の説明義務の違反が生じた場合にこれをAPRAに報告する義務を課す。
- ・APRAの執行権を新設し、強化する(BEARの義務に違反した説明責任者の資格剥奪権、及び(当行等の大手 ADIにつき)ADIがBEARに定める義務に違反し、かつ当該違反が「健全性事項」に関連する場合にAPRAが連邦裁判所に対して最大210百万豪ドルの民事制裁金を請求することを可能にする新たな民事制裁金体系を含む)。

当行は、所定の期限であった2018年7月1日までに、APRAにすべての必要書類を提出することを含め、BEARを実行した。

オーストラリア証券投資委員会(ASIC)によるエンフォースメント・レビューのタスクフォース

2016年10月19日、オーストラリア政府は、ASICのエンフォースメント・レビューのタスクフォース(「タスクフォース」)により、ASICの現行の規制措置(適用可能な罰則を含む。)の適切性とその強化の必要性に関するレビューが実施されることを発表した。

タスクフォースは、オーストラリア政府に対して2017年12月に報告を完了し、50の提言を行った。2018年4月20日には、オーストラリア政府が、50の提言のすべてについて同意又は原則として同意し、そのうち30の提言の実行に優先的に取り組む旨を発表した。残りの20の提言は、王立委員会による最終報告書と合わせて検討される。

タスクフォースによる提言は、特に以下の事項に関するものであった。

- ・違反報告義務の枠組みの改革。これには、報告義務が生じる条件、個人のアドバイザーと従業員による不正行為について作成される報告書の分類の拡大、及び報告を怠った場合の罰則の強化(違反通知制度の導入を通じたものを含む。)が含まれる。
- ・ASICのライセンス付与権限の強化。これにより、申請者又はライセンシーが不適格かつ不適切な人物であるとみなされる場合にASICがライセンスの付与を拒否する、又はライセンスを停止若しくは取り消すための措置を講じることが可能になる。
- ・ASICが、不適格、不適切又は不適任とみなした個人の金融サービス事業への従事を禁止する権限の拡大
- ・法人及び金融セクターにおける不正行為に対する罰金の増額及び罰則の強化
- ・ASICに対する、金融サービス業ライセンシー及び信用事業ライセンシーにそれらの事業運営に関する指図を行う権限の付与
- ・ASICの捜査令状に関する権限を強化し、ASICが押収資料をより柔軟に利用することができ、かつ電気通信 傍受資料へのアクセス権を与えられるようにすること

これらの提言の実行に関する進捗状況は、以下のとおりである。

- ・ASICは、当行を含む12の金融サービスグループの違反報告手続に関し、2018年9月25日に報告書を公表した。
- ・オーストラリア政府は、ASICのエンフォースメント・レビューのタスクフォースからの、法人及び金融サービスの不正行為に関するASICの権限(適用ある刑事上及び民事上の罰則を含む。)の拡大に関する提案を公式に承認し、2018年財務省令改正法(法人及び金融セクターに対する罰則の強化)案(Cth)(後述する。)を発表した。
- ・オーストラリア政府は、厳密かつ継続的な監視プログラムの導入のためのASICの資金の増額を発表した。 当該プログラムにおいては、ASICは監視対象の各機関に人員を配置する。

法人及び金融セクターの不正行為に関する罰則強化

2018年10月24日、オーストラリア政府は、2018年財務省令改正法(法人及び金融セクターに対する罰則の強化)案(Cth)を議会に提出した。当該法案は、ASICのエンフォースメント・レビューのタスクフォースによる提言に従い、法人及び金融セクターの不正行為に関する罰則の強化を提案するものである。当該法案が現在の内容で可決された場合、以下が実現される。

- ・ASICが施行する法律における特定の犯罪行為に関する罰則の更新。これには、特定の犯罪行為に関する最大懲役刑の引上げ、犯罪行為の罰金に係る計算式の導入、並びにすべての無過失・厳格責任犯罪に関する 懲役刑の廃止及び罰金の引上げが含まれる。
- ・厳格・無過失責任犯罪に加えての一般刑事犯罪の導入
- ・民事罰則条項の違反に関する裁判所の放棄命令権の導入
- ・より広範な犯罪を民事罰則の対象とすることによる民事罰則制度の近代化及び拡張
- ・違反通知体系の調整及び拡張
- ・2001年会社法 (Cth) に基づくすべての不正行為に適用される新たなテストの導入
- ・裁判所が被害者への補償を罰金の支払いよりも優先することの確保

商品設計及び販売に関する義務並びに商品への介入権

2017年12月21日、オーストラリア財務省は、ASICに対して商品への介入権を付与し、発行会社及び販売会社に対して新たに「原則主義的な」商品の設計及び販売に関する義務を課すための2001年会社法(Cth)及び2009年消費者信用保護法(Cth)の改正案の草案を公表した。2018年7月には、新たな公開草案が協議のために公表された。

当該草案及びその修正案に対し、当行は、それぞれ2018年2月12日及び2018年8月16日にオーストラリア財務省への意見提出を行った。

2018年9月20日、2018年財務省令改正法(設計及び販売に関する義務並びに商品への介入権)案(Cth)が議会に提出された。当該法案は、現在下院で審議中である。2018年10月23日には、当該法案に関連する規制の公開草案が協議のために公表され、2018年11月14日には、当行は規制案に関してオーストラリア財務省への意見提出を行った。

有価証券報告書

オーストラリア銀行協会の銀行改革プログラム及び業界イニシアチブ

2016年4月21日、ABAは、消費者の利益の保護、透明性及び説明責任の強化、並びに銀行に対する信頼と信用の構築を意図した行動計画を公表した。

当該改革プログラムには、以下を含む多数の業界主導のイニシアチブが盛り込まれている。

- ・商品販売手数料と商品ベースの支払いのレビュー
- ・各銀行における独立のカスタマー・アドボケイトの設置
- ・外部の紛争解決スキームの拡大支援
- ・業界全体の強制的かつ「最終的な(last resort)」補償制度の確立に関する評価
- ・内部通報者保護の強化
- ・過去に不適切な行為のあった個人に業界内を移動させないための新たな情報共有プロトコルの採用
- ・銀行取引準則における顧客へのコミットメントの強化
- ・強力な規制機関としてのASICの支援

2018年4月17日、ABAの行動計画を精査した独立のガバナンス専門家であるイアン・マクフィー氏により、「オーストラリアの銀行業界:イニシアチブのパッケージ」と題する第8回目にして最終の報告書が公表された。当該報告書では、銀行によるイニシアチブは順調に実施され、イニシアチブの大半が実施済みであると述べられている。銀行からイアン・マクフィー氏への、各行における主要な業界イニシアチブの実施状況に関する報告は完了している。ABAは、参加銀行による、実施状況の進捗に関するさらなる半年毎の外部報告に取り組んでいる。

2018年7月31日、ASICは、2019年7月1日を施行日として銀行取引準則を承認した。かかる新たな準則は、 従前の2013年銀行取引準則に取って代わるものである。

当行は、当行従業員に関し、スティーブン・セジウィック氏が議長を務める消費者向け銀行業務報酬審議会による提言を、予定よりも2年早く2018年10月1日に完全に実行した。

資産管理業務に関する変更

2018年6月20日、BTファイナンシャル・アドバイスは、当行、セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルン及びバンクSAの各ネットワークを通じて業務を行うBTファイナンシャル・アドバイスの顧客が、そのBT商品に関連するグランドファザリング適用対象の支払いの廃止により利益を享受する旨を発表した。2018年10月1日にグランドファザリング適用対象であった支払いの大部分を廃止する変更が行われ、特定のより複雑なグランドファザリング適用対象の支払いも、近く廃止される予定である。2013年に導入されたFoFAの改革には、相反報酬の将来的な禁止が含まれていた。原則として、FoFA開始前に行われた取決めはグランドファザリング適用対象とされ、かかる取決めに基づくグランドファザリング適用対象の支払い(手数料等)については継続が認められていた。

2018年7月23日、BTファイナンシャル・グループは、以下の3つの新たなイニシアチブを発表した。

- ・そのフラッグシップ・プラットフォームであるBTパノラマの価格設定に関する大幅な変更。これは、価格 構成を大幅に低価格かつシンプルにするとともに、規模ベースでないものとするものである。
- ・よりシンプルな投資に関する「コンパクト」なBTパノラマの提供開始
- ・オンライン・アドバイザー・サービスのハブであるBTオープン・サービシズ

オープン・バンキング体制

2018年2月9日、オーストラリアのオープン・バンキングに関するレビューの最終報告書が公表された。同報告書においては、以下を含め、合計50の提言がなされている。

- ・オープン・バンキングを支える規制の枠組み
- ・共有対象データ及びデータ共有対象者
- ・データ共有に関して信頼を得るために必要な保護措置
- ・対象データの転送手段
- ・オープン・バンキングの展開方法

2018年5月9日、政府は、当該報告書における提言に同意した旨及び必要なすべての大手銀行(当行を含む。)との間でオープン・バンキングを段階的に導入し、クレジット及びデビット・カード並びに預金及び決済用口座に関するデータを2019年7月1日まで、抵当権付住宅ローンに関するデータを2020年2月1日までにそれぞれ入手可能にする予定である旨を発表した。当該報告書において提言されたすべての商品に関するデータは、2020年7月1日までに入手可能にされる必要がある。残りのすべての銀行は、大手銀行から12か月遅れたスケジュールに従ってオープン・バンキングを実施するよう求められる。ACCCは、必要に応じて期限を調整する権限を与えられる。

2018年8月15日、オーストラリア財務省は、財務大臣が指定する特定のセクターを適用対象として消費者データに関する権利を導入するために2010年競争・消費者法(Cth)、1988年プライバシー法(Cth)及び2010年オーストラリア情報コミッショナー法(Cth)を改正する法案を公表した。これを受けて、当行は意見提出を行った。2018年9月24日には、同法の新たな草案(指定案を含む。)がオーストラリア財務省により公表された。銀行セクターは、当該権利の適用対象となる最初のセクターである。また、2018年9月にはACCCにより消費者データに関する権利に関するルールの枠組みが公表され、当行は、2018年10月12日に当該枠組みに関する意見提出を行った。

ハーパー競争関連改革

2017年11月、イアン・ハーパー氏が議長を務める競争政策審議会の提言を受けて、2017年競争・消費者法改正法(競争政策見直し)(Cth)及びこれと相互に関連する2017年競争・消費者改正法(市場支配力の濫用)(Cth)が施行され、これにより、2010年競争・消費者法(Cth)が大幅に変更された。

この改革には、以下が含まれる。

- ・市場力の濫用に関する既存の禁止範囲の拡大。相当の市場支配力を有する会社は、自社(又はその関連法人)が商品又はサービスを供給又は取得する市場における競争を実質的に減殺する目的のある、又は実質的に減殺する効果が見込まれる行為を禁止される。
- ・競争を実質的に減殺する目的若しくは効果のある、又は実質的に減殺する効果が見込まれる「協調行為」 に関する新たな禁止
- ・協調行為の新たな禁止に関連する、銀行のみに課せられる価格シグナリングの禁止の撤廃
- ・ACCCに対する「クラス適用除外」に関する権限の付与。この権限は、ACCCが、2010年競争・消費者法 (Cth)の各種規定を特定の種類の行為に適用しない旨決定することを可能にするものである。
- ・ACCCに届出を行っていない場合における商品及びサービスの第三者からの購入強制又は「第三者抱き合わせ」行為の禁止そのものの撤廃。かかる慣行は、代わりに、競争を実質的に減殺する目的、効果又は見込まれる効果の有無に関するテストの対象となる。
- ・合併案の審査に関する既存の手続の合理化

包括的信用調査(「CCR」)

2018年3月28日、2018年消費者信用保護法改正法(包括的信用調査報告義務)案(Cth)が議会に提出された。当該法案は上院で審議中であるものの、現在の内容で可決された場合、信用調査機関へのCCRに関するデータの提出が必須化されることとなる。当行は、その責任ある貸付けの原則の裏付けとしてCCRの利用に取り組んでおり、そのため、2018年9月17日に当行の消費者向けクレジット勘定の55パーセントを自主的に提供した。

当行は、2019年9月17日までに、消費者向けクレジット勘定のうち残りの45パーセントを提供する予定である。かかる提供の実施の裏付けとして、当行は相互関係及びデータ交換に関する原則に調印した。これは、CCRデータ共有環境内におけるガバナンス、及び最も重要な点として、主要消費者データ保護プロトコルを提供するものである。

金融ベンチマークの改革

2018年4月12日、金融ベンチマークに関する規制を強化する2018年財務省令改正法(2017年政策第5号) (Cth)が発効した。当該政策には、以下の内容が含まれる。

- ・ASICは、ベンチマークの管理機関及び重要なベンチマークを採用する事業体(当行を含む。)に対して執 行可能な規則を策定する権限を付与される(他の計算メカニズムが機能しない場合において、ベンチマー クの採用を強制する権限を含む。)。
- ・重要なベンチマークの管理機関は、(別途免除される場合を除き)新たにASICが交付する「ベンチマーク 管理者」に係るライセンスを取得することを義務付けられる。
- ・金融ベンチマーク又は金融ベンチマークを決定する際に使用される金融商品(譲渡性預金等)の操作は、 特定の刑事犯罪に該当することとなり、かつ民事上の罰則の対象となる。

ウエストパック・キャピタル・ノート5の発行

2018年3月13日、当行は、APRAの自己資本比率の枠組みに基づき、その他Tier 1 資本として適格な、ウエストパック・キャピタル・ノート5と称する16.9億豪ドルの証券を発行した。

ウエストパック転換優先株式(「CPS」)の譲渡及び転換

2018年3月13日、ウエストパック・キャピタル・ノート5の再投資の募集に基づき、623百万豪ドルのCPSが、ウエストパックCPS被指名者に対して1株当たり100豪ドルで譲渡された。当該CPSはその後、当行により買い戻され、消却された。

2018年4月3日、残りの566百万豪ドルのCPSが、ウエストパックCPS被指名者に対して1株当たり100豪ドルで譲渡された。かかる残りのCPSは、譲渡後、普通株式19,189,765株に転換された。

ウエストパック・キャピタル・ノート6の発行

2018年12月18日、当行は、APRAの自己資本比率の枠組みに基づき、その他Tier 1 資本として適格なウエストパック・キャピタル・ノート 6 と称する約14.2億豪ドルの証券を発行した。

ウエストパック・キャピタル・ノートの譲渡及び償還

2018年12月18日、ウエストパック・キャピタル・ノート6の再投資の募集に基づき、約722百万豪ドルのウエストパック・キャピタル・ノートが、ウエストパック・キャピタル・ノート被指名者に対して1株当たり100豪ドルで譲渡された。当該ウエストパック・キャピタル・ノートはその後、当行により償還された。

責任ある貸付けについてASICが当行に対して提起した訴訟

2017年3月1日、ASICは、2011年12月から2015年3月までに契約され、より大きな手続の一部として、当行のシステム上自動的に承認された住宅ローンに関連して、連邦裁判所において当行に対する訴訟を提起した。2018年9月4日、当行及びASICは、提案されている35百万豪ドルの罰金及び当行が2009年消費者信用保護法(Cth)(「NCCPA」)に違反した旨の宣言を条件として当該訴訟について和解することで合意した。和解案は、裁判所の承認が条件となる。しかしながら、2018年11月13日、和解案は裁判所により却下された。したがって、当該訴訟は依然として係属している。

海外向けスケールド・アドバイス部門に対する訴訟

2016年12月22日、ASICは、2013年から2016年の間に行われた多数の退職年金口座の統合キャンペーンに関連して、連邦裁判所においてBTファンズ・マネジメント・リミテッド(「BTFM」)及びウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッドに対する訴訟を提起した。ASICは、一部のキャンペーンにおいて、顧客に対し2001年会社法(Cth)の多数の規定に違反する態様で個人向けの助言が行われたと主張している。ASICは、申立ての焦点として15名の具体的な顧客を挙げている。当該手続の審問は、2018年2月に行われた。判決は未だ確定しておらず、当暦年中に言い渡される予定である。

ファイナンシャル・プランナーの不適切な財務アドバイスに関するASICの当行に対する訴訟

2018年6月14日、ASICは連邦裁判所において、当行を相手に、元ファイナンシャル・プランナーのスディール・シンハ氏が不適切な財務アドバイスを行ったとして訴訟を提起した。シンハ氏は、2014年11月に当行を解雇され、その後、ASICから追放処分を受けている。当行は、影響を受けた顧客を特定し、当該顧客に補償するための是正策を積極的に開始し、既に是正措置を完了した。ASICの手続は、4つの特定の顧客ファイルに関してシンハ氏が提供したアドバイスに関するものである。当行は、ASICの主張に対する答弁書を提出した。

*ウエスト*パック・バンキング・コーポレーション及びウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービ シズ・リミテッドに対する集団訴訟

2017年10月12日、オーストラリア連邦裁判所において、当行グループ内で雇用されたファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づき2011年2月以降にウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービシズ・リミテッド(「WLIS」)が販売した保険を取得した顧客を代表して集団訴訟が提起された。原告団は、当該アドバイザーが提供した金融アドバイスに、当該アドバイザーの顧客に対する信任義務及び法的義務(顧客の最善の利益のために行動する義務を含む。)に違反する部分があり、WLISが故意に当該違反に加担したと主張している。当行及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。当該訴訟は、現在、集団訴訟における実質的な主張とは無関係の手続上の問題に関する上訴の結果が出るまでの間、裁判所の命令により延期されている。

BBSWに関する訴訟

ASICは、銀行間短期取引市場とそれが銀行間取引金利(「BBSW」)の設定に与える影響についての調査を踏まえ、2016年4月5日、オーストラリア連邦裁判所において、市場操作や不当な行為を含む不正行為があったとして、当行に対する民事訴訟を提起した。訴訟の争点となった行為は、2010年4月6日から2012年6月6日の間に行われたものとされている。ASICは、当行が2001年会社法(Cth)及び2001年オーストラリア証券投資委員会法(Cth)の複数の規定に違反した旨の判決、不特定の金額による罰金刑、並びに当行において関連市場における取引に従事する従業員に対する総合的なコンプライアンス・プログラムの導入命令を裁判所に対して求めた。当該訴訟の審問は、2017年度後半に行われた。2018年5月24日、ビーチ判事は、当行による2001年会社法(Cth)に基づく市場操作又は誤解を招く行為若しくは欺瞞的な行為はなかったとの判決を下した。同判事はまた、BBSWレートの操作に関する「取引慣行」は存在しなかったとの判決を下した。しかしながら、裁判所は、当行が4つの場面において不当な行為を行い、当行の監督義務に違反したとした。2018年11月9日、裁判所は当行に対し、3.3百万豪ドルの罰金の支払い並びに当行のコンプライアンスに関する取決めの特定の側面に関する独立した立場の専門家によるレビューの実施を命じた。

認可預金受入機関(「ADI」)に対する銀行税

2017年6月23日、1,000億豪ドル以上の負債を有するADIに対して新たな税金(「銀行税」)を課す法律が成立した。銀行税は、2017年7月1日付けで発効し、その税率は、特定のADIの負債につき年率0.06パーセントである。銀行税には、終了日が設定されていない。銀行税の導入後最初の12か月間で、当行はオーストラリア政府に対して376百万豪ドルを支払っている。

クロスボーダー金融取引に対する課税

オーストラリア政府とニュージーランド政府は、それぞれ、クロスボーダー金融取引の課税上の取扱いに関する経済協力開発機構(「OECD」)の提案を実行することを決定した。当該提案は、当行が発行する特定の「ハイブリッド」な規制上の資本証券に関する課税上の取扱いに影響を与える。2018年8月24日に施行されたオーストラリアの規定では、従前に発行された一部のその他Tier1資本証券について限定的なグランドファザリングが定められている。2018年6月27日に施行されたニュージーランドの規定でも、同様に、従前に発行された一部のTier2資本証券について限定的なグランドファザリングが定められている。

APRAの資本基準変更案

2014年のFSIの最終報告書では、オーストラリアのADIの自己資本比率が「疑いなく強力」であるための資本 基準をAPRAが設定すべきであるとの提言が行われた。

2017年7月19日、APRAは、「銀行システムの回復力強化 疑いなく強力な資本比率の確立」と題する情報文書を公表した。その公表にあたり、APRAは、当行を含むオーストラリアの4大銀行は、既存の資本の枠組みに基づき測定されるCET1比率を「疑いなく強力」とみなされる10.5パーセント以上で維持する必要があると結論付けた。銀行は、2020年1月1日までにかかる新たなベンチマークの充足を求められている。APRAは、当該新たな枠組みを発効させるための健全性基準の草案について2018年に協議し、2019年には最終的な健全性基準を決定する予定であると発表している。新たな枠組みは、2021年初頭の発効が見込まれている。

2018年度中、APRAは協議を開始し、以下の各協議文書を公表した。

・「認可預金受入機関に関する資本の枠組みの変更案」。当該文書には、2017年12月におけるバーゼル銀行 監督委員会(「BCBS」)によるバーゼル 改革の最終決定を組み込んだ資本の枠組みの変更案のほか、枠 組みとリスクの整合性を高めるためのその他の変更(住宅ローンに関するものを含む。)が含まれる。 BCBSが公表した取引市場リスク改革案(「トレーディング勘定に関する抜本的見直し」とも称される。) に関連して、APRAは、BCBSにより当該改革案が最終決定されるまで、国内における市場リスクの枠組みの 実施に関する範囲及び時期の決定を延期するとしている。

- ・「認可預金受入機関を対象とするレバレッジ比率要件」。当該協議文書は、2019年7月1日以降、自己資本比率の判定に関して内部格付けベースのアプローチを採用しているADIに対して4パーセントの最低レバレッジ比率要件を課すことを提案するものである。オーストラリアの銀行は現在、ピラー3による開示の一部として、既存の要件に基づきレバレッジ比率を報告することを義務付けられている。
- ・「ADIの資本の枠組みの透明性、比較可能性及び柔軟性の向上」。当該協議文書は、自己資本比率、最低 資本要件及び資本証券トリガーの表示に関してAPRAが検討している選択肢の概要を示すものである。当該 協議文書により、自己資本比率及び最低資本要件が変更される可能性があるほか、資本トリガー事由の基 準が5.125パーセントのまま維持されるか又は引き上げられることとなる可能性がある。資本トリガー事 由の基準である5.125パーセントを上回るCET 1 の剰余金の豪ドル額は、APRAが最終的に実行する選択肢に 左右される。当該提案は協議の初期段階にあり、その最終的な影響を判定することはまだできない。

APRAは、資本の枠組みの変更案により、業界に対して10.5パーセントのベンチマークを上回る更なる増資を要求することは意図していないと発表している。ただし、当該提案は一定の抵当権付住宅ローン商品(インタレスト・オンリー・ローン及び投資目的のローン等)に関するリスク・ウェートの引上げを含むものであるため、各銀行が受ける影響はそれぞれに異なる可能性がある。当該提案は協議の初期段階にあり、その最終的な内容は不透明であるため、当行が受ける影響を判定することはまだできない。

その他の損失吸収能力を含む破綻処理計画及びAPRAによる危機管理権限

FSIの提言に対応する形で、オーストラリア政府も危機管理に関する更なる改革並びに損失吸収能力及び資本増強能力の最低要件に関する枠組みの確立に同意した。

2018年3月5日には、APRAの危機管理権限を強化する法律が施行された。当該改革の目的は、預金者の利益を保護し、かつ金融システムの安定性を維持するために金融機関の秩序ある破綻処理を促進するにあたってのAPRAの権限を強化することである。

2018年11月8日、APRAは、「秩序ある破綻処理を支えるためのADIの損失吸収能力の増強」に関する協議文書を公表した。当該協議文書の一部として、APRAは、(当行を含む)オーストラリアの大手銀行4行に、合計規制資本の要件を、現在の自己資本比率の枠組みの下でRWAの4~5パーセント・ポイント分引き上げさせることを提案している。APRAは、調達される追加的な資本の大部分をTier2資本と想定していると述べている。APRAはまた、提案した変更により、「各大手銀行の資金調達コストが、4年間にわたって段階的に、現在のプライシングから最大5パーセント・ポイントわずかに引き上げられる」ことを見込んでいるとしている。

APRAは、全体的なコストが合計で当行グループの資金の5ベーシス・ポイントとなりうる旨を示唆している ものの、以下に鑑みて、現時点では、当行における実際のコストの総額について判断することはできない。

- ・規則の最終的な詳細が未確定であること
- ・提案されている変更によりオーストラリアの銀行が発行する当該商品の供給が増加することから、増分 Tier 2 資本のプライシングが発行時の市場価格に左右されること
- ・増分Tier 2 資本の発行により、他の形態による資金調達の必要性が減少する見込みであることに加え、当該資金調達のコストも変化する可能性があること

APRAの提案によると、要件の引上げは、2019年から合計規制資本に関する要件の調整について関連ADIへの通知が行われた後、2023年から全面的に施行される。また、APRAは、2019年に破綻処理計画に関するさらなる詳細を含む、回復・破綻処理に関する枠組みについて協議を行う予定であるとしている。

マクロ・プルーデンス規制

2014年12月以降、APRAは、抵当権付住宅ローン貸付を対象としたマクロ・プルーデンス政策を実施している。当該政策には、投資用不動産向け貸付の増加を10パーセント未満に制限すること、回収可能性評価における保守的傾向の度合いを引き上げること、及びインタレスト・オンリー規定のある抵当権付住宅ローンの貸付けを新規の抵当権付住宅ローンの30パーセント以下に抑えることが含まれる。APRAはまた、ADIに対し、ローン・ツー・バリュー・レシオ(「LVR」)が80パーセント超のインタレスト・オンリー・ローンの取扱高につき厳格な内部制限を課すよう求めた。

当行は、上記の上限を達成するための措置(投資用不動産向けローン及びインタレスト・オンリー・ローンに対する差別化された金利の導入、LVRが80パーセント超のインタレスト・オンリー・ローンの取扱高の制限(限度額引上げ、インタレスト・オンリー期間の延長及び切替えを含む。)、インタレスト・オンリー・ローンから元本・金利の返済に切り替える顧客に係る返済切替手数料の廃止、及び持家向けインタレスト・オンリー・ローンの外部(他の金融機関)への借換えの禁止を含む。)を実施している。インタレスト・オンリーの抵当権付住宅ローンは、2018年9月30日に終了した四半期において、新規の抵当権付住宅ローン貸付の22.6パーセントに相当した(2018年9月30日現在の当行のオーストラリアにおける抵当権付住宅ローンのポートフォリオ全体の34.7パーセントに相当)。

2018年4月26日、APRAは、投資用不動産向け貸付の増加に関する既存の10パーセントの上限を廃止し、貸付基準強化のためのより恒久的な手段によって置き換える意向を表明した。ADIは、2018年7月1日以降当該制限の適用を除外されるためには、少なくとも過去6か月にわたって10パーセントの上限を下回る水準で営業してきたことをAPRAに対して証明するよう求められる。また、ADIの取締役会は、自社の貸付に関する方針及び慣行について、APRAに対して保証する必要がある。当行は現在、10パーセントの上限を課せられている。

安定調達比率

2016年12月、APRAは、流動性に関する健全性基準の最新版(「APS 210」)を公表し、これは2018年1月1日付けで発効した。かかる改定後のAPS 210には、資産に係る長期的な資金調達を促し、資産と負債のデュレーションの一致を強化することを目的とした手法である安定調達比率(「NSFR」)要件が含まれている。

2018年 9 月30日現在の当行のNSFRは、NSFRの要求水準である100パーセントを上回る114パーセントであった。

約定付流動性ファシリティの年次適用

オーストラリア準備銀行(「RBA」)は、ADIに対して約定付流動性ファシリティ(「CLF」)(資格条件に応じて、APS 210「流動性」に基づくLCR要件を充足する目的で利用することができる。)を提供している。当行に割り当てられたCLFは、2018年の570億豪ドルから、2019年には540億豪ドルに引き下げられた。

AASB第9号への移行

2018年10月1日以降、AASB第139号「金融商品:認識及び測定」に代わってAASB第9号「金融商品」 (「AASB第9号」)が導入される。AASB第9号は、将来の見積りを反映した「予想信用損失」減損モデル、分 類及び測定モデルの変更を含んでおり、またヘッジ会計のアプローチを変更する内容となっている。

AASB第9号の導入により、主に新たな基準に基づく減損引当金の増加に起因して、2018年10月1日現在の利益剰余金が約709百万豪ドル(税引後)減少するものと見込まれる。当行グループは、引き続き、当行の減損引当金に関する手続の一定の側面の評価及び改善を行っている。当行の規制資本には重要な影響は及ばない。

かかる新たな基準に基づく変更の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1を参照のこと。

AASB第15号への移行

2018年10月1日以降、AASB第118号「収益」及び関連する解釈指針に代わってAASB第15号「顧客との契約から生じる収益」(「AASB第15号」)が導入される。AASB第15号は、収益の測定及び認識に関する5段階モデルの導入により、収益の認識に関して体系的なアプローチをもたらす内容となっている。AASB第15号の適用は、当行グループの純利益又は利益剰余金に重要な影響を与えるものではない。

かかる新たな基準に基づく変更の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記1を参照のこと。

APRA健全性基準APS222:関連事業体との関係

2018年7月2日、APRAは、健全性基準であるAPS222: 関連事業体との関係に関する協議文書及び公開草案を公表した。当該協議文書は、ADIによる関連者との関係に伴うリスクの管理に関して要件の変更を提案するものである。提案内容には、関連事業体に対するエクスポージャーの定義及び測定に関する変更、プルーデンスの制限、並びに関連事業体の定義を拡張して主要株主、個別の取締役及びその他関係を有する個人を含めることが含まれている。当該提案は協議の段階にあり、最終的な詳細は未だ明らかになっていない。最終決定された場合、当該枠組みは2020年1月1日から施行される見込みである。

APRA健全性基準CPS234:情報セキュリティ管理

2018年11月7日、APRAは、複数業界間の新たな健全性基準であるCPS234:情報セキュリティ管理を公表した。当該基準の遵守期限は、2019年7月1日である。APRAの発表によると、当該基準案の目的は、APRAの規制対象会社においてサイバースペースの敵を検出し、違反に迅速かつ効果的に対処する能力を向上させることにある。

当該健全性基準案は、APRAの規制対象会社に、(とりわけ)以下を求めるものである。

- ・取締役会、上級役員職及び運営機関の情報セキュリティに関する役割及び責任の明確化
- ・会社が直面する脅威の規模及び程度に見合った情報セキュリティ能力の維持
- ・情報資産を保護するための情報セキュリティ統制の実施
- ・上記情報セキュリティ統制の有効性に関する定期的な検証及び保証の実施
- ・情報セキュリティに関する事案を適時に検出し、これに対処するためのメカニズムの確保
- ・APRAへの情報セキュリティに関する重大な事案の報告

当行は引き続き、サイバーセキュリティに関するリスクを更に軽減するための制度及び手続の強化に取り組む。

ブレグジット

2017年3月29日、欧州連合(「EU」)条約の第50条に基づき、英国首相は、欧州委員会に対してEUからの離脱の意向を通告した。当該通告により英国のEU離脱について交渉する2年間の交渉期間が開始された。

当行の事業及び業務は、主にオーストラリアとニュージーランドにおいて行われているため、英国のEU離脱によって当行が直接的に重大な影響を被る可能性は低いものとみられる。しかしながら、ブレグジットが金融市場、国際経済及び世界の金融サービス業界に与える影響を予想することは依然として困難である。当行は、不測の事態への対応計画を定め、ブレグジットによる影響を継続的に監視している。

ロンドン銀行間取引金利

2017年7月、ロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)を規制する金融行動監視機構は、2021年以降、パネル銀行に対し、LIBORのベンチマーク算出のための金利を引き続き提出することを義務付けない旨を発表した。このため、LIBORは、2021年以降も現在の形式で継続されるという保証はなく、2021年までに廃止又は変更されるものと予想される。現時点では、LIBOR又は他のベンチマークの運用に関してどのような進展又は将来的な変更が生じるかは不明である。かかる進展又は将来的な変更により、当行グループが発行する証券又はその他の商品を含め、当該ベンチマークにリターンが連動する証券又はその他の商品のリターン、価額及び市場に影響が及ぶ可能性がある。

欧州連合一般データ保護規則

欧州連合(EU)一般データ保護規則(「GDPR」)には、2018年5月25日に効力を生じた新たなデータ保護要件が含まれる。GDPRは、EU全体で個人のデータ保護を「強化し、統合する」ことを目的としたものであり、現行のEUデータ保護条令に優先する。オーストラリアの企業は、その規模を問わず、EUにおいて法的実体を有している場合、EUにおいて商品若しくはサービスを提供する場合、又はEUにおいて個人の行動を監視する場合において当該規則の遵守を求められる可能性がある。当行は、GDPRの開始に先立って、方針及び制度に関する多数の変更や更新を実施しており、継続してかかる方針及び制度に関する変更を行っている。

OTCデリバティブ関連改革

世界各国で、店頭(「OTC」)デリバティブに関する国際的な規制改革の実施が継続されており、その重点は、現在、清算集中されないデリバティブに関する当初証拠金及びリスク軽減慣行に置かれている。

取引関係ドキュメンテーション、約定確認、ポートフォリオの調整及び圧縮、並びに評価及び紛争解決手続に関するリスク軽減慣行のためのオーストラリアにおける基準は、2018年3月に発効し、既に実施されている。

当初証拠金に関する世界的な要件が2016年9月1日に適用開始された。当該要件は、2020年9月1日までに 段階的に導入されるものであり、当行内部において、当該要件を遵守するため作業を進めている。

ニュージーランド

ニュージーランドにおける規制上の改革及び重要な変更事項には、以下のものが含まれる。

ニュージーランド準備銀行(「RBNZ」)-業務委託に関する政策の改定

2017年9月19日、RBNZは、ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド(「WNZL」)に対し、RBNZの改定版の業務委託に関する政策(BS11)(「改定版業務委託政策」)を実施するための登録条件の変更について通知した。登録条件の変更及び改定版業務委託政策は、いずれも2017年10月1日付けで発効した。改定版業務委託政策は、銀行が特定の機能及び業務を委託する際(とりわけ、業務委託先が当該銀行の関係者である場合)に満たす必要のある要件を定めるものである。WNZLは、業務委託取引一覧の維持に関する要件の全面的な遵守を義務付けられるまでに2年、改定版業務委託政策のその他の側面の全面的な遵守を義務付けられるまでに5年の期間を与えられる。

RBNZによる資本のレビュー

RBNZは現在、銀行資本の構成に関し、銀行の自己資本比率の枠組みのレビューを行っている。RBNZは現在までに、リスク調整後資産の枠組みについて「原則としての」決定を行っており、これにはデュアル・レポーティング、オペレーショナル・リスクに関する標準化された手法、及び内部格付モデルに対する自己資本の下限の導入が含まれる。2018年12月14日、RBNZは、ニュージーランドの制度における規制上の自己資本の水準を大幅に引き上げる提案に関し、民間の意見を求める協議文書を公表した。かかる変更案は、銀行の破綻から経済及び預金者を保護するためのニュージーランド銀行制度の更なる強化を目指すものである。当初の提案はTier 1 資本及びリスク調整後資産の両方を変更するものであるため、変更によるWNZLの資本比率への影響を見極めるのは困難である。WNZLは既に、2018年9月30日現在Tier 1 資本比率14.5パーセントの強固な自己資本を有している。意見提出の期限は2019年3月29日とされている。

財務に関するアドバイスに対する規制の改革

ニュージーランド政府は、2016年7月、財務に関するアドバイスの規制体系の変更計画を公表した。かかる新たな体系は、2018年9月に議会で第2読会が行われた金融サービス法改正案(「FSLAB」)に定められている。FSLABの下では、財務に関するアドバイスは、認可を受けた会社(ファイナンシャル・アドバイザーや認定代理店を採用する。)によって提供されることとなる。行動規範は、すべてのアドバイスに適用され、アドバイザー及び代理店は、同一の義務及び倫理基準に服することとなる。会社は、そのアドバイザー及び代理店による当該義務の遵守を保証する責任を負う。当該改革により、ロボットによるアドバイスの提供に対する法律上の障壁が解消される。

2 段階から成る移行が提案されている。現段階では、2019年度第2四半期に行動規範が承認される見込みである。行動規範の承認から新たな体系の施行開始までには9か月の期間があり、その後、資格要件に関して2年間のセーフハーバーが適用される予定である。

RBNZ - 1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づくレビュー

2017年2月10日、RBNZは、WNZLに対し、1989年ニュージーランド準備銀行法第95条に基づく通知を行い、WNZLにRBNZの「自己資本比率の枠組み(内部モデルに基づくアプローチ)」(「BS2B」)における高度な内部格付けベースの規定の遵守に関する独立レビューの取得を求めた。WNZLは、四半期毎の開示書類においてBS2Bを遵守していない旨を開示した(BS2Bの遵守は、WNZLの登録条件である。)。2017年11月15日、RBNZは、WNZLに対し、当該レビューに基づく登録条件の変更を勧告した。WNZLの登録条件の変更は、2017年12月31日付けで発効し、WNZL及びその被支配事業体の最低総自己資本比率、Tier 1 資本比率及び普通株式等Tier 1 資本比率は2パーセント引き上げられた。また、WNZLは、RBNZに対し、WNZL及びその被支配事業体について15.1パーセント超の総自己資本比率を維持することを誓約した。WNZL及びその被支配事業体は、引き上げられた最低資本比率を遵守する上で適切な額の資本を維持している。RBNZはWNZLに対し、2019年6月30日までにかかる不遵守の問題に十分に対処するよう求めている。RBNZに対しては、是正計画が提出済みである。WNZLは、2019年6月30日までの遵守を確保するため、その是正活動の範囲についてRBNZへの定期的な状況報告を行っている。

ニュージーランド準備銀行法の見直し

2017年11月、ニュージーランド政府は、1989年ニュージーランド準備銀行法(Act)の見直し(「RBNZの見直し」)を実施する旨を発表した。RBNZの見直しは、RBNZの金融政策及び財務政策の枠組みが現在もニュージーランドにとって最も効率的かつ効果的なモデルであることの確認を目的とするものである。RBNZの見直しは2つの段階からなる。第1段階においてはRBNZの金融政策に関する意思決定プロセスの健全性に重点が置かれ、現在、同法の第1段階に関する改正法案が全院委員会で検討されている。第2段階の要綱は2018年6月に公開されており、RBNZの制度的なガバナンス及び意思決定の全般的な目的、マクロ・プルーデンス政策の枠組み、現在の健全性監督モデル、トランス・タスマンの協調、監督及び執行並びに破綻処理及び危機管理の検討が予定されている。第2段階に関する最初の協議文書は、2018年11月に公表され、その内容はRBNZの全般的な目的、RBNZのガバナンス及び意思決定に関する取決め、健全性の監督並びに危機管理について検討するものであった。今後、第2段階に関してさらに2件の協議が計画されている。これらにおいては、最初の協議を受けて策定された詳細な政策のオプションのほか、要綱の残りのトピックが扱われる予定である。現時点では、かかる今後の協議のうち1件目は2019年度上半期に、2件目は2019年度後半に開始される見込みである。

抵当権付住宅ローン債券の担保に関する基準の見直し

RBNZは、銀行その他の取引相手方に対する貸付けを、「適格担保」(抵当権付住宅ローン債券)付きで行う。ニュージーランドにおいては、基本的に、抵当権付住宅ローン債券は取引されていない。2017年12月17日、RBNZは、抵当権付住宅ローン債券の質の改善及び市場性の向上につながる、金融制度の信頼性及び流動性の支援を目的とする、抵当権付住宅ローン債券基準の強化及び抵当権付住宅ローン債券に関するより標準化され透明性の高い枠組みのほか、抵当権付住宅ローン債券の新たな形式を提案する論点書を公表した。RBNZは、新たな抵当権付住宅ローン債権基準の策定に関する業界との協力を経て、2018年11月に政策基準に関する協議文書を公表した。RBNZは、新たな抵当権付住宅ローン債権基準に関して2019年3月に最終的な決定を行い、2019年6月から施行を開始する予定である。全面的な施行までには5年間の移行期間が提案されている。

RBNZ / FMA - 金融サービスの行動及び文化に関するレビュー

2018年5月、RBNZ及びFMAは、オーストラリア王立委員会により強調された行為に係る問題がニュージーランドでは生じていない理由を明らかにするため、WNZL及びウエストパック・ライフNZリミテッドを含むニュージーランドの大手銀行10行及び生命保険会社15社に関するレビューを開始した。WNZL及びウエストパック・ライフは、規制当局に対し、当該レビューに関する情報提供を行った。銀行に関する業界主題別レビュー報告書は2018年11月5日に公開された。当該報告書では、不正行為の一般的な例は特定されておらず、各銀行は、当該報告書及び各銀行が2018年11月に受領する予定であった個別のレターにおいて特定された問題への対応計画を、2019年3月までに規制当局に提示するよう義務付けられている。生命保険会社に関する業界主題別レビュー報告書の公開は、2019年1月に予定されている。

(c) 事業内容の変更

当年度において、当行の事業の内容に変更はなかった。

(d) その他情報

. 競争

当行グループは、極めて激しい競争環境の下に事業を行っている。

当行は、消費者・小企業顧客から大企業・機関投資家顧客から成る顧客セグメントについて、そのバンキング、資産管理及びリスク管理のニーズに対応している。当行グループは、すべてのセグメント及びすべての商品・サービスに関して他の金融サービス業者と競争している。また、当行の競合企業には、規模を問わず、銀行(国内外)、投資銀行、信用組合、建築組合、住宅ローンのオリジネーター、クレジットカード発行会社、仲介業者、ファンド・資産運用会社、保険会社、オンラインの金融サービス業者及び技術系企業といった、金融サービス及び助言を提供する会社が含まれている。

他の金融サービス業者と同様に、顧客セグメント、商品及び地理上の当行の競争上のポジションは、様々な要素によって決定される。当該要素には、以下のものが含まれる。

- ・販売する商品及びサービスの質、範囲、革新性及び価格設定
- ・デジタル及びテクノロジーに関するソリューション
- ・顧客サービスの質及び利便性
- ・販売網の効率性及び販売網へのアクセス
- ・ブランドの評判及びブランドに対する志向
- ・顧客の種類
- ・当行従業員の能力及び経験

また、当行は、デジタル革新による競争環境の変化が見られる環境において事業を行っている。当行は、変化を続ける顧客の選好とマッチした新たな商品やサービスを提供する能力で競争している。業界における競争の傾向を踏まえると、新たな商品やサービスの開発・導入に失敗した場合、又は顧客の志向や習慣の変化に対応・適応することに失敗した場合、当行は、競合企業に顧客を奪われる可能性がある。

オーストラリアの金融システムにおける競争は、数多くのサービス・プロバイダーの存在と顧客に提供される商品やサービスの種類からも明らかである。オーストラリアにおいては、預金及び貸付けの両方をめぐり、既存の銀行に加えて技術系企業を含む新規参入者との間で、引き続き熾烈な競争が存在している。金融機関が新規顧客の獲得及び既存顧客の維持に取り組むなか、住宅等の一部のセクターにおける成長の鈍化により競争の激しさは増している。

当行の資産管理業務において、競争がより広範囲に継続し、昨今の生命保険の統合、財務に関するアドバイスに対する規制及び構造的変化の継続、海外における年金への関心と加入の増加に伴う著しい変化を伴うことが予想されている。

ニュージーランドにおいて、当行グループは、銀行の新規顧客の争奪戦及び既存顧客を維持する努力により、激しい競争を経験している。預金及び顧客をめぐる競争は、依然として熾烈である。

4 【関係会社の状況】

ウエストパック・バンキング・コーポレーション(「当行」)は、当行各グループ会社の親会社である。当行には、親会社は存在しない。当行の重要な子会社の一覧は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記35に記載されている。

ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド (「WNZL」) は、2018年9月30日現在及び同日に終了した年度において、当行の唯一の特定子会社であった。

5 【従業員の状況】

9月30日現在の各事業分野の従業員数

	2018年	2017年
コンシューマー・バンク	10,158	10,162
ビジネス・バンク	3,092	3,136
BTファイナンシャル・グループ (オーストラリア)	3,860	4,175
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	2,649	2,682
ウエストパック・ニュージーランド	4,182	4,328
当行グループ事業	11,088	10,613
当行グループ事業部門合計 ¹	35,029	35,096

¹ 従業員合計には、フルタイム社員、パートタイム社員(按分ベース)、所定時間外社員、臨時社員及び契約社員が含まれる。

フルタイム従業員は、前年度から67名減少した。第4四半期において加速された生産性イニシアチブの実施は、当年度中に規制及びコンプライアンス活動並びに当行グループの投資プログラムに要した追加的なリソースを補って余りあるものとなった。

第3 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

. 経営方針

王立委員会及び当行が業務を行う広範な環境によって、より優れた顧客アウトカム及び顧客経験価値を提供 する必要性が増大し、サービス刷新を含む当行の展望及び戦略を引き続き達成する重要性が明確となった。

当行の展望は、「当行の顧客、地域及び人々の成功及び成長の手助けをするサービス業の世界的な大企業の一つとなること」である。

戦略の実行にあたり、当行は、オーストラリア及びニュージーランドを含む、顧客の金融サービスに対する ニーズの充足を支援すると当行が考える幅広い金融商品及びサービスを提供している主力市場に重点を置く。

これらの市場における14百万超の顧客¹を背景に、当行は内部成長、当行の選択したセグメントでの顧客数の 増加及びより強固かつ深い顧客関係の構築に重点を置く。

1 2018年9月30日現在、実質的な関係を有するすべての顧客(チャネルのみ及び潜在的な関係を除く。)。

本アプローチの鍵となる要素は、当行の金融サービス・ブランド・ポートフォリオであり、このポートフォリオによって当行はより広範囲の顧客にアピールすることができ、個人顧客のニーズをより良く満たす解決策を提供するための柔軟性を獲得するものと考えている。

当行が事業構築を継続している中、金融サービスの環境は依然として厳しい状況にあり、当行は、財務状態に重点を置き続けることが求められてきた。これには以下が含まれていた。

- ・当行の資本の高い水準及び質を維持すること。
- ・当行の資金調達及び流動性ポジションを引き続き改善すること。
- ・高い水準の資産の質及び適切な引当金の維持を目指すこと。

当行は、顧客にとって当行との取引がより容易なものとなるよう、また、当行の人材にとってより働きやすい職場となるよう、引き続き当行の事業を簡略化する方法を重視していく。当行は、これらの改善努力がより優れた顧客アウトカムを達成し、投資能力を生み出すと考えている。

2018年度を通して、当行は、サービス刷新への移行により当行の顧客及び株主のためにプラスの結果を出すべく尽力することに重点を置いてきた。

サービス刷新は、以下を行うことを目指している。

- ・顧客のニーズをより良く予測しながら、真に顧客一人一人に対応したサービスを提供すること。
- ・顧客が自らの資金を管理できるようにすること。
- ・デジタル化及びイノベーション能力の増強によりイノベーション、混乱及び顧客行動の変化の加速化に対応 すること。
- ・顧客経験価値を刷新するための革新及び簡略化を行うこと。

サービス刷新を実施する一環として、当行は、当行グループ全体において実施される統合的な複数年計画を開発した。2018年度において、当行は、単一の銀行技術インフラの設計及び開発により、会社のデジタル化を重視した複数の移行プログラムにおいて、引き続き結果を生み、マイルストンを達成した。当行は、これにより顧客経験価値が変貌を遂げ、業務効率が向上すると見込んでいる。同時に、当行は、当行のコンシューマー・バンク及びビジネス・バンクの移行プログラムは、提供コストを抑えながら、引き続き市場をリードする顧客サービスを提供したと考えている。

同年度中、当行グループ全体の行動管理を引き続き強化することに重点を置きつつ、行動及び文化について も相当な作業が引き続き行われた。王立委員会との関連では、当年度の多くの取組みは、顧客アウトカムの改 善及び当行の商品のレビュー、並びに当行が顧客及び地域の期待に確実に沿えるよう尽力することに重点を置 くものであった。当行は引き続き、事業の調整及び改善を行っている。また、当行が規制状況及び業界情勢の 変化に対応することができるよう、作業を継続している。

持続可能性は、最も深刻な新たな社会問題であって、当行が有意義な変化をもたらし、事業価値を高めるための能力と経験を有しているものの予測及び明確化を目指す当行の戦略の一部である。当行のアプローチは、持続可能性を当行の戦略、価値、文化及びプロセスに組み込み、当行のビジネス方法の一部とするというものである。

当行の文化に組み込まれた、会社全体の強固な価値観が、当行の顧客重視戦略を支援している。これらの価値観とは、以下のとおりである。

- ・誠実
- ・サービス
- ・一つのチーム
- ・勇気
- ・達成

戦略的優先順位

戦略の実行にあたり、当行は、活動の決定に資する5つの戦略的優先順位を設けている。 サービス分野におけるリーダーシップ

- ・すべてのチャネルにおいてシームレスな顧客経験価値を提供すること。
- ・当行のブランド・ポートフォリオを利用した文脈に応じた顧客経験価値によって、関係を深めること。
- ・顧客に当行を選んでもらえるようサービスを簡略化、簡素化及び改善することにより、新規顧客を獲得する こと。
- ・既存の顧客問題を解決し、当行のサービスが優れた顧客アウトカムを生み出すことを保証すること。 *デジタル革新*
- ・マルチ・ブランド能力を有する21世紀のデジタル化された銀行を創設すること。
- ・全面的にデジタル化を進めることで、商品及びプロセスを簡略化すること。
- ・システムのデジタル化及び統合により有効性の機会を得ること。

業績に関する規律

- ・地域で一番の優良銀行となること。
- ・強靭性、成長、収益及び生産性についてバランスのとれた事業運営を行うこと。
- ・構造的費用の削減に重点を置くこと。
- ・当行のすべての利害関係者のニーズ及び監督機関の要件を満たすために、十分な水準の資本を維持すること。
- ・多様な資金調達プールの確保及び新たな流動性要件の充足を含め、当行の資金調達及び流動性ポジションを引き続き強化すること。
- ・適切な引当金に加え、質の高い資産ポートフォリオを維持すること。

成長軌道

- ・以下における成長の拡大に重点を置くこと。
 - 特定の事業セグメント (特に中小企業)。
 - 当行の顧客の保険及び投資のニーズの支援。

従業員改革

- ・顧客中心の文化に重点を置くこと。
- ・顧客により良いサービスを提供し、顧客の完全な財務上のニーズを満たすために、当行の人材の能力を強化 すること。
- ・当行の人材がイノベーションを後押しし、新たに改善された働き方を生み出し、変化に対応できるようにすること。
- ・引き続き当行の従業員の多様性を拡大すること。

. 経営環境

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」を参照のこと。

. 対処すべき課題

第一部 第2 3 (2) (d) 「その他情報」及び第一部 第3 2「事業等のリスク」を参照のこと。

2 【事業等のリスク】

. リスク要因

当行の事業活動は、当行の業績、財政状態及び将来の業績に悪影響を及ぼす可能性のあるリスクにさらされている。下記のリスクが実際に生じた場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な悪影響が及ぶことがあり、当行の証券の取引価格が下落し、証券保有者による投資の全部又は一部が失われる可能性がある。当行の証券に対する投資に先立ち、本書に記載のリスク及びその他情報を慎重に検討すべきである。当行が直面するリスク及び不確定要因は、以下に記載するものに限定されない。当行が認識していないか、又は現在重要でないと考えているその他のリスク及び不確定要因も、当行に影響を及ぼす重要な要因となる可能性がある。

当行の事業に関連するリスク

当行の事業は、高度に規制されており、法規制又は規制政策の変更によって悪影響を受ける可能性がある。

金融機関として当行は、オーストラリア、ニュージーランド、英国、米国並びにアジア及び太平洋地域における様々な法域を含む、当行が事業又は資金調達を行う各法域における詳細な法規制に服している。当行はまた、当行の事業について広範な行政権を有する複数の異なる規制・監督当局に監視されている。オーストラリアでは、当該監督当局にはオーストラリア金融監督局(APRA)、オーストラリア準備銀行(RBA)、オーストラリア証券投資委員会(ASIC)、オーストラリア証券取引所(ASX)、オーストラリア競争・消費者委員会(ACCC)、オーストラリア取引報告分析センター(AUSTRAC)及びオーストラリア税務局(ATO)が含まれている。ニュージーランド準備銀行(RBNZ)及び金融市場庁(FMA)は、当行のニュージーランドにおける業務の監視・監督を行っている。米国では、当行は、米国の通貨監督庁(OCC)、連邦準備制度理事会、米国商品先物取引委員会(CFTC)、米国証券取引委員会(SEC)、米国財務省外国資産管理局(OFAC)及び全米先物協会(NFA)による監視及び規制に服している。英国では、当行は、金融行動監視機構(FCA)及び健全性監督機構(PRA)による監視及び規制に服している。アジアでは、シンガポール金融管理局(MAS)、中国銀行業監督管理委員会(CBRC)及び香港金融管理局(HKMA)を含む現地当局の監視及び規制に服している。当行はまた、事業を行っているその他の法域においても、関連する現地規制機関の規制要件を遵守することを求められる。

当行グループの事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態はすべて、法規制の変更、政策の変更、並びに当行の監督機関による監督業務及び予想の変更によって影響を受ける可能性がある。

その他の金融サービスの提供者と同様に、当行も、当行が事業又は資金調達を行っている法域のほとんどにおいて、とりわけ資金調達、流動性、自己資本の充実、健全性規制、税金、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策、行動、消費者保護(金融商品の設計及び販売に関するものを含む。)、報酬、競争(イアン・ハーパー氏が議長を務める競争政策審議会の提言を受けて行われた2010年競争・消費者法(Cth)に対する変更の導入によるものを含む。)プライバシー(データ漏洩報告義務を含む。)、データへのアクセス、データの保護(EU一般データ保護規則の導入によるものを含む。)、情報セキュリティー、賄賂及び腐敗防止、並びに経済及び貿易制裁の分野に関して、監視及び規制の強化に直面している。

規制の変更は、多くの点で当行に影響を及ぼす可能性がある。例えば、新たな規制は、当行により高水準の流動性、並びにより高水準かつ良質の資本及び資金を要求する可能性がある。規制の変更は、当行が営むことのできる事業の種類に制限を課すことで、当行の事業遂行方法を制限する、当行若しくは当行の競合会社に事業モデルの変更を求める、又は当行にその事業形態の修正を求めることになる可能性もある。例えば、当行の事業モデルは、オープン・バンキングの段階的導入に伴い変更される可能性がある。オープン・バンキングに関する詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」に記載されている。

規制の変更がかかる影響をもたらした場合、当行の単一又は複数の事業に不利な影響を及ぼす可能性があり、当行の柔軟性を制限し、当行が多額の費用を負担する必要性を生じさせ、当行の単一又は複数の事業ラインの収益性に影響する可能性がある。かかる費用又は制限は、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

規制は、当行が顧客に商品及びサービスを提供する方法にも影響を与える場合がある。新たな法規制は、当行が特定の顧客に商品及びサービスを提供する能力を制限し(特定の種類の貸付及び特定の顧客セグメントへの貸付に対する規制上の制限を課すことを含む。)、当行に商品及びサービス提供の変更を要求し、当行が特定の商品及びサービスについて価格を設定する能力を制限し、又は当行に、新規及び既存の顧客に提供する商品及びサービスに適用される価格設定の修正を要求する可能性がある。このような種類の変更は、当行の利鞘及び手数料を維持又は拡大する能力に悪影響を及ぼすことで、当行の収益性に影響を及ぼす可能性がある。これは、規制が当行の提供する商品又はサービスの価格に上限を設定しようとする、又は新たな規制を受けて、当行が商品又はサービスの価格を引き上げることにより発生する可能性がある。この価格の引き上げにより、顧客は、当行グループ内であるか競合会社からであるかを問わず、代替商品又はサービスを求めるようになる(顧客がインタレスト・オンリーから元利型の抵当権付住宅ローンに借換えることを含む。)可能性がある。

当行の事業に影響を及ぼす規制の変更をもたらす要因は、複数存在する。規制の変更は、国際機関の主導により行われる場合がある。例として、2010年12月にバーゼル銀行監督委員会(BCBS)は、バーゼル として知られる、修正された国際的な規制に関する枠組みを公表した。バーゼル は、とりわけ、銀行が保有する資本について求められている質と量を向上・増加させ、流動性リスクの管理に関する新たな基準を導入した。BCBSは、2017年12月にこの枠組みの最終決定を発表した一方で、2017年7月には、APRAが、銀行に保有を期待する「疑いなく強力な」資本の水準を明確化することで、銀行に対し次なる資本要件の実施に踏み切り、2018年中に、見直しを経た資本の枠組み(APRAによると2021年1月1日付けで発効する見込みである。)の実施について追加の協議文書を公表した。その他、当行が事業又は資金調達を行う様々な法域の当局によって金融機関に関する規制変更が提案される場合がある。提案されている規制変更で当行に影響を及ぼす可能性のあるものには、例えば、会計及び報告基準の変更、デリバティブ関連の改革並びに税金に関する法令(配当金帰属課税に関するものを含む。)の変更が含まれる。当行に影響を及ぼす可能性のある規制変更(バーゼル の枠組みを含む。)に関する詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」に記載されている。

政策、健全性、又は政治に関する要因により、更なる変更が行われる可能性もある。当行が現在事業を行う環境においては、オーストラリアの金融サービス・セクターに対する政治的監視が強化されている。この環境が、規制の変更のペースを加速させ、その範囲を拡大させている。例えば、連邦政府の2017年度予算の一環として、銀行の執行役員の説明責任体制(BEAR)及び1,000億豪ドル以上の負債を有するADIに対する新たな税金の導入を含む、銀行セクターに影響を及ぼす一連の改革が発表された。銀行税及びBEARに関する詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」に記載されている。

ある法域に規制が導入されると、他の政府が自らの法域において類似の規制を導入しようとする動きにつながる場合がある。これは、南オーストラリア州政府が、連邦政府銀行税の対象となる銀行に対する税金の導入を提案したことにより実証された。南オーストラリア州政府は南オーストラリア州の税金案については推進しないことを発表したが、他の政府が将来、独自の銀行税又は類似の規制を導入しようとすることは考えられる。

金融サービス・セクターに対する政治的監視強化の一環として、オーストラリア政府、その他の監督機関及び議会は、レビュー及び調査(銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会、下院経済常設委員会による「オーストラリアの4大銀行のレビュー」、上院経済調査委員会による銀行、保険及び金融部門における消費者保護に関する調査、生産力強化委員会によるオーストラリアの金融システムにおける競争に関する調査並びにACCCによる抵当権付住宅ローンの金利設定に関する調査及び外貨換算サービスに関する調査等)をますます進めている。これらのレビュー及び調査委員会により、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に重大な影響を及ぼすおそれのある大幅な規制変更又は調査につながる可能性がある。

当行が事業を行うか、又は資金調達を行う法域の政府又は監督機関が、当行の事業に適用されるか、又は影響を与える既存の規制政策の適用を変更する(貸付に係るマクロ・プルーデンス政策上の制限の導入によるものを含む。)ことも考えられる。監督機関又は政府は、国益及び/又はシステム上の安定に関する理由を含む、様々な理由によりこの措置を講じる場合がある。

規制の変更及びその導入のタイミングについては進行中であり、当行は規制が不確定かつ複雑な状況下で事業を運営している。将来の変更の性質及びその影響は予測不可能であり、当行が制御できるものではない。規制のコンプライアンス及び規制の変更の管理は、当行の計画立案プロセスの重要な一部となっている。当行は、引き続きコンプライアンス並びに規制変更の管理及び実施に多大な投資を行うことを見込んでおり、同時に、新しい規制を遵守するべく既存のプロセスを更新し、又は新しいプロセスを導入するためには、多大な経営上の注意と資源が必要になると見込んでいる。また、規制変更を管理する上での課題は、複数の法域が加わって新たな規制導入に向け協調的なアプローチを採ろうとすることで増大する場合がある。これらの法域が各法域の枠を越えた統一的な規制の採用を行わないことを選択した場合には、当行が事業を行っている異なる法域における特定の要件の間に抵触が生じる場合がある。

更なる情報については、第一部 第2 3 (2) (b) 「主な変更事項」並びに第一部 第6 1 「財務書類」に対する注記1に記載の「重要な会計上の仮定および見積り」及び「会計基準の今後の展望」を参照のこと。

当行の事業は、高度に規制されており、法規制又は規制政策を遵守しないことによって悪影響を受ける可能性がある。

当行は、当行が事業又は資金調達を行っている法域における適用あるすべての法的義務及び規制要件(会計基準を含む。)、並びに業界の行動規範を確実に遵守し、当行の倫理基準を確実に履行する責任を有している。

当行グループはコンプライアンス・リスクに服しており、これは、当行が要求されるコンプライアンス義務を遵守できなかった場合に生じる、法的又は規制上の制裁、財務上の損失又はレピュテーションの喪失のリスクのことである。このリスクは、国内及び世界の規制がより複雑かつ広範にわたるものとなることで増幅される。コンプライアンス・リスクは、当行が規制上の義務、コンプライアンス要件及び権利(税制優遇措置及びGSTの還付に関するものを含む。)について当行の監督機関又は裁判所と異なる解釈をした場合にも生じる可能性がある。これが起こる可能性は、規制の重大な変更が導入された後の期間(特にかかる新規制が試行されていない及び/又は広範な規制ガイダンスの対象でない場合)に高まるおそれがある。

当行グループは、コンプライアンス・リスクの特定、評価及び管理を目的とするコンプライアンス管理体制を採用している。この体制には、(とりわけ)枠組み、方針、手続、統制及び保証のための監視が含まれる。こうした体制が現在実施されているものの、これが常に効果的であった又は引き続き効果的であるとは限らない。統制又は基礎となるプロセスの設計上の欠陥等の原因により、コンプライアンス管理体制に破綻が生じる可能性がある。かかる破綻は、コンプライアンス義務の違反や、顧客に良くない結果をもたらすおそれがある。

当行グループはまた、コンプライアンス義務を果たす上で、その従業員、業務委託者、代理人、授権された 代表者及び外部のサービス提供者が「正しい行動を取る」ことに依存している。従業員、業務委託者又は外部 のサービス提供者が、方針に従うことを怠る又は不正行為を行うなど、適切な方法で行動しなかった場合、そ れにより顧客に良くない結果をもたらすことや、当行グループによるコンプライアンス義務の不遵守が生じる おそれがある。

当行グループがコンプライアンス義務を遵守しない又は遵守していない疑いがある場合、監督機関が当行グループに対し監視又は調査を開始し、その結果として、場合によっては、当行に対する行政・執行措置(罰金又はその他の制裁金の要求を含む。)を講じられることとなる可能性がある。また、当行の競合会社がそのコンプライアンス義務を遵守しない又は遵守していないと主張された場合、金融サービス・セクターに対する規制上の監視の強化につながる可能性がある。

多くの場合、当行の監督機関は、広範な行政権及び執行権を有している。例えば、APRAは、1959年銀行法 (Cth)に基づき、一定の状況において当行の業務を調査すること、及び/又は当行に対して指示を発すること (健全性要件を遵守すること、監査を行うこと、取締役、業務執行役員若しくは従業員を解任すること又は 取引を行わないことに関する指示を含む。)、銀行執行役員の説明責任体系における「説明責任者」の資格を 剥奪すること、並びに当行に追加資本を確保することを要求することができる。他の監督機関も、過去の行動の検証を含む調査を行う権限を有する。

将来的に、監督機関が行使可能な権限及び科すことができる罰則が拡大される可能性もある。例として、オーストラリア政府は、金融商品に関して設計及び販売に係る義務を導入し、ASICに商品介入権限を与えることを提案する、2018年財務省令改正法(設計及び販売に関する義務並びに商品介入権限)(Cth)の公開草案を公表した。オーストラリア政府はまた、個人が金融サービス・セクターで業務することを禁止するASICの権限の拡大するためのASICのエンフォースメント・レビューのタスクフォースによる提案を公的に支持しており、2018年9月に公開草案を公表した。さらに、オーストラリアの財務省は、法人及び金融セクターの不正行為に対する罰則を強化することを提案する2018年財務省令改正法(ASICエンフォースメント)を公表した。更なる詳細については、第一部 第2 3 (2) (b)「主な変更事項」に記載されている。

監督機関がより協議的なアプローチを採るのではなく、執行権限を行使することにつながる可能性のある、 監督機関による監督方法の変更が行われる場合もある。また、最近では、監督機関が、自らが監督する機関に スタッフを配属する旨の発表もあり、オーストラリア政府は、このような監督アプローチを実施するために ASICの資金を増額することを発表した。

近年では、世界の監督機関による規制上の調査の性質及び規模、執行措置並びに罰金の額は、著しく拡大・増加している。これらの規制活動の性質は、多岐にわたる場合があり、訴訟、罰金、刑罰、違反通知、レピュテーションの悪化、関連する規制上の許可の取消し、停止若しくは条件変更(当行に事業モデルの変更又は調整を要求する可能性のあるものを含む。)、又はその他の執行・行政措置若しくは合意(執行可能な約束(enforceable undertakings)等)につながる可能性がある。以下はその一例である。

有価証券報告書

- ・2016年4月、ASICは、2010年4月から2012年6月までの期間に銀行間取引金利の設定に関して一定の不正行為(市場操作及び不当行為を含む。)があったとして、オーストラリア連邦裁判所において当行を相手方とする民事訴訟手続を開始した。当行は、当該訴訟手続に対して防御活動を行い、2017年度後半に公判が終了した。2018年5月24日、ビーチ判事は、当行による2001年会社法(Cth)に規定される市場操作又は誤解を招く行為若しくは欺瞞的な行為はなかったとの判決を下した。同判事はまた、BBSWレートの操作に関する「取引慣行」は存在しなかったとの判決を下した。しかしながら、裁判所は、当行が4つの場面において不当な行為を行い、当行の監督義務に違反したとした。2018年11月9日、裁判所は当行に対し、3.3百万豪ドルの罰金の支払い並びに当行のコンプライアンスに関する取決めの特定の側面に関する、独立した立場の専門家によるレビューの実施を命じた。
- ・2017年3月1日、ASICは、一部の住宅ローン(インタレスト・オンリー・ローンを含む。)の責任ある貸付の実務に関して、オーストラリア連邦裁判所において当行を相手方とする民事訴訟手続を開始した。 2018年9月4日、当行及びASICは、提案されている35百万豪ドルの罰金及び当行が2009年消費者信用保護法(Cth)に違反した旨の宣言を条件として当該訴訟について和解することで合意した。和解案は、裁判所の承認が条件となる。しかしながら、2018年11月13日、和解案は裁判所により却下された。したがって、当該訴訟は依然として係属している。
- ・2017年3月15日、当行は、ASICが業界全体を対象に実施した2008年1月から2013年6月までの法人向け直物外国為替(「FX」)取引に関する調査を受けて、ASICとの間で執行可能な約束を締結した。この執行可能な約束の一部として、当行は、独立した立場の専門家から意見を得て、直物FX取引業務に関する方針及びプロセスを強化するためのプログラムを引き続き推進すること等を約束した。

さらに、規制措置によって、当行が第三者に訴訟を提起される(集団訴訟手続によるものを含む。)リスクにさらされる場合がある。当該訴訟(集団訴訟手続を含む。)の結果によっては、第三者に対する賠償の支払及び/又は更なる修復活動を行う場合がある。また、ある法域で講じられた措置が契機となり、別の法域で類似の措置が講じられることになる場合がある。

2018年9月30日に終了した1か年中、当行は、監督機関及び王立委員会から業界全体及び当行のみを対象とするレビューの一環として受けた請求、強制的通告及び情報提供の要請に対応した。これには助言の品質、現行の助言サービス、雇用者及び退職年金、保険及び退職年金、生命保険及び永久全身障害協定、報酬協定、責任ある貸付(回収及びハードシップを含む。)、クレジットカード、ローン申込みの詐欺、抵当権付住宅ローン関連の行為、商業向け貸付、消費者信用保険、並びにマネーロンダリング防止及びテロ資金対策に関連する事項に関するものが含まれた。

監督機関による調査、問合せ、訴訟、罰金、刑罰、関連する規制上の許可の取消し、停止若しくは条件変更、又はその他の執行措置、行政措置若しくは合意(執行可能な約束等)は、個別に又は他の監督機関の措置と併せてのいずれであるかを問わず、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

有価証券報告書

金融犯罪に関する義務を遵守しない場合、当行の事業及びレピュテーションが悪影響を受ける可能性がある。

当行グループは、当行グループが事業を行う法域において、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法、 賄賂及び腐敗防止法、並びに経済及び貿易制裁関連法に服する。これらの法律は、複雑なものである可能性が あり、場合によっては様々な義務を課す可能性がある。例えば、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法 によれば、当行及びその他の規制対象機関は、(とりわけ)顧客の特定及び検証を請け負い、特定のクラスの 顧客について継続的なデュー・ディリジェンスを実施し、かつAML/CTFプログラムを維持及び遵守し、継続的 なリスク評価を請け負い、特定の事項及び取引を監督機関に報告(国際的な資金振替に関する指示、一定の値 以上の取引に関する報告及び不審事項に関する報告に関連するものを含む。)しなければならない。さらに、 金融犯罪に関する法律についても、複数の法域で改正が行われている。

近年では、世界中の監督機関が、不遵守を特定した場合に(しばしば多額の制裁金を課すべく)、大規模な調査を開始し、執行措置を講じていることから、金融犯罪に関する義務の遵守がより重視されるようになっている。

当行グループは、金融犯罪に関する義務(報告義務を含む。)の管理を目的としたシステム、方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であった又は引き続き効果的であるとは限らない。当行がこれらの義務を遵守しない場合、訴訟、罰金、刑罰及び許可の条件の取消し、停止又は変更等の規制当局の措置に直面する可能性がある。不遵守によって、第三者が訴訟(集団訴訟手続を含む。)を開始し、レピュテーションの悪化につながる可能性もある。これらの措置は、個別に又は併せてのいずれであるかを問わず、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

レピュテーションの悪化は、当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のレピュテーションが悪化した場合、当行の顧客を引き付けかつ引き止める能力及び当行の見通しが悪 影響を受ける可能性がある。

レピュテーションに関するリスクとは、レピュテーション、利害関係者の信頼又は社会的な信頼と地位の喪失のリスクをいう。これは、利害関係者の現在及び発生途中の認識、信念及び期待と、当行の現在又は計画中の活動、プロセス、業績及び行動との間に不一致がある場合に発生する。

当行は現在、顧客及びレピュテーションに影響を及ぼす可能性のある従前の問題を特定し、解決するための多数のレビューに取り組んでいる。これらのレビューの一環として、当行は、特定の事業における当行のプロセス及び統制の強化を進めており、いくつか過去の実務慣行を特定済みであるが、現在、当行の顧客が特定の過去の事例から不利益を被ることのないよう、状況を是正するための措置を講じている。これらの内部レビュー及びその他の内部レビューに関する更なる情報については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31を参照のこと。

レピュテーションの悪化は様々な潜在的要因によってもたらされる。当行のレピュテーションは、当行の方針、プロセス、慣行又は行動によって顧客又はある種類の顧客に不利な結果が生じた場合に悪化する可能性がある。レピュテーションの悪化のその他の潜在的要因には、当行のリスク管理の枠組みに沿った有効なリスク管理の失敗、潜在的な利害の対立、法律上及び規制上の要件の不遵守、市場への開示義務の不遵守、過去の活動に対する監督機関による調査、監督機関によるレビュー(当行個別のレビュー及び業界全体のレビューを含む。)における不利な結果、不的確な公式声明の発表、環境・社会・倫理的問題、外部委託業者との契約及びその履行、マネーロンダリング防止及びテロ資金対策法、賄賂及び腐敗防止法、経済及び貿易制裁関係法又はプライバシー関係法の不遵守、訴訟、情報セキュリティー・システムの障害、不適切な売買及び取引上の慣行、従業員及びサプライヤーに関する方針の不遵守、当行が戦略的投資を行っている企業の不適切な行為、テクノロジーの欠陥、セキュリティーの侵害、並びに当行の過去の決定がその時点において適切であったことの立証を妨げる不適切な記録管理が含まれる。

当行の行動、実務、言動又は事業活動が常に変化する地域の基準及び期待を満たさない場合、当行のレピュテーションの悪化を来たす場合がある。これらの期待は、法令遵守のために要求される基準を上回る場合があるため、当行は、その法的義務を遵守していた場合であっても、レピュテーションの悪化を来たす場合がある。地域の期待と当行の実務との相違は、当行の商品及びサービスに関する開示実務、当行の商品において利用可能な機能及び利益、貸付実務、報酬の構造、価格の方針並びにデータの利用及び保護に関するものを含め、多くの点で生じる可能性がある。当行のレピュテーションは、金融サービス業界全体の行為又は当行の競合会社、顧客、サプライヤー、合弁事業パートナー、戦略的パートナー及びその他の取引先の行為により悪影響を受ける可能性もある。

さらに、ソーシャル・メディアの利用の増加又は当行グループによるその事業のある側面に対する戦略又はアプローチに対し、公然と異議を申し立てようとするグループの存在の増加などの要因により、レピュテーションの悪化のリスクが高まる可能性がある。

レピュテーションへのリスクをもたらす可能性がある、又は実際にもたらすこれらの問題を適切に処理できないか又は処理できないと見なされた場合、規制の変更の計画に影響を与え、追加的な法律上のリスクが発生し、当行が規制上の調査、規制法上の強制執行、罰金及び刑罰を科されるか、第三者の提起する訴訟(集団訴訟を含む。)の対象となるか、又は顧客に対する賠償及び回復費用の負担が義務付けられ、あるいは顧客、投資家及び市場における当行のレピュテーションが悪影響を受ける可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を与え得る事業の喪失をもたらす可能性がある。

王立委員会の活動の結果、監督機関による執行活動、訴訟及び法規制又は規制政策の変更が生じる可能性があり、また、当行グループに追加的かつ継続的なレピュテーションの悪化が生じるおそれがあり、これらはいずれも当行の事業及び見通しに悪影響を及ぼすものであり、また、引き続き悪影響を及ぼすおそれがある。

銀行、年金及び金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会は、現在(とりわけ)金融サービス会社による行動、慣行、言動又は事業活動が不正行為に相当する疑いがないか、又は地域の基準及び期待を下回っていないかについて調査を行っている。現時点では、王立委員会はオーストラリア政府に対し、2019年2月1日までに最終報告及び勧告を行う予定である。報告の期限は今後延長される可能性もある。

王立委員会の調査により、当行グループ又は当行グループに関係する事業体若しくは個人が、不正行為の疑いに関与し、又は地域の基準及び期待を満たさなかったケースが公表されている。王立委員会の要綱は多岐にわたり、王立委員会が幅広い分野における不正行為の疑いについて調査することを可能にしている。王立委員会の公聴会では、現在までに、消費者向け貸付の慣行、財務アドバイスの提供、中小企業に対する法人向け貸付、地域共同体及び遠方地域の金融会社との経験、退職年金、保険、並びにこれらの事項に関する政策問題について検討が行われた。公聴会、意見提出、証言及び王立委員会の最終的な検討結果を含むこれらの調査は、当行グループのレピュテーション及び潜在的には事業の業績に悪影響を及ぼしており、今後も及ぼすことが見込まれる。王立委員会は、当行(当行のために行為する個人又は事業体を含む。)が不正行為を行ったとの検討結果を示す可能性がある。かかる検討結果を受けて、監督機関が当行グループに対する調査及び/又は執行措置を実施する可能性がある。また、とりわけ王立委員会が不正行為に関して、当行グループに影響を及ぼす検討結果又は当行グループに影響が及ぶ形で業界に影響を及ぼす検討結果を示した場合等には、王立委員会が公表した事項に関連して、当行グループが第三者を巻き込んだ訴訟のより大きなリスク(集団訴訟手続を含む。)にさらされるおそれがある。

2018年9月28日に公表された委員会の中間報告書では、これまでの情報及び公聴会をもとに委員会委員が同報告書の日付までに形成した様々な見解の概要が示されたほか、金融サービス業界における不正行為に影響し得る又はその対策となり得る、政策の主要分野に関する意見提出が募られた。こうした事項の多くは、(当行を含む)特定の会社及び金融サービス業界全般に重要な影響を与える可能性があるとともに、銀行を含む金融機関の業績に影響を与える可能性がある。提言は、市場及び又は市場内で使用されている事業モデルに対し構造的な変化をもたらし得る事項を含む可能性がある。当行は、2018年10月26日に中間報告書で提起されている問題について意見提出を行った。

王立委員会はその要綱に基づき、銀行、年金及び金融サービスの提供に関する連邦政府の既存の法律及び政 策の適切性のほか、不正行為が生じる可能性を最小化するための法的枠組みに対する追加的変更の必要性の有 無について調査を求められている。したがって、王立委員会がその最終報告書においてオーストラリアの法的 枠組みの変更に関する提言を行い、連邦政府がこれを法案として成立させることが見込まれる。王立委員会は また、当行の監督機関の規制及び執行慣行についても検討している。王立委員会により示された検討結果又は 提言を受けて、監督機関がその既存の方針や慣行を変更(当行を含む規制対象会社に対する期待水準の引上げ を含む。)する可能性もある。王立委員会を契機として生じるオーストラリアの法的枠組みや監督機関の方 針・慣行の変更の性質によっては、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響が生じる可能性がある。 また、王立委員会の結果として、ニュージーランドの金融業界に対する行政上又は規制上の監視が強化され

る可能性もある。

当行は、サイバー攻撃を含む情報セキュリティー上のリスクを被る可能性がある。

新たなテクノロジーの普及、金融取引を行う際のインターネット及び電気通信の利用の増加、並びに攻撃者 (組織犯罪及び国家が支援する活動家を含む。)の巧妙化及び活動の増大は、当行を含む大手金融機関及び当 行の外部のサービス提供者にとっての情報セキュリティー上のリスクの増加をもたらした。

当行は、サイバー攻撃を予防・検出し、それに対処するシステムを設置しているものの、これらのシステム が常に効果的であるとは限らず、当行が将来的にサイバー攻撃又はその他の情報セキュリティーの侵害による 損失を被らないという保証はない。サイバー攻撃が成功した場合、テクノロジー・システムが適切に動作しな い又は使用不可能になるおそれがあり、その結果、当行グループ、その従業員、顧客又は第三者の秘密情報、 機密情報及びその他の情報の無断の公開、収集、監視、不正使用、消失又は破棄を招き、また、ネットワーク のアクセス、事業運営又はサービスの利用可能性にその他の悪影響を与える可能性がある。

また、サイバー上の脅威が進化するにつれ、当行は、当行システムの変更若しくは強化又は脆弱性若しくは 事案の調査・是正のために多額の追加的資源を投じなければならない可能性がある。

当行の業務は、当行のコンピューター・システム及びネットワーク上、並びに外部委託業者のコンピュー ター・システム及びネットワーク上の情報の安全な処理、保管及び伝達に依拠している。当行は、その情報の 安全性、完全性及び機密性を保護するために対策を実施しているが、当行が依拠しているコンピューター・シ ステム、ソフトウェア及びネットワークが、当行の機密情報又は当行の顧客及び取引先の機密情報に悪影響を 及ぼすおそれのある、セキュリティーの侵害、不正アクセス、悪質なソフトウェア、外部からの攻撃又は内部 侵害の対象となるリスクがある。

他の法域の大手銀行は、高度なサイバー攻撃によるセキュリティーの侵害を被ったことがある。当行の外部のサービス提供者又は当行の事業活動を促進するその他の当事者(ベンダー、証券取引所、清算機関、保管機構及び金融仲介機関等)もサイバー攻撃を受けるリスクにさらされている。かかるセキュリティーの侵害は、顧客及び事業機会の喪失、当行の業務の大幅な混乱、当行及び/又はその顧客の機密情報の不正利用、並びに当行及び/又はその顧客のコンピューター又はシステムの損害をもたらす可能性がある。また、かかるセキュリティーの侵害は、レピュテーションの悪化、賠償請求、並びに規制上の調査及び処罰をもたらす可能性もあり、これらは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

かかる脅威に対する当行のリスク及びエクスポージャーは、技術の発展性、当行の金融サービス業界における重要性、当行の顧客(政府、鉱業及び保健分野を含む。)の重要性並びに当行のインターネット及びモバイル・バンキングのインフラを引き続き改善し、拡大する計画により、引き続き高い状態にある。

当行は、テクノロジーの欠陥による損失を被る可能性がある。

当行の情報及び技術の信頼性、完全性及び安全性は、当行の顧客の銀行業務に関する要求事項を支援し、コンプライアンス義務を果たし、監督機関の期待に応えるにあたって非常に重要である。

当行グループは、当行システムの利用及び回復を提供し、監視するためのプロセスを多数整備しているものの、当行が全面的に又は部分的に制御できない事象によって当行の情報技術システムが適切に動作しない又は使用不可能になるリスクがある。当行においてテクノロジーの欠陥が生じた場合、当行がコンプライアンス義務(必要な期間にわたって記録及びデータを保持する義務等)を果たせなくなる可能性や、当行の顧客が不利な影響を受ける可能性(例えば、顧客が長期間にわたりオンライン・バンキング・サービスにアクセスできなくなる可能性、基礎となるテクノロジーの問題に起因して顧客が自らの合意した条件によって商品又はサービスを受領できなくなる潜在的な可能性等)がある。その結果、レピュテーションの悪化や改善費用が生じ、また、監督機関が調査を開始し、かつ/又は当行に対し行政・執行措置を講じる可能性がある。

さらに、顧客に新たな商品及びサービスを提供し、規制上の義務を遵守し続け、当行の監督機関の継続的な期待に沿うために、当行は、定期的にテクノロジーを更新し、強化する必要がある。当行は、テクノロジー基盤の統合、当行のテクノロジー及び運営環境の単純化及び強化、生産性の向上、並びにより高い顧客満足度の提供を目的とするプロジェクトを含む、テクノロジー・プロジェクトを絶え間なく運営している。これらのプロジェクトを効果的に実施すること又は関連する変化を管理することに失敗した場合、費用超過、生産目標の未達成、運営上の不安定性又はレピュテーションの悪化をもたらす可能性がある。これらは、ひいては当行を競合会社よりも不利な立場に置き、当行の業績に悪影響を及ぼすおそれがある。

不利な金融市場・資本市場の状況又は預金者の嗜好が、当行の資金調達及び流動性の必要性に対処する能力 に大きく影響し、資金調達費用を増加させる可能性がある。

当行は、事業に必要な資金の調達を預金並びに金融市場及び資本市場に依存しており、また、それを流動性の源泉としている。当行の流動性及び資金調達を確保するための費用は、金融市場及び資本市場の状況に関連している。

世界金融危機で証明されたとおり、国際金融市場及び資本市場は、著しいボラティリティー、混乱及び流動性の低下の期間を経験する可能性がある。これらの市場は、現在は長期間にわたり安定している一方で、状況は依然として予測不可能である。当行が直面している主要なリスクは、市場の信頼に対する悪影響、資金調達の機会と費用に関する変化、並びに国際的な経済活動の減速、又は当行が事業を共に行う法人に対するその他の影響である。資本市場も、米国レパトリエーション税規則に対する変更案の影響を受ける可能性がある。

2018年9月30日現在、当行の調達資金総額の約29パーセントは、国内外の大口市場において調達されたものであった。このうち約66パーセントがオーストラリア及びニュージーランド外の市場から調達されたものであった。顧客預金は、調達資金合計の約63パーセントを占める。当行の保有する顧客預金は、一定期間の経過後に引出しが可能な定期預金と、随時引出しが可能な通知預金の両方で構成されている。

投資に関する嗜好の変化は、顧客による預金の引出しにつながり、当行がより不安定又は高コストであり得るその他の形態で資金調達を行うニーズが増加する可能性がある。

経済、財政、政治又はその他の理由により市況が悪化した場合にも、銀行預金への信頼が失われ、当行に想定外の預金流出が生じるおそれがある。その場合、当行の資金調達費用も悪影響を被る可能性があり、当行の流動性、並びに資金調達及び貸付活動も抑制される可能性がある。

当行の現在の資金調達源が不十分であることが判明した場合、当行は代替資金調達源の確保を迫られる可能性がある。かかる代替資金調達源の利用の可否、及びかかる代替資金調達源の利用条件は、一般的な市況、信用状況、当行の信用格付け及び信用市場における能力といった多岐にわたる要素に左右されることになる。代替資金調達源が利用可能であっても、かかる代替資金調達源が現在の資金調費用を上回るか又は不利な条件である可能性があり、当行の業績、流動性、資本の源泉又は財政状態に悪影響を与えることも考えられる。当行が十分な資金調達を行うことができ、かつ、これを許容可能な価格で行うことができるという保証、及び当行が追加費用を回収することができるという保証はない。

適切な資金調達を行えない場合、当行は貸付の削減、又は流動性の高い有価証券の売却の開始も強いられる可能性がある。かかる事態は、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

当行が負う担保付デリバティブ債務について、当行は、市場レートに変動が生じた場合に追加担保の差し入れを求められる可能性があり、その場合、当行の流動性又は当行がデリバティブ債務を金利、為替及びその他金融商品に関するリスクのヘッジに利用する当行の能力に悪影響が及ぶ可能性がある。

流動性リスクの詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22の「資金調達および流動性リスク」を参照のこと。

ソブリン・リスクは、金融市場を不安定にするおそれがある。

ソブリン・リスクとは、政府が、その債務について不履行となるリスク、その債務が満期となった時点で借換えができないリスク、又はその経済の一部(当行のような金融機関の資産を含む。)を国営化するリスクをいう。ソブリン・デフォルトは、当行が保有する質の高い流動性資産の価値に悪影響を及ぼすおそれがある。また、その他の市場及び国へと連鎖的に伝播していく効果がある可能性があり、その結果を予想することは困難ではあるが、世界金融危機中に経験した状況と同様又はそれを上回る悪い状況となる可能性がある。かかる事象は、国際金融市場を不安定にさせ、当行の流動性、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

信用格付けが維持できなくなった場合、当行の資金調達コスト、流動性、競争力及び資本市場に対するアクセスが悪影響を受ける可能性がある。

信用格付けは、当行の信用価値についての独立第三者の意見である。当行の信用格付けは、資本市場及びその他の資金源からの当行の資金調達コスト及び利用の可否に影響する場合があり、顧客又は取引先が当行の商品及びサービスの評価を行う際に重要である可能性がある。このため、高格付けを維持することは重要である。

格付機関による当行の信用格付けは、当行の財務力、当行のガバナンスの質、オーストラリアの金融システムに関する構造的考察及びオーストラリア政府の信用格付けを含む多数の要素に対する評価に基づいている。 信用格付けの引下げは、オーストラリア政府の格下げ、当項目で挙げるその他のリスクのうち一つ若しくは複数、又はその他の事象により発生する可能性があり、これには格付機関が格付けを決定する際に使用する方法の変更も含まれる。

当行の信用格付けの引下げが一度又は連続して生じた場合、当行の資金調達コスト及び関連する利鞘、担保要件、流動性、競争力及び資本市場に対するアクセスが悪影響を受ける可能性がある。これらの影響の程度及び性質は、格付けの変更の程度、当行の格付けが複数の格付け機関の間で異なるかどうか(スプリット・レーティング)、及び格付けの変更が当行の競合会社又は金融業界にも影響するか等の複数の要因に左右される。

オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムにおけるシステミック・ショックが、当行又はその顧客若しくは取引先に悪影響を与える可能性がある。かかるシステミック・ショックに関する予想及びそれに対する対応は困難である。

大規模なシステミック・ショックが発生するリスクがあり、これにより、オーストラリア若しくはニュージーランドの金融システム、又はその他の金融システムが悪影響を被る可能性がある。

上記で概要を示したとおり、過去10年間において金融サービス業界及び資本市場は、市場ボラティリティー、世界経済の状況、地政学的な不安定(世界各地で紛争が発生するおそれ又は実際に発生した紛争等)及び政治的変化により悪影響を受けており、また、今後も受ける可能性がある。特に近年では、ブレグジット、米国及び中国等の国々における関税及びその他の保護貿易政策の導入を含め、世界の政治情勢が大幅に変化している。いずれかの主要な世界経済がショックを受けた場合、当行グループに悪影響を与える通貨・金利変動及び業務上の混乱を再びもたらす可能性がある。

かかる市場及び経済の混乱が発生した場合、消費者及び企業の出費が減少し、失業率が上昇し、当行が提供する商品及びサービスの需要が減少する可能性があり、それにより収益が減少することで、当行を含む金融機関に悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況はまた、当行の借り手のローン返済能力又は取引先の債務履行能力にも影響を与え、当行がより多くの信用損失を被り、また投資家の当行グループへの投資意欲に影響が生じる可能性がある。これらの事象は、金融システムに対する信用の低下、流動性の減少、当行の資金調達へのアクセスの制限、並びに当行の顧客及び取引先とそれらの事業への損害をもたらす可能性もある。かかる事象が起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。

かかる事象の性質及び結果を予想することは困難であり、当行がかかる事象に効果的に対処できるという保証はない。

資産市場の低迷が当行の経営又は収益性に悪影響を与える可能性がある。

株式市場、居住用及び商業用不動産市場、並びにその他の資産市場を含むオーストラリア、ニュージーランド又はその他の資産市場の低迷が、当行の経営及び収益性に悪影響を与える可能性がある。

また、資産価格の低下は当行の資産管理業務に影響を及ぼす。当行が通常、保有又は管理する有価証券及び/又は資産の価値をベースに手数料を受領していることにより、当行の資産管理業務における収益の一部は、資産価値に依存している。資産価格の低下が当該事業の収益に悪影響を及ぼす可能性がある。

資産価格の低下が、顧客及び取引先、並びに当行が貸付及びデリバティブに対して保有する担保(居住用及び商業用不動産を含む。)の価値に影響を与える可能性もある。これにより顧客又は取引先が債務不履行に陥った場合、当行が貸付金額を回収する能力が影響を受ける可能性がある。また、これは当行の引当金の水準に影響を与え、ひいてはそれが当行の収益性及び財政状態に影響を与える可能性もある。

当行の事業は、オーストラリア及びニュージーランドの経済に大きく依存している。

当行の収益及び利益は、経済活動及び顧客が求める金融サービスの水準に左右される。特に貸付は、当行が 事業を行う国々における経済成長、事業投資、企業・消費者心理、雇用水準、金利、資産価格及び貿易フロー などを含む様々な要素に左右される。 当行は、事業の大部分をオーストラリア及びニュージーランドで行っているため、当行の経営成績は、これらの国々における貸付の水準及び循環的性質に左右される。これらの要因は、また国内外の経済状況、自然災害及び政治事象による影響を受ける。不動産価値を上回るローンを抱えた借り手は、債務不履行に陥る傾向が強いことから、オーストラリア及びニュージーランドの住宅価額の大幅な下落は、当行の住宅ローン活動に悪影響を及ぼす可能性がある。債務不履行が生じた場合に、当行の担保が損なわれており、当行がより多くの信用損失を被る結果となる場合がある。また、税金に関する法令の不利な変化(税率、特別控除又は課税控除の変更等)、規制上の要件、その他資産価値の下落に対する買い手の懸念によって当行の住宅ローン商品の需要も減少する可能性がある。

オーストラリア及びニュージーランド、並びに中国、インド及び日本といったその他の国々の経済及び事業状況における不利な変化も、オーストラリアの経済及び当行の顧客に悪影響を及ぼす可能性がある。とりわけ、特に鉱業及び資源部門における現在のオーストラリアと中国の経済関係に伴い、中国の経済成長の減速(関税又はその他の貿易保護政策の実施によるものを含む。)が、オーストラリアの経済に悪影響を及ぼす可能性がある。商品価格、中国政府の政策及びより広範な経済状況の変化は、ひいては当行の商品及びサービスに対する需要の減少をもたらし、当行の借り手のローン返済能力に影響を及ぼす可能性がある。これが起きた場合、当行の事業、見通し、業績又は財政状態は、悪影響を受ける可能性がある。

当行の信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加は、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態 に悪影響を与える可能性がある。

信用リスクは、顧客又は取引先が当行に対するその金融債務を履行できない場合の財務上の損失のリスクである。これは、重大なリスクであり、主に当行の貸付業務から発生する。

当行は、最新の情報に基づき、信用減損に対する引当金を設定している。経済状況が悪化した場合、顧客及び/又は取引先の一部がより大きな財務上の圧迫を経験する可能性があり、当行に対する債務不履行及び償却が著しく増加し、引当金を積み増す必要に迫られる可能性がある。かかる事態は利用可能な資本を減少させ、当行の流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

また、信用リスクは、当行が締結する特定のデリバティブ契約、清算契約及び決済契約、並びに他行、金融機関、企業、清算機関、政府及び政府機関が発行する債券の取引及び所有からも発生する。これらについては、国際金融市場における経済状況により、その財政状態が様々な形で影響を受ける可能性がある。

信用リスクの管理を含む当行のリスク管理手続の議論については、本項の「 . リスク管理」及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。 当行は、当行の事業のすべての側面において激しい競争に直面する。

金融サービス業界では、激しい競争が行われている。当行は、国内外において消費者向け及び商業銀行、資産運用管理会社、投資銀行、仲介業者、その他金融サービス会社及び金融サービスへの進出に意欲的なその他の業界の企業と競争している。これには、当行と同一の資本要件及び規制要件に服していないため、当行よりも効率的に業務を行うことができる専門的な競合会社が含まれる。デジタル技術により、消費者行動や競争環境は変化しつつある。顧客が銀行取引を行う上でのデジタル手段の利用は増え続けており、電子決済サービス等に関して最新技術を活用し、既存の事業モデルを断絶させることを狙う新興の競合会社も増えている。当行グループは、既存の金融サービス提供者との競争に直面すると同時に、非金融サービス会社の開発した銀行ビジネスとの競争にも直面している。

競争環境は、法改正の結果によっても左右される可能性がある。例えば、銀行が顧客データを(顧客の指示によって)認証された第三者に提供することを要求するオープン・バンキング体制の導入は、競争情勢に変化をもたらすことが予想される。

当行が各種事業及び市場において、効果的な競争を行うことができない場合、当行の市場のシェアは減少する可能性がある。競争の激化は、当行の競合会社に業務を奪われることで、又は利鞘及び手数料の減少の圧力を生じさせることで、当行に悪影響を及ぼす可能性もある。

預金に関する競争の激化も、当行の資金調達コストを増加させ、当行がその他の種類の資金調達の利用を模索するか、又は貸付を縮小する必要性を生じさせる可能性がある。当行は、当行の貸借対照表の大部分の資金源を銀行預金に依拠しており、預金は、これまで比較的安定した資金源であった。当行は、銀行及びその他の金融サービス会社と、かかる預金をめぐって競争している。当行が預金をめぐる競争を優位に進められない場合、当行は、その分、より不安定若しくは高コストであり得るその他の形態の資金調達により大きく依拠し、又は貸付を縮小することを強いられる。

当行はまた、進化する顧客の嗜好に合致した商品及びサービスを提供する能力に依拠している。新たな商品及びサービスの開発若しくは導入に失敗した場合、又は顧客の嗜好及び傾向の変化に対応若しくは適応することに失敗した場合、当行は競合会社に顧客を奪われる可能性がある。これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行の競争圧力への対応に関する詳細については、上記第一部 第2 3 (2) (d) i.「競争」を参照のこと。

当行は、市場のボラティリティーによる損失を被る可能性がある。

当行は、金融市場における当行のトレーディング業務及び当行の確定給付制度の結果として、また当行の財務上の資産及び負債の管理を通じて市場リスクにさらされている。これは、外国為替相場、商品価格、株価及び金利(マイナス金利の可能性を含む。)等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及ぶリスクである。これには、通常業務における、資産及び負債のデュレーション(満期)のずれから生じる受取利息に対するリスクといった、銀行勘定内での金利リスクが含まれる。

市場要因の変動は、あらゆる出来事によって引き起こされる可能性がある。一例として、2017年7月、ロンドン銀行間取引金利(「LIBOR」)を規制する金融行動監視機構は、2021年以降、パネル銀行に対し、LIBORのベンチマーク算出のための金利を引き続き提出提示することを義務付けない旨を発表した。このため、LIBORは、2021年以降も現在の形式で継続されるという保証はなく、2021年までに廃止又は変更されるものとみられる。LIBOR又はその他のベンチマークの運用の進展又は将来的な変更は、当行グループが発行する有価証券又はその他の商品を含め、かかるベンチマークにその収益が連動する有価証券及びその他の商品の利益率、価値及び市場に悪影響を及ぼすこととなるおそれがある。

当行が市場ボラティリティー(有価証券又はその他の商品の利益率、価値又は市場の変化を含む。)により 重大な損失を被った場合、当行の事業、見通し、流動性、資本の源泉、業績又は財政状態に悪影響が及ぶこと がある。市場リスクの管理を含む当行のリスク管理手続の議論については、本項の「 . リスク管理」を参照 のこと。

当行は、オペレーショナル・リスクによる損失を被る可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、不適切な内部処理、人員及びシステム、若しくはそれらの欠陥、又は外部事象を要因とする損失のリスクをいう。これはまた、とりわけレピュテーションに関するリスク、テクノロジー・リスク、モデル・リスク及び外部委託リスク並びに自然災害、環境災害、重要な公共施設への損害及び特定の行動主義・抗議活動等の外部事象により業務が中断するリスクも含んでいる。当行は、これらのリスクを管理する方針、プロセス及び統制を整備しているが、これらが常に効果的であるとは限らない。

プロセス又は統制が効果的でない場合、当行の顧客に不利な結果が生じる可能性がある。例として、プロセスが機能停止した場合、顧客は自らが合意した諸条件又は価格にて商品を受領できなくなる可能性がある。また、不適切な記録管理により、当行の過去の決定がその時点において適切であったこと又は特定の措置又は行為が行われたことを立証できなくなる場合がある。このような事態が生じた場合、当行は、顧客に対する返金及び賠償金の支払、並びに機能停止したプロセスの修復に多額の費用を負担することになる場合がある。このような種類の不首尾によって、規制上の監視が強化される場合もあり、監督機関が調査を開始する、かつ/又はその他の執行、行政及び監督措置を講じる可能性がある。

当行は、詐欺的な貸付金申込み、又は不適当若しくは詐欺的な支払い及び決済(特にリアルタイムの支払い)により損失を被る可能性がある。詐欺的な行為は、外部者が、銀行のシステム及び顧客の口座にアクセスしようと試みる際にも発生する可能性がある。詐欺的行為の発生を管理するシステム、手続及びプロトコルが上手くいかなかった場合又は有効に働かなかった場合、それらは、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある損失をもたらすおそれがある。

当行のシステム(顧客対面型及びバックオフィスの両方)、リスク管理の枠組み及び財務報告プロセスが効果的に動作することを保証するために、正確かつ完全なデータが必要不可欠である。質の悪いデータは、システム、プロセス及び方針における不備によるものを含め、様々な方法で発生する可能性があり、顧客サービス、リスク管理、財務報告(リスク調整後資産の算出を含む。)における不備又は欠陥をもたらす可能性があり、ひいては判断ミスを生じさせる可能性がある。さらに、当行は、モデル・リスク、すなわちデータ若しくはモデルにおけるエラー若しくは不備により、又はモデルの管理及び使用において生じる損失のリスクにさらされている。

当行は、そのコンプライアンス義務を充足するために、特定の保管期間にわたりデータ及び書類を保管し、アクセスすることが要求されている。場合によっては、当行は過去の決定がその時点において適切であったことを立証するためのデータも保管する。システム、プロセス及び方針の欠陥は、当行のデータを保管及びアクセスする能力に悪影響を与える可能性がある。

近年では、金融サービス会社は、その業務を行い、規制上の義務を果たすために、サプライヤー及び監督機関(国内及び海外の双方)等の第三者とデータを共有することが増えている。第三者に転送されるデータの転送、保管又は保護に関連するプロセス又は統制の破綻があった場合又は第三者がかかるデータを適切に取り扱うことができなかった場合、当行グループのコンプライアンス義務の不遵守並びに/又は当行の顧客及び当行グループへの悪影響が生じる可能性がある。

当行は、当行及び当行の顧客へのサービスの提供について、オーストラリア及び海外の両方における多数のサプライヤーにも依存している。かかるサプライヤーが要求に応じたサービスを提供できない場合、事業活動に混乱が生じ、また、経営、収益性又はレピュテーションに悪影響が及ぶ可能性がある。

オペレーショナル・リスクは、当行のレピュテーションに直接影響を及ぼし、その結果、当行の業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性のある財務上の損失(当行の商品及びサービスに対する需要の減少によるものを含む。)が生じる可能性がある。

オペレーショナル・リスクの管理を含む当行のリスク管理手続の議論については、本項の「 . リスク管理」を参照のこと。

オペレーショナル・リスク、テクノロジー・リスク、コンダクト・リスク又はコンプライアンス・リスク事象 により、当行が顧客是正活動を行うことが求められる可能性がある。

当行は、その業務を行うために多数の方針、プロセス、手続、システム及び人員に依存しており、これらの 領域のいずれかに破綻又は不備があった場合(これは、1以上のオペレーショナル・リスク、テクノロジー・ リスク、コンダクト・リスク又はコンプライアンス・リスク事象に起因する場合がある。)、顧客にとって悪 い結果をもたらすおそれがあり、その場合当行はこれを是正しなければならない。例えば、プロセスの破綻に より、顧客が「パッケージ・アカウント」商品に関連して受けることができるすべての特典を受けることがで きない可能性や、スタッフの一員が社内方針を適切に遵守しないといった不適切な行為により、顧客は、当行 が提供することを約束していた商品若しくはサービスを受けられず、又はそのニーズに合わない商品若しくは サービスを受ける可能性がある。 これらの事象により、当行グループは多大な是正費用(顧客への補償金及び根本的な問題を是正するための 費用を含む。)を被り、また、レピュテーションを損なうおそれがある。

顧客是正活動を実施するに際しても、重大な困難やリスクがある。例えば、問題の性質によっては、特に当行の記録の保管期間以前に及ぶ過去の問題については、是正活動を数値化し、調査するのが困難な場合がある。顧客を適切かつ公平に補償する方法の決定についても、監督機関及び企業体等の多数の利害関係者に関係する複雑な作業となる場合がある。特定の場合においては、かかる利害関係者は、是正のために特定のアプローチを行うことを要求する権限を有し得る。例えば、オーストラリア金融苦情対応局は、受け入れられる解決に至るまで是正活動を監視することができる。これらの要素は、是正活動の完了までの期間に影響を与える可能性があり、また、実際に被る是正費用が当行グループの当初の見積もりを上回る可能性もある。

当行グループが、適時に、是正活動を効果的に調査、数値化又は実施できない場合、当行の事業、見通し、 レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

当行は、訴訟(集団訴訟手続を含む。)による損失を被る可能性がある。

当行グループ(及び当行グループ内の個々の事業体)は、随時、その事業運営並びに法律上及び規制上の義務の履行状況に起因して生じる法的手続、規制措置又は仲裁の当事者となる可能性がある。

当行の顧客、株主、サプライヤー及び取引先等、様々な潜在的原告により、当行グループに対する法的手続が開始される可能性がある。かかる原告は、個別に又は集団訴訟手続として法的手続を開始する場合がある。近年では、金融サービス会社(及びより広範なその他の組織)を相手に提起される集団訴訟手続の件数が増加しており、こうした集団訴訟手続の多くにおいて多額の和解金が支払われている。集団訴訟手続が開始されるリスクは、規制に係る調査又は照会(金融サービス業界における不正行為に関する王立委員会等)の結果、不利なメディア報道、監督機関が提起した手続における不利な判断又は和解によって高まる。さらに、競合会社に対し開始された集団訴訟手続が、当行グループに対する同様の集団訴訟手続に発展するリスクもある。過去数か月において、消費者信用保険の販売及び年金基金の受託者の投資判断等の事項に関連して、金融サービス会社に対し集団訴訟が開始された。

オーストラリアにおいて第三者による訴訟資金の提供が増加していることも、近年オーストラリアで開始される集団訴訟数が増加している一因である。

以下を含め、当行グループに対する集団訴訟手続がときおり提起されている。

・2016年8月、米国ニューヨーク州南部連邦地方裁判所において、当行並びにオーストラリア及び世界各国の多数の銀行に対して、銀行間取引金利に関連する不正行為があったとして、集団訴訟が提起された2018年11月26日、米国裁判所は、米国におけるBBSWに関する集団訴訟手続の棄却の申立についての判決を下し、当行及び特定のその他の外国銀行に対する訴訟については、ニューヨーク市が当該訴訟を審理する管轄権を有さないという理由により棄却された。裁判所は、原告に対し「管轄権ディスカバリー(jurisdictional discovery)」(米国への関連をより明確に示すための文書又は情報)の請求を更新するか、及び/又はその申立を修正するための許可を求めるために30日の猶予を与えた。

・2017年10月12日、オーストラリア連邦裁判所において、当行及びウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービシズ・リミテッド(「WLIS」)に対する集団訴訟が提起された。当該集団訴訟は、当行グループ内で雇用された特定のファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づき2011年2月以降にWLISが販売した保険を取得した顧客を代表して提起された。原告団は、当該アドバイザーが提供した金融アドバイスに当該アドバイザーの顧客に対する信任義務及び法令上の義務(顧客の最善の利益のために行動する義務を含む。)に違反する部分があり、WLISが故意に当該違反に加担したと主張している。当行及びWLISは、当該訴訟において防御活動を行っている。当該訴訟は、現在、集団訴訟における実質的な主張とは無関係の手続上の問題に関する上訴の結果が出るまでの間、裁判所の命令により延期されている。

訴訟(集団訴訟手続を含む。)は、個別に又は併せてのいずれであるかを問わず、当行グループの事業、業務、見通し、レピュテーション又は財政状態に悪影響を与えるおそれがある。これらの問題には(結果を正確に予測することができない等)不確実な要素が多い。さらに、当行グループが訴訟に対応し、訴訟で防御活動を行う能力は、不適切な記録の保管によって悪影響を受ける可能性がある。

いずれの訴訟の結果によっても、当行グループは多岐にわたる裁判所命令(執行命令を含む。)の遵守やその他賠償金、課徴金、罰金又は訴訟費用等の金銭の支払を求められる可能性がある。

当行グループの重要な偶発債務については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31に記載される。かかる偶発債務が予想を上回ることとなるリスクや、追加的な訴訟若しくは他の偶発債務が生じるリスクが存在する。

当行は、コンダクト・リスクによる損失を被る可能性がある。

コンダクト・リスクは、当行のサービスや商品の提供が、当行の利害関係者にとって不適当若しくは不当な結果をもたらすか、又は市場における妥当性を弱化させるリスクである。コンダクト・リスクは、当行の顧客に対する商品及びサービスの提供が当該顧客のニーズを満たさない又は市場における妥当性を擁護しない場合のほか、当行の従業員、業務委託者、代理人、授権代理人及び外部のサービス提供者の不適切な行為からも生じる可能性がある。これは、特定の顧客に対する業務上の義務(受託者責任及び適合性要件を含む。)の不履行、製品の設計及び導入不良、顧客のニーズを適切に検討しないこと、又は顧客ターゲットの市場外における商品及びサービスの販売により生じる可能性がある。コンダクト・リスクはまた、顧客に提供する旨を約束した商品又はサービスを適切に提供しないことにより生じる可能性もある。一例として、当行は、雇用したプランナーが提供した財務に関する助言のレビューに取り組んでおり、顧客が継続的な助言手数料を支払っていたにもかかわらず、助言サービスが提供されていなかった事例、又は当行が助言サービスが提供されていたか十分に検証できなかった事例を多数特定した。さらに、当行は、正式な代理店であった販売グループに勤務するプランナーによって提供されている現行の助言サービスのレビューも開始しており、これにより、更なる不正行為が発見される可能性がある。正式な代理店であった販売グループに勤務するプランナーが提供している現行の助言サービスのレビューの詳細については、第一部第61「財務書類」に対する注記31を参照のこと。

当行は、不適切な行為の結果を管理することを目的とした枠組み、方針、プロセス及び統制を講じているが、これらの方針及びプロセスが常に効果的であるとは限らない。これらの方針及びプロセスの失敗により、財務上の損失又はレピュテーションの悪化につながる可能性があり、このことが当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行は、ガバナンス又はリスク管理戦略の失敗による損失を被る可能性がある。

当行は、流動性リスク、信用リスク、株式リスク、市場リスク(金利及び為替リスク等)、コンプライアンス・リスク、コンダクト・リスク、保険リスク、持続可能性リスク、関係会社(伝染)リスク及びオペレーショナル・リスク(いずれも当行グループのレピュテーションに影響を及ぼし得る。)を含むリスクの特定、監視及び管理を目的としたプロセス及び手続に関連するリスク管理戦略、枠組み及び内部統制を実施している。

しかしながら、当行が想定していない若しくは特定していないリスクが存在若しくは将来発生し、統制が効果を発揮しない可能性により、いかなるリスク管理の枠組みにも内在的限界がある。

当行グループはまた、そのリスク管理の枠組みを定期的に見直し、それが引き続き当行の事業の性質、規模及び複雑性に見合ったものであるかを見極めることが要求されている。リスクの枠組み、プロセス又は体制が不適切となったと判断した場合、当行グループは、これを是正するために相当な取組みを行うことが要求される可能性がある。かかる是正の不履行は、監督機関からの調査の強化、コンプライアンス義務の不履行及び/又は財務上の損失をもたらす可能性がある。

リスク管理の枠組みの有効性は、健全なリスク管理文化の確立及び維持にも結び付いている。適切な報酬の 構造の構築も、健全なリスク文化の確立を支えし、その維持に貢献する上で、重要な役割を担う。しかしなが ら、当行の報酬の構造の設計又は運用に不備があった場合、当行のリスク文化が悪影響を受けるおそれがあ る。これは、変動報酬の構造が過度のリスク負担又は健全なリスク文化と矛盾するその他の行為を助長する状 況で起こり得る。これは、ひいては当行のリスク管理の枠組みの有効性に悪影響を及ぼすおそれがある。

APRAが大手金融機関に対し、オーストラリア・コモンウェルス銀行の健全性調査に関する最終報告書の報告内容に関連して書面による自己評価を行うように要求したことを受けて、当行は現在、文化、ガバナンス及び説明責任に関する自己評価を行っている。当該自己評価は、(リスク及びコンプライアンスに関わるため)報酬、説明責任及び文化等の重要なテーマを検討した。当行は、2018年11月29日にAPRAに当該報告書を提出した。文化、ガバナンス及び説明責任に関する評価の詳細については、第一部 第2 3 (2) (b) 「主な変更事項」を参照のこと。

当行のガバナンス又はリスク管理プロセス及び手続が無効又は不適切であると判明した場合、あるいは適切に実施されていなかった場合、当行は、予想外の損失及びレピュテーションの悪化を被り、これは、当行の事業、見通し、業績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行のリスク管理手続の議論については、本項の「 . リスク管理」を参照のこと。

当行グループが主要な役員、従業員及び取締役の採用及び確保を怠ることは、当行の事業に悪影響を及ぼすお それがある。

主要な役員、従業員及び取締役は、当行の事業の運営及びその戦略的目標の追求において重要な役割を担っている。主要な役職の個人が予期しない形で退職した場合、又は当行がかかる役職に適切なスキルを持つ適任な人材を採用し、確保することを怠った場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態は悪影響を受ける可能性がある。

気候変動は、当行の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

当行、その顧客及び外部のサプライヤーは、気温及び海面の上昇、火災、荒天、洪水、干ばつ等の不利な気象事象の頻度及び程度の増加を含む、気候変動に関する自然界のリスクにより悪影響を受ける可能性がある。これらの影響は、その性質が急性か慢性かを問わず、レピュテーションの悪化、環境的要因、保険リスク及び業務の中断を通じて当行及びその顧客に直接影響を及ぼすおそれがあり、業績に悪影響(信用エクスポージャーにおける債務不履行の増加によるものを含む。)を及ぼすおそれがある。

気候変動の軽減又は気候変動への対応に関するイチシアチブは、とりわけかかる変動の悪影響を受ける地域及び業界において、市場価格及び資産価格、経済活動並びに顧客の行動に影響を及ぼす可能性がある。これらの変化に関するリスクを効果的に管理できない場合、当行の事業、見通し、レピュテーション、業績又は財政状態に悪影響が及ぶおそれがある。

当行は、環境的要因による損失を被る可能性がある。

当行及び当行の顧客は、様々な地域において事業を行っており、資産を所有している。これらの地域におけるすべての重大な環境的変化又は外部事象(火事、荒天、洪水、地震、パンデミック、社会不安又はテロを含む。)は、当該地域での事業活動の混乱を引き起こし、当行の業務に影響を与え、財産に被害を与え、また、その他当該地域で所有される資産の価値及び当行が貸付金額を回収する能力に影響を及ぼす可能性を有している。加えて、かかる事象は経済活動、顧客及び投資家の信頼、又は金融市場におけるボラティリティー水準にも悪影響を及ぼすおそれがあり、それらはいずれも当行の事業、見通し、業績又は財政状態に不利な影響を及ぼすおそれがある。

当行は、保険リスクによる損失を被る可能性がある。

当行は、当行の生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険事業において、保険リスクにさらされており、これは、当行の事業、業務又は財政状態に悪影響を与える可能性がある。

保険リスクは、当行の規制対象認可保険会社において、商品設計の欠陥、引受け、再保険契約又は保険事故の程度及び/若しくは頻度の上昇により、請求額が予想を上回るリスクである。

生命保険事業では、リスクは主に、死亡率(死亡)及び罹患率(病気及び負傷)のリスク、それらのリスク に関連する請求額がそれらのリスクの価格設定時に予想されていた額を上回ること、並びに保険契約の失効で 生じる。

損害保険事業では、保険リスクは主に、環境的要因(荒天、洪水及び山火事を含む。)並びに地震、津波及び火山活動といったその他の災難のほか、住宅及び家財の保険請求額を通じて発生する。自然災害等の外部事象の頻度及び程度は予測困難であり、自然災害事象から生じたもの等、既存の事象に基づいた潜在的損失のための準備金の金額が、実際に発生する請求をカバーするのに不十分である可能性がある。

抵当権付住宅ローン貸付保険事業では、保険リスクは、主に失業率又はその他の経済的要因による住宅ローンの債務不履行の増加につながる予期せぬ経済状況の悪化によって生じる。

当行の再保険契約が有効でなかった場合、更なるリスクや予想を上回る損失につながる可能性がある。また、当行が満期を迎えた再保険契約を同一の条件(当該契約に基づき定められるコスト、期間及び再保険契約の保険金額を含む。)で更新できないリスクもある。

当行グループは、重要な会計上の見積り及び判断に関する変更により損失を被る可能性がある。

当行グループは、会計方針の適用及び当行の財務書類の作成にあたり、とりわけ引当金の計算(信用損失に関連するものを含む。)及び金融商品の公正価値の決定に関連して、見積り、仮定及び判断を行う必要がある。新たな情報又は状況若しくは経験の変化に伴う重要な会計上の見積り、仮定及び/又は判断の変更により、当行グループは予想額又は引当額を上回る損失を被る可能性がある。これは、当行グループの業績、財政状態及びレピュテーションに悪影響を及ぼすおそれがある。また、当行グループの業績及び財政状態は、会計基準や一般に公正妥当と認められている会計原則の変更によっても影響を受けるおそれがある。

当行は、その事業、業務又は財政状態に悪影響を与える可能性がある資産計上されたソフトウェア、のれん及びその他の無形資産の減損による損失を被る可能性がある。

特定の場合において、当行は、無形資産の価値の減少にさらされる場合がある。2018年9月30日現在、当行は、主にオーストラリアにおけるその投資に関連するのれん、主に子会社の買収に際して認識された資産に関連するその他の無形資産、及び資産計上されたソフトウェアの残高を有している。

当行は、のれん及びその他の無形資産の残高の回収可能性を少なくとも年に一度、又は減損の兆候がある際に評価することが要求されている。この目的上、当行は、DCF法を使用する。当該計算の基となる方法又は予想の変化、及び将来的なキャッシュ・フローについて予測される変化は、当該評価に重大な影響を与え、無形資産の一部又は全部の償却をもたらす可能性がある。

資産が使用されなくなった場合、また、資産の価値が低下したか若しくはその見積耐用年数が減少した場合、減損が計上され、当行グループの財政状態は悪影響を受ける。資産の耐用年数を評価する際に用いられる見積り及び予想は、戦略の変更、並びに技術及び規制要件における外部変化の程度を含む様々な要因の影響を受ける。

引受証券のシンジケート又は売却ができない場合、当行は損失を被るおそれがある。

当行は、金融仲介機関として、上場及び非上場の債券及び株式の引受けを行っている。引受業務には、資本を必要とする企業や機関である顧客、及び特定の投資商品に投資意欲を示す投資家顧客に対する解決策の開発という側面も含まれている。当行は、これらのファシリティの価格設定及び募集を保証することがある。当行のリスクを他の市場参入者に対してシンジケート又は売却することにより解消できない場合、当行が損失を被る可能性がある。このリスクは、市場のボラティリティーが上昇している時により顕著になる。

一部の戦略的な決断は、当行の事業に悪影響を及ぼすおそれがある。

当行は、時に戦略的な決断及び目標(多様化、革新、資本の引上げ又は事業の拡大に関するイニシアチブを含む。)を検討しており、それを実施する可能性がある。

新規事業の拡大若しくは統合又は新規事業への参入は、複雑かつ高コストである可能性があり、当行に、新たなリスクを伴う可能性のある更なる国内又は国外の規制要件を遵守することを強いる可能性がある。

当行はまた、外部者が所有及び運営する事業の取得やかかる事業への投資も行っている。これらの取引は、 当行グループに関する数々のリスクを伴う。例えば、当行は、投資対象の事業の業績が予想を下回った場合又 は取引開始時において過大評価されていたことがその後明らかになった場合、財務上の損失を被るおそれがあ る。

また、当行は、事業又は資産の売却を成功させることができない場合がある。これらの活動は、様々な理由により、期待されたプラスの事業成果をもたらさない可能性があり、当行の事業、見通し、レピュテーション、監督機関との約束、業績又は財政状態に悪影響を及ぼすおそれがある。

. リスク管理

当行の展望は、当行の顧客、地域及び人々の成功及び成長の手助けをするサービス業の世界的な大企業の一つになることである。

堅実なリスク文化をはじめとする効果的なリスク管理は、顧客満足度、公共認識、当行のバランスシートの 強靱性、当行の業績、当行のレピュテーション及び当行の株主の期待に影響を及ぼすため、当行の展望を達成 するための重要な要素の一つである。当行の将来における成功に必要不可欠である。当行は、リスク管理が当 行グループのすべてのレベルにおいて実施される主要機能であると考えている。

当行のリスク管理戦略は、取締役会により承認され、年に一度、あるいは重大な事業若しくは戦略の変更又は当行グループのリスク構造における重大な変更により必要がある場合にはより頻繁に、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会(BRCC)によって見直される。当該リスク管理戦略は、最高経営責任者(CEO)が所管している。

BRCC及びその他リスク管理を担う取締役会附属委員会の役割及び責任の詳細については、第一部 第5 5 「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の「リスク管理」の項目を参照のこと。

CEO及び経営陣は、当行のリスク管理戦略及び枠組みを実施し、当行のすべての活動において発生するリスクを特定し、これを管理するための方針、統制、プロセス及び手続を構築する責任を負う。

第一部 第5 5「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の「コーポレート・ガバナンスの状況」の項目で概説されるとおり、当行は、リスク管理を行うにあたって「三段階の防衛」(Three Lines of Defence)というアプローチを採用しており、これは、「全員がリスクに関係している」(risk is everyone's business)という当行の文化、また、すべての従業員がリスクの特定及び管理並びに当行グループが希望するリスク構造の範囲内で業務を行うことに責任を負っていることを反映している。

当行が直面しているリスクに関する議論及び当該リスクの管理方針については、第一部 第5 5「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載の「リスク管理」の項目及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

. 信用リスク

信用リスクとは、顧客又は取引先の当行に対する金融債務の不履行によって生じる財務上の損失のリスクである。

当行は、当行の事業部門の貸付に関連する信用リスク管理のための枠組み及びそれを支える方針を有してい る。この枠組み及び方針は、信用サイクルのすべての段階(開始、評価、承認、書類作成、決済、継続的な管 理及び問題管理)を包括している。例えば、当行は、個人に貸付を行うにあたって、商品ベースで基準を設定 しており、主要な規制事項としては、最低限の返済基準の設定や、担保価値割合による貸付可能な最大額の設 定がある。当行は、持ち家の所有者及び投資家の両方に、固定及び変動金利の両方で、住宅用不動産ローンを 提供しており、このローンは、不動産を抵当に入れて又はその他の受入可能な担保物件によって担保されてい る。当行がより高い担保掛け率で融資を行う場合、当行は通常、抵当権付住宅ローン貸付保険を義務付けてい る。同様に、当行は、事業向け貸付、商業向け貸付、企業向け貸付及び機関向け貸付について基準を設定して おり、基準は、業界セグメントによって異なる。この分野では当行は、インタレスト・カバレッジ、債務返済 能力及び貸借対照表の構成を含む、主要な財務リスク比率の成績を重視している。小規模事業、商業及び企業 の借り手に融資する際は、当行は通常、不動産に係る抵当権及び/又は事業資産に係る一般的な担保契約等の 担保を確保する。大規模な法人及び機関については、当行は、通常一部の財務比率及び約定の遵守を要件と し、担保をとることもある。商業用不動産貸付については、当行は、より高い価値の貸付に特化した管理を含 め、新規の貸付基準及び継続中の貸付のリスク管理基準を維持している。当行は、当該資産の性質、場所、質 及び予想される需要、賃貸借の概要並びに管理の経験及び質といった要素を考慮している。当行は、オースト ラリア及びニュージーランドの不動産市場、並びに当行グループ全体の商業用不動産の貸付金勘定の構成を積 極的に監視している。

信用の拡大は、当行グループの責任ある貸付のための原則によって裏付けられている。これは、当行が商品 を責任を持って販売し、顧客及び地域の期待に沿い続けるために、すべての地域の法律、行動規範、並びに関 連ガイドライン及び義務を遵守するという当行の約束に反映されている。

当行の信用リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

貸倒引当金

貸倒引当金の決定に関する詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記14に記載の「重要な会計上の仮定および見積り」を参照のこと。

信用リスクの集中

当行は、リスクの集中を管理するために信用ポートフォリオを監視している。2018年9月30日現在、当行の消費者に対するエクスポージャーは、貸借対照表上の貸付金の72パーセント(2017年度も72パーセント)を占め、また、信用契約合計の59パーセント(2017年度も59パーセント)を占めていた。また、2018年9月30日現在、当行の消費者に対するエクスポージャーの92パーセント(2017年度も92パーセント)は、居住用不動産に関する抵当権付住宅ローンにより占められていた。当該消費者カテゴリーには、持ち家の所有者及び個人向け投資不動産ローン、クレジットカード、個人向けローン、当座貸越並びにクレジットラインも含まれている。当行の消費者に対する信用リスクは分散されており、オーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域の各州及び地域の消費者向け市場において大きなシェアを有している。さらに、これらの消費者による債務弁済は、多様な都市及び地域における様々な職業による所得から行われている。

企業、政府及び他の金融機関に対するエクスポージャーは、関連するオーストラリア・ニュージーランド 産業分類(ANZSIC)コードのグループ区分に基づき、多数の産業群に分類されており、産業別のリスク制限 に照らして監視されている。産業リスクの水準は、動的な基準で測定及び管理されている。当行は、個別の 債務者に対する大規模なエクスポージャーより発生する可能性のある集中リスクについても統制を行ってい る。

流動性リスク

流動性リスクは、当行グループが、資産投資ができず満期を迎えた債務の履行を行うことができなくなるリスクである。当該リスクは、以下により潜在的に発生するおそれがある。

- ・想定内外の現在及び将来的なキャッシュ・フロー及び担保のニーズを、日常業務又は銀行の財政状態のいずれにも影響を与えずに満たすことができないこと。
- ・市場価格で市場リスクのポジションを相殺又は解消する能力に影響を与える不十分な市場の深み又は市場 の混乱。

当行グループは、あらゆる市況(銘柄特有及び市場全体のシナリオを含む。)において、そのキャッシュ・フロー債務を履行し、流動性カバレッジ比率及び安定調達比率の要件を満たすことを目的とする流動性リスク管理の枠組みを有している。

流動性リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

ウエストパック債券プログラム及び発行登録

下記の2018年9月30日現在のプログラム及び発行登録により、様々な債券市場及び投資家からの資金調達 が適宜かつ弾力的に提供されている。

プログラム制限	発行体	プログラム / 発行登録の種類
オーストラリア		
制限なし	WBC	債券発行プログラム
ユーロ市場		
25億米ドル	WBC	ユーロ譲渡可能預金証書プログラム
200億米ドル	WBC/WSNZL ¹	ユーロ・コマーシャル・ペーパー及び預金証書プログ ラム
700億米ドル	WBC	ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム
100億米ドル	WSNZL ¹	ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム
400億米ドル	WBC ²	グローバル・カバード・ボンド・プログラム
50億ユーロ	WSNZL ³	グローバル・カバード・ボンド・プログラム
日本		
7,500億円	WBC	サムライ債発行登録
7,500億円	WBC	売出し発行登録
米国		
450億米ドル	WBC	米国コマーシャル・ペーパー・プログラム
100億米ドル	WSNZL ¹	米国コマーシャル・ペーパー・プログラム
350億米ドル	WBC	米国ミディアム・ターム・ノート・プログラム
150億米ドル	WBC (ニュー ヨーク支店)	米国ミディアム・ターム・デポジット・ノート・プロ グラム
制限なし	WBC (ニュー ヨーク支店)	預金証書プログラム
制限なし	WBC	米国証券取引委員会一括登録制度
ニュージーランド		
制限なし	WNZL	ミディアム・ターム・ノート及び登録預金証書プログ ラム

- 1 当該プログラムに基づきウエストパック・セキュリティーズ・ニュージーランド・リミテッドのロンドン支店が発行する債券は、その親会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッドにより保証されている。
- 2 当該プログラムに基づき発行する債券は、ウエストパック・カバード・ボンド・トラストの受託者であるBNYトラスト・カンパニー・オブ・オーストラリアにより保証されている。
- 3 当該プログラムに基づきウエストパック・セキュリティーズ・ニュージーランド・リミテッドのロンドン支店が発行する債券は、その親会社であるウエストパック・ニュージーランド・リミテッド及びウエストパック・ニュージーランド・カバード・ボンド・リミテッドにより保証されている。

. 市場リスク

市場リスクは、外国為替相場、金利、商品価格又は株価等の市場要因の変動により、収益に悪影響が及ぶリスクである。これには、銀行勘定内での金利リスク(すなわち、通常業務における、資産及び負債のデュレーション(満期)のずれから生じる受取利息に対するリスク)が含まれる。市場リスクは、トレーディング及び銀行勘定業務の両方において発生する。

当行のトレーディング勘定業務は、金融市場業務及び財務部門業務において行われている。金融市場のトレーディング業務は、勘定の管理及び配分を行う。財務部門のトレーディング業務においては、大口資金調達、流動性資産ポートフォリオ、並びに外貨収入及び海外で投じられた資本のヘッジに関する金利リスク、為替リスク及び信用スプレッドリスクの管理を含む取引が行われている。

当行の市場リスクの管理方針の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」の注記22を参照のこと。 下表は、9月30日に終了した各年度の取引上のリスクに係るバリュー・アット・リスク(「VaR」)の合計をリスクの種類別に示したものである。

連結及び親会社		2018年			2017年	
百万豪ドル	最高	最低	平均	最高	最低	平均
金利リスク	15.6	5.1	8.6	16.0	4.6	8.5
為替リスク	6.9	0.7	3.0	9.4	0.6	3.1
株式リスク	1.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.1
コモディティリスク ¹	24.3	1.7	6.5	14.1	3.3	6.6
その他の市場リスク ²	5.8	1.4	3.8	5.1	3.5	4.2
分散化の影響	該当 なし	該当 なし	(8.6)	該当 なし	該当 なし	(8.6)
市場リスク(純額)	28.1	6.7	13.4	22.9	9.7	13.9

- 1 電力関連リスクを含む。
- 2 期限前償還リスク及び信用スプレッドリスク (一般的な信用格付け法における変動に対するエクスポージャー)を含む。

. オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスク

オペレーショナル・リスクは、不適切な内部処理、人員及びシステム若しくはそれらの欠陥、又は外的事象により発生する損失のリスクである。かかる定義は、規制(バーゼル)上の定義(法令及び規制に関するリスクを含むが、戦略に関するリスクを除く。)に則している。オペレーショナル・リスクは、とりわけ、テクノロジー・リスク、モデル・リスク、外部委託リスク及びレピュテーションに関するリスクも含んでいる。

オペレーショナル・リスクの管理方法次第で、当行の顧客、従業員、業績及びレピュテーションにプラス又はマイナスの影響が及ぶ可能性がある。

コンプライアンス・リスクとは、当行グループが要求されるコンプライアンス義務を遵守できなかった場合 に生じる、法的又は規制上の制裁、財務上の損失又はレピュテーションの損失のリスクである。 コンプライアンスは、コンプライアンス・リスクを積極的に管理することにより当行が事業を行う各法域における当行の法的及び規制上の義務を果たすことに重点を置いている。当行によるオペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスクの管理については、第一部 第5 5「コーポレート・ガバナンスの状況等」の「リスク管理」に記載の当行のコーポレート・ガバナンスに関する項目を参照のこと。

当行グループのオペレーショナル・リスクの管理の枠組み及びコンプライアンス管理の枠組み (CMF) は、各部門がそのリスクの特定、評価、測定、管理、監督及び報告を行うための基準を提供する。オペレーショナル・リスクの管理の枠組みは、当行グループによるオペレーショナル・リスクの管理アプローチを規定しており、当行グループ全体及び部門別の主要な複数のオペレーショナル・リスクに関する方針によって支援されている。CMFは、当行がそのコンプライアンス目標を達成するために、コンプライアンス義務を管理し、コンプライアンス・リスクを緩和するための当行グループのアプローチを規定している。CMFは、取締役会により承認されたリスク管理戦略の不可欠な要素であり、複数の主要な方針及び枠組みによって支えられている。詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記22を参照のこと。

. その他のリスク

事業リスク

戦略的目標及び事業計画から生じるリスクをいう。

コンダクト・リスク

当行のサービスや商品の提供が、当行の利害関係者にとって不適当若しくは不当な結果をもたらすか、又は 市場における妥当性を弱化させるリスクをいう。

当行グループのコンダクト(行動)に関する枠組みは、コンダクト及びコンダクト・リスクの管理に対する当行のアプローチを規定している。当行は、顧客アウトカムを改善するために、既存のリスクの枠組み(特にオペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク、レピュテーションに関するリスク及び持続可能性リスク)を活用することにより、コンダクト・リスクに関する包括的な考え方を確立している。コンダクトはまた、当行の従業員に「正しい行動を取る」ということの意味について一貫性のある理解をもたらすために当行の目標、価値観、行動規範及びサービス・プロミスをまとめ上げる当行のコンパスを支えている。

持続可能性リスク

当行が、既存又は新規発生の持続可能性に関する環境、社会又はガバナンス上の重要な問題に対する認識又は対処を怠ることにより、レピュテーション又は財務上の損失を被るリスクをいう。

当行グループは、一連の主要な方針及び意見表明書によって支えられた取締役会によって承認された持続可能性リスク管理の枠組み(枠組み)を実施している。これらは、当行の事業を行うにあたっての原則、責任投資に関する意見表明書、環境、社会及びガバナンス(ESG)に関する信用リスク方針、気候変動に関する意見表明書及び行動計画、人権に関する意見表明書及び行動計画、センシティブなセクターに関する意見表明書、並びに責任ある供給に関する行動規範を含んでおり、このうち多くは公的に入手可能である。持続可能性リスク管理の枠組みは、2018年に見直し及び更新がなされた。

当行はまた、ESG関連課題を銀行業務、貸付業務及び投資分析に組み込む、任意の原則ベースの枠組みに署名している。これらには、プロジェクト・ファイナンス業務を対象に含む赤道原則、投資分析を対象に含む責任投資原則及び気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)が含まれている。

気候変動リスク

当該枠組みにおいて、気候変動関連のリスクは、経済が直面するその他の変動的な問題と同様の方法で当行グループによって管理されている。当行グループは、気候変動に関連する方針、規制、テクノロジー及び市場の変化(「変化に関するリスク」)並びに気候パターンの変動及び異常気象事象(「自然界のリスク」)による財務上の影響を検討している。

気候変動に関する意見表明書を通じて、当行は、排出量が多いセクターに貸付を行うための強化されたアプローチを有しており、当該セクターに含まれ、又は依存しており、事業に気候変動がもたらす金銭的影響を評価(あらゆる将来的に予想されるシナリオにおいて戦略がどのように実行されるかを含む。)し、ガバナンス、戦略設定、リスク管理及び報告に対する厳格なアプローチを実践する顧客を支援している。

当行は、短期、中期及び長期的な展望における気候関連のリスクを特定し、評価するためにシナリオ分析を使用している。2016年の当行のシナリオ分析による発見は、一般炭採掘セクター及びエネルギー・セクターに対する貸付のための強化された貸付基準を概説した当行の直近の気候変動に関する意見表明書及び2020年行動計画に反映されている。かかる貸付パラメーターは、当行グループのリスク選好度ステートメントに含まれており、適宜、ポートフォリオ、顧客及び取引レベルでも適用されている。

当行は、気候変動戦略の指針として、また、気候関連の要因が事業に与える影響を分析するために、シナリオ分析を利用している。2018年には、当行は、以下について評価するために更なるシナリオ分析を行った。

・2度シナリオ(2016年に初めて行われた作業に基づく)に基づき、オーストラリアの経済の急速な脱炭素化)によって引き起こされた当行のオーストラリアの事業及び機関投資家向け貸付¹の変化に関するリスク(気候変動に関連する方針、法律、テクノロジー及び市場の変化)に対する回復力。

有価証券報告書

・2 及び 4 度両方の地球温暖化シナリオにおいて生じるオーストラリアの抵当権付住宅ローンのポートフォ リオ²に対する気候関連の自然界のリスクの影響(気候パターンの変動及び異常気象事象による財務上の 影響)。

当該分析の結果は、以下に要約のとおりである。

分析結果の要約 シナリオ分析

- ・2度:2030年までの一連の2度シナリオにおいて、成長阻害要因に直面する可能性があるセクターに対する当行のエクスポージャーは、当行の事業及び機関投資家向け貸付のうち約4パーセントであり、2016年から横ばいである。これよりもリスクが高いセクターは、CCPSに規定されるパラメーターに従い強化されたデュー・ディリジェンスの対象となる可能性がある。当行は、短期及び中期的に低炭素経済に移行することの恩恵を受けるセクターの成長から生ずる機会から利益を得られる状況にあると予想している。当行グループの気候変動ソリューションに対する貸付の目標額は、2020年までに100億豪ドル、2030年までに250億豪ドルである。
- ・4度³:2050年までの4度シナリオでは、当行は、オーストラリアの抵当権付住宅ローンのポートフォリオが、自然界のリスク⁴に対し幅広い回復力を有すると考えている。当行グループは、そのオーストラリアの抵当権付住宅ローンポートフォリオを、4度シナリオにおいて自然災害の頻度及び強度が増大するリスクが最も大きく、年間の平均損失が増加する可能性が最も高い郵便番号に結び付けた。分析結果において強調されたのは、気候緩和及び適応努力(政府による計画対策を含む。)の両方の重要性、並びに物的損害及び顧客と地域に対する影響を軽減するための気候変動に強い建築物特性の利点であった。2度経済へのより広範なコミットメントと共に、当行は、個人顧客が気候変動に対応できるように引き続き支援し、地域が気候関連の影響に適応し、抵抗力を備えられるようにするための調査及び投資を引き続き推奨する予定である。
- 2 RAMSを除く。
- 3 4度シナリオ: IPCCのRCP8.5シナリオのデータに基づく。
- 4 選択された災害:氾濫(海面上昇及び高潮)、気温上昇及び降雨量の減少による土壌縮小、洪水、風及びサイクロン、並びに森林火災。

株式リスク

株式の価値の変動から発生する財務上の損失のリスクをいう。株式リスクは、直接的、間接的又は偶発的である可能性がある。

当行グループの直接的株式リスクは、自己投資若しくはネットトレーディング、又は上場若しくは非上場株式における引受ポジションを要因とする。同リスクはまた、シード資金調達、株式スワップのための債務、株式デリバティブ及び当行の投資の価値がエクイティ商品の価値の最大限の変動までの直接影響を受けるその他の場合を含んでいる。

当行の間接的株式リスクは、業績に影響を及ぼす株式市場の動向から生じる(例えば、第三者のために株式 投資を運用又は管理した結果、収入が生じる場合で、手数料収入が運用ファンドの価値に基づいて決定される 場合)。

当行の偶発的株式リスクは、上場及び/又は非上場株式によって担保される又はそれらに遡及し得る通常の貸付業務、又はその他の株式のようなリスク保護の源泉に遡及し得る通常の貸付業務より生じる。当該リスクは、債務不履行があり、それに伴いその他のリコースの源泉によって担保され得ない株式関連の資産の換金額が不足した場合に実現する。

当行グループは、これらのリスク及び潜在的に生じ得る利益相反を管理することを目的とした様々な政策、 制限及び統制を実施している。

保険リスク

当行の規制対象認可保険会社において、商品設計の欠陥、引受け、再保険契約又は保険事故の程度及び/若しくは頻度の上昇により、請求額が予想を上回るリスクである。当行グループの子会社は、生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険を引き受けている。これらの子会社は、独立した取締役会によって経営されており、各別の規制上の監視及び統制に服している。これらの子会社は、リスク(大惨事から生じるものも含む。)を減少させるための再保険契約を締結している。これらは、関係規制当局が義務付けている最少額を超える水準で資本計上されている。

関係会社(伝染)リスク

当行グループ内の他のメンバー会社において発生した問題が、当行グループの認可預金受入機関の財政及び 経営的地位を損なわせるリスクをいう。

当行グループは、当行グループのメンバー会社との間の取引、また、当行グループのメンバー会社が行う活動を統制する、関係会社リスクの管理の枠組み並びにそれを支える一連の政策及び手続を実施している。統制には、グループ内の信用エクスポージャーの範囲に関する測定、承認、監視及び制限、並びにその他の形態の親会社の支援に加え、当行グループの表章、商品販売、宣伝用の資料、サービス内容合意書及び潜在的な利害の対立の管理の統制に関連する要件が含まれている。

レピュテーションに関するリスク

レピュテーションに関するリスクは、レピュテーション、利害関係者の信頼又は社会的な信頼と地位の喪失のリスクをいう。

レピュテーションに関するリスクは、当行の現在及び計画中の活動、業績及び行動に対応する、利害関係者の現在の及び/又は発生途中の認識、考え並びに期待に相違がある場合に発生する。これは、当行グループのブランド及び事業にプラス又はマイナスの影響を与え得る。利害関係者の認識は、業績、商品又はサービスの質、管理、リーダーシップ及びガバナンスの質、歴史及び地位、並びに当行の持続可能性、社会的責任及び倫理的行動に対するアプローチについての見解を含む(ただし、これらに限定されない。)。

当行は、当行グループ全体の主要なリスクの一つであるレピュテーションに関するリスクを管理する方法として、レピュテーションに関するリスクの枠組み及びそれを支える主要な政策を実施している。これは、リスク選好、並びにリスクの特定、測定と管理、監視と報告のための役割及び責任の設定を含んでいる。レピュテーションに関するリスクの枠組みは、2018年に見直し及び更新がなされている。

. 組成された事業体 (Structured Entity)

当行は、顧客に対する資金提供及び金融サービス商品の提供を主たる目的として、通常の業務の過程において多数の組成された事業体(structured entity)との関係を有している。

組成された事業体は通常、単一かつ所定の目的のために設立され、存続期間が限られており、一般的には事業会社でなく、従業員も有しない。組成された事業体として最も一般的な形態は、組成された事業体が外部の投資家に対する有価証券の発行(証券化)によって得た資金で金融資産を取得するというものである。有価証券の償還は、組成された事業体が取得した資産の運用成績によって決定される。

AASの下では、組成された事業体がAASB10号「連結財務書類」に規定されるように親会社に支配されている場合、当該組成された事業体は連結対象となり、当行グループの一部として報告される。支配の定義は、法的な形式ではなく実態に基づいている。当行が組成された事業体を連結するか評価する際にどのように要件を適用するかについて、また、連結企業体及び非連結企業体の双方に関する情報については、第一部 第6 1 「財務書類」に対する注記36を参照のこと。

以下に詳述するように、当行は通常の業務の過程において証券化に関連して組成された事業体を設立するか、又はその設立を支援している。

. カバード債の保証会社

当行は、そのカバード債・プログラムを通じて、その抵当権付住宅ローンにおける衡平法上の利益を当行のカバード債に係る義務を保証する組成された事業体であるカバード債の保証会社に対して譲渡する。当行は、関連する健全性ガイドラインに従い、カバード債の保証会社に対して独立当事者間に適用されるスワップを提供している。当行は、表明又は保証につき違反があった場合という特定の状況にない限り、カバード債の保証会社から資産を買い戻す義務を負わない。当行は、取引書類に記載の条件に従って、その裁量においてカバード債の保証会社から貸付金を買い戻すことができる。

2018年9月30日現在、当行グループのカバード債・プログラムのために担保提供された資産の帳簿価額は、431億豪ドル(2017年度は421億豪ドル)であった。

詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記25を参照のこと。

. 証券化(組成された事業体)

当行は、その証券化プログラムを通じて、その資産における衡平法上の利益(RMBSに関連するもの(主に抵当権付住宅ローン)及びABSに関連するもの(主に自動車関連債権))を投資家に対して有価証券を発行している組成された事業体に対して譲渡している。当行は、関連する健全性ガイドラインに従い、組成された事業体に対して独立当事者間に適用される金利スワップ及び流動性ファシリティを提供している。当行は、当初の販売から120日以内に(当該期限が適用されないニュージーランドにおけるプログラムを除く)表明又は保証につき違反があった場合を除き、証券化した貸付金を買い戻す義務を負わない。当行は、貸付金が証券化プログラムの条件に合致しなくなった場合、又はプログラムのクリーンアップ条項を通じて、プログラムより資産を買い戻す可能性がある。

2018年9月30日現在、国内及び海外における投資家の組み合わせに対する私募及び公募の組み合わせを通じ、76億豪ドルの自己資産が証券化された(2017年度は82億豪ドル)。

AASの下では、当行の貸付金証券化プログラムに関与する組成された事業体は、すべて当行グループの連結決算に含まれている。

詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記25を参照のこと。

xi. 顧客の資金調達コンデュイット

当行は、子会社(ワラタ・レシーバブルズ・コーポレーション・リミテッド及びその子会社)を通じて、顧客コンデュイットによって顧客のために資金を調達するための証券化ストラクチャーを促成している。証券化された資産は、当行の資産ではない。顧客コンデュイットに提供される貸付については、第一部 第6 1 「財務書類」に対する注記10、資金調達の責任については、同注記19に記載されている。当行は、現在、2018年9月30日に終了した会計年度の顧客コンデュイットに対し、未使用の流動性ファシリティを提供することを終了した(2017年度は392百万豪ドル)。

詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記25を参照のこと。

xii. ストラクチャード・ファイナンス取引

当行は、顧客又は当行グループに資金を提供するため、組成された事業体と取引を開始した。顧客に対する 融資の取決めはすべて、通常の貸付基準に基づいて締結され、当行の通常の与信に関する承認手続の対象とな る。これらの融資業務から生じた資産は通常、貸付金、他の金融機関に対する債権又は売却可能有価証券に含 まれる。これらの融資業務から生じた負債は通常、他の金融機関に対する債務、発行済債券又は公正価値で測 定する金融負債に含まれる。保証又は未引出の与信枠の形態のエクスポージャーは、偶発債務及び与信関連コ ミットメントに分類される。

xiii. その他の貸借対照表外の取決め

当行の年金制度の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記38を参照のこと。当行の偶発債務、偶発資産及び信用契約の詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記31を参照のこと。

xiv. 財務報告

財務報告に関する内部統制

米国連邦議会は、2002年7月、一般的に2002年サーベンス・オックスレー法(SOx)として知られている上場企業会計改革及び投資家保護に関する法律(the Public Company Accounting Reform and Investor Protection Act)を可決した。SOxは、主に財務報告及びコーポレート・ガバナンスについて広く規定した米国法である。当行は、SECの外国登録者であり、SOxを遵守する義務を負っていることから、SOxが課すすべての義務を遵守するための手順を確立した。

開示規制及び手順

当行の経営陣は、当行のCEO及びCFOとともに、1934年の米国証券取引法規則13a-15(e)の定義に従い、2018年9月30日現在における当行の開示規制及び手順の策定及び運用の有効性に関する評価を行った。

上記評価に基づいて、当行のCEO及びCFOは、当行の開示規制及び手順の策定及び運用が、2018年9月30日現在有効であるという結論に至っている。

財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書

1934年の米国証券取引法規則13a-15(a)は、当行に対して、財務報告に関する内部統制の効果的なシステムを維持することを義務付けている。これらの報告については、第一部 第6 1「財務書類」の「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」及び「ウエストパック・バンキング・コーポレーションのメンバーに対する独立監査人の報告書」の項目を参照のこと。

財務報告に関する内部統制の変更

2018年9月30日に終了した事業年度において、特定され、かつ当行の財務報告の内部統制に実質的に影響を与えたか又は合理的に実質的な影響を与える可能性がある財務報告に関する内部統制(1934年の米国証券取引法規則13a-15(f)に定義されるもの)に対する変更はない。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当行グループの事業の概況

2事業年度の概要

9月30日に終了した事業年度 (単位:別段の記載がある場合を除き、百万豪ドル)	2018年	2017年
受取利息	32,571	31,232
支払利息	(16,066)	(15,716)
純利息収益	16,505	15,516
利息以外の収益	5,628	6,286
	22,133	21,802
業務費用	(9,692)	(9,434)
減損費用	(710)	(853)
税引前利益	11,731	11,515
法人税等	(3,632)	(3,518)
当期純利益	8,099	7,997
非支配株主持分に帰属する当期純利益	(4)	(7)
ーウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	8,095	7,990
加重平均普通株式数(百万株)	3,406	3,355
基本的普通株式1株当たり利益(豪セント)	237.5	238.0
希薄化後 1 株当たり利益(豪セント) ¹	230.1	229.3
普通株式1株当たり配当金(豪セント)	188	188
配当性向(%) ²	79.52	79.28

¹ 全額払込済みの発行済普通株式の加重平均株式数が、対価なしに発行される希薄化効果のある潜在的普通株式の転換により調整され、希薄化効果のある潜在的普通株式の配当に関する利益が調整された後の、基本的 1 株当たり利益に基づいている。

2018年度のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益は、2017年度から105百万豪ドル(1パーセント)増となる8,095百万豪ドルであった。かかる業績の特徴には、純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)の331百万豪ドル(2パーセント)の増加、業務費用の258百万豪ドル(3パーセント)の増加並びに減損費用の143百万豪ドル(17パーセント)の減少が含まれた。

純利息収益は、主にオーストラリアの住宅ローンの4パーセントの増加による貸付金合計の4パーセントの増加により、2017年度から989百万豪ドル(6パーセント)増加した。純利鞘は、一部のオーストラリアの抵当権付住宅ローンの利幅の拡大、財務部門の収益の増加及び経済的ヘッジの公正価値利益からの寄与並びに預金の利幅の拡大を反映して7ベーシス・ポイント拡大し、2.13パーセントとなった。これらの増加/拡大は、2017年7月に発効した銀行税の通年の影響によって部分的に相殺された。短期資金調達コストが増加した一方で長期資金調達コストが減少したことから、大口資金調達コストの変動はわずかであった。

² 自己株式につき調整されている。

有価証券報告書

利息以外の収益は、2017年度から658百万豪ドル(10パーセント)減少した。これは主に、トレーディング収益の257百万豪ドルの減少、2017年度における関連会社(BTIM¹)の売却による1回限りの多額の利益279百万豪ドル、2018年度におけるペンダル投資の減損損失104百万豪ドル並びに負の利益として計上された、予想される顧客への返金及び支払いの引当金の積増しによるものであった。これらの項目は、ヘイスティングス事業の廃止に関連する利益(135百万豪ドル)によって部分的に相殺された。

業務費用は、2017年度から258百万豪ドル(3パーセント)増加した。当該増加には、各年度の昇給、当行グループの投資プログラムに関連するテクノロジー費用の増加、規制及びコンプライアンス関連コストの増加並びにヘイスティングス事業の廃止に関連するコストが含まれた。当該増加は、生産性向上の恩恵と無形資産の償却の減少によって部分的に相殺された。

減損費用は、2017年度から143百万豪ドル(17パーセント)減少した。資産の質は、引き続き安定しており、ストレスを受けたエクスポージャーがコミッテッド・エクスポージャー合計(「TCE」)に占める割合は、年間を通じて3ベーシス・ポイント上昇して1.08パーセントとなった。減損費用の減少は主に、大規模な融資枠に係る個別引当金が減少したことによる。

実効税率は、2017年度の実効税率30.6パーセントを上回る31.0パーセントであった。これは主に控除の対象とならない費用の増加に関連するものであった。

2018年度の基本的 1 株当たり利益は、2017年度の 1 株当たり238.0豪セントに対し、 1 株当たり237.5豪セントであった。

取締役会は、普通株式1株当たり94豪セントの期末配当を決定した。当年度の通年の普通株式の配当額は、2017年度に宣言された普通株式配当額と同額の188豪セントであり、配当性向は79.52パーセントであった。通年の普通株式配当金は、全額フランキング済みである。

1 ペンダル・グループ・リミテッド(「ペンダル」)の旧称は、BTインベスト・マネジメント(BTIM)である。

()損益計算書の概観

a. 純利息収益

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
受取利息	32,571	31,232
支払利息	(16,066)	(15,716)
純利息収益	16,505	15,516
純利息収益の増/(減)		
取扱高の変動によるもの	648	855
金利の変動によるもの	341	(487)
純利息収益の変動	989	368

純利息収益は、2017年度から989百万豪ドル(6パーセント)増加した。その主な特徴には、以下のものが含まれる。

- ・主にオーストラリアの住宅ローンの4パーセントの増加に伴う平均利付資産の3パーセントの増加。
- ・当行グループの純利鞘の7ベーシス・ポイントの拡大。2017年度における一部のオーストラリアの抵当権付住宅ローン(投資不動産向け貸付及びインタレスト・オンリー・ローンを含む。)の金利改定の通年の影響、ニュージーランドの抵当権付住宅ローンの利幅の拡大、並びに定期預金の利幅の拡大は、銀行税の通年の影響によって部分的に相殺された。短期資金調達コストが増加し、長期資金調達コストが減少したため、大口資金調達コストの変動はわずかであった。さらに、2018年度において、主に金利リスク管理による収益の増加と経済的ヘッジの公正価値利益の寄与の増加によって財務部門及びマーケット部門の収益は増加した。

貸付金純額合計は、2017年度から248億豪ドル(4パーセント)増加した。為替換算の影響を除外した場合、貸付金純額合計は、240億豪ドル(3パーセント)増加した。

貸付金合計の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの住宅ローンが(市場全体の増加率¹をわずかに下回り)176億豪ドル(4パーセント)増加した。持家住宅ローンが年間を通じて6パーセント増加した一方、当行グループの投資不動産向け貸付は2パーセント増加した。元本・利息返済型ローンのフローは、すべての新規フローの77パーセントに相当し、現在、ポートフォリオの61パーセントを占めている(2017年度:50パーセント)。
- ・中小企業、農業、製造業及び不動産を含むビジネス・バンクにおける広範な成長により、オーストラリアの法人向け貸付金は、38億豪ドル(3パーセント)増加した。
- ・ニュージーランドの貸付けは、32億ニュージーランド・ドル(4パーセント)増加した。住宅ローンが 主に固定金利商品について4パーセント増加し、法人向け貸付も、農業、不動産及び企業向け貸付の増 加に後押しされて4パーセント増加した。
- ・その他の海外の貸付は、アジアにおける貿易金融及び機関投資家向け貸付において17億豪ドル (12パーセント) 増加した。

1 出典: オーストラリア準備銀行(RBA)

預金及びその他の借入金(譲渡性預金証書を除く。)合計は、2017年度から311億豪ドル(6パーセント)増加したが、当該増加は、当年度における貸付金の増加の全額を賄ってなお余りあるものであった。為替換算の影響を除外した場合、預金及びその他の借入金(譲渡性預金証書を除く。)は、295億豪ドル(6パーセント)増加した。

預金及びその他の借入金(譲渡性預金証書を除く。)合計の増加の主な特徴は、以下のとおりであった。

- ・オーストラリアの預金及びその他の借入金(譲渡性預金証書を除く。)が、258億豪ドル(6パーセント)増加したが、当該増加はとりわけ定期預金(10パーセント増)におけるものであった。個人預金の増加は、市場全体¹と軌を一にしたものであり、非金融会社の預金は、市場全体¹を上回る増加となった。顧客は、引き続きその資金を住宅ローン相殺口座に移動させており、オーストラリアの無利息預金の4パーセントの増加を後押しした。
- ・ニュージーランドの預金及びその他の借入金(譲渡性預金証書を除く。)が、35億ニュージーランド・ドル(6パーセント)増加したが、当該増加で当年度における貸付金の増加の全額が賄われた。定期預金は、とりわけ個人及び機関投資家セグメントにおいて9パーセント増加した。無利息預金は、法人及び消費者の決済用預金の増加(住宅ローン相殺口座の増加を含む。)により12パーセント増加した。
- ・その他の海外の預金及びその他の借入金(譲渡性預金証書を除く。)は、アジアにおける預金の増加により、23億豪ドル(19パーセント)増加した。

譲渡性預金証書は、当該形式による短期大口資金調達の減少を反映して54億豪ドル(11パーセント)減少した。

1 出典: オーストラリア金融監督局(「APRA」)

b. 利幅及び利鞘

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
当行グループ		
純利息収益	16,505	15,516
平均利付資産	774,944	752,294
平均利付負債	715,509	694,924
平均無利息純資産、負債及び株主持分	59,435	57,370
利幅 ¹	1.95%	1.89%
無利息純資産、負債及び株主持分の利得 ²	0.18%	0.17%
純利鞘 ³	2.13%	2.06%

- 1 ここにいう利幅とは、すべての利付資産の平均利回りとすべての利付負債の平均利回りの差である。
- 2 無利息純資産、負債及び株主持分の利得は、すべての利付負債の平均利回りを、平均利付資産に占める無利息純資産の平均額に適用することにより決定される。
- 3 純利鞘は、純利息収益を平均利付資産で除して計算される。

有価証券報告書

2018年度の純利鞘は、2017年度から7ベーシス・ポイント拡大し、2.13パーセントとなった。利鞘の拡大の主な要因は、以下のとおりであった。

- ・貸付金の利幅に起因する2ベーシス・ポイントの拡大。これは、2017年度後半における一部のオーストラリアの抵当権付住宅ローンの金利改定の通年の影響(インタレスト・オンリー・ローン及び投資不動産向け貸付を含む。)、並びにニュージーランドの抵当権付住宅ローンの利幅の拡大を反映したものであった。これらの利益は、インタレスト・オンリー・ローンから元本・利息返済型ローンへの顧客の移動、金利の据置き、利幅の小さいベーシックな商品に対する顧客の選好及び貸付市場における競争の影響によって、部分的に相殺された。
- ・顧客預金の利幅に関連する、主に定期預金に由来する2ベーシス・ポイントの拡大。当該拡大は、決済 用預金のヘッジ・レートの引下げの影響によって部分的に相殺された。
- ・とりわけ2018年度下半期における短期大口資金調達コストの増加に伴う2ベーシス・ポイントの縮小。
- ・新規の長期債発行金利がポートフォリオ平均を下回ったことによる、長期大口資金調達に起因する 2 ベーシス・ポイントの拡大。
- ・2017年7月1日に導入された銀行税の通年の影響による4ベーシス・ポイントの縮小。
- ・主に資本残高の増加に伴うプラスの影響による資本及びその他の1ベーシス・ポイントの拡大。当該拡大は、金利の低下の影響により部分的に相殺された。
- ・金利リスク管理による財務部門の収益の増加及び経済的ヘッジに係る公正価値利益の寄与の増加に伴う、財務部門及びマーケット部門に由来する6ベーシス・ポイントの拡大。

c. 利息以外の収益

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
受取手数料	2,550	2,755
資産管理及び保険業務による収益	2,061	1,800
トレーディング収益	945	1,202
その他の収益	72	529
利息以外の収益	5,628	6,286

利息以外の収益は、年間を通じて658百万豪ドル(10パーセント)減少した。2018年度は、ヘイスティングス事業の廃止に関連する利益(135百万豪ドル)(予想される顧客に対する返金及び支払いの引当金の積増し(2017年度の111百万豪ドルから52百万豪ドル増加し、2018年度には163百万豪ドルとなった。)によって部分的に相殺された。)を含む多数の非経常項目の影響を受けた。

上記の非経常項目と2017年度における279百万豪ドルのBTIM株式の一部売却の影響を除外した場合、利息以外の収益は、主に市場収益の減少並びにオーストラリアのクレジットカード仲介手数料に対する規制の変更による通年の影響及びATM引出手数料の廃止に伴う銀行手数料収益の減少により462百万豪ドル(8パーセント)減少した。

受取手数料は、主に以下の要因により2017年度から205百万豪ドル(7パーセント)減少した。

- ・助言及び消費者向けバンキング商品に関連する、予想される顧客への返金及び支払いの準備金の積増し (101百万豪ドル)。
- ・ATM引出手数料の廃止と取引手数料の改定による収益の減少(64百万豪ドル)。
- ・2017年7月1日以降のオーストラリアの仲介手数料率に対する規制上の変更の通年の影響とリワードポイント交換の減少による、クレジットカード収益の減少(49百万豪ドル)。
- ・未利用の顧客融資枠の減少による企業及び機関投資家向け貸付手数料の減少(23百万豪ドル)。当該減少は、以下によって部分的に相殺された。
- ・主にポートフォリオの拡大に伴う法人向け貸付手数料の増加(40百万豪ドル)。

資産管理及び保険業務による収益は、以下を反映して2017年度から261百万豪ドル(15パーセント)増加した。

- ・事業の廃止に関連する手数料144百万豪ドルを含むヘイスティングスの収益の増加。関連費用はその他 の費用において計上されている。
- ・資産管理商品に関連する、予想される顧客への返金及び支払いの準備金の減少(49百万豪ドル)。
- ・ブティック型ファンドへの投資の収益の増加(43百万豪ドル)。
- ・以下を反映した保険収益の増加(41百万豪ドル)。
 - 保険金請求の減少(2017年度はサイクロン・デビーの影響を受けた。)及び正味経過保険料の2 パーセントの増加による損害保険収益の増加(24百万豪ドル)。
 - 保険契約者に対する税金の徴収額の変動及び主にBTFGが2018年度においてBTFG企業年金について当行グループの保険の運用を開始したことによる経過保険料の17パーセントの増加による生命保険収益の増加(34百万豪ドル)。当該増加は、保険金請求の増加によって部分的に相殺された。
 - 高いLVRで引き受けられるローンの減少による抵当権付住宅ローン貸付保険(LMI)の寄与の減少(17百万豪ドル)。上記は、以下によって部分的に相殺された。
- ・利鞘の縮小と2018年7月のBTパノラマの金利改定の影響によるプラットフォーム収益の減少(14百万豪ドル)。当該減少は、資産市場の高騰の恩恵によって部分的に相殺された。

トレーディング収益は、2017年度から257百万豪ドル(21パーセント)減少した。当該減少の大部分は、債券取引実績の低迷による。

その他の収益は、当期においては発生しなかった2017年度におけるBTIM株式の一部売却(279百万豪ドル)、ペンダルの残存株式に係る減損損失(104百万豪ドル)、将来利益のヘッジの影響(44百万豪ドル減)及び賃借料収入の減少(36百万豪ドル)を反映して、2017年度から457百万豪ドル(86パーセント)減少した。

d. 業務費用

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
人件費	4,887	4,701
賃借費用	1,033	1,073
テクノロジー費用	2,110	2,008
その他の費用	1,662	1,652
業務費用合計	9,692	9,434
業務費用合計 / 純業務収益比率	43.79%	43.27%

業務費用は、2017年度から258百万豪ドル(3パーセント)増加した。当該業績の主な要因は、以下のとおりであった。

- ・ヘイスティングス事業の廃止(121百万豪ドル)、顧客への返金及び支払いの実施に関連するコスト (62百万豪ドル)並びに訴訟引当金(50百万豪ドル)に関連する非経常項目233百万豪ドルに由来する コストの増加。
- ・王立委員会に関連する費用62百万豪ドルを含む規制及びコンプライアンス関連費用の184百万豪ドルの 増加。
- ・主に銀行業務及び資産管理業務のプラットフォームにおける投資関連費用の125百万豪ドルの増加。
- ・その他の業務コストの178百万豪ドルの増加。当該増加は、以下によって部分的に相殺された。
- ・無形資産の償却の158百万豪ドルの減少。
- ・生産性の改善による恩恵304百万豪ドル。

人件費は、各年度の昇給、再編コストの増加(39百万豪ドル増)、規制及びコンプライアンス関連活動並びに当行グループの投資プログラムのためのFTE増加の通年の影響により、2017年度から186百万豪ドル(4パーセント)増加した。当該増加は、賞与の減少及び主に組織の簡略化と支店ネットワークと運営における手続のデジタル化による生産性向上の恩恵によって部分的に相殺された。

賃借費用は、オペレーティング・リースの減価償却の減少(30百万豪ドル減)及びリテール不動産の連結 (当行グループ全体で支店数が47減少した。)の恩恵によって40百万豪ドル(4パーセント)減少したが、当 該減少は、エネルギー・コストの増加によって部分的に相殺された。

テクノロジー費用は、主に当行グループの投資プログラムにより、2017年度から102百万豪ドル(5パーセント)増加した。テクノロジー・サービス・コストの増加(82百万豪ドル増)及びソフトウェア・メンテナンス/ライセンス・コストの増加(29百万豪ドル増)は、継続的な投資費用、取引量の増加及び能力強化に伴う新規ソフトウェア・ライセンスによるものであった。当該増加は、データセンターへの過年度の投資が全額減価償却されたことによるIT設備の減価償却の減少(17百万豪ドル減)によって部分的に相殺された。

その他の費用は、当年度において10百万豪ドル(1パーセント)増加し、多数の非経常項目(ヘイスティングス事業の廃止に伴うヘイスティングスののれんの償却(105百万豪ドル)、訴訟引当金(50百万豪ドル)、並びに顧客への返金及び支払いの実施に関連するコスト(25百万豪ドル)を含む。)が含まれた。これらの項目を除外した場合、主に当年度において多数の無形資産が全額償却されたことによる無形資産の償却の減少(158百万豪ドル減)、顧客が電子明細に移行したことによる郵便・事務用品コストの減少(35百万豪ドル)、リワード・プログラムの変更によるクレジットカード・ロイヤルティ・プログラム・コストの減少(26百万豪ドル)及び厳格なコスト管理の恩恵により、費用は、170百万豪ドル減少した。当該減少は、王立委員会関連コストによって部分的に相殺された。

e. 減損費用

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
減損費用	710	853
平均総貸付金に対する減損費用(ベーシス・ポイント)	10	13

2018年度を通じて資産の質は安定しており、ストレスを受けた資産がコミッテッド・エクスポージャー合計に占める割合は、3ベーシス・ポイント増の1.08パーセントとなった。ストレスの増加は、主に抵当権付住宅ローンの返済遅延の増加、及びビジネス・バンクにおけるストレスを受けたエクスポージャーの若干の増加を反映したものであった。減損資産が減少し、減損資産総額が貸付金総額に占める割合は2017年9月30日から2ベーシス・ポイント低下して0.20パーセントとなった。

2018年9月30日現在の引当金の水準は、2017年9月30日から66百万豪ドル減少し、3,053百万豪ドルであった。個別評価引当金は、減損した融資枠の減少に伴って58百万豪ドル減少し、一括評価引当金は8百万豪ドル減少した。一括評価引当金について、オーバーレイは22百万豪ドル減少し、2018年9月30日現在においては301百万豪ドルであった。

2018年度の減損費用は710百万豪ドルであり、平均貸付金の10ベーシス・ポイントに相当し、対2017年度比では143百万豪ドル減となった。

主な変動には、以下のものが含まれた。

・戻入れ及び回収額を控除後の新規個別評価引当金合計は、2017年度から112百万豪ドル減少した。当該減少は、新規個別評価引当金の減少(239百万豪ドル)によるものであったが、戻入れの減少によって部分的に相殺された。新規個別評価引当金の減少は、2017年度にはWIBにおいて少数の大規模な減損があったが、2018年度においては新規の大規模な(50百万豪ドル超の)減損貸付金が発生しなかったことによる。ビジネス・バンクにおいても新規個別評価引当金が減少した。当該減少は、ニュージーランドにおける新規個別評価引当金の増加によって部分的に相殺された。

有価証券報告書

・新規一括評価引当金合計は、償却の110百万豪ドルの減少により31百万豪ドル減少したが、一括評価引当金のその他の変動による恩恵の79百万豪ドルの減少によって部分的に相殺された。主にコンシューマー・バンクにおいてはクレジットカード・ポートフォリオについて、ビジネス・バンクにおいては自動車金融及び商業ポートフォリオに関連して、償却が減少した。2018年度においてオーバーレイは、2017年度の66百万豪ドルの減少に対し、22百万豪ドル減少した。

f. 法人税等

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
法人税等	3,632	3,518
税引前利益に対する課税率(実効税率)	30.96%	30.55%

2018年度の実効税率は、2017年度の実効税率30.6パーセントを上回る31.0パーセントであった。当該実効税率がオーストラリアの法人税率30パーセントを上回っているのは、控除の対象とならない一部の費用(課徴金、ヘイスティングス事業の廃止に関連するヘイスティングスののれんの償却を含む。)による。

()貸借対照表の概観

連結貸借対照表データの要約¹

貸借対照表の内訳の詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に記載する。

9月30日現在	2018年 百万豪ドル	2017年 百万豪ドル
	26,431	18,397
他の金融機関に対する債権	5,790	7,128
商品有価証券、公正価値で測定するものとして指定さ れた金融資産及び売却可能有価証券	83,253	86,034
金融派生商品	24,101	24,033
貸付金	709,690	684,919
生命保険に関する資産	9,450	10,643
その他の資産合計	20,877	20,721
 資産合計	879,592	851,875
他の金融機関に対する債務	18,137	21,907
預金及びその他の借入金	559,285	533,591
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	4,297	4,056
金融派生商品	24,407	25,375
発行済債券	172,596	168,356
生命保険債務	7,597	9,019
その他の負債合計	11,435	10,563
借入資本を除く負債合計	797,754	772,867
借入資本合計	17,265	17,666
	815,019	790,533
純資産額	64,573	61,342
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有 者に帰属する株主持分合計	64,521	61,288
非支配株主持分	52	54
株主持分及び非支配株主持分合計	64,573	61,342
平均残高		
資産合計	884,624	864,525
貸付金及びその他の債権 ²	683,555	658,058
ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有 者に帰属する株主持分合計	62,017	58,556
非支配株主持分	31	20

¹ 会計上の分類が変更された場合、又は会計方針の変更が遡及的に適用された場合、比較数値が変更され、従前に報告された実績と異なることがある。

² 利息収益の残高を含む。貸付金及びその他の債権は、貸付金に係る減損引当金を控除の上表示されている。その他の債権には、現金及び中央銀行預け金、並びにその他の利付資産が含まれる。

a. 貸借対照表の概観

資産

2018年9月30日現在の資産合計は、2017年9月30日から277億豪ドル(3パーセント)増となる8,796億豪ドルであった。当年度中の重大な変動には、以下のものが含まれた。

- ・現金及び中央銀行預け金が、当該形式で保有される流動資産の増加を反映して80億豪ドル(44パーセント)増加したこと。
- ・他の金融機関に対する債権が、13億豪ドル(19パーセント)減少したこと。当該減少は、主にデリバティブ取引の相手方に対して差し入れられる担保の減少及び銀行間貸付の減少による。
- ・商品有価証券、公正価値で測定するものとして指定された金融資産及び売却可能有価証券が、当該形式で保有される流動資産の減少を反映して28億豪ドル(3パーセント)減少したこと。
- ・貸付金が、248億豪ドル(4パーセント)増加したこと。詳細については下記の貸付金の質の項を参照 のこと。
- ・生命保険に関する資産が、投資家が、当行グループが運用する別の非連結のファンドに資金を移動させたことに伴って12億豪ドル (11パーセント) 減少したこと。

負債及び株主持分

2018年9月30日現在の負債合計は、2017年9月30日現在から245億豪ドル(3パーセント)増となる8,150億豪ドルであった。当年度中の重大な変動には、以下のものが含まれた。

- ・他の金融機関に対する債務が、買戻条件付売却有価証券、銀行間借入、及びデリバティブ取引の相手方によって差し入れられる担保の減少(オフショア中央銀行預り金の増加によって部分的に相殺された。)により、38億豪ドル(17パーセント)減少したこと。
- ・預金及びその他の借入金が257億豪ドル(5パーセント)増加したこと。
- ・発行済債券が42億豪ドル(3パーセント)増加したこと(為替換算の影響を除外した場合は、68億豪ドル(4パーセント)減)。
- ・生命保険債務が、投資家が、当行グループが運用する別の非連結のファンドに資金を移動させたことに 伴って14億豪ドル(16パーセント)減少したこと。

ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する株主持分は、当期中の支払配当金考慮後の利益剰余金、2018年度中間DRP及び2017年度期末DRPに基づき発行される株式、並びに一部の転換優先株式の普通株式資本への転換を反映して32億豪ドル増加した。

b. 貸付金の質

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
総貸付金合計	712,504	687,785
平均総貸付金		
オーストラリア	611,398	588,920
ニュージーランド	73,000	72,269
その他国外	16,228	12,837
平均総貸付金合計	700,626	674,026

¹ 総貸付金は、関連する減損引当金控除前の数値で表示されている。

総貸付金合計は、当行グループの2018年9月30日現在の資産合計の81パーセントに相当した(2017年度から不変)。

2018年度のオーストラリアの平均総貸付金は、2017年度の5,889億豪ドルから225億豪ドル(4パーセント)増となる6,114億豪ドルであった。当該増加は主に、住宅ローンの増加によるものであった。

2018年度のニュージーランドの平均総貸付金は、2017年度の723億豪ドルから7億豪ドル(1パーセント) 増となる730億豪ドルであった。当該増加は主に、住宅ローンの増加によるものであった。

2018年度のその他の国外の平均貸付金は、2017年度の128億豪ドルから34億豪ドル(26パーセント)増となる162億豪ドルであった。これは主に、アジアにおける増加による。

2018年9月30日現在の貸付金の約13パーセントが1年以内に満期を迎え、18パーセントが1年から5年の間に満期を迎える。消費者向け貸付は、5年後以降に満期を迎える貸付金ポートフォリオの大部分を占めている。

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
減損貸付金		
不良債権 ¹ :		
総額	1,019	1,142
減損引当金	(458)	(507)
純額	561	635
条件緩和貸付金:	,	
総額	26	27
減損引当金	(6)	(12)
純額	20	15
延滞期間が90日超の当座貸越、個人向け貸付金及びリ ボルビング与信枠:		
総額	371	373
減損引当金	(189)	(195)
純額	182	178
減損貸付金(純額)	763	828
貸付金及び信用契約に係る減損引当金		
個別評価引当金	422	480
一括評価引当金	2,631	2,639
貸付金及び信用契約に係る減損引当金合計	3,053	3,119
貸付金の質		
減損貸付金合計に対する減損貸付金に係る減損引当金	46.12%	46.30%
合計 ²	40.1270	40.30%
貸付金合計に対する減損貸付金合計	0.20%	0.22%
貸付金合計に対する貸付金及び信用契約に係る減損引 当金合計	0.43%	0.45%
減損貸付金合計に対する貸付金及び信用契約に係る減 損引当金合計	215.6%	202.3%

- 1 不良債権は、条件緩和資産を除く、内部のリスク評価で減損とされている貸付金をいう。
- 2 減損貸付金に関連する減損引当金には、個別評価引当金及び一括評価引当金のうち減損貸付金に関連する部分が含まれる。一括評価引当金のうち減損貸付金に関連する部分は、2018年9月30日現在、231百万豪ドルであった(2017年度:234百万豪ドル)。当該合計金額は、かかる比率を決定するにあたり、総減損貸付金合計と比較される。

2018年度を通じて信用度は安定しており、ストレスを受けたエクスポージャーの合計がTCEに占める割合は、3ベーシス・ポイント上昇して1.08パーセントであった。2018年9月30日現在、減損貸付金合計が総貸付金合計に占める割合は、2017年9月30日現在の0.22パーセントから0.02パーセント低下し、0.20パーセントであった。

2018年9月30日現在、当行は、エクスポージャーが50百万豪ドルを超える、1件の減損した取引先を有しており、これは減損貸付金合計の4パーセントに相当した。これに対し、2017年度において、当行は、エクスポージャーが50百万豪ドルを超える1件の減損した取引先を有しており、これは減損貸付金合計の5パーセントに相当した。2018年9月30日現在、50百万豪ドル未満で20百万豪ドルを超える、2件の減損取引先が存在していた(2017年度:4件の減損取引先)。

2018年9月30日現在、当行のエクスポージャーのうち79パーセントが投資適格又は担保付の消費者向け抵 当権付住宅ローンのセグメントに対するものであり(2017年度:78パーセント)、2018年9月30日現在の当 行のエクスポージャーのうち95パーセントがオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋地域におけるも のであった(2017年度:96パーセント)。

当行は、当行の引当金が適切に維持されているものと考えている。2018年9月30日現在の減損貸付金に対する減損引当金の合計が減損貸付金カバレッジ合計に占める割合は、2017年9月30日現在の46.3パーセントに対して46.1パーセントである。2018年9月30日現在、貸付金及び信用契約に係る減損引当金合計が減損貸付金合計に占める割合は、2017年9月30日現在の202.3パーセントから215.6パーセントに上昇した。2018年9月30日現在、貸付金及び信用契約に係る減損引当金合計が貸付金合計に占める割合は、2017年9月30日現在の0.45パーセントから0.43パーセントに低下した。

2018年9月30日現在、当行グループの90日延滞抵当権付住宅ローンが貸出残高に占める割合は、2017年9月30日現在の0.62パーセントから0.67パーセントに上昇した。

2018年9月30日現在、当行グループのその他の消費者向け貸付の返済遅延(クレジットカード及び個人向け貸付商品を含む。)が貸出残高に占める割合は、2017年9月30日現在の1.57パーセントから上昇して1.64パーセントであった。

2018年9月30日現在の潜在的不良債権は、2017年9月30日現在の1,247百万豪ドルから36パーセント増加して1,691百万豪ドルとなった。潜在的不良債権の増加は主に、オーストラリアにおける少数の会社及びニュージーランドの企業ポートフォリオの格下げによるものであった。

潜在的不良債権とは、いかなる損失も予想されていない稼動中の融資枠であるものの、顧客が元利払い又は担保に関する重大な脆弱性を示しており、かかる状況が是正されなければ現行の条件による負債の返済が困難となるような融資枠をいう。潜在的不良債権は、信用に関する所定の枠組み及び方針(監視対象(watchlist)の使用を通じて行われている、融資枠の継続的な監視を含む。)を用いて特定される。

()資本資源

APRAは、3つの評価基準を用いてADIの規制資本を測定している。

- ・普通株式等Tier 1 (「CET 1 」)資本は、払込株式資本、利益剰余金及び特定の積立金から特定の無形資産、資産化された費用及びソフトウェアを控除した最高水準の資本の構成要素、並びに自己資本比率の観点から連結されていない保険及びファンド管理子会社への投資及び利益剰余金により構成される。
- ・Tier 1 資本は、CET 1 とその他Tier 1 資本の合計をいう。その他Tier 1 資本は、CET 1 に含まれないものの 損失吸収の性格を有する特定の有価証券から成る高水準の資本の構成要素により構成される。
- ・合計規制資本は、Tier 1 資本とTier 2 資本の合計をいう。Tier 2 資本には、程度は異なるが、Tier 1 の資本要件を満たさないもののADIの全般的な強化とその損失吸収能力の向上に貢献する劣後商品及びその他の資本の構成要素が含まれる。

APRAの健全性基準に基づき、当行を含むオーストラリアのADIは、最低CET 1 資本比率を4.5パーセント以上、Tier 1 資本比率を6.0パーセント以上、合計規制資本比率を8.0パーセント以上に維持するよう義務付けられている。またAPRAは、当行を含むADIに対して、これらの最低資本比率を超える健全性基準の資本要件(「PCR」)を満たすよう求めている。APRAは、各ADIに課したPCRの開示を認めていない。

またAPRAはADIに対して、以下から成るその他CET 1 資本バッファーを保有するよう求めている。

- ・APRAが国内におけるシステム上重要な銀行(「D-SIB」)に指定するADI(別途APRAにより指定された場合を除く。)については、3.5パーセントの資本保全バッファー(「CCB」)(D-SIBに対する1.0パーセントのサーチャージを含む。)。APRAは当行をD-SIBに指定している。
- ・カウンターシクリカル・バッファー。カウンターシクリカル・バッファーは管轄区域ごとに設定され、 APRAはオーストラリアにおける基準設定を担当している。カウンターシクリカル・バッファーは、オース トラリア及びニュージーランドにおいて、現在、ゼロに設定されている。

上述のバッファーは総称して「資本バッファー」と呼ばれる。CET 1 資本比率が資本バッファーの範囲内にある場合、収益配分が制限される。この中には、配当金、その他Tier 1 資本の分配金及び従業員への変動賞与を通じて分配可能な利益額に対する制限が含まれる。

() 資本管理戦略

当行の資本管理アプローチは、資本が費用のかかる資金調達方法であることと、適切な自己資本を維持する必要性とのバランスを追求するというものである。当行は資本の充実度を決定する際及び資本管理計画を 策定する際に、効率性、柔軟性及び適切性のバランスを保つ必要性について検討している。

当行はこれらの検討事項について、自己資本充実度評価プロセス(「ICAAP」)を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・規制上の最低値、資本バッファー及び不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定
- ・経済的資本と自己資本規制の両方の要件の検討
- ・不利な経済シナリオの影響を組み込んだ自己資本測定、カバレッジ及びその他の要件を伴うストレス・テストの枠組み、並びに
- ・格付機関、株式投資家及び債券投資家等の外部の利害関係者の観点の考慮

2017年7月19日にAPRAが「疑いなく強力な」資本のベンチマークについて発表したことを受けて、当行は、3月と9月に現行の資本枠組みに基づき測定された10.5パーセント以上というCET1資本比率を適用する予定である。その際、以下の項目も考慮される。

- ・現行の規制資本の最低値及びCCB。これらは合わせてCET 1 要件の全部を成す。
- ・業績悪化に対する適切なバッファーを調整するためのストレス・テスト
- ・半年ごとの普通株式の配当金支払いによる、四半期ベースでの資本比率の変動

APRAによる適正自己資本の枠組みのレビューの完了後、当行は、その目標資本レベルを改定する。

() バーゼル資本協定

APRAの健全性基準は、通常、バーゼル銀行監督委員会(「BCBS」)が公表した「銀行のための世界的な規制の枠組み」(「バーゼル」)と合致しているが、APRAが一定の裁量を行使する場合はこの限りではない。結果的に、当該裁量の適用により、BCBSのアプローチに則ったAPRAの健全性基準に基づき報告される資本比率及び他の法域で報告される資本比率が引き下げられる。

当行は、規制上の資本の必要額の測定に関してバーゼル 国際適正自己資本比率規制により認められた先進的なモデルを適用することをAPRAから認可されている。当行は、信用リスクに関して先進的内部格付手法を、オペレーショナル・リスクに関して先進的測定手法(AMA)を、銀行勘定内での金利リスク(IRRBB)に関して内部モデルによる手法を使用している。

下表は、9月30日現在の当行のレベル2規制上の自己資本比率の要約である。下表は、当行のレベル2規制 上の自己資本の枠組みを要約するものであるため、表示されている資本金額は、当行グループの連結財務書類 に記載の数値とは異なっている。

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
	63,576	60,520
普通株主持分からの控除	(18,337)	(17,850)
控除後の普通株主持分合計	45,239	42,670
その他Tier 1 資本	9,144	8,505
規制上のTier 1 資本純額	54,383	51,175
Tier 2 資本	8,565	8,952
Tier 2 資本からの控除	(233)	(217)
控除後のTier 2 資本合計	8,332	8,735
規制上の自己資本合計	62,715	59,910
信用リスク	362,749	349,258
市場リスク	6,723	8,094
オペレーショナル・リスク	39,113	31,229
銀行勘定内での金利リスク	12,989	11,101
その他の資産	3,810	4,553
リスク調整後資産合計	425,384	404,235
普通株式等Tier 1 資本比率	10.63%	10.56%
その他Tier 1 資本比率	2.15%	2.10%
Tier 1 資本比率	12.78%	12.66%
Tier 2 資本比率	1.96%	2.16%
規制上の自己資本比率合計	14.74%	14.82%

資本要件に影響を与える可能性のある将来における規制上の進展については、第一部 第2 3「事業の内容」(2)(b)「主な変更事項」を参照のこと。

() 部門別の業績

当行は、以下の5つの主要な顧客対面型事業部門の下で報告を行っている。

- ・コンシューマー・バンク(CB):オーストラリアにおけるすべての消費者顧客との関係に責任を負い、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下で事業を行う。
- ・ビジネス・バンク(BB):最大約150百万豪ドルの融資枠を有するオーストラリアのあらゆる中小企業及び商業事業顧客との関係に責任を負い、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA及びバンク・オブ・メルボルンのブランドの下で事業を行う。
- ・BTファイナンシャル・グループ (オーストラリア) (BTFG): 当行グループのオーストラリアにおける資産管理、保険及び個人向け資産管理業務に責任を負う。
- ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(WIB):商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客との関係(顧客は、オーストラリア全土、並びにニュージーランド、米国、英国、アジア、フィジー及びパプア・ニューギニアの支店及び子会社を通じた支援を受ける。)について責任を負う。
- ・ウエストパック・ニュージーランド:ニュージーランドのすべての顧客セグメントについて責任を負う。 当行グループ事業には、財務部門、グループ・テクノロジー部門及びコア・サポート部門が含まれる。

当行グループは、2018年度において資本、資金移転価格及び費用の配分を変更した。さらに、バランスシートの開示と顧客の移転について関連する収益・費用の平仄を整えた。2017年度及び2016年度について、部門別の業績は、2018年度の業績との比較を可能にするため修正再表示されている(当行グループの報告事業セグメント及びセグメント配分の変更に関する開示については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。)。

会計基準AASB第8号「事業セグメント」により、当行の主要意思決定者に内部的に提供される情報と合致する方式で各セグメントの業績を表示することが求められている。当行の業績(部門ごとの業績を含む。)を評価するにあたり、当行グループは、「現金利益」と呼ばれる業績指標を使用する。現金利益は、継続事業によって創出され、分配(配当を含む。)を評価する際に考慮される利益の水準の指標とみなされる。現金利益には、ウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益の現金項目と非現金項目の両方の調整が含まれるため、現金利益は、現金主義会計に基づき決定されるキャッシュ・フロー又は純利益の指標とはならない。経営陣の見解においては、この調整を用いることにより、当行グループがより効果的に当年度の業績を過年度の業績と比較して評価することが可能になり、また、事業部門間及び同業他社間での業績の比較を行うことが可能となる。

各事業部門のウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に対する現金利益調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2に記載されている。

現金利益を決定するにあたり、法定業績について以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・当行グループの主要意思決定者が継続事業を反映していないと判断する重要項目。
- ・無形資産の償却、自己株式の影響及び経済的ヘッジ等、配当を提案する時点で考慮されない項目。
- ・法定業績に影響を与えない個別の勘定科目間の会計上の組替え。

別途記載の無い限り、本項における当行の部門別の業績に関する議論は、現金利益ベースで行われている。 現金利益は、本書の他の箇所において表示されている法定業績と直接比較することはできない。

報告される業績に対する現金利益調整の概要は、以下のとおりである。

- ・ 無形資産の償却:事業の取得により生じる識別可能無形資産は、4年から20年の耐用年数にわたって償却される。当該償却(資産計上されたソフトウェアを除く。)は、非キャッシュ・フロー項目であり、株主に対する現金配当に影響を与えないため、現金利益調整となる。2017年12月、残りの無形資産の全額が償却された。
- ・ 買収、取引及び統合費用:ロイズのオーストラリア事業の一部買収に関連する費用は、統合期間後の取得事業について予想される利益を反映していないため、現金利益調整として扱われた。
- ・ (AASに基づくヘッジ会計の対象とならない)経済的ヘッジに係る公正価値(利益)/損失は、以下から成る。
 - 利息以外の収益に影響を与える将来のニュージーランド業務の利益の為替ヘッジに係る未実現の公正価値(利益)/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該(利益)/損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。
 - 発生主義で会計処理される長期資金調達取引のヘッジに係る未実現公正価値(利益)/損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該(利益)/損失により、報告される業績のタイミングに重大なずれが生じる可能性があるが、当該ヘッジの期間中においては当行グループの現金利益がその影響を受けないためである。
- ・ 非有効ヘッジ: 非有効ヘッジの未実現(利益) / 損失は、現金利益を算出する際に戻し入れられる。これは、当該ヘッジの公正価値の変動に由来する利益又は損失が長期にわたって戻し入れられ、当行グループの利益に長期的な影響を与えないためである。

- ・ペンダル(旧BTIM)に関連する調整:当行グループは、2017年度におけるペンダル・グループ・リミテッドの株式の一部売却に関する利益(費用控除後)を認識した。2018年度において、当行グループは、ペンダル株式の現時点の保有について減損を計上した。過年度における当該利益の取扱いと同様に、当該項目は、その金額と継続事業を反映していない点を踏まえて現金利益調整として扱われている。当行グループは、将来における残る10パーセントのペンダル株式の売却の可能性も示唆している。株式保有に係る将来における損益は、同様に現金利益の算出からは除外される。
- ・ 自己株式: AASに基づき、当行グループが運用ファンド及び生命保険業務において保有する当行の株式 は自己株式とみなされ、報告される業績において当該株式の保有による損益を認識することは認められ ていない。当該損益は、当行グループの利益に不均衡な影響を与えていないことを保証するため、現金 利益を算出するにあたり、組み入れられる。これは、収益を計上するにあたり再評価される保険契約者 の負債及びエクイティ・デリバティブ取引を自己株式が裏付けているためである。
- ・ 報告される業績に影響を与えない個別項目間の会計上の組替えは、以下から成る。
 - 2017年度において、当行グループは、ウエストパック・ニュージーランドのクレジットカード・リワード・スキームの会計処理方法を、当行グループの慣行と平仄を合わせる形で変更した。当該変更は、現金利益や報告される利益には影響を与えていないが、これに伴って現金利益内の過年度の利息以外の収益及び業務費用が修正再表示されている。報告された利益の項目は変更されていない。
 - 保険契約者の税金還付:生命保険業務に関するAAS(保険契約者の税金還付)を遵守するためにグロスアップされる所得及び税金の金額は、現金利益ベースで所得及び税金費用を計上する際に戻し入れられる。
 - オペレーティング・リース: AASに基づき、オペレーティング・リースに係る賃貸料は、リース対象 となる資産の減価償却費を含めて表示される。当該金額は、現金利益ベースで利息以外の収益及び 業務費用を算出する際に相殺される。

当該情報の表示にあたっては、オーストラリア証券投資委員会 (ASIC) の規制ガイド230に規定の指針を遵守している。

部門別の現金利益及び資産

下表は、当行の事業の各主要部門について、2018年9月30日及び2017年9月30日に終了した各事業年度の期末における現金利益及び資産合計を示したものである。当行の地域及び事業セグメントごとの開示、並びにウエストパック・バンキング・コーポレーション所有者に帰属する当期純利益に関する調整については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。

事業部門別現金利益

_(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
コンシューマー・バンク	3,140	3,155
ビジネス・バンク	2,159	2,003
BTファイナンシャル・グループ (オーストラリア)	645	736
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	1,086	1,159
ウエストパック・ニュージーランド	934	917
当行グループ事業	101	92
現金利益合計	8,065	8,062

事業部門別資産合計

(単位:十億豪ドル)	2018年	2017年
コンシューマー・バンク	392.5	377.5
ビジネス・バンク	156.5	153.1
BTファイナンシャル・グループ (オーストラリア)	34.9	35.2
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	102.4	103.1
ウエストパック・ニュージーランド	82.4	81.3
当行グループ事業	110.9	101.7
資産合計	879.6	851.9

経営陣に対する報告と同様の方式で部門別の業績を表示するにあたり、内部費用と移転価格の調整は、法人格ではなく経営の枠組みを反映する形で各部門の業績に含まれている(これらの業績を個別の法人の業績と比較することはできない。)。経営陣への報告の枠組み又は会計上の分類に変更があった場合、比較対象年度の業績が修正され、従前において報告された業績と異なる可能性がある。

当行の内部移転価格の枠組みは、リスク移転、収益性の測定、資本配分及び事業ユニットの配置を円滑化するものであり、当行が事業を行う法域に合わせて調整されている。移転価格により、当行の商品及び部門の当行グループの利鞘に対する相対的貢献、並びに業績のその他の特徴を測定することが可能となる。当行の移転価格の枠組みの主要な要素は、金利及び流動性リスクに係る資金移転価格、並びに通常及び臨時の流動性費用の配分(資本配分を含む。)である。

a. コンシューマー・バンク

コンシューマー・バンク(「CB」)は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSのブランドの下、オーストラリアにおける消費者顧客向けの販売及びサービスを担う。業務は、専門のコンシューマー・リレーションシップ・マネジャーの特別チーム並びに支店、コール・センター及びATMの広範なネットワークを通じて行われている。顧客に対しては、様々なインターネット/モバイル・バンキング・ソリューションによる支援も提供されている。また、CBは、資産管理及び為替を含む一部の金融サービス及び商品に係る販売及びサービスについてビジネス・バンク、BTFG及びWIBとも全面的に協力している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

業績

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
純利息収益	7,748	7,638
利息以外の収益	746	813
	8,494	8,451
業務費用	(3,542)	(3,378)
減損費用	(451)	(565)
税引前利益	4,501	4,508
法人税等	(1,361)	(1,353)
当期現金利益	3,140	3,155
現金利益調整純額	(15)	(116)
ーーウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	3,125	3,039
	十億豪ドル	ーーー 十億豪ドル
預金及びその他の借入金	206.2	196.5
貸付金純額	385.4	370.4
資産合計	392.5	377.5
業務費用合計 / 純業務収益比率	41.70%	39.97%

純利鞘の7ベーシス・ポイントの縮小、一部のATM手数料の廃止、カード仲介手数料の改定並びに規制及 びコンプライアンス関連費用の増加にかかわらず、現金利益については概ね変化がなかった。減損費用の 114百万豪ドルの減少により、現金利益は対前年度比で15百万豪ドル減となる3,140百万豪ドルとなった。

純利息収益は、110 百万豪ドル(1パー	・貸付けは、主に抵当権付住宅ローンにおいて4パーセント増加した。その他
セント)増加した。	の貸付けは、主に市場全体 ¹ の減少に連動したクレジットカードの 3 パーセントの減少によって 4 パーセント減少した。
	・定期預金の10パーセントの増加と決済用口座(相殺口座を含む。)の5パー
	セント増加は、預金の 5 パーセントの増加を後押しした。 ・純利鞘は、 7 ベーシス・ポイント縮小した。当該縮小は、短期大口資金調達
	コストの増加、銀行税の通年の影響並びに予想される顧客への返金及び支払
	いに対する引当金の積増しによるものであった。当該縮小は、預金の利幅の 拡大によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、	・当該減少は主に、一部のATM手数料の廃止及び2017年度に公表された口座管理
67百万豪ドル(8	手数料の改定によるものであった。
│パーセント)減少し │た。	・クレジットカード収入の減少は、主に仲介手数料の改定が減少に寄与したこと とによる。
業務費用は、164百	・業務費用の増加の大部分は、以下の要因によるものであった。
万豪ドル(5パーセ	- 顧客への返金及び支払いの実施並びに想定される訴訟に関するコストに対す
ント)増加した。	る引当金。
	- コンプライアンス・コスト(61百万豪ドル増)と投資関連コスト(61百万豪 ドル増)。
	- 金融犯罪対策システム及び手続、サイバー・セキュリティ並びにコンプライ アンス管理の改善のための投資。
	・以下による生産性向上の恩恵は、その他のコストの増加(年に1度の給与の
	見直しを含む。)とインフレ率の上昇を相殺してなお余りあるものであっ
	た。
	- デジタル機能による、顧客のセルフサービス(電子明細の普及を含む。)の 強化。
	- 2017年度における45支店の閉鎖及び2018年度における40の支店の閉鎖の通年
	の恩恵。 ・組織再編による恩恵。
│ 減損費用は、114百 │ 万豪ドル(20パーセ	・信用度は安定していた。その他の消費者の返済遅延は、回収手続の改善により り、10ベーシス・ポイント減少して1.54パーセントとなった。
ント)減少した。	・回収手続の改善に起因する償却の減少と財務的困難時の支援の変更の完了に 伴う回収額の増加で、減損費用は減少した。

1 出典: APRA 2018年9月。

b. ビジネス・バンク

ビジネス・バンク(「BB」)は、オーストラリアの中小企業及び商業顧客(最大で約150百万豪ドルの融資枠を有する事業者をいう。)向けの販売及びサービスに責任を負う。同部門は、ウエストパック、セント・ジョージ、バンクSA及びバンク・オブ・メルボルンのブランドの下で事業を行っている。顧客には、その借入れ、支払い及び取引上のニーズを支援するバンキング及び金融に関連する各種商品及びサービスが提供される。さらに、キャッシュ・フロー・ファイナンス、貿易金融、自動車及び設備金融並びに不動産金融について専門家によるサービスも提供されている。同部門は、自動車ローンを有する消費者顧客についても責任を負う。BBは、企業年金、外国為替及び金利ヘッジ等の一部の金融サービス及び商品に係る販売、委託及びサービスについてBTFG及びWIBとも全面的に協力している。当該商品からの収益の大部分は、当該商品のオリジネーターにおいて留保される。

業績

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
純利息収益	4,065	3,885
利息以外の収益	1,189	1,141
	5,254	5,026
業務費用	(1,876)	(1,818)
減損費用	(291)	(343)
税引前利益	3,087	2,865
法人税等	(928)	(862)
当期現金利益	2,159	2,003
現金利益調整純額	(2)	(10)
ーーウエストパック・パンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	2,157	1,993
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	110.8	107.0
貸付金純額	152.7	149.4
資産合計	156.5	153.1
業務費用合計 / 純業務収益比率	35.71%	36.17%

純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)の5パーセントの増加並びに減損費用の15パーセントの減少により、現金利益は対2017年度比で8パーセント(156百万豪ドル)増加した。当該業績は、手数料収益の増加と純利鞘の拡大によって後押しされた。

純利息収益は、180 百万豪ドル(5パーセント)増加した。	・貸付けの2パーセントの増加は、業界全体における多角的な増加(不動産、農業及び製造並びに設備金融を含む。)によって後押しされた。投資向け貸付の需要が低迷したことから、抵当権付住宅ローンの増加は、年間を通じて低調であった。 ・定期預金の7パーセントの増加と取引残高の5パーセント増加は、預金の4パーセントの増加を後押しした。 ・純利鞘は、2017年度下半期における特定の種類の抵当権付住宅ローンの金利改定と預金の利幅の拡大により5ベーシス・ポイント拡大した。当該拡大は、銀行税の通年の影響(5ベーシス・ポイント)によって部分的に相殺された。
利息以外の収益は、 48百万豪ドル (4 パーセント)増加し た。	・ポートフォリオの拡大と融資枠(未使用の融資枠を含む。)の金利改定に伴 う企業ライン手数料の増加。
業務費用は、58百万 豪ドル(3パーセント)増加した。	・当該増加の大部分は、投資関連コスト並びに規制及びコンプライアンス関連コストの増加によるものであった。 ・その他のコストに起因する増加は、以下による生産性向上の恩恵によって、その大部分が相殺された。 ・バンカーのサービス範囲とサポート制度の改善。 ・中小企業及び業界における顧客のバンカーへの割当の改善。 ・LOLAの拡大に伴う手続の改善、オンライン機能の強化及びリスク評価の標準化。
減損費用は、52百万 豪ドル(15パーセン ト)減少した。	・減損費用は、クレジットカードと自動車の償却の減少による恩恵を受けた。 ・ストレスを受けた資産がTCEに占める水準は、2.13パーセントから58ベーシス・ポイント上昇して2.71パーセントとなった。当該増加の大部分は、商業顧客がストレスを受けたリスクグレードに移行したことによる。

c. BTファイナンシャル・グループ (オーストラリア)

BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)(「BTFG」)は、当行グループのオーストラリアにおける資産管理及び保険部門であり、幅広い関連サービスを提供している。BTFGのファンド管理業務には、投資商品、退職年金商品及び退職商品、資産管理プラットフォーム、個人向け資産管理、マージン・レンディング及びエクイティ・ブローキングの組成及び販売が含まれる。BTFGの保険業務は、生命保険、損害保険及び抵当権付住宅ローン貸付保険の組成及び販売をその対象とする。同部門は、特定の損害保険商品の組成について第三者も利用している。あらゆる保険分野のリスクを管理するにあたり、同部門は、外部の保険会社を用いて特定のリスクの出再保険を行っている。BTFGは、BTブランドに加え、個人向け資産管理業務と保険についてウエストパック、セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルン及びバンクSAの銀行プランドと共に幅広い金融サービス・ブランドを運営している。

業績

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
純利息収益	578	511
利息以外の収益	1,648	1,744
	2,226	2,255
業務費用	(1,291)	(1,199)
減損(費用)/戻入益	(6)	(4)
税引前利益	929	1,052
法人税等	(284)	(316)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	-	
当期現金利益	645	736
現金利益調整純額	(73)	160
ーーウエストパック・パンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	572	896
	十億豪ドル	 十億豪ドル
預金及びその他の借入金	33.0	30.7
貸付金純額	21.0	20.1
資産合計	34.9	35.2
ファンド合計	205.6	191.4
業務費用合計 / 純業務収益比率	58.00%	53.17%

現金利益

_(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
ファンド管理業務	327	413
保険	278	290
資本及びその他	40	33
現金利益合計	645	736

現金利益は、予想される顧客への返金及び支払いに対する引当金の積増し並びに関連コストの影響を受け、2017年度から12パーセント(91百万豪ドル)減少した。これらの項目を除外した場合、業績は、年間を通じて1パーセント低下した。厳格なバランスシートの拡大と気象関連の保険金請求の減少は、助言事業の寄与の減少、ファンドの利鞘の圧縮及び生命保険金請求の増加によって相殺された。

純利息収益は、67百 万豪ドル(13パーセ ント)増加した。

- ・貸付けの4パーセントの増加は、主に個人向け資産管理業務における抵当権付住宅ローンによるものであった。預金は、顧客が利幅を追求したことに伴う定期預金の増加に後押しされて7パーセント増加した。
- ・純利鞘は、厳格な利鞘管理と特定の種類の抵当権付住宅ローン及び定期預金の金利改定が組み合わされたことにより、20ベーシス・ポイント拡大した。 当該拡大は、銀行税の通年の影響(15百万豪ドル増)によって部分的に相殺された。

利息以外の収益は、 96百万豪ドル(6 パーセント)減少し た。

- ・ファンド管理事業の寄与が103百万豪ドル(9パーセント)減少した。
 - 予想される顧客への返金及び支払いに対する引当金の積増し(57百万豪ドル)
 - 主に業務の減少による助言報酬の減少(37百万豪ドル)。
 - 2017年 5 月のペンダル (旧BTインベストメント・マネジメント)株式の追加 売却に伴うペンダルからの寄与の17百万豪ドルの減少。
 - 上記の減少は、ブティック型ファンドへの投資の評価損の減少(22百万豪ドル)とシード・プールの業績の改善(5百万豪ドル)によって部分的に相殺された。
 - ファンドの7パーセントの増加によってファンド関連収益も増加した(10百万豪ドル)が、金利改定と商品構成の変更に起因する利鞘の縮小によって部分的に相殺された。
 - パノラマについてプラットフォームの資金が67億豪ドルから124億豪ドルに増加した(85パーセント増)。これらの利益は、旧プラットフォームの正味アウトフローによって部分的に相殺された。
- ・保険収益は、13百万豪ドル(3パーセント)増加した。
 - 損害保険は、主に重大な気象事象に係る保険金請求の減少により29百万豪ドル増加した。
 - BTFGの企業年金につき当行グループの保険事業に関連する既存契約の保険料が増加したことにより、生命保険は8百万豪ドル増加した。当該利益は、保険金請求と失効の増加によって部分的に相殺された。
 - 予想される顧客への返金及び支払いに対する引当金により保険収益が6百万豪ドル減少した。
 - 90パーセント超のLVRで組成される貸付金の減少によりLMIの寄与が減少した (17百万豪ドル)。
- ・主にヘッジ・コストの増加による資本利益の6百万豪ドルの減少。

業務費用は、92百万 豪ドル(8パーセン ト)増加した。

- ・主に以下による増加。
 - 顧客への返金及び支払いに関連する費用に対する引当金(55百万豪ドル)。
 - パノラマの追加機能の展開、BTオープン・サービスの実施及びシステム全体でのグランドファザリング適用対象の手数料の廃止に由来する投資費用(44百万豪ドル)。
- ・「マイスーパー」の移動の完了とFoFA(財務アドバイスの未来)による規制 関連コストの減少。
- ・生産性向上に伴う費用削減によるその他のコスト(各年度の給与の見直し、 不動産及び技術に関連する費用を含む。)の増加の大部分の相殺。

ファンド管理業務

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
	572	496
利息以外の収益	1,080	1,183
純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)	1,652	1,679
業務費用	(1,171)	(1,084)
減損(費用)/ 戻入益	(7)	(3)
税引前利益	474	592
法人税等	(147)	(179)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	-	-
当期現金利益	327	413
現金利益調整純額	(73)	160
ウエストパック・パンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	254	573
業務費用合計 / 純業務収益比率	70.88%	64.56%

保険業務

保険業務の業績には、ウエストパック及びセント・ジョージの生命保険業務、損害保険業務及び抵当権付住宅ローン貸付保険(LMI)業務が含まれる。

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
	5	10
利息以外の収益	512	499
	517	509
業務費用	(115)	(99)
税引前利益	402	410
法人税等	(124)	(120)
当期現金利益	278	290
現金利益調整純額	-	-
 ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	278	290
業務費用合計 / 純業務収益比率	22.24%	19.45%

d. ウエストパック・インスティテューショナル・バンク

ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(「WIB」)は、オーストラリア及びニュージーランドに関係性を有する商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客及び政府顧客に対して幅広い金融商品とサービスを提供している。WIBの業務は、資金調達、トランザクション・バンキング並びに金融市場及び債券資本市場に関する専門知識を有する、業界関係・専門家向け商品の特別チームを通じて行われている。顧客は、オーストラリア並びにニュージーランド、米国、英国及びアジアにおける支店と子会社を通じたサポートを受けている。WIBはまた、現在、フィジー及びパプア・ニューギニアにおいて各種バンキング・サービスを提供しているウエストパック・パシフィックについても責任を負う。WIBは、より複雑な財務上のニーズの充足(為替や固定金利証券に係るソリューションを含む。)について当行グループのすべての部門と全面的に協力している。

業績

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
純利息収益	1,416	1,328
利息以外の収益	1,556	1,707
	2,972	3,035
業務費用	(1,446)	(1,351)
減損(費用)/ 戻入益	38	(56)
税引前利益	1,564	1,628
法人税等	(473)	(462)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	(5)	(7)
当期現金利益	1,086	1,159
現金利益調整純額	-	<u>-</u> _
ーーウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	1,086	1,159
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金	104.8	92.1
貸付金純額	77.2	74.1
資産合計	102.4	103.1
業務費用合計 / 純業務収益比率	48.65%	44.51%

現金利益は、主に市場収益の減少により、2017年度から73百万豪ドル(6パーセント)減少した。当該減少は、純利鞘の拡大と減損損失戻入益によって部分的に相殺された。2018年度において、同部門はヘイスティングス事業を廃止し、これに伴って収益と費用の両方が増加した(かつ税率の引上げにもつながった)ものの、現金利益に対する影響はわずかであった。

純利息収益は、88百万豪ドル(7パーセント)増加した。	 ・モーゲージ・ウェアハウス融資枠の利用が増加したことと豪ドル安がアジアの貿易金融と貸付残高を増加させたことから、貸付けは、4パーセント増加した。 ・預金は、オーストラリアの取引残高と定期預金の増加によって14パーセント増加した。アジアの定期預金も為替換算の影響により増加し、同地域における貸付けの増加を後押しした。 ・純利鞘は、決済用預金の利鞘の拡大と大口資金調達コストの減少により、6ベーシス・ポイント拡大した。当該拡大は、銀行税の通年の影響(5ベーシス・ポイント)により部分的に相殺された。
利息以外の収益は、 151百万豪ドル(9 パーセント)減少し た。	・ヘイスティングスの寄与が、主にヘイスティングス事業の廃止に関連する収益によって110百万豪ドル増加した。 ・ヘイスティングスを除外した場合、利息以外の収益は、主に数件の大規模なインフラ取引が当期においては発生しなかったこと、並びに債券の売買及び取引におけるマーケット収益が減少したことにより、261百万豪ドル(16パーセント)減少した。 ・手数料収益も、既存の与信枠の利用の増加により減少した。
業務費用は、95百万 豪ドル(7パーセン ト)増加した。	・ヘイスティングスの業務費用は、事業の廃止に関連するのれんの償却と再編コストにより87百万豪ドル増加した。 ・ヘイスティングスを除外した場合、業務費用は、テクノロジー費用と規制及びコンプライアンス関連費用の増加により8百万豪ドル(1パーセント)増加した。
減損費用は、94百万 豪ドルのプラスの変 動であった。	・ストレスを受け、減損した資産がTCEに占める割合は、年間を通じて低下した。 た。 ・減損費用の変動は、年間を通じて大規模な格下げが発生しなかったことによる。

e. ウエストパック・ニュージーランド

ウエストパック・ニュージーランドは、ニュージーランドの消費者、企業及び機関投資家顧客に対するバンキング商品、資産管理商品及び保険商品の販売及びサービスを担う。当行は、ニュージーランドの銀行業務を、ニュージーランドにおける2つの銀行、すなわちニュージーランドにおいて設立されたウエストパック・ニュージーランド・リミテッド、及びオーストラリアにおいて設立されたウエストパック・バンキング・コーポレーション(ニュージーランド支店)を通じて行っている。ウエストパック・ニュージーランドは、北島・南島の両島における広範な支店及びATMのネットワークを通じて運営されている。企業及び機関投資家顧客には、顧客関係及び専門家向け商品のチームを通じたサービスも提供される。バンキング商品は、ウエストパックのブランドの下で提供されているが、保険商品及び資産管理商品は、それぞれウエストパック・ライフ及びBTのブランドの下で提供されている。ニュージーランドは、独自のインフラ(テクノロジー、運営及び財務を含む。)も維持している。

業績

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
純利息収益	1,720	1,629
利息以外の収益	438	480
	2,158	2,109
業務費用	(860)	(903)
減損(費用)/ 戻入益	(2)	72
税引前利益	1,296	1,278
法人税等	(362)	(361)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	-	-
当期現金利益	934	917
現金利益調整純額	13	(14)
ウエストパック・バンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	947	903
	十億豪ドル	十億豪ドル
預金及びその他の借入金 ¹	56.7	53.7
貸付金純額	73.6	71.1
資産合計	82.4	81.3
ファンド合計	9.8	9.3
業務費用合計 / 純業務収益比率	39.85%	42.82%

¹ 本表においては、顧客預金合計を指す。

現金利益は、純利鞘の13ベーシス・ポイントの拡大及び費用の5パーセントの減少によって年間を通じて2パーセント増加したが、利息以外の収益の減少によって部分的に相殺された。2017年度においては減損損失戻入益が計上されたのに対し、2018年度においては減損費用2百万豪ドルが計上された。

純利息収益は、91百 万豪ドル(6パーセ ント)増加した。	・貸付金は、25億豪ドル(4パーセント)増加したが、その大部分(16億豪ドル)が抵当権付住宅ローンであった。法人向け貸付の10億豪ドルの増加は、 広範なセクターにおけるものであった。消費者向け貸付は、同部門が利益と
	成長のバランスを取ったため、全体として市場全体 ¹ を下回った。 ・預金は30億豪ドル増加し、年間を通じて貸付金の増加の全額を賄ってなお余
	りあるものであり、預貸率は144ベーシス・ポイント ² 上昇して77.0パーセント
	となった ² 。顧客がより大きな利幅を追求したことにより、預金の増加の大部分は、定期預金商品におけるものであった。
	・純利鞘は、抵当権付住宅ローンの増加と法人向け貸付の利幅の拡大によって 13ベーシス・ポイント拡大したが、預金の利幅の縮小によって部分的に相殺 された。
利息以外の収益は、 42百万豪ドル(9 パーセント)減少し	・当該減少は、カード収益の減少、商品の簡略化(既存口座の一部の手数料の 削減を含む。)及び顧客の手数料の低い/手数料無料のデジタル販売網への 移動によるものであった。
た。	・ファンドの5パーセントの増加と商業及び法人向け貸付の手数料の増加による投資収益の増加が上記の減少を部分的に相殺した。
業務費用は、43百万 豪ドル(5パーセン ト)減少した。	・革新プログラムの恩恵には、支店数の減少(年間を通じて6店舗減)、FTEの減少及びデジタル化によるセルフサービスの増加が含まれる。 ・革新プログラムに関連するプロジェクト・コストも減少した。 ・上記の恩恵は、リスク管理及び規制関連コストの増加、並びに各年度の給与の見直し及びインフレに伴うコストの増加によって部分的に相殺された。
 減損損失戻入益72百	・信用度は改善し、ストレスを受けた資産がTCEに占める割合は、49ベーシス・
万豪ドルに対し、減 損費用は、2百万豪 ドルとなった。	ポイント ² 低下して1.57パーセント ² となった。当該減少は主に酪農セクターの 継続的な改善によるものであった。消費者の90日以上の延滞は引き続き低水 準であった。 ・一部の大規模な融資枠の戻入れが当期においては発生しなかったこと、及び 2017年度を通じて酪農業界において改善がみられたことから、減損費用が増 加した。

- 1 出典:ニュージーランド準備銀行(RBNZ)
- 2 ニュージーランド・ドル建てで算出されている。

f. 当行グループ事業

当該セグメントは、以下から構成される。

- ・当行グループのバランスシートの管理(大口資金調達、資本及び流動性管理を含む。)を担当する財務部門。また、財務部門は、バランスシートに固有の金利リスク及び為替リスクの管理も行う(当行グループの 資産及び負債のミスマッチの管理を含む。)。財務部門の利益は、主として当行グループのバランスシート 及び金利リスク(ウエストパック・ニュージーランドを除く。)を所定のリスク限度内で管理することに由 来する。
- ・オーストラリア業務向けの機能から成り、テクノロジー戦略・設計、インフラ及び運営、アプリケーション 開発並びに事業統合を担当するグループ・テクノロジー部門¹。
- ・オーストラリアにおける銀行業務、不動産サービス、戦略、財務、リスク、コンプライアンス、法務、人事 並びに顧客及び企業関係といった、中央で実施される機能から成るコア・サポート部門²。

当行グループ事業には、部門に割り当てられない資本に係る利益、当行グループの事業セグメントの業績の表示を容易にする、特定のグループ間取引、非中核資産の売却益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益及び費用並びにその他中央で調達される引当金等の特定の本店関連項目も含まれる。

- 1 費用の全額は、当行グループの他の部門に割り当てられる。
- 2 費用の一部が当行グループのその他の部門に割り当てられ、事業活動に由来する費用は、当行グループ事業において留保される。

業績

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
純利息収益	812	713
利息以外の収益	35	(33)
純業務収益(業務費用及び減損費用控除前)	847	680
業務費用	(571)	(456)
減損損失戻入益	2	43
税引前利益	278	267
法人税等(支払額)/還付	(178)	(175)
非支配株主持分に帰属する当期純利益	1	
当期現金利益	101	92
現金利益調整純額	107	(92)
ウエストパック・パンキング・コーポレーション 所有者に帰属する当期純利益	208	-

現金利益は、主に財務部門の収益と資本利益率の増加によって9百万豪ドル増加したが、業務費用の増加と減 損損失戻入益の減少によって部分的に相殺された。

純業務収益(業務費 用及び減損費用控除 前)は、167百万豪 ドル(25パーセン ト)増加した。	・純利息収益は、主にオーストラリアの金利リスク管理に関連する財務部門の収益と中心部門で保有される資本からの利益の増加により99百万豪ドル増加した。 ・利息以外の収益は、主にニュージーランドの利益ヘッジと資産売却益10百万豪ドルの影響により68百万豪ドル増加した。
業務費用は、115百 万豪ドル(25パーセ ント)増加した。	・規制及びコンプライアンス関連コスト(王立委員会に関連するコストを含む。)の増加並びに訴訟引当金予想額。 ・再編コストの増加。 ・当行グループのフィンテック投資に関連する費用。
減損損失戻入益は、 41百万豪ドル減少し た。	・減損の変動は、2018年度中の中心部門で保有されるオーバーレイの減少に伴う戻入益2百万豪ドル(これに対し、2017年度は43百万豪ドルの戻入益であった。)を反映している。

9月30日に終了した各年度の連結キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
 営業活動によるキャッシュ・フロー		
利息受取額	32,639	31,133
利息支払額	(15,789)	(15,415)
配当金受取額(生命保険事業を除く)	9	27
利息以外のその他の収益受取額	5,097	5,064
業務費用支払額	(7,991)	(7,966)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)	(3,585)	(3,388)
生命保険事業:		
保険契約者及び顧客からの入金	2,008	2,239
利息その他類似の項目	17	24
配当金受取額	642	433
保険契約者及びサプライヤーへの支払	(2,089)	(1,861)
法人税等支払額	(143)	(164)
営業資産及び負債の増減考慮前の営業活動からのキャッシュ・	40.045	40,400
フロー	10,815	10,126
純(増)/減:		
商品有価証券及び公正価値で測定するものとして指定さ れた金融資産	3,827	(5,054)
貸付金	(24,740)	(26,815)
他の金融機関に対する債権	1,678	2,653
生命保険に関する資産及び負債	(230)	219
海外における中央銀行への法定準備預金 金融派生商品	(303) 8,584	308 (5,042)
その他の資産	160	200
純増/(減):		
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負 債	243	(681)
預金及びその他の借入金	23,928	23,062
他の金融機関に対する債務	(4,072)	3,859
その他の負債	(88)	(15)
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	19,802	2,820
投資活動によるキャッシュ・フロー		
売却可能有価証券による収入	23,878	25,717
売却可能有価証券の購入	(24,376)	(27,028)
被支配会社の売却による収入/(支払)(処分現金控除後)	9	-
関連会社の売却による収入	-	630
関連会社の取得	(30)	(52)
不動産及び設備の売却による収入	91	65
不動産及び設備の購入	(310)	(264)
無形資産の購入	(882)	(766)
投資活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	(1,620)	(1,698)

(連結)

(単位:百万豪ドル)	2018年	2017年
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入資本の発行(発行費用控除後)	2,342	4,437
借入資本の償還	(2,387)	(2,188)
発行済債券の純増/(減)	(5,242)	3,249
従業員オプションの行使による収入	3	11
従業員オプション及び新株引受権の行使に係る株式の購入	(8)	(17)
従業員株式制度の引渡しのために買戻した株式	(27)	(27)
RSP自己株式の買戻し	(71)	(68)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額	73	7
配当金の支払	(5,769)	(4,839)
非支配株主持分に対する分配金の支払	(6)	(13)
財務活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	(11,092)	552
現金・預金及び現金等価物の純増/(減)額	7,090	1,674
現金・預金及び現金等価物の為替相場変動による影響額	944	(292)
現金・預金及び現金等価物の期首残高	18,397	17,015
現金・預金及び現金等価物の期末残高	26,431	18,397

キャッシュ・フロー分析

営業活動によるキャッシュ・インフローは、16,982百万豪ドル増加した。これは主に、金融派生商品からのインフローの13,626百万豪ドルの増加、商品有価証券及び公正価値で測定するものとして指定された金融資産の8,881百万豪ドルの増加、並びに貸付金によるキャッシュ・アウトフローの2,075百万豪ドルの減少によるものであった。これは、他の金融機関に対する債務によるアウトフローの7,931百万豪ドルの増加によって部分的に相殺された。

投資活動によるキャッシュ・アウトフローは、78百万豪ドル減少した。これは主に、売却可能有価証券による 収入の1,839百万豪ドルの減少、2018年度においては発生しなかった2017年度の関連会社の売却による収入630百 万豪ドル及び無形資産の購入の116百万豪ドルの増加によるものであったが、売却可能有価証券の購入の2,652百 万豪ドルの減少によって部分的に相殺された。

財務活動によるキャッシュ・アウトフローは、11,644百万豪ドル増加した。これは主に、発行済債券の8,491百万豪ドルの純減、借入資本発行の2,095百万豪ドルの減少、配当金の支払の930百万豪ドルの増加及び借入資本の償還の199百万豪ドルの増加によるものであった。

財務状況及び経営成績の分析については、第一部 第3 3「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」を参照のこと。

4 【経営上の重要な契約等】

2018年9月30日に終了した年度中、上記において言及されたもの(第一部 第2 3 (2) (b) 「主な変更事項」において言及されたものを含む。)のほかに、

- ・当行グループの事業活動
- ・当行グループの業績
- ・当会計期間における当行グループの営業状況

に重大な影響を与えた、又はかかる影響を与えると予想される事情又は状況は発生していない。

5 【研究開発活動】

当行は大手金融機関であるため、研究開発活動はほとんどない。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記30に記載のリース契約以外は該当なし。

2 【主要な設備の状況】

当行は、主にオーストラリア、ニュージーランド及び太平洋諸島において施設を占有している。2018年9月30日現在の支店数は1,204店(2017年度は1,251店)であった。2018年9月30日現在、当行が占有する施設のうち当行が実際に所有しているものは、オーストラリアでは約1.5パーセント(2017年度は1.6パーセント)、ニュージーランドでは0パーセント(2017年度も0パーセント)、太平洋諸島では40パーセント(2017年度も40パーセント)であった。その他の施設は、商用リースに基づき平均3年から5年間のリース期間にわたり占有されている。2018年9月30日現在、当行が直接所有する施設の帳簿価額は、約89百万豪ドル(2017年度は95百万豪ドル)であった。

シドニーのセントラル・ビジネス・ディストリクトに存するウエストパック・プレイスは、当行グループの本店である。2015年12月にケントストリート275番地に関するリース契約が締結され、これにより当行が2030年まで当該施設の1階から23階を引き続き占有すること及び2024年に24階から32階からより早期に撤退することが可能となった。当該施設は、現在、改装プログラムを実施中であり、改装完了時には、機動的な環境に6,000名超のスタッフを収容できるようになる。

当行は、インターナショナル・タワーズ・シドニーT2の1階から28階も占有しており、そのリース期間は2030年までである。この施設は、機動的な環境に6,000名超を収容することができる。

当行は、シドニー・メトロ・エリアのコガラに存する施設を維持しており、当該施設がセント・ジョージの主要オフィスである。コガラのオフィスは2,650名の収容能力を有しており、当行のイノベーション・センターである「ザ・ハイブ」の所在地である。当該施設のリース契約は、2034年までであるが、当該契約には5回にわたる5年間の延長オプションが付いている。

メルボルン市では、当行は、2015年10月以降、コリンズ・ストリート150番地の大部分を占有しており、そのリース期間は2026年までである。これは、現在、当行の新メルボルン本店で働く1,000名超のスタッフを収容する、当行の最初の完全に機動的な職場環境であった。

「ウエストパック・オン・タクタイ・スクエア」は、ウエストパック・ニュージーランドの本店であり、オークランド市のカストムズ・ストリートに近接するブリトーマート区域東端に位置しており、2棟の建物にまたがる24,510平方メートルのオフィス・スペースを含んでいる。当該施設のリース契約は、2021年までであるが、当該契約には2回にわたる6年間の延長オプションが付いている。

重要な長期契約

当行は、通常の業務において締結した契約以外に、重要な契約に相当する個別契約を有していない。

3 【設備の新設、除却等の計画】

第一部 第4 2「主要な設備の状況」に記載のものを除き、該当なし。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 株式の総数等

株式の総数

(2018年9月30日現在)

授権普通株数	発行済普通株式総数	未発行普通株式数
無制限 (無額面 ¹)	3,434,796,711株	該当なし

発行済株式

(2018年9月30日現在)

	記名・無記名の別及 び額面・無額面の別	種類	発行済普通株式総数	上場金融商品取引所名	内容
発行済株式	記名式無額面株式	普通株式	3,434,796,711株	オーストラリア証券取 引所、ニュージーラン ド証券取引所、ニュー ヨーク証券取引所	普通株式は、同一の議 決権を有する。ニュー ヨーク証券取引所に上 場されている各米国預 託株式は、全額払込済 普通株式1株を受領す る権利を表象する。

¹ 法人格の変更に伴い、当行には額面株式の概念は適用されなくなっている。

普通株式オプション

当行は現在、業務執行役員及び上席役員株式制度の下で普通株式オプションを発行している。詳細は以下の(3)及び第一部 第6 1「財務書類」に対する注記37を参照のこと。

ウエストパック転換優先株式(ウエストパックCPS)

2018年3月13日、ウエストパック・キャピタル・ノート5の再投資の募集に基づき、623百万豪ドルのウエストパックCPSが、ウエストパックCPS被指名者に対して1株当たり100豪ドルで譲渡された。当該ウエストパックCPSはその後、当行により買い戻され、消却された。

2018年4月3日、残りの566百万豪ドルのウエストパックCPSが、ウエストパックCPS被指名者に対して1株当たり100豪ドルで譲渡された。かかる残りのウエストパックCPSは、譲渡後、普通株式19,189,765株に転換された。

(2) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等 該当なし。

(3) 発行済普通株式総数及び資本金の推移

単位:千豪ドル(百万円)

			単位:千豪ドル(百万円)
年月日	増(減)資額	増(減)資後 資本金	摘要
2013年 9 月30日		27,020,619 (2,466,129)	全額払込済普通株式数:3,109,048,309
	624,520 (59,799)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部 又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再 投資されるよう選択することができる。) (普通株式30,782,829株)
	49,284 (4,719)		資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式3,368,960株)
	751,803 (71,987)		市場における購入(普通株式34,151,789株) 2013年10月1日から2014年9月30日にかけての株式の増(減) 数:なし
2014年 9 月30日		26,942,620 (2,579,812)	全額払込済普通株式数:3,109,048,309
	1,411,619 (118,434)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部 又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再 投資されるよう選択することができる。) (普通株式43,999,852株)
	1,000,000 (83,900)		ウエストパック配当金株式再投資制度の引受 (普通株式30,859,625株)
	15,549 (1,305)		資本金合計の10パーセント未満の様々な取引 (普通株式2,084,582株)
	89,391 (7,500)		市場における購入(普通株式2,084,582株) 2014年10月1日から2015年9月30日にかけての株式の増(減) 数:74,859,477
2015年 9 月30日		29,280,397 (2,456,611)	全額払込済普通株式数:3,183,907,786
	725,839 (55,752)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部 又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再 投資されるよう選択することができる。) (普通株式23,260,663株)
	3,510,449 (269,641)		ウエストパック株主割当による新株発行 (普通株式138,998,404株)
	2,116 (163)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の 様々な取引 (普通株式781,962株)
	49,375 (3,793)		市場における購入(普通株式781,962株)により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2015年10月1日から2016年9月30日にかけての株式の増(減)数:162,259,067
2016年 9 月30日		33,469,426 (2,570,823)	全額払込済普通株式数:3,346,166,853
	1,451,787 (128,315)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部 又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再 投資されるよう選択することができる。) (普通株式48,197,426株)
	10,575 (935)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の 様々な取引 (普通株式1,383,928株)
_	43,018 (3,802)		市場における購入(普通株式1,383,928株)により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2016年10月1日から2017年9月30日にかけての株式の増(減)数:48,197,426

年月日	増(減)資額	増(減)資後 資本金	摘要
2017年 9 月30日		34,888,770 (3,083,626)	全額払込済普通株式数:3,394,364,279
	631,557 (51,723)		配当金株式再投資制度(当該制度に基づき、当行の株主は、一部 又は全部の配当が、更なる当行普通株式取得のために自動的に再 投資されるよう選択することができる。) (普通株式21,242,667株)
	565,996 (46,353)		ウエストパック転換優先株式の転換 (普通株式19,189,765株)
	3,622 (297)		様々な株式報酬制度に関連した資本金合計の10パーセント未満の 様々な取引 (普通株式1,117,573株)
	35,225 (2,885)		市場における購入(普通株式1,117,573株)により上記の株式報酬制度は全額決済された。 2017年10月1日から2018年9月30日にかけての株式の増(減)数:40,432,432
2018年 9 月30日		36,054,720 (2,952,773)	全額払込済普通株式数:3,434,796,711

(注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。 更なる詳細は第一部 第6 1「財務書類」に対する注記32参照。

発行済のオプション、新株引受権及び制限株式

従業員持株制度に基づいて発行されたオプション及び新株引受権

2018年9月30日に終了した年度中、当行の従業員持株制度の下で、合計1,005,944個の業績連動型新株引受権及び246,902個の業績要件を課さない新株引受権が対価なしで付与された。権利確定条件を満たすことを条件として、新株引受権は対価なしで行使することができる。2018年9月30日現在、発行済新株引受権は、6,119,549個であった。

2018年9月30日に終了した年度中、オプションは付与されなかった。2018年9月30日現在、発行済株式オプションは、52,350個であり、その加重平均行使価格は23.40豪ドルであった。

業績連動型新株引受権及び業績連動型オプションはすべて、業績査定期間の終了後に行使可能となる割合(もしあれば)を決定する業績要件に服する。業績要件を課さない新株引受権は、最低限のサービス要件に服する。

従業員持株制度に基づく市場における株式購入

2018年9月30日に終了した年度中、以下の普通株式が購入された。

連結及び親会社	2018年 株式数	2018年 平均株価 (単位:豪ドル)
株式報酬制度について:		
従業員持株制度 (「ESP」)	854,267	31.86
RSP ¹	2,291,897	31.32
ウエストパック業績連動型制度(「WPP」) - 行使された新株引受権	156,691	31.49
ウエストパック長期奨励金制度(「LTIP」) - 行使 されたオプション ²	103,686	28.80
LTIP - 行使された新株引受権	2,929	28.42
自己株式として:		
買戻された自己株式(RSPを除く) ³	93,052	28.97
売却された自己株式	(2,715,836)	28.10
市場で買戻された/(売却された)正味普通株式数 ⁴	786,686	

- 1 制限株式制度(「RSP」)に基づき従業員に割り当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。
- 2 当年度中、WPPオプションの行使は行われなかった。LTIオプションの行使に関して受領した平均行使価格は、24.23豪ドルであった。
- 3 自己株式には、法定生命保険基金及び投資運用制度が保有する普通株式、並びに顧客に売却された株式デリバティブに関連してウエストパックが保有する普通株式が含まれる。
- 4 市場における普通株式の買戻しにより、0.22百万豪ドルの税額控除が払込資本金として認識された。

(4) 普通株式の所有者別状況

(2018年9月30日現在)

区 分	株 主 数(人)	所有普通株式数(A) (株)	普通株式総数に対する (A)の割合(%)
個 人	437,690	967,055,848	28.15
受取名義人	13,918	51,529,489	1.50
法人	154,131	2,416,211,374	70.35
計	605,739	3,434,796,711	100.00

(5) 普通株式の大株主の状況 普通株式の大株主の状況

(2018年9月30日現在)

		(2010)	<u> </u>
名称	住	所 所有株式数 (株)	発行済普通株式 総数に対する所 有株式数の割合 (%)
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェ ズ州シドニー市	- ル _{781,872,851}	22.77
JPモルガン・ノミニーズ・オーストラリア・リミテッド (JP Morgan Nominees Australia Limited)	ビクトリア州メルボルン	/市 465,183,964	13.54
シティーコープ・ノミニーズ・プロプライアタ リー・リミテッド (Citicorp Nominees Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン	/市 183,748,497	5.35
ナショナル・ノミニーズ・リミテッド (National Nominees Limited)	 ビクトリア州メルボルン	/市 134,540,564	3.92
BNPパリバ・ノミニーズ・プロプライアタ リー・リミテッド(エージェンシー・レンディ ングDRP A/c) (BNP Paribas Nominees Pty Ltd (Agency Lending DRP A/c))	ニュー・サウス・ウェ ズ州シドニー市	- Jレ 70,202,900	2.04
BNPパリバ・エヌオーエムエス・プロプライア タリー・リミテッド (DRP) (BNP Paribas Noms Pty Ltd (DRP))	ニュー・サウス・ウェ ズ州シドニー市	- ル 37,830,137	1.10
シティーコープ・ノミニーズ・プロプライアタ リー・リミテッド (Citicorp Nominees Pty Limited)	ビクトリア州メルボルン	/市 33,917,561	0.99
WBCニュージーランド・レジスター・コント ロール・アカウント (WBC New Zealand Register Control Account)	ニュー・サウス・ウェ ズ州シドニー市	- ル 26,139,570	0.76
HSBCカストディー・ノミニーズ(オーストラリア)リミテッド (HSBC Custody Nominees (Australia) Limited)	ニュー・サウス・ウェ ズ州シドニー市	- ル 26,087,482	0.76
オーストラリアン・ファウンデーション・イン ベストメント・カンパニー・リミテッド (Australian Foundation Investment Company Limited)	ビクトリア州メルボルン	/市 15,545,000	0.45
合 計 ¹		1,775,068,526	51.68

¹ 株主名簿上の保有者参照番号別の記録による。

2 【配当政策】

第一部 第1 1(2)(b)(八)「株主の配当等受領権等」を参照のこと。

3 【株価の推移】

以下の2つの表は、それぞれ各年度末又は月末までの取引時間中の最高値・最安値の情報を使用している。

(1) オーストラリア証券取引所における9月30日に終了した最近5年間の事業年度別普通株式の最高・最低株価 (新規発行の株式について調整済)

	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
最 高(単位:豪ドル(円))	33.68	35.39	33.74	40.07	35.99
	(2,758)	(3,128)	(2,592)	(3,362)	(3,446)
最 低(単位:豪ドル(円))	27.24	28.92	27.57	29.10	30.00
	(2,231)	(2,556)	(2,118)	(2,441)	(2,873)

⁽注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

(2) オーストラリア証券取引所における最近6月間の月別普通株式の最高・最低株価(2018年4月から9月)

	月 別	2018年4月	2018年 5 月	2018年6月	2018年7月	2018年8月	2018年 9 月
ā	愚 高(単位:豪ドル(円	29.62 (2,446)	30.33 (2,496)	29.62 (2,421)	30.06 (2,486)	30.44 (2,450)	28.72 (2,352)
Ē	最 低(単位:豪ドル(P	27.60 (2,279)	27.78 (2,286)	27.24 (2,227)	29.06 (2,404)	27.36 (2,203)	27.30 (2,236)

⁽注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

【役員の状況】

男性の取締役及び業務執行役員の数:13名、女性の取締役及び業務執行役員の数:7名(女性の取締役及び業 務執行役員の割合:35%)

(1) 取締役

(本書提出日現在(2018年12月19日)¹。「当行の普通株式における関連持分」については、2018年11月5日現在で、間接保有については、2018年9月30日現在)

	仕で、間接	保有について	は、2018年9月30日期	見在)		
役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任期
取締役兼 (会長)	リンジー・ マックステッド (Lindsay Maxsted)	5月21日	年役上ト(長ビ年そルマカそそ役職り務再(社プンズ級携パ12)場っ2008。ト月他プー心他他及/20たでブ、ボ・含破っリリ にア3ピにのロジ疾のウび経のであラベンハむ綻たッ取 おー月リの。役イ・糖:ト: KPMG、ム・・ド数ワ同・締・バよト各 職 アデ尿なパな関い カ・バブウ多ー氏ト線 ひびり フリン ののです はっぱい はっぱい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かい	ック関連団体における	22,017株	2020年12月 まで

役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
マグク高者・デー営	プライアン・ ハルツァー (Brian Hartzer)	1967年 2月20日	グ(上なそ大3マフランそそ役職グ任者ジにてス行ンにス英リド10ラルを入ス・社場しの学月-ォリ・のの職能・。向ョIT構部。クおタ国ア銀年リス含行コデ内企 他経よケーアイ他他及/デ20けーフ成門当・いーでで行間アのむ前及「中報」の済りッ・ンンのウび経ィ12及ジァさ担行オて・過オグ勤担グ、はびりのおおり、大りというででででででででででででいく、はびり、はびり、は、大りのでは、ア・コ役工任歴レ年び・イれ当にブ、バゴールの当口様、メタ)は、改業長・ルバー職ス期:ク66企バナる最入・リンしスー、E0バなュボタ)は、役諮)、アレキレなパな11~に向キシー責前コー担。ラ・終並ル役ールー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	在の役職及び任期: オーストラリア国立 員会の理事(2017年 ファイナンション・ウンデーションがカースト ウンデーションスト ウの理事及びオースト ウェッドの取締役。 ウ関連団体における	109,611株	特別の定め なし

役職	氏 名	生年月日	略	歴		当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を	任	期
						高度体育と 含む) ¹		
取締役	ネリダ・シー ザー (Nerida Caesar)	1964年 8月24日	在立上なそそリフプスバそ役職理はベプ経ジムテクベエでタルデセタテ20び業ル歴職取場しののミィのトイの職能及、ダ・営ー・ッ・ダングーセィーール年国担・任期締企 他他テン各ラザ他及/び20・マ責ラワドリ入タルを一レルを入間際当サしに、主役ドッンア。工任歴営年ルー者ド・びテ以ププめでタ担めラにしば、一大のクバ及 ス期:管2ージ(担プスッ前ラ・たグー当た入た、Mース は、	在 な工員バキー ク わ験エミデス務ラン取氏アー、プそグ 前一のアの しッ会イフジ 関 たをキティトめイ・締はンジテ・れテ はス上太役 ク及ザァー 連 る有フッレラたアア役、ドンルマ以ィ Iト級平 スびリッラ 団 幅すァドクリ。タンでテ・グスネ前ブ Mラ管洋及 ユ連ークン 体 広るッ)タアまリドあルガ・トーに・ にリ理向び 一邦・スド に い。クのー・たー・るスバデラジはデ おア職け任 ピ政グ・の お 事直スグ兼二、・チ。トメィ・ン、ィ い国及イ	期 一府ルオア け 業近(ル最ュゲリョ ランレホグ国レ て内びン: ・のーード る 管で旧ー高ーノミー ・トクー・内ク 、及営テ	9,985株	2020年 まで	12月

役 職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 其	蚏
取締役	イーウェン・ クラウチ (Ewen Crouch) (AM)	1956年 1月18日	立上ブドそニスびそ所(トン問そ役職ンアた4務にタジパジはい同お長はオ20へ取場ルのの一・ジの、AIラズパの職能ズで。年めはルアーン、る氏いを、一33ののでのでは、アージの、AIラズパの職能がで、のでは、アーンでは、19ののでは、10のでは、10のでは、10のでは、10のでは、10のでは、10のでは、10のでは、10のでは、10のでは、10のでは、10でで	テ3シラリのンアミ会及メク か務弁ナ務お工門 ゴデがサ ・締月年イ月ド・一合ウ会ッのびン関 らめ護一所けクのエピ挙ル オ役ににて月ド・一ちエオテコASバ連 20、土理のるイ共グュげタ ー、退かルリーーリ締ル取ィーIC一団 13オの事理そテ同ゼテらン ス20任け・)・ルミ役ス解一ポの。体 年一一長事のィヘクィれト ト90してリ。シデテ 報後オー締 お でトでし11のキドィマ。務 リか。テテ フンド 審協一シ役 け アラあて年役ャ、ブネ現め アら同イッ ォグ及 判会スョ諮 る レリっの間職ピア・一在て に会氏クッ	78,450株	2019年12.	月

役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を 含む) ¹	任 期
取締役	アリソン・ ディーンズ (Alison Deans)	1967年 11月14日	立上コ1アりそジドラそカびシスバそ役職金デ務割のイタスぞ20シの月ステ6取場ク月・)の一及ムのンショ・一の職能融ジ執に期ツリトれのヤ独か・ッ月役業アリミーのスジリのニエ・ンーウび経ール職い中シ・リCE9・取20一ので)に・)テー主・・ミ役ースフチーエ任歴ビ革及て、ネリアの月べ締17ス取キリ及ッーなダオテ職のアァャース期:ス新び20イマミ及務かン役年ト締ッけミびドー役ーブッ:シインーート:電にのコ年一ズテびめらチで10ラ役キーのでのでででででででででででででででででででででででででででででででででで	・キング・イング・イング・イング・イング・イング・イング・イング・イング・イング・イ	14,392株	2020年12月 まで

					当行の普通	
					株式における	
/D 1846					関連持分	/T 40
役職	氏 名	生年月日	略	歴	(直接保有及び	任 期
					間接保有を	
					含む) ¹	
取締役	クレイグ・ダ	1963年	在職期間:2015年6月	より取締役。(独	8,869株	2021年12月
	ン	10月3日	立取締役)			まで
	(Craig Dunn)		上場企業における現在	の役職及び任期:		
	(******)		テルストラ・コーポ			
			テッドの取締役 (2016			
			その他の主な役職:オ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
			レエ会長。	X1237 //		
			レエムは。 その他の役職:ブロッ	カチェーン及び分		
			散型台帳技術に関する			
			飯 全 (ISO / TC307) の議			
			リア政府のフィンテ			
			リー・グループの共同			
			諮問委員、及びニュー			
			ルズ州政府のクォン [・]			
			ティング・ファンド・			
			パネルのメンバー。ジ			
			ニュー・サウス・ウェ			
			ンバー、及び金杜法律	事務所のコンサル		
			タント。			
			その他ウエストパック	'関連企業における		
			役職及び任期:なし			
			職能 / 経歴:2008年7			
			AMPリミテッドCEOとし			
			金融サービス業界にお			
			験を有する。かつては			
			ド・チョーク・リミテ			
			融サービス協会(現金			
			会)の各議長も務めた			
			ファイナンシャル・リ			
			トラリア・リミテッド			
			経済委員会及びニュー	・・サウス・ウェー		
			ルズ州政府のファイナ	ンシャル・サービ		
			シーズ・ナレッジ・カ			
			た。また、金融サー	ビス諮問委員会、		
			オーストラリア金融セ	ンター・フォーラ		
			ム、消費者及び金融リ	テラシー・タスク		
			フォースのメンバー並	びにオーストラリ		
			ア政府金融制度調査委	員会のパネルメン		
			バーも務めた。			

有価証券報告書

					当行の普通	
					株式における	
/D 55%			m4	-	関連持分	/ - 45
役 職	氏 名	生年月日	略	歴	(直接保有及び	任 期
					間接保有を	
					含む) ¹	
取 締 役	アニータ・	1960年	在職期間:2018年10月より	取締役。(独	なし	2021年12月
	ファン	12月11日	立取締役)			まで
	(Anita Fung)		上場企業における現在の役	と職及び任期:		
			香港交易及結算所有限名	公司の取締役		
			(2015年4月より。香港上	場)、中国建		
			設銀行の取締役(2016年10	0月より。香港		
			上場)及び恒隆地産有限	公司の取締役		
			(2015年5月より。香港上	:場)。		
			その他の主な役職:香港機	銭場管理局の理		
			 事。			
			┃ その他の役職:香港美術館	き・博物館諮問		
			委員会の委員。			
			その他ウエストパック関連	団体における		
			役職及び任期:2018年10月			
			パック・アジア諮問委員会			
			職能 / 経歴:同氏は、HSBC	· · · · · · ·		
			のキャリアを含め、銀行業			
			ひていりのと口の、戯门家 年を超えるキャリアを有す			
			TCは、HSBCグループのク			
			いては、1050ノル ラのク ラル・マネジャーを含む数			
			つル マホンド を目もめ 職を務め、直近では2011年			
			職を務め、重点では2011年 で香港担当チーフ・エグセ			
			C目/2担当ゲーク・エクセ フィサーであった。	- / / 1 / / 7		
			フィッーであった。 HSBC入社以前には、スタン	/グ ー ドチャー		
			┃ PODC八社以前には、スタン ┃ タード銀行でトレジャリー			
			ル・マーケット業務に関す 狐曄を恐めた	のとまらまな		
			役職を務めた。			

ウエストパック・パンキング・コーポレーション(E05759) 有価証券報告書

					当行の普通 株式における	
					関連持分	
 役職	氏名	生年月日	略	歴		任 期
	~ ~		-	,	(直接保有及び	12 743
					間接保有を	
					含む) ¹	
取締役	ピーター・マ	1957年	在職期間:2013年 6 月よ	より取締役。 (独	20,870株	2019年12月
	リオット	5月8日	立取締役)			まで
	(Peter		上場企業における現在の	の役職及び任期:		
	Marriott)		ASXリミテッドの取締役	殳(2009年7月よ		
			り)			
			その他の主な役職:AS	Xクリアリング・		
			コーポレーション・リ	ミテッド、ASXセ		
			トルメント・コーポレ	/ ーション・リミ		
			テッド、及びオースト	・ラクリア・リミ		
			テッドの各取締役。			
			その他の役職:バンキン	ング&ファイナン		
			ス・オースのレビュー	・・パネル&ポリ		
			シー・カウンシルのメン	ンバー。		
			その他ウエストパック	関連団体における		
			役職及び任期:なし			
			職能/経歴:国際銀行ӭ	業務、財務及び監		
			査を含む金融業界におい	ハて30年以上にわ		
			たる上級管理職の経験で	を有する。1993年		
			にオーストラリア・ニュ	ュージーランド銀		
			行グループ・リミテッ	ド(ANZ)に入社		
			し、1997年7月から201	2年 5 月までチー		
			フ・フィナンシャル・ス	オフィサーを務め		
			た。ANZ入社前は、KP	MGピート・マー		
			ウィックの銀行業務、原	財務、監査及びコ		
			ンサルティング担当バ	(ートナーであっ		
			た。過去に、ニュージ	ーランドのANZナ		
			ショナル・バンク・リ	ミテッド及びANZ		
			の様々な子会社の取締役	殳を務めた。		

有価証券報告書

					当行の普通	
 	氏 名	生年月日	略	歴	株式における 関連持分 (直接保有及び 間接保有を	任 期
					含む) ¹	
取締役	ピーター・ ナッシュ (Peter Nash)	1961年 12月18日	在立上ミ11プリミたそンル役そう理タそ役職アで直KアKジKがボ同制広しべ及た会も職取場ル月・)テ。の・フ。のス事ーの職能のKPMですどの国の氏、いたルび。及務期締企バより。ッ 他オ・ 他ト。諮他及/パMですどの国のドは業ト経の商過びめ間役業ッリミジド のービ の及メ問ウび経ーのはーを全二グの、務ピ験多業去そた間のにク)テョは 主スク 役びル委工任歴トシ、ス務体ンロメ事プッをく上にのよいがジャズ17 役ラリ :ール会ト:19ーア11ラ、なをババ戦セにす政ア、済年 るルョの・年 職リア クスンのパな33に・11リオガ担ルー略ス関る府アオ・現ーン会り10 :ア・ ート大委ッし年加パカア・バ当及も、及し。関バー規	在プズミン月 リ・リ リラ学員ク に入しいのスナしな務りびてま連ぐスのの・長グに コリミ ・リ現。関 KPしトらナトンたびめス規アた事イト役取リ(・上 ンミテ ヘア代 連 MG、ナ01シラス。リたク制ド、業スラ及役グ17ル企 リッド テ民国 体 ー17を年ナアび職ジ 理更イ邦対提アび役グ17ル企 リッド テ民国 体 ー17を年ナアび職ジ 理更イ邦対提アび、年一業 エドの 一評研 に ス年務8ルに戦在ョ 、をス及し供経明18ル月・な シび取 ・会セ け ラ月たまチけ的中ル 部む提州金で評明に、年一よりっ ョゴ締 トのン る リま。でェるポ、・ 統幅供レ融き議	8,020株	2021年12月 まで

^{| 1} 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者とは、トラスト、退職年金基金、又は当該個人によって支配される組織等の事業体をいう。

2017年10月 1日からの取締役の変更

- ・ロバート・エルストーン氏は、2017年12月8日の当行の定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役を退任した。
- ・ピーター・ナッシュ氏は、2018年3月7日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締 役に任命された。
- ・アニータ・ファン氏は、2018年10月 1 日付けでウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役 に任命された。
- ・ピーター・ホーキンス氏は、2018年12月12日の当行の定時総会の終了をもって、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの取締役を退任した。

(2) 業務執行役員

(本書提出日現在(2018年12月19日)。「当行の普通株式における関連持分」については、2018年11月5日現在で、間接保有については、2018年9月30日現在)

1X	W P IC A C	<u>は、2010年9月3</u>	<u> </u>			
役職	氏名	i 生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任期
マグク高者・ダク高者・シー・デー	プライアン ハルツァー (Brian Hartzer)	1967年 2月20日	20月業ンンオ高同グ20才員氏ラウCEのアミ職にセをヨンン同史ナ15年、「ローン・「大学」では、15年に、15年に、15年に、15年に、15年に、15年に、15年に、15年に	6 企バナる最 ン、、委同ト、当そリリ役び・職ールターの 6 企バナる最 ン、、委同ト、当そリリ役び・職ールターの 1 で 1 で 1 で 1 で 1 で 2 で 1 で 2 で 2 で 3 で 4 で 4 で 4 で 5 で 5 で 5 で 6 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7 で 7	109,611株	特か の 定 と

			•			
役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を	任期
首席情報担当役員	クレイグ・ブ ライト (Craig Bright)	1965年 1月31日	2018年7年、アール・ステーの大の大学の大学のである。 2018年7年、アンスのアンに、アロンが、アン・アンに、アン・アンに、アン・アンに、アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・ア	融をキベ別な ルグ担でのルチバたシン職学メィサすグト10ク プーチっーァネキまナト務コボルビる、メのノ 入バーたダールンたル・めンルドにこジト職ジ 前ル・同とト世のロオン。ュエサ関れネ・を一 に・テ氏し戦界フンード ー科ーしまスバ歴関 はコクはて略中ォドス・ タ大ビってで・ン任連 、ンノ、、をの一ントヤ 学学ス	<u>含む)</u> なし	特別 の 定 め

					,		
					当行の普通		
					株式における		
役職	氏 名	生年月日	略	歴	関連持分 ¹ (直接保有及び	任	期
					` 間接保有 ² を		
					含む)		
ウェスト	リン・コブ	1962年	2015年 9 月にウエス	トパック・インス	91,993株	特別の	定め
パック・イ	1	11月8日	ティテューショナル・			なし	
ンスティ	(Lyn Cobley)		任者に就任。同氏は、				
テューショ			び政府顧客とウエスト				
ナル・バン			な取引を担当するほか				
│ ク担当最高 │ 責任者			場におけるすべてのst クショナル・バンキン				
貝[[日 			ブンョナル・ハンテン デル)、ストラクチャ				
			ス並びに運転資金の				
			た、ヘースティングス	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			
			ジメント並びに当行の	インターナショナ			
			ル及び太平洋地域の事	業を監督する。			
			同氏は、金融サービス				
			年以上の経験を有す				
			 は、オーストラリア・ たにあいっぱんかしが				
			行において様々な上級 ねには、2007年から20				
			│れには、2007年から2년 │財務部長を務めたこと				
			別が記及で初めたこと ル商品及びサードパー				
			当のエグゼクティブ				
			ジャーを務めたことか	ざ含まれる。また、			
			オーストラリアのバー	-クレイズ・キャピ			
			タル並びにオーストラ				
			太平洋地域のシティバ				
			職を歴任し、トレー				
			(マッコーリー銀行及 スの合弁会社)のCEO ⁵				
			スの日井云紅) のCEO? 同氏は、オーストラ				
			ISCOB、				
			ナンス・オース及び				
			ファウンデーションの)各取締役会のメン			
			バーである。また、ウ	エストパック・ア			
			ジア諮問委員会の議長				
			エグゼクティブ・ウィ 	メンのメンバーも			
			務めている。	上兴 太叔文兴《兴			
			│同氏は、マッコーリー │士号を取得しており、				
			工号を取侍してのり、 融サービス協会のシニ				
			Mst. こへ励去のフー り、オーストラリア会				
			業している。				
L	l	I	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				

ウエストパック・バンキング・コーポレーション(E05759)

役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
BTファイナ ンシャル・ がループ 最 責任者		1961年 12月29日	2010年2月にBTファリング は、1000年2月にBTファリング は2007年4 クリング が 1000年2月 は 1000年	月に、ウェッッリングでは、ウェッッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッツッ	131,982株	特別の定め なし

日				•					
役職 氏名 生年月日 略 歴 関連持分 ¹ (直接保有及び間接保有 ² を含む) 任期 コンシューマー・パンク部で・パンクラジスク部門担当最高責任者に就任し、消費者・顧客とのエンドツーエント関係の管理を担当。これには、当行、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業							当行の普通		
世							株式における		
世							関連持分 ¹		
間接保有 ² を含む)	役職	氏	名	生年月日	略	歴		任	期
2015年6月にコンシューマー・バンク部 700元の定めなり 70元では、当事者・顧客とのエンドツーエンド関係の管理を担当。これには、当行、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストバック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業							,		
コンシューマ・バン フジス ク部門担当 (George 最高責任者 (George Frazis) 1964年 8月9日 2015年6月にコンシューマー・バンク部 門担当最高責任者に就任し、消費者・顧客とのエンドツーエンド関係の管理を担当。これには、当行、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業									
マー・バン ク部門担当 最高責任者 ラジス (George Frazis) 8月9日 門担当最高責任者に就任し、消費者・顧客とのエンドツーエンド関係の管理を担当。これには、当行、セント・ジョージ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストバック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業							,		
タ部門担当 最高責任者 Frazis) 客とのエンドツーエンド関係の管理を担 当。これには、当行、セント・ジョージ、パンクSA、パンク・オブ・メルボルン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。 現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・パンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業			・フ	1964年	2015年 6 月にコンシ <i>=</i>	ューマー・バンク部	81,302株		定め
最高責任者 Frazis) 当。これには、当行、セント・ジョージ、パンクSA、パンク・オブ・メルボルン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。 現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・パンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業				8月9日				なし	
ジ、バンクSA、バンク・オブ・メルボルン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。 現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業	ク部門担当	(George			客とのエンドツーエン	/ド関係の管理を担			
ン及びRAMSの各ブランド下で行われるすべての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。 現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業	最高責任者	Frazis)			当。これには、当行	、セント・ジョー			
べての消費者向けの販売、デジタル業務、マーケティング、移行、並びに銀行業務関連の商品及びサービスが含まれる。 現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・パンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					ジ、バンクSA、バンク	7・オブ・メルボル			
務、マーケティング、移行、並びに銀行 業務関連の商品及びサービスが含まれる。 現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					ン及びRAMSの各ブラン	/ド下で行われるす			
業務関連の商品及びサービスが含まれる。 現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・パンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					べての消費者向けの	販売、デジタル業			
る。 現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					務、マーケティング、	移行、並びに銀行			
現職就任前、同氏は、セント・ジョージ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					業務関連の商品及び	サービスが含まれ			
ジ・バンキング・グループのCEOを務めた。2009年3月にウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高責任者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					る。				
た。2009年3月にウエストパック・ ニュージーランド・リミテッド最高責任 者として当行グループに入行した。同氏 は、金融サービス業界で豊富な経験を有 する。従前ナショナル・オーストラリア 銀行グループ業務執行ゼネラル・マネ ジャーを務めていた。また、それ以前に はオーストラリア・コモンウェルス銀行 の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					現職就任前、同氏は	、セント・ジョー			
ニュージーランド・リミテッド最高責任 者として当行グループに入行した。同氏 は、金融サービス業界で豊富な経験を有 する。従前ナショナル・オーストラリア 銀行グループ業務執行ゼネラル・マネ ジャーを務めていた。また、それ以前に はオーストラリア・コモンウェルス銀行 の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					ジ・バンキング・グ	レープのCEOを務め			
者として当行グループに入行した。同氏は、金融サービス業界で豊富な経験を有する。従前ナショナル・オーストラリア銀行グループ業務執行ゼネラル・マネジャーを務めていた。また、それ以前にはオーストラリア・コモンウェルス銀行の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					た。2009年3月にウ	フエストパック ・			
は、金融サービス業界で豊富な経験を有 する。従前ナショナル・オーストラリア 銀行グループ業務執行ゼネラル・マネ ジャーを務めていた。また、それ以前に はオーストラリア・コモンウェルス銀行 の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					ニュージーランド・リ	リミテッド最高責任			
する。従前ナショナル・オーストラリア 銀行グループ業務執行ゼネラル・マネ ジャーを務めていた。また、それ以前に はオーストラリア・コモンウェルス銀行 の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					者として当行グルース	プに入行した。同氏			
銀行グループ業務執行ゼネラル・マネ ジャーを務めていた。また、それ以前に はオーストラリア・コモンウェルス銀行 の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					は、金融サービス業界	早で豊富な経験を有			
ジャーを務めていた。また、それ以前に はオーストラリア・コモンウェルス銀行 の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					する。従前ナショナル	レ・オーストラリア			
はオーストラリア・コモンウェルス銀行 の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					銀行グループ業務執	行ゼネラル・マネ			
の機関投資家向け銀行業務部門の上級業					ジャーを務めていた。	また、それ以前に			
					はオーストラリア・コ	コモンウェルス銀行			
務執行役員であり、ボストン・コンサル					の機関投資家向け銀行	庁業務部門の上級業			
					 務執行役員であり、カ	^で ストン・コンサル			
ティング・グループのパートナー及び口									
イアル・オーストラリアン・エアフォー					イアル・オーストラリ	リアン・エアフォー			
スの役員も務めていた。同氏は、セン									
ト・ジョージ・ファウンデーションの総									
裁及び退役軍人雇用に関する首相の産業									
					諮問委員会の議長を務				

						当行の普通		
						株式における		
						 関連持分 ¹		
役 職	氏	名	生年月日	略	歴	(直接保有及び	任	期
						間接保有 ² を		
						含む)		
ビジネス・	デイビ	ッド・	1975年	2015年 6 月にビジネ	ス・バンク担当最高	64,952株	特別の	定め
バンク担当	リンドノ	バーグ	3月11日	責任者に就任した。	同氏は、当行、セン		なし	
最高責任者	(David			ト・ジョージ、バン	ク・エスエー及びバ			
	Lindber	g)		ンク・オブ・メルボ	ルンの各ブランドの			
				ために、ビジネス顧	客との当行グループ			
				のエンドツーエント	*関係を管理してい			
				る。ビジネス・バン	クは、オーストラリ			
				アの小規模、商業、				
				事業者に対し、広範				
				関連の商品及びサー	ビスを提供する。			
				現職就任前は、同氏				
				員を務め、すべての				
				行グループの消費者				
				品、並びに当行グル				
				の監督を担当した。				
				する前は、オースト				
				リンのは、カース ルス銀行でカード、				
				ルス銀门 Cカー、 戦略担当のエグゼク				
				14 m 15 m				
				マポンマーを切めた は、オーストラリア				
				· ·	· ループ・リミテッド			
				ト・ハンキング・グ の戦略、マーケティ				
				の戦略、マーケティ ンテーションのマネ				
				ファーションのマネ ター、並びにファー				
				·				
				一のマネージング・ヴ				
					担当最高責任者を務			
				めた。				

役 職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任期
	キャロリン・ マッキャン (Carolyn McCann)	1972年 1月3日	顧客関連問題の迅速 連問題のルーラー 関連ののでは、2013年のでは、2013年には、2013年には、2013年には、2013年には、アーラーのでは、2013年に総・データーのでは、アーラーのでは、データーのでは、データーができない。	プログラス では できない はいます できない (大) 関連 はいます できない (大) 関連 はいます いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ	49,435株	特別 の 定 め

役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
	デイビッド・ マクリーン (David McLean)	1958年 3月14日	2015年3月、2015年3月、2015年3月、1999年1月、1999が任当イ市場では、の・・・ウョ高ッ・任行チ場行ュ。行・業力にリ年・者イゼッンエル任のイン・当エージを担め、では、カ・当エーをは、カ・当エーをは、カーシーにしにといる。は、カー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	にドラュル・ニュク含 氏グっンプ、スたき当のイア・イュ直支む はレたド駐本ッそのに入資トスジテーはマの 197ま店支市クのでの数 197ま店支市クのない・・・ヤイラウネ上 年ル、設長担ナはよったが、カース・スジ職 り資イし務業ョ独ナはよりにない。 1985年のトンを ド本ツ、め務ナ立ッののという。 1985年ののという。 1985年ののという。 1985年のという。 1985年のよう。 19	9,613株	特別の定めなし

役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及び 間接保有 ² を 含む)	任 期
人事担当 プラー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー	クリスティー ン・パーカー (Christine Parker)	1960年 6月6日	20役務人酬含連ルをびよ可20来ジラル導行イジ名た過シチンデする11年ででは、11年には、11年には、11	「理解でするでは、「ない」とは、「ない」となっています。「ない」とは、「ない」には、「ない、「ない」には、「ない、「ないい」には、「ない、「ない、」には、「ない、「ない、」には、「ない、「ない、」には、「ない、「ない、」には、「ない、「ない、」には、「ない、「ない、」には、「ない、」には、「ない、「ない、」には、「ない、」には、「ない、」には、「ない、「ない、」は、「ないいい、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ないい、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、「ない、」は、いい、はいい、はいい、はいい、はいい、はいいい、はいい、はいい、はいい	27,431株	特な の 定 定 め

役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及 び 間接保有 ² を 含む)	任 期
首席リスク担当役員	デイビッド・ スティーブン (David Stephen)	9月11日	ク担同ヤ(ク年サオグフス銀をオ銀同管当職ルRBS・よーール・イ行のじるのは及び首について、RBSがラプクフーとラ方では、アリは・ピーチャのでリー・アフしりでナックス、オュとーた・アリオイ・てアそシック 同ブテしつ。ニティンレ英リ他大	氏は、2010年にロイイドス・イス・ナーで、アース・イン・カーン・ス・イン・ス・カーン・カーン・ス・カー	なし	特別の 定め なし

役職	氏 名	生年月日	略	歴	当行の普通 株式における 関連持分 ¹ (直接保有及 び 間接保有 ² を 含む)	任 期
	1 ' '	1962年 7月23日	2016年10月 2016年10月 2016年10月 10月一行えを接計銀行 10月一行えを援計銀行等行ポーリいを同う20デャはスナフトで 10月一行えを援計銀行等行ポーリンでを同り20デャはスナフトで 10月一行えを援計銀行等行ポーリンで 10月で、支すさ行並もグーーで 10月で、大きローリンで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月でで 10月で 10日で 10	行のル当のる調ルるの! すルバ級M&、をシトーのおり は アイス 動略なり は でいるでいるです。 一次の では でいい で で で で で で で で で で で で で で で で	92,445株	特なし の 定 め

- 1 一部の業務執行役員は、当行の普通株式に関して、業績連動型新株引受権(行使価格がゼロのオプション)及び制限株式 も保有している。
- 2 間接保有とは、個人の関係者が保有する株式をいう。関係者とは、トラスト、退職年金基金、又は当該個人によって支配される組織等の事業体をいう。

2017年10月1日からのグループ業務執行役員の変更

- ・キャロリン・マッキャン氏は、2018年6月18日付けで顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員に任命された。
- ・2018年6月18日以降、クリスティーン・パーカー氏の役職は、人事担当グループ業務執行役員となった。同 氏のそれまでの役職は、人事、コーポレート業務及び持続可能性担当グループ業務執行役員であった。
- ・アレクサンドラ・ホルコム氏は、2018年6月25日付けで退任するまで、首席リスク担当役員を務めていた。
- ・ピーター・キング氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員代理に任命されるまで、首席財務担当役員を 務めていた。2018年10月1日以降、同氏は首席財務担当役員に復職している。
- ・デイビッド・リーズ氏は、2018年6月25日付けで首席財務担当役員代理に任命された。2018年10月1日をもって、同氏は経営陣から外れ、副首席財務担当役員に復職した。
- ・デイビッド・スティーブン氏は、2018年10月 1 日付けで、リスク及びコンプライアンスを担当する首席リスク担当役員の職務を開始した。
- ・2018年10月1日以降、レベッカ・リム氏の役職は、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員となった。同 氏のそれまでの役職は、コンプライアンス、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員であった。
- ・クレイグ・ブライト氏は、2018年12月4日付けで首席情報担当役員の職務を開始した。
- ・デイブ・カラン氏は、2018年12月4日付けで首席情報担当役員を退任した。

(3) 報酬

取締役会附属報酬委員会は、当行が、業績を考慮して、各人に対して公正に、責任を持って報酬を与える、かつ当行のリスク管理の枠組み、法令及び最高水準のガバナンスを反映する、報酬に関する一貫した方針及びその運用慣行を備えることを確保することにより、取締役会を補助している。

取締役会附属報酬委員会は、会計年度を通じて常設されており、3名の独立非業務執行取締役からなり、クレイグ・ダン氏が委員長を務めている。また、取締役会附属報酬委員会の全委員は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員も兼ねており、同委員会は報酬枠組みに関する有効なリスク管理の統合を補助している。

取締役会附属報酬委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、以下の業務を行う。

- ・ウエストパック・グループ報酬方針(「当行グループ報酬方針」)について検討し、取締役会に勧告を行い、また当行グループ報酬方針の有効性並びに法規制及び健全性基準との整合性を評価すること
- ・CEO、非業務執行取締役、グループ業務執行役員、その他CEO直属の業務執行役員、銀行の執行役員の説明 責任体系に基づくその他の説明責任者、その他その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会附 属報酬委員会が判断する人員、APRAが指定する人員及び取締役会が決定するその他あらゆる人員について の個別の報酬水準について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・当行グループ報酬方針に含まれる各人員カテゴリーに対する報酬の構造を検討し、取締役会に勧告を行う こと
- ・CEOの報酬に関する企業目標及び目的、並びにこれらの目的に鑑みたCEOの業績について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・グループ業務執行役員及び銀行の執行役員の説明責任体系に基づくその他の説明責任者に対する短期及び 長期変動報酬制度について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・株式ベースの報酬制度の承認について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・当行グループ全体の一般的な報酬慣行を監督すること

取締役会附属報酬委員会は毎年、既定の事業の業績指標及び当行の財務健全性を考慮して変動報酬プールの 規模を検討し、取締役会に勧告する。また、取締役会附属報酬委員会は、慎重な扱いを要すること、前例、又 は開示に関する影響を理由として重要である個人又は集団に関して、当行グループ報酬方針外の報酬協定の承 認を行う。さらに、取締役会附属報酬委員会は、報酬を決定する際、及び必要に応じて、上級業務執行役員の 業績の検討及び評価を行う。

また、取締役会附属報酬委員会は、以下の場合において、従業員に対するインセンティブとしての株式の付与の削減又は失権を検討し、取締役会に勧告する。

- ・後発的な情報や事情により、当該株式付与が正当ではなかったと判明した場合。
- ・銀行の執行役員の説明責任体系に基づく説明責任者が自らの説明責任又は関連性があると取締役会附属報酬委員会が考えるその他の事項を果たすことができなかった場合において、取締役会附属報酬委員会が、 リスク又はコンプライアンスに関する不履行や不良な顧客アウトカムの結果として、調節を行うべきであると決定した場合

報酬のベンチマーク、市場慣行並びに新たな傾向及び規制改革を含む広範な問題に関する情報の提供を受け るため、取締役会附属報酬委員会は、社外の報酬コンサルタントを採用している。

取締役会附属報酬委員会は、取締役会又はその他の取締役会附属委員会を指し、取締役会又はそれぞれの取 締役会附属委員会に関連性のある、取締役会附属報酬委員会が関心を寄せるあらゆる事項を取り扱う。

当行の報酬の枠組みに関する更なる詳細については、第一部 第5 4「役員の状況」の「報酬報告書」を 参照のこと。取締役会附属報酬委員会は、報酬報告書を検討し、その承認を勧告する。

(4) 報酬報告書

1. 2018年度における最高経営責任者及びグループ業務執行役員の報酬の総合的枠組み

当行の目標は、顧客、地域社会及び人々の繁栄及び成長を支援し、世界の優れたサービス会社の1つとなる ことである。

当行の戦略は、深い持続的な関係を顧客と構築すること、地域社会におけるリーダーとなること、最高の人 材が働きたいと考える場所となること、及びその中で株主に対して持続的な利益を提供することによって、当 行の目標を達成しようと努めるものである。当行の戦略及び目標の提供は、当行の報酬戦略及び報酬原則に よってサポートされている。

報酬戦略及び報酬原則

当行の報酬戦略は、健全なリスク管理及びガバナンスに関する原則に従うとともに、高い業績の達成及び当 行の株主のために優れた長期的な成果を提供することに対して報いることにより、有能な従業員を引き付け、 引き留めることを目的として設計されている。

報酬戦略は、以下の原則によって支えられている。

- ・報酬を顧客及び株主の利益と一致させること
- ・市場競争力のある公正な報酬を提供すること
- ・適切なリスク文化及び従業員の行動を支えること
- ・有能な従業員の採用及び留保を可能にすること
- ・当行の戦略及び目標に沿って、行動及び業績に応じ・報酬のリスク調整を可能にすること

た報酬の差別化を行うこと

・シンプル、柔軟かつ透明性のあるものとすること

報酬の総合的枠組み

CEO及びグループ業務執行役員は、報酬の総合的枠組みに基づき報酬を付与される。当該枠組みは、当行の原則を反映するよう設計されており、下表に示すとおり、固定報酬、短期変動報酬(STVR)、長期変動報酬(LTVR)という3つの要素により構成されている。

	固定報酬	変動	報酬
	回 足報酬	短期変動報酬	長期変動報酬
目標報酬 構成 ¹	34パーセント	34パーセント	32パーセント
目的	高い能力を有する業務執行役 員を引き付け、引き留めること。	当行の戦略優先事項に沿って、財務及び財務以外の業績に報いること。 繰延の要素により、中期的に見て株主との連携がもたらされる。	グループの持続的な業績の提供に報いることによって、業務執行役員の責任及び報酬を、長期的な株主利益と一致させること。
提供	固定報酬は、現金給与、給与 の天引き及び退職年金拠出金 により構成される。	STVRは、前年度の業績評価に基づき、現金(50パーセント)及び制限株式 ² (50パーセント)により付与される。制限株式は、勤続及びマルス条項を条件として、付与から1年ないし2年後に、同等の比率で権利確定する。	LTVRは、業績目標の達成、勤 続及びマルス条項を条件として4年後に権利確定する、業 績連動型新株引受権により付 与される。
評価	固定報酬は、オーストラリア 国内外の金融サービス業界の 市場ベンチマークを参照して 設定される。 また、取締役会は、業務執行 役員の任務の規模、責任及び 複雑さ、並びに技術及び経験 を考慮する。	業績は、 いるのでは、 は、 いるのでは、 いるのでは、 いるのでは、 は、 いるのでは、 いるのでは、 いるのでは、 いるのでは、 いるのでは、 いるのでは、 のでででである。 いるでででである。 いるでででである。 いるでででである。 いるででである。 は質さないでは、 は質さないでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はでいるでは、 はいのでは、 はいでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	業績は、以下に照らして評価される。 ・ 同業他社と比較した当行の業績の相対的指標である、株主総利回り(TSR)(50パーセント)(4年間にわたり測定を創出しる。)・株主価値を創出しるを達取があることでは、株主資本のとする、株主資本とに報いることを対して、株主資本のとする、株主資本のとする。(80E)3(50パーセント)(3年間限期間にわたり測定される。)。

- 1 LTVR報奨に関する公平な価値方法論に基づく。目標報酬構成が40パーセントの固定報酬、30パーセントのSTVR及び30パーセントのLTVRから成る、首席リスク担当役員、グループ業務執行役員、コンプライアンス、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員、並びに首席財務担当役員を除く。
- 2 繰延STVRは、オーストラリア国外のグループ業務執行役員に対して、業績目標のない新株引受権により付与される。
- 3 ROE及び1株当たり利益(EPS)は、報酬報告書全体を通じて、現金利益ベースで報告される。現金利益を決定するのに使用されるプロセスの詳細については、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記2を参照のこと。

業績とリスクの一致

当行の報酬協定は、効果的なリスク管理、適切なリスクベースの利益の生成、並びに多様な複雑性及び満期構成を備えた製品を導入している当行の事業に関連したリスク特性をサポートするよう、設計及び管理されている。

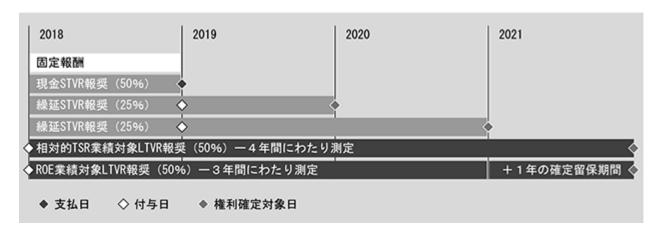
当行は、長期的な財務健全性及びリスク管理枠組みをサポートする行動を奨励する形で協定を設計および管理することによって、報酬にリスク管理を取り入れている。

当該事業活動は、当行のリスク選好度ステートメントに従って実行されている。当行及び各部門の業績は、 当行グループのリスク選好度ステートメントに照らして、リスクがどのように管理されているかを参照して検 討及び測定され、その結果は報酬実績に影響を及ぼす。

取締役会は、業績が業績実績に適切に反映されていないと考える場合、変動報酬の増減(ゼロにすることを含む。)を調整する裁量権を有する。

取締役会は、その裁量権を行使する中で、多数の要因(重要な不測の事態、関連するリスクベース事項、及び当行の財務健全性の保護に関する調整の適切性を含む。)を考慮する。株主持分の付与後明らかとなった事態又は情報に関して、初期付与のすべて又は一部が正当ではなかったと判明した場合、取締役会はまた、STVR及びLTVRプランに基づき、未確定の繰延報奨にマルスを適用することもできる。

2018年度の潜在的報酬の予定



2. 報酬方針及びガバナンス

当行の報酬方針は、当行全体の報酬協定の設計及び管理に反映される必須要件を定めている。

当該方針は、報酬の設計及び管理が株主の利益と一致し、長期的な財務健全性をサポートし、かつ慎重なリスク管理を促進することを要求することによって、当行の目標をサポートする。

当該方針は、グループ全体の報酬に関する意思決定を支えるよう設計される、ガバナンスに関する確立された構造、プラン及び枠組みによってサポートされる。

取締役会

取締役会の役割は、グループへの戦略的助言の提供及び経営の効果的な監督である。取締役会は、報酬に関する全般的な説明責任を有する。

取締役会は、その役割を制限すること無く、CEO、グループ業務執行役員、その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会が判断するその他の人員、及びAPRAが指定するその他の人員について、(取締役会附属報酬委員会からの勧告を受けた後)業績実績及び報酬を承認する。

取締役会は、全体及び個人の変動報酬を繰延、調整し又は取り消すための裁量権を有する。

取締役会の報酬関連の責任は、当行のウェブサイトにおいて入手可能な取締役会憲章に定められる。

取締役会附属報酬委員会

取締役会附属報酬委員会は、オーストラリア国内外における、当行グループの報酬方針及び報酬慣行、外部の報酬慣行、市場期待値並びに規制要件を監視することにより、取締役会が報酬に関して株主に対する責任を全うすることを補助する。

取締役会附属報酬委員会の目的、責任及び義務は、当行のウェブサイトにおいて入手可能な同委員会の憲章に 概説されている。同憲章は、直近では2018年8月に見直され、改定された。

取締役会附属報酬委員会は、その義務の遂行にあたり、リスク及び財務を管理する人材にアクセスし、経営陣から独立した外部アドバイザーに委託する。取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員長は、取締役会附属報酬委員会の委員でもあり、取締役会附属報酬委員会の委員は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員でもある。

取締役会附属報酬委員会の委員は、独立した非業務執行取締役である。2018年度の委員は、以下のとおりであった。

・クレイグ・ダン (委員長)

・アリソン・ディーンズ (2017年12月8日任命)

・イーウェン・クラウチ

・ロバート・エルストーン (2017年12月8日退任)

報酬監督委員会

取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、グループ報 酬監督委員会及び事業特有の報酬監督委員会を含め、 内部のグループ及び委員会からサポートを受ける。

取締役会附属報酬委員会以下のガバナンス構造は、グループ全体の報酬協定の適切性及び一貫性に重点を置いている。

独立報酬相談役

2018年度中、取締役会は、独立したコンサルタントとしてガードン・アソシエイツ(Guerdon Associates)を雇い、業務執行役員報酬及び報酬に関するその他の事項について専門的な情報の提供を依頼した。かかるサービスは、経営陣からは独立して、報酬委員会に直接提供されている。取締役会附属報酬委員会の委員長は、当該雇用及び関連費用を監督する。

ガードン・アソシエイツが2018年度中に行った業務には、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員の報酬のベンチマークに関する情報提供が含まれていた。ガードン・アソシエイツは、2018年度中、会社法に規定される報酬に関する勧告は行わなかった。

3. 主要経営陣

当行グループの主要な経営陣(「KMP」)の報酬は、下記において開示されている。2018年度において、KMPは、下表に示すとおり、CEO、グループ業務執行役員及び非業務執行取締役で構成されていた。

氏名	役職	KMPを務めた期間
マネージング・ディレクター		
ブライアン・ハルツァー	マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	通年
現グループ業務執行役員		
リン・コブリー	ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当 最高責任者	通年
ブラッド・クーパー	BTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者	通年
デイブ・カラン	首席情報担当役員	通年
ジョージ・フラジス	コンシューマー・バンク部門担当最高責任者	通年
ピーター・キング ¹	首席リスク担当役員代理	通年
デイビッド・リーズ ²	首席財務担当役員代理	2018年 6 月25日就任
レベッカ・リム ³	コンプライアンス、法務及び秘書役担当グループ業務執行 役員	通年
デイビッド・リンドバーグ	ビジネス・バンク担当最高責任者	通年
キャロリン・マッキャン ⁴	顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員	2018年 6 月18日就任
デイビッド・マクリーン	ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営 責任者	通年
クリスティーン・パーカー ⁵	人事担当グループ業務執行役員	通年
ギャリー・サーズビー	戦略及び企業向けサービス担当グループ業務執行役員	通年
元グループ業務執行役員		
アレクサンドラ・ホルコム ⁶	首席リスク担当役員	2018年 6 月25日退任
現非業務執行取締役		
リンジー・マックステッド	議長	通年
ネリダ・シーザー	取締役	通年
イーウェン・クラウチ	取締役	通年
アリソン・ディーンズ	取締役	通年
クレイグ・ダン	取締役	通年
ピーター・ホーキンス	取締役	通年
ピーター・マリオット	取締役	通年
ピーター・ナッシュ	取締役	2018年3月7日就任
二十半级数		
元非業務執行取締役	即体仍	2047年42日 2 日19年
ロバート・エルストーン	取締役	2017年12月8日退任

- 1 ピーター・キング氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員代理として任命されるまで、首席財務担当役員であった。 ピーター・キング氏は、2018年10月1日から、首席財務担当役員の任務に復帰した。
- 2 デイビッド・リーズ氏は、2018年6月25日に首席財務担当役員代理として任命されるまで、副首席財務担当役員であった。デイビッド・リーズ氏は、2018年10月1日から、副首席財務担当役員の任務に復帰した。
- 3 レベッカ・リム氏の任務及び役職は、2018年10月1日に法務及び秘書役グループ業務執行役員に変更された。
- 4 キャロリン・マッキャン氏は、2018年6月18日に顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員として任命されるまで、総務及び持続可能性担当ゼネラル・マネジャーであった。
- 5 クリスティーン・パーカー氏の任務及び役職は、2018年6月18日に、人事、コーポレート業務及び持続可能性担当グループ業務執行役員から、人事担当グループ業務執行役員に変更された。
- 6 アレクサンドラ・ホルコム氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員としてのKMPの任務を終了し、2018年12月31日に 退職する予定である。デイビッド・スティーブン氏が2018年10月1日から首席リスク担当役員に就任した。

4. 報酬実績の概要

4.1 最高経営責任者及び業務執行役員に対する報酬 実現報酬

下表は、以下を含め、2018年度及び2017年度にCEO及び業務執行役員に対して実際に支払われた報酬額又は 権利確定した¹株主持分(未監査)を示すものである。

- ・年度中に獲得した固定報酬
- ・2018年度及び2017年度に関して付与された現金STVR
- ・過年度に付与された繰延STVRのうち、2018年度末及び2017年度末にそれぞれ権利確定した額
- ・過年度に付与されたLTVRのうち、2018年度末及び2017年度末にそれぞれ権利確定した額

繰延STVR及びLTVRの価値は、制限株式又は新株引受権の数に権利確定日(当日を含む。)までの5日間出来 高加重平均価格を乗じた値に基づく。株主持分の価値は、後記7に開示される数値とは異なる。本報酬報告書 の後記7は、オーストラリアの会計基準(AAS)に従って作成された、権利確定していない株式報酬に関する 年換算の会計価値を示すものである。

氏名	固定報酬	現金STVRの 付与	過年度繰延STVR 報奨の 権利確定	過年度LTVR報奨の 権利確定 ²	実現報酬合計	過年度LTVRの 失権
	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)
マネージング・ディレクター	- 兼最高経営責任者	Ť				
ブライアン・ハルツァー 2018年度 2017年度	2,686,000 2,686,000	1,040,825 1,490,730	1,217,694 1,280,114		4,944,519 5,456,844	4,263,037 3,046,592
現グループ業務執行役員						
リン・コブリー (ウエスト/ 2018年度 2017年度	パック・インスティ 1,122,000 1,122,000	テューショナル・ 465,500 640,000	・バンク担当最高責 494,049 244,864	-	2,081,549 2,006,864	-
ブラッド・クーパー(BTファ	ァイナンシャル・ク	ブループ担当最高紹	圣 営責任者)			
2018年度 2017年度	1,102,517 1,102,517	400,000 792,500	665,608 779,625		2,168,125 2,674,642	2,064,040 2,206,129
デイブ・カラン(首席情報技	⊒当役員)					
2018年度 2017年度	1,054,000 952,000	485,000 552,500	444,719 510,291		1,983,719 2,014,791	1,761,322
ジョージ・フラジス(コンシ	ノューマー・バン ク	"部門担当最高責任 1	E者)			
2018年度 2017年度	1,150,000 1,150,000	480,000 872,500	735,319 876,225		2,365,319 2,898,725	1,614,690 1,155,565
ピーター・キング(首席リス	なり、カンスのでは、カンスのでは、カンスのでは、アいないでは、アンスのでは、アンないでは、アンないでは、アンないでは、アンないでは、アンないでは、アンスのでは、アンスのでは、アンスのでは、アンないでは、アンないでは、アンないでは、アンスのでは、アンないでは	2				
2018年度 2017年度	1,288,000 1,088,000	517,000 615,000	505,612 536,202		2,310,612 2,239,202	1,824,211 1,132,480
デイビッド・リーズ (首席則	ᅷᅏᆉᄗᄽᄭᄝᄼᅶᄪᆞ	3				
アイとット・リース(自席県 2018年度 2017年度	7殇担当伎員代理) 324,877 	90,500	- 2017年	- ・ ・度はKMPに該当せず-	415,377	-
1 × + 11 / / ¬>. = .	/ 7 \	ᆥᇌᆂᇄᆔᆔᆡᄼᅜᆡ	ᆉᄴᇷᅿᇨᄭᇢᆞ			
レベッカ・リム (コンプラィ 2018年度	「アンス、法務及り 950,000	・秘書伎担ヨクルー 356,500	・ノ美務執行佼員) 287,412		1,593,912	383,299
2017年度	750,000	412,500	248,227		1,410,727	388,674
デイビッド・リンドバーグ (´ ビジネス・バンク	7 扫当最高青仟者)	1			
2018年度	1,088,000	440,500	440,199		1,968,699	817,702
2017年度	952,000	532,500	419,808	-	1,904,308	709,083
キャロリン・マッキャン(雇	T客及7.5法人関係拒	ヨ当グループ業務勢	執行役員) ⁴			
2018年度	212,877	74,500	202,173		489,550	393,143
2017年度			2017年	度はKMPに該当せず-		
デイビッド・マクリーン (ウ	フエストパック・ ニ	ニュージーランド・	リミテッド最高経	経営責任者)		
2018年度 2017年度	900,613 864,889	498,439	370,211 430,410		1,769,263	988,873
2017 牛皮	004,009	412,570	430,410	-	1,707,869	-
クリスティーン・パーカー (•	•	404 750		4 700 050	4 474 200
2018年度 2017年度	884,000 850,000	427,500 517,500	421,759 481,816		1,733,259 1,849,316	1,474,298 1,365,665
12 11 11 -21 2 (ND m	57 - × 4 - 1 1 1					
ギャリー・サーズビー (戦略 2018年度	840,000 840,000	- ヒス担当グループ 395,500	/業務執行役員) 368,685	; -	1,604,185	471,754
2017年度	840,000	485,000	371,764		1,696,764	409,680
元グループ業務執行役員						_
アレクサンドラ・ホルコム(
2018年度 2017年度	736,449 1,003,000	411,000 532,500	446,660 498,536		1,594,109 2,034,036	1,761,322 772,487
-VII IX	1,000,000	302,300	+30,330	· -	2,007,000	112,701

- 1 2018年10月1日に権利確定した株主持分は、2018年度の数値に含まれている。2017年10月1日に権利確定した株主持分は、2017年度の数値に含まれている。
- 2 ピーター・キング氏は、2018年6月25日に、首席リスク担当役員代理として任命されるまで、首席財務担当役員であった。
- 3 デイビッド・リーズ氏は、2018年6月25日に、首席財務担当役員代理としてKMPの任務を開始した。
- 4 キャロリン・マッキャン氏は、2018年6月18日に、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員としてKMPの任務を開始した。
- 5 アレクサンドラ・ホルコム氏は、2018年6月25日にKMPの任務を終了し、2018年12月31日に退職する予定である。

4.2 最高経営責任者及び業務執行役員に対する報酬 付与された株主持分

下表は、2018年度及び2017年度に関して、STVR及びLTVRプランに基づき付与された株主持分の価値を示している。

CEO及び業務執行役員が受領した株主持分の最終的な価値は、業績目標(該当する場合)、勤続及びマルス 条項を条件として、権利確定時における株価及び権利確定する制限株式又は新株引受権の数によって決まる。 株主持分の価値は、AASに従って作成された本報酬報告書の後記7に開示される数値とは異なる。

		1	LTVR 報奨		
		繰延STVR報奨 ¹	公正価値 ²	額面価値 ³	
氏名		(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者	0040	4 040 005	0 500 000	0.040.050	
ブライアン・ハルツァー	2018 2017	1,040,825 1,490,730	2,528,000 2,528,000	6,218,959 6,811,269	
	2017	1,490,730	2,320,000	0,011,209	
グループ業務執行役員					
リン・コブリー	2018	465,500	1,056,000	2,597,783	
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最高責任者	2017	640,000	1,056,000	2,845,209	
ブラッド・クーパー	2018	400,000	1,050,000	2,582,994	
BTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者	2017	792,500	1,050,000	2,829,046	
デイブ・カラン	2018	485,000	992,000	2,440,337	
首席情報担当役員	2017	552,500	896,000	2,414,087	
ジョージ・フラジス	2018	480,000	1,000,000	2,460,034	
コンシューマー・バンク部門担当最高責任者	2017	872,500	1,000,000	2,694,332	
4					
ピーター・キング ⁴	2018	517,000	1,024,000	2,519,060	
首席リスク担当役員代理	2017	615,000	1,024,000	2,758,984	
デイビッド・リーズ ⁵	2018	90,500	_	_	
首席財務担当役員代理	2017	2017年度に	KMPに該当せ	ਰੋਂ	
レベッカ・リム	2018	356,500	700,000	1,722,017	
コンプライアンス、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員	2017	412,500	700,000	1,885,988	
デイビッド・リンドバーグ	2018	440,500	1,024,000	2,519,060	
ビジネス・バンク担当最高責任者	2017	532,500	912,000	2,457,167	
キャロリン・マッキャン ⁶	2018	74,500	159,658	364,743	
顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員	2017	2017年度は	はKMPに該当せ	ਰ	
デイビッド・マクリーン	2018	498,439	872,508	2,146,339	
ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責任者	2017	412,570	810,138	2,160,244	
4.1.7.7	0040	407 500	040.000	0 007 000	
クリスティーン・パーカー 人事担当グループ業務執行役員	2018 2017	427,500 517,500	816,000 750,000	2,007,332 2,020,701	
八争担ヨグルーク未物料11収員	2017	517,500	750,000	2,020,701	
ギャリー・サーズビー	2018	395,500	700,000	1,722,017	
戦略及び企業向けサービス担当グループ業務執行役員	2017	485,000	700,000	1,885,988	
元グループ業務執行役員					
プレクサンドラ・ホルコム ⁷	2018	411,000	944,000	2,322,222	
アレクサントフ・ホルコム 首席リスク担当役員	2017	532,500	944,000	2,543,391	
日ログイングルードス	2011	002,000	0.14,000	2,010,001	

- 1 繰延STVR(制限株式又は業績目標のない新株引受権として付与される)の価値は、当該年度の全STVR報奨の50パーセントである。付与される制限株式数は、付与日(当日を含む。)までの5日間出来高加重平均価格(VWAP)を参照して決定される。これは、業績目標のない新株引受権の権利確定期間中の配当金未払いに調整される。2017年度の報奨の5日間VWAPは31.46豪ドルであった。
- 2 取締役会附属報酬委員会は、業績連動型新株引受権の付与数を決定する目的のために、業績期間の開始時の株価の60パーセントを最大の下げ幅として、公正価値を制限する。2018年度及び2017年度の報奨に関する公正価値の上限は、それぞれ12.79豪ドル及び11.95豪ドルであった。
- 3 額面価値は、当該年度の間に付与される業績連動型新株引受権の数に、付与日(当日を含む。)までの5日間VWAPを乗じて計算される。2018年度の報奨に関する5日間VWAPは31.46豪ドルであり、2017年度の報奨に関する5日間VWAPは32.20豪ドルであった。
- 4 ピーター・キング氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員代理として任命されるまで、首席財務担当役員であった。
- 5 デイビッド・リーズ氏は、2018年6月25日に、首席財務担当役員代理としてKMPの任務を開始した。
- 6 キャロリン・マッキャン氏は、2018年6月18日に、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員としてKMPの任務を開始した。
- 7 アレクサンドラ・ホルコム氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員としてのKMPの任務を終了し、2018年12月31日に 退職する予定である。

4.3 2018年度短期変動報酬実績の概要

評価の手法

STVR報奨は、バランスト・スコアカードに照らした業績の評価を参照して決定される。

取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、スコアカードの手法は必ずしも当行グループの全体的な業績を適切に反映するものではないと認識している。

2018年度において、スコアカードは、STVR実績決定時の取締役会の裁量権の適用に関連して、意思決定をサポートし、開示を向上させるために、以下の2つのセクションに分割された。

注力領域:初期のスコアカードの結果を裏付けるために、当行の主要な戦略優先事項に沿った財務及び財務以外の指標を検討することが含まれる。

各注力領域の実績を評価するにあたり、多数の要因が考慮される。以下がその例である。

- ・業績期間当初には知られていなかった事項又は関連しなかった事項であって、業績期間中の従業員の業績 の低下又は上昇に関連するもの
- ・スコアカードにおいて設定されている目標の達成に関する難易度(及び当該目標の背景)
- ・業績目標の設定時に存在していた予算前提が現在においても正確か否か(及び財務環境が当該前提と比較 して改善又は悪化しているか否か)
- ・主要株主及び顧客のベンチマーク並びに財務成果業績の構成及び/又は一貫性に関する、当行の主要な競合会社の業績との比較

モディファイア:スコアカードの全体結果の増減を調整する(ゼロにすることを含む。)ことをサポートするツールとして、注力領域において取り扱われていない重要事項(行動、人材管理事項、リスク及びレピュテーション事項、並びに取締役会が決定するその他の事項を含む。)を検討することが含まれる。

グループ・バランスト・スコアカード 最高経営責任者業績目標

下表は、CEOスコアカード及びストレッチ目標に照らした結果実績を形づくる、2018年度の当行グループの バランスト・スコアカードを示している。

当行の戦略優先事項は、その他の部門又は機能別の指標と組み合わせて、CEOスコアカードからグループ業務執行役員スコアカードに連結されている。

注力領域			
	解説	実績	
経済的収益(40パーセント) 良質で一貫した財務 成績を通じた、当行 の株主に対する長期 的な利益の提供	・経済的収益は3,444百万豪ドルで、ROEは当行が達成を目指す13~14パーセントの範囲内の13.00パーセントであった。現金利益は8,065百万豪ドルで、横ばいであった。・コア収益は、非経常項目の影響を含めると、1パーセント溥少した。かかる事項の影響を除くと、コア収益は1パーセント増加した。顧客預金が6パーセント増加したことにより、貸付が4パーセント増加した。利鞘は、当該年度にかけて2ベーシス・ポイント増加した。・費用は、非経常項目の影響を受け、5パーセント増加した。かかる事項を除くと、業務費用は、規制費用及びコンプライアンス費用、王立委員会関連の費用並びに投資関連の支出が増えたことを含め、3パーセント増加した。生産性利益は、16パーセント増加し、業務費用において相殺された増加分より多い304百万豪ドルであった。	目標	H[[
貸借対照表管理(10 パーセント) 強固であり続け、規 制要件を満たし、か つ成長をサポートす るための、十分な資 本及び流動性の保有	・資金調達及び流動性がさらに強化され、当行の安定調達比率は114 パーセント、流動性カバレッジ比率は133パーセントまで増加し、目標要件及び規制要件を上回った。 ・普通株式等Tier 1 資本比率は10.6パーセントで、「疑いなく強力な」資本水準が維持された。これには、抵当権付住宅ローンのリスク・ウェート及び業務上のリスクRWAに関して、吸収規制指標が30ベーシス・ポイント変更されたことが含まれる。 ・住宅資産の増加は、4パーセントを達成した。	目標	ч[<u> </u>
リスク管理(10パー セント) <i>当行が強固であり、</i> かつ強固であり続け ることの確保	・財務リスクが引き続き良好に管理されている一方、財務以外のリスクにはさらなる改良が必要とされている中、全体として、当行はグループのリスク選好の範囲内に留まった。 ・ポートフォリオ全体で健全な信用度を維持し、不良資産対コミッテッド・エクスポージャー合計の比率は1.1パーセントであった。貸借対照表の設定、流動性及び市場リスクは、リスク選好の範囲内であった。 ・コンプライアンス、規制及び顧客に関する問題の解決及び是正は、引き続き重要な焦点となる。これには、営業慣行、製品の設計及び維持、並びに金融犯罪システム及びプロセスに関するリスク管理の強化が含まれる。	目標	¤

注力領域(続き) 実績 解説 目標 上限 ・顧客に対するサービスの質が著しく改善し、堅調な顧客数の伸び 顧客アウトカム (15 パーセント) 及びネット・プロモーター・スコア (NPS) の改善がもたらされ た。ビジネス・バンクは、顧客満足度及びNPSの両方において、第 優れた顧客アウトカ ムを提供し、当行グ 1 位で年度を終えた。コンシューマー・バンクは、NPSにおいて第 ループの将来を保証 2位であった。 することによって、 ・引き続き、市場をリードする新たな技術革新を顧客向けに展開し 当行の顧客、地域社 た。これには、モバイル・チェック・デポジット、シリ、アマゾ ン、アレクサ及びグーグルホームを通した対話形式の銀行業務、 会及び人々の繁栄及 び成長をサポートす 並びにデジタル住宅ローン融資が含まれるが、これに限定されな ること ・新たな銀行取引準則のASIC認可を獲得する中で主導的役割を担 い、当行の顧客に対してさらなる献身及び保護を行った。 ・引き続き、旧来の問題を特定及び是正するために「明確かつ正確 に (Get it Right, Put it Right)」というイニシアチブを実行 ・未処理のオーストラリア国金融オンブズマンサービス事項のうち 3分の1以上(250件)を完結させた。 ・より良い顧客アウトカムをもたらすために組織全体で改善が行わ れる中、王立委員会は、顧客及び地域社会のニーズに応えるため に当行がさらに行動する必要がある重要な領域についても強調し た。取締役会は、業務執行役員の説明責任を確実にすることが適 切であると考えており、当該注力領域の全体成績を25%まで減少 させた。 目標 上限 顧客サービス革新 ・当行の顧客及び法人関係部門の新設を通して、苦情の取扱いを革 (15パーセント) 新した。これにより、長年にわたる顧客問題の解消が著しく改善 毎度、各顧客のため され、「脆弱な」顧客に関して、より先を見越した特定が行える ようになった。コンシューマー・バンク及びビジネス・バンクの に、より優れた顧客 経験を生み出すこと 長期の苦情は、90パーセント減少した。 ・顧客のニーズに合致する、より良い設計の製品を通じて、顧客か らの苦情の原因を緩和するための実質的な作業を行った。特定の 製品に関して、ライフサイクル・レビューを完了し、変更を行っ た。これには、有給のBTファイナンシャル・アドバイザーに対す る既得権益による支払いを撤廃し、BTファイナンシャル・アドバ イスを利用する140,000名を超える顧客に利益をもたらすことや、 個人決済用口座を有する130万名の顧客に対して手数料を単純化及 び低減することが含まれるが、これに限定されない。 ・苦情が当行のサービス刷新の一部であると従業員が考えるよう、 リーダー人材フォーラム及び文化イマージョンに的を絞り、引き 続き当行グループ全体において文化の変更を行っている。 ・2016年度に開始したオーストラリア銀行協会の6ポイント計画に 沿った主要なマイルストーンを達成した。 ・サービス刷新プログラムの利益を顧客に提供した。 ・顧客アウトカムの注力領域に関して取られた手法に沿って、取締 役会はまた、顧客サービス革新の注力領域に関する全体的な成果 を25%まで削減することを決定した。

注力領域(続き)		
	解説	実績
人材及び文化(10 パーセント) 当行グループの変更 計画をさらに推し進 める、主要な人材イ ニシアチブの提供	 ・従業員改革の一部として、重要なマイルストーンを達成した。 ・指導者の女性を50パーセントで維持し、当行の女性ゼネラル・マネジャーの人数は、2016年から2018年の2年間にわたり、39パーセントから47パーセントに増加した。 ・引き続き、イニシアチブを通して当行の文化を強化した。当該イニシアチブには、当行の価値、サービス水準、行動規範並びに行動及び顧客の倫理的な扱いに関して期待される基準をまとめる当行グループのコンパスを再検討及び再付託するために、全従業向けに開催され、かつCEOが指揮するナビゲート・プログラムの実行、新入社員が当行のサービス文化に確実に適合するよう助けるための「新入社員の文化適合」ツールの開始、リーダーシップ及び開発に関する様々なプログラムの開講、当行の価値及び行動規範の更新、並びにグループ結果管理枠組みの公開が含まれる。 ・従業員に向けて、セジウィック・レビュー勧告の実行を進めた。これは、コンシューマー・バンク及びビジネス・バンクの顧客を担当する従業員の変動報酬に関して、製品の売り上げよりも、サービスや正しい行動に比重が置かれることを意味する。 	目標 上

モディファイア

取締役会は、顧客アウトカム及び顧客サービス革新の注力領域に関するスコアカード実績に照らして業績を評価する際に行った質的な下方修正に加え、リスク及びレピュテーション事項に関する全体の評価に基づき、CEOのスコアカード実績にさらなる15パーセントの減少(目標付与額の13.5パーセントに相当する。)を適用した。

2018年度の短期変動報酬実績

CEO及びグループ業務執行役員の2018年度に関するSTVR実績は、取締役会により、当行グループのバランスト・スコアボードの結果(モディファイアを含む。)を用いて決定された。

氏名	目標STVR 付与額 (豪ドル)	STVR報奨 (目標に対す る割合)	STVR報奨 (上限に対す る割合)	現金による STVR報奨 (50%) (豪ドル)	繰延STVR報奨 (50%) (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼最高経営責任者 ブライアン・ハルツァー	2,686,000	77.5%	52%	1,040,825	1,040,825
現グループ業務執行役員 リン・コプリー ウエストパック・インスティテューショナル・ バンク担当最高責任者	1,122,000	83%	55%	465,500	465,500
バフッ担当取同員に有 ブラッド・クーパー BTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者	1,600,000	50%	33%	400,000	400,000
ディブ・カラン 首席情報担当役員	1,054,000	92%	61%	485,000	485,000
申 市 市 市 市 市 市 市 市 市	1,600,000	60%	40%	480,000	480,000
コファユーマー・ハファ	1,088,000	95%	63%	517,000	517,000
ロボックス 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	181,250	100%	67%	90,500	90,500
レペッカ・リム レペッカ・リム コンプライアンス、法務及び秘書役担当 グループ業務執行役員	750,000	95%	63%	356,500	356,500
デイビッド・リンドバーグ ビジネス・パンク担当最高責任者	1,088,000	81%	54%	440,500	440,500
キャロリン・マッキャン ³	161,875	92%	61%	74,500	74,500
顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員 デイビッド・マクリーン ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド 最高経営責任者	905,919	110%	73%	498,439	498,439
クリスティーン・パーカー 人事担当グループ業務執行役員	900,000	95%	63%	427,500	427,500
イ サ	860,000	92%	61%	395,500	395,500
元グループ業務執行役員 アレクサンドラ・ホルコム⁴ 首席リスク担当役員	1,003,000	82%	55%	411,000	411,000

- 1 ピーター・キング氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員代理として任命されるまで、首席財務担当役員であった。
- 2 デイビッド・リーズ氏は、2018年6月25日に、首席財務担当役員代理としてKMPの任務を務め始め、当該任命以前はKMPと みなされていなかった。同氏の目標STVR付与額は、グループ業務執行役員の任務を務めた時間を反映するよう分配されて いる。
- 3 キャロリン・マッキャン氏は、2018年6月18日に、顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員としてKMPの任務を開始した。目標STVR付与額は、グループ業務執行役員の任務を務めた時間を反映するよう分配されている。
- 4 アレクサンドラ・ホルコム氏は、2018年6月25日に、首席リスク担当役員としてのKMPの任務を終了し、2018年12月31日 に退職する予定である。同氏の目標STVR付与額は、年間ベースで評価された。

4.4 長期変動報酬に関する権利確定した実績の概要

下表は、2018年度及び2017年度の業績期間末に達した、CEO及びグループ業務執行役員に対するLTVR報奨に 関する権利確定実績を示している。

報奨	業績目標		テスト日	業	績	結果	権利確定	失効
和光	未與口信	開始日 ¹	7,7,50	閾値	上限	和未	惟州唯处	
2015年度 LTVR	TSR 報奨の50%	2014年 10月 1 日	2018年 10月 1 日	複合TSR 指標と同等	21.55で複合 TSR指標を上 回る(例え ば、5%の CAGR ²)	当行:8.35 指標:26.54	0%	100%
	EPS 報奨の50%	2014年 10月 1 日	2017年 10月 1 日 ³	4.0%のCAGR	6.0%のCAGR	(0.8%の) CAGR	0%	100%
2014年度	TSR 報奨の50%	2014年 10月 1 日	2017年 10月 1 日	50パーセン タイル	75パーセン タイル	20パーセン タイル	0%	100%
LTVR	EPS 報奨の50%	2014年 10月 1 日	2017年 10月 1 日	5.0%のCAGR	7.0%のCAGR	(0.8%の) CAGR	0%	100%

- 1 開始日は、業績期間が開始する日である。2014年度及び2015年度のLTVRは、2014年12月3日に、グループ業務執行役員に 付与された。2015年度のLTVRは、2015年12月11日に、CEOに付与された。
- 2 複合年間成長率。
- 3 EPS業績目標のある新株引受権は、2017年9月30日に業績期間が終了し、2018年9月30日まで追加の1年の確定留保期間の対象となった。

2018年度中に権利確定したその他の株主持分

リン・コブリー氏は、2018年7月に権利確定した、制限株式制度に基づき付与された18,115株の制限株式を保有していた。当該制限株式は、当行入行時に同氏の前雇用主によって剥奪された株主持分に関して割り当てられた。

4.5 支払いと業績及び株主の利益の一致 5カ年

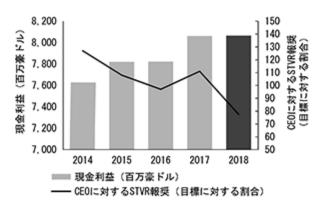
下表は、直近5年間の当行グループに関する重要な業績指標及び変動報酬実績の概要を示している。

9	月30	Я	に終了	1.7	た年度
•	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	_	- Me J	\mathbf{v}	

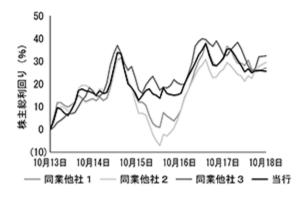
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
CEO STVR報奨(目標に対する割合)	77.5%	111%	97%	108%	127%
LTVR報奨(権利確定した割合)	0%	0%	0%	36%	72%
現金利益(百万豪ドル)	8,065	8,062	7,822	7,820	7,628
経済的収益(百万豪ドル)	3,444	3,774	3,774	4,418	4,491
ROE	13.00%	13.77%	14.00%	15.80%	16.40%
TSR 3年	8.27%	11.79%	15.24%	62.30%	102.03%
TSR 5年	25.67%	81.32%	100.72%	92.78%	103.74%
当行株式1株当たり配当金(豪セント)	188	188	188	187	182
当行株式1株当たり現金利益(豪ドル) ¹	2.36	2.40	2.35	2.48	2.45
株価 最高(豪ドル)	33.68	35.39	33.74	40.07	35.99
株価 最低(豪ドル)	27.24	28.92	27.57	29.10	30.00
株価 終値(豪ドル)	27.93	31.92	29.51	29.70	32.14

¹ 現金利益は、AASに従って作成されておらず、監査の対象となっていない。

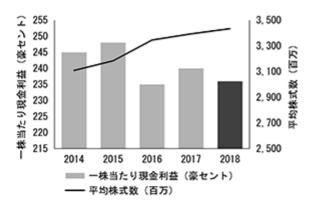
グラフ1:現金利益及びCEO STVR報奨 (2014年から2018年まで)



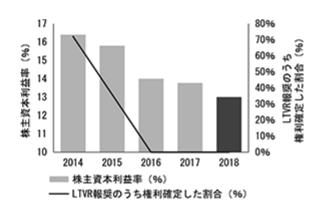
グラフ3:株主総利回り (2013年10月1日から)



グラフ2: 一株当たり現金利益に関する業績及び 平均株式数(2014年から2018年まで)



グラフ4:株主資本利益率及び権利確定したLTVR (2014年から2018年まで)



5. 2018年度の最高経営責任者及び業務執行役員の報酬の総合的枠組みに関する詳細

5.1 固定報酬

固定報酬は、金融サービス業界の市場ベンチマークを基準に設定される。取締役会は、業務執行役員の任務の規模、責任及び複雑さ、並びに技術及び経験も考慮に入れる。

5.2 短期奨励金

下表は、2018年度STVRプランの重要な設計特性を示している。

	2018年度短期変動報酬プラン
プランの構造	STVRの50パーセントが現金で付与され、50パーセントが制限株式(又は、オーストラリア国外を拠点とするグループ業務執行役員の場合は業績目標のない新株引受権)の形式の株主持分に繰延される。 繰延STVRは、勤続及びマルス条項を条件として、付与日から1年ないし2年後に同等の比率で権利確定する。配当は、付与日から制限株式に関して支払われる。 2018年度のプラン構造は、2017年度のプランから変更されることなく維持されている。
目標付与額	CEO及びグループ業務執行役員に対する目標付与額は、固定報酬の割合として表示される。目標付与額は、取締役会附属報酬委員会の勧告を受けた後、取締役会が設定する。 取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、市場競争力及び役職の性質を含む、様々な要因を考慮に入れる。CEO及びグループ業務執行役員の目標付与額は、固定報酬の75パーセントから145パーセントに分布している。
上限付与額	上限付与額は、目標付与額の150パーセントである。
業績指標	業績は、当行グループ、部門及び個人の各レベルで、当行の戦略優先事項に沿った財務及び財務以外の指標を含む、バランスト・スコアカードに照らして評価される。2018年度のスコアカードにおける注力領域の詳しい情報については、本報酬報告書の後記4.3を参照のこと。 繰延STVR報奨は、過去の業績を評価するものであり、勤続及びマルス条項を除き、いかなる追加的な条件も課されない。
業績実績の評価	取締役会は、個人のスコアカードに照らした業績を参照して、CEO及びグループ業務執行役員のSTVR報奨を決定する。これには、注力領域における指標及び注力領域において取り扱われないモディファイア経由のその他の重要な事項に照らした業績の評価が含まれる。 取締役会は、行動、リスク及びレピュテーション、及び人材管理事項、並びに取締役会が決定するその他の事項の全体的な評価に基づき、報奨の増減(ゼロにすることを含む。)を調整することができる。 さらに、株主持分の付与後明らかとなった事態又は情報に関して、初期付与のすべて又は一部が正当ではなかったと判明した場合、取締役会は、権利確定していない繰延付与にマルスを適用する資格を有する。

5.3 長期奨励金

下表は、2017年12月に付与された2018年LTVRプランの重要な設計特性を示している。

	2018年度長期変動報酬プラン
プランの構造	LTVRは、業績目標の達成、勤続及びマルス条項を条件として4年後に権利確定する、業績連動型新株引受権により付与される。 新株引受権1個につき、保有者は、権利確定時に行使価格ゼロで普通株式1株を受け取る権利を与えられる。配当金は、業績連動型新株引受権に累積されない。
目標付与額	CEO及びグループ業務執行役員に付与されるLTVRの価値は、固定報酬の割合として表示される。LTVRの価値は、取締役会附属報酬委員会の勧告を受けた後、取締役会が設定する。 CEO及びグループ業務執行役員のLTVRの目標付与額は、固定報酬の75パーセントから145パーセントに分布している。
配分方法	各業務執行役員の取得する業績連動型新株引受権の数は、LTVR報奨の豪ドル価値を業績期間の初日における業績連動型新株引受権の公正価値で除して計算される。 業績連動型新株引受権の公正価値は、独立した価格査定人により、報奨に係る残存期間、業績目標並びに権利確定の可能性、権利確定前の配当未払い及び適切な割引率を考慮するモンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて決定される。 報酬委員会は、評価において、該当する株価の60パーセントを割引の上限としている。 TSR業績目標のある業績連動型新株引受権の価値は、ROE業績目標のある業績連動型新株引受権とは異なることがある。

2018年度長期変動報酬プラン(続き) 業績目標 株主総利回り 株主資本利益率 報奨の50パーセント 報奨の50パーセント 当該業績目標は、4年間にわたる当行のTSR 当該業績目標は、3年の業績期間にわたる 業績をコンポジット・インデックスに照ら 平均普通株主持分に対する平均現金利益の して測定する。 割合を測定する。 TSRは、配当金の再投資を前提とする、業績 当該業績目標は、株主価値を創出し、当行 期間にわたり株主に提供される全利益に関 グループによる、リスク選好の範囲内での する指標である。 資本資源の効率的な活用をさらに向上させ コンポジット・インデックスは、同業他社 ると同時に、当行の資本コストを優に上回 10社のグループから成り、特にオーストラ る利益を達成したことに報いることを目的 リアの主要銀行3社に比重を置いている。 とするものである。 業績期間の終了時に、各インデックス構成 ROE業績を対象とした業績連動型新株引受権 会社のTSR実績にそのインデックス比重を乗 は、2020年9月30日に業績目標に照らして じた10社分のスコアの合計によって、コン テストされ、2021年9月30日まで追加の1 ポジットTSRインデックスが決定される。 年の確定留保期間の対象となる。 当行のTSR業績がコンポジットTSRインデッ 下記のグラフは、ROE業績連動型新株引受権 クスと同等である場合、50パーセントが権 が権利確定するのに必要な業績水準を示し 利確定する。100パーセントの権利確定する ている。 ためには、当行のTSR実績は、下記に示され るとおり、指標が21.55(例えば、4年の業 績期間にわたる複合年間成長率5%)を上 回らなければならない。 権利確定する株主総利回り 権利確定する株主資本利益率 100 100 権利確定する配分の割合 権利確定する配分の割合 75 75 50 50 25 25 0 0 13. 25% 指標 21.55を超える指標 14. 25% TSR業績 ROE業績

	2018年度長期変	動報酬プラン	(続き)			
2018年	度の同業他社グループ	こ含まれる会				
社及び	「関連する比重は、以下の	のとおりであ				
る。						
		TSRイン				
		デック				
社名	11% L2 6% 6%11	ス比重				
	バンキング・グループ	16.67%				
	ンウェルス銀行 ョナル・オーストラリ	16.67% 16.67%				
	ゴンル カーファーバンク	10.07 70				
AMP		7.14%				
バング	ク・オブ・クイーンズ ^ド	7.14%				
1	r ディゴ・アンド・アデ	7.14%				
1 -	ド・バンク					
1	レンジャー	7.14%				
1	コーリー・グループ ペチュアル	7.14% 7.14%				
	コープ・グループ	7.14%				
业(本产)体 4.17/E			144 - 34 - 367 - 14 - 47 (1 3 d - 187)			
業績実績の評価	株主総利回り	の ナ Tp: /ロ + フ	株主資本利益率			
	と外部による妥当性確認		ROE実績は、取締役会により、業績期間中の			
I '	ため、TSR結果は、権利確定結果の決定のた		当行の決算報告において開示されたROEに基			
	めに取締役会に提供される前に、独立して		づき決定される。 四倍の合は、胃ぬぬかた利腐虫は用ち込虫			
	計算される。		取締役会は、最終的な権利確定結果を決定 まるにまたい、#見たたに使まることがで			
""""	と会は、最終的な権利確認		するにあたり、裁量権を行使することがで			
	あたり、裁量権を行使す	することかで	きる。			
きる。	ᅝᆚᅀᇰᆇᄹᅕᇌᆒᅂ	+ コ 豆 佐 14				
	績対象の業績連動型新樹					
	三9月30日に、業績目標1	に照らしてテ				
ストさ	· · · •					
	2011年度以降の報奨に関して、再テストは実施されていない。現在の報奨についても、再					
ない テスト	の対象となるものは存在	Eしない。測定	期間後権利確定していない報奨は、直ちに失			
	効する。					
早期権利確定 2009年		しては、業務	執行役員が死亡又は障害により当行グループ			
の従業	の従業員ではなくなった場合、権利確定されていない報奨をテスト日より前に権利確定す					
ること	ることが可能である。この場合、かかる権利確定については、業績目標の達成は条件とさ					
れない						

2018年度長期変動報酬プラン(続き)

雇用終了時の報奨 の扱い

取締役会は、CEO又はグループ業務執行役員が権利確定前に辞職若しくは退職するか、又はその他の理由により当行グループを去った場合における権利確定していない業績連動型新株引受権の扱いに関して裁量権を有している。

取締役会は、業績連動型新株引受権の権利確定を早めるか、又は業績期間の残存期間中、 報奨を留保することができる。

取締役会は、裁量権を行使するにあたり、当該退社を含む関連する事情を考慮する。 取締役会はまた、当行の財務及び/又はレピュテーションに著しい影響をもたらす不正行 為があった場合、並びに妥当であると考えられるその他の事情があった場合、業績連動型 新株引受権の数を減少させるよう調整する(ゼロにすることを含む。)ことができる。 業務執行役員による不正若しくは不誠実な行為、又は関連する株式制度に基づく義務の重 大な違反があった場合、未行使の業績連動型新株引受権(権利確定されたか否かを問わな い。)は、取締役会が別段の決定をしない限り失効する。

現在留保されているLTVR報奨に関する詳細は、下表のとおりである。

	権利確定日	業績目標	さらなる詳細
2016年度LTVR報酬	2019年9月30日	・同業他社の加重コンポ ジット・インデックス に対するTSR業績(50 パーセント) ・現金EPS CAGR業績(50 パーセント)	2016年度有価証券報告書を参照のこと。
2017年度LTVR報酬	2020年9月30日	・同業他社の加重コンポ ジット・インデックス に対するTSR業績(50 パーセント) ・平均ROE業績(50パーセ ント)	2017年度有価証券報告書を参照のこと。

2019年度の長期変動報酬の体系

2019年度のLTVRの体系には、2018年度の報酬と同様の設計上の要素が引き継がれる。

上述したTSR業績目標は、2019年度も変更されることなく維持される。

2019年度のLTVRのROE要素に関する業績範囲は、平均ROE 13パーセントから14パーセントまでの範囲と設定された。当該範囲は、2018年度LTVRのROE目標を25ベーシス・ポイント下回るが、これは業界に関して、サイクル全体における、激しい競争を含む現在の外部環境、規制要件の遵守に関する継続的な費用、資本要件のさらなる増加及び減損費用の増加の可能性を反映したものである。

取締役会は、権利確定実績が業績と株主実績とを合致させるものとなることを確保するための裁量権を留保する。

5.4 最低株式保有要件

CEO及びグループ業務執行役員は、それぞれ任命から5年以内に相当量の当行株式を取得し、保持することを要求されている。本要求は、株主の利益との一致を支えている。

下表は、CEO及びグループ業務執行役員の最低株式保有要件を示したものである。

	最低株式保有要件
CEO	年金を除く年間固定報酬の5倍、12.26百万豪ドル相当
グループ業務執行役員	1.2百万豪ドル相当

下表は、本要件を超えているか否か、又は業務執行役員の在任期間が5年未満か否かについて詳細を示すものである。

氏名	CEO又はグループ業務執 行役員としての職務開 始日	最低株式保有要 件に対する評価
	2015年2月2日	在任期間 5 年未満
リン・コブリー ウエストパック・インスティテューショナル・バンク担当最 高責任者	2015年9月7日	超過
ブラッド・クーパー BTファイナンシャル・グループ担当最高経営責任者	2010年10月1日	超過
デイブ・カラン 首席情報担当役員	2014年9月8日	超過
	2009年3月5日	超過
ピーター・キング 首席リスク担当役員代理	2014年4月1日	超過
レベッカ・リム コンプライアンス、法務及び秘書役担当グループ業務執行役 員	2016年10月 1 日	超過
デイビッド・リンドバーグ ビジネス・バンク担当最高責任者	2015年 6 月10日	超過
ーキャロリン・マッキャン 顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員	2018年 6 月18日	超過
デイビッド・マクリーン ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド最高経営責 任者	2015年2月2日	超過
クリスティーン・パーカー 人事担当グループ業務執行役員	2011年10月1日	超過
ギャリー・サーズビー 戦略及び企業向けサービス担当グループ業務執行役員	2016年10月 1 日	超過

5.5 ヘッジ方針

当行の株式制度の参加者は、直接的又は間接的を問わず、STVR及びLTVR制度に関する権利未確定の報奨についてヘッジ取引を締結することを禁止されている。これらの報奨に関連するリスクを軽減する目的で金融商品を利用することは一切できない。これらの報奨につきいかなるヘッジを試みた場合でも、その権利を喪失し、取締役会はその他の懲戒処分を検討する可能性がある。かかる制限は、権利未確定の報奨のヘッジ取引を禁止する会社法の要件を満たしている。

5.6 雇用契約

CEO及びグループ業務執行役員の報酬及びその他の雇用条件については、雇用契約にまとめられている。各契約は、固定及び変動報酬、雇用者退職年金拠出金並びに死亡及び終身障害保険等のその他の給付について規定している。

下表は、2018年度のCEO及びグループ業務執行役員の雇用契約の解除規定を含む重要条項の詳細を示すものである。

条項	契約者	条件
契約期間	・CEO及びグループ業務執行役員	・いずれかの当事者による通知がない限り継続。
(業務執行役員又 は当行グループに よる)雇用解除の 通知	・CEO及びグループ業務執行役員	・12か月 ¹ 。
正当な理由のない 解除の場合の解除 金 ²	・CEO及びグループ業務執行役員	・繰延STVR及びLTVR報奨は、適用ある株式制度 の規則に従い権利確定される。
正当な理由のある 場合の解除	・CEO及びグループ業務執行役員(ブラッド・クーパーを除く。)	・不正行為については直ちに。 ・業績不振については3か月間の通知期間後。
	・ブラッド・クーパー	・不正行為については直ちに。 ・業績不振については契約上の通知期間後。
退職後の制限	・CEO及びグループ業務執行役員	・12か月間の勧誘制限。

- 1 一定の場合において、取締役会は、通知期間の一部又は全部に関して通知に代わる支払いを承認することができる。
- 2 CEO及びグループ業務執行役員に対する契約解除給付の責任限度額は、2018年9月30日現在14.1百万豪ドル(2017年度は 13.4百万豪ドル)であった。

6. 非業務執行取締役の報酬

6.1 体系及び方針

非業務執行取締役に関する当行の報酬戦略は、経験豊富で適任な取締役を引き付け、引き留めること、また、その拘束時間及び専門知識に応じて適切な報酬を提供することを目的としている。

非業務執行取締役報酬は、当行の業績には関連しない。すべての報酬は現金で支払われ、業績に対する変動 報酬は支払われていない。非業務執行取締役は、株主の利益と自らの利益とを一致させるため、最低株式保有 数を取得し、保持することを要求されている。

下表は、非業務執行取締役の報酬の要素を示したものである。

基本報酬	ウエストパック・バンキング・コーポレーション取締役会の役務に関連する。議長の 基本報酬は、取締役会附属委員会を含むあらゆる職務を対象とするものである。				
委員会報酬	非業務執行取締役(議長以外)には、取締役会附属委員会の委員長又は委員の役務に 対する追加的な報酬が支払われる。				
雇用者退職年金拠出金	退職年金保証法に規定される退職年金拠出金基本額の上限額を上限とする、法定の退職年金拠出金を反映している。				
子会社取締役会及び 諮問委員会報酬	子会社の取締役会及び諮問委員会の役務に関連し、関連する子会社により支払われる。				

6.2 2018年度における非業務執行取締役の報酬

2018年度、非業務執行取締役の報酬に変更はなかった。取締役会は、直近で2016年度に非業務執行取締役の報酬の見直しを行い、市場データ及び取締役会附属テクノロジー委員会委員の業務量の変化に基づき、同委員会委員の報酬の引上げを承認した。

報酬プール

2008年度の定時総会において株主により承認されて以来、年間4.5百万豪ドルの非業務執行取締役の報酬プールは10年間変化していない。2018年度において、報酬プールのうち3.09百万豪ドル(69パーセント)が利用された。当該報酬プールには、雇用者退職年金拠出金が含まれる。

報酬の枠組み

下表は、2018年度の取締役会及び常設委員会に対する報酬を示している。

基本報酬	年間レート(単位:豪ドル)
議長	810,000
その他の非業務執行取締役	225,000
委員会委員長報酬	
取締役会附属監査委員会	70,400
取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会	70,400
取締役会附属報酬委員会	63,800
取締役会附属テクノロジー委員会	35,200
委員会委員報酬	
取締役会附属監査委員会	32,000
取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会	32,000
取締役会附属報酬委員会	29,000
取締役会附属テクノロジー委員会	20,000

取締役会議長及び取締役会附属指名委員会委員には、委員会報酬は支払われない。

子会社取締役会及び諮問委員会報酬

報告期間中、ピーター・ホーキンス氏には、バンク・オブ・メルボルン諮問委員会の委員として、35,000豪ドルの追加報酬が支払われた。

6.3 取締役会及び委員会の構成の変更

下表は、2018年度における取締役会及び委員会の構成の変更をまとめたものである。

氏名	役職の変更	有効日
ロバート・エルストーン	・取締役会から退任した。	2017年度定時総会 の終了後、2017年 12月8日
アリソン・ディーンズ	・取締役会附属テクノロジー委員会委員長に任命された。・取締役会附属報酬委員会委員に任命された。・取締役会附属指名委員会委員に任命された。	2017年12月8日
ピーター・ホーキンス	・取締役会附属テクノロジー委員会委員長から退任した(当該委員会委員として残留)。 ・取締役会附属指名委員会委員から退任した。	2017年12月8日
ピーター・ナッシュ	・非業務執行取締役に任命された。・取締役会附属監査委員会委員に任命された。・取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員に任命された。	2018年3月7日

6.4 非業務執行取締役の最低株式保有要件

非業務執行取締役は、株主の利益と自らの利益とを一致させるために、当行普通株式を取得し、保持することを要求されている。各非業務執行取締役は、取締役に任命されてから5年以内に、取締役会基本報酬を下回らない時価の当行株式持分を保有することを義務付けられている。

すべての非業務執行取締役は、最低株式保有要件を遵守している。

氏名	取締役会での職務開始日	最低株式保有要件 に対する評価
リンジー・マックステッド 議長	2008年3月1日	超過
ネリダ・シーザー 取締役	2017年 9 月 1 日	超過
イーウェン・クラウチ 取締役	2013年 2 月 1 日	超過
アリソン・ディーンズ 取締役	2014年 4 月 1 日	超過
クレイグ・ダン 取締役	2015年 6 月 1 日	超過
ピーター・ホーキンス 取締役	2008年12月 1 日	超過
ピーター・マリオット 取締役	2013年 6 月 1 日	超過
ピーター・ナッシュ 取締役	2018年3月7日	超過

非業務執行取締役は、当行普通株式の直接保有に加えて、関連会社を通じて当行株式を支配している可能性がある。当該拡大された定義の下で保有される株式については、本報酬報告書の7.4に示されている。

7. 法定報酬開示

7.1 非業務執行取締役の報酬の詳細

下表は、非業務執行取締役の報酬の詳細を示すものである。

	短期報酬		退職給付	
	当行 取締役会 報酬 ¹	子会社取締役会 及び諮問委員会 報酬	退職年金	合計
氏名	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)
現非業務執行取締役				
リンジー・マックステッド(議長)	0.40.000			
2018年度	810,000	-	20,181	830,181
2017年度	810,000	-	19,734	829,734
ネリダ・シーザー				
2018年度	277,000	-	20,181	297,181
2017年度	18,921	-	1,619	20,540
イーウェン・クラウチ				
2018年度	324,400	-	20,181	344,581
2017年度	323,719	-	19,734	343,453
アリソン・ディーンズ				
2018年度	312,965	-	20,181	333,146
2017年度	277,000	-	19,734	296,734
クレイグ・ダン				
2018年度	320,800	-	20,181	340,981
2017年度	314,221	-	19,734	333,955
ピーター・ホーキンス				
2018年度	311,832	35,000	20,103	366,935
2017年度	324,200	35,000	19,658	378,858
ピーター・マリオット				
2018年度	347,400	-	20,181	367,581
2017年度	347,400	-	19,734	367,134
ピーター・ナッシュ ²				
2018年度	164,690	-	11,744	176,434
元非業務執行取締役				
ロバート・エルストーン ³				
2018年度	60,115	-	3,895	64,010
2017年度	318,000	-	19,734	337,734
報酬合計				
2018年度	2,929,202	35,000	156,828	3,121,030
2017年度 ⁴	2,795,675	35,000	143,390	2,974,065

¹ 取締役会附属委員会の委員長及び委員に支払われる報酬を含む。

² ピーター・ナッシュ氏は、2018年3月7日に非業務執行取締役に就任した。

³ ロバート・エルストーン氏は、2017年12月8日に非業務執行取締役から退任した。

^{4 2017}年度の報酬合計額は、2017年度に報告された非業務執行取締役の過年度の報酬を反映している。

7.2 報酬の詳細 CEO及びグループ業務執行役員

AASに従って計算されたCEO及びグループ業務執行役員の報酬の詳細は、下表のとおりである。

	短期報酬			1. 提	その他の 長期報酬	株式			
•	固定 1 報酬	現金STVR報 奨 ²	非貨幣性 3	その他の 短期報酬 ⁴	退職年金 給付 ⁵	長期勤続 休暇給付	制限株式6	新株 7、8 引受権	合計 ⁹
氏名	_報 酬 (豪ドル)		編刊 (豪ドル)		った。 (豪ドル)	(豪ドル)	(豪ドル)	り文性 (豪ドル)	(豪ドル)
マネージング・ディレクター			(家171/)	(家170)	(家171/)	(家1777)	(家170)	(家170)	(家1777)
ブライアン・ハルツァー	1N-4KI-UMI (C) 3	7							
2018年度		1,040,825	20,618		42,235	40,697		1,247,127	6,572,180
2017年度	2,665,249	1,490,730	19,494	-	41,226	40,697	1,287,590	1,136,724	6,681,710
現グループ業務執行役員									
リン・コブリー (ウエストパ					-				
2018年度	1,085,585		4,039		29,993	17,000	749,930		2,747,022
2017年度	1,089,650	640,000	4,014	-	37,818	16,995	767,014	591,601	3,147,092
ブラッド・クーパー (BTファイ	イナンシャノ	レ・グループ	担当最高経	営責任者)					
2018年度	1,136,073	400,000	4,014	-	29,366	16,700	778,096	538,531	2,902,780
2017年度	1,064,384	792,500	2,924	-	39,503	(41,160)	754,634	347,391	2,960,176
デイブ・カラン(首席情報担論	当役員)								
2018年度	1,021,322	485,000	2,924	-	28,805	20,703	531,367	480,835	2,570,957
2017年度	941,632	552,500	4,014	-	28,451	14,424	487,089	404,406	2,432,516
ジョージ・フラジス(コンシ	ューマー・リ	いかかい	当 是宣青红	考り					
フョーフ・フラフス(コフフ - 2018年度	1,109,913		2,924	-	38,132	17,425	858,110	489,032	2,995,536
2017年度	1,127,559		4,014		40,509	17,419	842,782		3,306,346
ピーター・キング(首席リスク	ク担当役員付	弋理) ¹⁰							
2018年度	1,232,059		2,924		34,957	90,204	597,487		2,987,032
2017年度	1,047,360	615,000	4,014	-	34,421	16,485	537,796	405,875	2,660,951
デイビッド・リーズ (首席財産	路 扫当役昌6	と 理) ¹¹							
2018年度	315,773		393	-	35,518	21,045	99,521	15,247	577,997
レベッカ・リム(コンプライ)	マン・フ ミナヌ	ℊℼℼ ⅎ ℴℼ	也坐 <i>片</i> 川 _ :	┍ ╸┯ ═┸┸┸┸	le \				
レベッカ・リム(コンフライ) 2018年度	アンス、云が 903,728		担当グルー 2,924		スラ <i>)</i> 29,912	55,507	512,169	348,768	2,209,508
2017年度	756,722		3,512		28,201	45,641	425,776		1,878,421
デイビッド・リンドバーグ(し			-					40= 000	
2018年度 2017年度	1,049,010 928,528		4,014 11,901	-	28,365 27,244	25,006 18,507	518,657 453,174		2,500,760 2,370,509
2017年皮	920, 320	332,300	11,301	_	21,244	10,307	433,174	390,000	2,370,309
キャロリン・マッキャン(顧客	客乃7が法人間	関係担当グル	ープ業務執	行役員) ¹²					
2018年度	241,365		1,915		5,579	12,665	144,344	25,395	505,763
デイビッド・マクリーン (ウェ						f)		705 000	0 070 400
2018年度 2017年度	849,488 736,628		55,885 39,739		81,444 76,082	-	39	785,206 837,360	2,270,462 2,102,418
2011 +12	700,020	412,010	00,100		70,002		00	007,000	2,102,410
クリスティーン・パーカー()			行役員)						
2018年度	865,802	•	2,924		26,848	(8,854)	500,697		2,214,452
2017年度	824,006	517,500	4,604	-	26,643	(3,479)	464,335	260,141	2,093,750
ギャリー・サーズビー(戦略)	及び企業向に	ナサービス担	当グループ	業務執行役員	1)				
2018年度	794,889	395,500	2,924		28,616	12,693	453,951	344,305	2,032,878
2017年度	820,262	485,000	2,924	-	29,819	12,642	372,119	225,354	1,948,120
 元グループ業務執行役員									 .
アレクサンドラ・ホルコム(1	首席リスク‡	旦当役員) ¹³							
2018年度	717,564		2,147	-	22,032	(23,296)	657,557	2,218,208	4,005,212
2017年度	950,564		2,924		39,645	4,669	520,145		2,436,578

- 1 固定報酬は、給与、給与の天引きによる給付(自動車、駐車場及び関連する付加給付税(「FBT」)を含む。)及び年次 有給休暇給付計上額の総額を示す。
- 2 2018年度STVR報奨は、2018年9月30日に終了した年度に関して発生したが未払いの年間現金業績連動型報奨を反映する。 STVR報奨は、12月に支払われる。
- 3 非貨幣性給付は、当行グループに発生する費用(該当する場合は関連FBTを含む。)に基づき決定され、年度ごとの健 診、課税に関する助言の提供、転勤費用、別居費用及び手当等を含む。
- 4 雇用終了時の支払い又はその他契約に基づく支払いを含む。
- 5 CEO及びグループ業務執行役員は、ウエストパック・グループ制度に基づく生命保険の付保を無償で受けている。退職年金給付は、AASB第119号「従業員給付」に基づき計算されている。
- 6 制限株式の価値は、適用ある権利確定期間中に償却される。表示された金額は、2018年度(及び比較対象のため2017年度)に係る償却額である。
- 7 株式決済報酬は、2018年9月30日に終了する4会計年度中に付与された業績目標のある/業績目標のないオプション及び新株引受権の付与日における公正価値の、権利確定期間(通常は3年又は4年)にわたる償却に基づいている。過年度の権利付与に関する詳細は、過年度の有価証券報告書に記載されている。デイビッド・マクリーン氏の数値のうち51パーセントは、繰延STVR報奨に帰属する。アレクサンドラ・ホルコム氏の株主持分の扱いについては、注記13を参照のこと。
- 8 2016年度のLTVRとしてのEPS目標のある業績連動型新株引受権に関する費用計上額はゼロに減額された。 2017年度及び 2018年度のLTVRとしてのROE目標のある業績連動型新株引受権に関する費用計上額は50パーセント減額された。これは、 権利確定の可能性に関する取締役の現時点での評価を反映したものである。フィリップ・コフィー氏の株主持分の扱いに ついては、注記10を参照のこと。
- 9 報酬総額のうち、業績連動型のもの(現金STVR報奨及び株式報酬)の割合は、以下のとおりである。ブライアン・ハルツァー氏57パーセント、リン・コブリー氏59パーセント、ブラッド・クーパー氏59パーセント、デイブ・カラン氏58パーセント、ジョージ・フラジス氏61パーセント、アレクサンドラ・ホルコム氏82パーセント、ピーター・キング氏54パーセント、デイビッド・リーズ氏36パーセント、レベッカ・リム氏55パーセント、デイビッド・リンドバーグ氏56パーセント、キャロリン・マッキャン氏48パーセント、デイビッド・マクリーン氏57パーセント、クリスティーン・パーカー氏60パーセント及びギャリー・サーズビー氏59パーセント。報酬総額のうち、オプション(新株引受権を含む。)の形態で付与されたものの割合は、以下のとおりである。ブライアン・ハルツァー氏19パーセント、リン・コブリー氏14パーセント、ブラッド・クーパー氏19パーセント、デイブ・カラン氏19パーセント、ジョージ・フラジス氏16パーセント、アレクサンドラ・ホルコム氏55パーセント、デイブ・カラン氏17パーセント、デイビッド・リーズ氏3パーセント、レベッカ・リム氏16パーセント、デイビッド・リンドバーグ氏17パーセント、キャロリン・マッキャン氏5パーセント、デイビッド・マクリーン氏35パーセント、クリスティーン・パーカー氏18パーセント及びギャリー・サーズビー氏17パーセント。
- 10 ピーター・キング氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員代理に任命されるまで、首席財務担当役員を務めた。
- 11 デイビッド・リーズ氏は、2018年6月25日に首席財務担当役員代理としてのKMPの任務を開始した。
- 12 キャロリン・マッキャン氏は、2018年 6 月18日に顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員としてのKMPの任務を開始した。
- 13 アレクサンドラ・ホルコム氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員としてのKMPの任務を終了し、2018年12月31日に 退職する予定である。アレクサンドラ・ホルコム氏の株式報酬の数値には、各業績期間の終了までのすべての権利未確定 株主持分に関する計上額が反映されている。例えば、2018年度のLTVRには、2017年度の単年度の計上額ではなく、権利確 定日までの4年間の計上額が含まれる。すべての権利未確定株主持分に関して全価値が計上されているものの、報奨が権 利確定するか否かは、関連する業績目標に左右される。

7.3 当期中の株式決済商品の変動

下表は、2018年度における、関連する報酬制度に基づくCEO及びグループ業務執行役員についてのエクイティ商品の数及び価値の変動を示したものである。

氏名	エクイティ商品の種類	付与数 ¹	権利 確定数 ²	行使数 ³	付与価値 ⁴ (豪ドル)	行使 された ものの 価値 ⁵ (豪ドル)	失権又は 失効した ものの 価値 ⁵ (豪ドル)
マネージング・ディレクター兼	最高経営責任者						
プライアン・ハルツァー	CEO業績連動型新株引受権 業績連動型新株引受権	197,654	-	-	3,527,136	-	- 3,115,692
	CEO制限株式制度に基づく株式	47,384	39,967	-	1,490,884	-	-
現グループ業務執行役員							
リン・コブリー	業績連動型新株引受権	82,564	-	-	1,476,657	-	-
	制限株式制度に基づく株式	20,343	25,760	-	640,069	-	-
ブラッド・クーパー		82,094	-	-	1,468,251	-	2,256,166
	制限株式制度に基づく株式	25,190	24,341	-	792,575	-	-
 デイブ・カラン		77,560	_		1,387,161	_	
	制限株式制度に基づく株式	17,561	15,932	-	552,537	-	-
 ジョージ・フラジス		78,186	_		1,398,357	_	1,181,775
	制限株式制度に基づく株式	27,733	27,357	-	872,587	-	-
ピーター・キング		80,062	_	-	1,431,909	_	1,158,166
	制限株式制度に基づく株式	19,548	16,741	-	615,056	-	-
デイビッド・リーズ		_		_		-	_
	制限株式制度に基づく株式	-	-	-	-	-	-
レベッカ・リム		54,730		-	978,846	_	397,489
	制限株式制度に基づく株式	13,111	14,728	-	412,523	-	, -
デイビッド・リンドバーグ	業績連動型新株引受権	80,062	-	-	1,431,909	-	725,166
	制限株式制度に基づく株式	16,926	13,107	-	532,557	-	-
キャロリン・マッキャン	 業績連動型新株引受権	12,482	-	-	206,364	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	-	-	-	-	-
デイビッド・マクリーン	業績連動型新株引受権	68,216	-	-	1,220,043	-	-
	業績目標のない新株引受権	14,382	16,710	-	418,832	-	-
	制限株式制度に基づく株式	-	-	-	-	-	-
クリスティーン・パーカー		63,798	-	-	1,141,027	-	1,396,640
	制限株式制度に基づく株式	16,449	15,043	-	517,549	-	-
ギャリー・サーズビー		54,730	-	-	978,846	_	418,972
	制限株式制度に基づく株式	15,416	11,607	-	485,047	-	, -
元グループ業務執行役員	光体, 建铁 机 电 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	70.000	,		4 000 000		700,000
アレクサンドラ・ホルコム	業績連動型新株引受権 業績連動型オプション	73,806 -	-	-	1,320,020	-	790,008
	制限株式制度に基づく株式	16,926	15,565	-	532,557	-	-

- 1 2018年度中、業績連動型オプションは付与されていない。制限株式又は業績目標のない新株引受権(ニュージーランドを拠点とするデイビッド・マクリーン氏のもの)による繰延STVR報奨は、12月に付与される。デイビッド・マクリーン氏の業績目標のない新株引受権は、公正価値29.57豪ドル(2018年10月1日に権利確定する業績目標のない新株引受権)及び28.00豪ドル(2019年10月1日に権利確定する業績目標のない新株引受権)で2017年12月18日に付与された。
- 2 2014年度に付与された業績目標のある新株引受権について、2017年10月1日にTSR及びEPS業績目標に照らして評価された際に、権利確定したものは存在しない。
- 3 2009年10月より前に付与されたオプション及び新株引受権で権利確定したものは、開始日から最長で10年の間これを行使することができる。2009年10月から2015年7月までに付与された新株引受権で権利確定したものは、権利確定時に自動的に行使される。2015年7月より後に付与された新株引受権で権利確定したものは、開始日から最長で15年の間に任意でこれを行使することができる。当期中に行使された権利確定した新株引受権1個及び業績連動型オプション1個について、該当する業務執行役員は全額払込済当行普通株式1株を受領した。新株引受権の行使価格はゼロであった。
- 4 業績連動型新株引受権について、付与価値とは、付与された証券の数に、下記「当期中に付与された長期変動報酬の公正価値」の表に記載の各商品の公正価値を乗じた額を示すものである。制限株式について、付与価値とは、付与された普通株式数に、株式の付与日における当行普通株式の5日間VWAPを乗じた額を示すものである。これらの価値は、2018年度のCEO及びグループ業務執行役員に対して付与された株式報酬の全価値を表示しており、権利確定期間のうち当期中の株式報酬償却額を示した上記7.2の表に記載の数値とは一致しない。付与された報酬の総価値の将来の会計年度における最小値はゼロであり、将来の会計年度における推計最大可能値は上記の公正価値である。
- 5 行使されたか又は失効したオプション又は新株引受権の価値は、行使日(又は失効日)の当行普通株式の5日間WWAPから、関連する行使価格(もしあれば)を控除した額に基づき算出される。行使価格が当行普通株式の5日間WWAPを上回る場合、価値はゼロとして計算される。

当期中に付与された長期変動報酬の公正価値

下表は、AASB第2号株式報酬に基づき計算され、会計のみを目的として使用される、2018年度中にCEO及び グループ業務執行役員に付与されたLTVR報奨の公正価値の概要である。LTVR報奨は、将来の年度において業績 目標が達成された場合及び業務条件が充足された場合にのみ権利確定する。

							商品当たりの
				4			公正価値 ²
報酬制度名	受取人	業績目標	付与日	開始日	テスト日	失効日	(豪ドル)
CEO長期変動報酬制	· ・ ・ ブライアン・	TSR	2017年12月8日	2017年10月1日	2021年10月1日	2032年10月1日	10.55
度	ハルツァー	ROE	2017年12月8日	2017年10月1日	2020年10月1日	2032年10月1日	25.14
ウエストパック	グループ	TSR	2017年12月 1日	2017年10月1日	2021年10月1日	2032年10月1日	10.58
長期変動報酬制度	業務執行役員	ROE	2017年12月1日	2017年10月1日	2020年10月1日	2032年10月1日	25.19

- 1 開始日とは、業績期間の開始日を指す。
- 2 当期中に付与された業績連動型新株引受権の公正価値は、AASB第2号株式報酬の要件に基づき、各付与日現在で個別に算定されている。ROE目標のある業績連動型新株引受権の公正価値は、付与日における株価及び権利確定期間中の配当利回りの予想を反映した割引率を参照して評価されており、権利確定期間は、価値が25.19豪ドルの業績連動型新株引受権については、権利確定日である2020年10月1日までの4年間である。ROE目標のある業績連動型新株引受権の割当てにおいては、評価はモンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いた平均ROE実績も考慮して行われている。同業他社グループの公正価格と比較したTSR業績に基づく目標のある業績連動型新株引受権の公正価値の決定も、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて決定される平均TSR実績を考慮して行われている。

7.4 非業務執行取締役の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2018年9月30日に終了した年度において非業務執行取締役(その関係者を含む。)が保有していた 当行普通株式の関連持分の詳細を示したものである¹。

氏名	期首現在保有数	当期中の変動	期末現在保有数
現非業務執行取締役	,		
リンジー・マックステッド	20,767	1,328	22,095
ネリダ・シーザー	-	9,985	9,985
イーウェン・クラウチ ²	40,264	42,000 ³	82,264
アリソン・ディーンズ	9,392	5,000	14,392
クレイグ・ダン	8,869	-	8,869
ピーター・ホーキンス ⁴	15,880	-	15,880
ピーター・マリオット ⁵	20,870	20,202	41,072
ピーター・ナッシュ ⁶	該当なし	2,876	8,020
元非業務執行取締役			
ロバート・エルストーン ⁷	12,096	-	該当なし

- 1 以下に開示されるもの以外で、株式持分には、受益権のない株式は含まれていない。
- 2 イーウェン・クラウチ氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート 2 を250口期末現在で保有していた。
- 3 イーウェン・クラウチ氏は、自身がその遺言執行者の一人である遺産について検認を受けたことにより、有価証券を保有している。
- 4 ピーター・ホーキンス氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート 3 を850口、ウエストパック・キャピタル・ノート 4 を882口及びウエストパック・キャピタル・ノート 5 を1,370株、期末現在で保有していた
- 5 ピーター・マリオット氏及びその関係者は、普通株式の他に、ウエストパック・キャピタル・ノート 2 を740口期末現在で保有していた。
- 6 ピーター・ナッシュ氏は、2018年3月7日に非業務執行取締役に就任した。本情報は彼が非業務執行取締役であった期間 に関するものである。
- 7 ロバート・エルストーン氏は、2017年12月8日に退任した。本情報は彼が非業務執行取締役であった期間に関するものである。

7.5 主要な業務執行経営陣の保有する当行関連持分の詳細

下表は、2018年9月30日に終了した年度においてCEO及びグループ業務執行役員(その関係者を含む。)が保有していた当行に関する持分(及びその持分の変動)の詳細を示したものである¹。

氏名	エクイティ商品の種類	期首現在 保有数	当期中に 報酬とし て付与さ れた数	当期中に り受し り り り し う う た う れ た う れ た う の た れ た 、 か た 、 か た 、 も た も も も も も も も も も も も も も も も も	当期中の 失効数	当期中の その他 変動	期末現在 保有数	期末現在 の権利確 定かつ行 使可能数
マネージング・ディレクタ-	- 兼最高経営責任者							
ブライアン・ハルツァー	普通株式	77,427	47,384	-	-	(15,200)	109,611	-
	CEO業績連動型新株引受権	535,163	197,654	-	-	-	732,817	-
	業績連動型新株引受権	129,547	-	-	(95,284)	-	34,263	-
現グループ業務執行役員								
リン・コブリー	普通株式	71,650	20,343	-	-	-	91,993	-
	業績連動型新株引受権	179,282	82,564	-	-	-	261,846	-
ブラッド・クーパー		106,792	25,190				131,982	
	業績連動型新株引受権	316,120	82,094	-	(68,998)	-	329,216	-
デイブ・カラン		31,864	17,561	-	_	-	49,425	-
	業績連動型新株引受権	210,876	77,560	-	-	-	288,436	-
ジョージ・フラジス	 普通株式	71,569	27,733	_		(18,000)	81,302	
7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	業績連動型新株引受権	258,835	78,186	-	(36,141)	-	300,880	-
ピーター・キング		78,243	19,548				97,791	
	業績連動型新株引受権	269,616	80,062	-	(35,419)	-	314,259	-
デイビッド・リーズ ²	 普通株式	該当なし	-	-	-	-	29,402	
	業績連動型新株引受権	該当なし	-	_	_	_	31,402	_
	業績連動型オプション	該当なし	-	-	-	-	25,562	25,562
レベッカ・リム	普通株式	26,270	13,111	-	_	(8,505)	30,876	-
	業績連動型新株引受権	101,518	54,730	-	(12,156)	-	144,092	-
デイビッド・リンドバーグ		48,026	16,926	-	-	-	64,952	
	業績連動型新株引受権	196,484	80,062	-	(22,177)	-	254,369	-
キャロリン・マッキャン ³	普通株式	該当なし	-	-	-	-	49,435	-
	業績連動型新株引受権	該当なし	12,482	-	-	-	42,816	-
デイビッド・マクリーン	普通株式	9,613	-	-	-	-	9,613	-
	業績連動型新株引受権	169,702	68,216	-	-	-	237,918	2,148
	業績目標のない新株引受権	42,836	14,382	-	-	-	57,218	36,480
クリスティーン・パーカー	普通株式	22,028	16,449	-	- (40, 710)	(11,046)	27,431	-
	業績連動型新株引受権 	219,225	63,798	<u>-</u>	(42,712)	-	240,311	
ギャリー・サーズビー	普通株式	77,029	15,416	-	-	-	92,445	-
	業績連動型新株引受権	112,636	54,730	-	(12,813)	-	154,553	-
現グループ業務執行役員								
アレクサンドラ・ホルコム ⁴	普通株式	23,210	16,926	-	-	(15,565)	該当なし	-
	業績連動型新株引受権	242,930	73,806	-	(24,160)	-	該当なし	-

¹ 上表において業務執行役員が保有する最大株式数は、2018年9月30日現在の当行発行済普通株式総数の0.0038パーセントである。

² 本情報はデイビッド・リーズ氏がKMPであった期間に関するものである。デイビッド・リーズ氏は、2018年6月25日に首席財務担当役員代理としてのKMPの任務を開始した。

- 3 本情報はキャロリン・マッキャン氏がKMPであった期間に関するものである。キャロリン・マッキャン氏は、2018年6月18日に顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員としてのKMPの任務を開始した。
- 4 本情報はアレクサンドラ・ホルコム氏がKMPであった期間に関するものである。彼女は、2018年6月25日に首席リスク担当役員としてのKMPの任務を終了し、2018年12月31日に退職する予定である。

7.6 非業務執行取締役及び主要な業務執行経営陣に対する債権に関する開示

当期中に取締役、CEO又はグループ業務執行役員と当行グループとの間で生じた金融商品取引は、通常の業務の過程において、その他の従業員及び特定の顧客にも適用される条件(利息及び担保を含む。)の下で行われた。こうした取引は、主に通常の個人向け銀行業務や投資業務で構成された。

下表は、非業務執行取締役、CEO及びグループ業務執行役員(その関係者を含む。)に対する当行グループの債権の詳細である。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	期末現在 グループ内人数
非業務執行取締役	3,199,593	165,155	-	3,544,610	3
CEO及びグループ業務執行役員	12,090,727	485,814	-	13,953,916	10
	15,290,320	650,969	-	17,498,526	13

下表は、2018年度中に100,000豪ドルを超える債務を有していたKMP(その関係者を含む。)の詳細である。

	期首現在残高 (豪ドル)	当期中の 支払利息及び 未払利息 (豪ドル)	当期中の 未付加利息 (豪ドル)	期末現在残高 (豪ドル)	当期中の 最高債務額 (豪ドル)
非業務執行取締役					
リンジー・マックステッド	2,061,911	109,565	-	1,572,889	2,320,000
イーウェン・クラウチ	1,137,682	39,107	-	979,947	1,302,742
ピーター・ナッシュ ¹	該当なし	16,483	-	991,774	1,155,383
CEO及びグループ業務執行役員		, , ,			
ブライアン・ハルツァー	83,617	4,979	-	9,847	187,050
リン・コブリー	-	21,784	-	2,000,000	2,007,287
ブラッド・クーパー	2,037,998	126,984	-	2,791,360	2,989,743
アレクサンドラ・ホルコム ²	4,114,727	102,551	-	該当なし	4,177,933
ピーター・キング	-	-	-	-	4,000,000
デイビッド・リーズ ³	該当なし	38,930	-	4,434,534	4,547,358
レベッカ・リム	711,642	18,889	-	732,845	736,770
キャロリン・マッキャン ⁴	該当なし	2,588	-	145,000	153,736
デイビッド・マクリーン	534,828	27,467	-	620,841	652,073
クリスティーン・パーカー	2,647,386	67,778	-	1,308,486	2,814,600
ギャリー・サーズビー	1,960,529	73,864	-	1,911,003	2,061,594

- 1 ピーター・ナッシュ氏は、2018年3月7日に非業務執行取締役に就任した。
- 2 アレクサンドラ・ホルコム氏は、2018年6月25日に首席リスク担当役員としてのKMPの任務を終了し、2018年12月31日に 退職する予定である。
- 3 デイビッド・リーズ氏は、2018年6月25日に首席財務担当役員代理としてのKMPの任務を開始した。
- 4 キャロリン・マッキャン氏は、2018年6月18日に顧客及び法人関係担当グループ業務執行役員としてのKMPの任務を開始した。

5 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

. 序論

コーポレート・ガバナンスに関する当項目は、取締役会の承認済みであり、2018年11月5日現在における当行のコーポレート・ガバナンスに関する枠組み、方針及び慣行について記載している。

枠組み及びアプローチ

当行のコーポレート・ガバナンスに対するアプローチは、日常業務を支え、透明性及び公正な取引を提供し、 また株主の利益の保護を追求する一定の価値観及び行動を基礎としている。

このアプローチには、当行がその事業及び業績の持続性の基盤であると考える、優れたガバナンス基準へのコミットメントが含まれている。かかるコミットメントには、コーポレート・ガバナンスに関する国内及び世界の動きを監視し、それが及ぼす影響を評価することも含まれている。

当行は、オーストラリア、ニュージーランド及び米国の証券取引所に持分証券を上場している。

オーストラリア

当行の普通株式は、ASXを主たる上場証券取引所とし、WBCのコードで取引されている。また、当行のハイブリッド証券、優先株式、キャピタル・ノート、優先債及び劣後債もASXに上場している。

当行は、オーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンス委員会(ASX Limited's Corporate Governance Council)(「ASXCGC」)が発行した「オーストラリア証券取引所コーポレート・ガバナンスの原則及び提言」(第3版)(「ASXCGC提言」)を遵守している。当行はまた、会社法、銀行法(パートIIAA 銀行執行役員の説明責任体系を含む。)その他の法律を遵守しなければならず、加えて認可預金受入機関としての立場から、APRAが自己資本比率健全性基準のCPS 510 ガバナンスに基づいて規定するガバナンスのための要件を遵守しなければならない。

コーポレート・ガバナンスに関する当項目では、ASXCGCによる提言のそれぞれを取り上げ、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行について説明し、また当行が当該各提言を遵守していることを示している。

ASXCGC提言に関する詳細は、ASXのウェブサイト(www.asx.com.au)を参照のこと。

ニュージーランド

当行の普通株式は、NZX・リミテッドが運営するメインボード株式市場であるNZXにも上場している。また、当行の劣後債は、NZX債券市場に上場している。当行がASXに上場し続け、かつASX上場規則を遵守する限り、当行は、ニュージーランドにおける国外の上場発行者として、NZXの上場規則の条件を満たし、遵守しているものとみなされる。

ASXはASXCGC提言を通して、また、NZXはNZXのコーポレート・ガバナンス・コードを通して、それぞれコーポレート・ガバナンスに対して同様に「コンプライ・オア・エクスプレイン (comply or explain)」というアプローチを定めている。ただし、ASXCGC提言は、NZXのコーポレート・ガバナンスに関する規則及びコーポレート・ガバナンス・コードの原則とは大きく異なる可能性がある。

米国

当行の普通株式を表象する米国預託株式(「ADS」)は、ニューヨーク証券取引所(「NYSE」)に上場し、WBK のティッカーシンボルで取引されている。NYSEの上場規則に基づき、(当行のような)米国外の民間証券発行者 は、コーポレート・ガバナンスについてはNYSEの上場規則の代わりに自国の慣行に従うことを認められているが、当行は一定の監査委員会の要件及び追加の届出要件にも従うことを求められている。

当行は、すべての重要な点において、当行に適用されるNYSEの上場規則を遵守している。

NYSEの上場規則に基づき、米国外の民間証券発行者は、かかる発行者のコーポレート・ガバナンスの慣行と米国の会社が遵守するコーポレート・ガバナンスの慣行の間の重要な差異を開示することを求められている。以下に、当行のコーポレート・ガバナンスの慣行とNYSEの上場規則が規定するコーポレート・ガバナンスの要件を比較し、重要な相違点を挙げる。

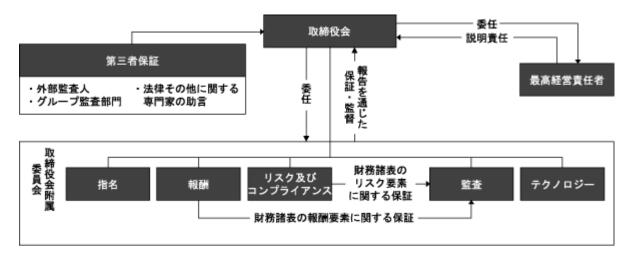
NYSEの上場規則では、一部の例外を除き、株主に、株式ベースの報酬制度及びその重要な改定について採決を行う機会を付与することが要求されている。オーストラリアにおいては、株式ベースの奨励金制度又は当該奨励金制度に基づく個別の株式付与(ただし、最高経営責任者(「CEO」)を含む取締役に関するものを除く。)について株主の承認を要件とする法律又はASXの上場規則は存在しない。

当行の従業員持株制度は、第一部 第5 4「役員の状況」の「報酬報告書」において開示されており、AGM における株主による拘束力のない投票の対象となっている。また、CEOに対する株式付与は、株主により承認されている。2018年9月30日に終了した年度に関して、当行の株式ベースの奨励金制度による株式付与に関する詳細は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記37において開示されている。

NYSEの上場規則は、取締役が独立取締役とみなされるか否かの判断に関する具体的な要件を定めている。かかる要件は当行の独立性に関する基準(後記「iii. 取締役会、委員会及び管理の監督」に記載する。)と概ね一致しているものの、オーストラリアの独立性要件に従い、取締役会は、その裁量により、取締役の独立性に関してNYSEの上場規則とは異なる判断をすることができる。

NYSEの上場規則は、取締役会附属指名委員会の責任には、次回の年次株主総会に関して取締役の候補者を選定する又は取締役会に当該候補者の選任を勧告すること、及び取締役会による評価を監督することが含まれるべきであるとしている。当行では、取締役会附属指名委員会ではなく取締役会が、AGMにおいて選任される取締役候補者の検討及び勧告を行い、またその業績の年間評価を引き受ける。

. ガバナンスの枠組み



上記の図は、当行の現在の取締役会附属委員会を含むガバナンスの枠組みを示したものである。取締役会は随時、この他に委員会を設置したり、取締役に対して特定の追加的任務を引き受けるよう要求したりすることができる。

また、取締役会は随時、戦略的意思決定、資本及び資金調達活動に関するデュー・ディリジェンス委員会に(直接又は代表者を通じて)参加する。

経営陣、開示委員会及び業務執行リスク委員会は、取締役会附属委員会ではない(すなわち、取締役会から権限の委譲を受けていない)ものの、取締役会が承認したグループ全体の戦略、方針及びリスク管理を実行する、 CEO及び取締役会附属委員会の下部組織である。

取締役会及び各取締役会附属委員会の主要な役割は、当項目にて概説するとおりである。取締役会附属委員会の憲章はすべて、当行ウェブサイト(www.westpac.com.au/corpgov)において入手可能である。

. 取締役会、委員会及び管理の監督

当年度中、取締役会及び委員会の憲章の改定により、取締役会及び委員会の役割、責任及び説明責任が変更された。

取締役会

役割及び責任

取締役会憲章は、取締役会の役割及び責任をまとめたものである。主要な役割は以下のとおりである。

- ・当行グループの堅実かつ健全な経営の監督
- ・経営陣による当行グループの戦略的方針、事業計画及び重要な企業戦略イチシアチブの実行の承認及び監督
- ・取締役会の業績評価、並びに取締役会の人数及び構成の決定

- ・当行取締役会の刷新方針及びウエストパック・グループ報酬方針の承認
- ・CEO及び首席財務担当役員(「CFO」)の選任、任命並びにその任期、報酬及びその他の条件の決定
- ・グループ業務執行役員、その他CEO直属の執行役員、その他銀行執行役員の説明責任体系に基づき説明責任を有する者及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の個別の報酬水準の決定
- ・CEOの業績評価
- ・CEO及びグループ業務執行役員の引継ぎに関する計画
- ・グループ業務執行役員及びグループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーの任命の承認、並びにグループ業務 執行役員の業績の監視
- ・年間目標及び財務書類の承認、並びに予測及び過年度実績に対する実績の監視
- ・当行の配当政策の決定
- ・当行の全体的なリスク管理の枠組みの検討及び承認、当行グループのリスク管理戦略及び当行グループのリ スク選好宣言の承認並びに当行グループによるリスク管理の有効性の監視
- ・当行のリスク文化に対する見方の形成及び望ましい変更の特定
- ・当行の活動による社会的、倫理的及び環境的な影響の検討、並びに当行の持続可能性に関する方針及び慣行 の遵守の監視
- ・当行グループにおける職場の安全衛生(「WHS」)に関する問題の監督及び監視、並びにWHSに関する適切な 報告及び情報の検討
- ・当行の外部監査人及び該当する場合には主任監督機関との継続的な対話の維持
- ・委任された権限、及び当行が支配する事業体の取締役会への任命に関する方針の承認を含む内部ガバナンス の監督
- ・顧客からの苦情の監督及び監視

委任された権限

定款及び取締役会憲章に基づき、取締役会は、委員会及び経営陣に対する委任を行うことができる。

取締役会附属委員会に委任された役割及び責任は、以下の5つの設立された委員会のそれぞれの憲章に記載されている。

- ・監査委員会
- ・リスク及びコンプライアンス委員会
- ・指名委員会
- ・報酬委員会
- ・テクノロジー委員会

取締役会憲章、取締役会附属委員会憲章及び定款は、当行のウェブサイト(www.westpac.com.au/corpgov)において入手可能である。

委任された権限に関する方針の枠組みは、当行グループ内での意思決定を統制するための原則をまとめたものであり、かかる原則には適切な上申及び取締役会への報告が含まれている。また、取締役会はCEOに対し、及びCEOを通じてその他の業務執行役員に対し、当行の日常的な事業管理に対する責任を委任している。経営陣に委任された権限の範囲及び制限は、明文化され、営業及び資本支出、資金調達及び証券化、並びに貸付等に及ぶ。当該委任は、効果的な監督と、適切な権限付与及び経営陣の説明責任との間の均衡を保つものである。

独立性

取締役会のメンバーは、全体として、関連する金融及びその他に関する多岐にわたる技能及び知識、並びに当行の事業を牽引するのに必要な幅広い経験を有している。詳細については、第一部 第5 4「役員の状況」に記載されている。

当行のすべての非業務執行取締役が、当行の独立性の基準を満たしており、当該基準はASXCGC提言に規定される指針並びにNYSE及び米国証券取引委員会(「SEC」)によって適用されている基準に則している。

取締役会は、取締役の任命の際及び毎年、取締役の独立性の評価を行っている。各取締役は、毎年自身の利害 関係及び独立性に関する証明書を開示する。

取締役は、経営陣から独立しており、かつその独立した自由な判断を実質的に妨害する可能性のある、又は実質的に妨害すると合理的に予測できる取引関係又はその他の関係を有していない場合に、独立していると認められる。実質性は、一般的な実質性の基準を適用するのではなく、各取締役の個人的な状況を考慮して個別に判断される。

各取締役は、直接、又は当行若しくは関連会社との間に利害関係を有している会社若しくはその他の事業体のパートナー、株主若しくは役員として、取引関係又はその他の関係を有する場合、これを開示することを求められている。取締役会は、取締役の独立性を評価するのに際し、かかる利害関係又はその他の関係に関する情報(関連する財務又はその他に関する詳細を含む。)を考慮する。

2018年9月30日現在の取締役会附属委員会の人数及び構成

			取締役会附属 リスク及び			
		取締役会附属 監査委員会	コンプライア ンス 委員会	取締役会附属 指名委員会	取締役会附属 報酬委員会	取締役会附属 テクノロジー 委員会
委員会	÷の構成 ¹	委以 委 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会 会	委以 3名 員上 は3名 長二 は3名 大 員業役 の立 長議立 大 長	全属長議役た員 委独行 委役 解員取及がのら は非締 長がのら は非締 長が 長会がのら は非締 長が は決 は は は は は は は は は は は は は は は は は は	委員数は3名 数は3名 数はすべて 乗員はす業務 行取 員長が そ後会が でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも	委以 業役 その非締 委役す 員上 務は の委業役 員会る 数 執1 他員務 長が は 行名 すは執行 取定 に決する。
リンジー・ マックステッド	取締役会議長、 非業務執行、 独立			する 		
ブライアン・ ハルツァー	CEO、 業務執行					
ネリダ・ シーザー	非業務執行、 独立					
イーウェン・ クラウチ	非業務執行、 独立		委員長			
アリソン・ ディーンズ	非業務執行、 独立					委員長
クレイグ・ ダン	非業務執行、 独立				委員長	
ピーター・ ホーキンス	非業務執行、 独立					
ピーター・ マリオット	非業務執行、 独立	委員長				
ピーター・ ナッシュ	非業務執行、 独立					

¹ 各委員会の構成に関する要件は、当該委員会の憲章に定められている。

議長

取締役会は、独立非業務執行取締役のうち 1 名を議長に選任する。議長は、2011年12月14日付で議長に就任したリンジー・マックステッド氏である。議長の役割には以下が含まれる。

- ・取締役会に関するすべての事項について、取締役会に対して効果的な指導を行うこと
- ・討議、課題及び意思決定を円滑に進めるため、議案を提示し、取締役会のすべての会議を主導すること
- ・会社秘書役との協力の下、年間を通じて取締役会の通常の会議を設定し、会議の議事録に、決定事項、及び 必要に応じて個々の取締役の見解が正確に記録されるよう確認すること
- ・各取締役及び取締役会全体に対する評価のプロセスを監督すること
- ・取締役会の引継ぎを監督すること
- ・経営陣と取締役会を繋ぐ役割を果たし、取締役会とCEOの間のコミュニケーションの主要な窓口となること
- ・取締役会の見解を公に提示すること
- ・効果的なコーポレート・ガバナンスの体制を築き、これを維持する上での主導的役割を担うこと

CE0

当行のCEOはブライアン・ハルツァー氏である。CEOの役割には以下が含まれる。

- ・経営チームのリーダーシップをとること
- ・事業及び計画された成果の達成のための戦略的目標を策定すること
- ・取締役会により承認された特定の権限の委任に基づき、当行グループの業務の日常的な管理を行うこと

取締役会の会議

取締役会は、2018年9月30日に終了した会計年度において10回の定例会議を行うとともに、必要に応じて追加の会議を行った。取締役会は、取締役会の各会議において戦略に関する事項を検討するほか、年に一度当行の戦略的計画について議論し、戦略全般の方向性を承認する。また、半年ごとに当行の戦略の見直しも行う。取締役会は、年間を通じて当行の事業に関する特定の議題に関するワークショップを実施している。取締役会は、活発な意見交換を特徴とし、取締役はそれぞれの経験及び独立した判断により当面の問題及び決定に影響を与えている。

非業務執行取締役は、定期的に経営陣が不在の場で会議を行い、かかる場にふさわしい問題を議論できるようにする。その他すべての局面においては、上級業務執行役員は、適切であると認められる場合に、取締役会の会議に参加することができる。また、各会議の間に取締役が上級業務執行役員に連絡をとることもできる。

指名及び任命

取締役会附属指名委員会は、その憲章に定められるとおり、以下の主要な役割を有する。

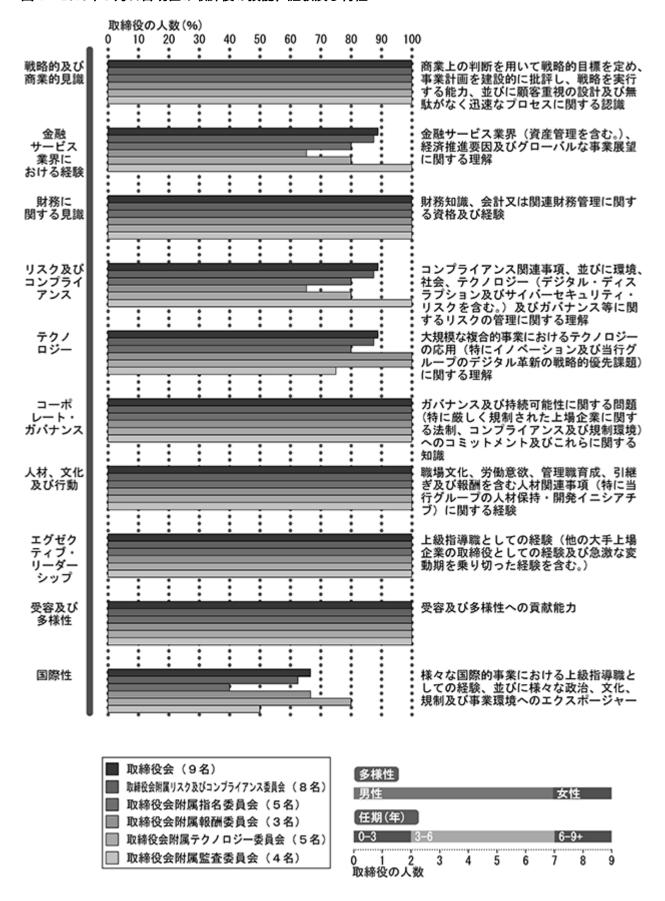
- ・当行の業績、財政状態及び戦略的方針を考慮して、取締役会の任務を十分に遂行するために必要な技能の評 価
- ・取締役の任期、取締役会の構成及び規模に関する方針の策定、見直し、評価及び取締役会への勧告
- ・当行グループ内における全般的な多様性、多様性を達成するための測定可能な目標、及びかかる目標の達成 度に関する毎年の見直し及び取締役会への勧告
- ・非業務執行取締役の引継ぎに関する計画の策定及び実行
- ・新取締役のためのオリエンテーション及び研修、並びに現任の取締役のための継続的な研修のプロセスの見 直し
- ・取締役の任命に関する適格基準の見直し
- ・取締役会に任命する取締役候補者の検討及び推薦並びに非業務執行取締役の任命及び在任に関する条件(報酬を除く。)の決定
- ・主要子会社(ウエストパック・ニュージーランド・リミテッド並びに当行の保険及び退職年金業務を含む。)の取締役会に任命する候補者の検討及び推薦
- ・当行グループのコーポレート・ガバナンスに関する方針がコーポレート・ガバナンスに関する国際的基準を 満たす旨を合理的に保証するための当該方針の見直し及び(必要な場合)策定

取締役の技能、経験及び特性

当行は、当行グループの事業を主導するために必要となる金融その他に関する幅広い技能、経験及び知識を備えた取締役会を維持するよう努めている。当行はまた、全体として少なくとも図1に詳述する技能及び経験を備えた、多様性に富んだ取締役会を維持するよう努めている。図1には、取締役の任期及び多様性についても記載する。

有価証券報告書

図1-2018年9月30日現在の取締役の技能、経験及び特性



取締役会附属指名委員会は、取締役に任命する候補者を検討し、取締役会に推薦する。かかる推薦においては、現任の取締役の技能、経験、専門技術、多様性及びその他の資質の組合せ、並びに当該候補者の特性がいかにこれらの現任の取締役の資質とのバランスをとり、これを補完し、また取締役会の現在の構成に鑑みて潜在的な技能のギャップを解消するものであるかが特に考慮される。取締役としての可能性を有する幅広い人材へのアクセスを獲得するため、適宜外部のコンサルタントも利用される。

また、取締役の任命は、当行グループのサービス刷新構想及び以下の5つの戦略的優先課題を考慮して行われる。

- ・サービス分野におけるリーダーシップ
- ・デジタル革新
- ・業績に関する規律
- ・成長軌道
- ・従業員改革¹

取締役の任命又は株主による選任若しくは再選の検討に先立って、当行は、デュー・ディリジェンスを行い、 取締役の選任又は再選の可否の判断に関連するあらゆる重要な情報を株主に提供している。

新取締役は、期待される役割、予定される任期を含む任命の条件、並びに報酬が記載された任命通知を含む就任書面一式を受領する。かかる通知は、ASXCGC提言に準拠する。

1 サービス刷新及び当行の戦略的優先事項に関する詳細については、第一部 第3 1 「 . 経営方針」を参照のこと。

任期

取締役会は、一時的欠員を補充する目的で、又は現任の取締役に加えて新取締役を任命することができる。ただし、取締役の総数が15名の非業務執行取締役及び3名の業務執行取締役を超えないものとする。マネージング・ディレクターを除き、取締役会に任命された取締役の任期は、次回のAGM終了時に満了するが、当該取締役は当該AGMにおいて株主により再選される資格を有する。

当行の定款では、各AGMにおいて、当行の適格な取締役のうち3分の1、及び最後に選任されてから3年又はそれ以上在任しているその他の取締役は退任しなければならないと規定されている。ただし、ローテーションによって退任する取締役の人数を決定する際には、CEO及び当該年度中の一時的欠員を補充するために任命された取締役の人数は除くものとする。ローテーションによって退任する取締役は、最も長く在任していた者である。退任する取締役の任期は、退任にかかる株主総会の終了時に満了するが、当該取締役は当該会議において株主により再選される資格を有する。取締役会は、株主により行われる取締役の選任又は再選についても勧告を行う。取締役候補者を支持するかを検討する際、取締役会は、当該年度に実施された取締役会の業績評価の結果を考慮する。

当行取締役会の刷新方針は、議長を除く非業務執行取締役の最長在任期間を、最初に株主によって選任されてから9年に制限している。議長の最長在任期間は、最初に株主に選任されてから12年である(議長に選任される以前に取締役として勤めた任期を含む。)。取締役会は、上記の最長在任期間を延長することが当行グループの利益となると認める場合、自発的かつ例外的に、かかる最長在任期間を延長する裁量権を行使することができる。かかる裁量権の行使は年次ベースで行われ、該当する取締役は毎年、再選のため立候補しなければならない。

取締役の研修及び継続的教育

すべての新任取締役は、当行の事業、戦略、文化及び価値観、並びに取締役会が現在直面している問題について理解を深めるための研修プログラムに参加する。研修プログラムには、議長、CEO、各取締役会附属委員会の委員長及び各グループ業務執行役員との会合が含まれている。

取締役会は、年間を通して開催されているワークショップへの参加、関連施設の訪問、及び適切な外部教育の 受講を通じて、取締役の職務を効果的に遂行する上で必要な技能及び知識を身に付け、維持するための教育及び トレーニングを継続的に受けることを取締役に求めている。

情報及び助言へのアクセス

すべての取締役は、会社の記録及び情報に無制限にアクセスすることができ、上級役員職から詳細な財務報告 及び業務報告を定期的に受け取る。各取締役は、取締役退任後最長7年間の書類へのアクセスに関する規定を含む、アクセス及び補償に関する契約を締結している。

議長及びその他の非業務執行取締役は、定期的にCEO、CFO及びその他の上級業務執行役員と協議するほか、当行の従業員と協議し、追加情報を求めることができる。

すべての取締役は、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員¹を含む内部の上級法律顧問に助言を求めることができる。

また、取締役会全体及び各取締役は、その責任の遂行に役立てるために、当行の費用で独立した専門的な助言を求める権利を有している。議長の事前の承認が必要であるものの、かかる承認は不合理に留保されてはならない。

会社秘書役

当行は、会社秘書役2名を有する。

- ・当行の法務及び秘書役担当グループ業務執行役員が、上級会社秘書役を務めている。上級会社秘書役は、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に出席し、取締役に対して法律及びコーポレート・ガバナンスに関する問題について助言を行う責任を有している。
- ・グループ会社秘書役も、取締役会及び取締役会附属委員会の会議に出席し、当行のガバナンスに関する枠組 みの実施、並びに経営陣と共同して取締役会の決定に実務的な影響を与えることを含む秘書役の機能に対し て責任を有する。グループ会社秘書役はまた、取締役会の適切な機能に関するあらゆる事項について、議長 を通じて取締役会に対して説明責任を有する。
- 1 レベッカ・リム氏の役割及び役職は、2018年10月1日付けで、コンプライアンス、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員から法務及び秘書役担当グループ業務執行役員に変更された。

取締役会附属委員会

構成及び独立性

取締役会附属委員会の委員は、各取締役会附属委員会に提供できる技能及び経験によって選定される。委員の資格については、第一部 第5 4「役員の状況」に記載されている。各取締役会附属委員会の委員構成は、前掲の「2018年9月30日現在の取締役会附属委員会の人数及び構成」に示されている。CEOも委員を務める取締役会附属テクノロジー委員会を除き、すべての取締役会附属委員会は、独立非業務執行取締役で構成される。

業務及び報告

取締役会附属委員会の定例会議は、少なくとも四半期ごとに開催される。すべての取締役会附属委員会は、必要に応じてより頻繁に会合することができる。各取締役会附属委員会は、必要な資源及び情報を利用する権利を有し、当行の従業員及びアドバイザーに直接連絡することができる。CEOは、検討されている事項について個人的に重要な利害関係がある場合を除いて、取締役会附属委員会のすべての会議に出席する。上級業務執行役員及びその他選定された従業員は、要請に応じて取締役会附属委員会の会議に出席することができる。すべての取締役は、利益相反がないことを条件として、取締役会附属委員会の全書類を受け取り、取締役会附属委員会のすべての会議に出席することができる。

業績

取締役会、取締役会附属委員会及び取締役

取締役会は、継続的な自己評価及び社外のコンサルタントによる業績評価の委託を毎年行っている。

2018年度に実施された業績評価のプロセスには、取締役会、取締役会附属委員会及び各取締役の業績の査定が含まれ、その成果は収集及び分析され、取締役会に提出された。取締役会は、当該業績評価の結果について議論し、取締役会の構成、手続、優先事項及び継続的な研修に関する問題に対するフォローアップ措置について合意した。

有価証券報告書

また議長は、評価の結果について、個々の取締役及び各取締役会附属委員会の委員長と議論する。議長の業績評価の結果は、議長を除く取締役全員によって検討された後、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会委員長と議長との間で非公開で議論される。

経営陣

取締役会及び取締役会附属報酬委員会は、以下について責任を負う。

- ・CEOの報酬に関する企業目標及び目的、並びにこれらの目的に鑑みたCEOの業績の決定
- ・グループ業務執行役員、その他CEO直属の執行役員、その他銀行執行役員の説明責任体系に基づき説明責任を有する者及び取締役会が決定するその他あらゆる人員の個別の報酬の承認

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属監査委員会は、当該委員会が把握したリスク調整後の報酬に関連する事項を含むあらゆる事項についての情報を取締役会附属報酬委員会に提供する。 2018年9月30日に終了した年度の経営陣の業績評価は、当該年度の終了後に実施された。

業績目標及び業績の達成に関する更なる詳細については、第一部 第5 4「役員の状況」の「報酬報告書」を参照のこと。

新たな上級業務執行役員は全員、任命の条件及び期待される役割が記載された任命通知を受領するとともに、 当行の戦略及び経営、並びに取締役会及び上級役員職の役割及び責任に関する詳細な説明を受ける。

諮問委員会

当行は、アジアにおける業務並びにバンクSA及びバンク・オブ・メルボルンのそれぞれに対して、当行グループ全体の戦略の中での当該業務の戦略及びイニシアチブについて経営陣への助言を行う諮問委員会を設置している。

諮問委員会の任務には、以下が含まれる。

- 事業の地位及びアイデンティティを引き続き強化するための経営陣の戦略及びイニシアチブに関する経営陣への助言の提供
- ・際立った地位及びアイデンティティを推進・維持し、またサービスを提供する関連コミュニティとの間で事業価値を合致させるための関連事業に関する経営陣への助言の提供
- ・経営陣が提供した関連事業の健全性に関する報告の検討及び評価
- ・コミュニティ及び主要な企業による宣伝イベントの援助を通じた銀行の顧客、地域コミュニティ及び企業・ 政府部門との関係構築の支援を含む事業の代表としての活動、並びにサービスを提供するコミュニティにお ける金融サービスの提供に関連する問題についての上級役員職への助言
- ・地域における市場機会や、諮問委員会の委員が認識している、顧客及び潜在顧客へのサービスの提供並びに 地域コミュニティにおける銀行の地位の向上につながる問題についての経営陣に対する指摘

. 倫理的かつ責任ある意思決定

当行は、世界有数のサービス会社へと成長し、顧客、コミュニティ及び人々の繁栄・発展に寄与するという目標を掲げている。当該目標を実現する方法の一つが、当行の基本的価値観を通じた方法である。

当行はまた、当行の組織文化が当行グループのリスク管理を含む業務に与える影響を重視している。当行は、 強固なリスク文化を持続可能な形で根付かせるための統合的なアプローチを採っており、これにはリーダーシップ及びコミュニケーション、リスク選好及びガバナンス、リスクの把握及び透明性、説明責任及び強化並びに行動及び関係性を通じたアプローチが含まれる。

当行の価値観

当行の価値観は、当行の顧客重視戦略を支え、当行の文化に組み込まれている。当行の価値観は、以下のとおりである。

- ・誠実 当行は、最高水準の誠意と倫理的な振舞いを示すことで信頼を獲得する。
- ・サービス 当行は、顧客を支援し、満足させるために存在する。
- ・一つのチーム 当行は、顧客及び会社全体にとって最善のアウトカムを提供するために協力する。
- ・勇気 当行は、現状に立ち向かい、物事をより良くする方法を見出す。
- ・達成 当行は、卓越性のために努力し、結果を出す。

当行の価値観は、当行の振舞いの指針であり、当行の顧客、コミュニティ及び互いへのコミットメントを反映 している。

当行の指針

当行は、当行が行うあらゆる活動に関する一貫した指針として、当行の目標、価値観、振舞い及び当行の行動 規範の譲歩できない要素を表す当行の指針を策定した。

当行の指針は、当行の従業員が正しい行動を示し、正しい判断をする支えとしてのシンプルな枠組みであり、 以下を組み込んでいる。

- ・当行の目標 当行がなぜ存在するか
- ・当行の価値観 当行がどのように振る舞うか
- ・当行のサービス・プロミス 当行がどのように奉仕するか
- ・当行の行動規範 当行がどのように遂行するか

行動規範及び事業の遂行に関する原則

当行の行動規範(「当行規範」)は、当行の人材である、従業員及び業務受託者双方に求められる行動基準を 記載している。当行規範を構成する7つの原則は、以下のとおりである。

- ・誠意、誠実さ並びに適切な技能、注意及び配慮をもって行動すること
- ・法令及び当行の方針を遵守すること
- ・顧客にとって正しい行動を取ること
- ・守秘義務を尊重し、情報を悪用しないこと

- ・専門性を重視及び維持すること
- ・チームとして働くこと
- ・利益相反に責任を持って対処すること

当行規範は、当行グループのレピュテーションを確実に守るために、当行が正しい判断を下す一助となる一連の原則を定めている。また、当行では、銀行業界及び金融業界の従業員として、より優れた説明責任の履行、透明性、並びに顧客及びより広範な地域社会からの信頼を生み出すことに取り組んでいる。これを受けて、銀行業・金融業に関する誓約(Banking and Finance Oath)に定められる事項を含め、当行規範に含まれる原則にも、当行に対する地域社会からの期待が反映されている。当行規範は、取締役会及び経営陣の全面的な支持を受けており、当行は、当行規範の遵守が極めて重要であると認識している。

当行の「事業の遂行に関する原則」(「当行原則」)は、持続可能な商慣行及び地域社会への貢献に対する当行のコミットメントを支えている。要約は以下のとおりである。

- ・当行は、当行の成功が、当行の顧客、人材、株主、サプライヤー、アドバイザー及び地域社会の当行に対する信用と信頼にかかっていると志向する
- ・当行は、最高レベルのガバナンス及び倫理に関する慣行を維持しつつ、ステークホルダーの利益を保護する ことを志向する
- ・当行は、当行が行うすべての物事の中心に顧客を据えることを志向する
- ・当行は、当行の人材が、サービス事業の成功にかかる決定的要素であると志向する
- ・当行は、環境に対する当行の直接的及び間接的な影響の管理に取り組んでいる
- ・当行は、社会に積極的に貢献することが、当行の事業の持続可能性の基盤になると志向する
- ・当行は、当行のサプライヤーが当行の持続可能性を模索する上でのパートナーとみなされるべきだと志向す る

当行原則は、責任ある商慣行を推進する主要な国際的イニシアチブと平仄を合わせており、当該原則は、すべての取締役、従業員及び業務受託者に適用される。

また、当行は、当行規範及び当行原則を支えるために当行のバリューチェーン全体において内部的及び対外的 に適用される以下の枠組みを設けている。

- ・様々な内部規定、方針、枠組み、コミュニケーション、及び「ドゥーイング・ザ・ライト・シング (Doing the Right Thing) 」と銘打ったオンラインの学習モジュールを含む研修プロセス及びツール
- ・人権、気候変動及び環境等の問題への取組みに関する様々な対外的な規範、枠組み、運営原則、方針及び意 見表明書

重要な方針

当行は、規制のコンプライアンス及び人的資源の要件を管理するために、多数の重要な方針を有している。また、当行は自発的に銀行取引準則及び電子決済に関する行動規範等、様々な外部産業規定も遵守している。

上級財務担当役員の倫理規定

会計慣行及び財務報告規定は、当行規範を補完するものである。会計慣行及び財務報告規定は、当行のCEO、CFO及びその他の主要な財務担当役員に以下を要求することにより、これらの者が最高レベルの倫理基準に基づいて会計慣行及び財務報告に関する義務及び責任を果たすことを支える目的で制定されている。

- ・とりわけ利益相反に関して、誠実かつ倫理的に行動すること
- ・報告及びその他のコミュニケーションにおいて完全、公正、正確かつ適時な開示を行うこと
- ・関係法令及び規則を遵守すること
- ・当行規範に対する違反を迅速に報告すること
- ・当行規範の遵守に対し、説明責任を負うこと

会計慣行及び財務報告規定は、当行のウェブサイト(www.westpac.com.au/corpgov)において入手可能である。

利益相反

当行グループは利益相反に関する詳細な枠組みを有しており、当該枠組みには、実際の、潜在的な、又は明白な利益相反の特定及び管理を目的とする具体的な部門別の方針及びガイドラインに基づく、当行グループの方針が含まれる。

利益相反に関する枠組みには、当行グループの贈与及び接待に関する独立した方針が含まれる。当該方針は、 当行従業員に対し、贈り物又は接待の贈与及び受領に関する当該従業員の義務の履行についての方針を提示して いる。

取締役会

すべての取締役は、実際の、潜在的な、又は明白な利益相反について、同職に任命された際に開示し、かつ取締役会に対して随時最新情報を開示することを求められている。

取締役会が検討している事項に関して個人的に重要な利害関係を有する取締役は、その利害関係を申告しなく てはならない。当該取締役は、取締役会が別段の決定をしない限り、当該事項について取締役会の協議に出席す ることができず、議決権を行使することもできない。

当行の従業員及び業務受託者

当行は、当行の従業員及び業務受託者に以下のことを期待する。

- ・実際の、潜在的な、又は明白な利益相反に対処するための適切な手配を整えること
- ・当行グループ以外の会社の取締役の職務を受諾する場合は、事前に当行の上級役員職の承諾を得ること
- ・当行の顧客又はサプライヤーに対して有している重要な利害関係を上司に報告し、かかる利害関係を有する 顧客との関係に関与しないこと

- ・承認を得ることなく、又は当行に対する義務及び責任を果たす能力にマイナスの影響を与える可能性のある場合に、当行における職務以外の事業活動(自営、パートナー、取締役、代理人、保証人、投資家又は従業員のいずれを問わない。)に参加しないこと
- ・経営判断に影響を与える又は影響を与えると思われる可能性のある要求、便宜を図るための金銭提供、又は 金銭、物品、恩恵若しくは娯楽の受領・提供を行わないこと

適任かつ適切な人材評価

当行は、取締役会に承認された当行グループの資質規定 (Fit and Proper) 指針を有しており、当該指針は、関係するAPRA健全性基準の要件を満たすとともに、ADI及びその子会社に適用される1959年銀行法 パートIIAA 銀行執行役員の説明責任体系の要件を網羅している。当該指針に従い当行は、取締役、及びAPRA健全性基準又は ASICライセンス要件が義務付ける特定の法定の職務を担う人員の適性及び適切性を評価している。取締役会議長 (評価対象が議長自身の場合には取締役会)は、当行及び子会社の取締役会の取締役及び非業務執行取締役、グループ業務執行役員、外部監査人及び保険計理人の評価に対して責任を負っている。資質規定委員会は、当行の取締役会から委任された権限に基づき、法定の職務を担うその他のすべての従業員の資質規定評価に対して責任を負っている。いずれの場合も、対象の人員は詳細な申告の提出を求められ、素性調査を受ける。

問題報告及び告発者保護

当行グループの内部告発方針に基づき、当行は従業員、業務受託者、出向者、元従業員、ブローカー、サービス提供者(監査人、会計士及びコンサルタント等)及びサプライヤーに対し、不法であるか又は倫理に反する可能性のある活動又は行動につき、問題を提起することを推奨している。「疑わしい場合は報告する」というのが当行の考え方であり、当行の上級役員職は、不正行為を報告した者の尊厳、福祉、キャリア及び評判を守るとともに、彼らに必要な支援を与えることに尽力している。当行は、内部告発の開示に関連する報復や敵対行為を容認しない。

内部告発方針は、当行の問題報告システムであるコンサーン・オンライン (Concern Online)及び内部告発者ホットライン (Whistleblower Hotline)を含むすべての報告手段をまとめたものである。いずれの手段においても、匿名での報告が可能である。当該問題は、当行規範、当行の方針又は規制上の義務の違反の疑いを含む。

内部告発者は、問題を提起する際、報告を行うことによる個人的な不利益から内部告発者を保護する内部告発 者保護委員(Whistleblower Protection Officer)の関与を求めることができる。

当行は、報告された問題の調査を、内密、公正かつ客観的な形で行う。かかる調査により不正行為が明らかになった場合、当行はそのプロセスを変更し、当該不正行為を行った当事者に対して措置を講じなければならない。また、かかる問題を関係当局及び監督機関に報告する結果となる場合もある。

当行の内部告発プログラムの監督を担う取締役会附属委員会及びウエストパック・グループ業務執行リスク委員会は、四半期ごとに内部告発に関する報告を受ける。報告内容には、提起された問題に関する統計を含む多数の指標が含まれる。

当行の内部告発方針の概要は、当行ウェブサイト (https://www.westpac.com.au/about-westpac/westpac-group/corporate-governance/principles-policies/) において入手可能である。

証券の取引

ウエストパック・グループ証券取引方針に基づき、取締役、従業員、出向者及び業務受託者(及びそれらの「関係者」)は、内部情報を有している場合、あらゆる有価証券及びその他の金融商品の取引を行うことを禁止されている。また、証券の取引をするために当該内部情報を利用する可能性のある他者に当該情報を提供することも禁止されている。また、年功又は役職の性質により、当行の重要な秘密情報に接する取締役及び従業員、出向者又は業務受託者(指定従業員と呼ばれる。)には、年次及び半期決算発表の前及び直後における取引の禁止を含む追加的な制限が適用される。

これらの義務を管理及び監視する方法は以下のとおりである。

- ・有価証券の価格に影響を与える可能性のある内部情報を有する取締役又は従業員による、当該有価証券の取引を禁じた当行方針のインサイダー取引規定
- ・取締役及び指定従業員による当行株式及び当行のその他の金融商品の取引期間の制限(「取引停止期間」)
- ・取締役及び指定従業員による当行の証券の空売りの禁止
- ・取締役及び指定従業員に対する、取引停止期間外の取引に関する許可の取得又は意向の通知、及び内部情報 の不所持の証明の要求
- ・取締役及び指定従業員による当行証券の取引の監視
- ・指定従業員登録の管理及び定期的な更新
- ・ASXの上場規則により義務付けられる、取締役による当行証券の取引のASXへの通知
- ・直接又は間接的を問わず、従業員による自らの権利未確定の従業員株式・証券に対するヘッジ契約の締結の 禁止

ウエストパック・グループ証券取引方針は、当行のウェブサイトのコーポレート・ガバナンスのセクションに おいて入手可能である。

. カスタマー・アドボケイト

当行のカスタマー・アドボケイトは、個人及び小企業の顧客に関する苦情処理結果に関し、当行の標準的な内部レビュー・プロセスとは別に、独自のレビュー手段を提供する。カスタマー・アドボケイトは、内部紛争解決プロセスの結果について顧客の納得を得られなかった場合に当該苦情処理結果に関してレビューを行い、独自に拘束力のある決定を行う権限を有する。

当行のカスタマー・アドボケイトに関する詳細は、当行のウェブサイトにおいて入手可能である。

. 賄賂及び腐敗防止

当行は、業務を行う全ての市場及び法域における賄賂及び腐敗防止(「AB&C」)法の遵守を求めている。AB&C 法とは、オーストラリアの1995年刑法典法、英国の2010年贈収賄法及び米国の1977年海外腐敗行為防止法を含むが、これらに限定されない。各国の適用あるAB&C法の要件の間に矛盾が生じた場合、当行の立場として、常に義務負担がより大きい方の要件を採用する。

当行の賄賂及び腐敗防止コンプライアンス・プログラムには、世界的な賄賂及び腐敗防止方針のほか、取締役会による承認及び監督、並びに当行が贈収賄(手続の円滑化のための手数料等の支払いを含む。)を容認しない旨の明確な強調が含まれる。当行は、帳簿及び記録が必ず公正かつ正確で、合理的に詳細なものであることを求めている。当行は、すべての従業員に対し、当行のために又は当行を代理してサービスを行う上で当該原則を遵守するよう求めている。当行はまた、当行のために又は当行に代わってサービスを提供する第三者に対し、適用あるすべてのAB&C法を遵守するよう義務付けている。

. 奴隷及び人身取引

当行は、英国の2015年現代奴隷法のサプライチェーンの透明性に関する規定(54条)に従い、奴隷及び人身売買に関する声明を毎年公表している。当該声明は、当行グループの持続可能な事業慣行及び人権向上に対するコミットメント、並びに当行が当該会計年度中に、その世界的な事業及びサプライ・チェーンにおける現代奴隷の防止のために講じた措置の概要を示すものである。

当該声明は、当行のウェブサイトにおいて入手可能である。

. 多樣性

当行は、当行グループの受容及び多様性イニシアチブについて定めた受容及び多様性に関する方針を有している。当該方針は、主要な優先事項や活動の実施を可能にするための、総合的な受容及び多様性戦略と連動している。ここでいう多様性には、当行の各従業員の個性としての目に見える違いや目に見えない違いであって性別、性自認、年齢、民族性、アクセシビリティの要件、文化的背景、性的指向若しくは宗教的信念に関するものや、それぞれの経験、見識及び物の見方に基づく違いが含まれる。

当該方針並びに2018年から2020年の受容及び多様性戦略の目的は、当行グループが以下の事項を確保すること にある。

- ・顧客のニーズを深く理解する能力を通じて競争優位性をもたらす労働力構成を保有すること
- ・性別、文化的アイデンティティ、年齢、ワークスタイル又はアプローチを問わず、あらゆる個人が能力を発揮することができる、真に包括的な職場環境を保有すること
- ・当行グループのあらゆるステークホルダーのため、多様性の価値を活用し、最良の顧客経験、業績の向上及 び企業としてのレピュテーションの強化をもたらすこと
- ・受容及び多様性に関する実務において主導的地位を担い続け、社外のコミュニティに指針を提示すること

上記の目的を達成するために、当行グループは以下の事項に取り組んでいる。

- ・取締役会により決定された、性別における多様性を達成するための測定可能な目標を有しており、取締役会 が毎年、当該目標及びその達成度の双方について評価を行うこと
- ・年次ベースで給与の公平性を評価すること
- ・事業全体において、柔軟性に関する方針を適用することを奨励し、支援すること
- ・当行グループのブランド全体において、雇用へのアクセスを求めるオーストラリアのアボリジニ及びトレス 海峡諸島民を積極的に支援する取組みを行うこと
- ・障害者の雇用機会へのアクセスを確保することを含め、アクセシビリティに関する要件を満たす従業員及び 顧客に関するアクセシビリティ・アクション・プランを実施すること
- ・レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー及びインターセックス(LGBTI)の従業員を受け入れる環境を積極的に奨励すること

上記の目標の実施は、CEOが議長を務め、年2回会合するウエストパック・グループ受容及び多様性審議会によって監督される。

取締役会又は適切な取締役会附属委員会は、受容及び多様性イニシアチブについて、受容及び多様性審議会から定期的に最新情報の通知を受けている。

2017年9月30日に終了した会計年度中、受容及び多様性に関するガバナンスの枠組みが導入され、これにより以下が創設された。

- ・各事業分野のグループ業務執行役員が議長を務める、受容及び多様性事業分野別審議会
- ・指名された各事業分野のゼネラル・マネジャーの代表者により構成され、受容及び多様性責任者が議長を務める受容及び多様性ワーキング・グループ

当行は、従業員活動グループ及び(「受容性インデックス」を構成する質問を含む)年次従業員調査を通じて、従業員の要望に傾聴し続けている。

当行の受容性リーダーシップ・プログラムは、当行が受容性のある文化のために適切な人材に投資していくことを確保するものである。大部分の上級指導職及びグループ業務執行役員は、2018年度に既に同プログラムを修了している。

2010年10月、取締役会は、2014年までに指導職(経営陣から支店長までの5,000名超のリーダー)に占める女性の比率を33パーセントから40パーセントに増加させる旨の目標を設定し、この目標は予定より2年早く2012年9月に達成された。当行は現在、指導職の50パーセントが女性であり、今後はこの平等性を維持することへと焦点を移していく。

2018年9月30日現在、当行グループの雇用する女性の比率は以下のとおりである。

- ・取締役会¹:22パーセント
- ・指導職²:50パーセント
- ・ウエストパック全従業員:57パーセント

当行グループの目標達成への取組みに加えて、2015年には、当行CEOが、政府男女平等雇用機関のペイ・エクイティ・アンバサダーの登録を受けた。

当行は、従業員のニーズ、勤務上の希望及び事業上のニーズに応じて、幅広く柔軟な勤務形態のオプションを 提供している。これには、以下が含まれる。

- ・フレックス・タイム制
- ・モバイル・ワーキング
- ・パートタイムの勤務
- ・ジョブ・シェアリング

当行はまた、育児休暇、福利・ライフスタイル休暇及びドメスティック・バイオレンス被害者支援休暇を含め、柔軟性を支える様々な休暇のオプションを提供している。

- 1 2018年10月1日のアニータ・ファン氏の就任後における取締役会の女性の比率は30パーセントである。
- 2 指導職の女性とは、当行グループ全体で指導職にある(常勤又は最長の期間雇用の)女性の比率を指す。これには、CEO、グループ業務執行委員、ゼネラル・マネジャー、業績に重要な影響を与える上級指導職(ゼネラル・マネジャーの直属の部下及びその直属の部下)、大きな(3名以上の)チームのリーダーであってゼネラル・マネジャーの下に続く3階級の者、並びに銀行支店長及び副支店長が含まれる。

. 持続可能性

当行は、持続可能かつ責任ある商慣行が、当行の事業及び株主価値にとって重要であると考えている。持続可能性とは、リスク及び機会を、当行のすべてのステークホルダー(すなわち当行の顧客、従業員、サプライヤー、投資家及び地域社会のパートナー)、並びにより広範なコミュニティ及び環境全体の長期的なニーズの最適なバランスを保つ方法で管理することである。

当行の持続可能性の管理は、現在及び将来において、当行の事業及びステークホルダーにとって特に重要であると考える事項に取り組むことを意図したものである。また、当行は、これが発展的な課題であることを理解しており、持続可能性に関する事項の管理を、徐々に通常の慣行として業務に組み込んでいくよう努めるとともに、新たな社会問題であって、当行が有意義な変化をもたらし、事業価値を高めるための能力と経験を有しているものの予測及び明確化も行っている。

報告

当行は、年次レビュー及び持続可能性の報告書、年次報告書、持続可能性実績報告書並びに通年及び半年のASXの報告書において、当行にとって特に重要な持続可能性に関する事項、当行による当該事項に関連するリスク及び機会の対応方法の詳細、並びに当行の持続可能性戦略の実績を報告している。

当行の持続可能性に関する報告は、オーストラリア保証業務基準3000(改定を含む。)の過去の財務情報の監査又は検討を除く保証業務(「ASAE 3000」)に従って行われる第三者の限定的保証の対象となっている。また、保証提供者は、当行の持続可能性に関する報告書がAA1000及びGRI基準に従って作成されているかの評価も行っている。

. 財務報告

財務報告に対する取組み

当行の財務報告に対する取組みには、以下の3つの中核となる原則がある。

- ・当行の財務報告書が真実かつ公正な見解を示していること
- ・当行の会計方針が適用ある会計基準及び方針に適合していること
- ・当行の外部監査人が独立しており、株主の利益のために奉仕すること

取締役会は、取締役会附属監査委員会を通じて、当該原則に関するオーストラリア及び海外における動向を監視し、当行の慣行についても適宜見直しを行う。

取締役会は、リスク管理に対する監督責任を、取締役会附属監査委員会並びに取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会に委任している。同様に、取締役会は、報酬に関する報告書の作成及び開示に対する監督責任を、取締役会附属報酬委員会に委任している。

取締役会附属監査委員会

取締役会附属監査委員会は、同委員会の憲章に定められるとおり、以下の主要な役割を有する。

- ・当行及びその関連法人の財務書類及び財務報告システムの完全性の監督
- ・外部監査人の資格、業績、独立性及び費用を含む外部監査の委任の監督
- ・内部監査機能の実施の監督
- ・財務報告並びに健全性規制に関する報告及び職業会計に関する要件の遵守を含む、当行グループの企業報告 の完全性の監督
- ・会計、内部統制、コンプライアンス、監査又はその他従業員が懸念を有する事項に関して従業員及び第三者 から機密扱いで提供を受ける情報の受付、留保及び処理に関する方針及び手続の承認及び検討、並びに従業 員における当該方針及び手続の把握状況の監視

取締役会附属監査委員会は、以下の事項について検討し、経営陣及び外部監査人と討議し、評価を行う。

- ・財務報告に関する重要な問題、及び財務報告書の作成に関連して行われた重要な判断
- ・財務に関する情報、報告及び開示に関する法律及び規則を監視し、それらを遵守するために用いられる手続
- ・CEO及びCFOが当行グループの中間及び通期の各財務書類の承認に関連して行った開示に関する手続

上記に加えて、取締役会附属監査委員会は、経営陣、外部監査人及びグループ監査部門との間で、外部監査報告書において主要な監査事項に指定される可能性の高い事項を含め、継続的な対話を維持している。主要な監査事項は、外部監査人が、財務報告書の監査において特に重要と考える事項である。

その監督責任の一環として、取締役会附属監査委員会はまた、以下に記載される者を含む幅広い内外のステークホルダーと討議を行う。

- ・当行の重要な財務報告リスク・エクスポージャー、並びに経営陣が当該エクスポージャーを監視及び管理するために取った措置について、外部監査人と行う討議
- ・グループ監査部門及び外部監査人による監査及び重要な発見、並びに経営陣の対応の妥当性についてグループ監査部門担当ゼネラル・マネジャー及び外部監査人と行う討議
- ・中間及び通期の財務書類について経営陣及び外部監査人と行う討議
- ・規制当局又は政府機関とのやり取り、及び公表された報告書であって重要な問題を提起するもの又は当行グループの財務書類若しくは会計方針に関する事項に影響を及ぼす可能性のあるものについて経営陣及び外部 監査人と行う討議
- ・財務書類に重大な影響を及ぼす、又は財務書類における開示を要する可能性のあるあらゆる法律上の問題に ついて、法務及び秘書役担当グループ業務執行役員と行う討議

取締役会附属監査委員会は、財務情報、報告及び開示に関する内部統制、並びに当行グループの財務書類の完全性及び正確性について、定期的に経営陣の参加なしに外部監査人と協議する。同委員会はまた、経営陣の他のメンバーの参加なしにグループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーと会合する。

取締役会附属監査委員会はまた、取締役会又は他の取締役会附属委員会に対し、取締役会附属監査委員会が把握した、取締役会又は各取締役会附属委員会に関係する事項について情報を提供する。

財務に関する知識

取締役会附属監査委員会は、4名の独立非業務執行取締役からなり、ピーター・マリオット氏が委員長を務めている。

取締役会附属監査委員会のすべての委員は、適切な財務経験及び金融サービス業界に関する知識を有しており、ASXCGC提言、1934年米国証券取引所法(その後の改正を含む。)及びその関係規則、並びにNYSE上場規則に基づく独立性の要件を満たしている。

取締役会は、マリオット氏が米国証券法の規定に定義される「監査委員会の金融専門家」であり、独立していると判断した。

マリオット氏の監査委員会の金融専門家への指名は、同氏に取締役会附属監査委員会の委員として担う以上の職務、義務又は責任を課すものではなく、その他の取締役会附属監査委員会の委員若しくは取締役会のメンバーの職務、義務又は責任に影響するものでもない。監査委員会の金融専門家は、指定された以外の目的に関する「専門家」とはみなされない。

CEO及びCFOの保証

取締役会は、経営陣から、当行及び当行が管理している事業体の財政状態及び業務成績に関する報告を定期的に受ける。CEO及びCFOは、取締役会が各会計期間の財務書類を承認する前に、取締役会に対してすべての重要な点について以下のとおりである旨記載された正式な声明を提出しており、2018年9月30日に終了した会計年度についても当該声明が提出された。

- ・当行の財務記録は、以下のとおり適切に維持されている
 - -取引、財政状態及び業績を正しく記録及び説明している
 - 真実かつ公正な財務書類の作成及び監査を可能にしている
- -記録に記載された取引の完了後7年間は保管されている
- ・財務書類及び注記は、適切な会計基準を遵守している
- ・財務書類及び注記は、当行及び連結会社の財政状態及びその業績について真実かつ公正な見解を示している
- ・会社法及び規則に定められているその他の事項であって、財務書類及び注記に関連するものは充足されてい る
- ・会社法の第295A条に従って行われた宣言は、リスク管理及び内部統制の確固としたシステムに基づいており、当該システムは、財務報告リスクに関するすべての重要な点において効果的に機能している

外部監査人

外部監査人の役割は、当行の財務報告書が真正かつ公正で、関連法令を遵守している旨の、独立した意見を提供することである。

当行の外部監査人は、プライスウォーターハウスクーパーズ(「PwC」)であり、2002年度AGMにおいて株主により任命された。2002年度の前までは、1968年度以降、PwC又はその前身事務所のパートナーであった個人が当行の外部監査人を務めていた。PwCのリード監査パートナーは、ロナ・マティス氏で、品質レビューパートナーはウェイン・アンドリューズ氏である。両氏はそれぞれ2017年6月と2015年1月に当該役職に就任した。

外部監査人は、取締役会附属監査委員会、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属テクノロジー委員会の全書類を受領し、これらの委員会のすべての会議に出席し、その委員に常時対応する。 外部監査人はAGMにも出席し、外部監査人の監査、監査報告書及び財務書類並びに外部監査人の独立性に関する 株主からの質問に対応する。

当行の外部監査人として、PwCは半期ごとに(半期及び通期の終了時に)その独立性及び独立性基準の遵守を確認することを求められているが、実際には、四半期ごとに独立性の確認を行っている。

当行は、外部監査人との関係を厳密に管理しており、これには雇用、取引関係、財務上の利害及び外部監査人による当行の金融商品の使用等の制限が含まれる。

外部監査人の関与

独立性又は利益相反の問題の発生を回避するため、外部監査人は当行に対し、一定の非監査サービスを行うことができず、当行の「PwCによる監査及び非監査サービスへの関与に関する事前承認」(「ガイドライン」)において、その他の非監査サービスを行うことができる範囲も制限されうる。非監査サービスに関する外部監査法人の利用は、取締役会附属監査委員会により定められ、ガイドラインに記載される事前承認のプロセスに従って評価され、承認される必要がある。

2018年9月30日に終了した年度に関して、直近の2会計年度において外部監査人が請求した監査、監査関連、 税務及びその他サービスに関する費用の合計の内訳は、第一部 第6 1「財務書類」に対する注記39に記載されている。

グループ監査部門(内部監査)

グループ監査部門は、信用ポートフォリオ及びモデル・レビュー・チームを含む当行の内部監査部門であり、グループ監査部門及び信用ポートフォリオ及びモデル・レビュー・チームはいずれも、取締役会及び業務執行経営陣に対し、経営陣によるリスク管理の妥当性及び有効性の独立した客観的な評価を提供する。グループ監査部門は、取締役会附属監査委員会により承認された、かかる部門の目的、役割、範囲及びハイレベルの基準について定めた憲章に準拠している。グループ監査部門は、ウエストパック及びその完全子会社のガバナンス、リスク管理及び内部統制の枠組みを担当している。当該部門は、当行が完全所有するすべての事業体に立ち入ることができ、リスクベースの計画手法に従って監査及び評価を行う。グループ監査部門担当ゼネラル・マネジャーは、取締役会附属監査委員会の委員長への直接の報告ライン及び首席財務担当役員との管理上の連絡ラインを有しており、CEOへ直接連絡することもできる。

グループ監査部門の責任には、取締役会附属監査委員会、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会並びに取締役会附属テクノロジー委員会に定期的な報告を行い、これらの委員会に対してあらゆる重要な問題提起を行うことが含まれる。

xi.市場への開示

当行は、すべての投資家に対して公平かつ適時に、バランスのとれた有意義な情報を提供するための情報開示の水準を保っている。当行グループはこれらの基準に従って、取締役会により承認された、当行が株主及び投資業界とのコミュニケーションを取る方法を定める市場開示規定を設けている。

当該規定は、ASX、NZX及び当行が開示義務を有するその他の海外証券取引所の要件を反映し、また、有価証券及び企業に関する法令を遵守している。当行の規定は、合理的一般人が当行株式の価格又は価値に重要な影響を及ぼすことを予測できるような情報は、規制上の要件に基づく例外が適用されない限り、第一にASXを通じて開示されなければならないと定めている。

当行の開示委員会は、市場開示規定に基づいて公に開示するべき情報を決定し、いかなる情報が価格への影響力を根拠に市場への開示を求められるのかについて従業員の理解を深める責任を有している。開示委員会には、CEO及び経営陣が含まれている。

法務及び秘書役担当グループ業務執行役員が、開示担当役員を務めている。開示担当役員は、市場への開示の結果必要となる証券取引所とのコミュニケーション、及びあらゆる法域の規制当局への通知について最終的な責任を有する。

関連情報が市場に開示され、投資家により入手可能となると、当該情報は当行のウェブサイト上においても公開される。当該情報には、投資家向けディスカッション・パック、当行の財務成績についてのプレゼンテーション及び説明が含まれる。また、同ウェブサイトには、当行の年次レビュー及び持続可能性に関する報告書、年次報告書、決算発表、CEO及び業務執行役員の報告会(すべての主要イベントのウェブ放送、録音及び抄録を含む。)、株主総会通知並びに主要なメディア・リリースも掲載されている。

xii. 株主とのコミュニケーション及び株主の参加

株主とのコミュニケーション及び株主の参加

当行は、当行の戦略、事業運営、業績及びガバナンスについて、株主に対して常に完全な情報提供を行うよう 努めている。当行の投資家向け広報活動プログラムの一環として、当行はベスト・プラクティス及び株主との効 果的な双方向コミュニケーションを維持するため、当行のコミュニケーションに関するアプローチの継続的な見 直しを行っている。これには、以下が含まれる。

- ・すべての関連企業情報を提供するとともに、当該情報を容易に特定及び利用できる構成にするための、当行 グループのウェブサイト上の投資家センター(Investor Centre)の設計及び維持
- ・電話、Eメール及び郵便を通じた株主からの問い合わせへの直接の対応
- ・株主からのよくある質問のほか、業界及び社内で関心の高いトピックに対応するための企業プレゼンテーションの作成
- ・ウェブ放送及び当行ウェブサイトへの情報掲載を通じたすべての主要な市場報告会及び株主総会への適切な アクセスの確保

株主は、すべての主要な市場報告会及び株主総会が記載された当行の財務行事予定にアクセスすることができる。また、当該行事についてはASXを通じた告知も行われる。

株主は、当行及びその株式登録機関の両方から、印刷物又は電子形式のいずれかの形で情報を受け取ることができる。

当行は、AGMを株主とのコミュニケーションを行う重要な機会であるととらえており、できる限り多くの株主に出席の機会を提供するため、AGMを各州都で順番に開催している。株主は、AGMへの出席及び積極的な参加を推奨されているものの、株主総会はウェブ上で公開され、当行のウェブサイトにおいて後日確認することもできる。AGMに出席できない株主は、インターネット上で行うことを含む複数の手段により、直接議決権を行使し又は議決権の代理行使を行うことができる。また、株主は、総会通知を受領した際に、AGMにおいて提起したい議題を提出することができる。

xiii. リスク管理

役割及び責任

取締役会は、当行グループのリスク管理戦略及びリスク選好宣言を承認し、当行グループによるリスク管理の有効性を監視する責任を有する。取締役会は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会に、当行グループのリスク管理戦略及びリスク選好宣言の検討、及びそれらの承認に関する取締役会への勧告、当行グループのリスク選好及び資本力に関連した現在及び将来のリスク・ポジションに関する見方の策定、リスク管理の枠組み、方針及びプロセスの検討及び承認、並びに経営陣の決定権を超えたリスクの検討及び(適切な場合)承認に関する責任を委任している。

当行のリスク管理戦略及びリスク選好宣言は、2018年9月30日に終了した会計年度中に取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会によって検討され、取締役会によって承認された。

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は、当行グループのリスクの構造及び調整が当行グループのリスク選好宣言と一致しているかを検討及び監視し、資本レベルが当行グループのリスク選好に沿っているかを検討及び監視する。同委員会は、経営陣から定期的に当行の重大なリスクの管理の有効性に関する報告を受ける。取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の役割の詳細については、後述の「取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会」の項目を参照のこと。

CEO及び経営陣は、リスク管理の戦略及び枠組みを実施する責任、並びに当行のすべての活動におけるリスクの特定及び管理に関する方針、統制、プロセス及び手続を策定する責任を担っている。

当行は、リスク管理に関して、従業員全員がリスクを特定及び管理し、かつ当行グループの望ましいリスク構造の範囲内で活動することについて責任を負う、「全員がリスクに関係している(Risk is Everyone's Business)」という当行の文化を反映した3つの防衛ラインによるアプローチを採っている。効率的なリスク管理により、当行は以下を行うことができる。

- ・当行のリスク構造を正確に評価し、リスク選好の範囲内でリスクと利益のバランスを取ることにより、財政 的成長の機会を最大限に利用し、潜在的な損失又は損害を軽減すること
- ・安定した信用度及び規制上の最低値を上回るバッファーを備えたバランスシートの維持により、当行グループの預金者、保険契約者及び投資家を保護すること
- ・当行の顧客に対し、市場の一体性を支える適切、公正かつ明確なアウトカムを提供すること
- ・過度のリスク又は不適切なリスク集中を防ぐための充分な制御を組み込むこと
- ・当行の規制及びコンプライアンスに関する義務の履行

第1の防衛ライン - リスクの特定、管理及び自主評価

部門別の各事業分野は、承認されたリスク選好及びリスクに関する方針の範囲内で、かかる事業分野において 発生するリスクを特定し、評価し、管理する責任を負う。かかる部門別の各事業分野は、適切なリスク管理、リ ソース及び自主評価のプロセスを確立し、維持しなければならない。

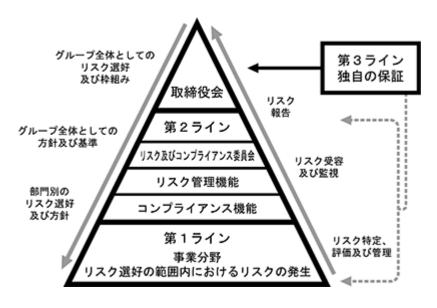
第2の防衛ライン・リスク管理の枠組み及び方針の確立並びにリスク管理の監督

リスク及びコンプライアンスに関する助言、調整、保証及び監視機能により、リスクの管理、監視及び報告のための枠組み、方針、制限及び手続が定められている。第2防衛ラインは、第1防衛ラインにおける調整並びに枠組み及び方針の適用の適切性及び有効性の評価及び保証を行い、特定された欠陥の是正に向けた第1防衛ラインの進捗状況を監視する。また、第2防衛ラインは、第1防衛ラインに与えられた権限の範囲外の一定のリスクを承認することができる。

第3の防衛ライン - 独自の保証

グループ監査部門は、取締役会及び上級業務執行役員に、当行グループのガバナンス、リスク管理及び内部統制が効果的に機能しているとの確信を与えることを目的として、第1及び第2のラインにおけるリスク管理のアプローチの適切性及び有効性を評価し、これらについて見解を述べ、是正措置の進捗状況を追跡する独自の保証機能である。

下図は、当行全体のリスク管理に関する取組みを要約したものである。



当行全体のリスク管理ガバナンス構造の詳細は、後掲の「リスク管理ガバナンス構造」の表に示されている。 当行は、リスクを様々な種類に分類する。

- ・信用リスク 当行に対する、顧客又は相手方の金融債務の不履行によって生じる財務上の損失のリスク
- ・流動性リスク 当行グループが、資金を換金できず満期を迎えた債務の履行を行うことができなくなるリスク
- ・市場リスク 外国為替相場、金利、商品価格又は株価等の市場要因の変動が収益に悪影響を及ぼすリスク。 当該リスクには、銀行業務における金利リスク(通常業務における、資産及び負債のデュレーションのずれ から生じる受取利息に対するリスク)が含まれる。

- ・コンダクト・リスク 当行によるサービス及び商品の提供により、当行のステークホルダーに不適切若しく は不公正な結果が生じ、又は市場の統合性が損なわれるリスク
- ・オペレーショナル・リスク 不十分若しくは不適切な内部処理、人材及びシステム、又は外部的事象(金融 犯罪等)により発生する損失に関するリスク。かかる定義は、規制(バーゼル)上のオペレーショナル・ リスクの定義(法令及び規制に関するリスクを含むが、戦略に関するリスクを除く。)に則している。
- ・コンプライアンス・リスク 当行に課せられたコンプライアンス義務の遵守を怠ることで生じる、法律若し くは規制上の制裁、財務上の損失、又はレピュテーション損失のリスク
- ・事業リスク 戦略的目標及び事業計画に起因するリスク
- ・持続可能性リスク 既存又は新規発生の持続可能性に関する環境、社会又はガバナンス上の重要な問題に対する認識又は対処を怠ることにより、レピュテーション又は財務上の損失を被るリスク
- ・株式リスク 株式の価値の変動から発生する財務上の損失の潜在的なリスク。株式リスクは、直接的、間接 的又は偶発的である可能性がある。
- ・保険リスク 当行の保険事業体において、商品設計上の欠陥、引受け、再保険契約、又は保険事故の程度及 び頻度の上昇に起因して、請求に係る費用が予想を上回るリスク
- ・関係会社(伝染)リスク 当行グループのメンバーにおいて発生した問題が、当行グループ内の認可預金受 入機関の財政及び経営を危険にさらすリスク
- ・レピュテーションに関するリスク レピュテーション、ステークホルダーの信頼又は社会的な信用と地位を 喪失するリスク

当行は、APRA及びRBNZよりバーゼル の自己資本比率規制の枠組みに基づく上級認可を取得しており、自己資本比率を算出する際には、信用リスクを測定するための先進的内部格付手法(「先進的IRB」)によるアプローチ及びオペレーショナル・リスクを測定するためのAMAを使用している。

経済的、環境的及び社会的持続可能性リスクに関する重要なエクスポージャー

当行の経済的、環境的及び社会的持続可能性に関する重要なエクスポージャーは、当行のリスク管理の戦略及び枠組みに従って管理されている。

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会

取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は当行の独立非業務執行取締役の全員からなり、イーウェン・クラウチ氏が委員長を務めている。

リスク及びコンプライアンス委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、以下の業務を行う。

- ・リスク管理戦略及び当行グループのリスク選好宣言を検討し、これらの承認に関して取締役会に勧告すること
- ・当行グループのリスク選好宣言に沿って当行グループのリスクの構造及び統制を検討及び監視すること

- ・リスク管理の枠組み、方針及びプロセスを検討及び承認すること
- ・取締役会がCEO、CFO及びCRO並びに取締役会が信用リスクを承認する権限を委任した当行グループのその他の役員に委任した、信用リスクを承認する権限について適用される制限及び条件の検討及び承認を行うこと
- ・経済及び経営環境に関して予測される変化(新たに発生するリスクの検討を含む。)、並びに当行のリスク 構造及びリスク選好に関連すると考えられるその他の要因を監視すること
- ・取締役会による、APRA健全性基準CPS220リスク管理に基づくAPRAへのリスク管理に関する年次申告を支援すること
- ・経営陣に与えられた決定権を超えたリスクを検討し、適切な場合には承認すること
- ・当行グループ内のコンプライアンス管理の監督に関して取締役会を支援すること
- 各リスクの種類に鑑み、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の役割には以下が含まれる。
- ・信用リスク 信用リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限の承認、並びに当行の信用ポートフォーリオの信用リスク構造、業績及び管理の監視を行うこと
- ・流動性リスク 当行の年間資金調達戦略を含む流動性リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限、 回復・破綻処理計画の承認、並びに流動性のポジション及び要件の監視を行うこと
- ・市場リスク バリュー・アット・リスクの制限及びリスク制限のある純利息収益の制限を含むが、これに限らない市場リスク管理の枠組みを補助する主要な方針及び制限の承認、並びに市場リスク構造の監視を行うこと
- ・コンダクト・リスク 当行グループの行動の枠組みの検討及び承認、並びにコンダクト・リスクの管理及び 調整における成果の監視を行うこと
- ・オペレーショナル・リスク オペレーショナル・リスク管理の枠組み及び金融犯罪リスク管理の枠組みの両 方を補助する主要な方針の承認、並びにオペレーショナル・リスク及び金融犯罪リスクの管理及び調整にお ける成果の監視を行うこと
- ・コンプライアンス・リスク 当行グループのコンプライアンス管理の枠組みの検討及び承認、コンプライアンス管理のプロセス及び当行による準拠法、規則及び規制上の要件の遵守の検討、規制当局又は政府機関とのやり取り及び重要な問題を提起する公開レポートについての経営陣及び外部監査人との議論、並びに苦情及び内部告発者が掲げる問題の検討を行うこと
- ・レピュテーションに関するリスク レピュテーションに関するリスク管理の枠組みの検討及び承認、並びに レピュテーションに関するリスクの管理及び調整における成果の監視を行うこと
- また、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会は、以下の業務も行う。
- ・自己資本充実度に関する内部評価プロセスの監督及び承認を行い、その過程において当行グループのストレス・テストの結果を検討すること、目標とする自己資本比率のレンジを設定すること、並びに資本水準の当行グループのリスク選好との整合性を見直し、監視すること
- ・取締役会附属監査委員会に対し、定期的に保証及び報告(適切な場合)を行うこと

- ・その他のリスク管理の枠組み¹、及び/又は当該枠組みに基づく成果の監視(適切な場合)を検討し、承認すること
- ・当行のリスク文化に関する見方を形成し、リスク文化に関して望ましい変更の特定及び当該変更のために講じる措置を監督し、取締役会に定期的に報告すること
- ・取締役会又はその他の各取締役会附属委員会に対し、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会が把握した、取締役会又は各取締役会附属委員会に関係するあらゆる事項について情報を提供すること
- ・当行グループの米国リスク委員会としての権限により、当行グループの米国事業に関する主要なリスク、リ スク管理の枠組み及び方針を監督すること
- 1 追加的な枠組みには、持続可能性リスク管理の枠組み、株式リスク管理の枠組み、関係会社リスク管理の枠組み、金融犯罪リスク管理の枠組み及び保険リスク管理の枠組みが含まれる。

コンプライアンス管理の枠組み

コンプライアンス管理の枠組みは、当行の義務に対するコンプライアンスの管理及びコンプライアンス・リスクの軽減に向けたアプローチを定めている。当該枠組みは、より広範なリスク管理戦略の不可欠な要素であり、内外の環境に対応し、かつ当行の戦略的なコンプライアンスの方向性を支えるものであることを確保するため、定期的に評価され、適宜強化されている。

当行は、コンプライアンス・リスクを積極的に管理するため、以下のコンプライアンス目標を定めている。

- ・当行の法律上の義務、規制上の要件、賛助している自主的な実務指針及び当行グループの方針 (ウエストパック行動規範を含む。)を遵守すること
- ・コンプライアンスの管理、監視及び報告を行い、かつ違反、罰金若しくは罰則、又は規制上の認可の喪失の 可能性を最小限に抑えるための枠組み、方針及びプロセスを構築すること
- ・不遵守の事案に対処するために適切な是正措置が講じられることを確保すること

xiv. 報酬

取締役会附属報酬委員会は、当行が、業績を考慮して各人に対して公正に、かつ責任を持って報酬を与えるとともに、当行のリスク管理の枠組み、法令及び最高基準のガバナンスを反映した、報酬に関する一貫した方針及びその運用慣行を備えることを確保することにより、取締役会を補助している。

取締役会附属報酬委員会は、会計年度を通じて常設されており、3名の独立非業務執行取締役からなり、クレイグ・ダン氏が委員長を務めている。また、取締役会附属報酬委員会の全委員は、取締役会附属リスク及びコンプライアンス委員会の委員も兼ねており、同委員会は報酬枠組みに関する有効なリスク管理の統合を補助している。

取締役会附属報酬委員会は、同委員会の憲章に規定されるとおり、以下の業務を行う。

- ・ウエストパック・グループ報酬方針(「当行グループ報酬方針」)について検討し、取締役会に勧告を行い、また当行グループ報酬方針の有効性並びに法令、規制及び健全性基準との整合性を評価すること
- ・CEO、非業務執行取締役、グループ業務執行役員、その他CEO直属の業務執行役員、その他銀行執行役員の説明責任体系に基づく説明責任者、その他その活動が当行の財務健全性に影響を及ぼすと取締役会附属報酬委員会が判断する人員、APRAが指定する人員及び取締役会が決定するその他あらゆる人員についての個別の報酬水準について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・当行グループ報酬方針に含まれる各人員カテゴリーに対する報酬の構造を検討し、取締役会に勧告を行うこと と
- ・CEOの報酬に関する企業目標及び目的、並びにこれらの目的に鑑みたCEOの業績について検討し、取締役会に 勧告を行うこと
- ・グループ業務執行役員及びその他銀行執行役員の説明責任体系に基づく説明責任者に対する短期及び長期変 動報酬制度について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・株式ベースの報酬制度の承認について検討し、取締役会に勧告を行うこと
- ・当行グループ全体の一般的な報酬慣行を監督すること

取締役会附属報酬委員会は毎年、既定の事業の業績指標及び当行の財務健全性を考慮して変動報酬プールの規模を検討し、取締役会に勧告する。また、取締役会附属報酬委員会は、慎重な扱いを要すること、前例、又は開示に関する影響を理由として重要である個人又は集団に関して、当行グループ報酬方針外の報酬協定の承認を行う。さらに、取締役会附属報酬委員会は、報酬を決定する際、及び必要に応じて、上級業務執行役員の業績の検討及び評価を行う。

また、取締役会附属報酬委員会は、以下の場合に、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権を検討し、取締役会に勧告する。

- ・後発的な情報や事情により、当該株式付与が正当ではなかったと判明した場合
- ・取締役会附属報酬委員会が、リスク若しくはコンプライアンスに関する不履行、不適切な顧客アウトカム、 銀行執行役員の説明責任体系に基づく説明責任者の説明責任に関する義務の不遵守又はその他同委員会が関 連性があると考える事項により、調整が必要であると決定した場合

報酬のベンチマーク、市場慣行並びに新たな傾向及び規制改革を含む広範な問題に関する情報の提供を受ける ため、取締役会附属報酬委員会は、社外の報酬コンサルタントを採用している。

取締役会附属報酬委員会は、取締役会又はその他の各取締役会附属委員会に対し、取締役会附属報酬委員会が 把握した、取締役会又は各取締役会附属委員会に関係するあらゆる事項について情報を提供する。

当行の報酬の枠組みに関する更なる詳細については、第一部 第5 4「役員の状況」の「報酬報告書」を参照のこと。取締役会附属報酬委員会は、報酬報告書を検討し、その承認を勧告する。

リスク管理ガバナンス構造

当行のリスク管理ガバナンス構造は下表のとおりである。

	•
取締役会	・当行グループのリスク管理戦略及びリスク選好宣言全体の承認を行う
	・リスク管理に関し、APRAへの年次申告を行う
取締役会	・リスク管理戦略及び当行グループのリスク選好宣言を検討し、これらについて取締役会の承認
附属リスク	を得るために取締役会への勧告を行う
及び	・当行グループのリスク選好宣言に沿って当行グループのリスクの構造及び統制を検討し、監視
コンプライ	する
アンス	・リスク管理の枠組み、方針及びプロセスを検討し、承認する
委員会	・取締役会により、CEO、CFO、CRO及び当行グループのその他の役員に委任された、信用リスク
(BRCC)	の承認に関する権限に課される制限及び条件を検討し、承認する
	・経済状況及び経営環境に関して予測される変化(新たに発生するリスクの検討を含む。)、並
	│ びに当行のリスク構造及びリスク選好に関連すると考えられるその他の要因を監視する
	・取締役会による、APRA健全性基準CPS220リスク管理に基づくAPRAへのリスク管理に関する年次申告を支援する
	・経営陣の決定権を超えたリスクを検討し、適切な場合には承認することができる
	・当行グループ内のコンプライアンス管理の監督に関して取締役会を支援する
リスク	取締役会附属監査委員会
リスク 管理を行う	取締役会附属監査委員会 ・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する
1	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する
管理を行う	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会
管理を行う その他の	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の
管理を行う その他の 取締役会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関す
管理を行う その他の 取締役会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取
管理を行う その他の 取締役会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関す
管理を行う その他の 取締役会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取
管理を行う その他の 取締役会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取締役会に勧告することを含む。)
管理を行う その他の 取締役会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取締役会に勧告することを含む。) 取締役会附属テクノロジー委員会
管理を行う その他の 取締役会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取締役会に勧告することを含む。) 取締役会附属テクノロジー委員会 ・当行グループのテクノロジーに関する戦略(主要なテクノロジー・プログラムに関連するリス
管理を行う その他の 取締役会 附属委員会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取締役会に勧告することを含む。) 取締役会附属テクノロジー委員会 ・当行グループのテクノロジーに関する戦略(主要なテクノロジー・プログラムに関連するリスクを含む。)の実施を監督する
管理を行う その他の 取締役会 附属委員会	・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の 枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取締役会に勧告することを含む。) 取締役会附属テクノロジー委員会 ・当行グループのテクノロジーに関する戦略(主要なテクノロジー・プログラムに関連するリスクを含む。)の実施を監督する ・取締役会が承認した戦略を遂行する
管理を行う その他の 取締役会 附属委員会	 ・財務書類及び財務報告システムの完全性並びに課税リスクに関する事項を監督する 取締役会附属報酬委員会 ・当行グループの報酬に関する方針及び慣行について、当該方針及び慣行が当行のリスク管理の枠組みを反映しているかという観点からこれを監督する(リスク又はコンプライアンスに関する不履行による、従業員に対するインセンティブとしての株式付与の削減又は失権について取締役会に勧告することを含む。) 取締役会附属テクノロジー委員会 ・当行グループのテクノロジーに関する戦略(主要なテクノロジー・プログラムに関連するリスクを含む。)の実施を監督する ・取締役会が承認した戦略を遂行する ・承認されたリスク選好の範囲内で、当行グループの様々な戦略的目標及び業績目標を達成する

業務執行 リスク 委員会

ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会

- ・取締役会により承認されたリスク選好に照らして、当行グループ全体における重要なリスクの 管理及び監督を主導する
- ・当行グループのリスク・ガバナンスに関するアプローチへの、リスク管理戦略の組み込みを監督する
- ・リスクに関する管理の枠組み及びそれを支える主要な方針を監督する
- ・当行グループの重要なリスクを監督する
- ・レピュテーションに関するリスク及び持続可能性リスクの管理の枠組み、コンプライアンス及び行動の管理に関する枠組み並びにそれらを支える主要な方針を監督する
- ・新たに発生する信用リスク、オペレーショナル・リスク、コンプライアンス・リスク及び市場 リスクを特定し、それらの影響の評価及び適切な対応策の実施に関する責任を割り当てる

ウエストパック・グループ資産・負債委員会

- ・当行グループ全体の資金調達及び流動性リスク・リワードの最適化を主導する
- ・資本のレベル及び品質が当行グループのリスク構造、事業戦略及びリスク選好と釣り合うこと を確保するため、これらについて検討する
- ・流動性リスク管理の枠組み及び主要な方針を監督する
- ・当行の資金調達、流動性リスクの構造及びバランスシート・リスクの構造を監督する
- ・新たに発生する資金調達及び流動性リスク並びにそれらに対する適切な対応策を特定する

ウエストパック・グループ信用リスク委員会

- ・当行グループ全体における信用に関するリスク・リワードの最適化を主導する
- ・信用リスク管理の枠組み及びそれを支える主要な方針を検討し、監督する
- ・当行の信用リスクの構造を監督する
- ・新たに発生する信用リスクを特定し、その影響の評価に関する責任を割り当て、適切に対処する

ウエストパック・グループ市場リスク委員会

- ・当行グループ全体における市場リスク、株式リスク及び保険リスクの最適化を主導する
- ・市場リスク、株式リスク及び保険リスクに関するリスク管理の枠組み、並びに市場リスク管理 に関する主要な方針を検討し、監督する
- ・取引及び非取引市場リスクの管理に関する方針及び制限を検討する
- ・市場リスク、株式リスク及び保険リスクの構造を検討し、監督する

ウエストパック・グループ・オペレーショナル・リスク及び金融犯罪委員会

- ・当行グループ全体におけるオペレーショナル・リスクの最適化を主導する
- ・オペレーショナル・リスク及び金融犯罪リスクに関するリスク管理の枠組み、並びにそれを支 える主要な方針を検討し、監督する
- ・当行のオペレーショナル・リスク及び金融犯罪リスクの構造を監督する
- ・新たに発生するオペレーショナル・リスク及び金融犯罪リスク、並びにその適切な対応策を特 定する

有価証券報告書

ウエストパック・バンキング・コーポレーション(E05759) ウエストパック・グループ報酬監督委員会 業務執行 リスク ・当行グループ全体における報酬協定が、人材、リスク、財務、法務及びコンプライアンスの観 委員会 点から外部の要件に沿って検討済みであることを保証する ・当行の報酬の枠組みにおけるすべての主要な段階にリスクが組み込まれるようにすることにつ (続き) いて責任を負う ・当行グループ報酬方針について検討及び取締役会附属報酬委員会への勧告のためのCEOへの勧 告を行い、当行グループ全体における報酬に関する協定が、当行の長期的な財務健全性及びリ スク管理の枠組みに沿った行動を奨励するものであることを保証する ・責任者(当行グループの法定役員資質規定指針の定義による。)、リスク及び財務管理担当従 業員、並びに報酬合計の大部分が業績に連動しており、その活動が(個別に又は全体として) 当行の財務健全性に影響を及ぼすその他すべての従業員に関する報酬協定(グループ業務執行 役員に関するものを除く。)を検討し、監視する ・当行グループの変動報酬プールの総額を決定する基準及び根拠について検討し、取締役会附属 報酬委員会への勧告のためのCEOへの勧告を行う リスク及び リスク機能 コンプライ ・取締役会、取締役会附属委員会及び上級役員職による、リスク管理戦略、これを支えるリスク アンス機能 管理の枠組み並びに方針及びリスク選好の策定、維持及び検討を支援する ・あらゆる種類及び区分のリスク(金融犯罪を含む。)に関するリスク選好、リスクの限度及び 権限のドキュメンテーション及び監視を行う ・取締役会又は取締役会附属委員会に対し、リスク管理戦略、これを支えるリスク管理の枠組み 及び方針又はリスク選好の重大な違反又は重要な逸脱を通知する ・リスクに関する方針、手続、事件及び問題(新たに生じるリスク問題を含む。)について監視 し、助言を行う ・第2防衛ラインとして、リスク統制の検証を含む監視及び保証を行う ・リスク管理戦略を支える上で必要な資源及び能力(リスクに関するシステム及びデータを含 む。)を監視し、維持する ・取締役会からの委任に基づき信用リスクの管理及び信用に関する意思決定を監督する コンプライアンス機能 ・取締役会、取締役会附属委員会及び上級役員職による、コンプライアンス管理の枠組みの策 定、維持及び検討を支援する ・コンプライアンス管理の枠組みを支えるコンプライアンスに関する主要なプロセス及び統制を 設計、実施及び監視する

- ・内部要件、規制上の要件及び法的要件の遵守を確保するための統制の設計、実施、運用上の有 効性及び監視に関して独立した立場から助言を行う
- ・コンプライアンスの方針、コンプライアンスの計画、統制及び手続の検討及び策定を指示する
- ・コンプライアンス管理の枠組みの成果について報告する
- ・コンプライアンスに関する自らの責任を果たし、戦略を支えるために必要な技能及びツールを 備えた人材を維持する

独立 内部 レビュー

グループ監査

・リスクの管理統制の充足性及び有効性を検討する

部門別 事業分野

- ・承認されたリスクに関する選好及び方針の範囲内で、各事業分野において発生するリスクを特 定し、評価し、管理する責任を負う
- ・適切なリスク管理及びコンプライアンスの統制、リソース並びに自主評価のプロセスを確立 し、維持する

(2) 【監査報酬の内容等】

【外国監査公認会計士等に対する報酬の内容】

単位:千豪ドル(百万円)

+\(\alpha\), \(\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc										
	当連結会	会計年度	前連結会計年度							
区 分	監査証明業務に	非監査業務に	監査証明業務に	非監査業務に						
	基づく報酬	基づく報酬	基づく報酬	基づく報酬						
提出会社	提出会社 20,035		18,685	4,806						
	(1,641)		(1,652)	(425)						
連結子会社	3,302	409	2,426	1,156						
	(270)	(34)	(214)	(102)						
計	23,337	4,183	21,111	5,962						
	(1,911)	(343)	(1,866)	(527)						

⁽注) 上記の表の日本円への換算は、便宜上各年度の9月の最終営業日時点の換算率により計算されている。

【その他重要な報酬の内容】

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記39を参照のこと。

【外国監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

第一部 第6 1「財務書類」に対する注記39を参照のこと。

【監査報酬の決定方針】

第一部 第5 5「コーポレート・ガバナンスの状況等」の(1)の 「財務報告」を参照のこと。

第6 【経理の状況】

の規定の適用を受けている。

る証明に係るその独立監査人の監査報告書を添付している。

(イ)本一般目的財務報告書は、1959年銀行法(改正後)に基づく認可預金受入機関に対する要件、オーストラリア会計基準審議会(以下「AASB」という。)により公表されるオーストラリアの会計基準(以下「AAS」という。)及び解釈指針並びに2001年会社法に従って作成されている。

ウエストパック・バンキング・コーポレーションの採用した会計原則、会計手続及び表示方法と、日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計手続及び表示方法との間の主な相違点に関しては第一部 第6 4「オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)第131条第1項

(ロ)本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの2018年9月30日に終了した事業年度の財務書類は、オーストラリアの独立監査人であり、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいう。)であるプライスウォーターハウスクーパースの監査を受けている。本書に金融商品取引法第193条の2第1項第1号に規定される監査証明に相当すると認められ

- (ハ)以下に掲げる財務書類及び監査報告書のうち、英文(原文)は、ウエストパック・バンキング・コーポレーションがオーストラリアにおいて株主、オーストラリア証券取引所及びオーストラリア証券投資委員会に提出した年次報告書の内容と同一であり、日本文はこれを翻訳したものである。
- (二)本書記載のウエストパック・バンキング・コーポレーションの財務書類(原文)は豪ドルで表示されている。「日本円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第134条の規定に基づき、2018年9月28日現在のブルームバーグ・モニターに表示された売買相場仲値、1豪ドル=81.8970円の為替レートで換算された金額である。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためだけのものであり、豪ドル額が上記のレートで日本円に換算されることを意味するものではない。
- (ホ)円換算額及び第一部 第6 2「主な資産・負債及び収支の内容」から第一部 第6 4「オーストラリア と日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」までに記載されている事項は、原文の財務書類には含 まれておらず、当該事項における財務書類への参照事項を除き、上記(ロ)の会計監査の対象にもなってい ない。

1 【財務書類】

() 損益計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

			連結		親会	会社
		2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	注記	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息	3	32,571	31,232	31,822	32,830	30,865
支払利息	3	(16,066)	(15,716)	(16,674)	(18,977)	(17,765)
純利息収益		16,505	15,516	15,148	13,853	13,100
利息以外の収益	4	5,628	6,286	5,837	5,825	6,131
純業務収益(業務費用および減損費用控除前)		22,133	21,802	20,985	19,678	19,231
業務費用	5	(9,692)	(9,434)	(9,217)	(8,101)	(7,898)
減損費用	6	(710)	(853)	(1,124)	(682)	(870)
税引前利益		11,731	11,515	10,644	10,895	10,463
法人税等	7	(3,632)	(3,518)	(3,184)	(2,751)	(2,620)
当期純利益		8,099	7,997	7,460	8,144	7,843
非支配株主持分に帰属する当期純利益		(4)	(7)	(15)	-	-
ウエストパック・パンキング・コーポレー ション所有者に帰属する当期純利益		8,095	7,990	7,445	8,144	7,843
		豪セント	豪セント	豪セント		
1株当たり利益						
基本的	8	237.5	238.0	224.6		
希薄化後	8	230.1	229.3	217.8		

			 連結	親名	会社	
		2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	注記	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
受取利息	3	2,667,467	2,557,807	2,606,126	2,688,679	2,527,751
支払利息	3	(1,315,757)	(1,287,093)	(1,365,551)	(1,554,159)	(1,454,900)
純利息収益		1,351,710	1,270,714	1,240,576	1,134,519	1,072,851
利息以外の収益	4	460,916	514,805	478,033	477,050	502,111
純業務収益(業務費用および減損費用控除前)		1,812,626	1,785,518	1,718,609	1,611,569	1,574,961
業務費用	5	(793,746)	(772,616)	(754,845)	(663,448)	(646,823)
減損費用	6	(58,147)	(69,858)	(92,052)	(55,854)	(71,250)
税引前利益		960,734	943,044	871,712	892,268	856,888
法人税等	7	(297,450)	(288,114)	(260,760)	(225,299)	(214,570)
当期純利益		663,284	654,930	610,952	666,969	642,318
非支配株主持分に帰属する当期純利益		(328)	(573)	(1,228)	-	-
ウエストパック・パンキング・コーポレー ション所有者に帰属する当期純利益		662,956	654,357	609,723	666,969	642,318
		円	円	円		
1株当たり利益						
基本的	8	195	195	184		
希薄化後	8	188	188	178		

() 包括利益計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

		連結		親会	会社
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	8,099	7,997	7,460	8,144	7,843
その他の包括利益					
後に損益に振替えられる可能性のある項目					
売却可能有価証券に係る利益/(損失):					
株主持分で認識	(102)	75	56	(32)	88
損益計算書に振替	66	(3)	(8)	(33)	(3)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に 係る利益/(損失):					
株主持分で認識	(161)	(91)	(304)	(125)	(42)
損益計算書に振替	203	115	21	160	19
外貨換算積立金の増減:					
在外事業体の換算から生じる為替差額	181	(116)	(238)	174	(77)
損益計算書に振替	(3)	-	-	-	-
株主持分に計上されたまたは株主持分から 振替えられた項目に係る法人税等:					
売却可能有価証券積立金	9	(18)	(13)	19	(25)
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金	(13)	(6)	85	(10)	7
関連会社のその他の包括利益に対する持分:					
株主持分で認識(税引後)	-	3	(17)	-	-
損益計算書に振替	-	9	-	-	-
後に損益に振替えられることのない項目					
公正価値で測定するものとして指定された 金融負債に係る自社の信用リスクの調整 (税引後)	43	(164)	(54)	43	(164)
株主持分で認識された確定給付債務の 再測定(税引後)	45	190	(47)	47	182
当期その他の包括利益(税引後)	268	(6)	(519)	243	(15)
当期包括利益合計	8,367	7,991	6,941	8,387	7,828
以下に帰属:					
ウエストパック・バンキング・コーポレー ション所有者	8,363	7,984	6,926	8,387	7,828
非支配株主持分	4	7	15	-	-
当期包括利益合計	8,367	7,991	6,941	8,387	7,828

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

	T	 連結		親会	·····································
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益	663,284	654,930	610,952	666,969	642,318
その他の包括利益					
後に損益に振替えられる可能性のある項目					
売却可能有価証券に係る利益/(損失):					
株主持分で認識	(8,353)	6,142	4,586	(2,621)	7,207
損益計算書に振替	5,405	(246)	(655)	(2,703)	(246)
キャッシュ・フロー・ヘッジのヘッジ手段に 係る利益/(損失):					
株主持分で認識	(13,185)	(7,453)	(24,897)	(10,237)	(3,440)
損益計算書に振替	16,625	9,418	1,720	13,104	1,556
外貨換算積立金の増減:					
在外事業体の換算から生じる為替差額	14,823	(9,500)	(19,491)	14,250	(6,306)
損益計算書に振替	(246)	-	-	-	-
株主持分に計上されたまたは株主持分から 振替えられた項目に係る法人税等:					
売却可能有価証券積立金	737	(1,474)	(1,065)	1,556	(2,047)
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金	(1,065)	(491)	6,961	(819)	573
関連会社のその他の包括利益に対する持分:					
株主持分で認識(税引後)	-	246	(1,392)	-	-
損益計算書に振替	-	737	-	-	-
後に損益に振替えられることのない項目					
公正価値で測定するものとして指定された 金融負債に係る自社の信用リスクの調整 (税引後)	3,522	(13,431)	(4,422)	3,522	(13,431)
株主持分で認識された確定給付債務の 再測定(税引後)	3,685	15,560	(3,849)	3,849	14,905
当期その他の包括利益(税引後)	21,948	(491)	(42,505)	19,901	(1,228)
当期包括利益合計	685,232	654,439	568,447	686,870	641,090
以下に帰属:					
ウエストパック・バンキング・コーポレー ション所有者	684,905	653,866	567,219	686,870	641,090
非支配株主持分	328	573	1,228	-	-
当期包括利益合計	685,232	654,439	568,447	686,870	641,090

上記の包括利益計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

() 貸借対照表 9月30日現在

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

			結	親会	会社
		2018年	2017年	2018年	2017年
	注記	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産					
現金および中央銀行預け金		26,431	18,397	24,726	16,405
他の金融機関に対する債権	10	5,790	7,128	5,711	6,357
商品有価証券および公正価値で測定するもの として指定された金融資産	11	22,134	25,324	20,417	22,946
金融派生商品	21	24,101	24,033	23,562	23,823
売却可能有価証券	12	61,119	60,710	56,513	55,800
貸付金	13	709,690	684,919	630,168	606,237
生命保険に関する資産	15	9,450	10,643	-	-
海外における中央銀行への法定準備預金		1,355	1,048	1,248	945
子会社債権		-	-	140,597	142,455
子会社に対する投資		-	-	4,508	3,975
関連会社に対する投資	35	115	60	76	46
不動産および設備		1,329	1,487	1,120	1,250
繰延税金資産	7	1,180	1,112	1,102	1,053
無形資産	26	11,763	11,652	9,494	9,259
その他の資産	27	5,135	5,362	3,988	4,318
資産合計		879,592	851,875	923,230	894,869
負債					
他の金融機関に対する債務	16	18,137	21,907	17,682	21,775
預金およびその他の借入金	17	559,285	533,591	500,468	477,693
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	18	4,297	4,056	4,297	4,038
金融派生商品	21	24,407	25,375	24,229	24,911
発行済債券	19	172,596	168,356	152,288	144,116
未払法人税等		296	308	184	234
生命保険債務	15	7,597	9,019	-	-
子会社債務		-	-	142,400	143,834
1 引当金	28	1,928	1,639	1,766	1,472
繰延税金負債	7	18	10	3	-
1 その他の負債	29	9,193	8,606	7,292	6,949
借入資本を除く負債合計		797,754	772,867	850,609	825,022
借入資本	20	17,265	17,666	17,265	17,666
負債合計		815,019	790,533	867,874	842,688
純資産		64,573	61,342	55,356	52,181

		連結 親会社		会社	
		2018年	2017年	2018年	2017年
	注記	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
株主持分					
株式資本:					
普通株式	32	36,054	34,889	36,054	34,889
自己株式およびRSP自己株式	32	(493)	(495)	(508)	(437)
積立金	32	1,077	794	1,114	858
利益剰余金		27,883	26,100	18,696	16,871
ウエストパック・パンキング・コーポレー ション所有者に帰属する株主持分合計		64,521	61,288	55,356	52,181
非支配株主持分	32	52	54	-	-
株主持分および非支配株主持分合計		64,573	61,342	55,356	52,181

¹ 比較数値は、コンプライアンス、規制および是正に係る引当金の再分類に合わせて修正されている。

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

		連	結	親会	 会 社
		2018年	2017年	2018年	2017年
	注記	百万円	百万円	百万円	百万円
資産					
現金および中央銀行預け金		2,164,620	1,506,659	2,024,985	1,343,520
他の金融機関に対する債権	10	474,184	583,762	467,714	520,619
商品有価証券および公正価値で測定するもの として指定された金融資産	11	1,812,708	2,073,960	1,672,091	1,879,209
金融派生商品	21	1,973,800	1,968,231	1,929,657	1,951,032
売却可能有価証券	12	5,005,463	4,971,967	4,628,245	4,569,853
貸付金	13	58,121,482	56,092,811	51,608,869	49,648,992
生命保険に関する資産	15	773,927	871,630	-	-
海外における中央銀行への法定準備預金		110,970	85,828	102,207	77,393
子会社債権		-	-	11,514,473	11,666,637
子会社に対する投資		-	-	369,192	325,541
関連会社に対する投資	35	9,418	4,914	6,224	3,767
不動産および設備		108,841	121,781	91,725	102,371
繰延税金資産	7	96,638	91,069	90,250	86,238
無形資産	26	963,354	954,264	777,530	758,284
その他の資産	27	420,541	439,132	326,605	353,631
資産合計		72,035,946	69,766,007	75,609,767	73,287,086
負債					
他の金融機関に対する債務	16	1,485,366	1,794,118	1,448,103	1,783,307
預金およびその他の借入金	17	45,803,764	43,699,502	40,986,828	39,121,624
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	18	351,911	332,174	351,911	330,700
金融派生商品	21	1,998,860	2,078,136	1,984,282	2,040,136
発行済債券	19	14,135,095	13,787,851	12,471,930	11,802,668
未払法人税等		24,242	25,224	15,069	19,164
生命保険債務	15	622,172	738,629	-	-
子会社債務		-	-	11,662,133	11,779,573
1 引当金	28	157,897	134,229	144,630	120,552
繰延税金負債	7	1,474	819	246	-
- その他の負債	29	752,879	704,806	597,193	569,102
借入資本を除く負債合計		65,333,659	63,295,489	69,662,325	67,566,827
借入資本	20	1,413,952	1,446,792	1,413,952	1,446,792
負債合計		66,747,611	64,742,281	71,076,277	69,013,619
純資産		5,288,335	5,023,726	4,533,490	4,273,467

有価証券報告書

		連	結	親会	会社
		2018年	2018年 2017年		2017年
	注記	百万円	百万円	百万円	百万円
株主持分					
株式資本:					
普通株式	32	2,952,714	2,857,304	2,952,714	2,857,304
自己株式およびRSP自己株式	32	(40,375)	(40,539)	(41,604)	(35,789)
積立金	32	88,203	65,026	91,233	70,268
利益剰余金		2,283,534	2,137,512	1,531,146	1,381,684
ウエストパック・パンキング・コーポレー ション所有者に帰属する株主持分合計		5,284,076	5,019,303	4,533,490	4,273,467
非支配株主持分	32	4,259	4,422	-	-
株主持分および非支配株主持分合計		5,288,335	5,023,726	4,533,490	4,273,467

¹ 比較数値は、コンプライアンス、規制および是正に係る引当金の再分類に合わせて修正されている。

上記の貸借対照表は、添付の注記と併せて読まれなければならない。

() 持分変動計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

連結

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエスト パック・グレ コーポン ショ者 新有る は 持分合計	非支配株主 持分 (注記32)	株主持分 および 非支配株主 持分 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2015年10月1日現在残高	28,895	1,031	23,172	53,098	817	53,915
当期純利益	-	-	7,445	7,445	15	7,460
当期その他の包括利益純額	-	(418)	(101)	(519)	-	(519)
当期包括利益合計	-	(418)	7,344	6,926	15	6,941
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(6,128)	(6,128)	-	(6,128)
配当金株式再投資制度	726	-	-	726	-	726
株主割当による新株発行	3,510	-	-	3,510	-	3,510
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	116	-	116	-	116
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	2	-	-	2	-	2
株式の購入(発行費用控除後)	(49)	-	-	(49)	-	(49)
自己株式の(取得)/処分純額	(70)	-	-	(70)	-	(70)
その他 ²	-	(2)	(9)	(11)	(771)	(782)
拠出金および分配金合計	4,119	114	(6,137)	(1,904)	(771)	(2,675)
2016年9月30日現在残高	33,014	727	24,379	58,120	61	58,181
当期純利益	-	-	7,990	7,990	7	7,997
当期その他の包括利益純額	-	(32)	26	(6)	-	(6)
当期包括利益合計	-	(32)	8,016	7,984	7	7,991
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(6,291)	(6,291)	-	(6,291)
配当金株式再投資制度	1,452	-	-	1,452	-	1,452
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	98	-	98	-	98
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	11	-	-	11	-	11
株式の購入(発行費用控除後)	(43)	-	-	(43)	-	(43)
自己株式の(取得)/処分純額	(40)	-	-	(40)	-	(40)
その他		1	(4)	(3)	(14)	(17)
拠出金および分配金合計	1,380	99	(6,295)	(4,816)	(14)	(4,830)
2017年9月30日現在残高	34,394	794	26,100	61,288	54	61,342

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエス・ パック・ フェク・ フェーポン データ が有る は 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 、 、 、 、 、 、	非支配株主 持分 (注記32)	株主持分 および 非支配株主 持分 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	-	-	8,095	8,095	4	8,099
当期その他の包括利益純額	-	180	88	268	-	268
当期包括利益合計	-	180	8,183	8,363	4	8,367
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(6,400)	(6,400)	-	(6,400)
配当金株式再投資制度	631	-	-	631	-	631
転換権付優先株式の転換	566	-	-	566	-	566
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	103	-	103	-	103
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	3	-	-	3	-	3
株式の購入(発行費用控除後)	(35)	-	-	(35)	-	(35)
自己株式の(取得)/処分純額	2	-	-	2	-	2
その他	-	-	-	-	(6)	(6)
拠出金および分配金合計	1,167	103	(6,400)	(5,130)	(6)	(5,136)
2018年9月30日現在残高	35,561	1,077	27,883	64,521	52	64,573

- 1 2018年度の内訳は、2018年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,213百万豪ドル)および2017年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,187百万豪ドル)(2017年度: 2017年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,150百万豪ドル)および2016年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,141百万豪ドル)、2016年度: 2016年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,130百万豪ドル)および2015年度最終配当金1株当たり94豪セント(2,998百万豪ドル))であり、30%の税率で全額フランキング済である。
- 2 2016年6月30日に2006年度TPSは全額償還された。

連結

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエス・ パック・グ・ コーポンレー シ有者に帰 属する合計	非支配株主 持分 (注記32)	株主持分 および 非支配株主 持分 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2015年10月1日現在残高	2,366,414	84,436	1,897,717	4,348,567	66,910	4,415,477
当期純利益	-	-	609,723	609,723	1,228	610,952
当期その他の包括利益純額	-	(34,233)	(8,272)	(42,505)	-	(42,505)
当期包括利益合計	-	(34,233)	601,452	567,219	1,228	568,447
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(501,865)	(501,865)	-	(501,865)
配当金株式再投資制度	59,457	-	-	59,457	-	59,457
株主割当による新株発行	287,458	-	-	287,458	-	287,458
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	9,500	-	9,500	-	9,500
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	164	-	-	164	-	164
株式の購入(発行費用控除後)	(4,013)	-	-	(4,013)	-	(4,013)
自己株式の(取得)/処分純額	(5,733)	-	-	(5,733)	-	(5,733)
その他 ²	-	(164)	(737)	(901)	(63,143)	(64,043)
拠出金および分配金合計	337,334	9,336	(502,602)	(155,932)	(63,143)	(219,074)
2016年9月30日現在残高	2,703,748	59,539	1,996,567	4,759,854	4,996	4,764,849
当期純利益	-	-	654,357	654,357	573	654,930
当期その他の包括利益純額	-	(2,621)	2,129	(491)	-	(491)
当期包括利益合計	-	(2,621)	656,486	653,866	573	654,439
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(515,214)	(515,214)	-	(515,214)
配当金株式再投資制度	118,914	-	-	118,914	-	118,914
その他の株主持分の増減	,			,		
株式報酬制度	-	8,026	-	8,026	-	8,026
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	901	- -	-	901	-	901
株式の購入(発行費用控除後)	(3,522)	-	-	(3,522)	-	(3,522)
自己株式の(取得)/処分純額	(3,276)	-	-	(3,276)	-	(3,276)
その他	-	82	(328)	(246)	(1,147)	(1,392)
拠出金および分配金合計	113,018	8,108	(515,542)	(394,416)	(1,147)	(395,563)
2017年9月30日現在残高	2,816,765	65,026	2,137,512	5,019,303	4,422	5,023,726

	株式資本	積立金	利益剰余金	ウエスト パック・バ ンキング・ コーポレー	非支配株主 持分	株主持分 および 非支配株主
	(注記32)	(注記32)		ション 所有者に帰 属する株主 持分合計	(注記32)	持分合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益	-	-	662,956	662,956	328	663,284
当期その他の包括利益純額	-	14,741	7,207	21,948	-	21,948
当期包括利益合計	-	14,741	670,163	684,905	328	685,232
株主持分保有者としての取引						
普通株式配当金 ¹	-	-	(524,141)	(524,141)	-	(524,141)
配当金株式再投資制度	51,677	-	-	51,677	-	51,677
転換権付優先株式の転換	46,354	-	- 1	46,354	-	46,354
その他の株主持分の増減						
株式報酬制度	-	8,435	- 1	8,435	-	8,435
従業員株式オプションおよび新株 引受権の行使	246	-	-	246	-	246
株式の購入(発行費用控除後)	(2,866)	-	-	(2,866)	-	(2,866)
自己株式の(取得)/処分純額	164	-	-	164	-	164
その他		-	-	-	(491)	(491)
拠出金および分配金合計	95,574	8,435	(524,141)	(420,132)	(491)	(420,623)
2018年9月30日現在残高	2,912,339	88,203	2,283,534	5,284,076	4,259	5,288,335

- 1 2018年度の内訳は、2018年度中間配当金1株当たり77円(263,135百万円)および2017年度最終配当金1株当たり77円 (261,006百万円)(2017年度: 2017年度中間配当金1株当たり77円(257,976百万円)および2016年度最終配当金1株当たり77円(257,238百万円)、2016年度: 2016年度中間配当金1株当たり77円(256,338百万円)および2015年度最終配当金1株当たり77円(245,527百万円))であり、30%の税率で全額フランキング済である。
- 2 2016年6月30日に2006年度TPSは全額償還された。

親会社

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエストパッ ク・パンキン グ・コーポ レーション 所有者に帰属 する株主持分 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2016年10月1日現在残高	33,100	790	15,311	49,201
当期純利益	-	-	7,843	7,843
当期その他の包括利益純額	-	(33)	18	(15)
当期包括利益合計	-	(33)	7,861	7,828
株主持分保有者としての取引				
 普通株式配当金 ¹	-	-	(6,301)	(6,301)
配当金株式再投資制度	1,452	-	-	1,452
その他の株主持分の増減	,			,
株式報酬制度	-	101	-	101
 従業員株式オプションおよび新株引受権の行使	11	-	-	11
株式の購入(発行費用控除後)	(43)	-	-	(43)
自己株式の(取得)/処分純額	(68)	-	-	(68)
拠出金および分配金合計	1,352	101	(6,301)	(4,848)
2017年9月30日現在残高	34,452	858	16,871	52,181
当期純利益	-	-	8,144	8,144
当期その他の包括利益純額	-	153	90	243
当期包括利益合計	-	153	8,234	8,387
株主持分保有者としての取引				
 普通株式配当金 ¹	-	-	(6,409)	(6,409)
配当金株式再投資制度	631	-	-	631
- 転換権付優先株式の転換	566	-	-	566
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	-	103	-	103
従業員株式オプションおよび新株引受権の行使	3	-	-	3
株式の購入(発行費用控除後)	(35)	-	-	(35)
自己株式の(取得)/処分純額	(71)		-	(71)
拠出金および分配金合計	1,094	103	(6,409)	(5,212)
2018年9月30日現在残高	35,546	1,114	18,696	55,356

^{1 2018}年度の内訳は、2018年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,218百万豪ドル)および2017年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,191百万豪ドル)(2017年度: 2017年度中間配当金1株当たり94豪セント(3,156百万豪ドル)および2016年度最終配当金1株当たり94豪セント(3,145百万豪ドル))であり、30%の税率で全額フランキング済である。

親会社

	株式資本 (注記32)	積立金 (注記32)	利益剰余金	ウエストパッ ク・パンキン グ・コーポ レーション 所有者に帰属 する株主持分 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円
2016年10月1日現在残高	2,710,791	64,699	1,253,925	4,029,414
当期純利益	-	-	642,318	642,318
当期その他の包括利益純額	-	(2,703)	1,474	(1,228)
当期包括利益合計	-	(2,703)	643,792	641,090
株主持分保有者としての取引				
普通株式配当金 ¹	-	-	(516,033)	(516,033)
配当金株式再投資制度	118,914	-	-	118,914
その他の株主持分の増減	· ·			
株式報酬制度	- 1	8,272	-	8,272
従業員株式オプションおよび新株引受権の行使	901	-	-	901
株式の購入(発行費用控除後)	(3,522)	-	-	(3,522)
自己株式の(取得)/処分純額	(5,569)	-	-	(5,569)
拠出金および分配金合計	110,725	8,272	(516,033)	(397,037)
2017年9月30日現在残高	2,821,515	70,268	1,381,684	4,273,467
当期純利益	-	-	666,969	666,969
当期その他の包括利益純額	-	12,530	7,371	19,901
当期包括利益合計	-	12,530	674,340	686,870
株主持分保有者としての取引				
 普通株式配当金 ¹	-	-	(524,878)	(524,878)
配当金株式再投資制度	51,677	-	-	51,677
転換権付優先株式の転換	46,354	-	-	46,354
その他の株主持分の増減				
株式報酬制度	-	8,435	-	8,435
従業員株式オプションおよび新株引受権の行使	246	-	-	246
株式の購入(発行費用控除後)	(2,866)	-	-	(2,866)
自己株式の(取得)/処分純額	(5,815)	-	-	(5,815)
拠出金および分配金合計	89,595	8,435	(524,878)	(426,847)
2018年9月30日現在残高	2,911,111	91,233	1,531,146	4,533,490

^{1 2018}年度の内訳は、2018年度中間配当金1株当たり77円(263,545百万円)および2017年度最終配当金1株当たり77円 (261,333百万円)(2017年度: 2017年度中間配当金1株当たり77円(258,467百万円)および2016年度最終配当金1株当たり77円(257,566百万円))であり、30%の税率で全額フランキング済である。

() キャッシュ・フロー計算書 9月30日終了事業年度

ウエストパック・バンキング・コーポレーション

			連結	親会	親会社	
		2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	注記	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
営業活動によるキャッシュ・フロー						
利息受取額		32,639	31,133	31,817	32,947	30,784
利息支払額		(15,789)	(15,415)	(16,721)	(18,728)	(17,458)
配当金受取額(生命保険事業を除く)		9	27	43	2,016	1,861
利息以外のその他の収益受取額		5,097	5,064	5,050	3,926	4,457
業務費用支払額		(7,991)	(7,966)	(8,106)	(6,637)	(6,748)
法人税等支払額(生命保険事業を除く)		(3,585)	(3,388)	(3,373)	(3,349)	(3,192)
生命保険事業:						
保険契約者および顧客からの入金		2,008	2,239	1,893	-	-
利息その他類似の項目		17	24	30	-	-
配当金受取額		642	433	348	-	-
保険契約者およびサプライヤーへの支払		(2,089)	(1,861)	(1,642)	-	-
法人税等支払額		(143)	(164)	(96)		
営業資産および負債の増減考慮前の		10,815	10,126	9,243	10,175	9,704
営業活動からのキャッシュ・フロー		10,013	10,120	9,243	10,173	3,704
純(増)/減:						
商品有価証券および公正価値で測定するも のとして指定された金融資産		3,827	(5,054)	6,755	3,150	(5,194)
貸付金		(24,740)	(26,815)	(38,082)	(23,661)	(27,677)
他の金融機関に対する債権		1,678	2,653	(896)	987	1,817
生命保険に関する資産および負債		(230)	219	(253)	-	-
海外における中央銀行への法定準備預金		(303)	308	(209)	(299)	294
金融派生商品		8,584	(5,042)	(5,107)	8,263	(5,378)
その他の資産		160	200	(476)	210	136
純増/(減):						
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債		243	(681)	(4,488)	261	(325)
預金およびその他の借入金		23,928	23,062	38,771	20,783	22,518
他の金融機関に対する債務		(4,072)	3,859	(73)	(4,396)	3,792
その他の負債		(88)	(15)	312	(196)	78
営業活動から得た/(に使用した)現金・ 預金(純額)	41	19,802	2,820	5,497	15,277	(235)
投資活動によるキャッシュ・フロー						
売却可能有価証券による収入		23,878	25,717	18,779	21,525	23,707
売却可能有価証券の購入		(24,376)	(27,028)	(24,724)	(22,230)	(24,820)
被支配会社債権/債務の純増減		-	-	-	923	2,999
被支配会社の売却による収入/(支払)(処分現金 控除後)	41	9	-	(104)	-	-
被支配会社に対する投資の純(増)/減		-	-	-	(577)	640
関連会社の売却による収入		-	630	-	-	-
関連会社の取得		(30)	(52)	-	(30)	(46)
不動産および設備の売却による収入		91	65	32	62	55
不動産および設備の購入		(310)	(264)	(521)	(251)	(203)
無形資産の購入		(882)	(766)	(707)	(823)	(692)
投資活動から得た/(に使用した)現金・ 預金(純額)		(1,620)	(1,698)	(7,245)	(1,401)	1,640

			 連結	親会社		
		2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	注記	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
財務活動によるキャッシュ・フロー						
借入資本の発行(発行費用控除後)		2,342	4,437	3,596	2,342	4,437
借入資本の償還		(2,387)	(2,188)	(1,444)	(2,387)	(2,188)
発行済債券の純増/(減)		(5,242)	3,249	5,213	(565)	2,746
株主割当による新株発行の収入		-	-	3,510	-	-
従業員オプションの行使による収入		3	11	2	3	11
従業員オプションおよび新株引受権の行使に 係る株式の購入		(8)	(17)	(24)	(8)	(17)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した 株式		(27)	(27)	(27)	(27)	(27)
RSP自己株式の買戻し		(71)	(68)	(62)	(71)	(68)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		73	7	(8)	-	-
配当金の支払		(5,769)	(4,839)	(5,402)	(5,778)	(4,849)
非支配株主持分に対する分配金の支払		(6)	(13)	(18)	-	-
2006年度信託優先証券の償還		-	-	(763)	-	-
財務活動から得た/(に使用した)現金・ 預金(純額)		(11,092)	552	4,573	(6,491)	45
現金・預金および現金等価物の純増/(減)額		7,090	1,674	2,825	7,385	1,450
現金・預金および現金等価物の為替相場変動に よる影響額		944	(292)	(580)	936	(231)
現金・預金および現金等価物の期首残高		18,397	17,015	14,770	16,405	15,186
現金・預金および現金等価物の期末残高		26,431	18,397	17,015	24,726	16,405

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)から当期純利益への詳しい調整表は、注記41に記載されている。

			 連結	親会社		
		2018年 2017年 2016年			2018年	2017年
	注記	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
 営業活動によるキャッシュ・フロー	72,10	H/31/3	H/313	H/3/13	H/3/13	H/3/13
利息受取額		2,673,036	2,549,699	2,605,717	2,698,260	2,521,117
利息支払額			(1,262,442)			(1,429,758)
配当金受取額(生命保険事業を除く)		737	2,211	3,522	165,104	152,410
利息以外のその他の収益受取額		417,429	414,726	413,580	321,528	365,015
業務費用支払額		(654,439)			1	1
法人税等支払額(生命保険事業を除く)		(293,601)	(277,467)			
生命保険事業:		(255,001)	(277,407)	(270,200)	(214,210)	(201,410)
保険契約者および顧客からの入金		164,449	183,367	155,031	_	_
利息その他類似の項目		1,392	1,966	2,457	_	_
配当金受取額		52,578	35,461	28,500	_	_
RD		(171,083)	(152,410)	(134,475)	_	_
法人税等支払額		(171,003)	(132,410)			
本人代寺文仏領 営業資産および負債の増減考慮前の			(13,431)		_	
営業活動からのキャッシュ・フロー		885,716	829,289	756,974	833,302	794,728
純(増)/減:						
商品有価証券および公正価値で測定するも のとして指定された金融資産		313,420	(413,907)	553,214	257,976	(425,373)
貸付金		(2,026,132)	(2,196,068)	(3,118,802)	(1,937,765)	(2,266,663)
他の金融機関に対する債権		137,423	217,273	(73,380)		148,807
生命保険に関する資産および負債		(18,836)	· ·	(20,720)		-
海外における中央銀行への法定準備預金		(24,815)	25,224	(17,116)	•	24,078
金融派生商品		703,004	(412,925)			(440,442)
その他の資産		13,104	16,379	(38,983)	1	11,138
		,	,	, ,	ĺ	,
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債		19,901	(55,772)	(367,554)	21,375	(26,617)
預金およびその他の借入金		1,959,631	1,888,709	3,175,229	1,702,065	1,844,157
他の金融機関に対する債務		(333,485)	316,041	(5,978)	(360,019)	310,553
その他の負債		(7,207)	(1,228)	25,552	(16,052)	6,388
営業活動から得た/(に使用した)現金・ 預金(純額)	41	1,621,724	230,950	450,188	1,251,140	(19,246)
投資活動によるキャッシュ・フロー						
売却可能有価証券による収入		1,955,537	2,106,145	1,537,944	1,762,833	1,941,532
売却可能有価証券の購入			(2,213,512)	(2,024,821)	(1,820,570)	(2,032,684)
被支配会社債権/債務の純増減		-	-	-	75,591	245,609
被支配会社の売却による収入/(支払)(処分現金 控除後)	41	737	-	(8,517)	-	-
被支配会社に対する投資の純(増)/減		-	-	-	(47,255)	52,414
関連会社の売却による収入		-	51,595	-	-	-
関連会社の取得		(2,457)	(4,259)	-	(2,457)	(3,767)
不動産および設備の売却による収入		7,453	5,323	2,621	5,078	4,504
不動産および設備の購入		(25,388)	(21,621)	(42,668)	(20,556)	(16,625)
無形資産の購入		(72,233)	(62,733)	(57,901)	(67,401)	(56,673)
投資活動から得た/(に使用した)現金・ 預金(純額)		(132,673)	(139,061)	(593,344)	(114,738)	134,311

			 連結	親会社		
		2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	注記	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
財務活動によるキャッシュ・フロー						
借入資本の発行(発行費用控除後)		191,803	363,377	294,502	191,803	363,377
借入資本の償還		(195,488)	(179,191)	(118,259)	(195,488)	(179,191)
発行済債券の純増/(減)		(429,304)	266,083	426,929	(46,272)	224,889
株主割当による新株発行の収入		-	-	287,458	-	-
従業員オプションの行使による収入		246	901	164	246	901
従業員オプションおよび新株引受権の行使に 係る株式の購入		(655)	(1,392)	(1,966)	(655)	(1,392)
従業員株式制度への引渡しのために買戻した 株式		(2,211)	(2,211)	(2,211)	(2,211)	(2,211)
RSP自己株式の買戻し		(5,815)	(5,569)	(5,078)	(5,815)	(5,569)
その他の自己株式の売却/(買戻し)純額		5,978	573	(655)	-	-
配当金の支払		(472,464)	(396,300)	(442,408)	(473,201)	(397,119)
非支配株主持分に対する分配金の支払		(491)	(1,065)	(1,474)	-	-
2006年度信託優先証券の償還		-	-	(62,487)	-	-
財務活動から得た/(に使用した)現金・ 預金(純額)		(908,402)	45,207	374,515	(531,593)	3,685
現金・預金および現金等価物の純増/(減)額		580,650	137,096	231,359	604,809	118,751
現金・預金および現金等価物の為替相場変動に よる影響額		77,311	(23,914)	(47,500)	76,656	(18,918)
現金・預金および現金等価物の期首残高		1,506,659	1,393,477	1,209,619	1,343,520	1,243,688
現金・預金および現金等価物の期末残高		2,164,620	1,506,659	1,393,477	2,024,985	1,343,520

上記のキャッシュ・フロー計算書は、添付の注記と併せて読まれなければならない。営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)から当期純利益への詳しい調整表は、注記41に記載されている。

<u>次へ</u>

() 財務書類注記

注記1. 財務書類の作成

2018年9月30日終了事業年度におけるウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下「当行グループ」または「ウエストパック」という。)の当財務報告書は、2018年11月5日に取締役会によって公表を承認された。取締役会は、当財務報告書を修正および再発行する権限を有している。

主要な会計方針は、以下および関連する財務書類注記に詳述されている。金融資産および金融負債の認識および 認識の中止に関する会計方針は、注記10の前に記載されている。これらの会計方針は、複雑な残高に関して採用さ れる、また会計基準によって会計方針の選択が認められている場合の会計処理の詳細を規定している。これらの方 針は、別途記載のない限り、全表示期間に一貫して適用されている。

a. 作成基準

() 会計基準

当財務報告書は、以下に準拠して作成された一般目的財務報告書である。

- ・ 1959年銀行法(改正後)に基づく認可預金受入機関に対する要件
- ・ オーストラリア会計基準審議会(以下「AASB」という。)が公表したオーストラリア会計基準(以下「AAS」という。)および解釈指針
- · 2001年会社法

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは、当財務報告書の作成目的上、営利目的企業である。

当財務報告書は、国際会計基準審議会(以下「IASB」という。)が公表した国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)、およびIFRS解釈指針委員会(以下「IFRIC」という。)が公表した解釈指針も遵守している。当財務報告書にはまた、米国証券取引委員会(以下「米国SEC」という。)が外国の登録会社について要求している追加の開示も含まれている。

別途記載のない限り、すべての金額は、ASIC企業(財務/取締役報告書における四捨五入)通達第2016/191号に従い、百万豪ドル単位に四捨五入されている。

() 取得原価主義

当財務報告書は取得原価主義に基づき作成されており、売却可能有価証券、ならびに損益計算書を通じてまたは その他の包括利益において公正価値で測定する金融資産および負債(金融派生商品を含む)に対して公正価値会計を 適用することにより修正されている。

() 比較数値の修正

比較情報は、当事業年度の表示変更に一致するように、また、比較可能性を高めるために、必要に応じて修正されている。

() 2018年9月30日終了事業年度に適用された基準

当行グループは、AASB第2016-2号「オーストラリア会計基準の改訂 - 開示イニシアティブ: AASB第107号の改訂」の規定を適用した。本基準では、財務活動から生じる負債の変動(資金と非資金の双方)に関する追加の開示を求めている。当該開示は注記19および注記20に記載されている。本基準で認められているように、初度適用に際し、過年度の比較数値は要求されていない。

2018年度において、この基準以外に新たに適用された基準はない。

() 企業結合

企業結合は取得法で会計処理される。取得原価は、譲渡された資産、発行されたエクイティ商品、あるいは発生 したまたは引受けた負債の取得日現在の公正価値の合計として測定される。取得関連費用は発生時に費用計上され る(ただしエクイティ商品の発行時に生じる費用は、株主持分に直接認識される)。

企業結合で取得した識別可能な資産、ならびに引受けた負債および偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定される。のれんは、取得原価、非支配株主持分の金額および被買収会社におけるウエストパックの従来からの株主持分の公正価値の合計が、取得した識別可能な純資産の公正価値を上回る部分として測定される。

() 外貨換算

機能通貨および表示通貨

当連結財務書類は、親会社の機能通貨および表示通貨である豪ドルで表示されている。オフショア事業体の機能 通貨は通常、当該事業体が事業を営む経済の主要通貨である。

取引および残高

外貨取引は取引日現在の実勢為替レートで関連する支店または子会社の機能通貨に換算される。かかる取引の決済ならびに外貨建の貨幣性資産および負債の期末現在の為替レートでの換算から生じる為替差損益は、適格なキャッシュ・フロー・ヘッジおよび適格な純投資ヘッジとしてその他の包括利益に繰り延べられる場合を除き、損益計算書に認識される。

在外事業

豪ドル以外の機能通貨を有する在外支店および子会社の資産および負債は、決算日現在の実勢為替レートで換算される。収益および費用は期中平均実勢為替レートで換算される。株主持分の残高は発生時の為替レートで換算される。その結果生じる換算差額は外貨換算積立金およびその他の包括利益に認識される。

連結において、在外事業に対する純投資のヘッジとして指定された借入金およびその他の外貨商品の換算から生じる換算差額は、外貨換算積立金およびその他の包括利益に反映される。在外事業の全部または一部が売却される、あるいは純投資の一部である借入金が返済される時点で、かかる為替差額の相当する部分は売却または借入金の返済に係る損益の一部として損益計算書に認識される。

b. 重要な会計上の仮定および見積り

当行グループの会計方針の適用には、財務情報に影響を与える判断、仮定および見積りの使用が必要となる。使用された重要な仮定および見積りは、以下の関連する注記に記載されている。

- · 注記7 法人税等
- · 注記14 減損引当金
- ・ 注記15 生命保険に関する資産および生命保険債務
- ・ 注記23 金融資産および金融負債の公正価値
- · 注記26 無形資産
- · 注記28 引当金
- 注記38 退職年金契約

c. 会計基準の今後の展望

当行グループに重要な影響を及ぼす可能性のある以下の新しい基準および解釈指針が公表されているが、まだ発効しておらず、別途記載のない限り、当行グループによる早期適用も行われていない。

AASB第9号「金融商品」(2014年12月)(以下「AASB第9号」という。)は、AASB第139号「金融商品:認識および測定」(以下「AASB第139号」という。)を置き換えるものである。当該基準は、将来の見積りを反映した「予想信用損失」減損モデル、分類および測定モデルの変更を含んでおり、またヘッジ会計のアプローチを変更する内容となっている。当該基準は2018年10月1日より適用される。

AASB第9号の適用により、2018年10月1日現在の利益剰余金が約709百万豪ドル(税引後)減少する見込みである。これは主に、新基準に基づいて計上される減損引当金の増加に起因するものである。当行グループは、減損引当金プロセスの特定部分について引き続き評価、精緻化を行っているため、期首の調整額は変更される可能性がある。当行グループの規制上の自己資本に重要な影響はない。また、これらの見積りは会計方針、仮定、判断および見積手法に基づき算定されているが、2019年9月30日終了事業年度の財務書類を当行グループが最終化するまで引き続き変更される可能性がある。

当該基準における主な変更点の概要と適用プロジェクトの詳細は以下のとおりである。

減損

AASB第9号は、企業が先入観のない将来に関する情報に基づき予想信用損失を認識することを求める改訂減損モデルを導入し、損失が生じているという客観的証拠がある場合にのみ減損を認識するAASB第139号による現行の発生損失モデルを置き換えるものである。これにより、減損引当金が早期に認識されることになる。改訂減損モデルは、償却原価で測定されるすべての金融資産、リース債権、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される。

新しい減損モデルの主な要素は以下のとおりである。

- ・ 3段階のアプローチを用いて、予想信用損失を早期に認識することが求められる。信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間の予想信用損失に対する引当金が求められる(ステージ1)。信用リスクが著しく増加している、また信用減損が生じている金融資産には、全期間の信用損失に対する引当金が求められる(それぞれステージ2およびステージ3)。
- ・ 予想信用損失は、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって確率で加重計算した金額である。これには、現行の減損モデルよりも多くの判断を用いることになる。
- ・ 利息は、信用減損が生じている場合(すなわち、ステージ3の場合)を除き、金融資産の帳簿価額総額に基づき 計算される。現在、すべての貸付金の利息は帳簿価額純額に基づき算定されていることから、受取利息および 減損費用はこれにより増加することになる。

適用

測定

モデルの開発、テストおよび承認は完了しているが、一方で、減損引当金プロセスの特定部分については引き続き評価、精緻化を行っている。当該モデルでは、3つの主要要素(および貨幣の時間的価値)を使用している。

- ・ デフォルト確率(PD):取引相手方がデフォルトに陥る確率
- ・ デフォルト時損失(LGD):デフォルト時に発生が見込まれる損失
- ・ デフォルト時エクスポージャー(EAD):デフォルト時に存在する信用エクスポージャーの予想額

モデルでは、ステージ1の予想損失には12ヶ月間、ステージ2とステージ3の予想損失には全期間を時間枠として使用する。モデルには将来の経済状況を合理的に裏付けるため、過去の実績、現在の状況および確率加重された複数のマクロ経済シナリオが組み込まれている。必要な場合、モデルにまだ組み込まれていない合理的で裏付け可能な情報を反映するよう、モデルから得られた結果に調整が加えられる。

信用リスクの著しい増加およびステージ間の移動

信用リスクが著しく増加した場合、資産はステージ1からステージ2に移動する。

この移動の判断は主に、信用供与時からの内部の顧客リスクグレードの変更に基づいて行われる。当行グループは、支払の期日経過が30日超の金融商品はリスクが著しく増加しているという推定を反証する意図はないが、この推定は一次的指標ではなく、当行グループの安全装置(backstop)として使用する予定である。

当行グループでは、投資適格の与信枠について信用リスクの著しい増加が生じていないとみなす低い信用リスクの免除規定は適用しない予定である。

ステージ2とステージ3の間の移動は、報告日現在、金融資産の信用が減損しているかどうかに基づく。これは、現行のAASB第139号に基づく金融資産の減損の個別評価に類似するものと予想される。

資産は、減損モデルのステージのいずれの方向にも移動する可能性がある。信用リスクの著しい悪化が認められなくなった場合、これまでステージ2に含まれていた資産はステージ1に戻る。同様に、信用が減損していないと評価された場合、ステージ3の資産はステージ2に戻る。

将来予想に関する情報

将来予想に関する情報の見積りは、判断を要する重要な領域である。当行グループでは、3つ以上の将来のマクロ経済シナリオを考慮する所存である。これは、ベース、アップサイドおよびダウンサイドの各シナリオである。これらのシナリオのマクロ経済変数は現在における経済予測に基づくものであり、失業率、国内総生産の成長率ならびに住宅および商業不動産の価格指標が含まれるが、これらに限定されない。マクロ経済変数と、3つのシナリオの確率加重は、取締役会(およびその附属委員会)による監視を受け、グループの最高財務責任者および最高リスク管理責任者の承認を必要とする。

ガバナンス

当行グループは、ガバナンスの枠組みを設け、信用リスクの著しい増加の判定や将来の経済シナリオにおける将来予想に関する情報の使用、信用データおよびシステムに対応する統制、予想信用損失モデルなどの重要な判断領域を含め、AASB第9号の新規定に関する影響の開示に対処するための統制を実施した。

AASB第9号に基づく引当金計算モデルは、当行グループのモデル・リスク方針に従い、独立した見直しが行われ、信用リスク見積委員会(以下「CREC」という。)による承認を得ている。新たな引当金計上方法に関する重要な判断は検討がなされ、取締役会附属リスクおよびコンプライアンス委員会(以下「BRCC」という。)ならびに取締役会附属監査委員会との合意が形成されている。

新たな減損規定の影響をさらに理解するため、モデルおよび信用リスクに関するプロセスは、2018年5月以降、パラレル・ランを実施することにより検証されている。この検証では、当行グループの経営成績に対する影響の評価や、ガバナンスや運用プロセスの統制およびその有効性についての継続的な検証が行われている。当行グループでは、2019年9月30日終了事業年度に複数のプロセスおよび統制を整備する予定であることから、統制環境は引き続き変化することが予想される。

分類および測定

AASB第9号は、AASB第139号の分類および測定モデルを、a)資産を運用するビジネス・モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当するかどうかによって金融資産を分類する新しいモデルに置き換えるものである。金融資産は以下によって測定されることになる。

- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として金融資産を保有するものであり、その キャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、償却原価。
- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的としており、その キャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、その他の包括利益を通じた公正価値。 ノン・トレード・エクイティ商品も、その他の包括利益を通じた公正価値で測定することができる。
- ・ トレーディング目的保有の場合または当該資産に係るキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当 するものではない場合には、損益を通じた公正価値。会計上のミスマッチを解消または減少させられる場合、 企業は損益を通じた公正価値で金融資産を測定することを選択できる。

金融負債の会計処理方法には概ね変更はない。

適用

当行グループの分類および測定の適用プロジェクトによれば、AASB第9号適用後の回収を目的として保有するビジネス・モデルに基づくと約800百万豪ドルの売却可能金融資産が償却原価区分に分類変更されるとしている。さらに、当行グループは、売却可能金融資産および償却原価で測定する金融資産のうち、損益を通じて公正価値で測定する区分に分類変更されるものを一部特定したが、分類変更となる金額に重要性はない。

ヘッジ

AASB第9号は、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方の適格性を高め、より原則に基づいたアプローチをヘッジの有効性の評価に導入することによって、ヘッジ会計を変更することになる。IASBが「動的リスク管理の会計処理」プロジェクトを完了するまで、新しいヘッジ会計モデルの採用は任意であり、AASB第139号に基づく現行のヘッジ会計を、引き続き適用することができる。

適用

当行グループでは現在、このオプションを選択してAASB第139号に基づくヘッジ会計を継続する見込みであるが、改訂されたAASB第7号「金融商品:開示」(以下「AASB第7号」という。)によるヘッジ会計の開示を必要に応じて適用する予定である。

移行

AASB第9号の減損ならびに分類および測定に関する要件は、初度適用日である2018年10月1日現在の期首貸借対照表を修正することで遡及適用されることになる。当該基準で選択適用が認められているところに従い、比較数値は修正再表示しない見込みであるが、改訂されたAASB第7号に準拠して移行に伴う詳細な開示を行う予定である。

AASB第15号「*顧客との契約から生じる収益*」(以下「AASB第15号」という。)が2014年5月28日に公表され、2018年10月1日より発効する。当該基準はAASB第118号「*収益*」および関連する解釈指針を置き換えるものであり、顧客との契約すべて(リース、金融商品および保険契約を除く。)に適用される。同基準は、収益の測定と認識の決定のために5つのステップから成るモデルを導入し、収益認識に関する体系的なアプローチを提供している。このモデルに含まれるステップは、以下のとおりである。

- ・ 顧客との契約の識別
- ・ 契約における各履行義務の識別
- ・ 契約における対価の金額の算定
- ・ 識別された各履行義務への対価の配分
- ・ 各履行義務の充足に合わせた収益の認識

当行グループは、AASB第15号を遡及適用するにあたり、適用開始日である2018年10月1日現在の利益剰余金の期 首残高を調整し、比較数値は修正再表示しない選択を行う。

当行グループは、移行日時点で存在する収益源を評価した。この評価によれば、AASB第15号の適用に伴う主要な影響は、現在純額ベースで報告されている一部の収益および費用の総額表示(グロス・アップ)によるものであると予想している。また、与信枠に係る一部の手数料は利息以外の収益から利息収益に組み替えられることになる。これらの表示上の変更は、当行グループの純利益、利益剰余金または資本に重要な影響を及ぼさない。

AASB第16号「リース」(以下「AASB第16号」という。)が2016年2月24日に公表され、2020年9月30日終了事業年度より発効する。当該基準により、貸し手の会計処理については重要な変更は生じない。当該基準における主な変更点は以下のとおりである。

- ・ リース期間が12ヶ月超のオペレーティング・リースはすべて、借り手の貸借対照表において使用権資産および リース債務として表示することが求められる。当該資産および債務は当初、解約不能なリースのリース料およ び延長オプションの行使が合理的に確実である場合の当該オプションに係る期間に支払われるリース料の現在 価値で測定される。当行グループの現在のリース債務の詳細については、注記30に記載されている。
- ・ 貸貸借対照表上のすべてのリースにより、リース債務に係る支払利息および使用権資産の減価償却が発生する。

AASB第16号では、使用権資産を算定するための代替的な方法が許容されているため、移行に伴う調整額が影響を受けることになる。当行グループはいずれの移行措置を適用するか現在もなお評価中である。

現行のプロジェクトでは適用に向けた取組みとして、基準の適用範囲に含まれる契約の再検討と評価に重点が置かれている。

AASB第17号「*保険契約*」(以下「AASB第17号」という。)が2017年7月19日に公表され、早期適用されない限り、2022年9月30日終了事業年度より発効する。当該基準はAASB第4号「*保険契約*」、AASB第1023号「*損害保険契約*」およびAASB第1038号「*生命保険契約*」を置き換えるものである。当該基準における主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 当該基準の適用範囲により、現在「アンバンドリング」されている(すなわち、保険契約および投資契約として個別に会計処理されている一部の契約)は、「バンドリング」が求められることになり、1つの保険契約として会計処理される。
- ・ 契約ポートフォリオ(類似のリスクを有し、一緒に管理されるもの)は、契約期間中の利益(すなわち、契約上のサービス・マージン)の認識を決定するため、契約の経過期間と不利な契約となる可能性の双方によって細分化する必要がある。契約上のサービス・マージンは、生命保険の場合の現行マージン・オン・サービス (Margin on Services)法とは異なる基準を用いて利益を認識するため、利益の認識パターンが異なる可能性が高い。
- ・ リスク調整は将来キャッシュ・フローの金額とタイミングの不確実性を反映するものであり、現在の会計基準 のように損害保険契約にのみ必要ではなく、損害保険契約と生命保険契約の両方において必要とされる。
- ・ 契約の境界(利益の認識期間である。)は様々であり、保険契約者に保険料の支払いを強制できるかどうかまた は補償やサービスを提供する実質的な義務があるかどうかによって決定される。一部の損害保険契約(例:一 部のプライベート・モーゲージ保険契約および再保険契約)では、契約の境界が長くなることがある。生命保 険については、特に更新可能定期保険において、契約の境界が短くなると予想される。いずれも現在の基準と 比較した利益の認識パターンの違いによる影響を受けることになる。
- ・ 繰延可能な取得費用の定義が狭められた。
- ・ 割引率に関する仮定の変更を、損益を通じてではなくその他の包括利益に認識することを選択できる。
- ・ 保険契約債務の裏付けとなる資産の公正価値の変動を、損益を通じてではなくその他の包利益に認識すること を選択できる。
- 再保険契約およびその関連債務は総契約債務とは別に算定され、異なる契約の境界を有することができる。
- 新たな開示要件が設けられた。

当該基準により、繰延取得費用の水準の低下が見込まれるが、この低下額および当行グループへの損益の影響額はまだ算定できない。

財務業績

注記2. セグメント報告

会計方針

事業セグメントは、ウエストパックの主要な意思決定者に内部で提供された情報と一貫性のある基準により表示されており、当行グループの法的構造ではなく、事業の経営管理を反映している。

ウエストパックは、各事業部門の財務業績を評価する際に内部的には「現金利益」を利用している。経営陣は、 これにより、当行グループが以下のことを可能にするものと考えている。

- ・ 過年度との比較による当期の業績のより効果的な評価
- 各事業部門間の業績の比較
- ・ 同業他社との業績の比較

現金利益は継続事業によりもたらされる利益水準の評価基準とみなされており、そのため、配当金を含む分配金の評価の際に考慮される。現金利益は、法定当期純利益に対する現金項目と非現金項目の両方の調整を含んでいるため、キャッシュ・フローまたは現金主義会計により算定される当期純利益の評価基準のいずれでもない。

現金利益を算定するために、法定損益に対して以下の3つのカテゴリーの調整が行われる。

- ・ ウエストパックの主要な意思決定者が継続事業を反映していないと考える重要な項目
- ・ 無形資産の償却、自己株式の影響および経済的ヘッジの影響等、配当金が決定される際に考慮されない項目
- ・ 法定損益に影響を及ぼさない個々の勘定科目間の会計上の組替

各事業セグメントの業績には、内部費用および振替価格調整が反映されている。内部価格は独立企業間基準で決定される。

報告すべき事業セグメント

事業セグメントは、サービスを提供する顧客および提供するサービスにより定義される。

- ・コンシューマー・バンク(以下「CB」という。):
 - 銀行業務および金融関連の商品およびサービスの販売および提供を担当する。
 - 顧客基盤はオーストラリア国内の個人顧客である。
 - ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエー、バンク・オブ・メルボルンおよびRAMSの各ブランドにおいて営業活動を行っている。

有価証券報告書

- ・ビジネス・バンク(以下「BB」という。):
 - 銀行業務および金融関連の商品およびサービスの販売および提供を担当する。
 - 顧客基盤はオーストラリア国内のSME顧客および商業顧客(約150百万豪ドル以下の設備を有する事業)である。
 - ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・エスエーおよびバンク・オブ・メルボルンの各ブランドにおいて営業活動を行っている。
- ・BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)(以下「BTFG」という。):
 - ウエストパックのオーストラリアにおける資産管理および保険部門である。
 - サービスには投資商品、退職年金商品および退職商品、ならびに資産管理プラットフォーム、個人向け資産 管理、マージン・レンディングおよびエクイティ仲介業務の組成と販売が含まれる。
 - BTFGの保険事業は、生命保険、損害保険およびプライベート・モーゲージ保険の組成と販売を対象としている。
 - BTFGは、BTのブランドに加えて、個人向け資産管理業務および保険業務を、ウエストパック、セント・ジョージ、バンク・オブ・メルボルンおよびバンク・エスエーといった銀行ブランドと共に、様々な金融サービスのブランドと通じて運営している。
- ・ウエストパック・インスティテューショナル・バンク(以下「WIB」という。):
 - ウエストパックの機関投資家向け金融サービス部門であり、幅広い金融商品およびサービスを提供している。
 - サービスには、トランザクション・バンキング、ファイナンスおよび借入資本市場、特別資本ならびにオルタナティブ投資ソリューションが含まれる。
 - 顧客基盤には、商業顧客、法人顧客、機関投資家顧客および政府顧客が含まれる。
 - 顧客は、オーストラリア全土、ならびにニュージーランド、米国、英国およびアジアに所在する支店および 子会社を通した支援が受けられる。
 - また、ウエストパック・パシフィックを統括しており、フィジーおよびパプアニューギニアにおいて幅広い 銀行業務を提供している。

- ・ウエストパック・ニュージーランド:
 - ニュージーランドの顧客への銀行業務、資産管理および保険の商品の販売およびサービスの提供を担当する。
 - 顧客基盤には、個人顧客、事業顧客および機関投資家顧客が含まれる。
 - 銀行業務商品はウエストパックのブランド、生命保険商品はウエストパック・ライフのブランド、資産管理 商品はBTのプランドにおいて営業活動を行っている。
- ・当行グループ事業には、以下が含まれる。
- 財務部門:大口資金調達、資本および流動性管理を含む当行グループの貸借対照表の管理を担当する。財務部門はまた、当行グループの資産と負債のミスマッチの管理を含む貸借対照表に固有の金利リスクおよび外国為替リスクを管理する。財務部門の利益は主に、設定されたリスク限度の範囲内で、当行グループ(ウエストパック・ニュージーランドを除く)の貸借対照表および金利リスクを管理することから生じている。
- グループ・テクノロジー¹:オーストラリアの事業向けの機能から構成されており、テクノロジー戦略およびアーキテクチャ、インフラおよびオペレーション、アプリケーション開発ならびに事業統合を担当する。
- コア・サポート²:オーストラリアの銀行業務事業、不動産サービス、ストラテジー、ファイナンス、リスク、コンプライアンス、法務および人事ならびに個人および法人顧客とのリレーションを含め、集約的に実施される機能から構成される。
- さらにグループ事業は、各部門に割り当てられない資本利益率、当行グループの事業セグメントの業績表示を容易にする特定のグループ内取引、コア資産以外の売却による利益、当行グループのフィンテック投資に関連する利益および費用などの項目、ならびに集中管理される引当金等の特定のその他本社項目を含む。

セグメント配分の変更

2018年度において、ウエストパックは、部門別財務情報の表示方法に複数の変更を実施した。これらの変更による当行グループ全体の業績または貸借対照表への影響はなかったが、部門別業績および貸借対照表に影響を及ぼした。当該変更に合わせて、部門別の比較財務情報が修正再表示されている。

¹ 費用は当行グループの他の部門に全額配分される。

² 費用の一部は当行グループの他の部門に配分され、企業活動に帰属する費用は当行グループ事業内に留保される。

有価証券報告書

当該変更には、特定の費用、収益および資本を部門へ配分するための手法の更新が含まれ、要約すると以下のとおりである。

- 1. 資本フレームワークの更新に関するAPRAからの明確な指針を受け、当行グループ事業から各事業部門へ追加 資本を配分した。
- 2. 当行グループの資金調達費用の移転価格算定手法を更新した。これには、バランスシート管理業務に係る収益の配分も含まれる。
- 3. 直近の顧客移動を反映するように、部門別の業績および貸借対照表の開示内容を修正した。
- 4.費用配分を精緻化し、サポート費用の部門への配分を改善した。

以下の表は、現金利益基準によるセグメント業績を示している¹。

•									
•	コン シュー マー・ バンク	ビジネ ス・バン ク	BTファイ ナン シャル・ グループ (オースト ラリア)	ウエスト インフィーナーション・ク ア・ション・ク	ウエスト パック・ ニュー ジーラン ド	当行 グループ 事業	合計	現金利益 調整純額	損益 計算書
	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル
純利息収益 利息以外の収益	7,748 746	4,065 1,189	578 1,648	1,416 1,556	1,720 438	812 35	16,339 5,612	166 16	16,505 5,628
純業務収益(業務費 用および減損費 用控除前)	8,494	5,254	2,226	2,972	2,158	847	21,951	182	22,133
業務費用	(3,542)	(1,876)	(1,291)	(1,446)	(860)	(571)	(9,586)	(106)	(9,692)
減損(費用)/戻入	(451)	(291)	(6)	38	(2)	2	(710)	-	(710)
税引前利益	4,501	3,087	929	1,564	1,296	278	11,655	76	11,731
法人税等	(1,361)	(928)	(284)	(473)	(362)	(178)	(3,586)	(46)	(3,632)
非支配株主持分に帰 属する当期純利益 _.	-	-	-	(5)	-	1	(4)	-	(4)
当期現金利益	3,140	2,159	645	1,086	934	101	8,065	30	8,095
現金利益調整純額	(15)	(2)	(73)	-	13	107	30		
ウエストパック・ パンキング・ コーポレーショ ン所有者に帰属 する当期純利益	3,125	2,157	572	1,086	947	208	8,095		
追加情報 減価償却費、償却費 および減損	(173)	(71)	(78)	(274)	(81)	(467)	(1,144)		
貸借対照表									
資産合計	392,495	156,523	34,923	102,380	82,424	110,847	879,592		
負債合計	212,472	114,137	42,500	126,620	72,078	247,212	815,019		
不動産および設備 ならびに無形資産 の取得	363	94	96	88	99	452	1,192		

•					2017年				
	コン シュー マー・ バンク	ビジネ ス・バン ク	BTファイ ナン シャル・ グループ (オースト ラリア)	ウエスト パックス インィ テュョナ シルンク	ウエスト パック・ ニュー ジーラン ド	当行 グループ 事 業	合計	現金利益 調整純額	損益 計算書
	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル
純利息収益	7,638	3,885	511	1,328	1,629	713	15,704	(188)	15,516
利息以外の収益	813	1,141	1,744	1,707	480	(33)	5,852	434	6,286
純業務収益(業務費 用および減損費 用控除前)	8,451	5,026	2,255	3,035	2,109	680	21,556	246	21,802
業務費用	(3,378)	(1,818)	(1,199)	(1,351)	(903)	(456)	(9,105)	(329)	(9,434)
減損(費用)/戻入	(565)	(343)	(4)	(56)	72	43	(853)	-	(853)
税引前利益	4,508	2,865	1,052	1,628	1,278	267	11,598	(83)	11,515
法人税等	(1,353)	(862)	(316)	(462)	(361)	(175)	(3,529)	11	(3,518)
非支配株主持分に帰 属する当期純利益 _.	-	-	-	(7)	-	-	(7)	-	(7)
当期現金利益	3,155	2,003	736	1,159	917	92	8,062	(72)	7,990
現金利益調整純額	(116)	(10)	160	-	(14)	(92)	(72)		_
ウエストパック・ パンキング・ コーポレーショ ン所有者に帰属 する当期純利益	3,039	1,993	896	1,159	903	-	7,990		
追加情報 減価償却費、償却費 および減損 ¹	(335)	(79)	(49)	(206)	(86)	(514)	(1,269)		
貸借対照表 資産合計	377,457	153,078	35,237	103,080	81,285	101,738	851,875		
負債合計	202,689	111,385	41,431	118,875	71,432	244,721	790,533		
不動産および設備 ならびに無形資産 の取得	276	54	93	55	85	442	1,005		

¹ 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

					2016年				
	コン シュー マー・ バンク	ビジネ ス・バン ク	BTファイ ナン シャル・ グループ (オースト ラリア)	ウパイ テシルバスクス・コーナ・スクス・コーナ・ク	ウエスト パック・ ニュー ジーラン ド	当行 グループ 事業	合計	現金利益 調整純額	損益 計算書
•	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	百万豪 ドル	<u>百万豪</u> ドル
純利息収益	7,268	3,766	460	1,421	1,606	827	15,348	(200)	15,148
利息以外の収益	863	1,089	1,908	1,537	483	8	5,888	(51)	5,837
純業務収益(業務費 用および減損費 用控除前)	8,131	4,855	2,368	2,958	2,089	835	21,236	(251)	20,985
業務費用	(3,312)	(1,774)	(1,184)	(1,374)	(889)	(398)	(8,931)	(286)	(9,217)
減損(費用)/戻入	(516)	(386)	-	(177)	(54)	9	(1,124)	-	(1,124)
税引前利益	4,303	2,695	1,184	1,407	1,146	446	11,181	(537)	10,644
法人税等	(1,292)	(810)	(352)	(421)	(321)	(148)	(3,344)	160	(3,184)
非支配株主持分に帰 属する当期純利益 _.	-	-	-	(7)	-	(8)	(15)	-	(15)
当期現金利益	3,011	1,885	832	979	825	290	7,822	(377)	7,445
現金利益調整純額	(116)	(10)	(32)	-	2	(221)	(377)		
ウエストパック・ パンキング・ コーポレーショ ン所有者に帰属 する当期純利益	2,895	1,875	800	979	827	69	7,445		
追加情報 減価償却費、償却費 および減損 貸借対照表	(282)	(65)	(67)	(188)	(102)	(524)	(1,228)		
資産合計 ¹	359,228	148,904	38,217	110,616	82,071	100,166	839,202		
負債合計	191,027	106,046	40,792	125,931	72,408	244,817	781,021		
不動産および設備 ならびに無形資産 の取得	178	83	88	459	96	417	1,321		

¹ BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)の資産合計には、ペンダル・グループ・リミテッドに対する投資の持分法で会計処理された帳簿価額718百万豪ドルが含まれている。

現金利益から当期純利益への調整

	2018年	2017年	2016年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期現金利益	8,065	8,062	7,822
現金利益調整:			
ペンダル(BTIM) ¹ 関連調整額	(73)	171	-
無形資産の償却	(17)	(137)	(158)
買収、取引および統合費用	-	-	(15)
経済的ヘッジに係る公正価値利益/(損失)	126	(69)	(203)
非有効ヘッジ	(13)	(16)	9
自己株式	7	(21)	(10)
現金利益調整合計	30	(72)	(377)
ウエストパック・パンキング・コーポレーシ ョン所有者に帰属する当期純利益	8,095	7,990	7,445

 $^{^{1}}$ ペンダル・グループ・リミテッド(以下「ペンダル」という。)、旧BTインベストメント・マネジメント(以下「BTIM」という。)

上記の現金利益調整(すべて税引後)の詳細については、セクション2(訳者注:原文の年次報告書のセクション)の「部門別業績」に記載されている。

製品およびサービスからの収益

製品またはサービス別の外部顧客からの収益の詳細については、注記3および注記4に開示されている。単独で当行グループの収益の10%を超過する顧客はいなかった。

地域別セグメント

地域別セグメントは、以下の項目が認識された拠点の所在地をもとにしている。

	2018	·年	2017年		2016年	
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
収益						
オーストラリア	32,696	85.6	32,328	86.2	32,868	87.3
ニュージーランド	4,406	11.5	4,360	11.6	4,158	11.0
その他の海外 ²	1,097	2.9	830	2.2	633	1.7
合計	38,199	100.0	37,518	100.0	37,659	100.0
非流動資産 ³						
オーストラリア	12,271	93.7	12,326	93.8	12,607	93.7
ニュージーランド	756	5.8	745	5.7	774	5.8
その他の海外 ²	65	0.5	68	0.5	77	0.5
合計	13,092	100.0	13,139	100.0	13,458	100.0

² その他には、太平洋諸島、アジア、南北アメリカおよびヨーロッパが含まれていた。

非流動資産は、不動産および設備ならびに無形資産を示している。

注記3. 純利息収益

会計方針

すべての利付金融資産および利付金融負債に係る受取利息および支払利息は、下表に詳述されているとおり、実 効金利法を用いて認識される。財務部門の金利および流動性管理業務から発生する純収益、ならびに銀行税費用 は、純利息収益に含まれる。

実効金利法とは、金融商品の将来の見積現金受取額または支払額をその現在価値まで割引くことによって金融商品の償却原価を算定し、その商品に不可欠な手数料、費用、プレミアムまたはディスカウントを含む、受取利息または支払利息をその予想期間にわたり配分する方法のことである。

		連結		親会	≩社
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息					_
現金および中央銀行預け金	325	241	260	300	216
他の金融機関に対する債権	108	110	100	102	85
適格ヘッジに係る非有効部分 - 純額	(18)	(22)	12	(22)	(13)
商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産	542	558	645	499	505
売却可能有価証券	1,914	1,795	1,808	1,743	1,613
貸付金	29,621	28,504	28,953	25,801	24,577
海外における中央銀行への法定準備預金	23	17	13	23	17
子会社債権	-	-	-	4,328	3,838
その他の受取利息	56	29	31	56	27
受取利息合計	32,571	31,232	31,822	32,830	30,865
支払利息					
他の金融機関に対する債務	(319)	(279)	(345)	(314)	(278)
預金およびその他の借入金	(9,021)	(8,868)	(9,369)	(7,817)	(7,680)
トレーディング負債	(959)	(2,065)	(2,520)	(754)	(1,646)
発行済債券	(4,480)	(3,585)	(3,737)	(3,958)	(3,034)
子会社債務	-	-	-	(4,851)	(4,211)
借入資本	(774)	(693)	(589)	(774)	(693)
銀行税	(378)	(95)	-	(378)	(95)
その他の支払利息	(135)	(131)	(114)	(131)	(128)
支払利息合計	(16,066)	(15,716)	(16,674)	(18,977)	(17,765)
純利息収益	16,505	15,516	15,148	13,853	13,100

受取利息合計および支払利息合計金額のうち、損益計算書を通じて公正価値で測定されない金融商品に係る金額 は以下のとおりである。

	連結			親会社	
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
受取利息	31,934	30,555	30,941	32,240	30,232
支払利息	14,070	12,673	13,101	17,217	15,205

注記4. 利息以外の収益

会計方針

受取手数料

受取手数料は以下のとおりに認識される。

- ・ 信用手数料は主に、クレジットおよびその他与信枠を顧客に提供することによって稼得され、当該サービスが 提供された時点で認識される。
- 取引に係る手数料は取引を促進することによって稼得され、当該取引が実行された時点で認識される。
- · その他の無リスクの手数料には助言および引受報酬が含まれ、関連サービスが完了した時点で認識される。

金融商品の実効金利の不可欠な部分を成す収益は、実効金利法を用いて認識され、受取利息に計上される(例えば、ローン組成手数料)。

ファンド管理による収益

顧客のファンドおよび投資を継続的に管理することによって稼得するファンド管理報酬は、管理期間にわたって 認識される。

保険料による収益

保険料による収益には生命保険、生命保険運用および損害保険の商品について稼得する保険料が含まれる。

- ・ 定期的に支払われる生命保険の保険料は、発生主義に基づいて収益として認識される。支払期限のない保険料 は、現金主義に基づいて認識される。
- ・ 生命保険運用保険料には、サービスが提供される期間にわたりファンド管理による収益として認識される管理 報酬部分が含まれている。生命保険および運用契約の預金部分は、収益ではなく、生命保険契約債務の変動と して扱われる。
- ・ 損害保険料は保険契約者に対する請求額(税金を除く)から構成され、保険対象のリスクが出現する可能性が高いパターンに基づき認識される。パターン評価に基づく未稼得部分は、未経過保険料債務として認識される。

保険金請求費用

- ・ 生命保険契約および損害保険契約の保険金は、債務が確定する時点で費用として認識される。
- ・ 生命保険運用契約に関して発生した保険金は、払戻しを表し、生命保険債務の減額として認識される。

トレーディング収益

- ・ トレーディング資産、負債および金融派生商品の公正価値の変動から生じる実現損益および未実現損益は、発生した期に認識される(ただし、デイ・ワン損益は繰延べられる。注記23参照)。
- ・ トレーディング・ポートフォリオに係る受取配当金はトレーディング収益の一部として計上される。
- ・ 財務部門の金利および流動性管理業務から発生する純収益は純利息収益に含まれる。

受取配当金

- ・ 時価のある株式に係る配当金は、配当権利落ち日に認識される。
- ・ 時価のない株式に係る配当金は、会社が配当を受ける権利が確定した時点で認識される。

		連結		親会社		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
受取手数料						
信用手数料	1,347	1,333	1,297	1,333	1,299	
取引に係る受取手数料	1,105	1,193	1,177	886	953	
その他の無リスクの手数料	98	229	281	54	211	
受取手数料合計	2,550	2,755	2,755	2,273	2,463	
資産管理および保険業務による収益 ¹						
生命保険およびファンド管理に係る純業務 収益	1,825	1,590	1,657	-	-	
損害保険およびプライベート・モーゲージ 保険に係る純業務収益	236	210	242	-		
資産管理および保険業務による収益合計	2,061	1,800	1,899	-		
トレーディング収益 ²	945	1,202	1,124	919	1,095	
その他の収益						
子会社からの受取配当金	-	-	-	2,013	1,859	
その他の会社からの受取配当金	3	2	7	3	2	
関連会社の売却に係る純利益 ³	-	279	-	-	-	
資産の売却に係る純利益	24	6	1	-	5	
海外事業のヘッジに係る純利益/(損失)	-	-	(6)	19	152	
リスク管理目的で保有する金融派生商品に 係る純利益/(損失) ⁴	8	52	(88)	8	52	
公正価値で測定するものとして指定された金融商品に係る純利益/(損失)	38	11	(6)	36	3	
被支配会社の売却に係る純利益/(損失)	(9)	-	1	-	-	
オペレーティング・リースに係る賃貸料	107	143	109	77	104	
関連会社の純利益/(損失)に対する持分	(10)	17	30	-	-	
その他 ⁵	(89)	19	11	5	20	
その他の収益合計	72	529	59	2,161	2,197	
子会社との取引	-	-	-	472	376	
利息以外の収益合計	5,628	6,286	5,837	5,825	6,131	
資産管理および保険業務による収益の 内訳						
ファンド管理による収益	1,145	997	1,006	-	-	
生命保険の保険料による収益	1,410	1,204	1,114	-	-	
生命保険の手数料、運用収益および その他の収益	666	544	386	-	-	
生命保険の保険金請求および生命保険債務の 変動に係る費用	(1,396)	(1,155)	(849)	-	-	
損害保険およびプライベート・モーゲージ 保険の純保険料収入	472	451	455	-	-	
損害保険およびプライベート・モーゲージ 保険の運用、手数料およびその他の収益	50	77	70	-	-	
損害保険およびプライベート・モーゲージ 保険における保険金請求、引受および 手数料費用	(286)	(318)	(283)	-	-	
資産管理および保険業務による収益合計	2,061	1,800	1,899	-		

注記5. 業務費用

		連結		親会社		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
人件費						
従業員の報酬、受給権および諸経費	4,292	4,133	4,005	3,537	3,371	
退職年金費用 ¹	386	380	369	315	314	
株式報酬	95	113	135	97	96	
事業再編費用	114	75	92	97	68	
人件費合計	4,887	4,701	4,601	4,046	3,849	
賃借費用						
オペレーティング・リース賃借料	632	648	622	565	579	
不動産および設備の減価償却費	245	291	285	196	235	
その他	156	134	125	134	111	
賃借費用合計	1,033	1,073	1,032	895	925	
テクノロジー費用						
ソフトウェア資産の償却および減損	620	628	571	567	572	
IT機器の減価償却費および減損	141	158	156	124	139	
技術サービス	721	639	672	564	512	
ソフトウェアのメンテナンスおよび ライセンス	342	313	277	289	269	
電気通信	209	190	181	183	163	
データ処理	77	80	72	76	78	
テクノロジー費用合計	2,110	2,008	1,929	1,803	1,733	
その他の費用					_	
専門処理サービス ²	824	755	741	638	515	
無形資産および繰延費用の償却および減損	138	192	216	21	169	
郵便および事務用消耗品	182	217	217	152	179	
広告	173	155	156	127	107	
クレジットカード・ロイヤリティ・ プログラム	126	152	144	101	118	
貸付以外の損失	133	73	81	112	58	
子会社に対する投資の減損/(減損の戻入)	-	-	-	44	7	
その他の費用	86	108	100	162	238	
その他の費用合計	1,662	1,652	1,655	1,357	1,391	
業務費用合計	9,692	9,434	9,217	8,101	7,898	

¹ 資産管理および保険業務による収益には、保険契約者の税金還付が含まれる。

² トレーディング収益は、オーストラリアおよびニュージーランドにおける当行グループのWIB市場部門、ウエストパック・パシフィックおよび財務部門外国為替業務による市場業務収益合計の構成要素を表している。

^{3 2017}年5月26日、当行グループはペンダル株式60百万株(ペンダルの発行済株式の19%)を売却した。詳細は注記35を参照のこと。

⁴ リスク管理目的で保有する金融派生商品による収益は、外貨建資本および利益の経済的ヘッジの影響を反映している。

⁵ その他には、2018年度において計上したペンダルの残存持分に係る減損損失104百万豪ドルが当行グループに含まれている (親会社はなし)。

有価証券報告書

- 」 退職年金費用は確定拠出型および確定給付型の両方の費用を含んでいる。当行グループの確定給付制度の詳細については、 注記38を参照のこと。
- ² 専門処理サービスは、以下に関連するものである。
 - 外部の供給業者が提供するサービス(現金取扱およびセキュリティ・サービス費用、マーケティング費用、調査および採用費用などの項目を含む。) (2018年度: 271百万豪ドル、2017年度: 268百万豪ドル、2016年度: 283百万豪ドル)
 - 業務処理費用(2018年度:195百万豪ドル、2017年度:184百万豪ドル、2016年度:196百万豪ドル)
 - コンサルタント費用(2018年度:151百万豪ドル、2017年度:162百万豪ドル、2016年度:120百万豪ドル)
 - 信用評価費用(2018年度:58百万豪ドル、2017年度:53百万豪ドル、2016年度:60百万豪ドル)
 - 法務および監査費用(2018年度:111百万豪ドル、2017年度:61百万豪ドル、2016年度:51百万豪ドル)
 - 法定手数料および株式市場関連費用(2018年度:38百万豪ドル、2017年度:27百万豪ドル、2016年度:31百万豪ドル)

注記6. 減損費用

会計方針

当行グループは、各決算日現在で貸付金ポートフォリオが減損している客観的な証拠の有無を評価している。元本または利息の返済を回収できない可能性があるという客観的証拠があり、かつ、回収不能な貸付金の財務上の影響について信頼性のある測定ができる場合、減損費用が認識される。

減損の客観的証拠には、利息または元本の支払に係る債務不履行、借り手が重大な財政的困難に陥っていること、または貸付金のグループに係る債務不履行に関連する観察可能な経済情勢など、当行グループとの契約違反が含まれる場合がある。

減損費用は当該貸付金の帳簿価額と見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額として測定される。見積将来キャッシュ・フローは、まだ発生していない将来の予想信用損失を除外し、貸付金の当初実効金利で現在価値まで割引かれる。貸付金に変動金利が付されている場合、減損を測定する際の割引率は現行の実効金利になる。

減損費用は損益計算書に認識され、貸付金の帳簿価額は相殺効果のある引当金勘定(注記14参照)を通じて同額が 減額される。

その後の期間において、客観的証拠によって減損費用の戻入が示されることがある。客観的証拠には、借り手の信用格付または財務状況の改善が含まれることもある。減損費用は将来の期間の損益計算書において戻し入れられ、関連する減損引当金が減額する。

回収不能な貸付金

当行グループの貸付金回収手続を実施後、当行グループが依然として貸付金の契約上の返済額を回収できない場合、貸付金の全部または一部を回収できない可能性がある。回収不能な貸付金はすべての可能な返済を受領した後に、関連する減損引当金に対して償却される。

当行グループはその後、償却した貸付金からキャッシュ・フローを回収できる場合がある。これらは、回収が行われる期間に損益計算書に認識される。

減損費用に関する重要な会計上の仮定および見積りは注記14に含まれている。

		連結	親会社		
	2018年 2017年 2016年		2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
個別評価引当金繰入額	371	610	727	341	581
戻入	(150)	(288)	(210)	(131)	(218)
回収	(179)	(168)	(137)	(138)	(121)
一括評価引当金繰入額	668	699	744	610	628
減損費用	710	853	1,124	682	870

減損引当金に関する詳細については、注記14を参照のこと。

注記7. 法人税等

会計方針

当期の税金は、当期税金および繰延税金から構成される。税金は損益計算書に認識される。ただし、その他の包括利益に直接認識される項目に関連する場合には、その他の包括利益計算書に認識される。

当期税金とは、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されている税率および法律を用いた事業年度の税金債務である。当期税金には、過年度の税金債務に対する調整も含まれる。

繰延税金は財務書類上の資産および負債の帳簿価額と、その税務上の価額との一時差異で構成される。

繰延税金は、各管轄地域で制定されている、または実質的に制定されており、資産が現金化または負債が決済される時に適用される予定の税率および法律を用いて決定される。

繰延税金資産と繰延税金負債は、同じ税務当局、同一の課税対象企業またはグループに関連する場合、ならびに 純額で決済する法的権利および意図がある場合に相殺されている。

繰延税金資産は、かかる税金資産のために将来の課税所得が利用できる可能性が高い範囲まで認識される。 以下の一時差異について繰延税金は認識されない。

- ・企業結合以外の取引で、かつ会計上または税務上のどちらの損益にも影響を与えない取引における資産または負債の当初認識
- ・企業結合におけるのれんの当初認識
- ・親会社が予測可能な将来において分配を予定していない子会社の未処分利益

親会社はオーストラリアの完全所有子会社を含む連結納税グループの親会社である。連結納税グループのすべての事業体は税金分担契約を締結しており、これは取締役会の考えでは、親会社が債務不履行に陥った場合に、連帯責任を制限するものである。

税金費用および収益、一時差異から発生する繰延税金残高は「グループ割当基準」を用いて認識される。連結納税グループの親会社として、親会社は連結納税グループの当期税金全額ならびに未使用の税務上の欠損金および関連する税額控除から生じる繰延税金資産を認識する。親会社はこれらの残高について、グループ内の他の企業と相互に全額を補償し合っている。

重要な会計上の仮定および見積り

当行グループは複数の税務管轄地域で営業活動を行っており、世界規模での当期税金負債の決定に際し重要な判断が要求される。税務上の影響が不確実な取引が多数あり、これらの税務上の不確実性を反映するために引当金が設定されている。

法人税等

当期の法人税等は税引前利益に対して以下のとおり調整される。

		 連結		親会	 `` 社
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
税引前利益	11,731	11,515	10,644	10,895	10,463
オーストラリアの法人税率30%による税額	3,519	3,455	3,193	3,269	3,139
課税所得の計算における損金不算入/ (非課税)額の影響					
ハイブリッド資本の分配金	69	64	50	69	64
生命保険:					
保険契約者の稼得に対する税金調整	24	8	(2)	-	-
生命保険事業に係る税率に対する調整	(1)	(1)	-	-	-
配当金調整	(1)	(3)	(4)	(604)	(558)
その他の非課税項目	(5)	(3)	(10)	(2)	(2)
その他の損金不算入項目	64	32	35	34	25
海外税率の調整	(28)	(30)	(26)	(3)	(5)
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	9	4	(65)	-	1
その他の項目	(18)	(8)	13	(12)	(44)
法人税等合計	3,632	3,518	3,184	2,751	2,620
法人税等の内訳					
法人税等の内訳:					
当期法人税額	3,704	3,404	3,351	2,806	2,367
繰延税金の変動	(81)	110	(102)	(55)	252
法人税等の過年度引当(過剰)/不足額	9	4	(65)	-	1
法人税等合計	3,632	3,518	3,184	2,751	2,620
オーストラリア合計	3,178	3,072	2,835	2,677	2,544
海外合計	454	446	349	74	76
法人税等合計	3,632	3,518	3,184	2,751	2,620

¹ 銀行税は利益に課せられる税ではないため、法人税等には含まれていない。銀行税は注記3.純利息収益に含まれている。

2018年度の実効税率は30.96%(2017年度:30.55%、2016年度:29.91%)であった。

繰延税金資産

繰延税金資産残高は、以下に帰属する一時差異から成る。

•		 結	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
損益計算書に認識された金額					
貸付金の減損引当金	827	847	708	701	
長期休職、年次有給休暇およびその他従業員給付に対する 引当金	323	321	301	292	
金融商品	5	3	2	4	
不動産および設備	196	198	177	180	
その他の引当金	322	239	299	223	
その他の負債・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	119	100	112	99	
損益計算書に認識された合計額	1,792	1,708	1,599	1,499	
その他の包括利益に直接認識された金額					
キャッシュ・フロー・ヘッジ ¹	50	63	31	41	
退職給付	-	3	-	3	
その他の包括利益に直接認識された合計額 ¹	50	66	31	44	
繰延税金資産総額 ¹	1,842	1,774	1,630	1,543	
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺 ¹	(662)	(662)	(528)	(490)	
繰延税金資産純額	1,180	1,112	1,102	1,053	
変動					
期首残高	1,112	1,351	1,053	1,399	
損益計算書において認識された額	84	(387)	100	(313)	
その他の包括利益において認識された額 ¹	(16)	(85)	(13)	(69)	
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺 ¹	-	233	(38)	36	
期末残高	1,180	1,112	1,102	1,053	

¹ 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

繰延税金負債

繰延税金負債残高は、以下に帰属する一時差異から成る。

	連結		親 <i>会</i>	<u></u> 注社
	2018年	2017年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
損益計算書に認識された金額				
金融商品	-	3	-	3
ファイナンス・リース取引	158	106	161	83
不動産および設備	135	162	135	163
生命保険に関する資産	51	47	-	-
その他の資産	312	335	213	215
損益計算書に認識された合計額	656	653	509	464
その他の包括利益に直接認識された金額				
売却可能有価証券 ¹	10	19	7	26
退職給付	14	-	15	-
その他の包括利益に直接認識された合計額 ¹	24	19	22	26
繰延税金負債総額 ¹	680	672	531	490
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺 ¹	(662)	(662)	(528)	(490)
繰延税金負債純額	18	10	3	-
変動				
期首残高	10	36	-	-
損益計算書において認識された額	3	(277)	45	(61)
その他の包括利益において認識された額 ¹	5	18	(4)	25
繰延税金資産と繰延税金負債の相殺 ¹		233	(38)	36
期末残高	18	10	3	-

¹ 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

未認識の繰延税金残高

以下の潜在的な繰延税金残高は認識されていない。表示額は総額で、税効果は考慮されていない。税効果が考慮される場合、表示額の約30%となる。

	連	結	親会社		
	2018年	2018年 2017年		2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
未認識の繰延税金資産					
収益勘定に係る税務上の欠損金	190	213	151	162	
未認識の繰延税金負債					
親会社が予測可能な将来において分配を予定していない 子会社の未処分利益総額	58	51	-	-	

注記8. 1株当たり利益

会計方針

基本的1株当たり利益(以下「EPS」という。)は、株主に帰属する当期純利益を、発行済普通株式の期中加重平均株式数(自己株式について調整後)で除することによって算定される。希薄化後EPSは、すべての希薄化効果のある潜在的普通株式(株式報酬-注記37および転換可能借入資本-注記20を参照のこと。)が転換されると仮定して、基本的1株当たり利益を調整することによって算定される。

201	 8年	201	 7年	2016年	
基本的	希薄化後	基本的	希薄化後	基本的	希薄化後
百万 豪ドル	 百万 豪ドル	百万 豪ドル	 百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
8,095	8,095	7,990	7,990	7,445	7,445
(5)	-	(6)	-	(5)	-
-	283	-	253	-	222
8,090	8,378	7,984	8,243	7,440	7,667
0.444	0.444	0.004	0.004	0.000	0.000
,			•	3,322	3,322
(8)	(8)	(9)	(9)	(9)	(9)
-	3	-	4	-	4
-	232	-	236	-	203
3,406	3,641	3,355	3,595	3,313	3,520
237.5	230.1	238.0	229.3	224.6	217.8
	基本的 百万 豪ドル 8,095 (5) - 8,090 3,414 (8) - - - 3,406	百万 豪ドル 高ドル 8,095 8,095 (5) - 283 8,090 8,378 3,414 (8) (8) - 3 - 232 3,406 3,641	2018年 201 基本的 希薄化後 基本的 百万 百万 百万 百万 豪ドル 豪ドル 豪ドル 8,095 7,990 (5) - (6) - 283 - 8,090 8,378 7,984 3,414 3,414 3,364 (8) (8) (9) - 3 - 232 - 3,406 3,641 3,355	基本的 希薄化後 基本的 希薄化後 百万豪ドル 百万豪ドル 百万豪ドル 百万豪ドル 8,095 7,990 7,990 (5) - (6) - - 283 - 253 8,090 8,378 7,984 8,243 3,414 3,414 3,364 3,364 (8) (8) (9) (9) - 3 - 4 - 232 - 236 3,406 3,641 3,355 3,595	2018年 2017年 2018年 基本的 希薄化後 基本的 希薄化後 基本的 百万 百万 百万 百万 百万 豪ドル 8,095 7,990 7,990 7,445 (5) - (6) - (5) - 283 - 253 - 8,090 8,378 7,984 8,243 7,440 3,414 3,414 3,364 3,364 3,322 (8) (8) (9) (9) (9) - 3 - 4 - - 232 - 236 - 3,406 3,641 3,355 3,595 3,313

¹ RSP新株引受権については注記37で説明されている。一部のRSP新株引受権は権利が確定しておらず、普通株式ではないが、 配当金を受取っている。これらのRSPの配当金は普通株主に帰属する利益を示す目的で控除される。

² 当行グループは、将来において普通株式への転換が見込まれる転換可能借入資本を発行した(詳細については注記20参照)。 これらの転換可能借入資本商品はすべて希薄化効果があるため、希薄化後EPSは当該商品がすでに転換されているかのように 算定される。

注記9. 平均残高および金利

当行グループの利付資産および利付負債の日次平均残高、ならびに受取利息または支払利息は、以下のとおりである。

日本日本						 連結				
特別			2018年				-		2016年	
日下 日下 京下 京下 京下 京下 京下 京下		 平均残高		平均金利	平均残高		平均金利			————— 平均金利
大きいきにはいる 大きいきにはいます。 大きいきいきにはいます。 大きいきいきにはいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいます。 大きいきいきいきいます。 大きいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいます。 大きいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいきいきいきいきいきいます。 大きいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきいきい		 百万	百万		百万	百万		百万	百万	
他の金融機関に対する債権	資産									
### 14.69	利付資産									
日本の他の海外	他の金融機関に対する債権:									
帝の他の海外 1,046 25 2.4 851 20 2.4 1,292 10 0.8 商品有価証券および公正価値 で測定するものとして指定された金融資産: オーストラリア 17,420 423 2.4 18,418 416 2.3 18,632 481 2.6 ニュージーランド 3,538 80 2.3 4,238 96 2.3 4,105 118 2.9 その他の海外 2,286 39 1.7 3,214 46 1.4 3,339 46 1.4 売却可能有価証券: オーストラリア 55,458 1,692 3.1 52,457 1,573 3.0 48,151 1,581 3.3 ニュージーランド 3,304 136 4.1 3,479 147 4.2 3,193 141 4.4 その他の海外 2,778 86 3.1 2,272 75 3.3 2,710 86 3.2 海外における中央銀行への法定準備預金 その他の海外 1,040 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 負付金および その他の海外 3,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 利付資産および受取利息 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 現金、他の金融機関に対する債権および海外における中央銀行の会社 2,376 2,376 2,000 2,431 年間会社 2,376 全融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 ² 61,938 60,111 575,913	オーストラリア	4,169	77	1.8	7,422	82	1.1	9,616	84	0.9
商品有価証券および公正価値 で測定するものとして指定された金融資産:	ニュージーランド	350	6	1.7	850	8	0.9	449	6	1.3
で測定するものとして指定された金融資産: オーストラリア 17,420 423 2.4 18,418 416 2.3 18,632 481 2.6 ニュージーランド 3,538 80 2.3 4,238 96 2.3 4,105 118 2.9 その他の海外 2,286 39 1.7 3,214 46 1.4 3,339 46 1.4 表却可能有価証券: オーストラリア 55,458 1,692 3.1 52,457 1,573 3.0 48,151 1,581 3.3 ニュージーランド 3,304 136 4.1 3,479 147 4.2 3,193 141 4.4 その他の海外 2,778 86 3.1 2,272 75 3.3 2,710 86 3.2 をか他の海外 2,778 86 3.1 2,272 75 3.3 2,710 86 3.2 をか他の海外 1,040 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および その他の海外 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ニュージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 科付資産および受取利息 74,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 2,376 2,376 2,000 2,431 金融派生商品 4,702 37,673 4,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,447 12,702 4,704	その他の海外	1,046	25	2.4	851	20	2.4	1,292	10	0.8
ニュージーランド その他の海外3,538802.34,238962.34,1051182.9その他の海外2,286391.73,214461.43,339461.4売却可能有価証券: オーストラリア この他の海外55,4581,6923.152,4571,5733.048,1511,5813.3ニュージーランド 会の他の海外3,3041364.13,4791474.23,1931414.4その他の海外 その他の海外1,040232.21,035171.61,197131.1貸付金および その他の債権 イーストラリア ニュージーランド その他の海外579,74925,7094.4557,86524,7724.4532,17225,1624.7ユージーランド その他の海外73,8043,5144.872,9383,4604.768,3703,6175.3その他の海外30,0027612.527,2555201.928,6174771.7利付資産および受取利息 合計774,94432,5714.2752,29431,2324.2721,84331,8224.4無利息資産 金融派への法定準備預金 金融派への法定準備預金 金融派への法定準備預金 全命保険に関する資産 生命保険に関する資産 	で測定するものとして指定									
R つの他の海外 2,286 39 1.7 3,214 46 1.4 3,339 46 1.4 表却可能有価証券: オーストラリア 55,458 1,692 3.1 52,457 1,573 3.0 48,151 1,581 3.3 ユュージーランド 3,304 136 4.1 3,479 147 4.2 3,193 141 4.4 その他の海外 2,778 86 3.1 2,272 75 3.3 2,710 86 3.2 海外における中央銀行への法定準備預金 2の他の海外 1,040 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および その他の債権 : オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ユージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 1.7 利付資産および受取利息 合計 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 2,376 2,376 2,000 2,431 失政行への法定準備預金 全融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 61,938 60,111 57,913		17,420	423	2.4	18,418	416	2.3	18,632	481	2.6
売却可能有価証券: オーストラリア 55,458 1,692 3.1 52,457 1,573 3.0 48,151 1,581 3.3 ニュージーランド 3,304 136 4.1 3,479 147 4.2 3,193 141 4.4 その他の海外 2,778 86 3.1 2,272 75 3.3 2,710 86 3.2 海外における中央銀行への法定準備預金 4.0 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および 4.0 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および 4.0 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および 4.0 23 2.2 1,035 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ユーンジーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 74,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4	ニュージーランド	3,538	80	2.3	4,238	96	2.3	4,105	118	2.9
オーストラリア 55,458 1,692 3.1 52,457 1,573 3.0 48,151 1,581 3.3 ニュージーランド 3,304 136 4.1 3,479 147 4.2 3,193 141 4.4 その他の海外 2,778 86 3.1 2,272 75 3.3 2,710 86 3.2 海外における中央銀行への 法定準備預金 その他の海外 1,040 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および その他の債権 : オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ニュージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 十八十分資産および受取利息 合計 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 2,376 2,376 2,000 2,431 2,431 2,432 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 61,938 60,111 57,913		2,286	39	1.7	3,214	46	1.4	3,339	46	1.4
ニュージーランド その他の海外 3,304 136 4.1 3,479 147 4.2 3,193 141 4.4 その他の海外 2,778 86 3.1 2,272 75 3.3 2,710 86 3.2 海外における中央銀行への 法定準備預金 その他の海外 1,040 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および その他の債権 ¹ : オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ニュージーランド その他の海外 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 利付資産および受取利息 合計 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 現金、他の金融機関に対する 実施派生商品 2,376 2,000 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431 2,431	売却可能有価証券:									
その他の海外 2,778 86 3.1 2,272 75 3.3 2,710 86 3.2 海外における中央銀行への法定準備預金 その他の海外 1,040 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および その他の債権 1: オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ユュージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 利付資産および受取利息 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 現金、他の金融機関に対する債権および海外における中央銀行への法定準備預金 2,376 2,000 2,431 金融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 ² 61,938 60,111 57,913		55,458		3.1	52,457					
海外における中央銀行への 法定準備預金 その他の海外 1,040 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および その他の債権 ¹ : オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ニュージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 利付資産および受取利息 合計 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 現金、他の金融機関に対する 債権および海外における中 央銀行への法定準備預金 金融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 ² 61,938 60,111 57,913		3,304		4.1	3,479	147	4.2	3,193	141	4.4
法定準備預金 その他の海外 1,040 23 2.2 1,035 17 1.6 1,197 13 1.1 貸付金および その他の債権 ¹ : オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ニュージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 利付資産および受取利息合計 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 現金、他の金融機関に対する債権および海外における中央銀行への法定準備預金 金融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 ² 61,938 60,111 57,913		2,778	86	3.1	2,272	75	3.3	2,710	86	3.2
貸付金および その他の債権 ¹ : オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ニュージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 利付資産および受取利息 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 現金、他の金融機関に対する 債権および海外における中央銀行への法定準備預金 金融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 ² 61,938 60,111 57,913	法定準備預金									
その他の債権 ¹ : オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ニュージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 利付資産および受取利息 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 現金、他の金融機関に対する債権および海外における中央銀行への法定準備預金 金融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 ² 61,938 60,111 57,913		1,040	23	2.2	1,035	17	1.6	1,197	13	1.1
オーストラリア 579,749 25,709 4.4 557,865 24,772 4.4 532,172 25,162 4.7 ニュージーランド 73,804 3,514 4.8 72,938 3,460 4.7 68,370 3,617 5.3 その他の海外 30,002 761 2.5 27,255 520 1.9 28,617 477 1.7 利付資産および受取利息 774,944 32,571 4.2 752,294 31,232 4.2 721,843 31,822 4.4 無利息資産 現金、他の金融機関に対する債権および海外における中央銀行への法定準備預金 2,376 2,000 2,431 全融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 ² 61,938 60,111 57,913										
ニュージーランド その他の海外73,804 30,0023,514 7614.8 2.5 27,25572,938 27,2553,460 5204.7 52068,370 28,6173,617 4775.3 477利付資産および受取利息 合計774,94432,5714.2 752,294752,294 31,23231,2324.2 4.2 721,843721,843 31,82231,822 4.4無利息資産 現金、他の金融機関に対する 債権および海外における中 央銀行への法定準備預金 金融派生商品 全融派生商品 生命保険に関する資産 その他すべての資産22,376 34,702 61,9382,000 37,673 12,4472,431 12,702 12,702 57,913その他すべての資産261,93860,11157,913	その他の債権 ¹ :									
その他の海外 利付資産および受取利息 合計30,0027612.527,2555201.928,6174771.7利付資産および受取利息 合計774,94432,5714.2752,29431,2324.2721,84331,8224.4無利息資産現金、他の金融機関に対する 債権および海外における中央銀行への法定準備預金 全融派生商品2,3762,0002,431金融派生商品 生命保険に関する資産 その他すべての資産²34,702 10,664 61,93837,673 12,447 60,11148,666 12,447 57,913	オーストラリア	579,749	25,709	4.4	557,865	24,772	4.4	532,172	25,162	4.7
利付資産および受取利息合計774,94432,5714.2752,29431,2324.2721,84331,8224.4無利息資産現金、他の金融機関に対する債権および海外における中央銀行への法定準備預金2,3762,0002,431金融派生商品34,70237,67348,666生命保険に関する資産10,66412,44712,702その他すべての資産²61,93860,11157,913	ニュージーランド	73,804	3,514	4.8	72,938	3,460	4.7	68,370	3,617	5.3
合計774,94432,3714.2 752,29431,2324.2 721,04331,8224.4無利息資産現金、他の金融機関に対する 債権および海外における中央銀行への法定準備預金2,0002,431金融派生商品34,70237,67348,666生命保険に関する資産10,66412,44712,702その他すべての資産²61,93860,11157,913		30,002	761	2.5	27,255	520	1.9	28,617	477	1.7
現金、他の金融機関に対する 債権および海外における中 央銀行への法定準備預金 金融派生商品 34,702 37,673 48,666 生命保険に関する資産 10,664 12,447 12,702 その他すべての資産 ² 61,938 60,111 57,913		774,944	32,571	4.2	752,294	31,232	4.2	721,843	31,822	4.4
債権および海外における中央銀行への法定準備預金2,3762,0002,431金融派生商品34,70237,67348,666生命保険に関する資産10,66412,44712,702その他すべての資産261,93860,11157,913	無利息資産									
生命保険に関する資産10,66412,44712,702その他すべての資産261,93860,11157,913	債権および海外における中	2,376			2,000			2,431		
その他すべての資産 ² 61,938 60,111 57,913	金融派生商品	34,702			37,673			48,666		
	生命保険に関する資産	10,664			12,447			12,702		
年到中海中人計 400,000 110,000 100,000 100,000	その他すべての資産 ²	61,938			60,111			57,913		
無利息資産旨訂 109,680 112,231 121,712	無利息資産合計	109,680			112,231			121,712		
資産合計 884,624 864,525 843,555	資産合計	884,624			864,525	· · ·		843,555		

¹ 貸付金およびその他の債権は貸付金の減損引当金控除後の金額で表示されている。その他の債権には、現金および中央銀行 預け金ならびにその他の利付資産が含まれる。

² 不動産および設備、無形資産、繰延税金資産、モーゲージ相殺勘定に関連する無利息貸付金ならびにその他の資産が含まれる。

					 連結				
		2018年			2017年			2016年	
	平均残高		平均金利	平均残高	支払利息	平均金利	平均残高	支払利息	 平均金利
	 百万 豪ドル	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	百万 豪ドル	%	 百万 豪ドル	百万 豪ドル	%
負債									
利付負債									
他の金融機関に対する債務:									
オーストラリア	16,180	262	1.6	15,740	241	1.5	16,570	301	1.8
ニュージーランド	1,135	17	1.5	642	9	1.4	567	10	1.8
その他の海外	1,963	40	2.0	2,451	29	1.2	2,811	34	1.2
預金およびその他の借入金:									
オーストラリア	422,006	7,308	1.7	409,586	7,344	1.8	376,115	7,801	2.1
ニュージーランド	51,368	1,196	2.3	51,042	1,173	2.3	48,251	1,280	2.7
その他の海外	26,599	517	1.9	24,085	351	1.5	29,336	288	1.0
借入資本:									
オーストラリア	15,028	635	4.2	15,841	638	4.0	12,150	513	4.2
ニュージーランド	1,645	84	5.1	43	2	4.7	-	-	-
その他の海外	1,324	55	4.2	1,324	53	4.0	1,687	76	4.5
その他の利付負債 ¹ :									
オーストラリア	163,949	5,369	3.3	157,842	5,117	3.2	164,871	5,574	3.4
ニュージーランド	14,218	580	4.1	15,821	747	4.7	14,067	787	5.6
その他の海外	94	3	3.2	507	12	2.4	851	10	1.2
利付負債および支払利息 合計	715,509	16,066	2.2	694,924	15,716	2.3	667,276	16,674	2.5
無利息負債									
預金および他の金融機関に 対する債務:									
オーストラリア	42,377			40,514			36,594		
ニュージーランド	5,289			4,716			4,105		
その他の海外	824			869			1,023		
金融派生商品	37,504			42,780			55,956		
生命保険債務	8,874			10,560			10,985		
その他すべての負債 ²	12,199			11,586			11,145		
無利息負債合計	107,067			111,025			119,808		
負債合計	822,576			805,949			787,084		
株主持分	62,017			58,556			55,896		
非支配株主持分	31			20			575		
株主持分合計	62,048			58,576			56,471		
負債および株主持分合計	884,624			864,525			843,555		

財務部門のバランスシート管理業務および銀行税の正味影響額を含む。

純利息収益は、利付資産および利付負債の元本および関連する金利の変動によって毎年変動することがある。以下の表は、純利息収益の増減を、当該資産および負債における元本の変動による部分と金利の変動による部分に配分したものである。

² その他の負債、引当金、当期および繰延税金負債を含む。

変動の算定

- ・ 元本による変動は資産および負債の平均残高における増減に基づき算定される。
- ・ 金利による変動は当該資産および負債に係る金利の変動に基づき算定される。

元本の変動と金利の変動の組み合わせにより変動が生じる場合、それぞれの変動の豪ドル金額は増減合計に影響を及ぼす割合で配分されている。

_	連結					
		2018年			2017年	
	元本によ る変動額	金利によ る変動額	合計	元本によ る変動額	金利によ る変動額	合計
_	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
利付資産						
他の金融機関に対する債権:						
オーストラリア	(36)	31	(5)	(19)	17	(2)
ニュージーランド	(5)	3	(2)	5	(3)	2
その他の海外	5	-	5	(3)	13	10
商品有価証券および公正価値で測定するものとして 指定された金融資産:						
オーストラリア	(23)	30	7	(6)	(59)	(65)
ニュージーランド	(16)	-	(16)	4	(26)	(22)
その他の海外	(13)	6	(7)	(2)	2	-
売却可能有価証券:						
オーストラリア	90	29	119	141	(149)	(8)
ニュージーランド	(7)	(4)	(11)	13	(7)	6
その他の海外	17	(6)	11	(14)	3	(11)
海外における中央銀行への法定準備預金:						
その他の海外	-	6	6	(2)	6	4
貸付金およびその他の債権:						
オーストラリア	972	(35)	937	1,217	(1,607)	(390)
ニュージーランド	41	13	54	242	(399)	(157)
その他の海外	52	189	241	(25)	68	43
受取利息の増減合計	1,077	262	1,339	1,551	(2,141)	(590)

有価証券報告書

	連結					
		2018年			2017年	
	元本によ る変動額	金利によ る変動額	合計	元本によ る変動額	金利によ る変動額	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
利付負債						
他の金融機関に対する債務:						
オーストラリア	7	14	21	(15)	(45)	(60)
ニュージーランド	7	1	8	1	(2)	(1)
その他の海外	(6)	17	11	(4)	(1)	(5)
預金およびその他の借入金:						
オーストラリア	223	(259)	(36)	693	(1,150)	(457)
ニュージーランド	7	16	23	75	(182)	(107)
その他の海外	37	129	166	(52)	115	63
借入資本:						
オーストラリア	(33)	30	(3)	156	(31)	125
ニュージーランド	75	7	82	2	-	2
その他の海外	-	2	2	(16)	(7)	(23)
その他の利付負債:						
オーストラリア	198	54	252	(237)	(220)	(457)
ニュージーランド	(76)	(91)	(167)	98	(138)	(40)
その他の海外	(10)	1	(9)	(5)	7	2
支払利息の増減合計	429	(79)	350	696	(1,654)	(958)
純利息収益の増減:						
オーストラリア	608	216	824	736	(352)	384
ニュージーランド	-	79	79	88	(113)	(25)
その他の海外	40	46	86	31	(22)	9
純利息収益の増減合計	648	341	989	855	(487)	368

金融資産および金融負債

会計方針

認識

貸付金および債権を除き、通常の金融資産の購入および売却は、当行グループが当該資産を購入または売却する 契約を締結する日である約定日に認識される。貸付金および債権は、現金を借り手に貸し付けた決済日に認識される。

金融負債は債務が発生した時点で認識される。

分類および測定

当行グループは、金融資産を「現金および中央銀行預け金」、「金融機関に対する債権」、「商品有価証券および公正価値で測定するものとして指定された金融資産」、「金融派生商品」、「売却可能有価証券」、「貸付金」、「生命保険に関する資産」ならびに「海外における中央銀行への法定準備預金」に分類している。当行グループにおいて、「満期保有目的投資」に分類された金融資産はない。

当行グループは、重要な金融負債を「他の金融機関に対する債務」、「預金およびその他の借入金」、「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」、「金融派生商品」、「発行済債券」ならびに「借入資本」に分類している。

損益計算書を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債は、公正価値で当初認識される。その他のすべての金融資産および金融負債は、公正価値と直接帰属する取引費用を合計した額で当初認識される。

上記の金融資産または金融負債の各カテゴリーの会計方針は、該当項目の注記に記載されている。

金融資産および金融負債の公正価値の決定に関する当行グループの方針は、注記23に記載されている。

認識の中止

金融資産は、当該資産からのキャッシュ・フローを受取る権利が失効した場合、「パス・スルー」契約に基づき、当行グループが資産からのキャッシュ・フローを受取る権利を譲渡するか、または受取ったキャッシュ・フローを全額支払う債務を引受けるかのいずれかにより、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転した場合に、認識が中止される。

当行グループが所有に伴うリスクおよび便益を一部移転したものの、所有に伴う実質的にすべてのリスクおよび便益を移転も留保もしない状況が発生することもある。かかる状況では、当行グループが資産に継続的に関与する範囲で、当該資産は引き続き貸借対照表上で認識される。

金融負債は、債務が弁済された、取消された、または終了した時点で認識が中止される。既存の金融負債が同一の貸し手のまま条件の大幅に異なる別の負債に交換された場合、または既存の負債の条件が大幅に変更された場合、その交換または変更は、当初の負債の認識の中止と新たな負債の認識として処理され、それぞれの帳簿価額における差額は損益計算書に認識される。

注記10. 他の金融機関に対する債権

会計方針

他の金融機関に対する債権は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で認識される。

	連	結	親会社		
	2018年	2018年 2017年		2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
コンデュイット型資産 ¹	-	392	-	-	
現金担保	4,332	4,834	4,267	4,462	
銀行間貸付	1,458	1,902	1,444	1,895	
他の金融機関に対する債権合計	5,790	7,128	5,711	6,357	

¹ コンデュイット型資産に関する詳細は注記25に開示されている。コンデュイット型資産は、注記19に開示されている関連するコンデュイット型負債への充当にのみ利用可能である。

注記11. 商品有価証券および公正価値で測定するものとして指定された金融資産

会計方針

商品有価証券

商品有価証券には、活発に取引される負債商品(政府証券およびその他の負債証券)およびエクイティ商品が含まれ、短期間で売却するために取得される。

トレーディング業務の一環として、当行グループは担保付きの有価証券の貸出しおよび借入れも行っている。所有に伴うリスクおよび便益が当初の保有者に引き続き残されるため、貸出有価証券は当行グループの貸借対照表に引き続き計上され、借入有価証券は当行グループの貸借対照表に反映されない。現金が担保として提供される場合、第三者に前払したまたは第三者から受取った現金は、それぞれ債権として「その他の資産」(注記27)に、または借入金として「その他の負債」(注記29)に認識される。

商品有価証券に係る損益は損益計算書に認識される。政府証券およびその他の負債証券について受取った利息は 純利息収益(注記3)において認識され、持分証券の配当金は利息以外の収益(注記4)に認識される。

売戻条件付購入有価証券(以下「リバース・レポ取引」という。)

売戻条件付購入有価証券は、ウエストパックが所有に伴うリスクおよび便益を得ていないため、貸借対照表に認識されていない。支払った現金対価は資産として認識される。トレーディング・ポートフォリオの一部であるリバース・レポ取引は公正価値で測定するものとして指定される。これらの金融資産から生じる損益は利息以外の収益に認識される。これらの契約に基づき受取った利息は受取利息に認識される。

公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産

公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産は、組込デリバティブを含むか、公正価値で管理されているか、あるいは会計上のミスマッチを減少または解消させるために公正価値で保有されているかのいずれかによるものである。これらの金融資産に係る損益は利息以外の収益として認識される。これらのその他の金融資産から受取った利息は受取利息に認識される。

会計上のミスマッチを減少させるために公正価値で測定するものとして指定された固定利付手形のポートフォリオは、その性質のため、貸付金に表示されている(注記13参照)。

公正価値で測定するものとして指定 されたその他の金融資産 商品有価証券および公正価値で測定
売戻条件付購入有価証券
商品有価証券

するものとして指定された金融資

-		連結		親会社			
2018年 2017年 2			2016年	2018年	2017年		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
Ī	17,779	15,860	15,288	16,673	14,151		
	1,379	6,887	3,260	1,379	6,887		
_	2,976	2,577	2,620	2,365	1,908		
	22,134	25,324	21,168	20,417	22,946		

商品有価証券には、以下が含まれる。

政府証券および準政府証券
その他の負債証券
持分証券
その他
商品有価証券合計

産合計

		連結		親会	会社
Ī	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
	13,062	11,339	9,267	12,253	10,452
	4,622	4,453	5,960	4,325	3,631
	8	11	7	8	11
	87	57	54	87	57
	17,779	15,860	15,288	16,673	14,151

公正価値で測定するものとして指定されたその他の金融資産には、以下が含まれる。

公正価値で測定するものとして 指定されたその他の金融資産合
持分証券
その他の負債証券

	連結	親会社			
2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
2,715	2,259	2,319	2,302	1,848	
261	318	301	63	60	
2,976	2,577	2,620	2,365	1,908	

注記12. 売却可能有価証券

会計方針

売却可能負債証券(政府証券およびその他の負債証券)および持分証券は公正価値で保有され、損益はその他の包括利益に認識される。ただし、以下の金額は損益計算書に認識される。

- ・ 負債証券に係る利息
- ・ 持分証券に係る配当金
- · 減損費用

その他の包括利益に認識される累積損益は、その後、当該商品の売却時に損益計算書に認識される。

各報告日現在で、当行グループは売価可能有価証券の減損の有無について評価する。有価証券の見積キャッシュ・フローにマイナスの影響を及ぼす1つ以上の事象が生じた場合、減損は存在する。

負債商品に関する減損の証拠には、発行体の重大な財政困難または支払状況の悪化が含まれる。

持分証券に関しては、有価証券の取得原価を下回る公正価値の大幅なまたは長期にわたる減少が減損の証拠としてみなされる。

減損が存在する場合、累積損失はその他の包括利益から除外され、損益計算書に認識される。負債証券に係る減損のその後の戻入も損益計算書に認識される。エクイティ商品に係る減損費用のその後の戻入は、当該商品が売却されるまでは損益計算書に認識されない。

		連結	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
売却可能有価証券					_
政府証券および準政府証券	42,979	43,382	46,255	40,345	40,491
その他の負債証券	17,756	16,863	14,323	16,101	15,252
持分証券 ¹	384	465	87	67	57
売却可能有価証券合計	61,119	60,710	60,665	56,513	55,800

¹ 公正価値について信頼性のある測定ができない(活発な市場が存在せず相場価格の入手が不可能である)ため、一部の持分証券は取得原価で測定されている。2018年度:当行グループにおいてなし(2017年度:なし、2016年度:59百万豪ドル)および親会社においてなし(2017年度:なし)。

有価証券報告書

以下の表は、2018年9月30日現在の当行グループの売却可能有価証券の期日別内訳およびその加重平均利回りを示したものである。非課税扱いの有価証券はない。

		2018年										
	1年以内		1年 5年以	. —	5年 10年り	_	10年	超	特定の なし		合計	加重 平均
	 百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%
帳簿価額												
政府証券および準政府 証券	4,780	3.1%	25,126	3.3%	13,073	2.9%	-			-	42,979	3.2%
その他の負債証券	2,118	3.0%	15,638	2.9%	-	-	-		-	-	17,756	2.9%
持分証券		-	_	-	-	-	-	-	384	-	384	
期日別合計	6,898	•	40,764		13,073		-	•	384		61,119	

期日の区分は、売却可能商品に関する契約上の期日に基づき決定される。

売却可能有価証券には、以下のものが含まれる。

- ・ 米国財務省証券5,229百万豪ドル(2017年度:6,796百万豪ドル、2016年度:6,413百万豪ドル)
- ・ 保有負債証券総額(帳簿価額合計がウエストパックの所有者に帰属する持分の10%を超過するもの):
 - クイーンズランド州財務公社発行-合計11,144百万豪ドル
 - オーストラリア連邦政府発行-合計10,657百万豪ドル

注記13. 貸付金

会計方針

貸付金は、公正価値と直接帰属する取引費用および手数料を合計した額で当初認識される金融資産である。固定 利付手形のポートフォリオ(下記参照)を除き、貸付金はその後、実効金利法を用いて償却原価で測定され、減損引 当金控除後の金額で表示される。

モーゲージ・ファシリティと預金ファシリティの両方を有するローン商品は、資産と負債の構成要素が相殺基準 を満たさないため、これらの要素を分けて、貸借対照表に総額で表示される。当該商品について稼得した利息は損益計算書に純額で表示されるが、これはこの純額表示が顧客に課せられた利息の発生状況を反映しているためである。

当行グループが貸し手であるファイナンス・リースも貸付金に含まれる。これらは、リース資産の実質的にすべてのリスクおよび便益が借り手に移転するリースである。金融収益はファイナンス・リースに対する純投資の一定のリターンを反映する基準で認識される。ファイナンス・リースの純投資は当該リースに係る将来キャッシュ・フローの現在価値である。将来キャッシュ・フロー総額は、その現在価値を算定するために、リース計算利子率を用いて割り引かれる。

計上を行った拠点の所在地および商品の種類別に示した貸付金ポートフォリオは、以下の表のとおりである。

		結	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	 百万豪ドル	<u> </u>	百万豪ドル	百万豪ドル	
オーストラリア					
住宅	444,741	427,167	444,730	427,155	
個人向け(貸付金およびカード)	21,079	21,952	20,090	19,905	
法人向け	154,347	150,542	150,580	146,143	
信用取引に伴う貸付金	1,830	1,885	1,830	1,885	
その他	88	100	88	100	
オーストラリア合計	622,085	601,646	617,318	595,188	
ニュージーランド	-				
住宅	44,772	43,198	-	-	
個人向け(貸付金およびカード)	1,793	1,856	-	-	
法人向け	27,701	26,667	376	321	
その他	76	85	-		
ニュージーランド合計	74,342	71,806	376	321	
その他の海外					
トレード・ファイナンス	3,600	2,818	3,600	2,818	
その他	12,477	11,515	11,281	10,283	
その他の海外合計	16,077	14,333	14,881	13,101	
貸付金合計	712,504	687,785	632,575	608,610	
貸付金の減損引当金(注記14参照)	(2,814)	(2,866)	(2,407)	(2,373)	
貸付金純額合計 2	709,690	684,919	630,168	606,237	

¹ 貸付金純額合計には、会計上のミスマッチを軽減させるために公正価値で測定するものとして指定された固定利付手形 3,250百万豪ドル(2017年度:4,587百万豪ドル)が含まれている。当期に認識された信用リスクに帰属する固定利付手形の公正価値の変動は、当行グループと親会社のいずれについても1百万豪ドル(2017年度:6百万豪ドル)であった。信用リスクに帰属する固定利付手形の公正価値の累計変動額は、当行グループと親会社のいずれについても22百万豪ドルの減少(2017年度:23百万豪ドルの減少)であった。

- ² 貸付金純額合計には、証券化された以下の貸付金が含まれている。
 - ・ 当行グループ-2018年度:7,135百万豪ドル(2017年度:7,651百万豪ドル)
 - ・ 親会社-2018年度:85,965百万豪ドル(2017年度:82,135百万豪ドル)

貸付金には、以下のファイナンス・リース債権が含まれている。

	連	結	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
ファイナンス・リース債権に対する投資総額:					
1年以内に期日が到来	692	661	473	433	
1年超5年以内に期日が到来	4,866	4,619	3,804	3,349	
5年超に期日が到来	595	301	563	237	
ファイナンス・リース債権に係る未経過金融収益	(870)	(796)	(727)	(606)	
ファイナンス・リース債権に対する投資純額	5,283	4,785	4,113	3,413	
回収不能最低リース料に対する引当金	(8)	(6)	(3)	(2)	
ファイナンス・リース債権に対する投資純額 (引当金控除後)	5,275	4,779	4,110	3,411	
ファイナンス・リース債権に対する投資純額の内訳は 以下のとおりである:					
1年以内に期日が到来	677	634	458	416	
1年超5年以内に期日が到来	4,116	3,913	3,192	2,809	
5年超に期日が到来	490	238	463	188	
ファイナンス・リース債権に対する投資純額合計	5,283	4,785	4,113	3,413	

以下の表は、業種別に分類した貸付金を示したものである。

			連結		
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア					_
ホテル業、喫茶業および飲食業	8,297	8,177	7,536	7,490	7,273
農業、林業および漁業	8,642	8,182	7,953	7,667	7,246
建設業	6,751	6,043	5,797	5,596	5,533
金融業および保険業	14,059	12,923	14,298	13,175	12,202
政府、行政および防衛	628	554	675	796	750
製造業	9,298	9,054	9,140	9,342	8,876
鉱業	3,311	3,025	3,641	4,415	3,207
不動産業	45,471	43,220	44,785	44,667	41,718
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	13,477	12,050	11,674	10,703	10,045
サービス業	12,158	12,950	12,362	10,798	9,629
商業	16,501	16,063	16,044	15,484	14,449
運輸業および倉庫業	8,853	8,624	9,015	9,940	9,186
公益事業	4,350	5,237	4,025	3,554	3,232
個人向け融資	463,609	451,315	429,522	400,441	376,662
その他	6,680	4,229	2,777	1,587	1,247
オーストラリア合計	622,085	601,646	579,244	545,655	511,255

			 連結		
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
ニュージーランド					
ホテル業、喫茶業および飲食業	323	290	256	182	159
農業、林業および漁業	8,138	7,772	7,788	6,860	6,019
建設業	502	447	396	359	361
金融業および保険業	2,903	2,478	2,682	1,725	1,158
政府、行政および防衛	114	137	163	292	350
製造業	2,199	2,090	2,324	2,110	1,848
鉱業	206	141	280	407	484
不動産業	5,997	5,858	5,925	5,301	5,116
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	1,073	1,113	1,084	925	869
サービス業	1,733	1,810	1,396	1,173	996
商業	2,509	2,163	2,333	2,003	1,878
運輸業および倉庫業	1,029	1,080	1,257	1,094	868
公益事業	1,003	1,237	1,600	1,021	1,004
個人向け融資	46,613	45,190	45,011	40,277	37,222
その他	-	-	-	-	138
ニュージーランド合計	74,342	71,806	72,495	63,729	58,470
その他の海外					_
ホテル業、喫茶業および飲食業	112	97	118	111	127
農業、林業および漁業	19	5	12	568	465
建設業	71	55	147	247	120
金融業および保険業	4,098	4,289	2,767	4,297	2,006
政府、行政および防衛	25	4	4	130	35
製造業	3,257	2,982	2,619	3,848	2,886
鉱業	322	349	535	778	1,617
不動産業	467	491	479	409	352
資産関連サービス業および 法人向けサービス業	1,684	540	526	403	140
サービス業	205	205	99	182	242
商業	2,988	2,680	3,463	2,898	3,248
運輸業および倉庫業	1,232	1,389	1,186	1,099	689
公益事業	736	514	442	722	701
個人向け融資	683	657	1,120	1,191	1,111
その他	178	76	-	77	52
その他の海外合計	16,077	14,333	13,517	16,960	13,791
貸付金合計	712,504	687,785	665,256	626,344	583,516
貸付金の減損引当金	(2,814)	(2,866)	(3,330)	(3,028)	(3,173)
貸付金純額合計	709,690	684,919	661,926	623,316	580,343

	親会社		
	2018年	2017年	
	<u></u> 百万豪ドル	<u> 百万豪</u> ドル	
オーストラリア			
ホテル業、喫茶業および飲食業	8,228	8,098	
農業、林業および漁業	8,584	8,063	
建設業	6,247	5,440	
金融業および保険業	14,006	12,882	
政府、行政および防衛	620	541	
製造業	9,072	8,782	
鉱業	3,279	2,985	
不動産業	45,471	43,220	
資産関連サービス業および法人向けサービス業	12,433	10,979	
サービス業	11,891	12,605	
商業	16,291	15,760	
運輸業および倉庫業	8,456	8,167	
公益事業	4,324	5,206	
個人向け融資	462,568	449,207	
その他	5,848	3,253	
オーストラリア合計	617,318	595,188	
ニュージーランド			
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	-	
農業、林業および漁業	2	1	
建設業	5	3	
金融業および保険業	-	-	
政府、行政および防衛	-	-	
製造業	98	88	
鉱業	-	-	
不動産業	-	-	
資産関連サービス業および法人向けサービス業	8	9	
サービス業	-	1	
商業	263	217	
運輸業および倉庫業	-	-	
公益事業	-	-	
個人向け融資	-	-	
その他		2	
ニュージーランド合計	376	321	

有価証券報告書

	親会社		
	2018年	2017年	
	百万豪ドル	 百万豪ドル	
その他の海外			
ホテル業、喫茶業および飲食業	70	88	
農業、林業および漁業	4	4	
建設業	59	44	
金融業および保険業	4,093	4,284	
政府、行政および防衛	24	3	
製造業	3,253	2,969	
鉱業	323	349	
不動産業	234	288	
資産関連サービス業および法人向けサービス業	1,595	525	
サービス業	187	74	
商業	2,802	2,446	
運輸業および倉庫業	1,127	1,159	
公益事業	734	508	
個人向け融資	277	280	
その他	99	80	
その他の海外合計	14,881	13,101	
貸付金合計	632,575	608,610	
貸付金の減損引当金	(2,407)	(2,373)	
貸付金純額合計	630,168	606,237	

以下の表は、2018年9月30日現在における全貸付金の契約上の期日の分布(連結)について顧客の業種別に表示したものである。

			2018年連結					
		1年	F以内	1年超 5年以内	5年超	合計		
		百万	豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
オーストラリアにおける顧客の 貸付金	業種別による							
ホテル業、喫茶業および飲食業			3,381	4,457	459	8,297		
農業、林業および漁業			3,173	4,763	706	8,642		
建設業			1,647	4,301	803	6,751		
金融業および保険業			7,465	4,896	1,698	14,059		
政府、行政および防衛			125	174	329	628		
製造業			3,263	4,701	1,334	9,298		
鉱業			548	1,281	1,482	3,311		
不動産業			19,019	22,782	3,670	45,471		
資産関連サービス業および法人 サービス業	句け		4,029	7,547	1,901	13,477		
サービス業			3,248	7,185	1,725	12,158		
商業			6,737	8,048	1,716	16,501		
運輸業および倉庫業			1,688	5,660	1,505	8,853		
公益事業			1,105	2,625	620	4,350		
個人向け融資			14,618	24,316	424,675	463,609		
その他			1,076	4,097	1,507	6,680		
オーストラリア合計			71,122	106,833	444,130	622,085		
海外合計			24,824	18,958	46,637	90,419		
貸付金合計			95,946	125,791	490,767	712,504		
				連結	,	,		
		2018年		,	2017年			
	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計	変動利付 貸付金	固定利付 貸付金	合計		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ド	ル 百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
期日到来まで1年超の当行 グループ貸付金の金利別 内訳								
オーストラリア国内の拠点	423,886	127,077	550,9	63 417,64	3 117,326	534,969		
海外拠点	18,816	46,779	65,5	95 18,37	1 44,428	62,799		
期日到来までの1年超の 貸付金合計	442,702	173,856	616,5	58 436,01	4 161,754	597,768		

注記14. 減損引当金

会計方針

当行グループは、以下のとおり、貸付金に対して2種類の減損引当金(貸付金に対する引当金)を認識している。

- · 個別評価減損引当金
- ·一括評価減損引当金

減損費用の算定方法については注記6において説明されている。

当行グループは以下のとおり減損を評価する。

- ・特定の基準値を上回る貸付金については、個別に評価する。減損の客観的な証拠がある場合、個別評価引当金が 認識される。
- ・上記の特定の基準値を下回る貸付金または減損の客観的な証拠がない貸付金については、一括して評価する。類似したリスク特性を有する貸付金のグループに当該貸付金を含めて、減損の一括評価を行う。貸付金のグループが 一括して減損しているという客観的証拠がある場合、一括評価引当金が認識される。

重要な会計上の仮定および見積り

将来キャッシュ・フローの見積りに使用される方法および仮定は、減損引当金と損失実績との差を縮小させるために当行グループによって定期的に見直しが行われる。

個別評価部分

重要な判断には顧客の事業の見通し、担保の処分可能見込額、他の債権者に対する当行グループの順位、顧客情報の信頼性、ならびに貸付金回収に係る費用および期間の見込みが含まれる。

新しい情報が入手可能となったり、貸付金回収戦略が進化したりするため、時間の経過とともに判断が変わることがあり、その結果、減損引当金が修正される場合がある。

一括評価部分

延滞額、担保および保証、過去の損失実績、現在の経済状況ならびにポートフォリオの動向に基づくデフォルト および回収の時期の予想が勘案され、ポートフォリオごとに一括評価引当金が設定される。

重要な判断には見積損失率および関連する損失出現期間が含まれる。貸付金の種類ごとの損失出現期間は、損失 出現パターンを調査することによって決定される。貸付金の記録は、損失の兆候となる観察可能な事象の発生から 損失が識別可能となるまでの平均期間を特定するためにレビューされる。 実際に生じる信用損失は、金利の変動およびそれが個人消費、失業水準、弁済行動および倒産率に与える影響を含む不確実性により、貸付金の減損引当金の計上額と著しく異なる場合がある。

		連結		親会	·社
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
個別評価引当金					
期首残高	480	869	669	417	752
引当金繰入額	371	610	727	341	581
戻入	(150)	(288)	(210)	(131)	(218)
償却	(269)	(688)	(287)	(248)	(681)
利息調整	(11)	(16)	(13)	(11)	(16)
その他の調整	1	(7)	(17)	7	(1)
期末残高	422	480	869	375	417
一括評価引当金					
期首残高	2,639	2,733	2,663	2,180	2,198
引当金繰入額	668	699	744	610	628
償却	(858)	(968)	(902)	(742)	(810)
利息調整	179	188	193	148	152
その他の調整	3	(13)	35	42	12
期末残高	2,631	2,639	2,733	2,238	2,180
貸付金および信用コミットメントの 減損引当金合計	3,053	3,119	3,602	2,613	2,597
控除:信用コミットメント引当金 (注記28参照)	(239)	(253)	(272)	(206)	(224)
貸付金の減損引当金合計	2,814	2,866	3,330	2,407	2,373

以下の表は、過去5年間における業種別の貸付金の減損引当金を示したものである。

	2018	 3年	2017	 7年	2016	 6年	2015	 年	2014	
	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%	百万 豪ドル	%
業種別個別評価引当金										
オーストラリア										
ホテル業、喫茶業および飲食業	9	0.3	15	0.5	39	1.1	38	1.1	47	1.4
農業、林業および漁業	13	0.4	9	0.3	21	0.6	23	0.7	47	1.4
建設業	24	0.8	20	0.6	23	0.6	20	0.6	61	1.8
金融業および保険業	25	0.8	6	0.2	15	0.4	23	0.7	24	0.7
製造業	49	1.6	40	1.3	120	3.4	41	1.2	36	1.0
鉱業	9	0.3	19	0.6	41	1.1	11	0.3	15	0.4
不動産業	47	1.5	74	2.4	125	3.5	127	3.9	200	5.7
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	35	1.1	77	2.5	215	6.0	97	2.9	83	2.4
サービス業	27	0.9	25	8.0	16	0.4	20	0.6	32	0.9
商業	39	1.3	37	1.2	62	1.7	39	1.2	70	2.0
運輸業および倉庫業	16	0.5	14	0.4	14	0.4	54	1.6	12	0.3
公益事業	-	-	-	-	-	-			2	0.1
個人向け融資	92	3.0	94	3.0	57	1.6	57	1.7	60	1.7
その他	2	0.1	3	0.1	4	0.1	3	0.1	2	0.1
オーストラリア合計	387	12.6	433	13.9	752	20.9	553	16.6	691	19.9
ニュージーランド										
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	-	-		-	-	-	-	-	-
農業、林業および漁業	13	0.4	11	0.4	11	0.3	6	0.2	6	0.2
建設業	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-
金融業および保険業	-	-	-	- 0 4	-	-	-	4 0	-	-
製造業 鉱業	6	0.2	4	0.1	34 14	0.9 0.4	33 13	1.0	33	0.9
_{- 払耒} 不動産業	- 6	0.2	20	0.6	31	0.4	42	0.4 1.3	36 38	1.0 1.1
介到産業 資産関連サービス業	0	0.2	20	0.0	31	0.9	42	1.3	30	1.1
および法人向けサービス業	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-
サービス業	1	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1	1	-
商業	-	-	1	-	1	-	1	-	2	0.1
運輸業および倉庫業	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-
公益事業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人向け融資	7	0.2	7	0.2	4	0.1	8	0.2	10	0.3
ニュージーランド合計	33	1.1	45	1.4	99	2.7	107	3.2	128	3.6
その他の海外合計	2	0.1	2	0.1	18	0.5	9	0.3	48	1.4
個別評価引当金合計	422	13.8	480	15.4	869	24.1	669	20.1	867	24.9
一括評価引当金合計	2,631	86.2	2,639	84.6	2,733	75.9	2,663	79.9	2,614	75.1
減損引当金および信用コミット メントに対する引当金合計	3,053	100.0	3,119	100.0	3,602	100.0	3,332	100.0	3,481	100.0

以下の表は、過去5年間における業種別の貸付金の償却の詳細を示したものである。

			連結	1	
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
	百万豪ドル百	 5万豪ドル百	 百万豪ドル百	 百万豪ドル	 百万豪ドル
償却					
オーストラリア					
ホテル業、喫茶業および飲食業	(14)	(38)	(17)	(40)	(26)
農業、林業および漁業	(12)	(10)	(12)	(36)	(60)
建設業	(23)	(30)	(20)	(40)	(37)
金融業および保険業	(4)	(6)	(13)	(12)	(10)
製造業	(12)	(105)	(21)	(20)	(85)
鉱業	(14)	(46)	(18)	(17)	(4)
不動産業	(39)	(76)	(44)	(104)	(182)
資産関連サービス業および法人向けサービス業	(44)	(203)	(43)	(70)	(50)
サービス業	(24)	(97)	(36)	(18)	(22)
商業	(56)	(59)	(30)	(56)	(70)
運輸業および倉庫業	(17)	(17)	(48)	(24)	(43)
公益事業	(1)	-	(1)	(2)	(3)
個人向け融資	(793)	(898)	(803)	(658)	(603)
その他	(5)	(17)	(13)	(13)	(14)
オーストラリア合計	(1,058)	(1,602)	(1,119)	(1,110)	(1,209)
ニュージーランド					
ホテル業、喫茶業および飲食業	-	-	-	-	(2)
農業、林業および漁業	-	-	(1)	(3)	(10)
建設業	(1)	(1)	(1)	-	(5)
金融業および保険業	-	-	-	-	(10)
製造業	-	-	-	(1)	(1)
鉱業	-	-	-	(28)	(10)
不動産業	(13)	(2)	(10)	(18)	(41)
資産関連サービス業および法人向けサービス業	-	-	(2)	-	-
サービス業	(1)	-	-	(1)	(37)
商業	(1)	(1)	(1)	(4)	(3)
運輸業および倉庫業	-	-	-	-	-
公益事業	-	-	-	-	-
個人向け融資	(53)	(49)	(51)	(55)	(49)
その他		-	(1)	-	
ニュージーランド合計	(69)	(53)	(67)	(110)	(168)
その他の海外合計		(1)	(3)	(18)	(31)
償却額合計	(1,127)	(1,656)	(1,189)	(1,238)	(1,408)
以下に関連する償却額:					
一括評価引当金	(858)	(968)	(902)	(793)	(702)
個別評価引当金	(269)	(688)	(287)	(445)	(706)
償却額合計	(1,127)	(1,656)	(1,189)	(1,238)	(1,408)

以下の表は、過去5年間における業種別の貸付金の回収の詳細を示したものである。

			連結		
	2018年	2017年	2016年	2015年	2014年
	百万豪ドル	 百万豪ドル i	百万豪ドル百	 5万豪ドル百	<u></u> 百万豪ドル
回収					
オーストラリア					
ホテル業、喫茶業および飲食業	1	3	-	-	-
農業、林業および漁業	-	-	-	-	-
建設業	1	2	1	4	2
金融業および保険業	1	1	34	8	8
製造業	-	2	1	3	3
鉱業	1	1	-	-	-
不動産業	7	10	3	15	12
資産関連サービス業および法人向けサービス業	1	3	2	2	-
サービス業	1	-	2	1	-
商業	2	3	1	1	1
運輸業および倉庫業	1	1	1	-	-
公益事業	-	-	-	-	2
個人向け融資	139	118	84	78	62
その他		5	2	1	2
オーストラリア合計	155	149	131	113	92
ニュージーランド合計	24	19	6	18	14
その他の海外合計		-	-	-	-
回収額合計	179	168	137	131	106
償却額合計	(1,127)	(1,656)	(1,189)	(1,238)	(1,408)
償却額および回収額の純額	(948)	(1,488)	(1,052)	(1,107)	(1,302)

注記15. 生命保険に関する資産および生命保険債務

会計方針

当行グループは、オーストラリアにおいては主に、1995年生命保険法(以下「生命保険法」という。)に基づき登録されたウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービシズ・リミテッドおよび独立法定基金を通じて、またニュージーランドにおいては2010年保険(健全性に関する監督)法に基づき認可を受けた独立法定基金であるウエストパック・ライフNZリミテッドを通じて、生命保険事業を営んでいる。

生命保険に関する資産

当行グループが運用するファンドに対する投資を含む生命保険に関する資産は、損益計算書を通じて公正価値で 測定するもとして指定されている。公正価値の変動は利息以外の収益に認識される。生命保険に関する資産の公正 価値の算定には、その他の金融資産と同じ判断が含まれ、これについては注記23の重要な会計上の仮定および見積 りに記載されている。

生命保険法は生命保険に関する資産に制限を課しており、それには以下の場合においてのみ利用可能であることが含まれている。

- ・ 当該基金の負債および費用への充当
- ・ 基金事業拡大のための投資の獲得、あるいは
- ・ 基金が支払能力および自己資本比率規制を満たす場合の分配として

生命保険債務

生命保険債務は主に、生命保険運用契約債務および生命保険契約債務で構成される。生命保険運用契約に関して 発生する請求は顧客預金の引出しであり、生命保険債務の減額として認識される。

生命保険運用契約債務

生命保険運用契約債務は、損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定される。公正価値は、生命保険運用契約に連動している生命保険に関する資産の評価額と、現在の最低解約払戻金(保険契約が満期前に任意終了となった場合または保険事故が生じた場合に当行グループが保険契約者に支払うと考えられる最低額)のいずれか高い方の金額である。公正価値の変動は利息以外の収益に認識される。

生命保険契約債務

生命保険契約債務の価値は、健全性基準LPS 340「保険契約債務の評価」に規定されるマージン・オン・サービス(margin on services)法(以下「MoS」という。)を用いて算定される。

MoSでは引受けた生命保険契約の各種類の関連リスクおよび不確実性が考慮される。各報告日現在、計画上の利益および将来の債務の見積りが算定される。利益は、生命保険が保険契約者に提供されている期間にわたって取崩され、利息以外の収益に認識される(注記4)。特定の保険契約を獲得する際に発生した費用は、その金額が計画上の利益から回収可能な場合、繰り延べられる。当該繰延額は生命保険契約債務の減額として認識され、計画上の利益と同じ期間にわたって償却されて、利息以外の収益に認識される。

投資運用制度に係る外部の受益証券保有者に対する債務

生命保険法定基金には投資運用制度における支配持分が含まれており、これは連結されている。投資運用制度が連結されている場合、外部の受益証券保有者に対する債務は負債として認識され、生命保険債務に含まれる。これらは、損益計算書を通じて公正価値で測定するものとして指定される。

重要な会計上の仮定および見積り

生命保険債務および関連する資産の見積りに影響を与える主な要素は、以下のとおりである。

- ・ 給付金の支給および契約の管理に係る費用
- ・ 保険契約者への給付の増大を含む、死亡および罹病の実績
- 新規契約の獲得費用を契約期間にわたって回収する当行グループの能力に影響を与える、契約の中止の割合
- ・ 予測将来キャッシュ・フローの割引率

規制、競争、金利、税金、証券市場の状況および一般的な経済情勢も生命保険債務の見積りに影響を与えている。

生命保険に関する資産

	連結			
	2018年	2017年 ¹		
	 百万豪ドル	 百万豪ドル		
直接およびユニット型信託で保有される投資				
株式	1,223	2,515		
負債証券	1,622	2,025		
ユニット型信託	6,545	6,093		
貸付金およびその他の資産	60	10		
生命保険に関する資産合計	9,450	10,643		

¹ 比較数値は当期の表示に合わせて修正再表示されている。

2018年9月30日現在、親会社において生命保険に関する資産はなかった(2017年度:なし)。

生命保険債務

				結		
契約債務の変動の調整	生命保険	運用契約	生命保	険契約	合	計
	2018年	2017年	2018年	2017年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	9,854	13,234	(835)	(873)	9,019	12,361
損益計算書に反映された契約債務の 変動	704	544	(6)	38	698	582
契約債務に認識された契約の拠出額	738	790	-	-	738	790
契約債務に認識された契約の払戻額	(1,115)	(1,214)	-	-	(1,115)	(1,214)
契約手数料、費用および税金還付	(104)	(100)	-	-	(104)	(100)
投資運用制度に係る外部の受益証券 保有者の変動	(1,639)	(3,400)	-	-	(1,639)	(3,400)
期末残高	8,438	9,854	(841)	(835)	7,597	9,019

2018年9月30日現在、親会社において生命保険債務はなかった(2017年度:なし)。

注記16. 他の金融機関に対する債務

会計方針

他の金融機関に対する債務は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いて償却原価で認識される。

有価証券買戻契約

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合、当該有価証券は当初の分類(すなわち「商品有価証券」または「売却可能有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。

受取った現金対価は負債(「有価証券買戻契約」)として認識される。有価証券買戻契約は、トレーディング・ポートフォリオの一部として運用されている場合、公正価値で測定するものとして指定されて「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」(注記18参照)の一部として認識され、それ以外の場合には、償却原価で測定されて「他の金融機関に対する債務」に認識される。

	連	結	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
現金担保	2,171	2,429	1,735	2,304	
オフショア中央銀行預り金	3,397	3,108	3,397	3,108	
銀行間借入	6,564	6,953	6,545	6,946	
有価証券買戻契約1	6,005	9,417	6,005	9,417	
他の金融機関に対する債務合計	18,137	21,907	17,682	21,775	

¹ 買戻契約に基づき差入れられた有価証券の帳簿価額は、当行グループおよび親会社について8,884百万豪ドル(2017年度: 15,192百万豪ドル)である。

次へ

注記17. 預金およびその他の借入金

会計方針

預金およびその他の借入金は、公正価値で当初認識され、その後、実効金利法を用いた償却原価または公正価値のいずれかで測定される。

預金およびその他の借入金は、公正価値基準で管理されている場合、会計上のミスマッチが減少または解消する 場合、あるいは組込デリバティブを含んでいる場合、公正価値で測定するものとして指定される。

これらの負債が公正価値で測定される場合、公正価値の変動(信用リスクの変動によるものを除く)があれば、利息以外の収益に認識される。信用リスクの変動に起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書に認識される。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

			親名	 `` 社
	2018年	2017年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
オーストラリア				
譲渡性預金証書	28,746	37,515	28,746	37,515
無利息、要求払	41,783	40,324	41,783	40,324
その他の利付通知預金 ¹	233,052	224,268	233,052	223,686
その他の利付定期預金 ¹	171,832	156,249	171,832	156,249
オーストラリア合計	475,413	458,356	475,413	457,774
ニュージーランド				
譲渡性預金証書	1,116	546	-	-
無利息、要求払	5,406	4,853	-	-
その他の利付通知預金	21,368	21,273	-	-
その他の利付定期預金	29,897	27,620	3	
ニュージーランド合計	57,787	54,292	3	-
その他の海外				
譲渡性預金証書	11,672	8,860	11,672	8,860
無利息、要求払	830	810	352	322
その他の利付通知預金	1,638	1,505	1,249	1,150
その他の利付定期預金	11,945	9,768	11,779	9,587
その他の海外合計	26,085	20,943	25,052	19,919
預金およびその他の借入金合計	559,285	533,591	500,468	477,693
公正価値で測定する預金およびその他の借入金 ²	41,178	46,569	40,062	46,023
償却原価で測定する預金およびその他の借入金	518,107	487,022	460,406	431,670
預金およびその他の借入金合計	559,285	533,591	500,468	477,693

¹ 比較数値は当期の表示に合わせて変更されている。

² 満期日に支払を要求される契約上の未決済額は、当行グループについては41,330百万豪ドル(2017年度:46,713百万豪ドル)、親会社については40,214百万豪ドル(2017年度:46,168百万豪ドル)である。

預金の主要な種類における過去3年間の各事業年度の平均残高および平均金利は、以下のとおりである。

	2018	8年	201	2017年		 年
	平均残高	平均金利	平均残高	平均金利	平均残高	平均金利
	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%	百万豪ドル	%
オーストラリア			,			_
無利息	41,156		39,355		35,732	
譲渡性預金証書	31,424	2.0%	33,350	2.0%	31,165	2.4%
その他の利付通知預金 ¹	228,328	1.2%	222,122	1.1%	208,333	1.5%
その他の利付定期預金 ¹	162,254	2.5%	154,114	2.7%	136,617	2.9%
オーストラリア合計	463,162		448,941		411,847	
海外						
無利息	6,021		5,527		5,051	
譲渡性預金証書	13,008	1.9%	13,151	1.4%	16,938	0.9%
その他の利付通知預金	23,017	1.2%	24,163	1.3%	24,686	1.9%
その他の利付定期預金	41,942	2.8%	37,813	2.7%	35,963	2.7%
海外合計	83,988		80,654		82,638	

¹ 比較数値は当期の表示に合わせて変更されている。

譲渡性預金証書および定期預金

海外事業所において発行された譲渡性預金証書はすべて、100,000米ドル超であった。

オーストラリアの事業で発行された100,000米ドル超の譲渡性預金証書および定期預金の満期による分類は、以下のとおりである。

			2018年連結		
	3ヶ月以内	3ヶ月超 6ヶ月以内	6ヶ月超 1年以内	1年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
100,000米ドル超の譲渡性預金証書	14,181	13,176	1,285	104	28,746
100,000米ドル超の定期預金	84,292	30,627	27,139	8,848	150,906

有価証券報告書

注記18. 損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債

会計方針

損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債には、当初認識時に公正価値で測定するものとして指定された空売有価証券および有価証券買戻契約が含まれる。

有価証券買戻契約に関する会計処理については注記16に詳述されたものと整合している。

空売有価証券は、ウエストパックが売却時に保有していないが買い手に引渡すことを約束している有価証券の売却に関して、有価証券を買い手に引渡す義務を反映している。買い手に引渡される有価証券は通常、借入れられる、および/またはその後に購入される。

これらの負債は、当初認識後、公正価値で測定され、公正価値の変動(信用リスクを除く)は発生時に損益計算書を通じて認識される。信用リスクに起因する公正価値の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書を通じて認識される。

支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

有価証券買戻契約 ¹	
空売有価証券 損益計算書を通じて公正価値で測定するその他 の	D
金融負債合計	

_	連絡	<u> </u>	親会	 ` 社
	2018年	2017年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
	3,517	3,543	3,517	3,525
	780	513	780	513
	4,297	4,056	4,297	4,038

[」] 買戻契約に基づき差入れられた有価証券の帳簿価額は、当行グループについて3,608百万豪ドル(2017年度:3,554百万豪ドル)、親会社について3,608百万豪ドル(2017年度:3,536百万豪ドル)である。

満期日に、これらの金融負債の保有者に対して契約上支払を要求される金額は、当行グループについて4,298百万豪ドル(2017年度:4,056百万豪ドル)および親会社について4,298百万豪ドル(2017年度:4,038百万豪ドル)である。

注19. 発行済債券

会計方針

発行済債券とは、当行グループの事業体が発行した債券、ノート、コマーシャル・ペーパーおよび社債である。 発行済債券には手形引受も含まれるが、これは、当行グループが当初、手形引受時に割引を行い、後に再割引して 市場に戻した為替手形である。為替手形の引受および割引により顧客に提供された手形による資金調達は、貸付金 の一部として計上される。

発行済債券は、公正価値で当初測定され、その後、実効金利法を用いた償却原価または公正価値のいずれかで測 定される。 発行済債券は会計上のミスマッチを減少または解消させる場合、または組込デリバティブを含んでいる場合に公正価値で測定するものとして指定される。

これらの債券は公正価値で測定され、公正価値の変動(信用リスクの変動によるものを除く)は利息以外の収益として認識される。

信用リスクによる公正価値の変動は、その他の包括利益に認識される。ただし、それが会計上のミスマッチをもたらす場合には、損益計算書に認識される。

発生した支払利息は、実効金利法を用いて純利息収益に認識される。

短期債券(12ヶ月以内)と長期債券(12ヶ月超)の区別は対象債券の組成時の満期日に基づくもので、以下の表のとおりである。

		 結	 親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
短期債券:					
自社発行 ¹	26,266	31,514	26,266	30,002	
顧客コンデュイット ²	-	392	-	-	
引受手形		6	-	6	
短期債券合計 ¹	26,266	31,912	26,266	30,008	
長期債券:					
カバード債	35,434	34,516	30,268	29,698	
シニア債 ¹	103,159	93,476	95,754	84,410	
証券化	7,588	8,209	-	-	
ストラクチャード・ノート	149	243	-	-	
長期債券合計 ¹	146,330	136,444	126,022	114,108	
発行済債券合計	172,596	168,356	152,288	144,116	
公正価値で測定する発行済債券 ³	3,355	4,673	3,223	2,940	
償却原価で測定する発行済債券	169,241	163,683	149,065	141,176	
発行済債券合計	172,596	168,356	152,288	144,116	
変動の調整					
2017年10月1日現在の残高	168,356		144,116		
発行 一	59,456		57,440		
償還、返済、買戻しおよび減額	(64,698)		(58,005)		
その他の現金の変動 現金の変動合計			/EGE\		
現立の変動点間 外国為替換算の影響	(5,242)		(565)		
か国為質換算の影響 公正価値調整	11,022		10,252		
公正価値へッジのヘッジ会計に係る調整	(244)		(240)		
公正価値ペッシのペッシ云司に係る調整 その他(債券発行費用の償却等)	(1,313) 17		(1,288) 13		
ま現金の変動合計	9,482		8,737		
1年現立の変動台記 2018年9月30日現在	-				
2010年3月30日現在	172,596		152,288		

¹ 比較数値は当期の表示に合わせて変更されている。

² 顧客コンデュイットに関する詳細は注記25に開示されている。

³ 満期日に支払を要求される契約上の未決済残高は、当行グループについて3,475百万豪ドル(2017年度:4,604百万豪ドル)、 親会社について3,344百万豪ドル(2017年度:2,875百万豪ドル)である。当行グループおよび親会社について、ウエストパック自身の信用リスクの変動に帰属する発行済債券の公正価値の累積変動は、45百万豪ドル(2017年度:2百万豪ドル)の減少である。

注声 4士

		結
	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル
短期債券		
自社発行:		
米国コマーシャル・ペーパー	18,675	26,167
シニア債 ¹ :		
豪ドル	550	1,900
英ポンド	6,604	2,916
その他	437	531
自社発行合計 ¹	26,266	31,514
資産担保付コマーシャル・ペーパー(通貨別):		
豪ドル	-	392
資産担保付コマーシャル・ペーパー合計	_	392
引受手形	-	6
短期債券合計	26,266	31,912
長期債券(通貨別) ¹ :		_
ティスティッグ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	37,571	35,780
スイス・フラン	2,953	1,903
ユーロ	31,734	25,049
英ポンド	5,290	4,922
日本円	3,226	2,137
ニュージーランド・ドル	2,294	3,416
米ドル	60,336	60,971
その他	2,926	2,266
長期債券合計 ¹	146,330	136,444

1 比較数値は当期の表示に合わせて変更されている。

	連結						
	2018年	2016年					
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル				
短期債務			_				
米国コマーシャル・ペーパー							
月末残高の最高額	28,331	27,456	36,478				
平均残高の概算額	23,315	23,025	26,351				
加重平均金利の概算:							
平均残高	2.0%	1.3%	0.7%				
期末残高	2.5%	1.2%	0.9%				

当行グループは、ヘッジ活動の一部として発行済債券から生じる為替エクスポージャーを管理している。当行グループのヘッジ会計に関する詳細については、注記21を参照のこと。

注記20. 借入資本

会計方針

借入資本とは、当行グループが発行した商品のうち、オーストラリア金融監督局(以下「APRA」という。)の健全性基準に基づき規制上の自己資本として組入れが適格なものである。借入資本は、公正価値で当初測定され、その後、実効金利法を用いて償却原価で測定される。発生した支払利息は純利息収益に認識される。

	連	結	親会社			
	2018年	2017年	2018年	2017年		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
その他Tier 1(AT1)借入資本						
優先転換株式	-	1,188	-	1,188		
ウエストパック・キャピタル・ノート	7,370	5,684	7,370	5,684		
米ドル建AT1証券	1,585	1,556	1,585	1,556		
AT1借入資本合計	8,955	8,428	8,955	8,428		
Tier 2借入資本	-					
劣後債	7,822	8,789	7,822	8,789		
永久劣後債	488	449	488	449		
Tier 2借入資本合計	8,310	9,238	8,310	9,238		
借入資本合計	17,265	17,666	17,265	17,666		
変動の調整	-					
2017年10月1日現在の残高	17,666		17,666			
発行	2,342		2,342			
償還、返済、買戻しおよび減額	(2,387)		(2,387)			
現金の変動合計	(45)		(45)			
外国為替換算の影響	449		449			
公正価値ヘッジのヘッジ会計に係る調整	(257)		(257)			
優先転換株式の普通株式への転換 ¹	(566)		(566)			
その他(債券発行費用の償却等)	18		18			
非現金の変動合計	(356)		(356)			
2018年9月30日現在	17,265		17,265			

¹ AT1借入資本の詳細については、次ページおよび注記41を参照のこと。

その他Tier 1借入資本

AT1商品の主要な条件および共通の特徴の要約は、以下に記載されている¹。

連結および親会社

に								
配当/分配/金利		 選択による 3	2018年	2017年				
	転換予定日 ²	償還日 [°]	豪ドル					
ウエストパック優先転換株式(以下「CPS」という。)								
1,189百万豪ドル (180日銀行手形レートに年率3.25%を加 CPS 算)×(1-オーストラリアの法人税率)	2020年3月31日	2018年3月31日4	-	1,188				
優先転換株式合計			-	1,188				
ウエストパック・キャピタル・ノート(以下「WCN」という。)								
1,384百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.20%を加算) WCN × (1-オーストラリアの法人税率)	2021年3月8日	2019年3月8日	1,382	1,379				
1,311百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.05%を加算) WCN2 × (1 - オーストラリアの法人税率)	2024年9月23日	2022年9月23日	1,305	1,304				
1,324百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率4.00%を加算) WCN3 × (1-オーストラリアの法人税率)	2023年3月22日	2021年3月22日	1,316	1,313				
1,702百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率4.90%を加算) WCN4 × (1 - オーストラリアの法人税率)	2023年12月20日	2021年12月20日	1,691	1,688				
1,690百万豪ドル (90日銀行手形レートに年率3.20%を加算) WCN5 × (1-オーストラリアの法人税率)	2027年9月22日	2025年9月22日	1,676	-				
ウエストパック・キャピタル・ノート合計			7,370	5,684				

1,250百万米ドル 2027年9月21日(最初のリセット日)まで(同 証券 日を含まない)は年率5.000%。各リセット								
日 ⁵ 以降(同日を含む)、 次のリセット日(同日を含まない)までに早期償還、転換または償却されない場合、5年物米ドル・ミッドマーケット・スワップ市場実勢レートに年率2.888%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	該当なし	2027年9月21日 ⁶	1,585	1,556				
米ドル建AT1証券合計			1,585	1,556				

^{&#}x27; 別途記載のない限り豪ドル。

室 転換は、予定された転換条件を満たすことが前提となっている。関連する転換予定日に当該転換条件が満たされない場合、 予定された転換の条件が満たされる次の分配金支払日まで、転換は行われない。

³ ウエストパックは、関連するAT1商品の償還(APRAの書面による事前承認を条件とする)を選択することができる。

^{4 2018}年3月13日、ウエストパック・キャピタル・ノート5の再投資の募集により、623百万豪ドルのCPSがそれぞれ100豪ドルでウエストパックCPSの指定関係者に譲渡された。これらのCPSは後にウエストパックによって買戻され消却された。2018年4月3日、CPSの残りの566百万豪ドルがそれぞれ100豪ドルでウエストパックCPSの指定関係者に譲渡された。この譲渡後の残りのCPSは19,189,765株の普通株式に転換された。

⁵ 2027年9月21日およびそれ以降の各5年目がリセット日となる。

ウエストパックは、2027年9月21日およびそれ以降の各5年目に償還を選択することができる。

AT1商品の共通の特徴

支払条件

ウエストパック・キャピタル・ノートに係る四半期分配金および米ドル建AT1証券に係る中間金利支払は任意であり、結果的にAPRAの健全性基準に基づくウエストパックの自己資本要件に違反しない、ウエストパックが債務不履行に陥らない、または陥る可能性が高くならない、さらにAPRAが支払に反対しないなどの支払条件が満たされた場合にのみ支払われる。

大まかに言って、何らかの理由により配当金、分配金または金利が関連する支払日に全額支払われなかった場合には、未払の金額が関連する支払日から20営業日以内に全額支払われない限り、またはその他の特定の状況を除き、ウエストパックは、ウエストパックの普通株式に対するいかなる配当金の決定または支払も行ってはならず、あるいはウエストパックの普通株式の任意買戻しまたは減資を行ってはならない。

AT1商品は以下の状況においてウエストパック普通株式に転換される。

予定された転換

転換予定日に、特定の転換条件が満たされた場合、関連するAT1商品¹は、ウエストパック普通株式に転換され、保有者は関連するAT1商品の条件に記載された計算式で算定された、未定数量のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は関連するAT1商品の額面で算定され、ウエストパック普通株式が発行される価格は、転換予定日の直前20営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。

資本トリガー事由または存続不能トリガー事由

ウエストパックは、資本トリガー事由または存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべてのAT1 商品を未定数量のウエストパック普通株式に転換することが求められることになる。これらの状況において転換条件は適用されない。

資本トリガー事由は、ウエストパックの普通株式Tier 1資本比率が5.125%以下(レベル1またはレベル2ベースについて 2)であるとウエストパックが決定する場合、あるいはAPRAが書面でその旨ウエストパックに通知をする場合に発生する。

存続不能トリガー事由は、すべてまたは一部のAT1商品の転換(あるいはウエストパック・グループの関連する資本商品の転換、償却または評価減)、あるいは公的機関の資本注入(または同等の支援)のいずれかが必要で、それらがないとウエストパックが存続不能になるとAPRAが書面でウエストパックに通知した場合に発生する。

転換対象の各AT1商品に対して、保有者は関連するAT1商品の条件に記載された計算式で算定された、未定数量の株式数のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は、関連するAT1商品の額面または元本残高で算定され、資本トリガー事由発生日または存続不能トリガー事由発生日の直前5営業日の期間にわたり決定されたウエストパック普通株式の株価に基づいており、1%の割引が含まれる。各AT1商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。

資本トリガー事由または存続不能トリガー事由の発生後、AT1商品の転換が5営業日以内に行われない場合、関連するAT1商品に関する保有者の権利は直ちにかつ取消不能の形で終了する。

早期転換

ウエストパックは特定の状況においてAT1商品の早期転換を選択できる³、あるいは早期転換を要求されることがある。この転換期間および転換条件は予定された転換と概ね類似する。

早期償還

ウエストパックは、選択による償還日に、または特定の税務上もしくは規制上の理由により、関連するAT1商品の償還(APRAの書面による事前承認を条件とする)を選択できる。

[「]予定された転換は米ドル建AT1には該当しない。

² レベル1は、自己資本比率の測定において、単一の「拡大認可企業」の一部であるとAPRAが承認している、ウエストパック・バンキング・コーポレーションとその子会社で構成される。レベル2には、自己資本比率の測定において、APRA規則によって個別に除外されている事業体を除くすべての子会社が含まれる。

WCNおよび米ドル建AT1証券を除く。

Tier 2借入資本

ウエストパックのTier 2商品の主要な条件および共通の特徴の要約については以下のとおりである¹。

連結および親会社

			 選択による	2018年	2017年
	金利 ²	満期日	償還日	百万 豪ドル	百万 豪ドル
バーゼル の移行措置の					
350百万米ドル劣後債	固定金利年率4.625%	2018年6月1日	該当なし	-	454
800百万米ドル劣後債	2018年2月28日まで(同日を含まない) は年率3.625%、それ以降は償還され ない場合、5年物米国国債利回りに年 率2.90%を加算した金利に等しい固定 金利	2023年2月28日	2018年2月28日 ⁴	-	1,018
パーゼル に完全に準拠	しした劣後債				
925百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レート に年率2.30%を 加算	2023年8月22日	2018年8月22日4	-	923
1,000百万豪ドル劣後債	90日銀行手形レート に年率2.05%を加算	2024年3月14日	2019年3月14日	999	991
1,250百万中国人民元纪 後債	32020年2月9日まで(同日を含まない)は 年率4.85%。それ以降、償還されない 場合、1年物中国人民元HIBOR参照金利 に年率0.8345%を加算した金利に等し い固定金利(年率)	2025年2月9日	2020年2月9日	252	239
350百万豪ドル劣後債	2022年3月11日まで(同日を含まない) は年率4.50%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォータリー・ミッドスワップ参照金利に年率1.95%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その合計は年換算される	2027年3月11日	2022年3月11日	347	350
325百万シンガポール・ ドル劣後債	2022年8月12日まで(同日を含まない) は年率4.00%。それ以降、償還されない場合、5年物シンガポール・ドル・スワップ・オファー・レートに年率1.54%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	2027年8月12日	2022年8月12日	330	312
175百万豪ドル劣後債	2023年6月14日まで(同日を含まない)は年率4.80%。それ以降、償還されない場合、5年物豪ドル・セミクォータリー・ミッドスワップ参照金利に年率2.65%を加算した金利に等しい固定金利(年率)で、その各金利は年換算される	2028年6月14日	2023年6月14日	171	171
100百万米ドル劣後債	固定金利年率5.00%	2046年2月23日	該当なし	114	117
700百万豪ドル劣後債	変動 90 日銀行手形レート に年率 3.10%を加算		2021年3月10日	700	700
20,000百万円劣後債	固定金利年率1.16%	2026年5月19日	該当なし	242	225
10,200百万円劣後債	固定金利年率1.16%	2026年6月2日	該当なし	123	115
10,000百万円劣後債	固定金利年率0.76%	2026年6月9日	該当なし	120	112

100 T T T T T T T T T T T T T T T T T T	050	0.57
400百万二ュージーラン2021年9月1日まで(同日を含まない)は 2026年9月1日 2021年9月1日ド・ドル劣後債 年率4.6950%。それ以降、償還されない場合、2021年9月1日のニュージーランド5年物スワップ・レートに年率2.60%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	358	357
8,000百万円劣後債 2021年10月7日まで(同日を含まない) 2026年10月7日 2021年10月7日 は年率0.9225%。それ以降、償還され ていない場合、5年物日本円ミッドス ワップ・レートに年率1.0005%を加算 した金利に等しい固定金利(年率)	97	90
1,500百万米ドル劣後債 2026年11月23日まで(同日を含まない) 2031年11月23日 2026年11月23日 1,6 は年率4.322%。それ以降、償還されない場合、5年物米ドル・ミッドスワップ・レートに年率2.236%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	922	1,882
12,000百万円劣後債 2022年7月6日まで(同日を含まない)は 2027年7月6日 2022年7月6日 年率0.87%。それ以降、償還されない 場合、5年物日本円ミッドスワップ・ レートに年率0.78%を加算した金利に 等しい固定金利(年率)	146	136
13,500百万円劣後債 2022年7月6日まで(同日を含まない)は 2027年7月6日 年率0.868%。それ以降、償還されない場合、5年物日本円ミッドスワップ・レートに年率0.778%を加算した金利に等しい固定金利(年率)	165	152
600百万香港ドル劣後債 2022年7月14日まで(同日を含まない) 2027年7月14日 2022年7月14日 は年率3.15%。それ以降、償還されな い場合、5年物香港ドル・ミッドス ワップ・レートに年率1.34%を加算し た金利に等しい固定金利(年率)	102	98
	347	347
185百万豪ドル劣後債 固定金利年率5.00% 2048年1月24日 該当なし	185	-
250百万豪ドル劣後債 90日銀行手形レート に年率1.40%を 2028年2月16日 2023年2月16日 加算	250	-
	130	-
725百万豪ドル劣後債 90日銀行手形レート に年率1.80%を 2028年6月22日 2023年6月22日 加算	722	
劣後債合計 7,	822	8,789

¹ 永久劣後債を除く。

² 利息の支払は劣後債の条件に記載されたとおり、定期的に行われる。

³ ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、任意の償還日に、関連するTier 2商品の償還を選択することができる。最初の選択による償還日に償還が行われない場合、ウエストパックは、APRAの書面による事前承認を条件として、最初の選択による償還日後の利払日に、関連するTier 2商品の償還を選択することができる(1,500百万米ドル劣後債を除く)。

⁴ 劣後債は関連する選択による償還日に全額償還された。

バーゼル に完全に準拠した劣後債の共通の特徴

利息の支払は、ウエストパックが利息支払時にも支払直後にも支払能力を有することが前提である。これらの劣 後債には、存続不能時損失吸収要件が付されている。

存続不能トリガー事由

ウエストパックは、存続不能トリガー事由が発生した際には、一部またはすべての劣後債を未定数量のウエストパック普通株式に転換することが求められる。存続不能トリガー事由は、AT1借入資本において記載されたものと類似する条件で発生する。

転換対象の劣後債1口に対して、保有者は関連するTier 2商品の条件に記載された計算式で算定された、未定数量のウエストパック普通株式(最大転換数が設定されている)を受取る。ウエストパック普通株式の転換数は、存続不能トリガー事由に関してAT1借入資本において記載された価格に類似した方法で算定されている。各Tier 2商品に対して、最大転換数は発行時のウエストパック普通株式の株価の約20%に相当するウエストパック普通株式の株価を用いて設定される。

存続不能トリガー事由の発生後、Tier 2商品の転換が5営業日内に行われない場合、関連するTier 2商品に関する保有者の権利は直ちにかつ取消不能の形で終了する。

永久劣後債

永久劣後債には最終的な満期日はないが、ウエストパックは、APRAの承認およびその他の特定の条件を前提として、1991年9月以降の利払日に額面価額で償還することを選択できる。ウエストパックが支払直後にも支払能力を有し、かつ過去12ヶ月以内にいずれかのクラスのウエストパック株式に対して配当金を支払った場合には、これらの債券に対して6ヶ月米ドルLIBORに年率0.15%を加算したレートで利息が累積され、半年毎に支払われる。

当該債券は、APRAのバーゼル の自己資本比率の枠組みに基づき、ウエストパックのTier 2資本として移行措置 に適格である。

債権者のウエストパックに対する請求が当該債券に対する請求と同位であるか劣後する場合を除き、債券保有者 およびクーポン保有者の権利は、ウエストパックのすべての債権者(預金者を含む)の請求に劣後する。

注記21. 金融派生商品

会計方針

金融派生商品は、その価値が原資産の価値、参照金利または指数より算出される商品であり、先渡、先物、スワップおよびオプションが含まれる。

すべての金融派生商品は公正価値で保有されている。公正価値の変動は、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは純 投資ヘッジの関係を指定されない限り、損益計算書に認識される。金融派生商品は、決算日現在の公正価値がプラ スの場合、資産として表示され、決算日現在の公正価値がマイナスの場合、負債として表示される。

当行グループは、トレーディング目的で、また資産・負債リスク管理業務の一環として、金融派生商品を利用しており、注記22に記載されている。リスク管理業務に用いられる金融派生商品は、AASB第139号に基づき認められる場合、金融派生商品を公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジまたは在外事業に対する純投資ヘッジという3種類の会計上のヘッジ関係の1つに指定することを含んでいる。これらのヘッジの指定および関連する会計処理は以下のとおりである。

公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジは、資産または負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーをヘッジしている。

公正価値ヘッジにおける金融派生商品およびヘッジ対象の資産または負債の公正価値の変動は、受取利息に認識される。ヘッジ対象の資産または負債の帳簿価額は、ヘッジ対象リスクに関連する公正価値の変動に応じて調整される。

ヘッジが中止された場合、当該資産または負債の帳簿価額に対する公正価値調整があれば、満期までの期間にわたり償却され、受取利息に認識される。当該資産または負債が売却された場合、未償却の調整があれば、直ちに受取利息に認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、資産、負債または将来の予定取引に帰属するキャッシュ・フローの変動性に対 するエクスポージャーをヘッジしている。

有効なヘッジの場合、金融派生商品の公正価値の変動は、その他の包括利益を通じてキャッシュ・フロー・ヘッジ積立金に認識され、その後、ヘッジ対象の資産または負債が損益計算書に影響を及ぼす時点で受取利息に認識される。

一部が非有効なヘッジの場合、非有効部分に関連する金融派生商品の公正価値の変動は、直ちに受取利息に認識される。

ヘッジが中止された場合、累積損益があれば、引き続きその他の包括利益に計上される。この累積損益は、ヘッジ対象の資産または負債が損益計算書に影響を及ぼす期間にわたり償却され、受取利息に認識される。

予定取引のヘッジが発生する見込みがなくなった場合、その他の包括利益に計上された累積損益があれば、直ちに受取利息に認識される。

純投資ヘッジ

純投資ヘッジは、在外事業の純投資から生じる外国為替リスクをヘッジしている。

有効なヘッジの場合、金融派生商品の公正価値の変動は、その他の包括利益を通じて外貨換算積立金に認識される。

一部が非有効なヘッジの場合、非有効部分に関連する金融派生商品の公正価値の変動は、直ちに利息以外の収益 に認識される。

在外事業が売却された場合、その他の包括利益に計上された累積損益があれば、直ちに利息以外の収益に認識される。

a. 公正価値ヘッジ

当行グループは、単一通貨の金利デリバティブで、固定利付債券の発行および固定資産による金利リスクをヘッジしている。

ヘッジ手段の公正価値の変動 ヘッジ対象リスクに帰属するヘッジ対象の公正価値の変動 受取利息の非有効部分

連	結	親会社				
2018年	2017年	2018年	2017年			
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル			
(1,203)	(328)	(1,208)	(337)			
1,192	292	1,197	306			
(11)	(36)	(11)	(31)			

b. キャッシュ・フロー・ヘッジ

顧客預金および貸付金からの利息のキャッシュ・フローのボラティリティに対するエクスポージャーは、金利デリバティブでヘッジされている。

変動利付債券の発行による外貨建の元本および利息のキャッシュ・フローに対するエクスポージャーは、クロス・カレンシー・デリバティブの利用を通じてヘッジされている。

キャッシュ・フロー総額の合計に対する割合として、キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された金融派生商品に 係る総額ベースのキャッシュ・インフローおよびキャッシュ・アウトフローは、以下の期間に生じる予定である。

	1ヶ月未満	1ヶ月 - 3ヶ月	3ヶ月 - 1年 - 2年 2		2年 - 3年 3年 - 4年		4年 - 5年	5年超
2018年								
キャッシュ・インフロー	0.3%	2.1%	21.8%	23.8%	18.9%	19.1%	4.7%	9.3%
キャッシュ・ アウトフロー	0.5%	1.8%	22.4%	23.0%	19.5%	18.0%	4.9%	9.9%
2017年								
キャッシュ・インフロー	3.2%	3.6%	15.6%	21.6%	17.5%	14.6%	14.7%	9.2%
キャッシュ・ アウトフロー	3.7%	3.6%	15.3%	20.6%	17.1%	15.4%	14.4%	9.9%

キャッシュ・フロー・ヘッジの非有効部分

連	結	親会	会社
2018年	2017年	2018年	2017年
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
(7)	14	(11)	18

c. 公正価値とキャッシュ・フローの二重ヘッジ

外貨建固定利付債券は、外国金利の公正価値ヘッジおよび外国為替相場のキャッシュ・フロー・ヘッジとして指定されているクロス・カレンシー金利デリバティブを利用してヘッジされている。

d. 純投資ヘッジ

当行グループは、在外事業に対する純投資の通貨換算リスクをヘッジする際に、為替先渡契約を利用している。 当行グループと親会社のいずれにおいても、純投資ヘッジから発生する非有効部分はなし(2017年度:なし)であった。

トレーディング目的で保有されているおよびヘッジ関係として指定されている金融派生商品の想定元本および公正価値は、以下の表のとおりである。

					20	18年連結					
		公正価値									
	•					^ <u>"</u>	, ジ				
	想定元本	トレーラ	ディング	公正価値		キャッシュ ・フロー		純投資		公正価	值合計
		資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	 百万豪 ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
金利契約											
先物契約 ¹	189,853	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先渡契約	168,132	11	(12)	-	-	-	-	-	-	11	(12)
スワップ契約	2,863,349	15,626	(15,580)	505	(4,751)	385	(550)	-	-	16,516	(20,881)
オプション	39,067	165	(167)	-	-	-	-	-	-	165	(167)
金利契約合計	3,260,401	15,802	(15,759)	505	(4,751)	385	(550)	-	-	16,692	(21,060)
外国為替契約											
直物および先渡契約	784,791	6,741	(6,418)	-	-	-	-	-	(32)	6,741	(6,450)
クロス・カレンシー・	462,949	6,561	(9,019)	726	33	1,639	(215)	_		8,926	(9,201)
スワップ契約 ²	402,343	0,301	(9,019)	720	33	1,039	(213)	_	_	0,920	(9,201)
オプション	22,281	120	(184)	-	-	-	-	-		120	(184)
外国為替契約合計	1,270,021	13,422	(15,621)	726	33	1,639	(215)	-	(32)	15,787	(15,835)
コモディティ契約	6,735	246	(300)	-	-	-	-	-	-	246	(300)
株式	96	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
クレジット・デフォルト・ スワップ	13,536	102	(101)	-	-	-	-	-	-	102	(101)
金融派生商品総額合計	4,550,789	29,573	(31,781)	1,231	(4,718)	2,024	(765)	-	(32)	32,828	(37,296)
ネッティング契約の 影響 ³	-	(8,222)	8,912	(375)	3,633	(130)	344	-	-	(8,727)	12,889
金融派生商品純額合計	4,550,789	21,351	(22,869)	856	(1,085)	1,894	(421)	-	(32)	24,101	(24,407)

					20	17年連結					
		公正価値									
	•					ヘッ	ジ				
	想定元本	トレーラ	ディング	公正化	西値	キャッ・フ		純技	 D資	公正価	値合計
		資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	 百万豪 ドル	百万 豪ドル	 百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル						
金利契約							-				
先物契約 ¹	132,785	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先渡契約	215,934	21	(20)	-	-	-	-	-	-	21	(20)
スワップ契約	2,655,134	16,438	(15,361)	446	(3,241)	498	(707)	-	-	17,382	(19,309)
オプション	69,016	156	(183)	-	-	-	-	-	-	156	(183)
金利契約合計	3,072,869	16,615	(15,564)	446	(3,241)	498	(707)	-	-	17,559	(19,512)
外国為替契約											
直物および先渡契約	668,896	5,781	(6,027)	-	-	-	-	19	(19)	5,800	(6,046)
クロス・カレンシー・	444,421	6,272	(7,893)	573	4	1,006	(744)			7,851	(8,633)
スワップ契約 ²	444,421	0,272	(7,093)	373	4	1,000	(744)	_	-	7,001	(0,033)
オプション	13,604	124	(138)	-	-	-	-	-	-	124	(138)
外国為替契約合計	1,126,921	12,177	(14,058)	573	4	1,006	(744)	19	(19)	13,775	(14,817)
コモディティ契約	7,772	270	(235)	-	-	-	-	-	-	270	(235)
株式	202	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-
クレジット・デフォルト・ スワップ	10,907	79	(78)	-	-	-	-	-	-	79	(78)
金融派生商品総額合計	4,218,671	29,144	(29,935)	1,019	(3,237)	1,504	(1,451)	19	(19)	31,686	(34,642)
ネッティング契約の 影響 ³	-	(7,332)	7,178	(149)	1,782	(172)	307	-	-	(7,653)	9,267
金融派生商品純額合計	4,218,671	21,812	(22,757)	870	(1,455)	1,332	(1,144)	19	(19)	24,033	(25,375)

¹ 先物契約の公正価値の差額は取引所で日々決済される。想定元本は9月30日現在の未決済の契約を表している。

² ヘッジ関係にある金融派生商品に係る未実現為替損益は、ヘッジ対象の外貨建債券の直物為替レートでの換算替により実質的に相殺される。

³ 中央清算機関で直接清算される金融派生商品取引および関連する変動証拠金から成る。注記24を参照のこと。

	2018年親会社										
	公正価値										
	•			ヘッジ							
	想定元本	トレーラ	ディング	公正価値		キャッシュ ・フロー		純投資		公正価値合計	
		資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
	 百万豪 ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	 百万 豪ドル
金利契約											
先物契約 ¹	189,853	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
先渡契約	168,132	11	(12)	-	-	-	-	-	-	11	(12)
スワップ契約	2,859,358	15,659	(15,751)	489	(4,568)	352	(444)	-	-	16,500	(20,763)
オプション	39,067	165	(167)	-	-	-	-	-	-	165	(167)
金利契約合計	3,256,410	15,835	(15,930)	489	(4,568)	352	(444)	-	-	16,676	(20,942)
外国為替契約											
直物および先渡契約	784,438	6,737	(6,417)	-	-	-	-	-	(31)	6,737	(6,448)
クロス・カレンシー・ スワップ契約 ²	456,251	6,562	(9,019)	703	40	1,142	(164)	-	-	8,407	(9,143)
オプション	22,281	120	(184)	-	-	-	-	-	-	120	(184)
外国為替契約合計	1,262,970	13,419	(15,620)	703	40	1,142	(164)	-	(31)	15,264	(15,775)
コモディティ契約	6,735	246	(300)	-	-	-	-	-	-	246	(300)
株式	96	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
クレジット・デフォルト・ スワップ	13,536	102	(101)	-	-	-	-	-	-	102	(101)
金融派生商品総額合計	4,539,747	29,603	(31,951)	1,192	(4,528)	1,494	(608)	-	(31)	32,289	(37,118)
ネッティング契約の 影響 ³	-	(8,222)	8,912	(375)	3,633	(130)	344	-	-	(8,727)	12,889
金融派生商品純額合計	4,539,747	21,381	(23,039)	817	(895)	1,364	(264)	-	(31)	23,562	(24,229)

	2017年親会社											
	公正価値											
				ヘッジ								
	想定元本	トレーラ	ディング	公正価値		キャッシュ ・フロー		純投資		公正価値合計		
		資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債	
	 百万豪 ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	
金利契約												
先物契約 ¹	132,785	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
先渡契約	215,934	21	(20)	-	-	-	-	-	-	21	(20)	
スワップ契約	2,646,153	16,472	(15,549)	426	(3,008)	465	(588)	-	-	17,363	(19,145)	
オプション	69,016	156	(183)	-	-	-	-	-	-	156	(183)	
金利契約合計	3,063,888	16,649	(15,752)	426	(3,008)	465	(588)	-	-	17,540	(19,348)	
外国為替契約												
直物および先渡契約	668,322	5,774	(6,024)	-	-	-	-	19	(16)	5,793	(6,040)	
クロス・カレンシー・ スワップ契約 ²	434,600	6,273	(7,894)	545	9	849	(454)	-	-	7,667	(8,339)	
オプション	13,604	124	(138)	-	-	-	-	-	-	124	(138)	
外国為替契約合計	1,116,526	12,171	(14,056)	545	9	849	(454)	19	(16)	13,584	(14,517)	
コモディティ契約	7,772	270	(235)	-	-	-	-	-	-	270	(235)	
株式	202	3	-	-	-	-	-	-	-	3	-	
クレジット・デフォルト・ スワップ	10,907	79	(78)	-	-	-	-	-	-	79	(78)	
金融派生商品総額合計	4,199,295	29,172	(30,121)	971	(2,999)	1,314	(1,042)	19	(16)	31,476	(34,178)	
ネッティング契約の 影響 ³	-	(7,338)	7,330	(148)	1,711	(167)	226	-	-	(7,653)	9,267	
金融派生商品純額合計	4,199,295	21,834	(22,791)	823	(1,288)	1,147	(816)	19	(16)	23,823	(24,911)	

¹ 先物契約の公正価値の差額は取引所で日々決済される。想定元本は9月30日現在の未決済の契約を表している。

² ヘッジ関係にある金融派生商品に係る未実現為替損益は、ヘッジ対象の外貨建債券の直物為替レートでの換算替により実質的に相殺される。

³ 中央清算機関で直接清算される金融派生商品取引および関連する変動証拠金から成る。注記24を参照のこと。

クレジット・デフォルト・スワップ

当行グループは、クレジット・デフォルト・スワップ(以下「CDS」という。)デリバティブの利用を通じて、信用プロテクションの売買を行っている。これらのCDSによって、当行グループは、当該CDSの参照対象である事業体の債務不履行リスクについて保証される(買い手として)か、あるいは当該リスクにさらされる(売り手として)かのいずれかである。CDSは、主に他の金融機関と取引が行われ、機関投資家である顧客の取引を促進するため、また、信用リスクに対する当行グループのエクスポージャーを管理するために締結される。

当行グループと親会社のいずれについても、CDSの想定元本および公正価値は以下の表のとおりである。

	2018年				2017年			
想定元本	公正	価値		相中二十	公正価値			
忠正九本	資産	負債		想定元本	資産	負債		
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	·	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
6,895	3	(101)		5,630	5	(78)		
6,641	99			5,277	74			
13,536	102	(101)		10,907	79	(78)		

買建信用プロテクション 売建信用プロテクション **合計**

前へ 次へ

注記22. 金融リスク

金融商品は、銀行業務および金融サービスを提供する当行グループの事業にとって基本的なものである。関連する金融リスク(信用リスク、資金調達および流動性リスク、ならびに市場リスクを含む)は、当行グループが直面するリスク全体のうち重要な割合を占めている。

本注記は、当行グループの主要な金融リスクに対するエクスポージャーに関する金融リスク管理関連の各種方 針、実務および定量的な情報について詳述している。

主要な金融リスク	注記名	注記番号 22.1	
概要	リスク管理フレームワーク		
信用リスク	 信用リスク評価システム	22.2.1	
顧客または取引相手方の債務不	信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完	22.2.2	
履行により生じる金融損失のリ	信用リスクの集中	22.2.3	
スク	金融資産の信用度	22.2.4	
	延滞だが減損が生じていない金融資産	22.2.5	
	延滞期間が90日以上または債務不履行だが減損が生じて	22.2.6	
	いないもの		
	減損貸付金	22.2.7	
	保有担保	22.2.8	
資金調達および流動性リスク	 流動性モデル	22.3.1	
当行グループが資産の資金を調	流動性資金	22.3.2	
達できないリスクおよび期限到	担保として差入れられた資産	22.3.3	
来時に債務を履行できないリス	金融負債の契約期日	22.3.4	
ク	予想期日	22.3.5	
市場リスク	バリュー・アット・リスク(以下「VaR」という。)	22.4.1	
外国為替相場、金利、コモディ	トレード市場リスク	22.4.2	
ティ価格、株価等、市場関連の	ノン・トレード市場リスク	22.4.3	
各種要素の変化により利益に対			
しマイナスの影響を受けるリス			
ク			

22.1 リスク管理フレームワーク

取締役会は、ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明の承認、ならびにウエストパック・グループによるリスク管理の有効性の監視について責任を負う。取締役会は、以下の責任をリスクおよびコンプライアンス委員会(以下「BRCC」という。)に委譲している。

- ・ ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明の レビューおよび承認に向けての取締役会への提言
- ・ 当行グループのリスク選好度に関する声明と一致するリスク選好度の設定
- ・ リスク管理のためのフレームワーク、方針およびプロセス(ウエストパック・グループ・リスク管理戦略およびウエストパック・グループ・リスク選好度に関する声明と一致する)の承認
- ・ 経営陣に与えられた承認決定権を超えるリスクのレビュー、および適切な場合には承認

主要な金融リスクのそれぞれについて、当行グループは、役割および責任、容認される実務、限度ならびに主要な統制を定めるリスク管理フレームワークおよびそれを支える様々な方針を維持している。

リスク

リスク管理フレームワークおよび統制

信用リスク

- ・ 信用リスク管理フレームワークには、信用リスクを管理するための原則、手法、システム、役割および責任、報告ならびに主要な統制が説明されている。
- ・ BRCC、ウエストパック・グループ業務執行リスク委員会(以下「RISKCO」という。)およびウエストパック・グループ信用リスク委員会(以下「CREDCO」という。)は、当行グループの与信ポートフォリオのリスク構造、業績および管理状況、ならびに信用リスクの主要方針の策定および見直し状況を監視する。
- ・ 信用リスク評価システムの方針は、信用リスク評価システムの理念、設計、主な特徴および評価結果の利用について説明している。
- ・ リスク評価プロセスに重大な影響を及ぼすすべてのモデルは、ウエストパックのモデル・リスク方針に従って定期的に見直される。
- ・ 信用リスク評価システムの年次レビューはBRCCおよびCREDCOによって実施される。
- ・ 特定の信用リスクの見積り(デフォルト確率(以下「PD」という。)、デフォルト時損失率 (以下「LGD」という。)および債務不履行時のエクスポージャー(以下「EAD」という。) を含む)は、チーフ・リスク・オフィサーから委譲された権限に基づき承認される前に、 信用リスク見積委員会(CREDCOの小委員会)によって監視され、毎年見直され、支援される。
- ・ 与信の拡大に対して与信承認権限の委譲および正式な限度額を管理するための方針が当 行グループ全体にわたり定められている。
- ・ 与信マニュアルが当行グループ全体にわたり定められており、これには信用リスクの発生、評価、承認、文書化、決済および継続管理に関する方針が含まれている。
- ・ 業界特有の指針が必要とみなされる場合には、セクター別の方針が与信の拡大について 指針を示す(例えば許容可能な財務比率または容認される担保等)。
- ・ グループ企業間の信用リスクの拡大を最低限に抑え、APRAが定めた健全性基準の遵守を 目的に、関連事業体リスク管理フレームワークおよびそれを支える方針が関連事業体に 対する信用エクスポージャーを管理している。

資金調達および流動性リス ク

- ・ 流動性リスク管理フレームワークは、流動性リスクを管理するための当行グループのアプローチを定めている。これは当行グループの取締役会で承認されたリスク管理戦略の一環であり、当行グループの流動性リスク選好度、主要メンバーの役割および責任、当行グループ内の流動性リスクの管理、リスク報告および統制プロセス、流動性資産の最低保有限度額および目標値ならびに当行グループの貸借対照表の管理に用いられる大口資金調達および比率について定めている。
- ・ 当行グループの財務部門は、承認された限度額および目標値に対する貸借対照表の管理を含む、資金調達および流動性を管理し、当行グループの資金調達基盤が適切に維持され、安定し、分散されるように管理する責任を負っている。当行グループの財務部門は、予期せぬ資金需要に備える等複数の目的で、当行グループが保有する流動性資産のポートフォリオを管理している。流動性資産の保有水準は、通常およびストレス下におけるウエストパックの貸借対照表の流動性要件が考慮される。
- ・ 日次の流動性リスク報告書は、財務部門および当行グループの流動性リスク・チームによってレビューされる。流動性に関する報告書は、ALCOに対しては毎月、BRCCに対しては四半期ごとに提示されている。
- ・ 当行グループの財務部門は年次の資金調達レビューを実施し、当行グループの貸借対照表について3年間にわたる資金調達戦略の概要をまとめている。このレビューには、世界的な市場の傾向、ピア・アナリシス、大口資金調達能力、資金需要の予想、資金調達リスク分析が含まれる。この戦略は、市況の変化、投資家心理および資産と負債の増加率の見積りを考慮するよう継続的に見直しが行われる。

当行グループの財務部門はまた、新たな「資金調達の危機」が発生した場合に、当行グ

ループが取るべき措置の概要を示した、不測の事態に備えた資金調達緊急計画も保持している。この計画は、ウエストパックのより広範な流動性危機管理方針に合わせて調整されており、取締役会によって毎年承認されている。

市場リスク

- ・ 市場リスク・フレームワークは、トレード市場リスクおよびノン・トレード市場リスク を管理する当行グループのアプローチについて記載している。
- ・ トレード市場リスクには、金利リスク、外国為替リスク、コモディティ・リスク、株価リスク、クレジット・スプレッド・リスクおよびボラティリティ・リスクが含まれる。 ノン・トレード市場リスクには、金利リスクおよびクレジット・スプレッド・リスクが含まれる。
- ・ 市場リスクは、VaRの限度、リスク対象の純利息収益(以下「NaR」という。)および構造的リスクの限度(クレジット・スプレッドおよび金利ベーシス・ポイント価値限度を含む)ならびにシナリオ分析およびストレス・テストを用いて管理されている。
- ・ BRCCは、VaR、NaRおよび特定された構造的リスクの限度を利用することによるトレード 市場リスクおよびノン・トレード市場リスクに係るリスク選好度を承認している。
- ・ ウエストパック・グループ市場リスク委員会(以下「MARCO」という。)は、金融市場部門と財務部門のトレーディング業務ならびに資産・負債管理部門(以下「ALM」という。)の活動に係るVaRの各部門における限度を個別に承認している。
- ・ 市場リスクに係る各限度額は、事業の戦略、実績ならびに市場の流動性およびリスクの 集中の考慮に基づいて事業部門の責任者に割り当てられている。
- ・ 市場リスクのポジションは、委譲された権限ならびに関連する市場リスクの性質および 規模に応じて、トレーディング・デスクおよびALM部門によって管理されている。
- ・ 現在のエクスポージャーおよび限度利用状況の日々の監視は、市場リスク部門によって 独立して実施されており、VaRおよび構造的リスクの限度に対する市場リスクのエクス ポージャーを監視している。VaR値の日次報告書は、リスクの種類、商品種別、地域別に 作成されている。MARCO、RISKCOおよびBRCCに対して四半期報告書が作成されている。
- ・ モデルの完全性を裏付けるため、また、極端なまたは予想外の変動を分析するために、 ストレス・テストおよび計測されたVaR値を用いたバックテストが毎日実施されている。 また、過去のデータによる歪みを監視するために、潜在的な損益の見直しも行ってい る。MARCOは、承認された上申の枠組みを追認した。
- ・ BRCCは、1日の損益と20日間の累計損益の両方を検討する損益の上申の枠組みを承認している。
- ・ 財務部門のALM部門は、デリバティブを使用したヘッジを通じたリスク軽減を含むノン・トレード金利リスクを管理する責任を負っている。これは、市場リスク部門によって監督され、MARCO、RISKCOおよびBRCCによってレビューされる。

当行グループの主要なリスクに関する詳細は、管理に関する当行グループの戦略的アプローチを含め、セクション1(訳者注:原文の年次報告書のセクション)の「コーポレート・ガバナンスに関する声明」ならびにセクション2 (訳者注:原文の年次報告書のセクション)の「リスクおよびリスク管理」のセクションに記載されている。

22.2 信用リスク

22.2.1 信用リスク評価システム

信用リスク評価システムの主要な目的は、当行グループがさらされている信用リスクについて信頼性のある評価を行うことである。当行グループでは、この評価のために主に2つのアプローチがある。

取引管理型の顧客

当行グループは、各顧客の予想されるPDに応じて、各顧客に顧客リスク評価(以下「CRG」という。)を割り当てている。各与信枠はLGDを割り当てられている。当行グループのリスク評価システムは、債務不履行実績のない顧客と債務不履行実績のある顧客の両方についてリスク評価を段階的に行っている。債務不履行実績のない顧客のCRGは、ムーディーズやS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)等の外部機関の無担保シニア債の格付に応じてマッピングされる。

顧客リスク分類

以下の表は、当行グループの大まかなCRGについて、対応する外部機関の格付に応じてマッピングしたものである。

財務書類上の開示	ウエストパックの CRG	ムーディーズの格付	S&Pの格付
評価が高い(Strong)	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-
	В	A1 - A3	A+ - A-
	С	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-
評価が良い(Good) / 中程度 (Satisfactory)	D	Ba1 - B1	BB+ - B+
		ウエストパック	クの格付
評価が低い(Weak)	Е	監視対象(Wat	chlist)
	F	特に留意すべき(Spe	cial Mention)
評価が低い(Weak) / 債務不履行状態 (Default) / 不良債権(Non-performing)	G	基準以下(Subs / 債務不履行状態	
	Н	債務不履行状態	(Default)

プログラム管理型のポートフォリオ

取引管理型ではない顧客は、同類のリスク・プールにグループ分けされる。プールは、ある顧客が債務不履行に陥る可能性が高いことを過去に予測した特性に類似するリスクを分析することにより設定される。これらの予測可能な特性に従ってグループ分けされた顧客は、そのプールに応じたPDおよびLGDを割り当てられる。これらプールの信用度は債務不履行の傾向、PD見積りおよびローン・トゥ・バリュー・レシオ(住宅貸付金のみ)の組み合わせに基づく。

22.2.2 信用リスクの軽減、担保およびその他の信用補完

ウエストパックでは、貸出業務に起因する信用リスクを軽減させるため、幅広い手法を用いている。 これには、当行グループが、法的拘束力のある文書の入手を通じて、担保およびその他の信用補完物に対する直

接・取消不能かつ無条件の償還請求権を有することを確立させることが含まれている。

担保

以下の表には、金融資産の各該当クラスについて保有される担保または担保による保証の性質が記載されている。

住宅および個人向け貸付金¹

住宅貸付金は不動産担保によって保証され、保証金および敷金の形態で追加保 証を求めることもある。

個人向け貸付金(クレジットカードおよび当座貸越を含む)の大半は無担保である。担保をとる場合は、適格な自動車、キャラバン、キャンピングカー、トレーラーハウスおよびボートに限定される。

事業向け貸付金1

事業向け貸付金は、担保による保証を求める場合、担保による一部保証を求める場合、無担保の場合がある。担保による保証は通常、不動産担保および/あるいは事業資産またはその他資産に対する一般的な担保契約による。 適切な場合には、担保として、保証、スタンドバイ信用状またはデリバティブ・プロテクションなど他の証券をとることもある。

商品有価証券、公正価値で測 定するものとして指定された 金融資産および金融派生商品 これらのエクスポージャーは、信用リスクを反映する公正価値で計上される。 商品有価証券については、発行者または取引相手方から直接担保を求めること はないが、当該商品の契約書に黙示されている場合がある(資産担保証券等)。 債券の引受条件には、担保による保証を含む場合がある。

金融派生商品については、これらのエクスポージャーを測定する際に、同一の取引相手方とのデリバティブ資産とデリバティブ負債の影響を相殺するために、通常、マスター・ネッティング契約が用いられる。また、時価評価によるポジションの超過についての潜在的な積み上げを避けるために、通常、主要な金融機関である取引相手と担保による保証契約を締結している。中央清算機関を通じた金融派生商品取引の清算が増加している。

[「]信用契約に関連して保有する担保が含まれる。

リスク軽減の管理

当行グループは、以下の統制を通じて信用リスクを軽減している。

担保および評価の管理

貸付金の裏付として保有する担保の見積実現可能価額は以下の組み合わせに基づいている。

- 保有担保の直近の正式な評価額
- ・ 全保有担保の見積実現可能価額に関する経営陣の評価

この分析では、評価時点で経営陣が入手可能なその他の関連情報も考慮される。必要に応じて、最新の評価額を入手している。

当行グループは、金融市場のポジションに関連する担保を毎日再評価し、必要に応じて担保の補填要求を速やかに行うための正式なプロセスを整備している。当該プロセスには、オーストラリア・プルデンシャル基準CPS第226号により規制されている中央清算されない顧客のデリバティブに対する証拠金も含まれる。担保による保証契約は、国際スワップデリバティブ協会(以下「ISDA」という。)策定の取引契約のクレジット・サポート・アネックスを通じて文書化されている。

金融市場のポジションに関連して、ウエストパックは、以下の担保のみを認識 している。

- 現金(主に豪ドル(AUD)、ニュージーランド・ドル(NZD)、米ドル(USD)、カナダ・ドル(CAD)、英ポンド(GBP)または欧州連合ユーロ(EUR))
- ・ オーストラリア・プルデンシャル基準(以下「APS」という。)第112号にお けるリスク・ウェイトがゼロの場合、オーストラリアの連邦政府、州政府 および特別行政区政府、または当該各政府管轄の公営企業が発行した債券
- ・ ソブリン債の格付がAa3/AA-以上のその他政府が発行した有価証券

その他の信用補完

当行グループは、以下の事業体からの保証、スタンドバイ信用状または信用デリバティブのプロテクションのみを認識している(ウエストパックが信用エクスポージャーを有している事業体と関連がない場合)。

- ・ソブリン
- ・ オーストラリアとニュージーランドの公営企業
- ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるADIおよび海外の銀行
- ・ リスク評価が最低でもA3/A-と同等であるその他の事業体

与信ポートフォリオ管理部門(以下「CPM」という。)は、エクスポージャーおよび相殺効果のあるヘッジ・ポジションの監視を通じて、当行グループの法人、ソブリンおよび銀行向け業務に係る与信ポートフォリオを管理している。

CPMは、上記の基準を満たす事業体から信用プロテクションの買いを行っており、当行グループの信用リスクを分散する目的で信用プロテクションの売りを行っている。

相殺

オーストラリアとニュージーランドに居住する信用度の高い顧客は、当行グループと正式な契約を結ぶ場合があり、それにより当行グループが顧客指定の勘定内で総額ベースの貸借残高を相殺できる。国外の勘定との相殺は許可されていない。

債務不履行が発生した場合には、当行グループがオフバランスの金融市場取引 に関する法的強制力のあるマスター・ネッティング契約を締結している取引相 手方と、クローズアウト・ネッティングが行われる。

相殺の詳細については注記24に記載されている。

中央清算機関

当行グループは、中央清算機関を取引相手とするデリバティブ取引を行っている。中央清算機関である取引相手は、厳格な加入要件、すべての取引に対する証拠金の回収、デフォルト・ファンド、および債務不履行が発生した場合の支払について明示的な定義された優先順位を通じてリスクを軽減している。

22.2.3 信用リスクの集中

信用リスクは、多くの取引相手方が同様の業務に従事し、同様の経済的特性を有しているため、経済状況または その他状況の変化によって同様の影響を受ける場合に集中する。

当行グループは、リスクの集中を管理し、ポートフォリオのリバランスを行うために与信ポートフォリオを監視している。

個々の顧客または関連する顧客グループ

当行グループは、個々の顧客および関連する顧客グループに対して通常容認可能な信用エクスポージャーの総額について大規模エクスポージャーの限度額を設けている。これらの限度額は、顧客のリスク格付別に階層化されている。

特定の業種

企業、政府、その他の金融機関に対するエクスポージャーは、関連するオーストラリア・ニュージーランド標準 産業分類(以下「ANZSIC」という。)コードに基づいて様々な業種に分類され、各業種における当行グループのリス ク選好度の限度額に対して監視される。

個々の国

当行グループは、政治状況、政府の方針および経済状況など、当行グループに対する債務を履行するための顧客の能力、あるいは特定の国における資産の現金化に関する当行グループの能力のいずれかに悪影響を及ぼす可能性のある、個々の国に関連するリスクに対して限度額を設けている。

信用リスクに対するエクスポージャーの上限

オンバランスの金融資産(他の金融機関に対する債権、商品有価証券および公正価値で測定するものとして指定された金融資産、金融派生商品、売却可能有価証券、貸付金ならびに海外における中央銀行への法定準備預金で構成される)ならびに未実行の信用コミットメントの帳簿価額は、以下の表に記載のとおり、信用リスクに対するエクスポージャーの上限(差入れられた担保を除く)を表している。

以下の表には、オンバランスの金融資産および未実行の信用コミットメントに関して当行グループおよび親会社がさらされている信用リスクの集中が記載されている。現金および中央銀行預け金は、重要な信用リスクが生じないと考えられるため除外されている。

生命保険に関する資産は、主に信用リスクが保険契約者に移転され、保険契約者の負債によって裏付けられているため、除外されている。

持分証券は、主要な金融リスクが信用リスクではないため、商品有価証券および公正価値で測定するものとして 指定された金融資産ならびに売却可能有価証券の残高から除外されている。

金融資産の重要な各クラスに関する信用の集中は以下のとおりである。

商品有価証券および公正価値 で測定するものとして指定された金融資産(注記11)

- ・ 当行グループについて40%(2017年度:52%)、親会社について39%(2017年度:50%)が金融機関による発行であった。
- ・ 当行グループについて56%(2017年度:45%)、親会社について58%(2017年度:47%)が政府または準政府機関による発行であった。
- ・ 当行グループの76%(2017年度:76%)、親会社の80%(2017年度:81%)が オーストラリアでの保有であった。

売却可能有価証券(注記12)

- ・ 当行グループについて27%(2017年度: 26%)、親会社について28%(2017年度: 27%)が金融機関による発行であった。
- ・ 当行グループについて73%(2017年度:74%)、親会社について72%(2017年度:73%)が政府または準政府機関による発行であった。
- ・ 当行グループの89%(2017年度:90%)、親会社の96%(2017年度:98%)が オーストラリアでの保有であった。

貸付金(注記13)

・ 注記13において、貸付金の業種別および地域別の詳細な内訳が記載されている。

金融派生商品(注記21)

- ・ 当行グループと親会社のいずれについても79% (2017年度:77%)が金融機 関による発行であった。
- ・ 当行グループの84%(2017年度:86%)、親会社の86%(2017年度:86%)が オーストラリアでの保有であった。

/- /1	C≐T→	ᄯᄞ	4	#
4 □ 1Ⅱ	抗肝多	ᅐᅑᅜ	=	=

				結		
				MA .		
	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		百万豪ドル
オーストラリア						
ホテル業、喫茶業および飲食業	8,306	1,404	9,710	8,189	1,468	9,657
農業、林業および漁業 建設業	8,651 6,756	2,035 3,324	10,686 10,080	8,193 6,050	2,155 3,666	10,348 9,716
建設業 金融業および保険業	57,153	7,781	64,934	59,432	8,415	67,847
政府、行政および防衛	49,830	7,701	50,558	49,341	813	50,154
製造業	9,968	5,738	15,706	9,784	6,186	15,970
鉱業	3,637	3,079	6,716	3,411	3,568	6,979
不動産業	45,814	12,309	58,123	43,640	12,046	55,686
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	13,561	5,596	19,157	12,119	5,145	17,264
サービス業	12,297	5,700	17,997	13,198	6,082	19,280
商業	16,809	7,951	24,760	16,401	8,712	25,113
運輸業および倉庫業	9,587	4,958	14,545	9,554	6,038	15,592
公益事業 個人向け融資	5,281 463,609	3,471 86,421	8,752 550,030	6,418 451,315	4,216 88,363	10,634 539,678
その他	6,781	1,597	8,378	4,360	1,519	5,879
オーストラリア合計	718,040	152,092	870,132	701,405	158,392	859,797
ニュージーランド	-,	, , , ,			,	
ホテル業、喫茶業および飲食業	323	39	362	290	42	332
農業、林業および漁業	8,188	684	8,872	7,809	745	8,554
建設業	504	429	933	450	397	847
金融業および保険業	6,919	1,437	8,356	7,626	2,038	9,664
政府、行政および防衛 製造業	4,767 2,307	691 1,577	5,458 3,884	5,051 2,185	549 1,527	5,600 3,712
数業 	2,307	1,377	3,004	144	1,327	3,712
不動産業	6,236	1,035	7,271	5,901	1,039	6,940
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,108	512	1,620	1,142	405	1,547
サービス業	1,758	613	2,371	1,834	604	2,438
商業	2,568	1,023	3,591	2,215	1,176	3,391
運輸業および倉庫業	1,102	791	1,893	1,118	847	1,965
公益事業	1,415	1,564	2,979	1,822	1,302	3,124
個人向け融資	46,614	12,114	58,728	45,190	11,995	57,185
その他 ニュージーランド合計	84,023	245	106,878	82,780	227	105,870
その他の海外	04,023	22,000	100,070	02,700	23,090	105,670
ホテル業、喫茶業および飲食業	112	12	124	97	13	110
農業、林業および漁業	19	1	20	5	1	6
建設業	71	121	192	55	242	297
金融業および保険業	7,845	3,454	11,299	7,713	3,182	10,895
政府、行政および防衛	4,246	50	4,296	3,071	1	3,072
製造業	3,364	4,849	8,213	3,107	4,259	7,366
鉱業 不動産業	353 467	1,793 57	2,146 524	378 491	1,518 40	1,896 531
ハ動産業 資産関連サービス業		57	524		_	
および法人向けサービス業 サービス業	1,754 207	733 448	2,487 655	542 205	508 105	1,050 310
商業	2,993	3,330	6,323	2,680	2,458	5,138
運輸業および倉庫業	1,232	222	1,454	1,426	437	1,863
公益事業	763	329	1,092	544	260	804
個人向け融資	683	45	728	657	37	694
その他	178	6	184	78	8	86
その他の海外合計	24,287	15,450	39,737	21,049	13,069	34,118
総信用リスク合計	826,350	190,397	1,016,747	805,234	194,551	999,785

			親記	 会社		
		2018年			2017年	
	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	合計	貸借対照表 上の合計	未実行の信 用コミット メント	 合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		 百万豪ドル
オーストラリア						
ホテル業、喫茶業および飲食業	8,237	1,404	9,641	8,110	1,468	9,578
農業、林業および漁業	8,593	2,035	10,628	8,073	2,155	10,228
建設業	6,252	3,324	9,576	5,447	3,666	9,113
金融業および保険業	56,687	7,781	64,468	58,589	8,415	67,004
政府、行政および防衛 製造業	49,824 9,742	728 5,738	50,552 15,480	49,330 9,511	813 6,186	50,143 15,697
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	3,605	3,738	6,683	3,371	3,568	6,939
不動産業	45,812	12,309	58,121	43,641	12,043	55,684
資産関連サービス業						
および法人向けサービス業	12,517	5,595	18,112	11,047	5,143	16,190
サービス業	12,029	5,700	17,729	12,853	6,081	18,934
商業	16,598	7,949	24,547	16,098	8,691	24,789
運輸業および倉庫業	9,190	4,957	14,147	9,097	6,038	15,135
公益事業	5,255	3,471	8,726	6,386	4,216	10,602
個人向け融資	462,568	86,421	548,989	449,207	88,362	537,569
その他 オーストラリア合計	5,949 712,858	1,574	7,523 864,922	3,385	1,518	4,903 852,508
ニュージーランド	712,000	152,004	004,922	094,143	150,505	032,300
ホテル業、喫茶業および飲食業	_	_	_	_	_	_
農業、林業および漁業	52	7	59	38	7	45
建設業	7	22	29	6	13	19
金融業および保険業	2,761	50	2,811	3,230	56	3,286
政府、行政および防衛	994	29	1,023	929	23	952
製造業	206	97	303	183	110	293
鉱業	7	1	8	3	3	6
不動産業	52	8	60	43	10	53
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	43	31	74	38	57	95
サービス業	25	44	69	25	64	89
商業	322	234	556	269	216	485
運輸業および倉庫業	73	87	160	38	89	127
公益事業	372	146	518	498	128	626
個人向け融資	1	19	20	-	33	33
その他	1 212	1	2	5	4	9
ニュージーランド合計	4,916	776	5,692	5,305	813	6,118
その他の海外 ホテル業、喫茶業および飲食業	70	12	82	88	13	101
農業、林業および漁業	4	1	5	4	13	5
建設業	59	113	172	44	237	281
金融業および保険業	7,641	3,442	11,083	7,420	3,161	10,581
政府、行政および防衛	3,469	50	3,519	2,449	1	2,450
製造業	3,359	4,741	8,100	3,089	4,166	7,255
鉱業	354	1,791	2,145	378	1,516	1,894
不動産業	234	31	265	288	34	322
資産関連サービス業 および法人向けサービス業	1,665	730	2,395	527	507	1,034
サービス業	188	445	633	74	101	175
商業	2,807	3,216	6,023	2,446	2,354	4,800
運輸業および倉庫業	1,127	214	1,341	1,196	414	1,610
公益事業	761	329	1,090	538	259	797
個人向け融資 その他	277 99	40 4	317 103	280 82	34 5	314 87
その他の海外合計	22,114	15,159	37,273	18,903	12,803	31,706
総信用リスク合計	739,888	167,999	907,887	718,353	171,979	890,332
MH 7 7 7 7 HHI	700,000	101,000		7 10,000	171,070	000,002

22.2.4 金融資産の信用度

各資産は、契約条件に基づく支払いが履行されない場合に、延滞しているとみなされる。支払期限を過ぎた部分だけでなく、約定残高全額が延滞しているとみなされる。資産は、支払遅延または書類不備を含む様々な理由によって支払期限を過ぎることがある。支払遅延は、週末および祝日のタイミングによる影響を受ける可能性がある。これは、信用リスクを管理する基礎的な基準と必ずしも一致するものではない。

以下の表は、当行グループおよび親会社の金融資産について、未延滞かつ減損が生じていない資産、延滞だが減損が生じていない資産、減損資産に分類したものである。未延滞かつ減損が生じていない金融資産の信用度は、信用リスク評価システムを参照して決定される(注記22.2.1参照)。

		2018年連結									
	未延	滞かつ減損が	生じていない	資産	 延滞だが						
	評価が 高い	評価が 良い / 中程度	評価が 低い	合計	減損が生じ ていない 資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
他の金融機関に対する 債権	5,775	15	-	5,790	-	-	5,790	-	5,790		
商品有価証券および 公正価値で測定する ものとして指定された	21,720	145	-	21,865	-	-	21,865	-	21,865		
金融資産 ¹											
金融派生商品	23,692	406	3	24,101	-	-	24,101	-	24,101		
売却可能有価証券 ¹ 貸付金:	60,229	506	-	60,735	-	-	60,735	-	60,735		
住宅および個人向け 貸付金	379,383	114,627	4,365	498,375	16,162	687	515,224	(1,303)	513,921		
事業向け貸付金	90,408	97,369	4,481	192,258	4,293	729	197,280	(1,511)	195,769		
海外における中央銀行 への法定準備預金	1,122	233	-	1,355	-	-	1,355	-	1,355		
その他の金融資産 ²	4,064	392	18	4,474	37	3	4,514	-	4,514		
合計	586,393	213,693	8,867	808,953	20,492	1,419	830,864	(2,814)	828,050		

					2017年連結					
	未延	帯かつ減損が	生じていない	\資産	 延滞だが					
	評価が 高い	評価が 良い / 中程度	評価が 低い	合計	i 減損が生じ ていない 資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
他の金融機関に対する 債権	7,119	9	-	7,128	-	-	7,128	-	7,128	
商品有価証券および 公正価値で測定する ものとして指定された 金融資産 ¹	24,973	22	-	24,995	-	-	24,995	-	24,995	
金融派生商品	23,184	815	33	24,032	-	1	24,033	-	24,033	
売却可能有価証券 ¹ 貸付金:	59,752	493	-	60,245	-	-	60,245	-	60,245	
住宅および個人向け 貸付金	363,026	113,363	3,542	479,931	16,539	681	497,151	(1,331)	495,820	
事業向け貸付金	86,437	95,556	4,507	186,500	3,273	861	190,634	(1,535)	189,099	
海外における中央銀行 への法定準備預金	814	234	-	1,048	-	-	1,048	-	1,048	
その他の金融資産 ²	4,340	364	14	4,718	34	3	4,755	-	4,755	
合計 ³	569,645	210,856	8,096	788,597	19,846	1,546	809,989	(2,866)	807,123	

¹ 持分証券はこれらの残高から除外されており、そのため、帳簿価額の合計は貸借対照表の報告残高を表してはいない。

² その他の金融資産には未収利息1,276百万豪ドル(2017年度:1,193百万豪ドル)が含まれており、関連する貸付金残高に応じて該当する信用度の分類に配分されている。売却済未引渡有価証券1,264百万豪ドル(2017年度:1,408百万豪ドル)もこの残高に含まれており、商品有価証券残高の分類に応じて配分されている。

³ 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

		2018年親会社									
	未延	滞かつ減損が	生じていない	\資産	延滞だが						
	評価が 高い	評価が 良い / 中程度	評価が 低い	合計	減損が生じ ていない 資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
他の金融機関に対する 債権	5,709	2	-	5,711	-	-	5,711	-	5,711		
商品有価証券および 公正価値で測定する ものとして指定された 金融資産 ¹	20,201	145	-	20,346	-	-	20,346	-	20,346		
金融派生商品	23,155	404	3	23,562	-	-	23,562	-	23,562		
売却可能有価証券 ¹ 貸付金:	56,443	3	-	56,446	-	-	56,446	-	56,446		
住宅および個人向け 貸付金	359,843	87,667	4,050	451,560	15,044	572	467,176	(1,125)	466,051		
事業向け貸付金	76,995	80,572	3,412	160,979	3,838	582	165,399	(1,282)	164,117		
海外における中央銀行 への法定準備預金	1,122	126	-	1,248	-	-	1,248	-	1,248		
子会社債権	140,597	-	-	140,597	-	-	140,597	-	140,597		
その他の金融資産 ²	3,321	306	15	3,642	33	2	3,677	-	3,677		
合計	687,386	169,225	7,480	864,091	18,915	1,156	884,162	(2,407)	881,755		

		2017年親会社									
	未延	帯かつ減損が	生じていない	\資産	延滞だが						
	評価が 高い	評価が 良い / 中程度	評価が 低い	合計	i 減損が生じ ていない 資産	減損資産	合計	減損引当金	帳簿価額の 合計		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
他の金融機関に対する 債権	6,352	5	-	6,357	-	-	6,357	-	6,357		
商品有価証券および 公正価値で測定する ものとして指定された 金融資産 ¹	22,870	5	-	22,875	-	-	22,875	-	22,875		
金融派生商品	22,974	815	33	23,822	-	1	23,823	-	23,823		
売却可能有価証券 ¹ 貸付金:	55,737	6	-	55,743	-	-	55,743	-	55,743		
住宅および個人向け 貸付金	344,739	85,673	3,223	433,635	15,312	542	449,489	(1,091)	448,398		
事業向け貸付金	74,019	78,584	2,981	155,584	2,843	694	159,121	(1,282)	157,839		
海外における中央銀行 への法定準備預金	814	131	-	945	-	-	945	-	945		
子会社債権	142,455	-	-	142,455	-	-	142,455	-	142,455		
その他の金融資産 ²	3,681	278	10	3,969	31	2	4,002	_	4,002		
合計 ³	673,641	165,497	6,247	845,385	18,186	1,239	864,810	(2,373)	862,437		

¹ 持分証券はこれらの残高から除外されており、そのため、帳簿価額の合計は貸借対照表の報告残高を表してはいない。

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記22.2.8に記載されている。

² その他の金融資産には未収利息1,103百万豪ドル(2017年度:1,029百万豪ドル)が含まれており、関連する貸付金残高に応じて該当する信用度の分類に配分されている。売却済未引渡有価証券1,264百万豪ドル(2017年度:1,388百万豪ドル)もこの残高に含まれており、商品有価証券残高の分類に応じて配分されている。

³ 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

22.2.5 延滞だが減損が生じていない金融資産

9月30日現在での延滞日数を基準とする、延滞だが減損が生じていない金融資産の内訳は以下のとおりである。

		20	18年				20	17年	
	1 - 5日	6 - 89日	90日以上	合計		1 - 5日	6 - 89日	90日以上	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル		百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
貸付金:									
住宅および個人向け貸付金	3,440	9,688	3,034	16,162		4,515	9,331	2,693	16,539
事業向け貸付金	1,170	2,558	565	4,293		698	2,085	490	3,273
その他の金融資産	8	23	6	37		9	19	6	34
合計	4,618	12,269	3,605	20,492		5,222	11,435	3,189	19,846
				親名	会社	•			
		201	8年			2017年			
	1 - 5日	6 - 89日	90日以上	合計		1 - 5日	6 - 89日	90日以上	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル		百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
貸付金:					_				
住宅および個人向け貸付金	3,179	8,895	2,970	15,044		4,216	8,471	2,625	15,312
事業向け貸付金	1,054	2,285	499	3,838		603	1,810	430	2,843
その他の金融資産	7	20	6	33	_	8	18	5	31
合計	4,240	11,200	3,475	18,915		4,827	10,299	3,060	18,186

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記22.2.8に記載されている。

22.2.6 延滞期間が90日以上または債務不履行だが減損が生じていないもの

これらには、以下の金融資産が含まれる。

- ・ 延滞期間が現在90日以上であるが、十分な担保が付されている資産¹。
- ・ 過去には延滞期間が90日以上であり、現在は90日以上ではないものの、分類の変更を容認できるほど継続的な 改善を十分には示していない資産。
- ・ 破産命令または同様の法的措置が取られている場合(管財人の任命等)を含め、債務不履行だが、減損が生じて いないその他の資産。

連結

		~			
	総額				
	2018年	2017年	2016年		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
オーストラリア	3,861	3,322	3,075		
ニュージーランド	127	117	89		
その他の海外	29	19	17		
合計	4,017	3,458	3,181		

22.2.7 減損貸付金

減損引当金の算定は、当行グループの重要な会計上の仮定および見積りの1つである。これについておよび減損費用引当金に関する当行グループの会計方針の詳細は、注記6および注記14に記載されている。

減損貸付金は、元本または利息が回収できない可能性があるという客観的な証拠があるものである。これらには 以下のものが含まれる。

- ・ 不良債権(行内の信用リスク評価における減損と一致)
- ・ 延滞期間が90日超の当座貸越、個人向け貸付金およびリボルビング与信枠を含む、無担保与信枠
- ・ 条件緩和貸付金(財政困難に直面している顧客のために、原契約の条件が緩和されるように条件変更が行われている)

¹ 当行グループが償還請求権を有する有価証券の見積正味実現可能価額は、9月30日現在の元本および利息全額を十分カバー している。

9月30日現在の減損貸付金の総額および減損引当金について、資産の種類別の要約は以下の表のとおりである。

				 連結		
		2018年			2017年	
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	 住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	 百万豪ドル	百万豪ドル	 百万豪ドル
個別評価						
総額	165	532	697	164	692	856
減損引当金	(106)	(316)	(422)	(104)	(376)	(480)
帳簿価額	59	216	275	60	316	376
一括評価						
総額	522	197	719	517	169	686
減損引当金	(196)	(35)	(231)	(202)	(32)	(234)
帳簿価額	326	162	488	315	137	452
総額の合計	687	729	1,416	681	861	1,542
減損引当金の合計	(302)	(351)	(653)	(306)	(408)	(714)
帳簿価額の合計	385	378	763	375	453	828
				 会社		
		2018年			2017年	
	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
個別評価						
総額	130	400	530	121	534	655
減損引当金	(85)	(290)	(375)	(83)	(334)	(417)
帳簿価額						
ヤススチ 四 日天	45	110	155	38	200	238
一括評価	45	110	155	38	200	238
一 括評価 総額	442	182	155 624	421	160	<u>238</u> 581
一括評価 総額 減損引当金	442 (156)	182 (15)	624 (171)	421 (162)	160 (17)	581 (179)
一 括評価 総額 減損引当金 帳簿価額	442 (156) 286	182	624	421	160 (17) 143	581
一括評価 総額 減損引当金 帳簿価額 総額の合計	442 (156)	182 (15)	624 (171)	421 (162)	160 (17)	581 (179)
一 括評価 総額 減損引当金 帳簿価額	442 (156) 286	182 (15) 167	624 (171) 453	421 (162) 259	160 (17) 143	581 (179) 402

9月30日現在の減損貸付金の総額および減損引当金について、減損貸付金の種類別および地域別の要約は以下の表のとおりである。

				 連結		
	•	 2018年	2017年	2016年		2014年
		 百万豪ドル	 百万豪ドル	 百万豪ドル	 百万豪ドル	<u> </u>
オーストラリア	•	<u> пизити</u>				<u> </u>
不良債権						
総額		882	975	1,589	1,220	1,580
減損引当金		(422)	(460)	(769)	(572)	(697)
純額	•	460	515	820	648	883
条件緩和貸付金	•					
総額		9	12	13	22	34
減損引当金		(1)	(7)	(11)	(12)	(23)
純額	•	8	5	2	10	11
延滞期間が90日超の当座貸越、 金およびリボルビング与信枠	個人向け貸付					
総額		358	362	267	252	203
減損引当金		(179)	(187)	(159)	(164)	(132)
純額	•	179	175	108	88	71
ニュージーランド	•					
不良債権						
総額		124	152	218	348	397
減損引当金		(30)	(41)	(95)	(104)	(130)
純額		94	111	123	244	267
条件緩和貸付金						_
総額		14	15	16	17	-
減損引当金		(4)	(5)	(4)	(4)	-
純額		10	10	12	13	
延滞期間が90日超の当座貸越、 金およびリボルビング与信枠	個人向け貸付					
総額		12	11	10	10	13
減損引当金		(9)	(8)	(7)	(7)	(9)
純額		3	3	3	3	4
その他の海外						
不良債権						
総額		13	15	44	25	53
減損引当金		(6)	(6)	(21)	(13)	(35)
純額		7	9	23	12	18
条件緩和貸付金						
総額		3	-	2	-	59
減損引当金		(1)	-	(1)	-	(21)
純額		2	-	1	-	38
延滞期間が90日超の当座貸越、 金およびリボルビング与信枠	個人向け貸付					
総額		1	-	-	1	1
減損引当金		(1)	-	-	(1)	
純額		-	-	-	-	1
減損資産純額合計		763	828	1,092	1,018	1,293

これらの残高の裏付けとして保有している担保の詳細は、注記22.2.8に記載されている。

以下の表は不良債権および条件緩和金融資産に係る受取済利息と放棄利息を要約したものである。

	2018年連結	
	2010年度紀	
オーストラリア	海外	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
3	8	11
31	-	31

受取済利息 放棄利息

22.2.8 保有担保

貸付金

当行グループは、貸付金ポートフォリオの保有担保による保証範囲を分析している。範囲は以下のとおりに測定される。

保証範囲	担保価値に対する担保付貸付金の比率
全額が担保されている	100%以下
一部が担保されている	100%超150%以下
無担保	150%超または担保が保有されていない(例えばクレジットカード、個人向け貸 付金および高格付の法人に対するエクスポージャー等を含む可能性がある)

当行グループの貸付金ポートフォリオには、保有担保からの以下の保証が付されている。

未延滞かつ減損が生じていない貸付金

連結								
	2018年				2017年			
住宅および 個人向け 貸付金	ナ 事業門口 合計 合計		人向け			住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
%	%	%		%	%	%		
97.5	55.8	85.9		97.0	54.0	84.9		
0.6	22.9	6.8		0.9	25.7	7.9		
1.9	21.3	7.3		2.1	20.3	7.2		
100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0		

全額が担保されている 一部が担保されている 無担保 **合計**

親会社							
2018年				2017年			
住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計		
%	%	%	%	%	%		
98.1	57.8	87.5	97.9	55.4	86.7		
0.3	20.4	5.6	0.3	23.7	6.5		
1.6	21.8	6.9	1.8	20.9	6.8		
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

全額が担保されている 一部が担保されている 無担保 **合計**

延滞だが減損が生じていない貸付金

連結						
	2018年				2017年	
住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計		住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計
%	%	%		%	%	%
94.6	52.8	85.8		93.9	58.2	87.9
2.0	28.2	7.5		2.6	28.3	6.9
3.4	19.0	6.7		3.5	13.5	5.2
100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0

全額が担保されている 一部が担保されている 無担保 **合計**

2018年				2017年			
	住宅および 個人向け 貸付金	向け ^{事業内[7} 合計		住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	
	%	%	%	%	%	%	
	95.7	54.7	87.3	96.4	60.2	90.8	
	1.5	25.0	6.3	0.6	25.7	4.5	
	2.8	20.3	6.4	3.0	14.1	4.7	
	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

親会社

全額が担保されている 一部が担保されている 無担保 **合計**

減損貸付金

連結							
	2018年			2017年			
住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 事業向け 個人向け 貸付金		合計		
%	%	%	%	%	%		
72.8	32.0	51.8	69.5	17.3	40.3		
10.0	11.5	10.8	10.7	25.7	19.1		
17.2	56.5	37.4	19.8	57.0	40.6		
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

全額が担保されている 一部が担保されている 無担保 **合計**

親会社							
2018年				2017年			
住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計	住宅および 個人向け 貸付金	事業向け 貸付金	合計		
%	%	%	%	%	%		
76.4	28.5	52.2	73.2	19.6	43.1		
6.5	13.1	9.8	6.3	17.1	12.4		
17.1	58.4	38.0	20.5	63.3	44.5		
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

全額が担保されている 一部が担保されている 無担保 合計

貸付金以外の金融資産に対する保有担保

	連絡	洁	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
現金(主に金融派生商品のため)	2,187	2,480	1,751	2,354	
リバースレポ取引に基づく有価証券1	1,404	6,814	1,404	6,814	
金融派生商品および株式借入れに基づく 有価証券 ¹	28	32	28	32	
その他の保有担保合計	3,619	9,326	3,183	9,200	

¹ 担保として受領した有価証券は、当行グループおよび親会社の貸借対照表において認識されていない。

22.3 資金調達および流動性リスク

22.3.1 流動性モデル

当行グループの流動性管理において、財務部門は、予測貸借対照表と当行グループの大口資金調達ポートフォリオの満期プロファイルを用いて、流動性の行方を予測している。また、当行グループは、他の地域で流動性が効率的かつ慎重に管理されるように、地域別の流動性限度も設定している。

さらに、当行グループは、広範な市況およびシナリオに基づくキャッシュ・フローに関する債務についてのウエストパックの履行能力を評価するため、定期的なストレス・テストを実施している。これらのシナリオは、流動性の限度および戦略的計画に関する情報を提供している。

当行グループは、流動性の健全性に関するAPRAの基準において要求される規制要件、すなわち流動性カバレッジ 比率(以下「LCR」という。)および安定調達比率 (以下「NSFR」という。)を遵守するために、予測、計画およびストレス・テストの結果を流動性モデル構築のための情報として利用している。ウエストパックのLCRおよびNSFRは 規制要件の100%を上回っている。

22.3.2 流動性資金

流動性資金は、通貨、地域、商品および期間が分散するように、定期的に見直される。その資金源には、以下が含まれるがこれらのみには限定されない。

- · 預金
- · 発行済債券
- ・ 市場性のある有価証券の売却による収入
- 中央銀行との買戻し契約
- ・ 貸付金の元本の償還
- 受取利息
- · 手数料収入

流動性資産

財務部門では、予期せぬ資金需要に備えるため、質の高い流動性資産のポートフォリオを保有している。当該資産は、オーストラリア準備銀行(以下「RBA」という。)または他の中央銀行との買戻し契約に適格で、現金、国債、州政府債および高格付の投資適格証券の形式で保有されている。流動性資産の保有水準は高い頻度で見直され、貸借対照表および市況の両方の条件と整合している。

中央銀行との買戻し契約における適格担保の条件を満たす流動性資産(内部での証券化を含む)は、過去12ヶ月間において159億豪ドル増加し、1,537億豪ドルになった。

当行グループの流動性資産の保有高の概要は以下のとおりである。

	2018年		201	7年
	実績	平均	実績	平均
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金	25,476	21,912	17,339	20,594
他の金融機関に対する債権	816	745	834	662
商品有価証券および公正価値で測定するものとして指定 された金融資産	10,529	9,412	11,405	12,891
売却可能有価証券	60,667	62,892	59,735	59,887
貸付金 ¹	55,500	55,336	47,935	48,561
中央銀行への法定準備預金	706	639	549	628
流動性資産合計	153,694	150,936	137,797	143,223

¹ 貸付金はRBAおよびニュージーランド準備銀行での買戻しが適格な、自社で組成したAAA格付の不動産担保証券である。

当行グループの資金調達の構成

当行グループは、当行グループの資金調達リスク選好度の範囲内で維持されるように資金調達の構成および安定性を監視している。これには、LCRおよびNSFR両方の遵守を満たすことが含まれる。

	2018年	2017年
	%	%
顧客預金	63.1	61.8
残存期間が12ヶ月超の大口の期限付資金調達	15.7	15.2
残存期間が12ヶ月以内の大口資金調達	12.4	14.1
証券化	0.9	1.0
持分	7.9	7.9
当行グループの資金調達額合計	100.0	100.0

有価証券報告書

2018年度の当行グループの資金調達の構成の変動には、以下が含まれている。

- ・ 顧客預金は、定期預金の増加を反映し、127ベーシス・ポイント増加して、2018年9月30日現在の当行グループ の資金調達額合計の63.1%になった。
- ・ 残存期間が12ヶ月超の長期資金調達は、45ベーシス・ポイント増加して15.7%になったが、これは、当行グループが引き続き資金調達の期間を長くしているためである。証券化による資金調達は、資金調達額合計の0.9%と若干低かった。
- ・ 残存期間が12ヶ月以内の大口資金調達は165ベーシス・ポイント減少して12.4%になった。当行グループの 1,020億豪ドルの短期資金調達ポートフォリオ(長期から短期への分類変更を含む)の満期までの加重平均残存 期間は151日で、当行グループが保有する1,537億豪ドルの抵当権の付されていないレポ適格流動性資産および 現金によって十二分に保証されている。
- ・ 持分による資金調達は、資金調達額合計の7.9%とほとんど変更はなかった。

広範囲にわたる資金調達市場、投資家、通貨、満期および商品にアクセスする能力および柔軟性で多角的な資金調達基盤を維持することは、流動性リスクを管理する上で重要な部分である。ウエストパックの資金調達基盤は、変化および多様化する投資家の需要に対応できるものとなっている。2018年度には、当行グループは320億ドルの長期の大口資金調達を行った。新規発行の過半数は無担保シニア債やカバード債の形で行われ、豪ドル、米ドル、ユーロおよび英ポンドの主要通貨建によるものであった。また、当行グループは、市場で活発に売買されるオートABSを発行できる唯一のオーストラリアの主要銀行であり、米国SECの登録市場にアクセス可能な唯一のオーストラリアの銀行であるという立場を引き続き享受し、当期においてもこれらの市場で資金調達を行った。

また、長期の大口資金調達には、バーゼル に準拠するその他Tier 1およびTier 2資本の30億豪ドルも含まれていた(注記20参照)。

2018年9月30日現在の既存の債券プログラムによる借入および発行残高については、注記16、注記17、注記19および注記20に記載されている。

信用格付

2018年9月30日現在の親会社の信用格付は以下のとおりである。

S&Pグローバル・レーティング ムーディーズ・インベスターズ・サービス フィッチ・レーティングス

	2018年	
短期格付	長期格付	格付の見通し
A-1+	AA-	ネガティブ
P-1	Aa3	安定的
F1+	AA-	安定的

ウエストパックの信用格付が現在の水準より低下すれば、当行グループの借入コストおよび借入能力が悪影響を 受ける可能性がある。ウエストパックの信用格付が現在の水準より引き下げられれば、当行グループは、大口借入 に対して現在支払っているよりも高い金利の支払いを要求される可能性が高い。

22.3.3 担保として差入れられた資産

当行グループおよび親会社は、標準的な条件の一部として、負債を保証するために、他の金融機関に担保を差入れることを求められる。注記25に開示されている証券化およびカバード債プログラムを裏付ける資産の他に、担保として差入れられたこれらの金融資産の帳簿価額は、以下のとおりである。

	連結		親名	会社
	2018年	2017年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
現金 ¹	4,754	5,687	4,690	5,315
株式借入れに係る現金預金	14	15	14	15
有価証券(譲渡性預金証書を含む)	1,544	1,421	1,544	1,421
レポ取引に基づき差入れられた有価証券	12,492	18,746	12,492	18,728
負債を保証するために差入れられた合計額	18,804	25,869	18,740	25,479

¹ 主に、他の金融機関に対する債権で構成される。

22.3.4 金融負債の契約期日

以下の表は、貸借対照表日現在で支払うべき金融負債に係るキャッシュ・フローについて、契約期日までの残存期間ごとに分類したものを示している。表内の各数値は、割引前の将来の約定キャッシュ・フローであるが、当行グループでは、予想キャッシュ・フローに基づき固有の流動性リスクを管理している。

金融負債に係るキャッシュ・フローには、元本の支払額と、関連する利払期間中の固定または変動利息の支払額の両方が含まれる。元本の支払額は、最初の契約期日における支払額である。ヘッジ目的に指定されている金融派生商品関連の負債は、契約の残存期間中の保有が見込まれ、当該期間にわたる総キャッシュ・フローを反映している。

トレーディング目的で保有する金融派生商品および「損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の金融負債」に分類される特定の負債は、流動性目的のために、契約期日に基づき管理されているわけではなく、したがってこれらの負債は1ヶ月以内に表示されている。当行グループが契約期日に基づいて管理する負債のみが、以下の表において、割引前の約定ベースで表示されている。

	2018年連結					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金融負債						
他の金融機関に対する債務	15,242	1,754	1,040	160	-	18,196
預金およびその他の借入金	352,941	85,726	108,427	16,771	75	563,940
損益計算書を通じて公正価値で測定 するその他の金融負債	4,197	100	-	-	-	4,297
金融派生商品:						
トレーディング目的保有	22,869	-	-	-	-	22,869
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	68	95	377	741	96	1,377
ヘッジ目的保有(グロス決済対象):						
キャッシュ・アウトフロー	2,680	5,140	406	2,799	1,258	12,283
キャッシュ・インフロー	(2,658)	(5,096)	(337)	(2,527)	(1,178)	(11,796)
発行済債券	1,743	7,502	48,848	100,245	31,892	190,230
その他の金融負債	1,639	591	2,657			4,887
借入資本を除く金融負債合計	398,721	95,812	161,418	118,189	32,143	806,283
借入資本	8	79	253	4,866	16,509	21,715
割引前の金融負債合計	398,729	95,891	161,671	123,055	48,652	827,998
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	15,585	-	-	-	-	15,585
信用供与契約	174,658	-	-	-	-	174,658
その他の契約債務	154	-	-	-	-	154
割引前の偶発債務および契約債務 の合計	190,397	-	-	-	-	190,397

	2017年連結					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金融負債						
他の金融機関に対する債務	16,496	4,438	1,014	23	-	21,971
預金およびその他の借入金	337,821	76,557	102,306	20,605	197	537,486
損益計算書を通じて公正価値で測定 するその他の金融負債	3,253	803	-	-	-	4,056
金融派生商品:						
トレーディング目的保有	22,757	-	-	-	-	22,757
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	98	146	489	1,088	108	1,929
ヘッジ目的保有(グロス決済対象):						
キャッシュ・アウトフロー	865	3,368	1,039	5,617	2,057	12,946
キャッシュ・インフロー	(737)	(3,275)	(821)	(4,634)	(1,745)	(11,212)
発行済債券	3,111	10,492	46,730	101,045	18,796	180,174
その他の金融負債	1,603	575	2,586	-		4,764
借入資本を除く金融負債合計	385,267	93,104	153,343	123,744	19,413	774,871
借入資本	5	86	729	4,781	16,548	22,149
割引前の金融負債合計	385,272	93,190	154,072	128,525	35,961	797,020
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	15,460	-	-	-	-	15,460
信用供与契約	178,443	-	-	-	-	178,443
その他の契約債務	648	-	-	-	-	648
割引前の偶発債務および契約債務 の合計	194,551	-	-	-	-	194,551

	2018年親会社					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金融負債						
他の金融機関に対する債務	14,788	1,753	1,040	160	-	17,741
預金およびその他の借入金	320,365	74,530	94,855	14,606	75	504,431
損益計算書を通じて公正価値で測定 するその他の金融負債	4,197	100	-	-	-	4,297
金融派生商品:						
トレーディング目的保有	23,039	-	-	-	-	23,039
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	51	55	271	608	96	1,081
ヘッジ目的保有(グロス決済対象):						
キャッシュ・アウトフロー	2,632	4,725	377	2,174	726	10,634
キャッシュ・インフロー	(2,615)	(4,687)	(324)	(2,043)	(644)	(10,313)
発行済債券	1,588	7,117	45,527	85,106	29,329	168,667
子会社債務	142,400	-	-	-	-	142,400
その他の金融負債	1,598	510	2,294	-		4,402
借入資本を除く金融負債合計	508,043	84,103	144,040	100,611	29,582	866,379
借入資本	8	79	253	4,866	16,509	21,715
割引前の金融負債合計	508,051	84,182	144,293	105,477	46,091	888,094
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	14,957	-	-	-	-	14,957
信用供与契約	152,943	-	-	-	-	152,943
その他の契約債務	99	-	-	_	-	99
割引前の偶発債務および契約債務 の合計	167,999	-	-	-	-	167,999

	2017年親会社					
	1ヶ月以内	1ヶ月超 3ヶ月以内	3ヶ月超 1年以内	1年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
金融負債						
他の金融機関に対する債務	16,364	4,438	1,014	23	-	21,839
預金およびその他の借入金	306,013	65,078	91,055	18,618	197	480,961
損益計算書を通じて公正価値で測定 するその他の金融負債	3,235	803	-	-	-	4,038
金融派生商品:						
トレーディング目的保有	22,791	-	-	-	-	22,791
ヘッジ目的保有(ネット決済対象)	83	128	409	1,000	106	1,726
ヘッジ目的保有(グロス決済対象):						
キャッシュ・アウトフロー	11	2,929	820	2,796	1,294	7,850
キャッシュ・インフロー	-	(2,861)	(680)	(2,376)	(1,052)	(6,969)
発行済債券	2,069	9,127	42,116	84,960	16,270	154,542
子会社債務	143,834	-	-	-	-	143,834
その他の金融負債	1,576	523	2,353	_	-	4,452
借入資本を除く金融負債合計	495,976	80,165	137,087	105,021	16,815	835,064
借入資本	5	86	729	4,781	16,548	22,149
割引前の金融負債合計	495,981	80,251	137,816	109,802	33,363	857,213
偶発債務および契約債務の合計						
信用状および保証	14,908	-	-	-	-	14,908
信用供与契約	156,423	-	-	-	-	156,423
その他の契約債務	648	-	-	-	-	648
割引前の偶発債務および契約債務 の合計	171,979	-	-	-	-	171,979

22.3.5 予想期日

以下の表は、過去の傾向に基づき予想期日に基づく貸借対照表(預金を除く)を表している。以下の分析が契約期日ではなく予想期日に基づいていること、割引の影響があること、および報告期間以降の経過利息が除かれていることが原因で、以下の表の負債の残高は、契約期日の表(注記22.3.4)と一致しない。以下の表には商品有価証券として分類された持分証券、売却可能有価証券および特定の期日の定められていない生命保険に関する資産が含まれる。これらの資産は処分についての予想期間に基づいて分類されている。預金は以下の表に約定ベースで表示されているが、当行グループの通常の銀行業務の一環として、これらの残高の大部分が維持されると予想している。

-				
_	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
資産			_	
現金および中央銀行預け金	26,431	-	26,431	
他の金融機関に対する債権	5,790	-	5,790	
商品有価証券および公正価値で測定するものとし て指定された金融資産	11,869	10,265	22,134	
金融派生商品	17,828	6,273	24,101	
売却可能有価証券	6,959	54,160	61,119	
貸付金(引当金控除後)	94,717	614,973	709,690	
生命保険に関する資産	1,598	7,852	9,450	
海外における中央銀行への法定準備預金	679	676	1,355	
関連会社に対する投資	-	115	115	
その他すべての資産	5,522	13,885	19,407	
資産合計	171,393	708,199	879,592	
負債				
他の金融機関に対する債務	17,988	149	18,137	
預金およびその他の借入金	543,198	16,087	559,285	
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の 金融負債	4,297	-	4,297	
金融派生商品	17,346	7,061	24,407	
発行済債券	53,930	118,666	172,596	
生命保険債務	1,547	6,050	7,597	
その他すべての負債	10,667	768	11,435	
借入資本を除く負債合計	648,973	148,781	797,754	
借入資本	1,382	15,883	17,265	
負債合計	650,355	164,664	815,019	
純資産/(純負債)	(478,962)	543,535	64,573	

	2017年連結	
12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
18,397	-	18,397
7,128	-	7,128
11,258	14,066	25,324
18,346	5,687	24,033
7,988	52,722	60,710
88,676	596,243	684,919
1,514	9,129	10,643
676	372	1,048
-	60	60
5,681	13,932	19,613
159,664	692,211	851,875
,		
21,885	22	21,907
512,856	20,735	533,591
4,056	-	4,056
18,435	6,940	25,375
56,952	111,404	168,356
1,457	7,562	9,019
9,907	656	10,563
625,548	147,319	772,867
1,641	16,025	17,666
627,189	163,344	790,533
(467,525)	528,867	61,342
	期日到来 百万豪ドル 18,397 7,128 11,258 18,346 7,988 88,676 1,514 676 - 5,681 159,664 21,885 512,856 4,056 18,435 56,952 1,457 9,907 625,548 1,641 627,189	12ヶ月以内 期日到来 百万豪ドル 18,397 7,128 11,258 14,066 18,346 5,687 7,988 52,722 88,676 596,243 1,514 9,129 676 372 - 60 5,681 13,932 159,664 692,211 21,885 22 512,856 20,735 4,056 18,435 6,940 56,952 111,404 1,457 7,562 9,907 656 625,548 147,319 1,641 16,025 627,189 163,344

_				
_		2018年親会社		
	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
資産 二				
現金および中央銀行預け金	24,726	-	24,726	
他の金融機関に対する債権	5,711	-	5,711	
商品有価証券および公正価値で測定するものとし て指定された金融資産	11,145	9,272	20,417	
金融派生商品	17,677	5,885	23,562	
売却可能有価証券	4,846	51,667	56,513	
貸付金(引当金控除後)	76,389	553,779	630,168	
海外における中央銀行への法定準備預金	571	677	1,248	
子会社債権	140,597	-	140,597	
関連会社に対する投資	-	76	76	
子会社に対する投資	-	4,508	4,508	
その他すべての資産	4,358	11,346	15,704	
資産合計	286,020	637,210	923,230	
負債				
他の金融機関に対する債務	17,533	149	17,682	
預金およびその他の借入金	486,418	14,050	500,468	
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の 金融負債	4,297	-	4,297	
金融派生商品	17,317	6,912	24,229	
発行済債券	50,499	101,789	152,288	
子会社債務	142,400	-	142,400	
その他すべての負債	8,569	676	9,245	
借入資本を除く負債合計	727,033	123,576	850,609	
一 借入資本	1,382	15,883	17,265	
 負債合計	728,415	139,459	867,874	
	(442,395)	497,751	55,356	
_				

有価証券報告書

-			
_	12ヶ月以内 期日到来	12ヶ月超 期日到来	合計
_	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
資産			
現金および中央銀行預け金	16,405	-	16,405
他の金融機関に対する債権	6,357	-	6,357
商品有価証券および公正価値で測定するものとし て指定された金融資産	9,812	13,134	22,946
金融派生商品	18,340	5,483	23,823
売却可能有価証券	6,447	49,353	55,800
貸付金(引当金控除後)	70,868	535,369	606,237
海外における中央銀行への法定準備預金	573	372	945
子会社債権	142,455	-	142,455
関連会社に対する投資	-	46	46
子会社に対する投資	-	3,975	3,975
その他すべての資産	4,649	11,231	15,880
資産合計	275,906	618,963	894,869
負債			
他の金融機関に対する債務	21,753	22	21,775
預金およびその他の借入金	458,829	18,864	477,693
損益計算書を通じて公正価値で測定するその他の 金融負債	4,038	-	4,038
金融派生商品	18,321	6,590	24,911
発行済債券	50,415	93,701	144,116
子会社債務	143,834	-	143,834
その他すべての負債	8,060	595	8,655
借入資本を除く負債合計	705,250	119,772	825,022
一 借入資本	1,641	16,025	17,666
 負債合計	706,891	135,797	842,688
	(430,985)	483,166	52,181

22.4 市場リスク

22.4.1 バリュー・アット・リスク

当行グループは、トレード市場リスクとノン・トレード市場リスクの両方について、統制方法の1つとしてVaRを利用している。

VaRは、過去の市場の変動に基づき、一定の信頼水準での特定の期間にわたる損益における潜在的な損失に関する統計的見積りである。信頼水準は、いかなる1日においても損失がVaRの見積りを超過しない確率を示している。 VaRでは、ポートフォリオの価値を変動させる可能性がある、金利、外国為替相場、価格変動、ボラティリティおよびこれらの指標間の相関関係等を含む、あらゆる重要な市場変数を検討するように努めている。現在のエクスポージャーおよび限度利用状況の日々の監視は、市場リスク部門によって独立して実施されており、VaRおよび構造的集中限度に対する市場リスクのエクスポージャーを監視している。これらに加えて、重要な損益についてエスカレーション・トリガーを設定し、また99%信頼区間を超えるリスクのストレス・テストを実施している。

VaRの主要パラメータは以下のとおりである。

保有期間	1日間
信頼水準	99%
使用した過去データの期間	1年間

22.4.2 トレード市場リスク

以下の表は、9月30日に終了した各事業年度における累計VaRをリスクの種類ごとに記載したものである。

				連結	および親会	≩社			
		2018年			2017年			2016年	
	最高	最低	平均	最高	最低	平均	最高	最低	平均
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	 百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
金利リスク	15.6	5.1	8.6	16.0	4.6	8.5	14.0	4.6	8.8
外国為替リスク	6.9	0.7	3.0	9.4	0.6	3.1	12.2	1.4	5.1
株式リスク	1.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.1	2.9	0.1	0.3
コモディティ・リスク ¹	24.3	1.7	6.5	14.1	3.3	6.6	4.5	1.4	2.7
その他の市場リスク ²	5.8	1.4	3.8	5.1	3.5	4.2	6.0	2.6	3.6
分散化の影響	該当なし	該当なし	(8.6)	該当なし	該当なし	(8.6)	該当なし	該当なし	(8.0)
正味の市場リスク	28.1	6.7	13.4	22.9	9.7	13.9	18.7	7.7	12.5

¹ 電力リスクを含む。

型期限前償還リスクと、(一般的な信用格付の変動によりさらされることとなる)クレジット・スプレッド・リスクを含む。

22.4.3 ノン・トレード市場リスク

ノン・トレード市場リスクには、銀行勘定内の金利リスク(以下「IRRBB」という。) - 通常の事業活動において 生じる資産と負債のデュレーションのミスマッチによる受取利息に係るリスク - が含まれる。

純金利収益(以下「NII」という。)の感応度はNaRの観点から管理される。ウエストパックの潜在的なNaRを算定するために、シミュレーション・モデルが使用される。これは、貸借対照表の基本データを、廃止事業および新規事業に関する仮定、予想される金利更改の傾向および大口市場金利の変動と組み合わせたものである。各種金利シナリオを使ったシミュレーションは、一連の潜在的な将来のNIIを提示するために使用されている。3年の期間にわたり、信頼水準を99%としてモデル化された金利のシナリオには、過去の市場金利のボラティリティや、オーストラリアおよびニュージーランドの現在の市場における利回り曲線から上下100および200ベーシス・ポイントの変動等を用いて予想したものが含まれている。また、金利に関するストレス・シナリオも検討され、モデル化されている。

これらのモデル化されたシナリオによるNIIの結果の比較は、金利変動に対する感応度を示している。

純金利収益アット・リスク(以下「NaR」という。)

以下の表は、今後12ヶ月間の金利ショックを100ベーシス・ポイントと仮定し、純金利収益報告額に占める割合としてNaRを記載したものである。

純金利収益の ・	2018年					
(増加)/減少	現在		最小エクス ポージャー			
	%	%	%	%		
連結	0.01	0.78	(0.09)	0.27		
親会社	(0.22)	0.51	(0.28)	0.04		

	2017年						
	現在		最小エクス ポージャー				
	%	%	%	%			
	0.62	0.62	(0.01)	0.31			
_	0.34	0.34	(0.33)	0.05			

バリュー・アット・リスク - IRRBB

連結

以下の表は、IRRBBのVaRを記載したものである。

	201	8年	
現在	最高	最低	平均
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
23.2	57.0	23.2	32.5

	201	7年	
現在	最高	最低	平均
百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
57.3	57.3	27.0	40.8

2018年9月30日現在の親会社のIRRBBのVaRは、20.8百万豪ドル(2017年度:56.9百万豪ドル)であった。

リスクの軽減

IRRBBは、構造的な金利リスク(資産と負債のデュレーションのミスマッチ)や資本管理を含む、通常の銀行業務が原因で生じる。

当行グループは、金融派生商品を利用してかかる金利リスクに対するエクスポージャーをヘッジしている。当行 グループのヘッジ会計の詳細については、注記21に記載されている。

トレード市場リスクの監視に使用されているのと同じ統制を実施することにより、経営陣はIRRBBの継続的な監視および管理が可能になっている。

構造的な外国為替リスク

構造的な外国為替リスクは、外貨建収益の発生、ならびに海外の支店および子会社に展開している豪ドル以外の通貨建のウエストパックの資本から生じる。為替相場の変動により、海外における事業の収益および資本の豪ドル相当額は変動し、当行の財務業績の報告額および自己資本比率に重大な変動をもたらす可能性がある。この影響を最小限にするため、ウエストパックは海外の収益および資本を以下に基づき管理している。

- ・ ニュージーランドの将来の収益は、グループ資産・負債委員会(以下「ALCO」という。)によって監督され、当 行グループのALCOが承認した方針に従ってヘッジすることができる。
- ・ 子会社および支店の恒久的資本(規制上、健全性および/または戦略的な要件を満たすために海外の管轄地域において恒久的に使用される資本)はヘッジしない。しかし、恒久的に展開される資本に係るヘッジは引き続き、通貨評価の周期的な性質の観点から検討される可能性がある。
- ・ 自由資本(ウエストパックの任意で返還可能な資本)は、マイナー通貨建の資本を除き、全額ヘッジすることができる。
- マイナー通貨は、流動性、価格の高さおよび重要性を理由にヘッジすることはできない。

注記23. 金融資産および金融負債の公正価値

会計方針

金融商品の公正価値は、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであるう価格または負債を移転するために支払うであるう価格である。

当初認識時に、活発な市場からの異なる観察可能な情報が存在しない限り、取引価格は一般的に金融商品の公正価値を表している。観察不能な情報を利用する場合、取引価格と公正価値の差額(以下「デイ・ワン損益」という。)は、インプットが観察可能になった場合に、商品の契約期間にわたって、損益計算書に認識される。

重要な会計上の仮定および見積り

当行グループが使用している評価モデルの大半で、観察可能な市場データのみをインプットとして用いている。 しかし、一部の金融商品では、現在の市場で容易に観察することができないデータが用いられることがある。 観察可能なインプットが入手可能かどうかは、以下のような要素によって影響される。

- ・ 商品の種類
- 市場活動の深度
- ・ 市場モデルの成熟度
- ・取引の複雑さ

観察不能な市場データが用いられる場合、公正価値の決定にはより多くの判断が求められる。これらの判断の重要性は、評価全体に対する観察不能なインプットの重要性に影響を受ける。観察不能なインプットは通常、他の関連する市場データから算出され、以下に対して調整される。

- 業界標準の慣行
- ・ 経済モデル
- ・ 観察された取引価格

金融商品の信頼性の高い公正価値を算定する目的で、経営陣は上記の手法に調整を行うことがある。これらの調整は、市場参加者が公正価値の設定において考慮するであろう要因に対する当行グループの評価が反映されている。

これらの調整には、ビッド/オファー・スプレッド、信用評価調整および資金調達評価調整が組み込まれている。

公正価値評価の統制フレームワーク

当行グループは、公正価値が取引から独立する単一の機能によって算定または検証される、公正価値評価の統制フレームワークを用いている。このフレームワークは、該当する会計上、業界および規制上の基準の遵守を達成するために利用される方針および手続をまとめたものである。このフレームワークには、以下に関連する具体的な統制が含まれている。

- 金融商品の再評価
- 独立した価格の検証
- 公正価値の調整
- · 財務報告

このフレームワークの主要な要素は、当行グループ内の評価の上級専門家からなる再評価委員会である。再評価 委員会は、公正価値測定基準が適用されていることを評価するために、定められた方針および手続の適用の見直し を行う。

公正価値を決定する方法は、入手可能な情報によって異なる。

公正価値のヒエラルキー

評価ヒエラルキーにおける金融商品のカテゴリーは、公正価値測定にとって重要なインプットのうち最も低位の レベルのインプットに基づいている。

当行グループは、以下のヒエラルキーに従って公正価値で測定するすべての金融商品を分類している。

評価手法

当行グループは店頭(以下「OTC」という。)デリバティブの公正価値を決定するにあたり、市場で認められた評価手法を適用している。これには信用評価調整(以下「CVA」という。)および資金調達評価調整(以下「FVA」という。)が含まれ、それぞれの評価手法には無担保のデリバティブ・ポジションに関して発生する信用リスクならびに資金調達の費用および便益が組み込まれている。

具体的な評価手法、評価モデルに使用されるインプットの観察可能性および重要な各商品カテゴリーに関するその後の分類については、以下に概要が記載されている。

レベル1の商品

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、直近の無調整の相場価格に基づいている。これらの価格は、実際の独立当事者間取引に基づいている。

レベル1の商品の評価では、経営陣の判断をほとんど、あるいは一切必要としない。

商品	貸借対照表上の 分類	含まれる商品	評価
上場商品	金融派生商品	_ 上場金利先物および オプション、コモディ ティ、エネルギーおよ び排出権先物	
為替商品	金融派生商品	為替直物および先物契 約	
株式商品	金融派生商品 商品有価証券および公正価値で 測定するものと して指定された 金融資産	上場株式および株式指 数	
	損益計算書を通 じて公正価値で 測定するその他 の金融負債		これらすべての商品は、価格が容易に観察 可能である、流動性がありかつ活発な市場で 売買される。評価には、モデルまたは仮定は
無資産担保 債券	商品有価証券お よび公正価値で 測定するものと して指定された 金融資産	オーストラリアおよび ニュージーランドの国 債	用いられない。
	売却可能有価証 券		
	損益計算書を通 じて公正価値で 測定するその他 の金融負債		
生命保険に 関する資産 および負債	生命保険に関す る資産 生命保険債務	投資運用制度が管理する上場株式、上場デリバティブおよび上場株式の空売り	

レベル2の商品

活発に取引されない金融商品の公正価値は、観察可能な市場価格を最大限に利用する評価手法を用いて決定され

- る。評価手法には以下が含まれる。
- ・ 市場で標準的な割引計算の使用
- ・ オプション価格決定モデル
- ・ 市場参加者によって広く利用され、認められているその他の評価手法

商品	貸借対照表上の 分類	含まれる商品	評価
金利デリバ ティブ	金融派生商品	金利およびインフレ・ スワップ、スワップ ション、キャップ、フ ロア、カラーならびに その他のノンバニラ金 利デリバティブ	業界の標準的なモデルが商品ごとの予想される将来支払額の算定に用いられ、当該支払額は現在価値に割り引かれる。このモデルの金利インプットは、ベンチマーク金利ならびにスワップ、債券および先物の市場における活発なブローカー金利である。金利の変動は、ブローカーおよび一般に認められているデータ提供機関から入手される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
為替商品	金融派生商品	為替スワップ、為替先 渡契約、為替オプショ ンおよびその他のノン バニラ為替デリバティ ブ	業界の標準的な評価モデルを用いて、市場で観察可能なインプット、または一般に認められている価格提供機関から得られる。
その他のク レジット商 品	金融派生商品	単名クレジット・デ フォルト・スワップ (以下「CDS」とい う。)および指数CDS	主要なインプットとして信用スプレッドが 組み込まれている業界の標準的なモデルを用 いて評価される。信用スプレッドは、一般に 認められているデータ提供機関から入手され る。一般に認められている価格を入手できな い場合には、レベル3の商品として分類され る。
コモディ ティ商品	金融派生商品	コモディティ、エネル ギーおよび排出権デリ バティブ	業界の標準的なモデルを用いて評価される。 当該モデルは予想される将来の引渡額および支払額を算定し、現在価値に割り引く。当該モデルのインプットには、フォワード・カーブ、市場で観察可能なインプットから推定されたボラティリティ、ディスカウント・カーブならびに基礎となる直物および先物の価格が含まれる。重要なインプットは、市場で観察可能なインプットまたは一般に認められているデータ提供機関を通じて入手されるインプットである。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。

株式商品	金融派生商品	上場株式オプション、 OTC株式オプションお よびOTC新株予約権	流動性が低いため、上場オプションはレベル2である。 株価、配当金、ボラティリティおよび金利などの観察可能なパラメーターに基づき、業界の標準的なモデルを用いて評価される。
資産担保債 券	商品有価証券おで 以定するもれた と記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記 を記	豪ドル建オーストラリア住宅ローン担保証券 (以下「RMBS」という。)、およびその他 の資産担保付証券(以下「ABS」という。)	期限前償還条項が付された変動利付債券を評価するための業界の手法を用いて評価される。オーストラリアのRMBSは、一般に認められているデータ提供機関から入手した価格を使用して評価される。一般に認められている価格を入手できない場合には、レベル3の商品として分類される。
無資産担保 債券	商品有価証券 の 高品有価値の の の の の の の の を 融資産 売却可能 売却可能 の の の の の の の の の の の の の	州政府債およびその他の国債、社債ならびにコマーシャル・ペーパー 無資産担保債券に係る有価証券買戻契約および売戻契約	一般に認められている値付機関から入手される観察可能な市場価格、ブローカーの相場価格またはディーラー間価格を用いて評価される。
	海外におの 中央銀行への 準備預金 損益計算を 書を通 で りでする の金融負債		
公正価値で 測定する貸 付金	貸付金	固定利付債券	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、市場で観察可能なインプットに基づき信用度について調整した割引率を用いた割引キャッシュ・フロー法。
譲渡性預金 証書	預金およびその 他の借入金	譲渡性預金証書	満期までの残存期間が類似している預金に 提示される市場レートを用いた割引キャッ シュ・フロー。
公正価値で 測定する発 行済債券	発行済債券	発行済債券	商品の条件およびキャッシュ・フローのタイミングを反映し、ウエストパックの推定された信用度に関する市場における観察可能な変動について調整した割引率を用いた割引キャッシュ・フロー。
生命保険に 関する資産 および負債	生命保険に関す る資産 生命保険債務	社債、店頭デリバティ ブ、非上場ユニット型 信託証券、生命保険契 約債務、生命保険運用 契約債務および法定生 命保険基金が管理する 投資運用制度に係る外	観察可能な市場価格、またはその他の広く 利用され容認されている市場で観察可能なインプットを利用した評価手法を用いて評価される。

部債務

レベル3の商品

金融商品の評価に重大な影響を及ぼしうるインプットを1つ以上用いて評価される金融商品は、当該商品の流動性が低いことや当該商品が複雑であるために、観察可能な市場データに基づいていない。これらのインプットは通常、関連する他の市場データから算出および推定され、現在の市場の傾向および過去の取引に対して調整される。これらの評価は、経営陣の高次の判断を用いて算定される。

商品	貸借対照表上の 分類	含まれる商品	評価
資産担保債 券	商品有価証券お よび公正価値で 測定するものと して指定された 金融資産 売却可能有価証	ローン担保証券および オフショア資産担保債 券	これらの証券の価格は一般に認められているデータ提供機関から入手できないため、第三者の再評価(主管理会社またはディーラー間)に基づき再評価される。非流動性および/または複雑性のため、レベル3の資産として分類される。
無資産担保 債券	売品 お 高品有価証券お よび公正価値と 測定するもされた して指定された 金融資産	政府証券 (主にPNG国債)	非流動的な市場における政府証券はレベル 3に分類される。公正価値は、直近の発行を 参照して監視される。
エクイティ 投資	売却 新 高よ測し融 有 価証価のもし 一 の 一 の でとま ・ 一 の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・ の ・	未公開株ファンド、ブ ティック型投資運用会 社および戦略的エクイ ティ投資に対する投資	直近の独立当事者間取引(入手可能な場合)、割引キャッシュ・フロー法、企業の純資産または最新のファンドの投資口価格の参照など、当該投資に適切な評価手法を用いて評価される。 非流動性、複雑性および/または観察不能なインプットを評価モデルに用いるため、レベル3の資産として分類される。

以下の表は、公正価値で測定する金融商品についての公正価値のヒエラルキーの分類を要約したものである。

	連結							
		201	 8年			201	7年	
	市場相場 価格 (レベル1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル3)	合計	市場相場 価格 (レベル1)		評価手法 (市場で 観察不能) (レベル3)	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
継続的に公正価値で測定する 金融資産								
商品有価証券および公正価値で 測定するものとして指定され た金融資産	8,958	12,846	330	22,134	6,815	17,742	767	25,324
金融派生商品	20	24,066	15	24,101	9	24,009	15	24,033
売却可能有価証券	11,996	48,504	619	61,119	7,252	52,841	617	60,710
貸付金	-	3,250	-	3,250	-	4,587	-	4,587
生命保険に関する資産	1,345	8,105	-	9,450	2,768	7,875	-	10,643
海外における中央銀行への法定 準備預金	-	998	-	998	-	659	-	659
公正価値で測定する金融資産 合計	22,319	97,769	964	121,052	16,844	107,713	1,399	125,956
継続的に公正価値で測定する 金融負債							,	
公正価値で測定する預金および その他の借入金	-	41,178	-	41,178	-	46,569	-	46,569
損益計算書を通じて公正価値で 測定するその他の金融負債	496	3,801	-	4,297	208	3,848	-	4,056
金融派生商品	76	24,325	6	24,407	8	25,358	9	25,375
公正価値で測定する発行済債券	-	3,355	-	3,355	-	4,673	-	4,673
生命保険債務	-	7,597	-	7,597	-	9,019	-	9,019
公正価値で測定する金融負債 合計	572	80,256	6	80,834	216	89,467	9	89,692

	親会社							
		201	8年			201	7年	
	市場相場 価格 (レベル1)	評価手法 (市場で 観察可能) (レベル2)	評価手法 (市場で 観察不能) (レベル3)	合計	市場相場 価格 (レベル1)		評価手法 (市場で 観察不能) (レベル3)	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
継続的に公正価値で測定する 金融資産								
商品有価証券および公正価値で 測定するものとして指定され た金融資産	8,952	11,259	206	20,417	6,797	15,648	501	22,946
金融派生商品	20	23,529	13	23,562	9	23,799	15	23,823
売却可能有価証券	10,657	45,786	70	56,513	5,480	50,256	64	55,800
貸付金	-	3,250	-	3,250	-	4,587	-	4,587
海外における中央銀行への法定 準備預金	-	998	-	998	-	659	-	659
公正価値で測定する金融資産 合計	19,629	84,822	289	104,740	12,286	94,949	580	107,815
継続的に公正価値で測定する 金融負債						,		
公正価値で測定する預金および その他の借入金	-	40,062	-	40,062	-	46,023	-	46,023
損益計算書を通じて公正価値で 測定するその他の金融負債	496	3,801	-	4,297	208	3,830	-	4,038
金融派生商品	76	24,147	6	24,229	8	24,894	9	24,911
公正価値で測定する発行済債券		3,223		3,223		2,940	_	2,940
公正価値で測定する金融負債 合計	572	71,233	6	71,811	216	77,687	9	77,912

公正価値ヒエラルキーのレベル間での振替に関する分析

レベル3への振替およびレベル3からの振替は、関連する金融商品の公正価値の決定に用いられる評価モデルへの 重要なインプットの観察可能性が変わったために発生した。振替は、事業年度末現在の公正価値で報告され、以下 の表のとおりである。

市場で観察不能な金融商品の調整

市場で観察不能な評価手法(レベル3)から導き出された公正価値で測定された金融商品の変動の要約は、以下の表のとおりである。

	2018年連結						
	商品なびでした 高品ができる できる できる できる できる できる できる できる	金融派生商品	売却可能有 価証券	レベル3 資産合計	金融派生商品	レベル3 負債合計	
	 百万 豪ドル	 百万 豪ドル	 百万 豪ドル	百万 豪ドル	 百万 豪ドル	<u> 百万</u> 豪ドル	
期首残高	767	15	617	1,399	9	9	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失:							
損益計算書で認識	2	1	-	3	1	1	
売却可能有価証券積立金で認識	-	-	(7)	(7)	-	-	
取得および発行	67	3	1,446	1,516	1	1	
処分および決済	(433)	(4)	(1,456)	(1,893)	(5)	(5)	
市場で観察不能へ/から振替	(75)	-	-	(75)	-	-	
外貨換算の影響	2		19	21	<u> </u>	<u> </u>	
期末残高	330	15	619	964	6	6	
2018年9月30日現在保有の金融商品に ついて損益計算書で認識された 未実現利益/(損失)	(7)	4	-	(3)	(2)	(2)	
				 連結			
	商品は 有びび 正価値るもの 定するもな とされた金 資産	金融派生商品	2017年 売却可能有 価証券	連結 レベル3 資産合計	金融派生商品	レベル3 負債合計	
	券および公 正価するもの として指定 された金融		売却可能有	レベル3			
期首残高	券 正 で い で し で し た を 直 百 万 万	品 百万	売却可能有 価証券 百万	レベル3 資産合計 百万	品 百万	負債合計 百万	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失:	券および公 正でする として された金 百 下ル	品 百万 豪ドル	売却可能有 価証券 百万 豪ドル	レベル3 資産合計 百万 豪ドル	品 百万 豪ドル	負債合計 百万 豪ドル	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る	券および公 正でする として された金 百 下ル	品 百万 豪ドル 43	売却可能有 価証券 百万 豪ドル 704	レベル3 資産合計 百万 豪ドル	品 百万 豪ドル 17	負債合計 百万 豪ドル	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失:	券および公測 正すして された 音 百万 家 ドル 840	品 百万 豪ドル 43	売却可能有 価証券 百万 豪ドル 704	レベル3 資産合計 百万 豪ドル 1,587	品 百万 豪ドル 17	負債合計 百万 豪ドル 17	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識 取得および発行	券および公測 正すして された 音 百万 家 ドル 840	品 百万 豪ドル 43	売却可能有 価証券 百万 豪ドル 704	レベル3 資産合計 百万 豪ドル 1,587	品 百万 豪ドル 17	負債合計 百万 豪ドル 17	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識 取得および発行 処分および決済	券および公測 定する とされた 高 高 下ル 840 (26) -	品 百万 豪ドル 43 (8) - 5 (13)	売却可能有 価証券 百万 豪ドル 704 - 4 1,572	レベル3 資産合計 百万 豪ドル 1,587 (34) 4	品 百万 豪ドル 17 (3) - 6 (9)	負債合計 百万 豪ドル 17 (3)	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識 取得および発行 処分および決済 市場で観察不能へ/から振替	券お値でとさ 下価である 下価である 下価である 下である 下である 下である 下である 下である でのは、	品 百万 豪ドル 43 (8) - 5	売却可能有 価証券 百万 豪ドル 704 - 4 1,572 (1,645) -	レベル3 資産合計 百万 豪ドル 1,587 (34) 4 1,699 (1,820) (2)	品 百万 豪ドル 17 (3) - 6	負債合計 百万 豪ドル 17 (3) - 6	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識 取得および発行 処分および決済 市場で観察不能へ/から振替 外貨換算の影響	券および公測 正すする を を を を を を を を を を を を を	品 百万 豪ドル 43 (8) - 5 (13)	売却可能有 価証券 百万 豪ドル 704 - 4 1,572	レベル3 資産合計 百万 豪ドル 1,587 (34) 4 1,699 (1,820) (2) (35)	品 百万 豪ドル 17 (3) - 6 (9)	負債合計 百万 豪ドル 17 (3) - 6 (9) (2) -	
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識 取得および発行 処分および決済 市場で観察不能へ/から振替	券お値でとさ 下価である 下価である 下価である 下である 下である 下である 下である 下である でのは、	品 百万 豪ドル 43 (8) - 5 (13) (12)	売却可能有 価証券 百万 豪ドル 704 - 4 1,572 (1,645) -	レベル3 資産合計 百万 豪ドル 1,587 (34) 4 1,699 (1,820) (2)	品 百万 豪ドル 17 (3) - 6 (9) (2)	負債合計 百万 豪ドル 17 (3) - 6 (9)	

			2018年	親会社		
	商券正定とされた金 はな別の定とれた金 でをしても できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。 できる。	金融派生商品	売却可能 有価証券	レベル3 資産合計	金融派生商品	レベル3 負債合計
	 百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期首残高	501	15	64	580	9	9
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失:						
損益計算書で認識	6	1	-	7	1	1
売却可能有価証券積立金で認識	-	-	2	2	-	-
取得および発行	21	3	18	42	1	1
処分および決済	(268)	(6)	(14)	(288)	(5)	(5)
市場で観察不能へ/から振替	(53)	-	-	(53)	-	-
外貨換算の影響	(1)	-	-	(1)	-	
期末残高	206	13	70	289	6	6
2018年9月30日現在保有の金融商品に ついて損益計算書で認識された 未実現利益/(損失)	5	4	-	9	(2)	(2)
	-		2017年	如人让		
			2017-	祝云红		
	商券では 高おお価値を でして でして でも でも でも でも でも でも でも でも でも でも	金融派生商品	売却可能 有価証券	^{税 会 位} レベル3 資産合計	金融派生 商品	レベル3 負債合計
	券および公 正価値もも として指定 された金融		売却可能	レベル3 資産合計		負債合計
期首残高 資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失:	券 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ で も に た ま に た に で れ た ま に に に に に に に に に に に に に	商品	売却可能 有価証券	レベル3 資産合計	商品	負債合計
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失:	券 正 で し で も に さ も に を さ も に を を を を を を を で で で で で で で で で で で で で	商品 百万豪ドル 42	売却可能 有価証券 百万豪ドル	レベル3 資産合計 百万豪ドル 682	商品 百万豪ドル 17	負債合計 百万豪ドル 17
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識	券 ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ ボ	商品百万豪ドル	売却可能 有価証券 百万豪ドル	レベル3 資産合計 百万豪ドル	商品百万豪ドル	負債合計百万豪ドル
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識	券および 正定とさ 百万豪ドル 590 8 -	商品 百万豪ドル 42 (7) -	売却可能 有価証券 百万豪ドル 50	レベル3 資産合計 百万豪ドル 682 1 -	商品 百万豪ドル 17 (3) -	負債合計 百万豪ドル 17 (3) -
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識 取得および発行	券および測の定とさ 百万豪ドル 590 8 - 32	商品 百万豪ドル 42 (7) - 5	売却可能 有価証券 百万豪ドル	レベル3 資産合計 百万豪ドル 682 1 - 51	商品 百万豪ドル 17 (3) - 6	負債合計 百万豪ドル 17 (3) - 6
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識	券および測の 正定とされた産 百万豪ドル 590 8 - 32 (122)	商品 百万豪ドル 42 (7) - 5 (13)	売却可能 有価証券 百万豪ドル 50	レベル3 資産合計 百万豪ドル 682 1 - 51 (135)	商品 百万豪ドル 17 (3) - 6 (9)	負債合計 百万豪ドル 17 (3) - 6 (9)
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識 取得および発行 処分および決済	券に定とさ 下である がででも ででも ででも ででも ででも ででも ででも でで	商品 百万豪ドル 42 (7) - 5	売却可能 有価証券 百万豪ドル 50	レベル3 資産合計 百万豪ドル 682 1 - 51 (135) (2)	商品 百万豪ドル 17 (3) - 6	負債合計 百万豪ドル 17 (3) - 6
資産に係る利益/(損失) / 負債に係る (利益)/損失: 損益計算書で認識 売却可能有価証券積立金で認識 取得および発行 処分および決済 市場で観察不能へ/から振替	券および測の 正定とされた産 百万豪ドル 590 8 - 32 (122)	商品 百万豪ドル 42 (7) - 5 (13)	売却可能 有価証券 百万豪ドル 50	レベル3 資産合計 百万豪ドル 682 1 - 51 (135)	商品 百万豪ドル 17 (3) - 6 (9) (2)	負債合計 百万豪ドル 17 (3) - 6 (9)

重要な観察不能なインプット

未実現利益/(損失)

市場で観察不能な評価の仮定において合理的に可能性のある変動に対する感応度は、当行グループの損益報告額に重要な影響を及ぼさなかったと考えられる。

デイ・ワン損益

当期において認識されなかったデイ・ワン利益の期末残高は、当行グループと親会社のいずれについても4百万豪ドル(2017年9月30日:5百万豪ドルの利益)であった。

公正価値で測定しない金融商品

継続的に公正価値で測定しない金融商品について、公正価値は以下のとおりに導き出されている。

商品	評価
貸付金	入手可能な場合、貸付金の公正価値は観察可能な市場取引に基づいている。入手可能でない場合、公正価値は割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて見積もられる。変動利付貸付金について使用される割引率は、現行の実効金利である。固定利付貸付金に適用される割引率は、貸付金の満期に対する市場金利および借手の信用度を反映している。
預金およびその他の借入 金	要求払預金債務(無利子、利付および貯蓄預金)の公正価値は、その帳簿価額に近似している。定期預金の公正価値は、満期までの残存期間が類似している預金に 提示される市場金利を適用し、割引キャッシュ・フローを用いて見積もられる。
発行済債券および借入資 本	公正価値は、割引キャッシュ・フロー・モデルを用いて算定される。適用される 割引率には商品の条件および見積キャッシュ・フローのタイミングが反映され、 ウエストパックの信用スプレッドの変動について調整される。
その他すべての金融資産 および金融負債	その他すべての金融資産および金融負債について、帳簿価額はその公正価値に近似する。これらの項目は、短期的な性質である、金利更改の頻度が高い、または信用格付が高いのいずれかである。

以下の表は、公正価値で測定しない金融商品についての見積公正価値および公正価値ヒエラルキーを要約したものである。

	2018年連結							
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	合計			
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル			
公正価値で測定しない金融資産								
現金および中央銀行預け金	26,431	26,431	-	-	26,431			
他の金融機関に対する債権	5,790	4,332	1,458	-	5,790			
貸付金	706,440	-	-	706,742	706,742			
海外における中央銀行への法定 準備預金	357	357	-	-	357			
その他の金融資産	4,514	-	4,514	-	4,514			
公正価値で測定しない金融資産合計	743,532	31,120	5,972	706,742	743,834			
公正価値で測定しない金融負債								
他の金融機関に対する債務	18,137	2,171	15,966	-	18,137			
預金およびその他の借入金	518,107	-	515,953	2,838	518,791			
発行済債券 ¹	169,241	-	170,060	-	170,060			
借入資本	17,265	-	17,438	-	17,438			
その他の金融負債	7,855	-	7,855	-	7,855			
公正価値で測定しない金融負債合計	730,605	2,171	727,272	2,838	732,281			

¹ 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

	2017年連結						
			公正価値		_		
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	合計		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
公正価値で測定しない金融資産					_		
現金および中央銀行預け金	18,397	18,397	-	-	18,397		
他の金融機関に対する債権	7,128	4,834	1,902	392	7,128		
貸付金	680,332	-	-	680,568	680,568		
海外における中央銀行への法定 準備預金	389	389	-	-	389		
その他の金融資産	4,754	_	4,754	-	4,754		
公正価値で測定しない金融資産合計	711,000	23,620	6,656	680,960	711,236		
公正価値で測定しない金融負債					_		
他の金融機関に対する債務	21,907	2,429	19,478	-	21,907		
預金およびその他の借入金	487,022	-	484,929	2,794	487,723		
発行済債券 ¹	163,683	-	165,151	-	165,151		
借入資本	17,666	-	18,087	-	18,087		
その他の金融負債	7,490	-	7,490	-	7,490		
公正価値で測定しない金融負債合計	697,768	2,429	695,135	2,794	700,358		

¹ 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

右価証券報告書

	2018年親会社						
			公正価値		_		
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	合計		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
公正価値で測定しない金融資産							
現金および中央銀行預け金	24,726	24,726	-	-	24,726		
他の金融機関に対する債権	5,711	4,267	1,444	-	5,711		
貸付金	626,918	-	-	627,070	627,070		
海外における中央銀行への法定 準備預金	250	250	-	-	250		
子会社債権	140,597	-	-	140,597	140,597		
その他の金融資産	3,677	-	3,677	-	3,677		
公正価値で測定しない金融資産合計	801,879	29,243	5,121	767,667	802,031		
公正価値で測定しない金融負債							
他の金融機関に対する債務	17,682	1,735	15,947	-	17,682		
預金およびその他の借入金	460,406	-	459,841	1,213	461,054		
発行済債券 ¹	149,065	-	149,800	-	149,800		
子会社債務	142,400	-	-	142,400	142,400		
借入資本	17,265	-	17,438	-	17,438		
その他の金融負債	7,035	-	7,035	_	7,035		
公正価値で測定しない金融負債合計	793,853	1,735	650,061	143,613	795,409		

¹ 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

-							
-							
	帳簿価額	市場相場価格 (レベル1)	評価手法(市場 で観察可能) (レベル2)	評価手法(市場 で観察不能) (レベル3)	合計		
_	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル		
公正価値で測定しない金融資産							
現金および中央銀行預け金	16,405	16,405	-	-	16,405		
他の金融機関に対する債権	6,357	4,462	1,895	-	6,357		
貸付金	601,650	-	-	601,784	601,784		
海外における中央銀行への法定 準備預金	286	286	-	-	286		
子会社債権	142,455	-	-	142,455	142,455		
その他の金融資産	4,000	-	4,000	-	4,000		
公正価値で測定しない金融資産合計	771,153	21,153	5,895	744,239	771,287		
公正価値で測定しない金融負債							
他の金融機関に対する債務	21,775	2,304	19,471	-	21,775		
預金およびその他の借入金	431,670	-	431,113	1,216	432,329		
発行済債券 ¹	141,176	-	142,474	-	142,474		
子会社債務	143,834	-	-	143,834	143,834		
借入資本	17,666	-	18,087	-	18,087		
その他の金融負債	6,868	-	6,868	-	6,868		
公正価値で測定しない金融負債合計	762,989	2,304	618,013	145,050	765,367		

¹ 発行済債券の見積公正価値は、組成時からのウエストパックの信用スプレッドの変動の影響を含む。

<u>前へ</u> 次へ

注記24. 金融資産と金融負債の相殺

会計方針

金融資産と金融負債は、当行グループがいかなる状況においてもそれらを相殺する法的に強制力のある権利を有し、当該資産および負債を純額で決済する、または資産の現金化と負債の返済を同時に行う意思がある場合に、貸借対照表において純額で表示される。貸借対照表において報告された純額の基となっている資産および負債の総額は、以下の表で開示されている。

当行グループの相殺契約の一部は、いかなる状況においても強制可能であるとは限らない。かかる契約に基づく 資産および負債も、そのような将来の事象が発生した場合に貸借対照表に計上される純額を示すため、以下の表で 開示されている。以下の表における金額は、相殺契約の対象ではない残高が存在する場合、貸借対照表と整合しな い可能性がある。この注記に表示されている金額は、当行グループまたは親会社の信用リスクに対するエクスポー ジャーを表すものではない。信用リスク管理に関する情報については、注記22.2を参照のこと。当行グループが使 用している相殺および担保契約ならびにその他の信用リスク軽減戦略は、注記22.2.2の「リスク軽減の管理」のセ クションにおいて詳細に記載されている。

	連結						
	貸借対照	表におけるホ		強制可能なネッティング契約の 対象だが相殺されない金額			
	総額	相殺額	貸借対照表 に報告 された純額	認識された	現金担保	金融商品 担保	純額
	百万豪ドル	·百万豪ドル	,百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
2018年 資産							
他の金融機関に対する債権 ¹	14	-	14	-	-	(14)	-
金融派生商品	32,828	(8,727)	24,101	(15,962)	(2,184)	(14)	5,941
売戾条件付購入有価証券 ²	1,379	-	1,379	-	(3)	(1,376)	-
貸付金 ³	8,519	(8,420)	99	-	-	-	99
その他の資産 ⁴	4,243	(4,162)	81	-	-	-	81
資産合計	46,983	(21,309)	25,674	(15,962)	(2,187)	(1,404)	6,121
負債							
金融派生商品	37,296	(12,889)	24,407	(15,962)	(4,487)	(1,544)	2,414
有価証券買戻契約 ⁵	9,522	-	9,522	-	-	(9,522)	-
預金およびその他の借入金 ³	20,486	(8,420)	12,066	-	-	-	12,066
その他の負債 ⁴		-	-	-	-	-	-
負債合計	67,304	(21,309)	45,995	(15,962)	(4,487)	(11,066)	14,480
2017年							
資産							
他の金融機関に対する債権 ¹	15	(7.050)	15	- (40 707)	- (0. 400)	(14)	1
金融派生商品	31,686	(7,653)	,	(16,707)	(2,438)	(18)	4,870
売戻条件付購入有価証券 ²	6,887	-	6,887	-	(42)	(6,814)	31
3 貸付金	15,990	(15,925)	65	-	-	-	65
その他の資産 ⁴	2,269	(1,615)	654	-	-	-	654
資産合計	56,847	(25,193)	31,654	(16,707)	(2,480)	(6,846)	5,621
負債		()		((= ===\)	(, ,=,)	
金融派生商品	34,642	(9,267)		(16,707)	(5,552)		1,695
有価証券買戻契約 ⁵	12,960	-	12,960	-	(2)	(12,958)	-
預金およびその他の借入金 ³	21,349	(15,925)	5,424	-	-	-	5,424
その他の負債 ⁴	13	(1)	12	_	-	-	12
負債合計	68,964	(25,193)	43,771	(16,707)	(5,554)	(14,379)	7,131

¹ 注記10において現金担保の一部として報告されている株式借入契約で構成される。

² 売戻条件付購入有価証券は、注記11の一部である。

³ 上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記13のビジネス・ローンの一部ならびに注記17の償却原価で測定する預金およびその他の借入金の一部である。

⁴ 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する当初および変動証拠金で構成され、変動証拠金が未収の場合、注記27のその他の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、注記29のその他の一部として報告される。相殺額は変動証拠金に関するものである。

⁵ 有価証券買戻契約は、償却原価で認識される注記16の一部および損益計算書を通じて公正価値で認識される注記18の一部である。

	親会社							
	貸借対照表	長における		対	強制可能なネッティング契約の 対象だが相殺されない金額			
	総額	相殺額	貸借対照表 に報告 された純額	認識された	現金担保	金融商品 担保	純額	
	百万豪ドル	百万豪ドル	/百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	5万豪ドル	
2018年 資産								
他の金融機関に対する債権 ¹	14	-	14	-	-	(14)	-	
金融派生商品	32,289	(8,727)	23,562	(15,862)	(1,748)	(14)	5,938	
売戻条件付購入有価証券 ²	1,379	-	1,379	-	(3)	(1,376)	-	
貸付金 ³	8,519	(8,420)	99	-	-	-	99	
その他の資産 ⁴	4,243	(4,162)	81	-	-	-	81	
資産合計	46,444	(21,309)	25,135	(15,862)	(1,751)	(1,404)	6,118	
負債	07 440	(40,000)	04.000	(45,000)	(4 400)	(4.544)	0.400	
金融派生商品	37,118	(12,889)		(15,862)	(4,423)	(1,544)	2,400	
有価証券買戻契約 ⁵	9,522	-	9,522	-	-	(9,522)	-	
預金およびその他の借入金 ³	20,486	(8,420)	12,066	-	-	-	12,066	
その他の負債 ⁴		-	-	-	-	-	-	
負債合計	67,126	(21,309)	45,817	(15,862)	(4,423)	(11,066)	14,466	
2017年 資産								
勇座 他の金融機関に対する債権 ¹	15		15	_	_	(14)	1	
他の金融機関に対する負権金融派生商品	31,476	(7,653)		(16,552)	(2,312)	(14)	4,941	
売戻条件付購入有価証券 ²	6,887	-	6,887	-	(42)	(6,814)	31	
3 貸付金	15,990	(15,925)	65	-	-	-	65	
その他の資産 ⁴	2,269	(1,615)	654	-	-	-	654	
資産合計	56,637	(25,193)	31,444	(16,552)	(2,354)	(6,846)	5,692	
負債								
金融派生商品	34,178	(9,267)		(16,522)	(5,179)		1,789	
有価証券買戾契約 ⁵	12,942	-	12,942	-	(2)	(12,940)	-	
預金およびその他の借入金 ³	21,349	(15,925)	5,424	-	-	-	5,424	
その他の負債 ⁴	13	(1)	12	<u>-</u>	-	_	12	
負債合計	68,482	(25,193)	43,289	(16,522)	(5,181)	(14,361)	7,225	

¹ 注記10において現金担保の一部として報告されている株式借入契約で構成される。

² 売戻条件付購入有価証券は、注記11の一部である。

³ 上記の相殺基準を満たす債務および利息の相殺口座で構成される。これらの口座は、注記13のビジネス・ローンの一部ならびに注記17の償却原価で測定する預金およびその他の借入金の一部である。

⁴ 総額は中央清算機関である取引相手に対して直接保有する当初および変動証拠金で構成され、変動証拠金が未収の場合、注記27のその他の一部として報告される。変動証拠金が未払いの場合は、注記29のその他の一部として報告される。相殺額は変動証拠金に関するものである。

⁵ 有価証券買戻契約は、償却原価で認識される注記16の一部および損益計算書を通じて公正価値で認識される注記18の一部である。

その他の認識された金融商品

これらの金融資産および負債は、いかなる状況においても強制可能であるとは限らないマスター・ネッティング 契約の対象であるため、貸借対照表において総額で認識される。マスター・ネッティング契約の相殺の権利は、取 引相手方の債務不履行など、所定の事象が将来発生した場合にのみ強制可能である。

現金担保および金融商品担保

これらの金額は、資産および負債の総額に対して、マスター・ネッティング契約に基づき受取ったまたは差入れた金額である。金融商品担保は通常、取引相手方の債務不履行の場合に直ちに換金可能な有価証券から成る。マスター・ネッティング契約の相殺の権利は、取引相手方の債務不履行など、所定の事象が将来発生した場合にのみ強制可能である。

注記25. 証券化、カバード債およびその他の譲渡された資産

当行グループは、通常の事業活動において、金融資産を取引相手方または組成された企業に譲渡する取引を行っている。状況に応じて、これらの譲渡により、譲渡対象資産の認識が全面的に中止される場合、一部の認識が中止される場合、または譲渡をしても認識が中止されない場合がある。金融資産の認識の中止に関する当行グループの会計方針については、財務書類注記の注記10の前のセクション「金融資産および金融負債」を参照のこと。

証券化

証券化とは、資産(またはその資産もしくは資産から生じるキャッシュ・フローに対する持分)を組成された企業に譲渡し、その企業が第三者である投資家にとっては資金調達目的およびウエストパックにとっては流動性目的で過半数の利付負債証券を発行することである。

当行グループ資産の証券化

当行グループ資産の証券化は、ウエストパックによって、資金調達および流動性確保の手段として利用されている。

ウエストパックが支配する証券化のために組成された企業について、注記35で定義されているとおり、組成された企業は子会社および連結対象に分類される。ウエストパックが組成された企業を支配しているかどうかを評価する際には、ウエストパックの変動リターンに対するエクスポージャーおよび変動リターンに影響を及ぼす能力を考慮する。ウエストパックは、当該資産に関連する継続的なリスクの負担および利益の享受、また金融派生商品、流動性ファシリティ、信託管理および業務サービスの提供を通じて、組成された企業から変動リターンを得る可能性がある。

ウエストパックが当行グループ資産の証券化に提供した未実行の資金調達および流動性ファシリティは517百万豪ドル(2017年度:511百万豪ドル)であった。

顧客コンデュイット

ウエストパックはまた、子会社(Waratah Receivables Corporation Limitedおよびその子会社)を通じて、顧客コンデュイットにおいて顧客に代わって資金調達を手配するための証券化の仕組みを支援している。証券化された資産はウエストパックの資産ではない。顧客コンデュイットに対して行った貸付は注記10に、資金調達に係る負債は注記19に開示されている。

ウエストパックが顧客コンデュイットに提供した未実行の流動性ファシリティは、2018年9月30日現在、なし (2017年度:392百万豪ドル)であった。

カバード債

当行グループには、オーストラリアの住宅ローン債権(オーストラリア・プログラム)およびニュージーランドの住宅ローン債権(ニュージーランド・プログラム)に関連する2つのカバード債プログラムがある。これらのプログラムに基づき、住宅ローン債権のプールのうち特定のものが、破産の懸念のほとんどない組成された企業に割り当てられ、当該企業は債券の保有者への支払いに対する保証を提供する。ウエストパックは、組成された企業の保証およびデリバティブを通じて当該組成された企業から変動リターンを得ており、当該企業を連結している。

有価証券買戻契約

所定の価格での買戻しに合意することを条件に有価証券が売却される場合、当該有価証券は当初の分類(すなわち「商品有価証券」または「売却可能有価証券」)で引き続き貸借対照表に認識される。

受取った現金対価は負債(有価証券買戻契約)として認識される。詳細は注記16および注記18を参照のこと。

以下の表は、ウエストパックの譲渡された資産および関連する負債を示している。

		,	連結		_	
	 譲渡された資	関連する負債		渡された資産に対する 請求権のみがある負債:		
	産の帳簿価額	の帳簿価額	譲渡された資産の公正価値	関連する負債 の公正価値		
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
2018年						
証券化 - 当行グループの資産 ¹	7,631	7,588	7,662	7,565	97	
カバード債 ²	43,088	35,434	該当なし	該当なし	該当なし	
買戻契約	12,492	9,522	該当なし	該当なし	該当なし	
合計 ³	63,211	52,544	7,662	7,565	97	
2017年						
証券化 - 当行グループの資産 ¹	8,249	8,209	8,282	8,223	59	
カバード債 ²	42,122	34,516	該当なし	該当なし	該当なし	
買戻契約	18,746	12,960	該当なし	該当なし	該当なし	
合計 ³	69,117	55,685	8,282	8,223	59	
			 親会社			
	 : : : : : : : : : : : : : : : : :	関連する負債	譲渡	された資産に対求権のみがある		
	譲渡された資産の帳簿価額	関連する負債 の帳簿価額	譲渡			
			譲渡 償還請 譲渡された資	求権のみがある 関連する負債	負債: 純公正価値	
2018年	産の帳簿価額	の帳簿価額	譲渡 償還請 譲渡された資 産の公正価値	求権のみがある 関連する負債 の公正価値	負債: 純公正価値 ポジション	
2018年 証券化 - 当行グループの資産 ¹	産の帳簿価額	の帳簿価額	譲渡 償還請 譲渡された資 産の公正価値	求権のみがある 関連する負債 の公正価値	負債: 純公正価値 ポジション	
·	産の帳簿価額	の帳簿価額 百万豪ドル	譲渡 償還請 譲渡された資 産の公正価値 百万豪ドル	求権のみがある 関連する負債 の公正価値 百万豪ドル	負債: 純公正価値 ポジション 百万豪ドル	
証券化 - 当行グループの資産 ¹	産の帳簿価額 百万豪ドル 97,259	の帳簿価額 百万豪ドル 96,728	譲渡 償還請 譲渡された資 産の公正価値 百万豪ドル 97,291	求権のみがある 関連する負債 の公正価値 百万豪ドル 96,473	負債: 純公正価値 ポジション 百万豪ドル 818	
証券化 - 当行グループの資産 ¹ カバード債 ² 買戻契約 合計	産の帳簿価額 百万豪ドル 97,259 36,190	の帳簿価額 百万豪ドル 96,728 30,268	譲渡 償還請 譲渡された資 産の公正価値 百万豪ドル 97,291 該当なし	求権のみがある 関連する負債 の公正価値 百万豪ドル 96,473 該当なし	負債: 純公正価値 ポジション 百万豪ドル 818 該当なし	
証券化 - 当行グループの資産 ¹ カバード債 ² 買戻契約 合計 2017年	産の帳簿価額 百万豪ドル 97,259 36,190 12,492 145,941	の帳簿価額 百万豪ドル 96,728 30,268 9,522 136,518	譲渡 償還請 譲渡された資産の公正価値 百万豪ドル 97,291 該当なし 該当なし 97,291	求権のみがある 関連する負債 の公正価値 百万豪ドル 96,473 該当なし 該当なし 96,473	負債: 純公正価値 ポジション 百万豪ドル 818 該当なし 該当なし 818	
証券化 - 当行グループの資産 ¹ カバード債 ² 買戻契約 合計 2017年 証券化 - 当行グループの資産 ^{1,4}	産の帳簿価額 百万豪ドル 97,259 36,190 12,492	の帳簿価額 百万豪ドル 96,728 30,268 9,522	譲渡 償還請 譲渡された資産の公正価値 百万豪ドル 97,291 該当なし 該当なし	求権のみがある 関連する負債 の公正価値 百万豪ドル 96,473 該当なし 該当なし	負債: 純公正価値 ポジション 百万豪ドル 818 該当なし 該当なし	
証券化 - 当行グループの資産 ¹ カバード債 ² 買戻契約 合計 2017年	産の帳簿価額 百万豪ドル 97,259 36,190 12,492 145,941	の帳簿価額 百万豪ドル 96,728 30,268 9,522 136,518	譲渡 償還請 譲渡された資産の公正価値 百万豪ドル 97,291 該当なし 97,291 98,434 該当なし	求権のみがある 関連する負債 の公正価値 百万豪ドル 96,473 該当なし 96,473 96,478 該当なし	負債: 純水 () () () () () () () () () (
証券化 - 当行グループの資産 ¹ カバード債 ² 買戻契約 合計 2017年 証券化 - 当行グループの資産 ^{1,4}	産の帳簿価額 百万豪ドル 97,259 36,190 12,492 145,941 98,368	の帳簿価額 百万豪ドル 96,728 30,268 9,522 136,518	譲渡 償還請 譲渡された資産の公正価値 百万豪ドル 97,291 該当なし 97,291	求権のみがある 関連する負債 の公正価値 百万豪ドル 96,473 該当なし 96,473	負債: 純公正価値 ポジション 百万豪ドル 818 該当なし 該当なし 818	

[」] 証券化された資産の帳簿価額は発行済債券の価額を超過しているが、これは主に、帳簿価額に元本と譲渡された資産から受取った収益の両方が含まれるためである。

² カバード債の帳簿価額と差し入れられた資産の帳簿価額との差額は、カバード債の格付を維持するために必要な上乗せ担保、および必要に応じて追加のカバード債を直ちに発行できるようにするための追加資産を反映している。これらの追加資産は、取引文書に記載されている条件に従い、ウエストパックが任意で買戻すことが可能である。

証券化された資産はウエストパックの資産ではないため、証券化 - 顧客コンデュイットはこの表から除外されている。

⁴ 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

その他の資産、その他の負債、契約債務および偶発債務

注記26. 無形資産

会計方針

耐用年数を確定できない資産

のれん

企業結合において取得したのれんは、取得原価で当初認識され、通常は、以下の金額である。

-) 支払対価が
-) 取得した識別可能な資産、負債および偶発債務の公正価値の純額を上回る金額。

その後、のれんは償却されないが、減損テストが行われる。減損テストは少なくとも年1回、または減損の兆候があればいつでも行われる。減損費用は、現金生成単位(以下「CGU」という。)の帳簿価額がその回収可能価額を上回る場合に認識される。回収可能価額とは、CGUの公正価値から売却費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方の金額である。

ブランド

セント・ジョージ、BT、バンク・エスエーおよびRAMSなど、企業結合において取得したブランドは、取得原価で認識される。その後、ブランドは償却されず、少なくとも年1回または減損の兆候があればいつでも減損テストが行われる。

耐用年数を確定できる無形資産

コンピューター・ソフトウェアやコア預金などの耐用年数を確定できる無形資産は、取得原価で当初認識され、 その後、減損控除後の償却原価で認識される。

無形資産	耐用年数	償却方法
のれん	確定できない	該当なし
ブランド	確定できない	該当なし
コンピューター・ソフトウェア	3年から10年	定額法または(級数法を用いた) 逓減残高法
コア預金	9年	定額法

重要な会計上の仮定および見積り

企業結合において取得した資産および負債の公正価値の算定には判断を要する。公正価値評価が異なることにより、のれんの残高や被取得企業の取得後の業績も異なってくる。

無形資産の減損を評価する際、適切なキャッシュ・フローおよびその算定に適用される割引率の決定には重要な判断を要する。使用価値の算定に適用される重要な仮定の概要は、後述のとおりである。

			 ` 社
2018年	"四 2017年	2018年	2017年
 百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
9,012	9,030	6,844	6,844
(15)	-	-	-
(105)	_	-	-
(2)	(18)	_	_
8,890	9,012	6,844	6,844
	0,012	0,011	0,011
1,916	1,781	1,758	1,635
882	766	823	692
(2)	(14)	(2)	(14)
(618)	(614)	(565)	(558)
(1)	(3)	-	3
2,177	1,916	2,014	1,758
5,727	5,059	4,861	4,249
(3,550)	(3,143)	(2,847)	(2,491
2,177	1,916	2,014	1,758
	.,	-,	.,
670	670	636	636
670	670	636	636
670	670	636	636
21	187	21	187
(21)	(166)	(21)	(166)
	21	-	21
1,494	1,494	1,279	1,279
(1,494)	(1,473)	(1,279)	(1,258)
-	21	-	21
		ı	
33	53	-	3
-	-	-	-
(7)	(20)	-	(3
26	33	-	-
391	398	160	160
(365)	(365)	(160)	(160)
26	33	-	-
11,763	11,652	9,494	9,259

¹ ヘイスティングスの海外事業の売却およびヘイスティングスのオーストラリア事業のその後の撤退により、以前ヘイスティングスに配分されていたのれんの全残高は、2018年度に認識の中止(15百万豪ドル)または減損処理(105百万豪ドル)が行われている。

のれんは、以下のCGUに配分された。

		結	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
コンシューマー・バンク	3,359	3,359	3,144	3,144	
ビジネス・バンク	2,513	2,513	2,378	2,378	
ウエストパック・インスティテューショナル・バンク	487	487	487	487	
BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)	2,048	2,048	835	835	
ニュージーランド消費者向け銀行業務および資産管理業務	470	472	-	-	
BTニュージーランド	13	13	-	-	
ヘイスティングス	-	120	-	-	
のれん合計	8,890	9,012	6,844	6,844	

回収可能価額の算定に使用される重要な仮定

のれんについてのCGUの回収可能価額の算定には仮定が使用され、これは使用価値の計算に基づいている。使用価値とは、現在の使用に基づく予測キャッシュ・フローの現在価値を指す。当行グループは予測キャッシュ・フローを調整後の税引前株主資本利益率で割り引く。

- ・ 当行グループの資本利益率は11.0%(2017年度:11.0%)であった。
- ・ 当行グループの調整後の税引前株主資本利益率は以下のとおりである。
 - オーストラリアは15.7%(2017年度:15.7%)であった。
 - ニュージーランドは15.3%(2017年度:15.3%)であった。

のれんの減損テストの目的上、重要な各CGUについて下記の表のとおり仮定が立てられている。経営陣が適用した予測は、1つの特定の仮定に依拠しているものではない。

仮定	以下に基づく:
キャッシュ・フロー	2年間の予測期間を超える期間の成長率はゼロ
経済的市況	現在の市場予測
経営成績	観察可能な過去の情報および現在の市場の将来予測

減損の兆候を示すような、または当行グループの報告済の業績に重要な影響を及ぼすような、重要なCGUについての仮定の変更がある合理的可能性はない。

注記27. その他の資産

	連	結	親会社		
	2018年 2017年		2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
未収利息	1,276	1,193	1,103	1,029	
引渡未済売却有価証券	1,264	1,408	1,264	1,388	
繰延取得費用	71	86	-	1	
未収金	1,056	810	514	358	
前払金	208	220	165	182	
未収手数料	129	149	60	64	
その他	1,131	1,496	882	1,296	
その他の資産合計	5,135	5,362	3,988	4,318	

注記28. 引当金

会計方針

引当金は、過去の事象から生じる現在の債務について、当該債務を決済するための支払い(またはその他の経済的譲渡)が必要となる可能性が高く、かつ当該支払について信頼性のある見積りが可能な場合に認識される。

従業員給付 - 永年勤続休暇

オーストラリアおよびニュージーランドの従業員には永年勤続休暇の付与が義務付けられている。引当金は予想 支払額に基づき算定される。支払いが今後1年間を超えて見込まれる場合、当該支払いは、予想される従業員の勤 続年数および平均昇給率が考慮され、その後、割引計算が行われる。

従業員給付 - 年次休暇およびその他の従業員給付

年次休暇およびその他の従業員給付(非貨幣性給付を含む賃金給与および関連する間接費(給与税など))に対する引当金は、予想支払額に基づき算定される。

信用コミットメントの減損に対する引当金

注記31で説明されるとおり、当行グループは与信枠および保証の提供を行っている。与信枠から引出しが行われ、その結果生じた資産が引出額を下回る可能性が高い場合、減損に対する引当金が認識される。減損に対する引当金は、貸付金の減損引当金と同じ方法で計算される(注記14参照)。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金は、規制当局の措置および内部レビューの両方の結果特定された、当行グループの顧客サービス提供時の潜在的な不正行為事項に関連している。これらの事項により当行グループに発生する可能性が高い費用(該当する顧客への返金を含む)の評価は事案ごとに行われ、引当要件に合致する場合には個別の引当金が設定される。

規制当局の措置および内部レビューに関する詳細は、注記31の偶発債務の項目に記載されている。

重要な会計上の仮定および見積り

訴訟および貸付以外の損失ならびにコンプライアンス、規制および是正事項に係る引当金の財務報告において は、現在において義務が存在するかの特定を行う際、また過去の事象から発生する可能性がある支出についての発 生確率、時期、性質および金額の見積りを行う際に重要な見積もりの判断を伴う。これらの判断は個別事象に関連 する特定の事実および状況に基づいて行われる。

1年以上先に生じると見込まれる支払いについては、現行の金利とその引当金に固有のリスクの両方を反映した率で割引かれる。

永年勤続休暇に対する引当金は、独立した保険数理士によるレポートによって裏づけられている。

	永年勤続 休暇	年次有給 休よの暇 おその発 その業付 給付	訴訟 および 貸付以外 の損失 ¹	信用コミ ットメン トの減損 に対する 引当金	リース 不動産	事業再編 費用 引当金	コンプラ イアン 規 まび ま ま び ま る 。 引 当 る 。 る よ る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。 る 。	合計
	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル	百万 豪ドル
連結								
2017年10月1日現在の残高	399	737	38	253	26	5	181	1,639
繰入額	77	960	97	-	4	29	414	1,581
取崩額	(43)	(977)	(79)	-	(6)	(5)	(121)	(1,231)
未使用分の戻入れ	(16)	(25)	(3)	-	-	(2)	(5)	(51)
割引の戻入れ	-	-	-	4	-	-	-	4
その他		4	-	(18)	-	-	-	(14)
2018年9月30日現在の残高	417	699	53	239	24	27	469	1,928
親会社								
2017年10月1日現在の残高	367	644	25	224	26	5	181	1,472
繰入額	72	888	71	-	4	29	392	1,456
取崩額	(39)	(890)	(56)	-	(6)	(5)	(121)	(1,117)
未使用分の戻入れ	(16)	(10)	(3)	-	-	(2)	(5)	(36)
割引の戻入れ	-	-	-	3	-	-	-	3
その他	2	7	-	(21)	-	-	-	(12)
2018年9月30日現在の残高	386	639	37	206	24	27	447	1,766

¹ 2017年10月1日現在の残高は当期の表示に合わせて修正されている。

法的債務

当行グループには2018年9月30日現在、以下の債務がある。

- ・ 1987年労働者補償法ならびに1998年労働災害管理および労働者補償法(ニュー・サウス・ウェールズ州)による 自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく20百万豪ドル(2017年度: 23百万豪ドル)。
- ・ 1985年労災補償法(ヴィクトリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく9百万豪ドル(2017年度:9百万豪ドル)。
- ・ 1986年労働者リハビリテーションおよび補償法(南オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上 の査定に基づく5百万豪ドル(2017年度:6百万豪ドル)。
- ・ 2003年労働者補償およびリハビリテーション法(クイーンズランド州)による自家保険業者としての保険数理上 の査定に基づく2百万豪ドル(2017年度:2百万豪ドル)。
- ・ 1951年労働者補償法(オーストラリア首都特別地域)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1 百万豪ドル(2017年度:1百万豪ドル)。
- ・ 1981年労働者補償および傷害管理法(西オーストラリア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく2百万豪ドル(2017年度:2百万豪ドル)。
- ・ 1988年労働者リハビリテーション・補償法(タスマニア州)による自家保険業者としての保険数理上の査定に基づく1百万豪ドル(2017年度:1百万豪ドル)。

上記の年次休暇およびその他の従業員給付に対する引当金におけるこれらの債務に対しては、十分な額の引当がなされている。

注記29. その他の負債

	連	結	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
未経過損害保険料	398	396	-	-	
未払損害保険金	367	339	-	-	
退職給付の積立不足 ¹	25	43	9	30	
未払利息	2,968	2,727	2,633	2,416	
クレジットカード・ロイヤリティ・プログラム	308	284	23	16	
引渡未済購入有価証券	1,343	1,315	1,343	1,315	
未払金およびその他の未払費用 ²	1,410	1,109	1,125	890	
その他 ²	2,374	2,393	2,159	2,282	
その他の負債合計	9,193	8,606	7,292	6,949	

¹ 詳細については注記38を参照のこと。

注記30. オペレーティング・リース契約

ウエストパックは、様々な商業用およびリテール用不動産ならびに関連する設備をリースしている。9月30日現在のリース契約は以下のとおりである。

	連	結	親会社		
	2018年 2017年		2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
1年以内の支払	570	548	498	480	
1年超5年以内の支払	1,564	1,591	1,356	1,395	
5年超の支払	1,819	1,994	1,460	1,652	
リース契約合計	3,953	4,133	3,314	3,527	

オペレーティング・リース契約は、当行グループの事業体の事業の需要に応じて締結されている。リース賃借料は、リース締結時または賃貸条件の見直し日の市況に従って決定される。

リース物件が当行グループの事業の需要を上回るようになった場合は可能な限りサブリースされる。

解約不能なサブリースから受取る将来の最小リース料は、当行グループにおいては7百万豪ドル(2017年度:9百万豪ドル)、親会社においては6百万豪ドル(2017年度:9百万豪ドル)であった。

² 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。コンプライアンス、規制および是正に関連する負債177百万豪ドルは注記28に記載されているコンプライアンス、規制および是正に係る引当金に振り替えられた。

注記31. 偶発債務、偶発資産および信用コミットメント

会計方針

未実行の信用コミットメント

当行グループは、要求された場合にのみ貸借対照表に認識される様々な契約を顧客と締結している。これらの契約には、信用供与契約、手形裏書、金融保証、スタンドバイ信用状および引受枠が含まれる。

偶発資産

偶発資産とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある資産である。偶 発資産は貸借対照表上に認識されないが、経済的便益の流入の可能性が高い場合には開示される。

偶発債務

偶発債務とは、不確実な将来の事象によってのみその存在が確認される、発生する可能性がある債務であり、かつ経済的資源の移転の可能性が高くない、または信頼性をもって測定できない現在の債務である。偶発債務は貸借対照表上に認識されないが、経済的資源の流出がほとんどない場合を除き開示される。

未実行の信用コミットメント

未実行の信用コミットメントによって、当行グループは、要求された場合には流動性リスクにさらされ、顧客が期日に支払うべき金額を返済できない場合には信用リスクにさらされる。信用損失に対する最大エクスポージャーは、以下に開示される商品の契約額または想定元本額である。一部の契約は、当行グループがいつでも解約することができ、大部分は引出が行われないまま満了することが予想される。そのため、実際の所要の流動性リスクおよび信用リスクに対するエクスポージャーは、開示される金額を下回る。

当行グループは、これらの契約を締結する際には、オン・バランスシート商品と同じ与信方針を用いている。流動性リスクおよび信用リスクの管理に関する詳細は、注記22を参照のこと。

9月30日現在、デリバティブを除く未実行の信用コミットメントは、以下のとおりである。

		結	親会社		
	2018年 2017年		2018年	2017年	
	 百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	 百万豪ドル	
未実行の信用コミットメント					
信用状および保証 ¹	15,585	15,460	14,957	14,908	
信用供与契約 ²	174,658	178,443	152,943	156,423	
その他	154	648	99	648	
未実行の信用コミットメント合計	190,397	194,551	167,999	171,979	

¹ 信用状は、顧客が債務不履行に陥った場合に、提示書類に照らして債務を支払う保証である。保証は、第三者に対する顧客の債務の裏付けとして与えられる無条件の保証である。当行グループは、発行した保証の一部について、担保として現金を保有する場合がある。

² 信用供与契約には、与信枠を提供する当行グループ側のすべての義務が含まれている。与信枠は貸付が行われないままに期限が満了する可能性があるため、想定元本額は必ずしも将来必要なキャッシュを反映していない。2018年9月30日現在、上記に開示された契約債務に加えて、当行グループは顧客に対して与信枠57億豪ドル(2017年度:55億豪ドル)を提示していたが、まだ承認されていない。

	2018年連結				
	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
信用状および保証	8,983	2,717	890	2,995	15,585
信用供与契約	50,292	49,320	14,637	60,409	174,658
その他	-	74	25	55	154
未実行の信用コミットメント合計	59,275	52,111	15,552	63,459	190,397

偶発資産

上記の表に示されている信用コミットメントは偶発資産と等しい。偶発事象が生じた場合、これらの契約債務は 貸借対照表において貸付金に分類される。

偶発債務

王立委員会および規制当局の措置

世界的に、規制当局およびその他の機関は金融サービス部門に関係する様々なレビューを継続して進めている。これらのレビューの性質は様々であり、オーストラリアにおいて現在、信用および金融サービスにおける不法行為の可能性に関する調査が実施されている。例えば、銀行、年金および金融サービス業界における不正行為を調査する王立委員会(Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry)(以下「王立委員会」という。)は現在、当行グループを含む金融サービス企業による不正行為に相当する可能性がある、もしくは社会的規範や期待を下回る可能性のある行為、慣行、行動または事業活動を調査している。王立委員会は、当行グループ(それに代わる個人または企業も含む)が違法行為または社会的規範や期待を下回る行為を含む不正行為に従事していたとの調査報告を行う可能性がある。

調査の進展により王立委員会が下す結論によっては、訴訟(当行グループに対する集団訴訟を含む)、罰金、罰則、関連する規制上のライセンスの取り消し、一時停止もしくは条件変更、または規制当局もしくはその他の当事者によるその他の法的処分または行政処分が行われる可能性がある。

ASIC、APRA、ACCC、AUSTRACおよびATOなどの規制当局も現在、当行グループを現在対象とする、または将来的に対象とする可能性のあるレビューならびに調査(その一部は業界全体を対象とするものである)を実施している。これらのレビューでは、消費者信用保険、責任ある貸付(リバース・モーゲージおよびインタレスト・オンリー・ローンを含む)、反マネーロンダリングおよびテロ資金対策に係るプロセスや手続き(顧客受入れや現在取引中の顧客のデューデリジェンスに関するものを含む)、ファイナンシャル・アドバイザーの行動(顧客の最善の利益のために行動する義務の遵守を含む)、生命保険請求の取り扱いならびに住宅ローンの利率設定などを含む様々な事項が個別に検討されている。

当行グループは、最近、1つのWIB商品に関連して(オーストラリアのAML/CTF法により求められる)多数の国際的な資金送金指示(以下「IFTI」という。)の報告を失念したことを、AUSTRACに対して自ら報告した。これらのIFTIは、2009年から最近までに少数のコルレス銀行から受取った、主にオーストラリアの受益者に対する豪ドルでの支払いのバッチ指示に関連していた。この商品では、ウエストパックは特定のコルレス銀行の顧客に代わり支払いを進めることになっていた。支払いのほとんどは少額であり、また支払いは政府の年金基金や企業によるものである。当行グループはIFTIの報告不備を改善するために調査およびAUSTRACと協働している。潜在的な規制当局の措置に関連する事項を含め本事項のための引当金は計上されていない。

ウエストパックは、業界全体のレビューとウエストパック個別のレビューおよび調査の両方の一環として、王立 委員会および関係する規制当局から様々な通知や情報提供要請を受けている。

規制当局により実施される、または一部の事案では規制当局もしくは当行グループが雇用する外部第三者の保証 提供者により実施される可能性のあるこれらのレビューならびに調査(当行グループ自らにより識別された事項の 場合を含む)の結果によっては、訴訟(当行グループに対する集団訴訟を含む)、罰金、罰則、関連する規制上のラ イセンスの取消し、一時停止もしくは条件変更、または規制当局もしくはその他の当事者によるその他の法的処分 または行政処分が行われる可能性がある。

これらのレビューおよび措置により当行グループに予想される費用の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。適切と思われる場合には個別の引当金が設定されている(注記28参照)。

訴訟

当行グループのためのおよび当行グループに対する現在進行中の訴訟手続および請求があり、また請求が発生する可能性がある。実際および潜在的な訴訟上の請求および訴訟に関連して、以下に挙げるような偶発債務が存在する。当行グループに予想される損失の評価は、財務書類の目的上、事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。適切と思われる場合には引当金が設定されている(注記28参照)。

- ・銀行間短期マネーマーケットおよびそれがオーストラリア銀行間取引金利(以下「BBSW」という。)の設定に与える影響に関するASICの調査を受け、2016年4月5日、ASICは、市場操作および非良心的行為を含む特定の不正行為があったとして、ウエストパックを相手取り、オーストラリア連邦裁判所において民事訴訟手続を開始した。当該訴訟の対象となった行為は2010年4月6日から2012年6月6日の間に起ったとされている。ASICは、ウエストパックが2001年会社法(連邦)および2001年オーストラリア証券投資委員会法(連邦)の様々な規定に違反したという宣言、金額未定の罰金刑、ならびに関連市場においてウエストパックの取引に関与した人物に対する包括的なコンプライアンス・プログラムの実施をウエストパックに求める命令を裁判所に請求した。当該訴訟は2017年後半に審理された。2018年5月24日、ビーチ判事は、ウエストパックは2001年会社法(連邦)に基づく市場操作または誤解を招くもしくは非良心的な行為を行っていなかったとの判断を下した。また同判事は、BBSWレートを操作する「取引慣行」は存在しなかったとの判決も下した。しかし同裁判所は、ウエストパックは4つの場面において不当な行為を行い、監督義務に違反したとした。今後数ヶ月間に費用および罰則が決定される予定である。当行グループは、当該金額について最善の見積りを提供しているが、最終結果は当該見積りと異なるリスクがある。
- ・ 2016年8月、BBSWに関連する不法行為があったとして、ウエストパックおよび多数のオーストラリアの銀行および国際銀行を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において集団訴訟が提起された。当該訴訟はごく初期の段階にあり、損害賠償の水準は具体的になっていない。ウエストパックは当該訴訟において抗弁を行っている。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2017年3月1日、ASICは2009年全国消費者クレジット保護法(連邦)に違反したとして、特定のウエストパック住宅ローン(特定のインタレスト・オンリー・ローンを含む)に関する訴訟を開始した。2018年9月4日、ウエストパックとASICは、提案された35百万豪ドルの罰金および2009年全国消費者クレジット保護法(連邦)に違反したとするウエストパックによる宣言に基づき訴訟に和解することに合意した。提案された和解は裁判所の承認が必要となる。提案された和解についての公聴会は2018年10月24日に開催され、判決は留保されている。当行グループは、当該金額について最善の見積りを提供しているが、最終結果は当該見積りと異なるリスクがある。

- ・ 2016年12月22日、ASICは2013年から2016年の間に行われた多数の年金口座の統合キャンペーンに関して、BT ファンズ・マネジメント・リミテッドおよびウエストパック・セキュリティーズ・アドミニストレーション・リミテッドに対して、連邦裁判所において訴訟を開始した。ASICは、これらのキャンペーンの一部の過程で、顧客に個人的な助言を行ったことが2001年会社法(連邦)の多くの条項に違反すると主張している。ASICは当該請求の焦点として15名の特定の顧客を選定した。当該訴訟は2018年2月に審理された。判決は保留となっている。本事項に関する引当金は認識されていない。
- ・ 2017年10月12日、ウエストパックおよびウエストパック・ライフ・インシュアランス・サービシズ・リミテッド(以下「WLIS」という。)を相手取り、オーストラリア連邦裁判所において集団訴訟が提起された。当該集団訴訟は、2011年10月以降にウエストパック・グループ内で雇用される一部のファイナンシャル・アドバイザーの助言に基づきWLISが販売した保険を取得した顧客が代表して提起した訴訟である。原告側は、当該アドバイザーにより提供された金融アドバイスは、当該アドバイザーの顧客に対する信認法定義務(顧客の最善の利益のために行動する義務を含む)に違反しており、WLISが故意に当該違反に荷担したと主張している。ウエストパックおよびWLISは、当該訴訟において抗弁している。これらの訴訟は現在、集団訴訟の実質的な請求に関連しない手続上の問題に関する上訴の結論が下されるまで、当該裁判所の命令により停止されている。本事項に関する引当金は認識されていない。

内部レビューおよび是正

ウエストパックは現在、当行グループの顧客および評判に影響を及ぼす可能性のある過去の問題を特定し解決するために多くのレビューを行っている。これらのレビューにより問題が特定されている、または今後特定される可能性があり、当行グループの顧客が特定された過去の慣行により不利な立場に置かれることがないよう、(責任ある貸付義務の遵守および一部の商品の契約条件の適用手法など、業界の重点分野に関するものを含む)事態の是正措置を取る、または取る予定となる。これらのレビューを行うことにより、当行グループはまた(責任ある貸付統制や財務計画統制に関するものを含む)プロセスを改善することができる。当行グループに発生する可能性が高い損失の評価は、財務書類の目的上事案ごとに行われているが、常に信頼性をもって見積ることは不可能である。引当要件に合致する場合には個別の引当金が設定されている(注記28参照)。これらのレビューの一環として特定された実際のまたは潜在的な訴訟請求、賠償の支払および/または返金に関連して、偶発債務が存在する可能性がある(以下に記載する当該レビューに関連するものを含む)。

当該レビューの1つは、当時、当行グループの完全子会社であるセキュリター・フィナンシャル・グループ(以下「セキュリター」という。)およびマグニチュード・グループ・ピーティーワイ・リミテッド(以下「マグニチュード」という。)の正式な代理店であった販売グループにおいて業務を行っていた約1,660名のプランナーが提供した、2008年以降(現在も継続的に)提供するアドバイス・サービスに関連している。AFSLのライセンスを有するセキュリターおよびマグニチュードは、顧客から当該販売グループに支払われた、(現在も継続的に行う)アドバイス手数料の一部を、2008年以降留保していた。ウエストパックはこれらの代理店と顧客との間に契約が存在し、サービスが提供されていたかを判断するため各代理店を関与させる初期段階にある。当該レビューが初期段階であること、対象となる期間、および該当する期間に関連する記録の入手可能性を考慮すると、顧客が(現在も継続的に行う)サービス手数料を支払ったが当該サービスが提供されなかった状況に対する潜在的補償費用の見積りを提供することは実行可能ではない。本事項に関する引当金は認識されていない。

当行グループのシステムのエラーにより、利息のみの住宅ローンの対象である一部の顧客ローンが、契約で定められた利息のみの期間終了時に、元利返済に自動的に切り替えられなかった。当行グループは影響を受けた顧客のためこの問題を是正するためのプログラムに取り組んでおり、今後の是正措置の選択肢についてASICと協働している。当行グループは、当該金額の最善の見積りを提供しているが、最終結果は当該見積りを上回るリスクがある。

金融請求制度

金融請求制度(以下「FCS」という。)の下で、オーストラリア政府は、適格ADIにおける預金について、250,000 豪ドルを上限として預金者に保証料なしで保証を提供している。APRAがADIの清算に適用しており、オーストラリア政府の担当大臣が当該ADIにFCSが適用されることを宣言している場合には、FCSが適格ADIに対して適用される。

2008年金融請求制度(ADI)課徴金法では、ADIに関連してAPRAが負担する特定のFCS費用を超過する部分を賄うための課徴金が定められている。適格ADIの負債に関して預金者に課徴金が課されるが、その額は当該負債の0.5%以下の金額となる。

偶発税務リスク

税務および規制当局は、通常の業務において、当行グループが実施した特定の取引(過去および現在の取引の両方を含む)に関する税務上の扱いおよび税務上の優遇措置(研究開発に関する税務上の優遇措置を含む)およびGSTの請求の見直しを行っている。当行グループはまた、税務および規制当局より受領した様々な通知および情報請求に対応している。

オーストラリア外の管轄地域の税務当局もまた、通常の税務調査の一環として、リスクの見直しおよび監査を実施中である。これらの見直し、通知および請求により、追加の税金負債(利息および罰金を含む)が発生する可能性がある。

当行グループは、オーストラリアおよびオーストラリア外の管轄地域において受けた、当該取引に関するものおよびその他も含めて請求内容を評価し、第三者からの助言を受けた上で引当金を保有している。

決済リスク

当行グループには、支払決済業務(外国為替を含む)において他の取引相手方が支払額を決済できない場合の信用リスクに対するエクスポージャーがある。当行グループは、関連する決済システムにおいて決済が法的に確実なものとなるよう処理方法を調整することで、支払システムにおける決済リスクに起因する信用リスクの低減に努めている。

親会社による保証

親会社が子会社に対して供与している保証は以下のとおりである。

- ・ 子会社が引続き債務を履行する責任をウエストパックが負っていることを認める、特定の子会社に関するコンフォート・レター。
- ・ 議会の要求事項を遵守するために、オーストラリアの金融サービス機関またはクレジットの認可を受けた企業である完全所有子会社の一部に行った保証。保証はそれぞれ、年間40百万豪ドルを上限とし、該当する事業体が関連するライセンスに基づき請求に対して法的に支払いを義務付けられた場合にのみ使用される。親会社は、保証に基づき支払われる資金を関連する子会社から回収する権利を有する。

資本および配当金

注記32. 株主持分

会計方針

株式資本

普通株式は、普通株式1株当たりの払込金額から直接帰属する発行費用を控除した金額で認識される。自己株式は、親会社の株式を、親会社もしくは当行グループのその他の会社が購入したものである。これらの株式は、当該株式を購入するために支払われた対価および、該当する場合は、当該株式のその後の売却または再発行により受取る対価を控除し、株式資本に対して調整される。

非支配株主持分

非支配株主持分とは、親会社が直接的または間接的に所有していない株主持分に帰属する子会社の純資産における持分を指す。

積立金

外貨換算積立金

当行グループの在外事業の換算から生じる為替差額、純投資ヘッジに係る相殺効果のある損益、および関連する 税効果は、外貨換算積立金に反映される。この積立金の貸方累積残高は通常、在外事業売却益が実現し、損益計算 書に認識されるまでは配当金の支払に利用することができない。

売却可能有価証券積立金

売却可能金融有価証券の公正価値の変動(関連するヘッジ会計調整額控除および税引後)から成る。これらの変動は、当該資産が処分または減損された場合、損益計算書の利息以外の収益に振り替えられる。

キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金

キャッシュ・フロー・ヘッジに指定された商品の有効部分に関連する公正価値の評価損益(税引後)から成る。

株式報酬に関する積立金

費用として認識される株式決済型の株式報酬の公正価値から成る。

その他の積立金

親会社のその他の積立金は、公正価値で実施された特定の過去におけるグループ内の事業再編に関係している。この積立金は連結上消去される。

当行グループのその他の積立金は、子会社に対する親会社の所有割合の変更のうち、支配の喪失をもたらさない ものに関連する取引から成る。

その他の積立金の計上額には、非支配株主持分の調整額と支払ったまたは受取った対価の公正価値との差額が反映されている。

·					
	連	結	親会社		
	2018年 2017年		2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
株式資本				_	
全額払込済普通株式資本	36,054	34,889	36,054	34,889	
RSPで保有する自己株式 ¹	(505)	(434)	(505)	(434)	
その他の保有自己株式 ²	12	(61)	(3)	(3)	
保有自己株式合計	(493)	(495)	(508)	(437)	
株式資本合計	35,561	34,394	35,546	34,452	
非支配株主持分	52	54	_	-	

¹ 2018年度:保有株式数3,943,660株(2017年度:3,549,035株)。

普通株式

ウエストパックは授権株式資本を持たず、普通株式は無額面である。普通株式の株主は、配当金を受取り、ウエストパックの清算時には保有株式数および保有株式に係る支払金額の割合に応じた金額の割当を受取る権利を有する。

普通株式の株主は、株主総会において、本人あるいは委任状により、1株当たり1議決権を得る。

普通株式数の増減の調整表

	連結および親会社				
	2018年	2017年			
	株数 株数				
期首残高	3,394,364,279	3,346,166,853			
配当金株式再投資制度 ¹	21,242,667	48,197,426			
ウエストパック優先転換株式の転換 ²	19,189,765	-			
期末残高	3,434,796,711	3,394,364,279			

²⁰¹⁸年度:保有株式数2,029,795株(2017年度:4,652,579株)。

市場で買戻された普通株式

	連結および親会社				
	2018年	2018年			
	 株数	 平均価格(豪ドル)			
株式報酬制度について:					
従業員持株制度(以下「ESP」という。)	854,267	31.86			
RSP ³	2,291,897	31.32			
ウエストパック業績連動型制度(以下「WPP」という。)-行 使された新株引受権	156,691	31.49			
ウエストパック長期奨励金制度(以下「LTIP」という。)- 行使されたオプション ⁴	103,686	28.80			
LTIP-行使されたオプション	2,929	28.42			
自己株式として:					
買戻された自己株式(RSPを除く) 5	93,052	28.97			
売却された自己株式	(2,715,836)	28.10			
	786,686				

¹ 配当金株式再投資制度に関連する株式の1株当たり発行価格は、2018年度の中間配当について28.11豪ドル、2017年度の最終配当について31.62豪ドルである(2017年度: 2017年度中間配当は29.79豪ドル、2016年度最終配当は31.32豪ドル)。

株式報酬制度に関する詳細は、注記37を参照のこと。

² ウエストパック優先転換株式の転換に関連する株式の1株当たり転換価格は29.49豪ドルである。

³ RSPに基づき従業員に割当てられた普通株式は、株式の権利確定まで自己株式に分類される。

⁴ 当期において行使されたWPPオプションはなかった。受領した1株当たり平均行使価格は、LTIオプションの行使に関して 24.23豪ドルであった。

⁵ 自己株式には、法定生命保険基金および投資運用制度が保有する普通株式、ならびに顧客に売却された株式デリバティブに 関連してウエストパックが保有する普通株式が含まれる。

^o 市場における普通株式の買戻しにより、0.22百万豪ドルの税額控除が払込資本金として認識された。

積立金の増減の調整表

		 結	親会社		
	2018年	2017年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
売却可能有価証券積立金					
期首残高	64	10	70	10	
公正価値の変動による純利益/(損失)	(104)	75	(34)	88	
税効果	34	(19)	13	(26)	
損益計算書への振替	66	(3)	(33)	(3)	
税効果	(25)	1	6	1	
為替差額	2	-	2		
期末残高	37	64	24	70	
株式報酬に関する積立金				_	
期首残高	1,431	1,333	1,322	1,221	
株式報酬費用	103	98	103	101	
期末残高	1,534	1,431	1,425	1,322	
キャッシュ・フロー・ヘッジ積立金					
期首残高	(154)	(172)	(94)	(78)	
公正価値の変動による純利益/(損失)	(161)	(91)	(125)	(42)	
税効果	47	27	38	13	
損益計算書への振替	203	115	160	19	
税効果	(60)	(33)	(48)	(6)	
期末残高	(125)	(154)	(69)	(94)	
外貨換算積立金					
期首残高	(529)	(413)	(481)	(404)	
在外事業体の換算から生じる為替差額(関連するヘッジ考慮 後)	181	(116)	174	(77)	
損益計算書への振替	(3)	-	-	-	
期末残高	(351)	(529)	(307)	(481)	
その他の積立金		•		<u> </u>	
期首残高	(18)	(19)	41	41	
所有者との取引	-	1	-	-	
期末残高	(18)	(18)	41	41	
積立金合計	1,077	794	1,114	858	
	,		,		

注記33. 自己資本比率

APRAは3つの評価基準を用いてADIの規制資本を測定している。

資本レベル	定義
普通株式等Tier 1(以	払込株式資本、利益剰余金および特定の積立金から特定の無形資産、資産化された
下「CET1」と言う。)	費用およびソフトウェアを控除した最高水準の資本の構成要素、ならびに自己資本
資本	比率の観点から連結されていない保険およびファンド管理子会社への投資および利
	益剰余金により構成される。
Tier 1資本	CET1とその他Tier 1資本の合計。その他Tier 1資本は、CET1に含まれないものの損
	失吸収の性格を有する特定の有価証券からなる高水準の資本の構成要素により構成
	される。
合計規制資本	Tier 1資本とTier 2資本の合計。Tier 2資本には、程度は異なるが、Tier 1の資本
	要件を満たさないもののADIの全般的な強化とその損失吸収力の向上に貢献する劣
	後商品およびその他の資本の構成要素が含まれる。

APRAの健全性基準により、ウエストパックを含むオーストラリアのADIは、CET1資本比率を4.5%以上、Tier 1資本比率を6.0%以上、合計規制資本比率を8.0%以上に維持するよう義務付けられている。またAPRAは、ウエストパックを含むADIに対して、これらの最低資本比率を超える健全性基準の資本要件(以下「PCR」という。)を満たすよう求めている。APRAは、各ADIに課したPCRの開示を認めていない。

またAPRAはADIに対して、以下からなる追加的CET1資本バッファーを保有するよう求めている。

- ・ APRAが国内におけるシステム上重要な銀行(以下「D-SIB」という。)に指定するADIについては、3.5%の資本保全バッファー(以下「CCB」という。)。ただしD-SIBに対する1.0%のサーチャージなど、別途APRAにより指定された場合を除く。APRAはウエストパックをD-SIBに指定している。
- ・ カウンターシクリカル資本バッファー。カウンターシクリカル・バッファーは各管轄区域で設定され、APRAは オーストラリアにおける基準設定を担当している。カウンターシクリカル・バッファーは、オーストラリアお よびニュージーランドにおいて、現在、ゼロに設定されている。

上述のバッファーは総称して「資本バッファー(以下「CB」という。)」と呼ばれる。CET1資本比率が資本バッファーの範囲内にある場合、収益配分に制限が適用される。この中には、配当金、その他Tier 1資本の分配金および従業員への変動賞与を通じて分配可能な利益額に対する制限が含まれる。

資本管理戦略

ウエストパックの資本管理アプローチは、資本が高価な形式の資金調達であるという事実と、適切な自己資本を 維持する必要性とのバランスを追及するというものである。ウエストパックは資本の充実度を決定する際および資 本管理計画を策定する際に、効率性、柔軟性および適切性のバランスを保つ必要性について検討している。

ウエストパックはこれらの検討事項について、自己資本充実度評価プロセス(以下「ICAAP」という。)を通じて評価しており、その主な特徴は以下のとおりである。

- ・ 規制上の最低値、資本バッファーおよび不測の事態への対応計画の検討を含む資本管理戦略の策定
- 経済的資本と自己資本規制の両方の要件の検討
- ・ 不利な経済シナリオの影響を組込んだ自己資本測定、カバレッジおよび要件に対応するストレス・テストのフレームワーク
- ・ 格付機関、株式投資家および債券投資家などの外部の利害関係者の観点の考慮

2017年7月19日にAPRAが「疑いなく強力な」資本ベンチマークについて発表したことを受けて、3月と9月には、ウエストパックは現行の資本フレームワークに基づき測定された10.5%以上というCET1資本比率を適用する予定である。その際、以下の項目も考慮される。

- ・ 現行の規制資本の最低値およびCCBは合わせてCET1要件の全部を成す
- ・ 業績悪化に対する適切なバッファーを調整するためのストレス・テスト
- ・ 半年ごとの普通株式の配当金支払いによる、四半期ベースでの資本比率の変動

ウエストパックは、APRAが自己資本比率のフレームワークの見直しを完了した時点で、目標とする資本レベルを 修正する予定である。

注記34. 配当金

		連結	 親会社		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期末現在で認識されていない配当金					
期末以降に取締役は以下の配当金の支払を提 案している:					
最終配当金1株当たり94豪セント(2017年度: 94豪セント、2016年度: 94豪セント)で、すべて30%での税率で全額フランキング済	3,227	3,186	3,142	3,229	3,191
期末現在で認識されていない配当金合計	3,227	3,186	3,142	3,229	3,191

株主は、配当金を現金で受け取るか、または配当金再投資制度(以下「DRP」という。)に基づき相当する株式数の株式に再投資するかを選択できる。取締役会は、2018年度の最終配当金に対するDRPを履行するために、新株の発行を決定した。DRPは割引を含まない。

当期に認識した配当金の詳細は、持分変動計算書に記載されている。

オーストラリアのフランキング・クレジット

次年度以降数年間に親会社が利用可能なオーストラリアのフランキング・クレジットは、1,357百万豪ドル(2017年度:1,063百万豪ドル、2016年度:911百万豪ドル)である。これは、フランキング・クレジットの期末残高として計算され、オーストラリアの当期税金負債および2018年度期末の予定配当金について調整される。

ニュージーランドの株式帰属方式税額控除(インピュテーション・クレジット)

1株当たり0.07ニュージーランド・ドル(2017年度:0.07ニュージーランド・ドル、2016年度:0.07ニュージーランド・ドル)のニュージーランドの株式帰属方式税額控除が2018年度期末予定配当金に付されることになる。その後数年度にわたって親会社が利用可能なニュージーランドの株式帰属方式税額控除は、530百万ニュージーランド・ドル(2017年度:375百万ニュージーランド・ドル、2016年度:423百万ニュージーランド・ドル)である。これは、オーストラリアのフランキング・クレジットと同じ基準で計算されるが、ニュージーランドの当期税金負債が用いられる。

グループ構造

注記35. 子会社および関連会社に対する投資

会計方針

子会社

ウエストパックの子会社とは、ウエストパックが当該企業から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼすことが可能なため、支配し連結している企業をいう。

当行グループが子会社の支配を中止する場合には、子会社への留保持分があれば公正価値で再測定し、その結果 生じる損益は損益計算書に認識される。

子会社における当行グループの所有持分が変動しても、その結果、支配を喪失しない場合には、持分保有者との 取引として会計処理される。

親会社の財務書類において、子会社に対する投資は取得原価で当初計上され、その後、取得原価と回収可能価額のいずれか低い方の金額で保有される。

グループ企業間の取引はすべて、連結上相殺消去される。

関連会社

関連会社とは、当行グループが、営業および財務方針について重要な影響力を有しているが支配はしていない企業である。当行グループは関連会社を持分法で会計処理している。関連会社に対する投資は取得原価で当初認識され(子会社の支配の喪失に伴い公正価値で認識される場合を除く)、取得後の関連会社の利益(または損失)に対する当行グループの持分に相当する金額分だけ各事業年度において増加(または減少)する。関連会社からの配当金受取額は、関連会社に対する投資を減少させる。

外国会社の大部分は設立国において事業を営んでいる。非法人事業体の「設立国」については、事業を営んでいる国を記載している。全被支配会社の事業年度は、別途記載のない限り、ウエストパックと同じである。当行グループは、信託への関与から生じる変動リターンを有し、かつ、当該信託に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有している、多数のユニット型信託をその時々に連結している。これらのユニット型信託は表には含まれていない。

以下の表には、2018年9月30日現在の当行グループの重要な被支配会社が含まれている。

社名	設立国
Advance Asset Management Limited	オーストラリア
Asgard Capital Management Limited	オーストラリア
Asgard Wealth Solutions Limited	オーストラリア
BT Financial Group Pty Limited	オーストラリア
BT Funds Management Limited	オーストラリア
BT Portfolio Services Limited	オーストラリア
Capital Finance Australia Limited	オーストラリア
Crusade ABS Series 2016-1 Trust	オーストラリア
Crusade ABS Series 2017-1 Trust	オーストラリア
Crusade ABS Series 2017-1P Trust	 オーストラリア
Crusade Trust No.2P of 2008	 オーストラリア
Hastings Funds Management Limited	 オーストラリア
Series 2008-1M WST Trust	オーストラリア
Series 2014-1 WST Trust	オーストラリア
Series 2014-2 WST Trust	オーストラリア
Series 2015-1 WST Trust	オーストラリア
St.George Finance Limited	オーストラリア
St.George Motor Finance Limited	オーストラリア
Westpac Covered Bond Trust	オーストラリア
Westpac Equity Holdings Pty Limited	オーストラリア
Westpac Financial Services Group Limited	オーストラリア
Westpac General Insurance Limited	オーストラリア
Westpac General Insurance Services Limited	オーストラリア
Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited	オーストラリア
Westpac Life Insurance Services Limited	オーストラリア
Westpac Securities Limited	オーストラリア
Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	オーストラリア
BT Funds Management (NZ) Limited	ニュージーランド
Westpac Financial Services Group-NZ-Limited	ニュージーランド
Westpac Life-NZ-Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Group Limited	ニュージーランド
Westpac New Zealand Limited	ニュージーランド
Westpac NZ Covered Bond Limited ¹	ニュージーランド
Westpac NZ Securitisation Limited ¹	ニュージーランド
Westpac Securities NZ Limited	ニュージーランド
Westpac Term Pie Fund ²	ニュージーランド
Westpac Bank-PNG-Limited	パプアニューギニア

¹ 当行グループは、Westpac NZ Covered Bond Limited(以下「WNZCBL」という。)およびWestpac NZ Securitisation Limited (以下「WNZSL」という。)の19%を間接的に所有している。ただし、契約上および構造上の取決めにより、WNZCBLおよび WNZSLはいずれも当行グループの被支配会社とみなされる。

² 当行グループは、当該企業と資金調達契約を締結しており、関連するリスクおよび便益に対するエクスポージャーを有しているとみなされる。当該企業は、当行グループが当該企業への関与から生じる変動リターンに対するエクスポージャーまたは権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーを通じて当該リターンに影響を及ぼす能力を有しているため連結される。

以下の被支配会社は、2001年会社法の決算日の統一に関する規定への準拠を免除されている。

- · Westpac Cash PIE Fund
- · Westpac Notice Saver PIE Fund
- · Westpac Term PIE Fund

以下の重要な被支配会社は完全所有ではない。

所有割合	2018年	2017年
St.George Motor Finance Limited	75.0%	75.0%
Westpac Bank-PNG-Limited	89.9%	89.9%
Westpac NZ Covered Bond Limited	19.0%	19.0%
Westpac NZ Securitisation Limited	19.0%	19.0%

非支配株主持分

非支配株主持分の残高の詳細については注記32に記載されている。当行グループにとって重要性のある非支配株主持分はない。

重要な制限

現地の規制要件に従い、当行グループ内の企業間での現金またはその他の資産の譲渡、配当金またはその他の資本分配金の支払い、貸付金の提供または返済に関する重要な制限はなかった。ウエストパックによる当行グループ資産へのアクセスまたは資産の利用および負債の決済に関しても、非支配株主持分の保護的権利に起因する重要な制限はなかった。

関連会社

当行グループにとって重要性のある関連会社はない。

2017年5月26日、当行グループは60百万株のペンダル・グループ・リミテッド株を売却し、これにより当行グループの所有割合が約10%減少した。売却完了後、ペンダル・グループ・リミテッドに対する残りの投資は売却可能有価証券に振替えられた。

以下の表は、ペンダル・グループ・リミテッドの財務情報を要約し、売却直前の2017年5月26日現在の当行グループのペンダル・グループ・リミテッドに対する投資29.0%の帳簿価額への調整を示したものである。この表はまた、当行グループのペンダル・グループ・リミテッドにおける持分の売却に関して認識された利益および売却可能有価証券に当初認識されたペンダル・グループ・リミテッドにおける残りの持分の公正価値の要約を示している。

_	
	連結
	2017年5月26日に終了した期間
	百万豪ドル
要約経営成績	
当期収益	262
当期純利益	90
当期その他の包括利益	11
包括利益合計(100%)	101
当期純利益に対する当行グループの持分 ¹	26
持分法に伴う調整	(13)
損益計算書に認識された当期純利益に対する当行グループの持分	13
その他の包括利益に対する当行グループの持分 ¹	4
その他の包括利益に対する当行グループの持分に係る税効果	(1)
当行グループが認識した包括利益合計の持分	16
当期中に関連会社から受領した配当金	22
要約貸借対照表	
資産合計	887
負債合計	(122)
純資産合計(100%)	765
純資産合計に対する当行グループの持分 ¹	222
取得に伴う公正価値調整(想定のれんを含む)(償却額控除後)	491
ペンダル・グループ・リミテッドにおける持分の帳簿価額 ²	713
売却されたペンダル・グループ・リミテッドにおける持分の帳簿価額	(471)
売却可能有価証券に振替えられた残りの持分の帳簿価額	(242)
持分法で会計処理されたペンダル・グループ・リミテッドにおける残りの 持分	-
売却可能有価証券に振替えられた残りの持分の公正価値	375
ペンダル・グループ・リミテッドにおける持分の売却による収入(取引費用控除後)	630
損益にリサイクルされる積立金	(13)
ペンダル・グループ・リミテッドにおける持分の売却益	279
投資の公正価値	該当なし
-	

¹ 当行グループのペンダルにおける持分を表している(2017年5月26日現在:29.0%)。

² 開示されている2017年5月26日現在の金額は、売却直前のペンダルにおける持分の帳簿価額である。

子会社持分の変動

2018年9月30日終了事業年度に売却した事業

ウエストパックは、ヘイスティングスの複数のオフショア子会社に対する持分をノースヒル・キャピタルに売却した。米国および英国企業の売却は2018年2月28日に完了、シンガポール企業の売却は2018年3月23日に完了し、総額9百万豪ドルの損失が利息以外の収益に認識された。受取った現金対価合計(取引費用および保有現金控除後)は9百万豪ドルであった。

2017年9月30日終了事業年度に売却した事業

2017年9月30日終了事業年度に売却した事業はなかった。

2016年9月30日終了事業年度に売却した事業

太平洋島嶼諸国

ウエストパックは、ソロモン諸島およびバヌアツにおける銀行業務をバンク・オブ・サウス・パシフィック・リミテッド(以下「BSP」という。)に売却した。この取引はそれぞれ2015年10月30日および2016年7月1日に決済され、1百万豪ドルの利益が利息以外の収益に認識された。

支払った現金対価合計(取引費用および保有現金控除後)は104百万豪ドルであった。

支配を喪失した資産および負債の詳細については、注記41に記載されている。

注記36.組成された企業

会計方針

組成された企業は通常、特定の明確化された目的を達成するために設立されており、その事業は特定の資産の購入などのみに限定されている。組成された企業は一般的に、対象となる資産によって担保されているおよび/またはそれらの資産に連動している債券または持分証券によって、資金調達を行っている。組成された企業が発行した負債証券および持分証券は、劣後のレベルが様々なトランシェを含む場合がある。

組成された企業は子会社に分類され、注記35の定義を満たした場合に連結される。当行グループが組成された企業を支配しない場合、連結は行われない。

当行グループは、連結対象および非連結の組成された企業と、主に証券化、資産担保付およびその他のストラクチャード・ファイナンス、ならびにファンドの管理業務などの様々な取引を行っている。

連結対象の組成された企業

証券化およびカバード債

当行グループは、住宅ローン債権のプールを破産の懸念のほとんどない組成された企業に割り当てる2つのカバード債プログラムを含め、自社の金融資産を証券化するために、組成された企業を利用している。

また当行グループは、その顧客にコマーシャル・ペーパー市場からの資金調達手段を提供するため、組成された 企業を利用している。

詳細については、注記25を参照のこと。

当行グループが管理するファンド

当行グループは、多数の投資管理ファンドの責任企業および/またはファンド管理会社として行動している。当行グループはファンド管理会社として、代理人ではなく本人として行動しているとみなされる場合に、当該ファンドを連結している。本人か代理人かの決定には、当行グループが変動リターンに対する十分なエクスポージャーを有しているかどうかの判断を行うことが必要である。

契約外の財政支援

当行グループは、これらの連結対象の組成された企業に対して契約外の財政支援を行っていない。

非連結の組成された企業

当行グループは、債券またはエクイティ商品、保証、流動性およびその他の与信契約、貸付金、ローン・コミットメント、特定の金融派生商品、ならびに投資管理契約を含め、様々な非連結の組成された企業に対する持分を有している。

持分は、複雑でない金融派生商品(金利または通貨スワップなど)、企業の変動を吸収するよりも変動をもたらす金融商品(クレジット・デフォルト・スワップに基づく信用保証など)、ならびに単なる組成された企業ではなくより広範囲な営業活動を行う企業に対する求償権が付された組成された企業に対する貸付を除いている。

通常の事業活動において発生する非連結の組成された企業に対する当行グループの主な持分は、以下のとおりである。

商品有価証券	当行グループは組成された企業に対する持分を活発に売買しており、通常、それ以外には組成された企業に関与していない。当行グループは、これらの有価証券に係る受取利息を稼得しており、また、トレーディング収益を通じた公正価値の変動を利息以外の収益に認識している。
売却可能有価証券	当行グループは、流動性目的でモーゲージ担保付証券を保有しており、通常、それ以外には組成された企業に関与していない。これらの資産は、高格付の投資適格証券であり、RBAまたは他の中央銀行との買戻契約に適格である。当行グループは受取利息を稼得しており、また、これらの資産の売却から生じる純損益は損益計算書に認識される。
貸付金およびその 他の信用コミット メント	当行グループは、利息および受取手数料を得るために、当行グループの担保および信用 承認プロセスを条件として、非連結の組成された企業に貸付を行っている。組成された 企業は主に、不動産信託、証券化事業体ならびにプロジェクトおよび不動産ファイナン ス取引に関連するもので構成されている。
投資管理契約	当行グループはファンドを管理し、顧客に投資機会を提供している。当行グループはまた、その従業員向け退職年金基金を管理している。当行グループは、管理報酬および業績報酬を得ており、利息以外の収益に認識される。 当行グループはまた、主に生命保険子会社を通じてこれらの投資管理ファンドの受益証券を保有することがある。当行グループは、ファンドの受取分配金を得ており、利息以外の収益を通じて公正価値の変動を認識している。

非連結の組成された企業に対する当行グループの持分およびこれらの持分に関連した損失に対する最大エクスポージャーは、以下の表のとおりである。最大エクスポージャーは、損失リスクを軽減するような担保またはヘッジは考慮されていない。

- ・ 非連結の組成された企業に対する債券およびエクイティ商品、ならびに貸付金を含むオンバランスの金融商品 について、損失に対する最大エクスポージャーは帳簿価額である。
- ・ 流動性ファシリティを含むオフバランスの金融商品、貸付金およびその他の信用コミットメント、ならびに保 証について、損失に対する最大エクスポージャーは、名目元本である。

			2018年連結		
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	証券化 ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	合計
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	 百万豪ドル
資産					
他の金融機関に対する債権	-	-	-	-	-
商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産	2,108	-	-	139	2,247
売却可能有価証券	7,352	-	-	-	7,352
貸付金	-	21,977	6	22,894	44,877
生命保険に関する資産	-	-	4,702	1,843	6,545
その他の資産		-	47	-	47
貸借対照表上のエクスポージャー合計	9,460	21,977	4,755	24,876	61,068
オフバランスのエクスポージャーの名目元本 合計		5,145	60	7,988	13,193
損失に対する最大エクスポージャー	9,460	27,122	4,815	32,864	74,261
組成された企業の規模 ²	58,976	27,122	66,524	100,427	253,049
			2017年連結		
	第三者のモー ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	証券化 ビークルに 対する融資	2017年連結 当行グループ が管理する ファンド	その他の 組成された 企業に 対する持分	合計
	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に	ビークルに	当行グループ が管理する	組成された 企業に	合計
資産	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	組成された 企業に 対する持分	
他の金融機関に対する債権	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	ビークルに 対する融資	当行グループ が管理する ファンド	組成された 企業に 対する持分	
	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹	ビークルに 対する融資 百万豪ドル	当行グループ が管理する ファンド	組成された 企業に 対する持分	百万豪ドル
他の金融機関に対する債権 商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産 売却可能有価証券	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹ 百万豪ドル	ビークルに 対する融資 百万豪ドル 392 - -	当行グループ が管理する ファンド	組成された 企業に 対する持分 百万豪ドル - 674	百万豪ドル 392 2,414 6,981
他の金融機関に対する債権 商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産 売却可能有価証券 貸付金	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹ 百万豪ドル - 1,740	ビークルに 対する融資 百万豪ドル	当行グループ が管理する ファンド 百万豪ドル - - - 44	組成された 企業に 対する持分 百万豪ドル - 674 - 22,488	百万豪ドル 392 2,414 6,981 42,564
他の金融機関に対する債権 商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産 売却可能有価証券 貸付金 生命保険に関する資産	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹ 百万豪ドル - 1,740	ビークルに 対する融資 百万豪ドル 392 - -	当行グループ が管理する ファンド 百万豪ドル - - - 44 4,344	組成された 企業に 対する持分 百万豪ドル - 674	百万豪ドル 392 2,414 6,981 42,564 6,079
他の金融機関に対する債権 商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産 売却可能有価証券 貸付金 生命保険に関する資産 その他の資産	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹ 百万豪ドル - 1,740 6,981 - -	ビークルに 対する融資 百万豪ドル 392 - - 20,032 - -	当行グループ が管理する ファンド 百万豪ドル - - - 44 4,344 52	組成された 企業に 対する持分 百万豪ドル - 674 - 22,488 1,735	百万豪ドル 392 2,414 6,981 42,564 6,079 52
他の金融機関に対する債権 商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産 売却可能有価証券 貸付金 生命保険に関する資産 その他の資産 貸借対照表上のエクスポージャー合計	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹ 百万豪ドル - 1,740	ビークルに 対する融資 百万豪ドル 392 - -	当行グループ が管理する ファンド 百万豪ドル - - - 44 4,344	組成された 企業に 対する持分 百万豪ドル - 674 - 22,488	百万豪ドル 392 2,414 6,981 42,564 6,079
他の金融機関に対する債権 商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産 売却可能有価証券 貸付金 生命保険に関する資産 その他の資産 貸借対照表上のエクスポージャー合計 オフバランスのエクスポージャーの名目元本 合計	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹ 百万豪ドル - 1,740 6,981 - - - 8,721	ビークルに 対する融資 392 - - 20,032 - - 20,424 5,802	当行グループ が管理する ファンド 百万豪ドル - - - 44 4,344 52 4,440 66	組成された 企業に 対する持分 百万豪ドル - 674 - 22,488 1,735 - 24,897 7,718	百万豪ドル 392 2,414 6,981 42,564 6,079 52 58,482 13,586
他の金融機関に対する債権 商品有価証券および公正価値で測定する ものとして指定された金融資産 売却可能有価証券 貸付金 生命保険に関する資産 その他の資産 貸借対照表上のエクスポージャー合計 オフバランスのエクスポージャーの名目元本	ゲージおよび その他の資産 担保付証券に 対する投資 ¹ 百万豪ドル - 1,740 6,981 - -	ビークルに 対する融資 392 - - 20,032 - - - 20,424	当行グループ が管理する ファンド 百万豪ドル - - - 44 4,344 52 4,440	組成された 企業に 対する持分 百万豪ドル - 674 - 22,488 1,735 - 24,897	百万豪ドル 392 2,414 6,981 42,564 6,079 52 58,482

第三者のモーゲージおよびその他の資産担保付証券に対する当行グループの持分は債券の上位トランシェであり、投資適格 に格付されている。

契約外の財政支援

当行グループは、これら非連結の組成された企業に契約外の財政支援を行っていない。

² 当該企業の資産合計または時価総額のいずれか、あるいはそれらが入手できない場合には当行グループの確定エクスポー ジャー合計(貸付契約ならびに負債証券および持分証券の外部保有について)、管理しているファンド(当行グループの管理し ているファンドについて)、あるいは発行済債券の合計価額(第三者の資産担保証券に対する投資について)に相当する。

従業員給付

注記37. 株式報酬

会計方針

当行グループは、従業員により提供された役務に対する報酬全体の構成要素として、様々な株式報酬契約を従業員と締結している。株式報酬契約は、あらかじめ定められた価格で株式を購入するオプション(株式オプション)、株式を無償で受取る権利(新株引受権)および制限株式(無償で発行)から成る。株式報酬契約は通常、特定の期間にわたる継続的な雇用(雇用期間または権利確定期間)が必要とされ、業績目標(権利確定条件)が含まれる場合がある。各契約の詳細は以下に記載のとおりである。

株式報酬は、現金決済型または株式決済型のいずれかの契約として分類しなければならない。当行グループは現金での決済を義務付けられていないため、当行グループの重要な契約は株式決済型である。

オプションおよび新株引受権

オプションおよび新株引受権は株式決済型契約である。公正価値は付与日現在で測定され、役務受領期間にわた り費用として認識され、同額が株主持分の株式報酬に関する積立金で増加する。

株式オプションおよび新株引受権の公正価値は、付与分の権利確定および市場関連の業績目標を織り込んだ2項式/モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて付与日現在で見積られる。株式オプションおよび新株引受権の公正価値は、当行グループによる従業員の継続的な雇用などの市場以外の権利確定条件を除いている。そのかわり、市場以外の権利確定条件は、権利確定が予想されるために費用として認識される株式オプションおよび新株引受権の数の見積りに織り込まれる。各報告日現在、市場以外の権利確定に関する仮定は更新され、毎年認識される費用には直近の見積りが考慮される。付与日以降に公正価値の再見積りは行われないため、市場に関連する仮定は毎年は更新されない。

制限株式制度(RSP)

RSPは株式決済型契約として会計処理されている。無償で従業員に割り当てられた株式の公正価値は、権利確定期間にわたり費用として認識され、同額が株主持分の株式報酬に関する積立金で増加する。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は付与日に測定され、株主持分の独立した項目として認識される。

従業員持株制度(ESP)

無償で従業員に割り当てられる予定の株式の価値は、事業年度にわたり費用として認識され、その他の従業員給付として引当計上される。従業員に対する義務を履行するために発行される普通株式の公正価値は株主持分に認識される。そのかわり、従業員に対する義務を履行するための株式は市場で買戻される。

制度の名称	ウエストパック 長期奨励金制度((以 下「LTI」と いう。)	ウエストパック 業績連動型制度 (以下「WPP」と いう。)	制限株式制度 (以下「RSP」と いう。)	従業員持株制度 (以下「ESP」と いう。)
株式報酬の種類	新株引受権(無償で割当) 株式オプション (2009年10月以降は 発行されていない)	新株引受権(無償で割当) 株式オプション (2009年10月以降は 発行されていない)	ウエストパック普通 株式(無償で割当)	ウエストパック普通 株式(無償で割当)、 従業員1人当たり年 間1,000豪ドルを上 限とする
利用方法	取締役の報酬と説明 責任を、長期的な株 主利益に一致させ る。	ニュージーランドの 従業員およびオース トラリア以外を拠点 とする主要な従業員 に対する短期奨励金 の一部の強制的な繰 延べ	主要な従業員に対する前事業年度に関する報奨の付与	オーストラリアの適格従業員に対する報奨の付与(前年度に関して他の制度に基づき金融商品をすでに提供されている場合を除く)
行使価格:				
新株引受権	なし	なし	該当なし	該当なし
株式オプション	業績期間開始時のウエストパック株式の 市場価格	業績期間開始時のウ エストパック株式の 市場価格	該当なし	該当なし
業績目標	4年間の業績期間に わたる相対的株では 利回り(以と、3年間の制間に加力を、3年間の制間に加力をは が、3年間の制間に加力を 期間に加力を 期間に加力を 事業の が、3年間に加力を が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年間で が、3年で う、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で が、3年で う に う に う に う に う に う に う に う に う に う	なし	なし	なし

制度の名称	ウエストパック 長期奨励金制度((以 下「LTI」と いう。)	ウエストパック 業績連動型制度 (以下「WPP」と いう。)	制限株式制度 (以下「RSP」と いう。)	従 業員持株制度 (以下「ESP」と いう。)
勤務条件	権利確定期間を通じ ての継続雇用または 取締役会による決定 による。	権利確定期間を通じ ての継続雇用または 取締役会による決定 による。	制限期間を通じての 継続雇用または取締 役会による決定によ る。	株式は通常、従業員がウエストパックを 退職しない限り、付 与から3年間ESP内で の留保が義務付けら れている。
権利確定期間(費用 が認識される期間)	4年間 ²	付与時に定められら た確定期間	付与時に定められら た確定期間	1年間
期間終了時の取扱い	未行使の場合に失効 する。	未行使の場合に失効 する。	権利確定済の株式は、権利確定期間終了時にRSPから制限が解除される。2009年10月より前に付与された株式については、付与日から最長10年間RSPに保有される。	株式は、制限期間終 了時または従業員の ウエストパック退職 時に制限が解除され る。
従業員は権利確定期 間に配当金および議 決権を受け取るか?	いいえ	いいえ	はい	はい

¹ TSRおよび現金ROEの業績目標の詳細は、セクション4.3(訳者注:原文の年次報告書のセクション)の「報酬報告書」に記載されている。

^{2 2015}年度LTI報奨については、TSRは4年間の業績期間と、3年間の業績期間に1年間の制限期間を加えた期間にわたる現金EPS の複利計算による年平均成長率(以下「CAGR」という。)を条件とする。2011年から2014年の間に付与された報奨について は、TSRとCAGR目標のいずれも3年間の業績期間および権利確定期間を条件とする。2011年より前に付与されたTSR目標のある 報奨は、最初の3年間の業績期間に評価され、その開始日から4年後および5年後の応答日にその後の業績テストが可能である が、TSRの順位が上がった場合にのみ追加で権利が確定する。

各株式報酬制度は以下のように数値化される。

() ウエストパック長期奨励金制度

2018年	2017年 10月1日現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	2018年 9月30日現在 未行使	2018年 9月30日現在 未行使かつ 行使可能
株式オプション	256,840	-	103,686	100,804	52,350	52,350
加重平均行使価格	26.36豪ドル	-	24.23豪ドル	-	23.40豪ドル	23.40豪ドル
加重平均残存契約期間	0.7年				0年	
新株引受権	5,231,904	808,290	2,929	1,324,422	4,712,843	3,719
加重平均残存契約期間	10.3年				10.9年	
2017年	2016年10月1日				2017年9月30日	_
株式オプション	583,018	-	326,178	-	256,840	256,840
加重平均行使価格	27.58豪ドル	-	28.54豪ドル	-	26.36豪ドル	26.36豪ドル
業績連動型新株引受権	5,275,652	930,012	-	973,760	5,231,904	6,648

当期において発行されたLTI新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は17.86豪ドル(2017年度:19.17豪ドル)であった。

() ウエストパック業績連動型制度(WPP)

2018年	2017年 10月1日現在 未行使	期中付与	期中行使	期中失効	2018年 9月30日現在 未行使	2018年 9月30日現在 未行使かつ 行使可能
新株引受権	, ,					
1年の権利確定期間	155,419	72,000	66,357	20,531	140,531	53,644
2年の権利確定期間	233,456	88,967	60,882	8,151	253,390	42,455
3年の権利確定期間	104,382	43,589	29,452	780	117,739	28,426
4年の権利確定期間	126,522	42,346	-	6,639	162,229	
新株引受権合計	619,779	246,902	156,691	36,101	673,889	124,525
加重平均残存契約期間	12.3年				12.4年	
2017年	2016年10月1日				2017年9月30日	
株式オプション	74,094	-	52,745	21,349	-	-
加重平均行使価格	23.98豪ドル	-	23.98豪ドル	-	-	-
業績連動型新株引受権	391,503	393,536	142,093	23,167	619,779	118,912

当期において発行されたWPP新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は27.83豪ドル(2017年度:27.40豪ドル)であった。

() 制限株式制度(RSP)

割当日1	2017年10月1日 現在未行使	期中割当	制限解除	期中失効	2018年9月30日 現在未行使
2009年10月より前の付与	675,329	-	328,597	-	346,732
2009年10月以降の付与	3,529,424	2,479,975	1,896,648	269,839	3,842,912
2018年度合計	4,204,753	2,479,975	2,225,245	269,839	4,189,644
2017年度合計	4,426,872	2,195,572	2,332,985	84,706	4,204,753

^{1 2009}年10月より前に行われた報奨については、株式がRSPに保有される期間は付与日より最長で10年間である。2009年10月 以降に行われた報奨について、株式は権利確定時にRSPから制限が解除される。

当期において発行されたRSP新株引受権の付与日現在の加重平均公正価値は31.29豪ドル(2017年度:32.24豪ドル)であった。

() 従業員持株制度(ESP)

	割当日	参加者数	参加者1人当たり 平均割当株式数	割当株式数合計	1株当たり 市場価格 ¹	公正価値合計
2018年度	2017年11月24日	27,557人	31株	854,267株	31.80豪ドル	27,165,691豪ドル
2017年度	2016年11月25日	26,966人	32株	862,912株	31.25豪ドル	26,966,000豪ドル

¹ 割当のための1株当たり市場価格は付与日までの5日間の取引高加重平均価格に基づいている。

2017年度のESP報奨は、市場での株式購入によって履行された。

2018年9月30日現在のESPに関して計上した負債は28百万豪ドル(2017年度:28百万豪ドル)であり、その他の従業員給付に引当計上されている。

() CEO制度

CEOのブライアン・ハルツァーが保有している株式報酬契約は、関連制度に関する上記の条件と同じであり、詳細はセクション1(訳者注:原文の年次報告書のセクション)の「報酬報告書」に記載されている。

() その他の制度

ウエストパックはまた、当行グループの小規模な特定部分に制度を提供している。当該制度に基づく給付は、事業の対象部分の成長および業績に直接連動する。当該制度は、費用および利益の希薄化の観点から個別でも全体で も当行グループにとって重要ではない。

現在発行済の株式オプションおよび/または新株引受権の保有者全員の氏名がウエストパックのオプション保有者登録簿に記載され、この登録簿はニュー・サウス・ウェールズ州シドニー市ジョージ・ストリート680番地12階のLink Market Servicesにおいて閲覧することができる。

() 公正価値の仮定

株式オプションおよび新株引受権の公正価値は、各付与日現在で個別に算定されている。

相対的TSRに基づく業績目標のある新株引受権の公正価値は、モンテカルロ・シミュレーション価格決定モデルを用いて算定された平均TSRの結果を考慮している。

業績目標に基づくTSRのない新株引受権の公正価値(すなわち現金EPS CAGR、経済的収益およびROEの業績目標のある新株引受権)は、付与日現在の株価および権利確定期間にわたる予想配当利回りを反映する割引率を参照して決定されている。

その他の重要な仮定には以下が含まれる。

- リスク・フリー金利のリターン2.6%(TSR(付与目標)に適用)
- ・ ウエストパック株式に係る配当利回り6.0%(TSRおよびROE(付与目標)に適用)
- ・ ウエストパックのTSRのボラティリティ19.9%(TSR(付与目標)に適用)
- ・ TSR(付与目標)については、比較企業グループおよびウエストパックのTSRのボラティリティおよびその相関係数

注記38. 退職年金契約

会計方針

当行グループは、確定給付制度の資産または負債について、確定給付債務と制度資産の公正価値の純額で認識している。確定給付債務は、見積将来キャッシュ・フローを質の高い長期社債の金利を用いて割り引いた現在価値として算定される。

退職年金費用は営業費用に認識され、再測定はその他の包括利益を通じて認識される。

重要な会計上の仮定および見積り

当該制度の債務の保険数理上の評価は一連の仮定によって決まり、主に物価のインフレ、昇給率、死亡率、疾病率、割引率および投資収益がある。仮定が異なれば制度資産と債務の評価および損益計算書に認識される退職年金費用の金額が著しく変わる可能性がある。

2018年9月30日現在、ウエストパックは以下の確定給付制度を有している。

制度名	タイプ	給付金の形式	前回の保険数理士による 積立状況の評価日
ウエストパック・グループ 制度(WGP) ¹	確定給付および積立	物価スライド年金および 一括支給	2015年6月30日
ウエストパック・ニュー ジーランド退職年金制度 (WNZS)	確定給付および積立	物価スライド年金および 一括支給	2017年6月30日
ウエストパック・バンキン グ・コーポレーション英国 従業員退職年金制度(UKSS) 1	確定給付	物価スライド年金および 一括支給	2015年4月5日
ウエストパック英国医療給 付制度	確定給付	医療給付	該当なし

^{1 2018}年度のWGPおよびUKSSの積立状況に関する最終的な保険数理上の評価は2019年度に入手可能となる。

確定給付制度では新規加入者の募集を締切っている。当行グループには、当該制度の積立に対する年次拠出また は確定拠出項目以外に債務はない。

WGPは、当行グループの主な確定給付制度であり、その信託証書の条件およびオーストラリアにおける関連する 法令に従って運用管理されている。確定給付債務は、現行の加入者の給与および加入期間、また、年金受給者の場 合には物価のインフレに基づいている。

確定給付制度によって、当行グループは以下のリスクにさらされている。

- ・ 割引率 割引率の下落により将来の支払額の現在価値が増加することになる。
- ・ インフレ率 インフレ率の上昇により、年金受給者への支払いが増加することになる。
- ・ 投資リスク 投資収益の減少により、不足額を相殺するのに必要な拠出金が増加することになる。
- ・ 死亡率リスク 加入者が仮定よりも長生きすることにより、当行グループが支払うべきキャッシュ・フローが 増加することになる。
- ・ 法令リスク 確定給付を提供するコストが増加するような法令の変更が行われる可能性がある。

投資リスクは、資産クラス間の制度資産の割り当てに関するベンチマークの設定によって管理される。長期的な 投資戦略は、以下の目的のために、比較的高水準なエクイティ投資を利用することが多い。

- ・ 有利かつ長期的な投資リターンを確保する。
- インフレに対してある程度の防御となる資本の評価増および配当金の増加の機会を提供する。

有価証券報告書

3年に1度の保険数理上の評価に基づいて、WGP、WNZSおよびUKSSの積立の勧告が行われる。この評価により、2018年9月30日終了事業年度において積立余剰が324百万豪ドル(2017年度:315百万豪ドル)生じた。現在の拠出率は以下のとおりである。

- ・ WGP 加入者の給与の11.8%でWGPへ拠出される。
- ・ WNZS 加入者の給与の12%でWNZSへ拠出される。
- ・ UKSS 毎年1.05百万ポンドでUKSSへ拠出される。

拠出

	連結		親会	社
	2018年 2017年		2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
雇用主の拠出	30	33	30	33
加入者の拠出	12	13	11	12

2019年9月30日に終了する事業年度における雇用主の予想拠出額は29百万豪ドルである。

認識された費用

		連結	親会社		
	2018年 2017年 2016年		2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期の勤務費用	37	42	43	37	41
給付純債務に係る利息費用純額	1	8	7	-	7
確定給付費用合計	38	50	50	37	48

認識された確定給付残高

	連絡	結	親会社	
	2018年	2018年 2017年		2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
期末現在の給付債務	2,314	2,284	2,239	2,209
期末現在の制度資産の公正価値	2,378	2,289	2,319	2,227
剰余金/(不足額)純額	64	5	80	18
確定給付制度の剰余金(注記27)	89	48	89	48
確定給付制度の不足額(注記29)	(25)	(43)	(9)	(30)
剰余金/(不足額)純額	64	5	80	18

確定給付債務の平均期間は11年(2017年度:11年)である。

重要な仮定

		連結およ	び親会社	
	2018	3年	2017	年
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
割引率	4.1%	2.6%-2.9%	4.2%	2.7%-3%
昇給率	2.9%	3%-5%	3.0%	3%-5%
インフレ率(年金受給者はインフレ分を増加して 受領する)	1.9%	2%-3.5%	2.0%	2%-3.5%
60歳男性の平均余命	31.0年	27.9-28.4年	30.8年	27.7-28.9年
60歳女性の平均余命	33.9年	29.4-29.6年	33.7年	29.2-30.3年

重要な仮定の変動に対する感応度

WGPに関する確定給付債務に係る仮定の変動による影響は、以下の表のとおりである。当行グループのその他の確定給付制度の仮定について合理的に発生する可能性がある変動は、確定給付債務に重要な影響を与えないと考えられる。

	債務(の増加
仮定の変動	2018年	2017年
割引率の0.5%の下落	120	116
年次昇給率の0.5%の上昇	8	10
インフレ率の0.5%の上昇(年金受給者はインフレ分が増額され受領する)	111	106
平均余命の1年の伸び	38	29

資産配分

		連結およ	 び親会社	
	2018	年	2017	年
	オーストラリア の基金	海外の基金	オーストラリア の基金	海外の基金
現金	5%	2%	4%	2%
エクイティ商品	45%	7%	44%	13%
債券	28%	80%	29%	65%
不動産	10%	1%	10%	10%
その他の資産	12%	10%	13%	10%
合計	100%	100%	100%	100%

エクイティ商品および負債商品は主に時価のある資産であり、不動産資産およびその他の資産は主に時価がない。その他の資産にはインフラ・ファンドおよびプライベート・エクイティ・ファンドが含まれる。

その他

注記39. 監查報酬

監査人であるプライスウォーターハウスクーパース(以下「PwC」という。)およびPwCネットワーク・ファームに属する海外ファームに対する未払報酬は以下のとおりである。

		<u>結</u>	親会	€社
	2018年	2017年	2018年	2017年
	千豪ドル	千豪ドル	千豪ドル	千豪ドル
監査および監査関連報酬				_
監査報酬				
PwCオーストラリア	19,999	17,886	19,967	17,833
海外のPwCネットワーク・ファーム	3,338	3,225	68	852
監査報酬合計	23,337	21,111	20,035	18,685
監査関連報酬				_
PwCオーストラリア	2,316	3,938	2,224	3,739
海外のPwCネットワーク・ファーム	117	68	-	65
監査関連報酬合計	2,433	4,006	2,224	3,804
監査および監査関連報酬合計	25,770	25,117	22,259	22,489
税務報酬	-			
PwCオーストラリア	169	5	49	-
海外のPwCネットワーク・ファーム		8	-	
税務報酬合計	169	13	49	-
その他の報酬				
PwCオーストラリア	1,581	1,853	1,501	912
海外のPwCネットワーク・ファーム		90	-	90
その他の報酬合計	1,581	1,943	1,501	1,002
監査報酬および非監査報酬合計	27,520	27,073	23,809	23,491

監査人に対する未払報酬は以下のように分類されている。

監査	年度末の監査、半期のレビューならびに債券発行および増資に伴うコンフォート・レター
監査関連	会計基準および報告要件に関する相談、規制関連のコンプライアンス・レビュー ならびに債券および資本の募集に関する保証業務
税務	税務コンプライアンスおよび税務アドバイザリー・サービス
その他	システム保証業務、コンプライアンス・アドバイスおよび統制に関するレビューを含む 様々なサービス

ウエストパックの方針により、PwCの独立性が損なわれない、または損なわれるように見受けられない場合、ならびにウエストパックに関する監査人の専門性および経験が重要である場合にのみ、法定監査業務の他の業務についてPwCを利用する。すべてのサービスは、事前承認の方針および手続に従い、監査委員会によって承認された。

PwCはまた、ウエストパックに関連があるが連結対象ではない様々な事業体について、7.5百万豪ドル(2017年度:6.0百万豪ドル)の報酬を受け取った。これらの非連結事業体には、当行グループが支援する事業体、ウエストパック・グループの事業体が受託会社、管理会社または契約当事者である信託、退職年金基金ならびに年金基金が含まれている。

注記40. 関連当事者の開示

関連当事者

ウエストパックの関連当事者とは、ウエストパックが支配する、または重要な影響力を行使できる当事者のことである。例として、子会社、関連会社、共同支配企業および退職年金制度、ならびに経営幹部およびこれらの関連 する当事者が含まれる。

経営幹部(以下「KMP」という。)

経営幹部とは、直接的または間接的にウエストパックの活動を計画、指図および管理する権限および責任を有する者である。これにはすべての業務執行取締役および非業務執行取締役が含まれている。

親会社

ウエストパック・バンキング・コーポレーションは当行グループの最終的な親会社である。

子会社 - 注記35

親会社には、子会社との間に以下の関連当事者取引および残高がある。

_	取引/残高の種類	詳細な開示箇所
	子会社に対する債務/債権の残高	貸借対照表
	受取配当金/子会社との取引	注記4
	受取利息および支払利息	注記3
	連結納税グループの取引および保証	注記7
	保証	注記31

子会社に対する債務/債権の残高には、広範にわたる銀行業務およびその他金融業務が含まれている。

親会社と子会社との間の関連当事者取引の条件は、通常の商取引の条件と異なる時がある。親会社と子会社との間の関連当事者取引は連結時に相殺消去される。

関連会社 - 注記35

当行グループは、通常の商取引の条件による広範にわたる銀行業務およびその他金融業務ならびにファンド管理 業務を当行グループの関連会社に提供している。

退職年金制度

当行グループは確定拠出制度に対して348百万豪ドル(2017年度:329百万豪ドル)、確定給付制度に対して30百万豪ドル(2017年度:33百万豪ドル、注記38参照)を拠出した。

KMPの報酬

KMPの報酬合計は以下のとおりである。

	短期報酬	退職後給付	その他の 長期報酬	退職給付	株式報酬	合計
	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル	豪ドル
連結						
2018年	23,210,820	618,631	297,495	-	16,086,623	40,213,569
2017年	25,048,403	621,606	156,590	-	16,106,111	41,932,710
親会社						·
2018年	21,807,008	537,187	297,495	-	15,301,417	37,943,107
2017年	23,859,466	545,524	156,590	-	15,268,712	39,830,292

KMPとのその他の取引

KMPは、通常の業務において、当行グループから個人銀行業務および金融投資サービスを受けている。金利および担保などの条件ならびにウエストパックに対するリスクは他の従業員との取引と同様であり、返済についての通常のリスク以上のものを伴わず、またはその他の不利な特性を示していなかった。

KMPおよびその関連当事者に提供された貸付金の内訳および課された関連利息は、以下のとおりである。

	当期利息未払額	期末現在貸付金 残高	貸付金を有する KMPの人数
	豪ドル	豪ドル	NIVIFUノ人女X
2018年	650,969	17,498,526	13
2017年	739,466	15,290,320	9

KMPの報酬、新株引受権および株式オプションならびにKMPとのその他の取引の詳細は、セクション1(訳者注:原文の年次報告書のセクション)の「報酬報告書」に記載されている。

オプションおよび新株引受権保有数

SECの開示要件を遵守するために、以下の表は、2018年9月30日現在、最高経営責任者およびその他の経営幹部 (その関連当事者を含む)が保有する業績連動型オプション、業績連動型新株引受権および業績目標のない新株引受権の内訳を示している。

	最終行使日	新株引受権 の数	オプション の数	オプションの 行使価格
マネージング・ディレクター兼	最高経営責任者			
ブライアン・ハルツァー	2024年10月1日から2032年10月1日	767,080	-	該当なし
グループ業務執行役員				
リン・コブリー	2030年10月1日から2032年10月1日	261,846	-	該当なし
ブラッド・クーパー	2024年10月1日から2032年10月1日	329,216	-	該当なし
デイビッド・カラン	2024年10月1日から2032年10月1日	288,436	-	該当なし
ジョージ・フラジス	2024年10月1日から2032年10月1日	300,880	-	該当なし
ピーター・キング	2024年10月1日から2032年10月1日	314,259	-	該当なし
デイビッド・リーズ	2018年10月1日から2030年10月1日	31,402	25,562	23.40
レベッカ・リム	2024年10月1日から2032年10月1日	144,092	-	該当なし
デイビッド・リンドバーグ	2024年10月1日から2032年10月1日	254,369	-	該当なし
キャロリン・マッキャン	2024年10月1日から2032年10月1日	42,816	-	該当なし
デイビッド・マクレーン	2022年10月1日から2032年10月1日	295,136	-	該当なし
クリスティーン・パーカー	2024年10月1日から2032年10月1日	240,311	-	該当なし
ゲイリー・サーズビー	2024年10月1日から2032年10月1日	154,553	-	該当なし
元グループ業務執行役員				_
アレクサンドラ・ホルコム	2024年10月1日から2032年10月1日	292,576	-	該当なし

KMPの持分保有の詳細については、セクション1(訳者注:原文の年次報告書のセクション)の「報酬報告書」に含まれている。

注記41.キャッシュ・フロー計算書に係る注記

会計方針

現金および現金同等物には、支店およびATMにおける保有現金、海外の銀行への現地通貨建の預け金、ならびに RBAの口座および海外の中央銀行の口座への預け金を含む中央銀行預け金が含まれる。

営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)から当期純利益への調整は以下のとおりである。

		 連結		親会	 `
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル
当期純利益	8,099	7,997	7,460	8,144	7,843
調整項目:					
減価償却、償却および減損	1,144	1,269	1,228	952	1,122
減損費用	889	1,021	1,261	820	991
当期法人税額および繰延税額の純(減)/増	(96)	(34)	(285)	(598)	(572)
未収利息の(増)/減	(83)	(75)	25	(74)	(81)
未払利息の(減)/増	241	148	(47)	217	154
引当金の(減)/増 ¹	289	219	(68)	294	28
その他の非現金項目 ¹	332	(419)	(331)	420	219
営業資産および負債の増減考慮前の 営業活動からのキャッシュ・フロー	10,815	10,126	9,243	10,175	9,704
金融派生商品の純(増)/減	8,584	(5,042)	(5,107)	8,263	(5,378)
生命保険に関する資産および負債の純(増)/減	(230)	219	(253)	-	-
その他の営業資産の(増)/減:					
商品有価証券および公正価値で測定するものと して指定された金融資産	3,827	(5,054)	6,755	3,150	(5,194)
貸付金	(24,740)	(26,815)	(38,082)	(23,661)	(27,677)
他の金融機関に対する債権	1,678	2,653	(896)	987	1,817
海外における中央銀行への法定準備預金	(303)	308	(209)	(299)	294
その他の資産	160	200	(476)	210	136
その他の営業負債の(減)/増:					
損益計算書を通じて公正価値で測定する その他の金融負債	243	(681)	(4,488)	261	(325)
預金およびその他の借入金	23,928	23,062	38,771	20,783	22,518
他の金融機関に対する債務	(4,072)	3,859	(73)	(4,396)	3,792
その他の負債	(88)	(15)	312	(196)	78
営業活動から得た/(に使用した)現金・預金(純額)	19,802	2,820	5,497	15,277	(235)

¹ 比較数値は当期の表示に合わせて修正されている。

支配を喪失した資産および負債の詳細

支配を喪失した事業体の詳細は、注記35に記載されている。

		連結		親会社		
	2018年	2017年	2016年	2018年	2017年	
	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	百万豪ドル	
資産:						
現金および中央銀行預け金	10	-	138	-	-	
売却可能有価証券	-	-	1	-	-	
貸付金	-	-	132	-	-	
海外における中央銀行への法定準備預金	-	-	5	-	-	
不動産および設備	2	-	3	-	-	
繰延税金資産	4	-	1	-	-	
無形資産	15	-	1	-	-	
その他の資産	5	-	27	-		
資産合計	36	-	308	-		
負債:						
預金およびその他の借入金	-	-	264	-	-	
未払法人税等	-	-	2	-	-	
引当金	2	-	1	-	-	
その他の負債	3	-	6	-		
負債合計	5	-	273	-	-	
ウエストパック・パンキング・コーポレー ション所有者に帰属する株主持分合計	31	-	35	-	-	
現金受領額(取引費用控除後)	19	-	34	-	-	
対価合計	19	-	34	-		
損益にリサイクルされる積立金	3	-	2	-	-	
売却に係る利益/(損失)	(9)	-	1	-	-	
売却による現金受領額の調整						
現金受領額(取引費用控除後)	19	-	34	-	-	
控除:連結対象から除外された現金	(10)	-	(138)	-	-	
現金対価(支払額)/受取額 (取引費用および保有現金控除後)	9	-	(104)	-	-	

現金を伴わない財務活動

連結親会社2018年2017年2016年2018年2017年百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル百万豪ドル6311,4527266311,452566--566-

配当金株式再投資制度に基づき発行された株式 ウエストパックCPSの転換により発行された株式

2018年3月13日、ウエストパックCPS6,233,643株は、ウエストパック・キャピタル・ノート5に総額623百万豪ドルで転換された。2018年4月3日、残りの566百万豪ドルのCPSはウエストパックCPS保有者のうちの申込者に1株当たり100豪ドルで譲渡された。当該譲渡後、残りのCPSは普通株式19,189,765株に転換された。

拘束性預金

2018年9月30日現在、利用可能でない現金および現金同等物の金額は、当行グループにおいてはなし(2017年度: 38百万豪ドル)、親会社においてはなし(2017年度: なし)であった。

注記42. 後発事象

2018年9月30日終了事業年度以降、本報告書で別途取り扱われておらず、その後の期間における当行グループの業務、当行グループの経営成績または財政状態に重大な影響を及ぼした、または重大な影響を及ぼす可能性がある、他のいかなる事象も発生していない。

前へ次へ

()取締役の宣言

取締役の意見:

a. 原文の年次報告書の「セクション3.2018年9月30日終了事業年度の財務報告書」に記載されている財務書類および注記は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

オーストラリア会計基準、2001年会社規制法(the Corporations Regulations 2001)およびその他の 開示に関する専門的法規に準拠している。

ウエストパック・バンキング・コーポレーションおよび当行グループの2018年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度における業績について真実かつ適正な概観を与えている。

b. ウエストパックがその負債を期限までに返済することができると信ずるに足る合理的な根拠がある。

注記1(a)には、この財務報告書が国際会計基準審議会が公表した国際財務報告基準にも準拠しているという記載が含まれている。

取締役は、2001年会社法第295A条で要求される最高経営責任者および最高財務責任者による宣言を与えられた。

この宣言は取締役の決議に従って行われている。

取締役会を代表して

リンジー・マックステッド

会長

ブライアン・ハルツァー

マネージング・ディレクター兼最高経営責任者

シドニーにて 2018年11月5日

()財務報告に関する内部統制についての経営者の報告書

以下の報告は米国証券取引委員会の規則により義務付けられている。

ウエストパックの経営者には、1934年改正証券取引法規則13aから15(f)に定められているように、ウエストパックの財務報告に関する適切な内部統制を確立し、維持する責任がある。ウエストパックの内部統制制度は、財務報告の信頼性および適切な会計基準に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するよう整備されている。

ウエストパックの財務報告に関する内部統制は、以下についての方針および手続を含んでいる。それらは、ウエストパックおよびその連結事業体の取引および資産の処分を合理的な詳細で、正確に反映する記録の維持に関係するもの、適切な会計基準に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また、ウエストパックの収入および支出はウエストパックおよびその連結事業体の経営者および取締役の承認に基づいてのみ発生していることについての合理的な保証を提供するもの、ならびに財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるウエストパックおよびその連結事業体の資産の未承認の取得、利用または処分の防止または適時発見に関して合理的な保証を提供するものである。

固有の制限により、財務報告に関する内部統制は虚偽の表示を防止または発見しない可能性がある。また、将来の期間における有効性の評価に係る予測は、状況の変化により統制が不適切になる、または方針および手続への準拠性が低下する可能性があるというリスクを前提としている。

ウエストパックの経営者は、最高経営責任者および最高財務責任者の関与のもと、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が規定した「2013年版内部統制 - 統合的枠組み」の基準に基づき、2018年9月30日現在のウエストパックの財務報告に関する内部統制の有効性を評価した。この評価に基づき、経営者はウエストパックの財務報告に関する内部統制は2018年9月30日現在有効であったと判断した。

2018年9月30日現在のウエストパックの財務報告に関する内部統制の有効性は、独立登録会計事務所であるプライスウォーターハウスクーパースによって監査され、本報告書に掲載されている監査報告書において表明されている。

<u>前へ</u> 次へ

Income statements for the years ended 30 September Westpac Banking Corporation

			onsolidated	1	Parent	Entity
\$m	Note	2018	2017	2016	2018	2017
Interest income	3	32,571	31,232	31,822	32,830	30,865
Interest expense	3	(16,066)	(15,716)	(16,674)	(18,977)	(17,765)
Net interest income		16,505	15,516	15,148	13,853	13,100
Non-interest income	4	5,628	6,286	5,837	5,825	6,131
Net operating income before operating expenses						
and impairment charges		22,133	21,802	20,985	19,678	19,231
Operating expenses	5	(9,692)	(9,434)	(9,217)	(8,101)	(7,898)
Impairment charges	6	(710)	(853)	(1,124)	(682)	(870)
Profit before income tax		11,731	11,515	10,644	10,895	10,463
Income tax expense	7	(3,632)	(3,518)	(3,184)	(2,751)	(2,620)
Net profit for the year		8,099	7,997	7,460	8,144	7,843
Net profit attributable to non-controlling interests		(4)	(7)	(15)	-	
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation		8,095	7,990	7,445	8,144	7,843
Earnings per share (cents)						
Basic	8	237.5	238.0	224.6		
Diluted	8	230.1	229.3	217.8		

The above income statements should be read in conjunction with the accompanying notes.

Statements of comprehensive income for the years ended 30 September Westpac Banking Corporation

	c		Parent	ntity	
Sm	2018	2017	2016	2018	2017
Net profit for the year	8,099	7,997	7,460	8,144	7,843
Other comprehensive income					
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss					
Gains/(losses) on available-for-sale securities:					
Recognised in equity	(102)	75	56	(32)	88
Transferred to income statements	66	(3)	(8)	(33)	(3)
Gains/(losses) on cash flow hedging instruments:					
Recognised in equity	(161)	(91)	(304)	(125)	(42)
Transferred to income statements	203	115	21	160	19
Movement in foreign currency translation reserve:					
Exchange differences on translation of foreign operations	181	(116)	(238)	174	(77)
Transferred to income statements	(3)				
Income tax on items taken to or transferred from equity:					
Available-for-sale securities reserve	9	(18)	(13)	19	(25)
Cash flow hedge reserve	(13)	(6)	85	(10)	7
Share of associates' other comprehensive income:					
Recognised in equity (net of tax)	\$ P	3	(17)	- 2	1.4
Transferred to income statements	- 2	9		×3	
Items that will not be reclassified subsequently to profit or loss					
Own credit adjustment on financial liabilities designated at					
fair value (net of tax)	43	(164)	(54)	43	(164)
Remeasurement of defined benefit obligation recognised in					
equity (net of tax)	45	190	(47)	47	182
Other comprehensive income for the year (net of tax)	268	(6)	(519)	243	(15)
Total comprehensive income for the year	8,367	7,991	6,941	8,387	7,828
Attributable to:		- 113350	1000000		
Owners of Westpac Banking Corporation	8,363	7,984	5,926	8,387	7,828
Non-controlling interests	4	7	15		
Total comprehensive income for the year	8,367	7,991	6,941	8,387	7,828

The above statements of comprehensive income should be read in conjunction with the accompanying notes.

Balance Sheets as at 30 September Westpac Banking Corporation

		Consoli	idated	Parent	Entity
\$m	Note	2018	2017	2018	2017
Assets					
Cash and balances with central banks		26,431	18,397	24,726	16,405
Receivables due from other financial institutions	10	5,790	7,128	5,711	6,357
Trading securities and financial assets designated at fair value	11	22,134	25,324	20,417	22,946
Derivative financial instruments	21	24,101	24,033	23,562	23,823
Available-for-sale securities	12	61,119	60,710	56,513	55,800
Loans	13	709,690	684,919	630,168	606,237
Life insurance assets	15	9,450	10,643	985	
Regulatory deposits with central banks overseas		1,355	1,048	1,248	945
Due from subsidiaries		-		140,597	142,455
Investment in subsidiaries			-	4,508	3,975
Investment in associates	35	115	60	76	46
Property and equipment		1,329	1,487	1,120	1,250
Deferred tax assets	7	1,180	1,112	1,102	1,053
Intangible assets	26	11,763	11,652	9,494	9,259
Other assets	27	5,135	5,362	3,988	4,318
Total assets		879,592	851,875	923,230	894,869
Liabilities					
Payables due to other financial institutions	16	18,137	21,907	17,682	21,775
Deposits and other borrowings	17	559,285	533,591	500,468	477,693
Other financial liabilities at fair value through income statement	18	4,297	4,056	4,297	4,038
Derivative financial instruments	21	24,407	25,375	24,229	24,911
Debt issues	19	172,596	168,356	152,288	144,116
Current tax liabilities		296	308	184	234
Life insurance liabilities	15	7,597	9,019	-	
Due to subsidiaries				142,400	143,834
Provisions1	28	1,928	1,639	1,766	1,472
Deferred tax liabilities	7	18	10	3	
Other liabilities ¹	29	9,193	8,606	7,292	6,949
Total liabilities excluding loan capital		797,754	772,867	850,609	825,022
Loan capital	20	17,265	17,666	17,265	17,666
Total liabilities	- 1	815,019	790,533	867,874	842,688
Net assets		64,573	61,342	55,356	52,181
Shareholders' equity					
Share capital:					
Ordinary share capital	32	36,054	34,889	36,054	34,889
Treasury shares and RSP treasury shares	32	(493)	(495)	(508)	(437)
Reserves	32	1,077	794	1,114	858
Retained profits		27,883	26,100	18,696	16,871
Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation		64,521	61,288	55,356	52,181
Non-controlling interests	32	52	54	140	140
Total shareholders' equity and non-controlling interests	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	64,573	61,342	55,356	52,181

The above balance sheets should be read in conjunction with the accompanying notes.

144

^{*} Comparatives have been revised to reclassify compliance, regulation and remediation provisions.

Statements of changes in equity for the years ended 30 September Westpac Banking Corporation

Consolidated				Total equity attributable to owners	Non-	Total shareholders' equity and
	Share			of Westpac	controlling	non-
	capital	Reserves	Retained	Banking	interests	controlling
\$m	(Note 32)	(Note 32)	profits	Corporation	(Note 32)	interests
Balance at 1 October 2015	28,895	1,031	23,172	53.098	817	53,915
Net profit for the year	20,000		7,445	7,445	15	7,460
Net other comprehensive income for the year		(418)	(101)	(519)		(519)
Total comprehensive income for the year		(418)	7,344	6,926	15	6,941
Transactions in capacity as equity holders		1410)		0,320	15	0,541
Dividends on ordinary shares	14	20	(6.128)	(6.128)	172	(6.128)
Dividend reinvestment plan	726	- 2	(0,120)	726	100	726
Share entitlement offer	3,510			3.510		3,510
Other equity movements	0,010	7.8	5.5	0.010	93	0,010
Share-based payment arrangements		116	-	116	12	116
Exercise of employee share options and rights	2	110		2		2
Purchase of shares (net of issue costs)	(49)	- 3		(49)	- 3	(49)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(70)	- 1		(70)		(70)
Other ²	(1.4)	(2)	(9)	(11)	(771)	(782)
Total contributions and distributions	4,119	114	(6,137)	(1,904)	(771)	(2,675)
Balance at 30 September 2016	33,014	727	24,379	58,120	61	58,181
Net profit for the year	33,014	121	7,990	7,990	7	7,997
Net other comprehensive income for the year		(32)	26	(6)	- 1	(6)
Total comprehensive income for the year		(32)	8.016	7.984	7	7,991
Transactions in capacity as equity holders		1021	0,010	1,304		1,551
Dividends on ordinary shares	19	20	(6.291)	(6.291)	12	(6,291)
Dividends on ordinary shares Dividend reinvestment plan	1,452		(0,201)	1,452		1,452
Other equity movements	1,402	*5		1,402		1,402
Share-based payment arrangements	12	98	93	98	100	98
Exercise of employee share options and rights	11	90		11		11
Purchase of shares (net of issue costs)	(43)	- 20		(43)	- 8	(43)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	(40)	100		(40)		(40)
Other	(40)	1	(4)	(3)	(14)	(17)
Total contributions and distributions	1,380	99	(6,295)	(4,816)	(14)	(4,830)
Balance at 30 September 2017	34,394	794	26,100	61,288	54	61,342
Net profit for the year	34,334	134	8,095	8,095	4	8,099
Net other comprehensive income for the year		180	88	268	1	268
Total comprehensive income for the year		180	8,183	8.363	4	8.367
Transactions in capacity as equity holders		100	0,103	0,393		0,301
Dividends on ordinary shares			(6,400)	(6,400)		(6,400)
Dividend reinvestment plan	631		(0,400)	631		631
Conversion of Convertible Preference Shares	566	7.0		566	- 6	566
Other equity movements	300	***		300	-	300
Share-based payment arrangements		103		103		103
Exercise of employee share options and rights	3	1904		3	100	3
Purchase of shares (net of issue costs)	(35)	3	- 55	(35)		(35)
Net (acquisition)/disposal of treasury shares	2			2		2
Other		- 1		- 5	(6)	(6)
Total contributions and distributions	1,167	103	(6,400)	(5,130)	(6)	(5,136)
Balance at 30 September 2018	35,561	1,077	27,883	64,521	52	64,573

The above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

²⁰¹⁸ comprises 2018 interim dividend 94 cents per share (\$3,213 million) and 2017 final dividend 94 cents per share (\$3,187 million) (2017: 2017 interim dividend 94 cents per share (\$3,187 million) and 2016 final dividend 94 cents per share (\$3,141 million), 2016: 2016 interim dividend 94 cents (\$3,130 million) and 2015 final dividend 94 cents per share (\$2,998 million)), all fully franked at 30%.
On 30 June 2016 the 2006 TPS were redeemed in full.

Balance at 30 September 2018

Statements of changes in equity for the years ended 30 September (continued) Westpac Banking Corporation

Total equity attributable to owners Share of Westpac capital Reserves Retained Banking (Note 32) \$m (Note 32) profits Corporation Balance at 1 October 2016 49,201 33,100 790 15,311 Net profit for the year 7,843 7,843 Net other comprehensive income for the year (33)18 (15) Total comprehensive income for the year (33) 7,861 7,828 Transactions in capacity as equity holders Dividends on ordinary shares (6,301) (6,301) Dividend reinvestment plan 1,452 1,452 Other equity movements 101 Share-based payment arrangements 101 Exercise of employee share options and rights 11 11 Purchase of shares (not of issue costs) (43)(43) Net (acquisition)/disposal of treasury shares (68) (68) Total contributions and distributions 1,352 101 (6,301) (4,848)Balance at 30 September 2017 34,452 16,871 52,181 858 Net profit for the year 8,144 8,144 Net other comprehensive income for the year 153 243 Total comprehensive income for the year 153 8,234 8,387 Transactions in capacity as equity holders Dividends on ordinary shares' (6,409)(6,409) Dividend reinvestment plan 631 631 Conversion of Convertible Preference Shares 566 566 Other equity movements Share based payment arrangements 103 103 Exercise of employee share options and rights Purchase of shares (net of issue costs) (35)(35)Net (acquisition)/disposal of treasury shares (71)(71) Total contributions and distributions 1,094 103 (6,409) (5,212)

35,546

1,114

18,696

55,356

The above statements of changes in equity should be read in conjunction with the accompanying notes.

²⁰¹⁸ comprises 2018 interim dividend 94 cents per share (\$3,191 million) and 2017 final dividend 94 cents per share (\$3,191 million) (2017; 2017 interim dividend 94 cents per share (\$3,156 million) and 2016 final dividend 94 cents per share (\$3,145 million)), all fully franked at 30%.

147

Financial statements

Cash flow statements for the years ended 30 September Westpac Banking Corporation

			Consolidated		Parent	Entity
Sm	Note	2018	2017	2016	2018	2017
Cash flows from operating activities						
Interest received		32,639	31,133	31,817	32,947	30,784
Interest paid		(15,789)	(15,415)	(16,721)	(18,728)	(17,458)
Dividends received excluding life business		9	27	43	2,016	1,861
Other non-interest income received		5,097	5,064	5,050	3,926	4,457
Operating expenses paid		(7,991)	(7.966)	(8,106)	(6,637)	(6,748)
Income tax paid excluding life business		(3,585)	(3,388)	(3,373)	(3,349)	(3,192)
Life business:		(a) and	favorat.	5000.00	(Control of	600 1000
Receipts from policyholders and customers		2.008	2.239	1,893	- 2	1
Interest and other items of similar nature		17	24	30	8	
		642	433	348		
Dividends received			100000	25.75		
Payments to policyholders and suppliers		(2,089)	(1,861)	(1,642)	*	-
Income tax paid		(143)	(164)	(96)		
Cash flows from operating activities before changes in operating						
assets and liabilities		10,815	10,126	9,243	10,175	9,704
Net (increase)/decrease in:						
Trading securities and financial assets designated at fair value		3.827	(5.054)	6,755	3,150	(5.194)
Loans		(24,740)	(26,815)	(38,082)	(23,661)	(27,677)
Receivables due from other financial institutions		1.678	2.653	(896)	987	1,617
Life insurance assets and liabilities		(230)	219	(253)	33%	
Regulatory deposits with central banks overseas		(303)	308	(209)	(299)	294
Derivative financial instruments		8.584	(5,042)	(5,107)	8,263	(5,378)
Other assets		160	200	(476)	210	136
Net increase/(decrease) in:						
Other financial liabilities at fair value through income statement		243	(681)	(4,488)	261	(325)
Deposits and other borrowings		23,928	23,062	38,771	20,783	22,518
Payables due to other financial institutions		(4,072)	3,859	(73)	(4,396)	3,792
Other liabilities		(88)	(15)	312	(196)	78
Net cash provided by/(used in) operating activities	41	19,802	2,820	5,497	15,277	(235)
Cash flows from investing activities	510 to =	-			-	
Proceeds from available-for-sale securities		23.878	25.717	18.779	21.525	23,707
Purchase of available-for-sale securities					(22,230)	(24,820)
		(24,376)	(27.028)	(24,724)		
Net movement in amounts due to/from controlled entities	0240	1023			923	2,999
Proceeds/(Payments) on disposal of controlled entities, net of cash disposed	41	9		(104)		(2)
Net (increase)/decrease in investments in controlled entities		* 1		1.5	(577)	640
Proceeds from sale of associates		• 1	630			
Purchase of associates		(30)	(52)		(30)	(46)
Proceeds from disposal of property and equipment		91	65	32	62	55
Purchase of property and equipment		(310)	(264)	(521)	(251)	(203)
Purchase of intangible assets		(882)	(766)	(707)	(823)	(692)
Net cash provided byf(used in) investing activities	- 1	(1,620)	(1,698)	(7,245)	(1,401)	1,640
Cash flows from financing activities	- 1	Trionel	11,10001	(r)acrej	Arrowy.	1,0.00
Issue of loan capital (net of issue costs)		2.342	4,437	3.596	2.342	4.437
Redemption of loan capital		(2,387)	(2,188)	(1,444)	(2,387)	(2,188)
Net increase/(decrease) in debt issues		(5,242)	3,249	5,213	(565)	2,746
Proceeds from Share Entitlement Offer				3,510		
Proceeds from exercise of employee options		3		2	3	11
Purchase of shares on exercise of employee options and rights		(8)	(17)	(24)	(8)	(17)
Shares purchased for delivery of employee share plan		(27)	(27)	(27)	(27)	(27)
Purchase of RSP treasury shares		(71)	(68)	(62)	(71)	(68)
Net sale/(purchase) of other treasury shares		73	7	(8)		
Payment of dividends		(5,769)	(4.839)	(5.402)	(5,778)	(4.849)
Payment of distributions to non-controlling interests		(6)	(13)	(18)	100110	(1,010)
		(6)	(13)		31	
Redemption of 2006 Trust Preferred Securities		144 000	***	(763)	10.000	
Net cash provided byf(used in) financing activities.	-	(11,092)	552	4,573	(6,491)	45
Net increase/(decrease) in cash and cash equivalents		7,090	1,674	2,825	7,385	1,450
Effect of exchange rate changes on cash and cash equivalents		944	(292)	(580)	936	(231)
Cash and cash equivalents as at the beginning of the year		18,397	17,015	14,770	16,405	15,186
Cash and cash equivalents as at the end of the year		26.431	18,397	17,015	24,726	16,405

The above cash flow statements should be read in conjunction with the accompanying notes. Details of the reconciliation of net cash provided by/(used in) operating activities to net profit are provided in Note 41.

Note 1. Financial statements preparation

This financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity), together with its controlled entities (the Group or Westpac), for the year ended 30 September 2018 was authorised for issue by the Board of Directors on 5 November 2018. The Directors have the power to amend and reissue the financial report.

The principal accounting policies are set out below and in the relevant notes to the financial statements. The accounting policy for the recognition and derecognition of financial assets and financial liabilities precedes Note 10. These accounting policies provide details of the accounting treatments adopted for complex balances and where accounting standards provide policy choices. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

a. Basis of preparation

(i) Basis of accounting

This financial report is a general purpose financial report prepared in accordance with:

- the requirements for an authorised deposit-taking institution under the Banking Act 1959 (as amended);
- Australian Accounting Standards (AAS) and Interpretations as issued by the Australian Accounting Standards Board (AASB); and
- the Corporations Act 2001.

Westpac Banking Corporation is a for-profit entity for the purposes of preparing this financial report.

The financial report also complies with International Financial Reporting Standards (IFRS) as issued by the International Accounting Standards Board (IASB) and Interpretations as issued by the IFRS Interpretations Committee (IFRIC), it also includes additional disclosures required for foreign registrants by the United States Securities and Exchange Commission (US SEC).

All amounts have been rounded in accordance with ASIC Corporations (Rounding in Financial/Directors' Reports) Instrument 2016/191, to the nearest million dollars, unless otherwise stated.

(ii) Historical cost convention

The financial report has been prepared under the historical cost convention, as modified by applying fair value accounting to available-for-sale securities, and financial assets and liabilities (including derivative instruments) measured at fair value through income statement or in other comprehensive income.

(iii) Comparative revisions

Comparative information has been revised where appropriate to conform to changes in presentation in the current year and to enhance comparability.

(iv) Standards adopted during the year ended 30 September 2018

The Group adopted the requirements of AASB 2016-2-Amendments to Australian Accounting Standards – Disciosure Initiative: Amendments to AASB 107 which require additional disciosures regarding both cash and non-cash changes in liabilities arising from financing activities. These disclosures have been made in Note 19 and Note 20. As permitted by the standard, comparatives are not required on first application.

There were no other new standards applied in 2018.

(v) Business combinations

Business combinations are accounted for using the acquisition method of accounting. Acquisition cost is measured as the aggregate of the fair value at the date of acquisition of the assets given, equity instruments issued or liabilities incurred or assumed. Acquisition-related costs are expensed as incurred (except for those costs arising on the issue of equity instruments which are recognised directly in equity).

Identifiable assets acquired and liabilities and contingent liabilities assumed in a business combination are measured at fair value on the acquisition date. Goodwill is measured as the excess of the acquisition cost, the amount of any non-controlling interest and the fair value of any previous Westpac equity interest in the acquiree, over the fair value of the identifiable net assets acquired.

(vi) Foreign currency translation

Functional and presentational currency

The consolidated financial statements are presented in Australian dollars which is the Parent Entity's functional and presentation currency. The functional currency of offshore entities is usually the main currency of the economy it operates in.

3

Notes to the financial statements

Note 1. Financial statements preparation (continued)

Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency of the relevant branch or subsidiary using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign exchange gains and losses resulting from the settlement of such transactions and from the translation at year end exchange rates of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are recognised in the income statement, except when deferred in other comprehensive income for qualifying cash flow hedges and qualifying net investment hedges.

Foreign operations

Assets and liabilities of foreign branches and subsidiaries that have a functional currency other than the Australian dollar are translated at exchange rates prevailing on the balance date. Income and expenses are translated at average exchange rates prevailing during the year. Equity balances are translated at historical exchange rates. The resulting exchange differences are recognised in the foreign currency translation reserve and in other comprehensive income.

On consolidation, exchange differences arising from the translation of borrowings and other foreign currency instruments designated as hedges of the net investment in foreign operations are reflected in the foreign currency translation reserve and in other comprehensive income. When all or part of a foreign operation is disposed or borrowings that are part of the net investments are repaid, a proportionate share of such exchange differences is recognised in the income statement as part of the gain or loss on disposal or repayment of borrowing.

b. Critical accounting assumptions and estimates

Applying the Group's accounting policies requires the use of judgement, assumptions and estimates which impact the financial information. The significant assumptions and estimates used are discussed in the relevant notes below:

 Note 7 	Income tax

Note 14 Provisions for impairment charges

Note 15 Life insurance assets and life insurance liabilities

Note 23 Fair values of financial assets and financial liabilities

Note 26 Intangible assets

Note 28 Provisions

Note 38 Superannuation commitments

c. Future developments in accounting standards

The following new standards and interpretations which may have a material impact on the Group have been issued but are not yet effective, and unless otherwise stated, have not been early adopted by the Group:

AASB 9 Financial Instruments (December 2014) (AASB 9) will replace AASB 139 Financial Instruments: Recognition and Measurement (AASB 139). It includes a forward looking 'expected credit loss' impairment model, revised classification and measurement model and modifies the approach to hedge accounting. The standard is effective from 1 October 2018.

The adoption of AASB 9 is expected to reduce retained earnings at 1 October 2018 by approximately \$709 million (net of tax) primarily due to the increase in impairment provisions under the new standard. The Group continues to assess and refine certain aspects of our impairment provision process and the opening adjustment may change. There is no significant impact to our regulatory capital. These estimates are based on accounting policies, assumptions, judgements and estimation techniques that remain subject to change until the Group finalises its financial statements for the year ending 30 September 2019.

The major changes under the standard and details of the implementation project are outlined below.

Impairment

AASB 9 introduces a revised impairment model which requires entities to recognise expected credit losses based on unbiased forward looking information, replacing the existing incurred loss model in AASB 139 which only recognises impairment if there is objective evidence that a loss has been incurred. This will result in the earlier recognition of impairment provisions. The revised impairment model applies to all financial assets at amortised cost, lease receivables, debt securities measured at fair value through other comprehensive income, loans commitments and financial guarantee contracts.

Key elements of the new impairment model are:

requires earlier recognition of expected credit losses using a three stage approach. For financial assets where there has
been no significant increase in credit risk since origination a provision for 12 months expected credit losses is required
(stage 1). For financial assets where there has been a significant increase in credit risk or where the asset is credit
impaired a provision for full lifetime expected losses is required (stages 2 and 3 respectively);

Note 1, Financial statements preparation (continued)

- expected credit losses are probability-weighted amounts determined by evaluating a range of possible outcomes and
 taking into account the time value of money, past events, current conditions and forecasts of future economic conditions.
 This will involve a greater use of judgement than the existing impairment model; and
- Interest is calculated on the gross carrying amount of a financial asset, except where the asset is credit impaired (i.e. stage 3). This will result in an increase in interest income and impairment charges as currently interest is calculated on the net carrying value for all loans.

Implementation

Measurement

Models have been developed, tested and approved while certain aspects of the impairment provisioning process continue to be assessed and refined. These models use three main components (as well as the time value of money) being:

- Probability of default (PD): the probability that a counterparty will default;
- Loss given default (LGD): the loss that is expected to arise in the event of a default; and
- Exposure at default (EAD): the estimated outstanding amount of credit exposure at the time of the default.

The models use a 12 month timeframe for expected losses in stage 1 and a lifetime timeframe for expected losses in stages 2 and 3. The models incorporate past experience, current conditions and multiple probability-weighted macroeconomic scenarios for reasonably supportable future economic conditions. Where appropriate, adjustments will be made to modelled outcomes to reflect reasonable and supportable information not already incorporated in the models.

Significant increase in credit risk and movement between stages

An asset will move from stage 1 to stage 2 if there has been a significant increase in credit risk since origination.

The judgement to determine this will be primarily based on changes in internal customer risk grades since origination of the facility. The Group does not intend to rebut the presumption that instruments that are 30 days past due have experienced a significant increase in risk but this will be used as a backstop rather than the primary indicator.

The Group will not be applying the low credit risk exemption which assumes investment grade facilities do not have a significant increase in credit risk

The movement between stages 2 and 3 will be based on whether financial assets are credit-impaired at the reporting date which is expected to be similar to the individual assessment of impairment for financial assets under the current AASB 139.

Assets may move in both directions through the stages of the impairment model. Assets previously in stage 2 may move back to stage 1 if it is no longer considered that there has been a significant deterioration of credit risk. Similarly, assets in stage 3 may move back to stage 2 if they are no longer assessed to be credit-impaired.

Forward looking information

The estimation of forward looking information is a key area requiring judgement. The Group intends to consider a minimum of three future macroeconomic scenarios. These will include a base case scenario along with upside and downside scenarios. The macroeconomic variables used in these scenarios, based on current economic forecasts, include (but are not limited to) unemployment rates, gross domestic product growth rates and residential and commercial property price indices. The macroeconomic variables and probability weightings of the three scenarios will be subject to the approval of the Group Chief Financial Officer and the Chief Risk Officer with oversight from the Board of Directors (and its Committees).

Governance

The Group has established a governance framework and has implemented controls to address disclosure of the impact of the new requirements of AASB 9 including key areas of judgement such as the determination of a significant increase in credit risk and the use of forward looking information in future economic scenarios along with the controls addressing credit data and systems and the expected credit loss models.

The AASB 9 provision calculation models have been independently reviewed in accordance with the Group's model risk policies and approved by the Credit Risk Estimates Committee (CREC). The key judgements in relation to the new provisioning methodology have been discussed and agreed with the Board Risk and Compliance Committee (BRCC) and the Board Audit Committee.

Models and credit risk processes have been tested in parallel run since May 2018 to provide a better understanding of the implications of the new impairment requirements. This included an evaluation of the effect on the Group's results as well as ongoing validation of the controls and effectiveness of the governance and operational processes. The control environment will continue to evolve as the Group embeds processes and controls during the financial year ending 30 September 2019.

Note 1. Financial statements preparation (continued)

Classification and measurement

AASB 9 replaces the classification and measurement model in AASB 139 with a new model that categorises financial assets based on a) the business model within which the assets are managed, and b) whether the contractual cash flows under the instrument solely represent the payment of principal and interest. Financial assets will be measured at:

- amortised cost where the business model is to hold the financial assets in order to collect contractual cash flows and those cash flows represent solely payments of principal and interest;
- fair value through other comprehensive income where the business model is to both collect contractual cash flows and sell
 financial assets and the cash flows represent solely payments of principal and interest. Non-traded equity instruments can
 also be measured at fair value through other comprehensive income; or
- fair value through profit or loss if they are held for trading or if the cash flows on the asset do not solely represent payments
 of principal and interest. An entity can also elect to measure a financial asset at fair value through profit or loss if it
 eliminates or reduces an accounting mismatch.

The accounting for financial liabilities is largely unchanged.

Implementation

The Group's classification and measurement implementation project has identified approximately \$800 million of available-forsale financial assets which will be reclassified to amortised cost under AASB 9 based on the hold to collect business model. In addition, the Group identified some available-for-sale and amortised cost financial assets that will be reclassified to fair value through profit and loss, however, the amounts being reclassified are not material.

Hedging

AASB 9 will change hedge accounting by increasing the eligibility of both hedged items and hedging instruments and introducing a more principles-based approach to assessing hedge effectiveness. Adoption of the new hedge accounting model is optional until the IASB completes its accounting for dynamic risk management project. Until this time, current hedge accounting under AASB 139 can continue to be applied.

Implementation

The Group will apply the option to continue hedge accounting under AASB 139, however will implement the amended AASB7 Financial Instruments: Disclosure (AASB7) hedge accounting disclosures as required.

Transition

The impairment and classification and measurement requirements of AASB 9 will be applied retrospectively by adjusting the opening balance sheet at the date of initial application, 1 October 2018, with no restatement of comparatives as permitted by the standard. However, detailed transitional disclosures will be provided in accordance with the amended requirements of AASB 7.

AASB 15 Revenue from Contracts with Customers (AASB 15) was issued on 28 May 2014 and will be effective from 1 October 2018. The standard replaces AASB 118 Revenue and related interpretations, and applies to all contracts with customers, except leases, financial instruments and insurance contracts. The standard provides a systematic approach to revenue recognition by introducing a five-step model governing revenue measurement and recognition. This includes:

- identifying the contract with customer;
- identifying each of the performance obligations included in the contract;
- determining the amount of consideration in the contract;
- allocating the consideration to each of the identified performance obligations; and
- recognising revenue as each performance obligation is satisfied.

The Group will elect to apply AASB 15 retrospectively by adjusting the opening balance of retained earnings at the date of initial application, 1 October 2018, with no comparatives restatement.

The Group has assessed the revenue streams existing at transition. Based on this assessment, the primary impacts from the adoption of AASB 15 are expected to be a grossing up of some income and expenses which are currently reported on a net basis. In addition, certain facility fees will be reclassified from non-interest income to interest income. These presentation changes will not have a material impact on the Group's net profit, retained earnings or capital position.

Note 1. Financial statements preparation (continued)

AASB 16 Leases (AASB 16) was issued on 24 February 2016 and will be effective for the 30 September 2020 financial year. The standard will not result in significant changes for lessor accounting. The main changes under the standard are:

- all operating leases of greater than 12 months duration will be required to be presented on balance sheet by the lessee as
 a right-of-use asset and lease liability. The asset and liability will initially be measured at the present value of noncancellable lease payments and payments to be made in optional periods where it is reasonably certain that the option will
 be exercised. Details of the Group's lease obligations are included in Note 30; and
- all leases on balance sheet will give rise to a combination of interest expense on the lease liability and depreciation of the right-of-use asset.

Alternative methods of calculating the right-of-use asset are allowed under AASB 16 which impact the size of the transition adjustment. The Group is still evaluating which transition method to apply.

Current project implementation efforts are focused on the review and evaluation of contracts within scope of the standard.

AASB 17 Insurance Contracts (AASB 17) was issued on 19 July 2017 and will be effective for the 30 September 2022 year end unless early adopted. This will replace AASB 4 Insurance Contracts, AASB 1023 General Insurance Contracts and AASB 1038 Life Insurance Contracts. The main changes under the standard are:

- the scope of the standard may result in some contracts that are currently "unbundled", i.e. accounted for separately as insurance and investment contracts being required to be "bundled" and accounted for as an insurance contract;
- portfolios of contracts (with similar risks which are managed together) will be required to be disaggregated to a more
 granular level by both the age of a contract and the likelihood of the contract being onerous in order to determine the
 recognition of profit over the contract period (i.e. the contractual service margin). The contractual service margin uses a
 different basis to recognise profit to the current Margin on Services approach for life insurance and therefore the pattern of
 profit recognition is likely to differ;
- risk adjustments, which reflect uncertainties in the amount and timing of future cash flows, are required for both general
 and life insurance contracts rather than just general insurance contracts under the current accounting standards;
- the contract boundary, which is the period over which profit is recognised, differs and is determined based on the ability to compel the policyholder to pay premiums or the substantive obligation to provide coverage/services. For some general insurance contracts (e.g. some lender mortgage insurance and reinsurance contracts) this may result in the contract boundary being longer. For life insurance, in particular term renewable contracts, the contract boundary is expected to be shorter. Both will be impacted by different patterns of profit recognition compared to the current standards;
- a narrower definition of what acquisition costs may be deferred:
- an election to recognise changes in assumptions regarding discount rate in other comprehensive income rather than in profit and loss;
- an election to recognise changes in the fair value of assets supporting policy liabilities in other comprehensive income rather than through profit and loss;
- reinsurance contracts and the associated liability are to be determined separately to the gross contract liability and may have different contract boundaries; and
- additional disclosure requirements.

The standard is expected to result in a reduction in the level of deferred acquisition costs, however the quantum of this and the profit and loss impacts to the Group are not yet practicable to determine.

FINANCIAL PERFORMANCE

Note 2. Segment reporting

Accounting policy

Operating segments are presented on a basis consistent with information provided internally to Westpac's key decision makers and reflects the management of the business, rather than the legal structure of the Group.

Internally, Westpac uses 'cash earnings' in assessing the financial performance of its divisions. Management believes this allows the Group to:

- more effectively assess current year performance against prior years;
- compare performance across business divisions; and
- compare performance across peer companies.

Cash earnings is viewed as a measure of the level of profit that is generated by ongoing operations and is therefore considered in assessing distributions, including dividends. Cash earnings is neither a measure of cash flow nor net profit determined on a cash accounting basis, as it includes both cash and non-cash adjustments to statutory net profit.

To determine cash earnings, three categories of adjustments are made to statutory results

- material items that key decision makers at the Westpac Group believe do not reflect ongoing operations;
- Items that are not considered when dividends are recommended, such as the amortisation of intangibles, impact of Treasury shares and economic hedging; and
- accounting reclassifications between individual line items that do not impact statutory results.

Internal charges and transfer pricing adjustments have been reflected in the performance of each operating segment. Intersegment pricing is determined on an arm's length basis.

Reportable operating segments

The operating segments are defined by the customers they service and the services they provide:

- Consumer Bank (CB):
 - responsible for sales and service of banking and financial products and services;
 - customer base is consumer in Australia; and
 - operates under the Westpac, St. George, BankSA, Bank of Melbourne and RAMS brands.
- Business Bank (BB):
 - responsible for sales and service of banking and financial products and services;
 - customer base is SME and commercial business customers in Australia for facilities up to approximately \$150 million;
 and
 - operates under the Westpac, St.George, BankSA and Bank of Melbourne brands.
- BT Financial Group (Australia) (BTFG):
 - Westpac's Australian wealth management and insurance division;
 - services include the manufacturing and distribution of investment, superannuation and retirement products, wealth administration platforms, private wealth, margin lending and equities broking;
 - BTFG's insurance business covers the manufacturing and distribution of life, general and lenders mortgage insurance;
 - in addition to the BT brand, BTFG operates a range of financial services brands along with the banking brands of Westpac, St.George, Bank of Melbourne and BankSA for Private Wealth and Insurance.
- Westpac Institutional Bank (WIB):
 - Westpac's institutional financial services division delivering a broad range of financial products and services;
 - services include transactional banking, financial and debt capital markets, specialised capital, and alternative investment solutions;
 - customer base includes commercial, corporate, institutional and government customers;
 - customers are supported throughout Australia, as well as via branches and subsidiaries located in New Zealand, US, UK and Asia; and
 - also responsible for Westpac Pacific, providing a range of banking services in Fiji and Papua New Guinea.

,

Note 2. Segment reporting (continued)

- Westpac New Zealand:
 - responsible for sales and service of banking, wealth and insurance products to customers in New Zealand;
 - customer base includes consumers, business and institutional customers; and
 - operates under the Westpac brand for banking products, the Westpac Life brand for life insurance products and the BT brand for wealth products.
- Group Businesses include:
 - Treasury, which is responsible for the management of the Group's balance sheet including wholesale funding, capital and management of liquidity. Treasury also manages the interest rate risk and foreign exchange risks inherent in the balance sheet, including managing the mismatch between Group assets and liabilities. Treasury's earnings are primarily sourced from managing the Group's balance sheet and interest rate risk, (excluding Westpac New Zealand) within set risk limits;
 - Group Technology[†], which comprises functions for the Australian businesses, is responsible for technology strategy and architecture, infrastructure and operations, applications development and business integration;
 - Core Support², which comprises functions performed centrally, including Australian banking operations, property services, strategy, finance, risk, compliance, legal, human resources, and customer and corporate relations; and
 - Group Businesses also includes earnings on capital not allocated to divisions, for certain intra-group transactions that facilitate presentation of performance of the Group's operating segments, earnings from non-core asset sales, earnings and costs associated with the Group's fintech investments, and certain other head office items such as centrally held provisions.

Revisions to segment allocations

In 2018, Westpac implemented a number of changes to the presentation of its divisional financial information. These changes have no impact on the Group's overall results or balance sheet but impact divisional results and balance sheets. Comparative divisional financial information has been restated for these changes.

The changes include updates to the methodologies to allocate certain costs, revenues and capital to the divisions. These changes can be summarised as:

- Allocating additional capital from Group Businesses to operating divisions, following greater clarity from APRA on updates
 to its capital framework:
- Updating the Group's cost of funds transfer pricing methodology, including the allocation of revenue from balance sheet management activities:
- 3. Realigning divisional earnings and balance sheet disclosures for recent customer transfers, and
- 4. Refining expense allocations to improve the allocation of support costs to divisions.

¹ Costs are fully allocated to other divisions in the Group

Costs are partially allocated to other divisions in the Group, with costs attributed to enterprise activity retained in Group Businesses.

Note 2. Segment reporting (continued)

The following tables present the segment results on a cash earnings basis for the Group:

2016 Sm	Consumer Bank	Business Bank	Financial Group (Australia)	Westpac Institutional Bank	Westpac New Zealand	Group Businesses	Total	Net cash earnings adjustment	Income Statement
Not interest income	7,748	4,065	578	1,416	1,720	812	16,339	166	16,505
Non-interest income	746	1,189	1,648	1,556	438	35	5,612	16	5,628
Net operating income before operating expenses and									
impairment charges	8,494	5,254	2,226	2,972	2,158	847	21,951	182	22,133
Operating expenses	(3,542)	(1,876)	(1,291)	(1,446)	(860)	(571)	(9,586)	(106)	(9,692)
Impairment (charges)/benefits	(451)	(291)	(6)	38	(2)	2	(710)	11002	(710)
Profit before income tax	4,501	3,087	929	1,564	1,296	278	11,655	76	11,731
Income tax expense	(1,361)	(928)	(284)	(473)	(362)	(178)	(3,586)	(46)	(3,632)
Net profit attributable to	200 8		1000	1200		2 2 2		10.00	
non-controlling interests		0.000		(5)	0.00	1	(4)		(4)
Cash earnings for the year	3,140	2,159	645	1,086	934	101	8,065	30	8,095
Net cash earnings adjustments	(15)	(2)	(73)	+	13	107	30		
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation	3,125	2,157	572	1,086	947	208	8,095		
Additional information Depreciation, amortisation and impairments	(173)	(71)	(78)	(274)	(81)	(467)	(1,144)		
Balance Sheet	=								
Total assets	392,495	156,523	34,923	102,380	82,424	110,847	879,592		
Total liabilities	212,472	114,137	42,500	126,620	72,078	247,212	815,019		
Additions of property and equipment and intangible assets	363	94	96	88	99	452	1,192		

2017			BT Financial	Westpac	Westpac			Net cash	
	Consumer	Business	Group	Institutional	New	Group	12/14/	earnings	Income
\$m	Bank	Bank	(Australia)	Bank	Zealand	Businesses	Total	adjustment	Statement
Net interest income	7,638	3,885	511	1,328	1,629	713	15,704	(188)	15,516
Non-interest income	813	1,141	1,744	1,707	480	(33)	5,852	434	6,286
Net operating income before operating expenses and									
impairment charges	8,451	5,026	2,255	3,035	2,109	680	21,556	246	21,802
Operating expenses	(3.376)	(1,618)	(1.199)	(1,351)	(903)	(456)	(9,105)	(329)	(9,434)
Impairment (charges)/benefits	(565)	(343)	(4)	(56)	72	43	(853)		(853)
Profit before income tax	4,508	2,865	1,052	1,628	1,278	267	11,598	(83)	11,515
Income tax expense	(1.353)	(862)	(316)	(462)	(361)	(175)	(3,529)	11	(3,518)
Net profit attributable to									
non-controlling interests				(7)			(7)		(7)
Cash earnings for the year	3,155	2,003	736	1,159	917	92	8,062	(72)	7,990
Net cash earnings adjustments	(116)	(10)	160		(14)	(92)	(72)		
Net profit attributable to owners	el convers	9.1.00	A Pall	1.7	100,000	5000	1,176,11		
of Westpac Banking Corporation	3,039	1,993	896	1,159	903	12	7,990		
Additional information Depreciation amortisation									
and impairments ¹	(335)	(79)	(49)	(206)	(86)	(514)	(1,269)		
Balance Sheet									
Total assets	377,457	153,078	35,237	103,080	81,285	101,738	851,875		
Total liabilities	202,689	111,385	41,431	118,875	71,432	244,721	790,533		
Additions of property and equipment and intangible assets	276	54	93	55	85	442	1,005		

Comparatives have been revised for consistency.

Note 2. Segment reporting (continued)

2016			BT Financial	Westpac	Westpac			Net cash	
	Consumer	Business	Group	Institutional	New	Group		eamings	Income
\$m	Bank	Bank	(Australia)	Bank	Zealand	Businesses	Total	adjustment	Statement
Net interest income	7,268	3,766	460	1,421	1,606	827	15,348	(200)	15,148
Non-interest income	863	1,089	1,908	1.537	483	8	5,888	(51)	5,837
Net operating income before operating expenses and									
impairment charges	8,131	4,855	2,368	2,958	2,089	835	21,236	(251)	20,985
Operating expenses	(3,312)	(1,774)	(1,184)	(1,374)	(889)	(398)	(8,931)	(286)	(9,217)
Impairment (charges)/benefits	(516)	(386)		(177)	(54)	9	(1,124)		(1,124)
Profit before income tax	4,303	2,695	1,184	1,407	1,146	446	11,181	(537)	10,644
Income tax expense	(1,292)	(810)	(352)	(421)	(321)	(148)	(3,344)	160	(3,184)
Net profit attributable to									
non-controlling interests				(7)		(8)	(15)		(15)
Cash earnings for the year	3,011	1,885	832	979	825	290	7,822	(377)	7,445
Net cash earnings adjustments	(116)	(10)	(32)		2	(221)	(377)	0000	
Net profit attributable to owners	536523	10102200	6520	20.23	12200	0:000	7927535		
of Westpac Banking Corporation	2,895	1,875	800	979	827	69	7,445	-	
Additional information Depreciation, amortisation									
and impairments	(282)	(65)	(67)	(188)	(102)	(524)	(1,228)		
Balance Sheet									
Total assets ¹	359,228	148,904	38,217	110,616	82,071	100,166	839,202		
Total liabilities	191,027	106,046	40,792	125,931	72,408	244,817	781,021		
Additions of property and equipment and intangible assets	178	83	88	459	96	417	1,321		

Total assets for BT Financial Group (Australia) include the equity accounted carrying value of the investment in Pendal Group Limited of \$718 million.

Note 2. Segment reporting (continued)

Reconciliation of cash earnings to net profit

\$m	2018	2017	2016
Cash earnings for the year	8,065	8,062	7,822
Cash earning adjustments:			
Adjustments relating to Pendal (BTIM)	(73)	171	
Amortisation of intangible assets	(17)	(137)	(158)
Acquisition, transaction and integration expenses			(15)
Fair value gain/(loss) on economic hedges	126	(69)	(203)
Ineffective hedges	(13)	(16)	9
Treasury shares	7	(21)	(10)
Total cash earnings adjustments	30	(72)	(377)
Net profit attributable to owners of Westpac Banking Corporation	8,095	7,990	7,445

Further details of the above cash earnings adjustments, which are all net of tax, are provided in Divisional performance in Section 2.

Revenue from products and services

Details of revenue from external customers by product or service are disclosed in Notes 3 and 4. No single customer amounted to greater than 10% of the Group's revenue.

Geographic segments

Geographic segments are based on the location of the office where the following items were recognised:

	201	2018		2017		6
	\$m	%	\$m	%	\$m	:%
Revenue						
Australia	32,696	85.6	32,328	86.2	32,868	87.3
New Zealand	4,406	11.5	4,360	11.6	4.158	11.0
Other overseas ²	1,097	2.9	830	2.2	633	1.7
Total	38,199	100.0	37,518	100.0	37,659	100.0
Non-current assets ³						
Australia	12,271	93.7	12,326	93.8	12,607	93.7
New Zealand	756	5.8	745	5.7	774	5.8
Other overseas ²	65	0.5	68	0.5	77	0.5
Total	13,092	100.0	13,139	100.0	13,458	100.0

Pendal Group Limited (Pendal), formerly BT Investment Management (BTIM).

Other included Pacific Islands, Asia, the Americas and Europe. Non-current assets represent property and equipment and intangible assets.

Note 3. Net interest income

Accounting policy

Interest income and expense for all interest earning financial assets and interest bearing financial liabilities, detailed within the table below, are recognised using the effective interest rate method. Net income from treasury's interest rate and liquidity management activities and the cost of the Bank levy are included in net interest income.

The effective interest rate method calculates the amortised cost of a financial instrument by discounting the financial instrument's estimated future cash receipts or payments to their present value and allocates the interest income or interest expense, including any fees, costs, premiums or discounts integral to the instrument, over its expected life.

		Parent Entity			
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Interest income					
Cash and balances with central banks	325	241	260	300	216
Receivables due from other financial institutions	108	110	100	102	85
Net ineffectiveness on qualifying hedges	(18)	(22)	12	(22)	(13)
Trading securities and financial assets designated at fair value	542	558	645	499	505
Available-for-sale securities	1,914	1,795	1,808	1,743	1,613
Loans	29,621	28,504	28,953	25,801	24,577
Regulatory deposits with central banks overseas	23	17	13	23	17
Due from subsidiaries	**	390	500	4,328	3,838
Other interest income	56	29	31	56	27
Total interest income	32,571	31,232	31,822	32,830	30,865
Interest expense					
Payables due to other financial institutions	(319)	(279)	(345)	(314)	(278)
Deposits and other borrowings	(9,021)	(8,868)	(9,369)	(7,817)	(7,680)
Trading liabilities	(959)	(2,065)	(2,520)	(754)	(1,646)
Debt issues	(4,480)	(3,585)	(3,737)	(3,958)	(3.034)
Due to subsidiaries	1000	1000		(4,851)	(4.211)
Loan capital	(774)	(693)	(589)	(774)	(693)
Bank levy	(378)	(95)	*	(378)	(95)
Other interest expense	(135)	(131)	(114)	(131)	(128)
Total interest expense	(16,066)	(15,716)	(16,674)	(18,977)	(17,765)
Net interest income	16,505	15,516	15,148	13,853	13,100

Of the amounts noted in total interest income and total interest expense, the amounts related to financial instruments not measured at fair value through income statement were as follows:

\$m		Parent	Entity		
	2018	2017	2016	2018	2017
Interest income	31,934	30,555	30,941	32,240	30,232
Interest expense	14,070	12,673	13,101	17,217	15,205

Note 4. Non-interest income

Accounting policy

Fees and commissions

Fees and commission income are recognised as follows:

- facility fees are primarily earned for the provision of credit and other facilities to customers and are recognised as the services are provided;
- transaction fees are earned for facilitating transactions and are recognised once the transaction is executed;
- other non-risk fee income includes advisory and underwriting fees which are recognised when the related service is completed.

Income which forms an integral part of the effective interest rate of a financial instrument is recognised using the effective interest method and recorded in interest income (for example, loan origination fees).

Funds management income

Funds management fees earned for the ongoing management of customer funds and investments are recognised over the period of management.

Premium income

Premium income includes premiums earned for life insurance, life investment and general insurance products:

- life insurance premiums with a regular due date are recognised as revenue on an accrual basis. Premiums with no due
 date are recognised on a cash received basis;
- life investment premiums include a management fee component which is recognised as funds management income over the period the service is provided. The deposit components of life insurance and investment contracts are not revenue and are treated as movements in life insurance policy liabilities;
- general insurance premium comprises amounts charged to policyholders, excluding taxes, and is recognised based on the
 likely pattern in which the insured risk is likely to emerge. The portion not yet earned based on the pattern assessment is
 recognised as unearned premium liability.

Claims expense

- . life and general insurance contract claims are recognised as an expense when the liability is established;
- claims incurred in respect of life investment contracts represent withdrawals and are recognised as a reduction in life
 insurance liabilities.

Trading income

- realised and unrealised gains or losses from changes in the fair value of trading assets, liabilities and derivatives are recognised in the period in which they arise (except day one profits or losses which are deferred, refer to Note 23);
- dividend income on the trading portfolio is recorded as part of trading income;
- net income related to Treasury's interest rate and liquidity management activities is included in net interest income.

Dividend income

- dividends on quoted shares are recognised on the ex-dividend date;
- dividends on unquoted shares are recognised when the company's right to receive payment is established.

Note 4. Non-interest income (continued)

	C	onsolidated	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Fees and commissions					
Facility fees	1,347	1,333	1,297	1,333	1,299
Transaction fees and commissions	1,105	1,193	1,177	886	953
Other non-risk fee income	98	229	281	54	211
Total fees and commissions	2,550	2,755	2,755	2,273	2,463
Wealth management and insurance income					
Life insurance and funds management net operating income	1,825	1,590	1,657	194	
General insurance and lenders mortgage insurance net operating income	236	210	242		
Total wealth management and insurance income	2,061	1,800	1,899	- 2	- 2
Trading income ²	945	1,202	1,124	919	1,095
Other income					
Dividends received from subsidiaries	59	- 1	UK.	2,013	1,859
Dividends received from other entities	3	2	7	3	2
Net gain on sale of associates ³	-	279			
Net gain on disposal of assets	24	6	1	4	5
Net gain/(loss) on hedging overseas operations		18	(6)	19	152
Net gain/(loss) on derivatives held for risk management purposes ⁴	8	52	(88)	8	52
Net gain/(loss) on financial instruments designated at fair value	38	11	(6)	36	3
Net gain/(loss) on disposal of controlled entities	(9)	5.4	1	1.0	
Rental income on operating leases	107	143	109	77	104
Share of associates' net profit/(loss)	(10)	17	30	1,4	
Other ⁶	(89)	19	11	5	20
Total other income	72	529	59	2,161	2,197
Transactions with subsidiaries	5+			472	376
Total non-interest income	5,628	6,286	5,837	5,825	6,131
Wealth management and insurance income comprised					10.5,000,000
Funds management income	1,145	997	1,006	100	
Life insurance premium income	1,410	1,204	1,114		-
Life insurance commissions, investment income and other income	666	544	386	4	
Life insurance claims and changes in life insurance liabilities	(1,396)	(1,155)	(849)		
General insurance and lenders mortgage insurance net premiums earned	472	451	455		-
General insurance and lenders mortgage insurance investment,					
commissions and other income	50	77	70		1.0
General insurance and lenders mortgage insurance claims incurred,					
underwriting and commission expenses	(286)	(318)	(283)		
Total wealth management and insurance income	2,061	1,800	1,899		

Wealth management and insurance income includes policy holder tax recoveries.

Wealth management and insurance income includes policy houser sax recoveries.

Trading income represents a component of total markets income from WiB markets business, Westpac Pacific and Treasury foreign exchange operations in Australia and New Zealand.

On 26 May 2017, the Group sold 60 million (19% of Pendal's shares on issue) Pendal shares. Refer to Note 35 for further details.

On 20 May 2017, the Group soil of million (15 to 17 Parada a million of recommendation and the form derivatives held for risk management purposes reflects the impact of economic hedges of foreign currency capital and earnings.

Other includes \$104 million of impairment on the remaining shareholdings of Pendal for the Group and nill for Parent in 2018.

Note 5. Operating expenses

	c	onsolidated	É	Parent Entity	
Sm	2018	2017	2016	2018	2017
Staff expenses					
Employee remuneration, entitlements and on-costs	4,292	4,133	4,005	3,537	3,371
Superannuation expense ¹	386	380	369	315	314
Share-based payments	95	113	135	97	96
Restructuring costs	114	75	92	97	68
Total staff expenses	4,887	4,701	4,601	4,046	3,849
Occupancy expenses					
Operating lease rentals	632	648	622	565	579
Depreciation of property and equipment	245	291	285	196	235
Other	156	134	125	134	111
Total occupancy expenses	1,033	1,073	1,032	895	925
Technology expenses		- 1			
Amortisation and impairment of software assets	620	628	571	567	572
Depreciation and impairment of IT equipment	141	158	156	124	139
Technology services	721	639	672	564	512
Software maintenance and licences	342	313	277	289	269
Telecommunications	209	190	181	183	163
Data processing	77	80	72	76	78
Total technology expenses	2,110	2,008	1,929	1,803	1,733
Other expenses	1 - 1/2/2007	4.55500	20000	1,70-100.0	
Professional and processing services ²	824	755	741	638	515
Amortisation and impairment of intangible assets and deferred expenditure	138	192	216	21	169
Postage and stationery	182	217	217	152	179
Advertising	173	155	156	127	107
Credit card loyalty programs	126	152	144	101	118
Non-lending losses	133	73	81	112	58
mpairment/(reversal of impairment) on investments in subsidiaries				44	7
Other expenses	86	108	100	162	238
Total other expenses	1,662	1,652	1,655	1,357	1,391
Total operating expenses	9,692	9,434	9,217	8,101	7,898

Superannuation expense includes both defined contribution and defined benefit expense. Further details of the Group's defined benefit plans are in

Note 38.

Professional and processing services relates to:
services provided by external suppliers including items such as cash handling and security services, marketing costs, research and recruitment fees (2018: \$271 million, 2017: \$186 million, 2016: \$283 million);
operations processing (2018: \$195 million, 2017: \$184 million, 2016: \$196 million);
consultants (2018: \$151 million, 2017: \$162 million, 2016: \$120 million);
credit assessment (2018: \$58 million, 2017: \$51 million, 2016: \$80 million);
legal and audit fees (2018: \$111 million, 2017: \$61 million, 2016: \$51 million);
regulatory fees and share market related costs (2018: \$38 million, 2017: \$27 million, 2016: \$31 million).

Note 6. Impairment charges

Accounting policy

At each balance sheet date, the Group assesses whether there is any objective evidence of impairment of its loan portfolio. An impairment charge is recognised if there is objective evidence that the principal or interest repayments may not be recoverable and when the financial impact of the non-recoverable loan can be reliably measured.

Objective evidence of impairment could include a breach of contract with the Group such as a default on interest or principal payments, a borrower experiencing significant financial difficulties or observable economic conditions that correlate to defaults on a group of loans.

The impairment charge is measured as the difference between the loan's current carrying amount and the present value of its estimated future cash flows. The estimated future cash flows exclude any expected future credit losses which have not yet occurred and are discounted to their present value using the loan's original effective interest rate. If a loan has a variable interest rate, the discount rate for measuring any impairment is the current effective interest rate.

The impairment charge is recognised in the income statement with a corresponding reduction of the carrying value of the loan through an offsetting provision account (refer to Note 14).

In subsequent periods, objective evidence may indicate that an impairment charge should be reversed. Objective evidence could include a borrower's credit rating or financial circumstances improving. The impairment charge is reversed in the income statement of that future period and the related provision for impairment is reduced.

Uncollectable loans

A loan may become uncollectable in full or part if, after following the Group's loan recovery procedures, the Group remains unable to collect that loan's contractual repayments. Uncollectable amounts are written off against their related provision for impairment, after all possible repayments have been received.

The Group may subsequently be able to recover cash flows from loans written off. In the period which these recoveries are made, they are recognised in the income statement.

Critical accounting assumptions and estimates relating to impairment charges are included in Note 14.

	C	Parent Entity			
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Individually assessed provisions raised	371	610	727	341	581
Write-backs	(150)	(288)	(210)	(131)	(218)
Recoveries	(179)	(168)	(137)	(138)	(121)
Collectively assessed provisions raised	668	699	744	610	628
Impairment charges	710	853	1,124	682	870

Refer to Note 14 for further details on Provisions for impairment charges.

Note 7. Income tax

Accounting policy

The tax expense for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement, except to the extent that it relates to items recognised directly in other comprehensive income, in which case it is recognised in the statement of other comprehensive income.

Current tax is the tax payable for the year using enacted or substantively enacted tax rates and laws for each jurisdiction. Current tax also includes adjustments to tax payable for previous years.

Deferred tax accounts for temporary differences between the carrying amounts of assets and liabilities in the financial statements and their values for taxation purposes.

Deferred tax is determined using the enacted or substantively enacted tax rates and laws for each jurisdiction which are expected to apply when the assets will be realised or the liabilities settled.

Deferred tax assets and liabilities have been offset where they relate to the same taxation authority, the same taxable entity or group, and where there is a legal right and intention to settle on a net basis.

Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that future taxable profits will be available to utilise the assets

Deferred tax is not recognised for the following temporary differences:

- the initial recognition of assets or liabilities in a transaction that is not a business combination and that affects neither the
 accounting nor taxable profit or loss;
- the initial recognition of goodwill in a business combination;
- retained earnings in subsidiaries which the Parent Entity does not intend to distribute for the foreseeable future.

The Parent Entity is the head entity of a tax consolidated group with its wholly owned, Australian subsidiaries. All entities in the tax consolidated group have entered into a tax sharing agreement which, in the opinion of the Directors, limits the joint and several liabilities in the case of a default by the Parent Entity.

Tax expense and income deferred tax balances arising from temporary differences are recognised using a 'group allocation basis'. As head entity, the Parent Entity recognises all current tax balances and deferred tax assets arising from unused tax losses and relevant tax credits for the tax-consolidated group. The Parent Entity fully compensates/is compensated by the other members for these balances.

Critical accounting assumptions and estimates

The Group operates in multiple tax jurisdictions and significant judgement is required in determining the worldwide current tax liability. There are many transactions with uncertain tax outcomes and provisions are held to reflect these tax uncertainties.

Note 7. Income tax (continued)

Income tax expense

The income tax expense for the year reconciles to the profit before income tax as follows:

	0	Consolidated				
\$m	2018	2017	2016	2018	2017	
Profit before income tax	11,731	11,515	10,644	10,895	10,463	
Tax at the Australian company tax rate of 30%	3,519	3,455	3,193	3,269	3,139	
The effect of amounts which are not deductible/						
(assessable) in calculating taxable income						
Hybrid capital distributions	69	64	50	69	64	
Life insurance:						
Tax adjustment on policyholder earnings	24	8	(2)	3.83	100	
Adjustment for life business tax rates	(1)	(1)				
Dividend adjustments	(1)	(3)	(4)	(604)	(558)	
Other non-assessable items	(5)	(3)	(10)	(2)	(2)	
Other non-deductible items	64	32	35	34	25	
Adjustment for overseas tax rates	(28)	(30)	(26)	(3)	(5)	
Income tax (over)/under provided in prior years	9	4	(65)		1	
Other items	(18)	(8)	13	(12)	(44)	
Total income tax expense	3,632	3,518	3,184	2,751	2,620	
Income tax analysis						
Income tax expense comprises:						
Current income tax	3,704	3,404	3,351	2,806	2,367	
Movement in deferred tax	(81)	110	(102)	(55)	252	
Income tax (over)/under provision in prior years	9	4	(65)	-	1	
Total income tax expense	3,632	3,518	3,184	2,751	2,620	
Total Australia	3,178	3,072	2,835	2,677	2,544	
Total Overseas	454	446	349	74	76	
Total income tax expense ¹	3,632	3,518	3,184	2,751	2,620	

The effective tax rate was 30.96% in 2018 (2017: 30.55%, 2016: 29.91%).

As the Bank Levy is not a levy on income, it is not included in income tax. It is included in Note 3 Net interest income.

3

Notes to the financial statements

Note 7. Income tax (continued)

Deferred tax assets

The balance comprises temporary differences attributable to:

	Consoli	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Amounts recognised in the income statements				
Provisions for impairment charges on loans	827	847	708	701
Provision for long service leave, annual leave and other employee benefits	323	321	301	292
Financial instruments	5	3	2	4
Property and equipment	196	198	177	180
Other provisions	322	239	299	223
Other liabilities	119	100	112	99
Total amounts recognised in the income statements	1,792	1,708	1,599	1,499
Amounts recognised directly in other comprehensive income	1.1.11			
Cash flow hedges	50	63	31	41
Defined benefit		3		3
Total amounts recognised directly in other comprehensive income	50	66	31	44
Gross deferred tax assets	1,842	1,774	1,630	1,543
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities*	(662)	(662)	(528)	(490)
Net deferred tax assets	1,180	1,112	1,102	1,053
Movements			774	
Opening balance	1,112	1,351	1,053	1,399
Recognised in the income statements	84	(387)	100	(313)
Recognised in other comprehensive income ⁴	(16)	(85)	(13)	(69)
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities	7.	233	(38)	36
Closing balance	1,180	1,112	1,102	1,053

Deferred tax liabilities

The balance comprises temporary differences attributable to:

	Consolic	dated	Parent Entity	
\$m	2018	2017	2018	2017
Amounts recognised in the income statements	(10000000)			. 535000
Financial instruments		3		3
inance lease transactions	158	106	161	83
Property and equipment	135	162	135	163
ife insurance assets	51	47		1.0
Other assets	312	335	213	215
Fotal amounts recognised in the income statements	656	653	509	464
Amounts recognised directly in other comprehensive income	10000			1000
Available-for-sale securities	10	19	7	26
Defined benefit	14		15	
otal amounts recognised directly in other comprehensive income	24	19	22	26
Gross deferred tax liabilities	680	672	531	490
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities ¹	(662)	(662)	(528)	(490)
Net deferred tax liabilities	18	10	3	
Movements	1411			
Opening balance	10	36	(# E	0.0
Recognised in the income statements	3	(277)	45	(61)
Recognised in other comprehensive income ¹	5	18	(4)	25
Set-off of deferred tax assets and deferred tax liabilities		233	(38)	36
Closing balance	18	10	3	

Comparatives have been revised for consistency

Note 7. Income tax (continued)

Unrecognised deferred tax balances

The following potential deferred tax balances have not been recognised. The values shown are the gross balances and not tax effected. The tax effected balances would be approximately 30% of the values shown.

	Consoli	Parent Entity		
ax losses on revenue account	2018	2017	2018	2017
Unrecognised deferred tax asset				
Tax losses on revenue account	190	213	151	162
Unrecognised deferred tax liability				
Gross retained earnings of subsidiaries which the Parent Entity does				
not intend to distribute in the foreseeable future	58	51	1.7	70

Note 8. Earnings per share

Accounting policy

Basic earnings per share (EPS) is calculated by dividing the net profit attributable to shareholders by the weighted average number of ordinary shares on issue during the year, adjusted for treasury shares. Diluted EPS is calculated by adjusting the basic earnings per share by assuming all dilutive potential ordinary shares (share based payments – Note 37 and convertible loan capital – Note 20) are converted.

Consolidated	20	18	2017		2016	
\$m	Basic	Diluted	Basic	Diluted	Basic	Diluted
Net profit attributable to shareholders	8,095	8,095	7,990	7,990	7,445	7,445
Adjustment for Restricted Share Plan (RSP) dividends ¹	(5)	*3	(6)		(5)	
Adjustment for potential dilution:						
Distributions to convertible loan capital holders ²	12	283	2	253	- 1	222
Adjusted net profit attributable to shareholders	8,090	8,378	7,984	8,243	7,440	7,667
Weighted average number of ordinary shares (millions)						
Weighted average number of ordinary shares on issue	3,414	3,414	3,364	3,364	3,322	3,322
Treasury shares (including RSP share rights)	(8)	(8)	(9)	(9)	(9)	(9)
Adjustment for potential dilution:						
Share-based payments	158	3	2.5	4		4
Convertible loan capital ²		232		236		203
Adjusted weighted average number of ordinary shares	3,406	3,641	3,355	3,595	3,313	3,520
Earnings per ordinary share (cents)	237.5	230.1	238.0	229.3	224.6	217.8

RSP share rights are explained in Note 37. Some RSP share rights have not vested and are not ordinary shares but do receive dividends. These RSP dividends are deducted to show the profit attributable to ordinary shareholders.

The Group has issued convertible loan capital which is expected to convert into ordinary shares in the future (refer to Note 20 for further details). These convertible loan capital instruments are all dilutter and diluted EPS is therefore calculated as if the instruments had already been converted.

Note 9. Average balance sheet and interest rates

The daily average balances of the Group's interest earning assets and interest bearing liabilities are shown below along with their interest income or expense.

Consolidated	Average Balance \$m	2018 Interest Income \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	2017 Interest Income \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	2016 Interest Income Sm	Average Rate %
Assets									
Interest earning assets									
Receivables due from other									
financial institutions:									
Australia	4,169	77	1.8	7,422	82	1.1	9,616	84	0.9
New Zealand	350	6	1.7	850	8	0.9	449	6	1.3
Other overseas	1,046	25	2.4	851	20	2.4	1,292	10	0.8
Trading securities and financial									
assets designated at fair value:									
Australia	17,420	423	2.4	18,418	416	2.3	18,632	481	2.6
New Zealand	3,538	80	2.3	4,238	96	2.3	4,105	118	2.9
Other overseas	2,286	39	1.7	3,214	46	1.4	3,339	46	1.4
Available-for-sale securities:									
Australia	55,458	1,692	3.1	52,457	1,573	3.0	48,151	1,581	3.3
New Zealand	3,304	136	4.1	3,479	147	4.2	3,193	141	4.4
Other overseas	2,778	86	3.1	2,272	75	3.3	2,710	86	3.2
Regulatory deposits with central									
banks overseas									
Other overseas	1,040	23	2.2	1,035	17	1.6	1,197	13	1.1
Loans and other receivables1:									
Australia	579,749	25,709	4.4	557,865	24,772	4.4	532,172	25,162	4.7
New Zealand	73,804	3,514	4.8	72,938	3,460	4.7	68,370	3,617	5.3
Other overseas	30,002	761	2.5	27,255	520	1.9	28,617	477	1.7
Total interest earning assets									
and interest income	774,944	32,571	4.2	752,294	31,232	4.2	721,843	31,822	4.4
Non-Interest earning assets		0.0000000000000000000000000000000000000	3210		170000000	171000		2000000	200
Cash, receivables due from other									
financial institutions and regulatory									
deposits with central banks overseas	2,376			2,000			2,431		
Derivative financial instruments	34,702			37,673			48,666		
Life insurance assets	10,664			12,447			12,702		
All other assets ²	61,938			60,111			57,913		
Total non-interest earning assets	109,680			112,231			121,712		
Total assets	884,624			864,525			843,555		

Loans and other receivables are stated net of provisions for impairment charges on loans. Other receivables include cash and balances with central banks and other interest earning assets.

Include property and equipment, intangible assets, deferred tax assets, non-interest bearing loans relating to mortgage offset accounts and other assets.

Note 9. Average balance sheet and interest rates (continued)

Consolidated		2018			2017		2016			
	Average	Interest	Average	Average		Average	Average		Average	
	Balance	Expense	Rate	Balance	Expense	Rate	Balance	Expense	Rate	
Liabilities	\$m	\$m	%	\$m	\$m	%	\$m	\$m	*	
Interest bearing liabilities										
Payables due to other										
financial institutions:	40.400	200		45.740	***		45 570	201	4.0	
Australia	16,180	262	1.6	15,740	241	1,5	16,570	301	1.8	
New Zealand	1,135	17	1.5	642	9	1.4	567	10	1.8	
Other overseas	1,963	40	2.0	2,451	29	1.2	2,811	34	1.2	
Deposits and other borrowings:					****					
Australia	422,006	7,308	1.7	409,586	7,344	1.8	376,115	7,801	2.1	
New Zealand	51,368	1,196	2.3	51,042	1,173	2.3	48,251	1,280	2.7	
Other overseas	26,599	517	1.9	24,085	351	1.5	29,336	288	1.0	
Loan capital:	32222	01020	1770	82/201	872223	20.00	71271227	2501	1000	
Australia	15,028	635	4.2	15,841	638	4.0	12,150	513	4.2	
New Zealand	1,645	84	5.1	43	2	4.7	2222			
Other overseas	1,324	55	4.2	1,324	53	4.0	1,687	76	4.5	
Other interest bearing liabilities':										
Australia	163,949	5,369	3.3	157,842	5,117	3.2	164,871	5,574	3.4	
New Zealand	14,218	580	4.1	15,821	747	4.7	14,067	787	5.6	
Other overseas	94	3	3.2	507	12	2.4	851	10	1.2	
Total interest bearing liabilities										
and interest expense	715,509	16,066	2.2	694,924	15,716	2.3	667,276	16,674	2.5	
Non-interest bearing liabilities										
Deposits and payables due to										
other financial institutions:										
Australia	42,377			40,514			36,594			
New Zealand	5,289			4,716			4,105			
Other overseas	824			869			1,023			
Derivative financial instruments	37,504			42,780			55,956			
Life insurance liabilities	8,874			10,560			10,985			
All other liabilities	12,199			11,586			11,145			
Total non-interest bearing										
liabilities	107,067			111,025			119,808			
Total liabilities	822,576			805,949			787,084			
Shareholders' equity	62,017			58,556			55,896			
Non-controlling interests	31			20			575			
Total equity	62,048			58,576			56,471			
Total liabilities and equity	884,624			864,525	-		843,555			

Include net impact of Treasury balance sheet management activities and the Bank Levy. Include other liabilities, provisions, current and deferred tax liabilities.

ಿ

Notes to the financial statements

Note 9. Average balance sheet and interest rates (continued)

Net interest income may vary from year to year due to changes in the volume of, and interest rates associated with, interest earning assets and interest bearing liabilities. The table below allocates the change in net interest income between changes in volume and interest rate for those assets and liabilities.

Calculation of variances

- volume changes are determined based on the movements in average asset and liability balances;
- interest rate changes are determined based on the change in interest rate associated with those assets and liabilities.

Where variances arise due to a combination of volume and interest rate changes, the absolute dollar value of each change is allocated in proportion to their impact on the total change.

Consolidated	Cha	2018 nge Due to		2017 Change Due to			
\$m	Volume	Rate	Total	Volume	Rate	Total	
Interest earning assets			7,412,				
Receivables due from other financial institutions:							
Australia	(36)	31	(5)	(19)	17	(2)	
New Zealand	(5)	3	(2)	5	(3)	2	
Other overseas	5		5	(3)	13	10	
Trading securities and financial assets designated at fair value:	97			100			
Australia	(23)	30	7	(6)	(59)	(65)	
New Zealand	(16)		(16)	4	(26)	(22)	
Other overseas	(13)	6	(7)	(2)	2	1001	
Available-for-sale securities:	(10)		(1)	(4)		-	
Australia	90	29	119	141	(149)	(8)	
New Zealand	(7)	(4)	(11)	13	(7)	6	
Other overseas	17	(6)	11	(14)	3	(11)	
Regulatory deposits with central banks overseas:	***	(0)	(9,9,0)	(15)	3	(11)	
Other overseas		6	6	(2)	6		
Loans and other receivables	1001			(2)		4	
Louis to saint terror to the fatherest.	0.77	1251	027	4 047	14 0071	(200)	
Australia	972	(35)	937	1,217	(1,607)	(390)	
New Zealand	41	13	54	242	(399)	(157)	
Other overseas	52	189	241	(25)	68	43	
Total change in interest income	1,077	262	1,339	1,551	(2,141)	(590)	
Interest bearing liabilities							
Payables due to other financial institutions:							
Australia	7	14	21	(15)	(45)	(60)	
New Zealand	7	1	8	1	(2)	(1)	
Other overseas	(6)	17	11	(4)	(1)	(5)	
Deposits and other borrowings:							
Australia	223	(259)	(36)	693	(1,150)	(457)	
New Zealand	7	16	23	75	(182)	(107)	
Other overseas	37	129	166	(52)	115	63	
Loan capital:							
Australia	(33)	30	(3)	156	(31)	125	
New Zealand	75	7	82	2		2	
Other overseas	10.77	2	2	(16)	(7)	(23)	
Other interest bearing liabilities:				95.55	100	11000	
Australia	198	54	252	(237)	(220)	(457)	
New Zealand	(76)	(91)	(167)	98	(138)	(40)	
Other overseas	(10)	1	(9)	(5)	7	2	
Total change in interest expense	429	(79)	350	696	(1,654)	(958)	
Change in net interest income:		1.01		-	11/00/1	(000)	
Australia	608	216	824	736	(352)	384	
New Zealand	000	79	79	88		(25)	
Other overseas	40	46	86	31	(113)	(20)	
Total change in net interest income	648	341	989	855	(487)	368	

FINANCIAL ASSETS AND FINANCIAL LIABILITIES

Accounting policy

Recognition

Purchases and sales of regular way financial assets, except for loans and receivables, are recognised on trade-date; the date on which the Group commits to purchase or sell the asset. Loans and receivables are recognised on settlement date, when cash is advanced to the borrowers.

Financial liabilities are recognised when an obligation arises.

Classification and measurement

The Group classifies its financial assets in the following categories: cash and balances with central banks, receivables due from financial institutions, trading securities and financial assets designated at fair value, derivative financial instruments, available-for-sale securities, loans, life insurance assets and regulatory deposits with central banks overseas. The Group has not classified any of its financial assets as held-to-maturity investments.

The Group classifies significant financial liabilities in the following categories: payables due to other financial institutions, deposits and other borrowings, other financial liabilities at fair value through income statement, derivative financial instruments, debt issues and loan capital.

Financial assets and financial liabilities measured at fair value through income statement are recognised initially at fair value. All other financial assets and financial liabilities are recognised initially at fair value plus directly attributable transaction costs.

The accounting policy for each category of financial asset or financial liability mentioned above is set out in the note for the relevant item.

The Group's policies for determining the fair value of financial assets and financial liabilities are set out in Note 23.

Derecognition

Financial assets are derecognised when the rights to receive cash flows from the asset have expired, or when the Group has either transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full under a 'pass through' arrangement and transferred substantially all the risks and rewards of ownership.

There may be situations where the Group has partially transferred the risks and rewards of ownership but has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of ownership. In such situations, the asset continues to be recognised on the balance sheet to the extent of the Group's continuing involvement in the asset.

Financial liabilities are derecognised when the obligation is discharged, cancelled or expires. Where an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, the exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and the recognition of a new liability, with the difference in the respective carrying amounts recognised in the income statement.

Note 10. Receivables due from other financial institutions

Accounting policy

Receivables due from other financial institutions are recognised initially at fair value and subsequently at amortised cost using the effective interest rate method.

Sm	Consol	Parent Entity		
	2018	2017	2018	2017
Conduit assets ¹		392		-
Cash collateral	4,332	4,834	4,267	4,462
Interbank lending	1,458	1,902	1,444	1,895
Total receivables due from other financial institutions	5,790	7,128	5,711	6,357

Further information on conduit assets is disclosed in Note 25. Conduit assets are only available to meet associated conduit liabilities disclosed in Note 19.

Note 11. Trading securities and financial assets designated at fair value

Accounting policy

Trading securities

Trading securities include actively traded debt (government and other) and equity instruments and those acquired for sale in the near term.

As part of its trading activities, the Group also lends and borrows securities on a collateralised basis. Securities lent remain on the Group's balance sheet and securities borrowed are not reflected on the Group's balance sheet, as the risk and rewards of ownership remain with the initial holder. Where cash is provided as collateral, the amount advanced to or received from third parties is recognised as a receivable in other assets (Note 27) or as a borrowing in other liabilities (Note 29) respectively.

Gains and losses on trading securities are recognised in the income statement. Interest received from government and other debt securities is recognised in net interest income (Note 3) and dividends on equity securities are recognised in non-interest income (Note 4).

Securities purchased under agreements to reself ('reverse repos')

Securities purchased under agreements to resell are not recognised on the balance sheet as Westpac has not obtained the risks and rewards of ownership. The cash consideration paid is recognised as an asset. Reverse repos which are part of a trading portfolio are designated at fair value. Gains and losses on these financial assets are recognised in non-interest income. Interest received under these agreements is recognised in interest income.

Other financial assets designated at fair value

Other financial assets designated at fair value either: contain an embedded derivative, are managed on a fair value basis, or are held at fair value to reduce or eliminate an accounting mismatch. Gains and losses on these financial assets are recognised as non-interest income. Interest received from these other financial assets is recognised in interest income.

A portfolio of fixed rate bills designated at fair value to reduce an accounting mismatch have, due to their nature, been presented in loans (Note 13).

\$m		Parent Entity			
	2018	2017	2016	2018	2017
Trading securities	17,779	15,860	15,288	16,673	14,151
Securities purchased under agreement to resell	1,379	6,887	3,260	1,379	6,887
Other financial assets designated at fair value	2,976	2,577	2,620	2,365	1,908
Total trading securities and financial assets designated at fair value	22,134	25,324	21,168	20,417	22,946

Trading securities include the following:

	C	Parent	Entity		
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Government and semi-government securities	13,062	11,339	9,267	12,253	10,452
Other debt securities	4,622	4,453	5,960	4,325	3,631
Equity securities	8	11	. 7	8	11
Other	87	57	54	87	57
Total trading securities	17,779	15,860	15,288	16,673	14,151

Other financial assets designated at fair value include:

	c	Parent Entity			
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Other debt securities	2,715	2,259	2,319	2,302	1,848
Equity securities	261	318	301	63	60
Total other financial assets designated at fair value	2,976	2,577	2,620	2,365	1,908

Note 12. Available-for-sale securities

Accounting policy

Available-for-sale debt (government and other) and equity securities are held at fair value with gains and losses recognised in other comprehensive income except for the following amounts recognised in the income statement:

- interest on debt securities:
- dividends on equity securities; and
- impairment charges.

The cumulative gain or loss recognised in other comprehensive income is subsequently recognised in the income statement when the instrument is disposed.

At each reporting date, the Group assesses whether any available-for-sale securities are impaired. Impairment exists if one or more events have occurred which have a negative impact on the security's estimated cash flows.

For debt instruments, evidence of impairment includes significant financial difficulties or adverse changes in the payment status of an issuer.

For equity securities, a significant or prolonged decline in the fair value of the security below its cost is considered evidence of impairment.

If impairment exists, the cumulative loss is removed from other comprehensive income and recognised in the income statement. Any subsequent reversals of impairment on debt securities are also recognised in the income statement. Subsequent reversal of impairment charges on equity instruments is not recognised in the income statement until the instrument is disposed.

Sm		Parent Entity			
	2018	2017	2016	2018	2017
Available-for-sale securities					
Government and semi-government securities	42,979	43,382	46,255	40,345	40,491
Other debt securities	17,756	16,863	14,323	16,101	15,252
Equity securities ¹	384	465	87	67	57
Total available-for-sale securities	61,119	60,710	60,665	56,513	55,800

The following table shows the maturities of the Group's available-for-sale securities as at 30 September 2018 and their weighted-average yield. There are no tax-exempt securities,

	With 1 Ye	2010	Over 1 to 5 Ye	0.000	Over 51 to 10 Y	0.000	Ove 10 Ye		No Spec		Total	Weighted Average
2018	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%
Carrying amount												
Government and semi-												
government securities	4,780	3.1%	25,126	3.3%	13,073	2.9%		22	40		42,979	3.2%
Other debt securities	2,118	3.0%	15,638	2.9%		5.7	20	1.5			17,756	2.9%
Equity securities		*							384		384	
Total by maturity	6,898		40,764		13,073				384		61,119	

The maturity profile is determined based upon contractual terms for available-for-sale instruments.

Available-for-sale securities include:

- US Government treasury notes of \$5,229 million (2017: \$6,796 million, 2016: \$6,413 million); and
- total holdings of debt securities, where the aggregate book value exceeds 10% of equity attributable to Westpac's owners:
 - Queensland Treasury Corporation totalling \$11,144 million; and
 - Australian Commonwealth Government totalling \$10,657 million.

Certain equity securities are measured at cost because their fair value cannot be reliably measured (there is no active market and quoted prices are not available), 2018: nil for the Group (2017: nil, 2016; \$59 million) and nil for the Parent Entity (2017: nil).

Note 13, Loans

Accounting policy

Loans are financial assets initially recognised at fair value plus directly attributable transaction costs and fees. Except for a portfolio of fixed rate bills (see below), loans are subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method and are presented net of any provisions for impairment.

Loan products that have both mortgage and deposit facilities are presented gross on the balance sheet, segregating the asset and liability component, because they do not meet the criteria to be offset. Interest earned on these products is presented on a net basis in the income statement as this reflects how the customer is charged.

Finance leases, where the Group acts as lessor, are also included within loans. These are leases where substantially all the risks and rewards of the leased asset have been transferred to the lessee. Finance income is recognised on a basis reflecting a constant rate of return on the net investment in the finance lease. The net investment of a finance lease is the present value of future cash flows on the lease. Gross future cash flows are discounted using the interest rate implicit in the lease to determine their present value.

The loan portfolio is disaggregated by location of booking office and product type, as follows:

	Conso	Parent	nt Entity	
\$m	2018	2017	2018	2017
Australia				
Housing	444,741	427,167	444,730	427,155
Personal (losns and cards)	21,079	21,952	20,090	19,905
Business	154,347	150,542	150,580	146,143
Margin lending	1,830	1,885	1,830	1,885
Other	88	100	88	100
Total Australia	622,085	601,646	617,318	595,188
New Zealand	The state of the s			
Housing	44,772	43,198	+	-
Personal (loans and cards)	1,793	1,856	*	29
Business	27,701	26,667	376	321
Other	76	85	+	
Total New Zealand	74,342	71,806	376	321
Other overseas				
Trade finance	3,600	2,818	3,600	2,818
Other	12,477	11,515	11,281	10,283
Total other overseas	16,077	14,333	14,881	13,101
Total loans	712,504	687,785	632,575	608,610
Provisions for impairment charges on loans (refer to Note 14)	(2,814)	(2,866)	(2.407)	(2,373)
Total net loans 2	709,690	684,919	630,168	606,237

Total net loans include \$3,250 million (2017; \$4,587 million) of fixed rate bills designated at fair value to reduce an accounting mismatch. The change in fair value of fixed rate bills attributable to credit risk recognised during the year was \$1 million (2017; \$6 million) for both the Group and Parent Entity. The cumulative change in fair value of the fixed rate bills attributable to credit risk was a decrease of \$22 million (2017; \$23 million decrease) for both the Group and Parent Entity.

Total net loans include securitised loans of:

Group - 2018 \$7,135 million (2017; \$7,651 million)

Parent - 2018 \$85,965 million (2017; \$82,135 million)

Note 13. Loans (continued)

Loans included the following finance lease receivables:

	Consoli	Parent	Entity	
\$m	2018	2017	2018	2017
Gross investment in finance lease receivables:				
Due within one year	692	661	473	433
Due after one year but not later than five years	4,866	4,619	3,804	3,349
Due after five years	595	301	563	237
Uneamed future finance income on finance lease receivables	(870)	(796)	(727)	(606)
Net investment in finance lease receivables	5,283	4,785	4,113	3,413
Accumulated allowance for uncollectable minimum lease payments	(8)	(6)	(3)	(2)
Net investment in finance lease receivables after accumulated allowance	5,275	4,779	4,110	3,411
The net investment in finance lease receivables may be analysed as follows:				
Due within one year	677	634	458	416
Due after one year but not later than five years	4,116	3,913	3,192	2,809
Due after five years	490	238	463	188
Total net investment in finance lease receivables	5,283	4,785	4,113	3,413

Note 13, Loans (continued)

The following table shows loans presented based on their industry classification:

	2018	2017	2016	2015	2014
Sm Australia	2018	2017	2016	2015	2014
Accommodation, cafes and restaurants	8.297	8.177	7.536	7.490	7.273
Agriculture, forestry and fishing	8,642	8,182	7,953	7,667	7,246
Construction	6,751	6.043	5.797	5.596	5.533
Finance and insurance	14.059	12.923	14.298	13,175	12,202
Government, administration and defence	628	554	675	796	750
Manufacturing	9,298	9.054	9.140	9.342	8.876
Mining	3.311	3.025	3,641	4.415	3.207
Property	45,471	43,220	44,785	44.667	41,718
Property services and business services	13,477	12,050	11,674	10,703	10,045
Services	12,158	12,950	12.362	10.798	9.629
Trade	16.501	16.063	16.044	15,484	14,449
Transport and storage	8,853	8,624	9,015	9,940	9,186
Utilities	4,350	5,237	4.025	3,554	3,232
Retail lending	463,609	451,315	429,522	400,441	376,662
Other	6,680	4,229	2,777	1,587	1,247
Total Australia	622,085	601,646	579,244	545,655	511,255
New Zealand	GERGOO	001,040	010,244	040,000	011,200
Accommodation, cafes and restaurants	323	290	256	182	159
Agriculture, forestry and fishing	8.138	7.772	7.788	6,860	6,019
Construction	502	447	396	359	361
Finance and insurance	2 903	2.478	2.682	1.725	1.158
Government, administration and defence	114	137	163	292	350
Manufacturing	2.199	2.090	2.324	2.110	1.848
Mining	206	141	280	407	484
Property	5,997	5,858	5,925	5,301	5,116
Property services and business services	1,073	1,113	1,084	925	869
Services	1.733	1.810	1,396	1.173	996
Trade	2,509	2,163	2,333	2,003	1.878
Transport and storage	1,029	1,080	1,257	1.094	868
Utilities	1,003	1,237	1,600	1.021	1,004
Retail lending	46,613	45,190	45,011	40,277	37,222
Other	10,010	10,100	70.0	70,21	138
Total New Zealand	74,342	71,806	72,495	63,729	58,470
Other overseas	1 4,0 44	11,000	14,100	00,720	00,110
Accommodation, cafes and restaurants	112	97	118	111	127
Agriculture, forestry and fishing	19	5	12	568	465
Construction	71	55	147	247	120
Finance and insurance	4.098	4.289	2,767	4.297	2.006
Government, administration and defence	25	4,200	4	130	35
Manufacturing	3.257	2.982	2.619	3.848	2.886
Mining	322	349	535	778	1,617
Property	467	491	479	409	352
Property services and business services	1.684	540	526	403	140
Services	205	205	99	182	242
Trade	2.988	2.680	3,463	2.898	3.248
Transport and storage	1.232	1,389	1,186	1,099	689
Utilities	736	514	442	722	701
Retail lending	683	657	1,120	1,191	1,111
Other	178	76	1,120	77	52
Total other overseas	16,077	14,333	13,517	16,960	13,791
A THE STATE OF THE	712,504	687,785	665,256	626,344	583,516
Total loans					
Total loans Provisions for impairment charges on loans	(2.814)	(2,866)	(3.330)	(3.028)	(3,173)

Parent Entity		
\$m	2018	2017
Australia	0.000	0.000
Accommodation, cafes and restaurants	8,228	8,098
Agriculture, forestry and fishing	8,584	8,063
Construction	6,247	5,440
Finance and insurance	14,006	12,882
Government, administration and defence	620	541
Manufacturing	9,072	8,782
Mining	3,279	2,985
Property	45,471	43,220
Property services and business services	12,433	10,979
Services	11,891	12,605
Trade	16,291	15,760
Transport and storage	8,456	8,167
Utilities	4,324	5,206
Retail lending	462,568	449,207
Other	5,848	3,253
Total Australia	617,318	595,188
New Zealand		
Accommodation, cafes and restaurants		
Agriculture, forestry and fishing	2	1
Construction	5	3
Finance and insurance	2.	-
Government, administration and defence		
Manufacturing	98	88
Mining		100
Property		1
Property services and business services	8	9
Services		1
Trade	263	217
Transport and storage	_	
Utilities	A1	
Retail lending		9
Other	3	2
Total New Zealand	376	321
Other overseas	370	321
Accommodation, cafes and restaurants	70	88
Agriculture, forestry and fishing	4	4
Construction	59	44
Finance and insurance		4.284
	4,093	0.14600000000000000000000000000000000000
Government, administration and defence	24	3
Manufacturing	3,253	2,969
Mining	323	349
Property	234	288
Property services and business services	1,595	525
Services	187	74
Trade	2,802	2,446
Transport and storage	1,127	1,159
Utilities	734	508
Retail lending	277	280
Other	99	80
Total other overseas	14,881	13,101
Total loans	632,575	608,610
Provisions for impairment charges on loans	(2,407)	(2,373)
Total net loans	630,168	606,237

Note 13, Loans (continued)

The following table shows the consolidated contractual maturity distribution of all loans by type of customer as at 30 September 2018:

Consolidated 2018

\$m	Up to 1 Year	1 to 5 Years	Over 5 Years	Total
Loans by type of customer in Australia				
Accommodation, cafes and restaurants	3,381	4,457	459	8,297
Agriculture, forestry and fishing	3,173	4,763	706	8,642
Construction	1,647	4,301	803	6,751
Finance and insurance	7,465	4,896	1,698	14,059
Government, administration and defence	125	174	329	628
Manufacturing	3,263	4,701	1,334	9,298
Mining	548	1,281	1,482	3,311
Property	19,019	22,782	3,670	45,471
Property services and business services	4,029	7,547	1,901	13,477
Services	3,248	7,185	1,725	12,158
Trade	6,737	8,048	1,716	16,501
Transport and storage	1,688	5,660	1,505	8,853
Utilities	1,105	2,625	620	4,350
Retail lending	14,618	24,316	424,675	463,609
Other	1,076	4,097	1,507	6,680
Total Australia	71,122	106,833	444,130	622,085
Total overseas	24,824	18,958	46,637	90,419
Total loans	95,946	125,791	490,767	712,504

Consolidated		2018			2017	
Sm	Loans at Variable Interest Rates	Loans at Fixed Interest Rates	Total	Loans at Variable Interest Rates	Loans at Fixed Interest Rates	Total
Interest rate segmentation of Group						00000
loans maturing after one year						
By offices in Australia	423,886	127,077	550,963	417,643	117,326	534,969
By offices overseas	18,816	46,779	65,595	18,371	44,428	62,799
Total loans maturing after one year	442,702	173,856	616,558	436,014	161,754	597,768

Note 14. Provisions for impairment charges

Accounting policy

The Group recognises two types of impairment provisions for its loans, being provisions for loans which are:

- individually assessed for impairment; and
- collectively assessed for impairment.

Note 6 explains how impairment charges are determined.

The Group assesses impairment as follows:

- individually for loans that exceed specified thresholds. Where there is objective evidence of impairment, individually assessed provisions will be recognised; and
- collectively for loans below the specified thresholds noted above or if there is no objective evidence of impairment. These
 loans are included in a group of loans with similar risk characteristics and collectively assessed for impairment. If there is
 objective evidence that the group of loans is collectively impaired, collectively assessed provisions will be recognised.

Critical accounting assumptions and estimates

The methodology and assumptions used for estimating future cash flows are reviewed regularly by the Group to reduce differences between impairment provisions and actual loss experience.

Individual component

Key judgements include the business prospects for the customer, the realisable value of collateral, the Group's position relative to other claimants, the reliability of customer information and the likely cost and duration of recovering the loan.

Judgements can change with time as new information becomes available or as loan recovery strategies evolve, which may result in revisions to the impairment provision.

Collective component

Collective provisions are established on a portfolio basis taking into account the level of arrears, collateral and security, past loss experience, current economic conditions, expected default and timing of recovery based on portfolio trends.

Key judgements include estimated loss rates and their related emergence periods. The emergence period for each loan type is determined through studies of loss emergence patterns. Loan files are reviewed to identify the average time period between observable loss indicator events and the loss becoming identifiable.

Actual credit losses may differ materially from reported loan impairment provisions due to uncertainties including interest rates and their effect on consumer spending, unemployment levels, payment behaviour and bankruptcy rates.

	Consolidated				Parent Entity	
Sm	2018	2017	2016	2018	2017	
Individually assessed provisions						
Opening balance	480	869	669	417	752	
Provisions raised	371	610	727	341	581	
Write-backs	(150)	(288)	(210)	(131)	(218)	
Write-offs	(269)	(688)	(287)	(248)	(681)	
Interest adjustment	(11)	(16)	(13)	(11)	(16)	
Other adjustments	1	(7)	(17)	7	(1)	
Closing balance	422	480	869	375	417	
Collectively assessed provisions	10-10-11-11					
Opening balance	2,639	2,733	2,663	2,180	2,198	
Provisions raised	668	699	744	610	628	
Write-offs	(858)	(968)	(902)	(742)	(810)	
Interest adjustment	179	188	193	148	152	
Other adjustments	3	(13)	35	42	12	
Closing balance	2,631	2,639	2,733	2,238	2,180	
Total provisions for impairment charges on loans and credit commitments	3,053	3,119	3,602	2,613	2,597	
Less provisions for credit commitments (refer to Note 28)	(239)	(253)	(272)	(206)	(224)	
Total provisions for impairment charges on loans	2,814	2,866	3,330	2,407	2,373	

Note 14. Provisions for impairment charges (continued)

The following table presents provisions for impairment charges on loans by industry classification for the past five years:

Consolidated	2018 2017		20	2016		2015		2014		
	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%	\$m	%
Individually assessed provisions by industry										
Australia										
Accommodation, cafes and restaurants	9	0.3	15	0.5	39	1.1	38	1.1	47	1.4
Agriculture, forestry and fishing	13	0.4	9	0.3	21	0.6	23	0.7	47	1.4
Construction	24	0.6	20	0.6	23	0.6	20	0.6	61	1.8
Finance and insurance	25	0.8	6	0.2	15	0.4	23	0.7	24	0.7
Manufacturing	49	1.6	40	1.3	120	3.4	41	1.2	36	1.0
Mining	9	0.3	19	0.6	41	1.1	11	0.3	15	0.4
Property	47	1.5	74	2.4	125	3.5	127	3.9	200	5.7
Property services and business services	35	1.1	77	2.5	215	6.0	97	2.9	83	2.4
Services	27	0.9	25	0.8	16	0.4	20	0.6	32	0.9
Trade	39	1.3	37	1.2	62	1.7	39	1.2	70	2.0
Transport and storage	16	0.5	14	0.4	14	0.4	54	1.6	12	0.3
Utilities	-				7.				2	0.1
Retail lending	92	3.0	94	3.0	57	1.6	57	1.7	60	1.7
Other	2	0.1	3	0.1	4	0.1	3	0.1	2	0.1
Total Australia	387	12.6	433	13.9	752	20.9	553	16.6	691	19.9
New Zealand										
Accommodation, cafes and restaurants			5.4	(0.0)	+5	*	(4)	5.45	5.4	
Agriculture, forestry and fishing	13	0.4	11	0.4	11	0.3	6	0.2	6	0.2
Construction	1	1 - 1	19		1		1		4	
Finance and insurance			117		7.5	20	1.0		2.0	10.00
Manufacturing	6	0.2	4	0.1	34	0.9	33	1.0	33	0.9
Mining				(4)	14	0.4	13	0,4	36	1.0
Property	6	0.2	20	0.6	31	0.9	42	1.3	38	1,1
Property services and business services		107.60	14		1		1			
Services	1	0.1	2	0.1	2	0.1	2	0.1	1	
Trade	1 2		1	0.0	1	-	1	-	2	0.1
Transport and storage		- 1	12				4	1	1	
Utilities		1.0	1.7	0.70	* 1	20	121		1.7	0.00
Retail lending	7.	0.2	7	0.2	4	0.1	8	0.2	10	0.3
Total New Zealand	33	1.1	45	1.4	99	2.7	107	3.2	128	3,6
Total other overseas	2	0.1	2	0.1	18	0.5	9	0.3	48	1.4
Total individually assessed provisions	422	13.8	480	15.4	869	24.1	669	20.1	867	24.9
Total collectively assessed provisions	2,631	86.2	2,639	84.6	2,733	75.9	2,663	79.9	2,614	75.1
Total provisions for impairment charges and credit commitments	3,053	100.0	3,119	100.0	3,602	100.0	3,332	100.0	3,481	100.0

3

Note 14. Provisions for impairment charges (continued)

The following table shows details of loan write-offs by industry classifications for the past five years:

Consolidated		0047	2040	****	
\$m	2018	2017	2016	2015	2014
Write-offs					
Australia			0032411		
Accommodation, cafes and restaurants	(14)	(38)	(17)	(40)	(26)
Agriculture, forestry and fishing	(12)	(10)	(12)	(36)	(60)
Construction	(23)	(30)	(20)	(40)	(37)
Finance and insurance	(4)	(6)	(13)	(12)	(10)
Manufacturing	(12)	(105)	(21)	(20)	(85)
Mining	(14)	(46)	(18)	(17)	(4)
Property	(39)	(76)	(44)	(104)	(182)
Property services and business services	(44)	(203)	(43)	(70)	(50)
Services	(24)	(97)	(36)	(18)	(22)
Trade	(56)	(59)	(30)	(56)	(70)
Transport and storage	(17)	(17)	(48)	(24)	(43)
Utilities	(1)		(1)	(2)	(3)
Retail lending	(793)	(898)	(803)	(658)	(603)
Other	(5)	(17)	(13)	(13)	(14)
Total Australia	(1,058)	(1,602)	(1,119)	(1,110)	(1,209)
New Zealand					
Accommodation, cafes and restaurants	32	1.0	27	2.5	(2)
Agriculture, forestry and fishing	1.	-	(1)	(3)	(10)
Construction	(1)	(1)	(1)		(5)
Finance and insurance		97	0.75	15	(10)
Manufacturing	194	S.	12	(1)	(1)
Mining		175	8.8	(28)	(10)
Property	(13)	(2)	(10)	(18)	(41)
Property services and business services	+	4	(2)		-
Services	(1)	12.5	22	(1)	(37)
Trade	(1)	(1)	(1)	(4)	(3)
Transport and storage		2000	2.00		111
Utilities					
Retail lending	(53)	(49)	(51)	(55)	(49)
Other			(1)		-
Total New Zealand	(69)	(53)	(67)	(110)	(168)
Total other overseas		(1)	(3)	(18)	(31)
Total write-offs	(1,127)	(1,656)	(1,189)	(1,238)	(1,408)
Write-offs in relation to:	Addition	A. A. C.		- Library Control	
Collectively assessed provisions	(858)	(968)	(902)	(793)	(702)
Individually assessed provisions	(269)	(688)	(287)	(445)	(705)
Total write-offs	(1,127)	(1,656)	(1,189)	(1,238)	(1,408)

Note 14. Provisions for impairment charges (continued)

The following table shows details of recoveries of loans by industry classifications for the past five years:

Consolidated

Constitution					
\$m	2018	2017	2016	2015	2014
Recoveries					
Australia					
Accommodation, cafes and restaurants	1.	3			+
Agriculture, forestry and fishing	+		2		
Construction	1	2	1	4	2
Finance and insurance	1	1	34	8	8
Manufacturing	20	2	1	3	3
Mining	1	1			
Property	7	10	3	15	12
Property services and business services	1	3	2	2	
Services	1		2	1	
Trade	2	3	1	1	1
Transport and storage	1	- 1	1		
Utilities	2	+1	+		2
Retail lending	139	118	84	78	62
Other		5	2	1	2
Total Australia	155	149	131	113	92
Total New Zealand	24	19	6	18	14
Total other overseas	-	- 2	-		
Total recoveries	179	168	137	131	106
Total write-offs	(1,127)	(1,656)	(1,189)	(1,238)	(1,408)
Net write-offs and recoveries	(948)	(1,488)	(1,052)	(1,107)	(1,302)

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities

Accounting policy

The Group conducts its life insurance business in Australia primarily through Westpac Life Insurance Services Limited and separate statutory funds registered under the Life Insurance Act 1995 (Life Act) and in New Zealand through Westpac Life-NZ-Limited which are separate statutory funds licensed under the Insurance (Prudential Supervision) Act 2010.

Life insurance assets

Life insurance assets, including investments in funds managed by the Group, are designated at fair value through income statement. Changes in fair value are recognised in non-interest income. The determination of fair value of life insurance assets involves the same judgements as other financial assets, which are described in the critical accounting assumptions and estimates in Note 23.

The Life Act places restrictions on life insurance assets, including that they can only be used:

- to meet the liabilities and expenses of that statutory fund;
- to acquire investments to further the business of the statutory fund; or
- as a distribution, when the statutory fund has met its solvency and capital adequacy requirements.

Life insurance liabilities

Life insurance liabilities primarily consist of life investment contract liabilities and life insurance contract liabilities. Claims incurred in respect of life investment contracts are withdrawals of customer deposits, and are recognised as a reduction in life insurance liabilities.

Life investment contract liabilities

Life investment contract liabilities are designated at fair value through income statement. Fair value is the higher of the valuation of life insurance assets linked to the life investment contract, or the minimum current surrender value (the minimum amount the Group would pay to a policyholder if their policy is voluntarily terminated before it matures or the insured event occurs). Changes in fair value are recognised in non-interest income.

Note 15. Life insurance assets and life insurance liabilities (continued)

Life insurance contract liabilities

The value of life insurance contract liabilities is calculated using the margin on services methodology (MoS), specified in the Prudential Standard LPS 340 Valuation of Policy Liabilities.

MoS accounts for the associated risks and uncertainties of each type of life insurance contract written. At each reporting date, planned profit margins and an estimate of future liabilities are calculated. Profit margins are released to non-interest income over the period that life insurance is provided to policyholders (Note 4). The cost incurred in acquiring specific insurance contracts is deferred provided that these amounts are recoverable out of planned profit margins. The deferred amounts are recognised as a reduction in life insurance policy liabilities and are amortised to non-interest income over the same period as the planned profit margins.

External unit holder liabilities of managed investment schemes

The life insurance statutory funds include controlling interests in managed investment schemes which are consolidated. When the managed investment scheme is consolidated, the external unit holder liabilities are recognised as a liability and included in life insurance liabilities. They are designated at fair value through income statement.

Critical accounting assumptions and estimates

The key factors that affect the estimation of life insurance liabilities and related assets are:

- the cost of providing benefits and administering contracts;
- mortality and morbidity experience, which includes policyholder benefits enhancements;
- discontinuance rates, which affects the Group's ability to recover the cost of acquiring new business over the life of the contracts; and
- the discount rate of projected future cash flows.

Regulation, competition, interest rates, taxes, securities market conditions and general economic conditions also affect the estimation of life insurance liabilities.

Life insurance assets

Consolidated

\$m	2018	2017
Investments held directly and in unit trusts	10000	1000
Equities	1,223	2,515
Debt securities	1,622	2,025
Unit trusts	6,545	6,093
Loans and other assets	60	10
Total life insurance assets	9,450	10,643

There were no life insurance assets in the Parent Entity as at 30 September 2018 (2017: nil).

Life insurance liabilities

Consolidated Reconciliation of movements in policy liabilities	Life Investment Contracts		Life Insurance Contracts		Total	
\$m	2018	2017	2018	2017	2018	2017
Opening balance	9,854	13,234	(835)	(873)	9,019	12,361
Movements in policy liabilities reflected in the income statement	704	544	(6)	38	698	582
Contract contributions recognised in policy liabilities	738	790		4	738	790
Contract withdrawals recognised in policy liabilities	(1,115)	(1.214)	7.1		(1,115)	(1,214)
Contract fees, expenses and tax recoveries	(104)	(100)	- 3		(104)	(100)
Change in external unit holders of managed investment schemes	(1,639)	(3,400)			(1,639)	(3,400)
Closing balance	8,438	9,854	(841)	(835)	7,597	9,019

There were no life insurance liabilities in the Parent Entity as at 30 September 2018 (2017: nil).

182

Comparatives have been restated for consistency.

Note 16. Payables due to other financial institutions

Accounting policy

Payables due to other financial institutions are recognised initially at fair value and subsequently at amortised cost using the effective interest rate method.

Security repurchase agreements

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price, they remain recognised on the balance sheet in their original category (i.e. 'Trading securities' or 'Available-for-sale').

The cash consideration received is recognised as a liability ('Security repurchase agreements'). Security repurchase agreements are designated at fair value and recognised as part of 'Other financial liabilities at fair value through income statement' (refer to Note 18) where they are managed as part of a trading portfolio; otherwise they are measured on an amortised cost basis and recognised in 'Payables due to other financial institutions'.

	Consoli	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Cash collateral	2,171	2,429	1,735	2,304
Offshore central bank deposits	3,397	3,108	3,397	3,108
Interbank borrowing	6,564	6,953	6,545	6,946
Security repurchase agreements ¹	6,005	9,417	6,005	9,417
Total payables due to other financial institutions	18,137	21,907	17,682	21,775

³

¹ The carrying value of securities pledged under repurchase agreements for the Group and the Parent Entity is \$8,884 million (2017: \$15,192 million).

Note 17. Deposits and other borrowings

Accounting policy

Deposits and other borrowings are initially recognised at fair value and subsequently either measured at amortised cost using the effective interest rate method or at fair value.

Deposits and other borrowings are designated at fair value if they are managed on a fair value basis, reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative.

Where they are measured at fair value, any changes in fair value (except those due to changes in credit risk) are recognised as non-interest income. The change in the fair value that is due to changes in credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised in the income statement.

Interest expense incurred is recognised in net interest income using the effective interest rate method.

	Consol	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Australia				
Certificates of deposit	28,746	37,515	28,746	37,515
Non-interest bearing, repayable at call	41,783	40,324	41,783	40,324
Other interest bearing at call ¹	233,052	224,268	233,052	223,686
Other interest bearing term ¹	171,832	156,249	171,832	156,249
Total Australia	475,413	458,356	475,413	457,774
New Zealand				
Certificates of deposit	1,116	546	20	
Non-interest bearing, repayable at call	5,406	4,853	6.5	
Other interest bearing at call	21,368	21,273	- 6	
Other interest bearing term	29,897	27,620	3	
Total New Zealand	57,787	54,292	3	
Other overseas				
Certificates of deposit	11,672	8,860	11,672	8,860
Non-interest bearing, repayable at call	830	810	352	322
Other interest bearing at call	1,638	1,505	1,249	1,150
Other interest bearing term	11,945	9,768	11,779	9,587
Total other overseas	26,085	20,943	25,052	19,919
Total deposits and other borrowings	559,285	533,591	500,468	477,693
Deposits and other borrowings at fair value ²	41,178	46,569	40,062	46,023
Deposits and other borrowings at amortised cost	518,107	487,022	460,406	431,670
Total deposits and other borrowings	559,285	533,591	500,468	477,693

Comparatives have been revised for consistency.

The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group is \$41,330 million (2017: \$46,713 million) and for the Parent Entity is \$40,214 million (2017: \$46,168 million).

Note 17. Deposits and other borrowings (continued)

The following table shows average balances and average rates in each of the past three years for major categories of deposits:

Consolidated	2018	3	2017	7.	2010	3
	Average Balance \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	Average Rate %	Average Balance \$m	Average Rate
Australia	9111	70	- Juli	78	9111	%
Non-interest bearing	41,156		39.355		35,732	
Certificates of deposit	31,424	2.0%	33,350	2.0%	31,165	2.4%
Other interest bearing at call*	228,328	1.2%	222,122	1.1%	208,333	1.5%
Other interest bearing term ¹	162,254	2.5%	154,114	2.7%	136,617	2.9%
Total Australia	463,162		448,941		411,847	
Overseas	100000000		and the same of th			
Non-interest bearing	6,021		5,527		5,051	
Certificates of deposit	13,008	1.9%	13,151	1.4%	16,938	0.9%
Other interest bearing at call	23,017	1.2%	24,163	1.3%	24,686	1.9%
Other interest bearing term	41,942	2.8%	37,813	2.7%	35,963	2.7%
Total overseas	83,988		80,654		82,638	

Certificates of deposit and term deposits

All certificates of deposit issued by foreign offices were greater than US\$100,000.

The maturity profile of certificates of deposit and term deposits greater than US\$100,000 issued by Australian operations is set out below:

Consolidated 2018		Determine	Between		
	Less Than	Between 3 and	6 Months and		
\$m	3 Months	6 Months	1 Year	Over 1 Year	Total
Certificates of deposit greater than US\$100,000	14,181	13,176	1,285	104	28,746
Term deposits greater than US\$100,000	84,292	30,627	27,139	8,848	150,906

Note 18. Other financial liabilities at fair value through income statement

Accounting policy

Other financial liabilities at fair value through income statement include trading securities sold short and security repurchase agreements which have been designated at fair value at initial recognition.

The accounting policy for security repurchase agreements is consistent with that detailed in Note 16.

Securities sold short reflect the obligation to deliver securities to a buyer for the sale of securities Westpac does not own at the time of sale but that are promised to be delivered to the buyer. Securities delivered to the buyer are usually borrowed and/or subsequently purchased.

Subsequent to initial recognition, these liabilities are measured at fair value with changes in fair value (except credit risk) recognised through the income statement as they arise. The change in fair value that is attributable to credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised through the income statement.

Interest expense is recognised in net interest income using the effective interest rate method.

	Consoli	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Security repurchase agreements ²	3,517	3,543	3,517	3,525
Securities sold short	780	513	780	513
Total other financial liabilities at fair value through income statement	4,297	4,056	4,297	4,038

At maturity, the Group is contractually required to pay \$4,298 million (2017: \$4,056 million), and the Parent Entity \$4,298 million (2017: \$4,038 million) to holders of these financial liabilities.

Comparatives have been revised for consistency.

The carrying value of securities piedged under repurchase agreements for the Group is \$3,608 million (2017: \$3,554 million) and for the Parent Entity is \$3,608 million (2017: \$3,556 million).

Note 19. Debt issues

Accounting policy

Debt issues are bonds, notes, commercial paper and debentures that have been issued by entities in the Group. Debt issues also include acceptances which are bills of exchange initially accepted and discounted by the Group that have been subsequently rediscounted into the market. Bill financing provided to customers by accepting and discounting of bills of exchange is reported as part of loans.

Debt issues are initially measured at fair value and subsequently either measured at amortised cost using the effective interest rate method or at fair value.

Debt issues are designated at fair value if they reduce or eliminate an accounting mismatch or contain an embedded derivative.

They are measured at fair value with changes in fair value (except those due to changes in credit risk) recognised as noninterest income.

The change in the fair value that is due to credit risk is recognised in other comprehensive income except where it would create an accounting mismatch, in which case it is also recognised in the income statement.

Interest expense incurred is recognised within net interest income using the effective interest rate method.

In the table below, the distinction between short-term (12 months or less) and long-term (greater than 12 months) debt is based on the original maturity of the underlying security.

	Consolidated		Parent Entity	
\$m	2018	2017	2018	2017
Short-term debt:				
Own issuances ¹	26,266	31,514	26,266	30,002
Customer conduits ²	2	392	-	
Acceptances	-	6		6
Total short-term debt ¹	26,266	31,912	26,266	30,008
Long-term debt:				
Covered bonds	35,434	34,516	30,268	29,698
Senior ¹	103,159	93,476	95,754	84,410
Securitisation	7,588	8,209	-	
Structured notes	149	243		
Total long-term debt	146,330	136,444	126,022	114,108
Total debt issues	172,596	168,356	152,288	144,116
Debt issues at fair value ³	3,355	4,673	3,223	2,940
Debt issues at amortised cost	169,241	163,683	149,065	141,176
Total debt issues	172,596	168,356	152,288	144,116
Movement Reconciliation (\$m)				
Balance as at 1 October 2017	168,356		144,116	
Issuances	59,456		57,440	
Maturities, repayments, buy backs and reductions	(64,698)		(58,005)	
Other cash movements			*	
Total cash movements	(5,242)		(565)	
Foreign exchange translation impact	11,022		10,252	
Fair value adjustments	(244)		(240)	
Fair value hedge accounting adjustments	(1,313)		(1,288)	
Other (amortisation of bond issue costs, etc.)	17		13	
Total non-cash movements	9,482		8,737	
Balance as at 30 September 2018	172,596		152,288	

Comparatives have been revised for consistency,

Further information on customer conduits is disclosed in Note 25.

The contractual outstanding amount payable at maturity for the Group is \$3,475 million (2017; \$4,604 million) and for the Parent Entity is \$3,344 million (2017; \$2,875 million). The cumulative change in the fair value of debt issues which is attributable to changes in Westpac's own credit risk is a decrease of \$45 million (2017; \$2 million decrease) for the Group and Parent Entity.

Consolidated			
\$m		2018	2017
Short-term debt			
Own Issuances:			
US commercial paper		18,675	26,167
Senior debt ¹ :			
AUD		550	1,900
GBP		6,604	2,916
Other		437	531
Total own issuances		26,266	31,514
Asset backed commercial paper (by currency):			
AUD		*	392
Total assets backed commercial paper		-	392
Acceptances			6
Total short-term debt		26,266	31,912
Long-term debt (by currency)			
AUD		37,571	35,780
CHF		2,953	1,903
EUR		31,734	25,049
GBP		5,290	4,922
JPY		3,226	2,137
NZD		2,294	3,416
USD		60,336	60,971
Other		2,926	2,266
Total long-term debt ¹		146,330	136,444
Consolidated			
\$m	2018	2017	2016
Short-term borrowings			
US commercial paper			
Maximum amount outstanding at any month end	28,331	27,456	36,478
Approximate average amount outstanding	23,315	23,025	26,351
Approximate weighted average interest rate on:			
Average amount outstanding	2.0%	1.3%	0.7%
Outstanding as at end of the year	2.5%	1.2%	0.9%

The Group manages foreign exchange exposure from debt issuances as part of its hedging activities. Further details of the Group's hedge accounting are in Note 21.

462/576

Comparatives have been revised for consistency.

Note 20. Loan Capital

Accounting policy

Loan capital are instruments issued by the Group which qualify for inclusion as regulatory capital under Australian Prudential Regulation Authority (APRA) Prudential Standards. Loan capital is initially measured at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest rate method. Interest expense incurred is recognised in net interest income.

	Consolidated		Parent Entity	
\$m	2018	2017	2018	2017
Additional Tier 1 (AT1) Ioan capital				
Convertible preference shares		1,188	-	1,188
Westpac capital notes	7,370	5,684	7,370	5,684
USD AT1 securities	1,585	1,556	1,585	1,556
Total AT1 loan capital	8,955	8,428	8,955	8,428
Tier 2 loan capital	1.000	559593	THE PARTY OF THE P	NOT ASS.
Subordinated notes	7,822	8,789	7,822	8,789
Subordinated perpetual notes	488	449	488	449
Total Tier 2 loan capital	8,310	9,238	8,310	9,238
Total loan capital	17,265	17,666	17,265	17,666
Movement Reconciliation (\$m)				
Balance as at 1 October 2017	17,666		17,666	
Issuances	2,342		2,342	
Maturities, repayments, buy backs and reductions	(2.387)		(2,387)	
Total cash movements	(45)		(45)	
Foreign exchange translation impact	449		449	
Fair value hedge accounting adjustments	(257)		(257)	
Conversion of Convertible Preference Shares to ordinary shares [†]	(566)		(566)	
Other (amortisation of bond issue costs, etc.)	18		18	
Total non-cash movements	(356)		(356)	
Balance as at 30 September 2018	17,265		17,265	

Refer to AT1 loan capital discussion in the next page and Note 41.

Note 20. Loan capital (continued)

Additional Tier 1 loan capital

A summary of the key terms and common features of AT1 instruments are provided below.

Consolidated and Parent Entity

\$m	Dividend/distribution/ interest rate	Potential scheduled conversion date ²	Optional redemption date ³	2018	2017
Westpac convertible preference shares (CPS)			1995		
\$1,189 million CPS	(180 day bank bill rate + 3.25% p.a.)	31 March 2020	31 March 2018*		1,188
	x (1 - Australian corporate tax rate)				
Total convertible preference shares					1,188
Westpac capital notes (WCN)					
\$1,384 million WCN	(90 day bank bill rate + 3.20% p.a.)	8 March 2021	8 March 2019	1.382	1,379
	x (1 - Australian corporate tax rate)				
51,311 million WCN2	(90 day bank bill rate + 3.05% p.a.)	23 September 2024	23 September 2022	1.305	1,304
	x (1 - Australian corporate tax rate)				
\$1,324 million WCN3	(90 day bank bill rate + 4.00% p.a.)	22 March 2023	22 March 2021	1.316	1.313
	x (1 - Australian corporate tax rate)				
\$1,702 million WCN4	(90 day bank bill rate + 4,90% p.a.)	20 December 2023	20 December 2021	1.691	1,688
	x (1 - Australian corporate tax rate)				
\$1,690 million WCN5	(90 day bank bill rate + 3.20% p.a.)	22 September 2027	22 September 2025	1,676	2
	x (1 - Australian corporate tax rate)	50			
Total Westpac capital notes				7,370	5,684
USD AT1 securities					
US\$1,250 million securities	5.000% p.a. until but excluding	n/a	21 September 2027 ⁶	1.585	1,556
	21 September 2027 (first reset date).				
	If not redeemed, converted or				
	written-off earlier, from, and				
	including, each reset date ⁶ to, but				
	excluding, the next succeeding				
	reset date, at a fixed rate p.a. equal				
	to the prevailing 5-year USD mid-				
	market swap rate plus 2.888% p.a.			7711	
Total USD AT1 securities				1,585	1,556

Common features of AT1 instruments

Payment conditions

Quarterly distributions on the Westpac capital notes and semi-annual interest payments on the USD AT1 securities are discretionary and will only be paid if the payment conditions are satisfied, including that the payment will not result in a breach of Westpac's capital requirements under APRA's prudential standards; not result in Westpac becoming, or being likely to become, insolvent; or if APRA does not object to the payment.

Broadly, if for any reason a distribution or interest payment has not been paid in full on the relevant payment date, Westpac must not determine or pay any dividends on Westpac ordinary shares or undertake a discretionary buy back or capital reduction of Westpac ordinary shares, unless the unpaid payment is paid in full within 20 business days of the relevant payment date or in certain other circumstances.

A\$ unless otherwise noted.

Conversion is subject to the satisfaction of the scheduled conversion conditions. If the conversion conditions are not satisfied on the relevant scheduled conversion date, conversion will not occur until the next distribution payment date on which the scheduled conversion conditions are

Westpac may elect to redeem the relevant AT1 instrument, subject to APRA's prior written approval

On 13 March 2018, \$623 million of CPS were transferred to the Westpac CPS nominated party for \$100 each pursuant to the Westpac Capital Notes 5 reinvestment offer. Those CPS were subsequently bought back and cancelled by Westpac. On 3 April 2018, the remaining \$566 million of CPS were transferred to the Westpac CPS nominated party for \$100 each. Following the transfer, those remaining CPS were converted into

19, 189, 765 ordinary shares.
21 September 2027 and every fifth anniversary thereafter is a reset date.
Westpac may elect to redeem on 21 September 2027 and every fifth anniversary thereafter.

Note 20. Loan capital (continued)

The AT1 instruments convert into Westpac ordinary shares in the following circumstances:

On the scheduled conversion date, provided certain conversion conditions are satisfied, it is expected that the relevant AT1 instrument! will be converted and holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant AT1 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares will be calculated using the face value of the relevant AT1 instrument and the Westpac ordinary share price determined over the 20 business day period prior to the scheduled conversion date, including a 1% discount

Capital Trigger Event or Non-Viability Trigger Event

Westpac will be required to convert some or all AT1 instruments into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event. No conversion conditions apply in these circumstances.

A capital trigger event occurs when Westpac determines, or APRA notifies Westpac in writing that it believes, Westpac's Common Equity Tier 1 Capital ratio is equal to or less than 5.125% (on a level 1 or level 2 basis*).

A non-viability trigger event will occur when APRA notifies Westpac in writing that it believes conversion of all or some AT1 instruments (or conversion, write-off or write-down of relevant capital instruments of the Westpac Group), or public sector injection of capital (or equivalent support), in each case is necessary because without it, Westpac would become non-viable

For each AT1 instrument converted, holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant AT1 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares is calculated using the face value or outstanding principal amount of the relevant AT1 instrument and the Westpac ordinary share price determined over the 5 business day period prior to the capital trigger event date or non-viability trigger event date and includes a 1% discount. For each AT1 instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue.

Following the occurrence of a capital trigger event or non-viability trigger event, if conversion of an AT1 instrument does not occur within five business days, holders' rights in relation to the relevant AT1 instrument will be immediately and irrevocably terminated

Early conversion

Westpac is able to elect to convert3, or may be required to convert, AT1 instruments early in certain circumstances. The terms of conversion and the conversion conditions are broadly similar to scheduled conversion.

Westpac is able to elect to redeem the relevant AT1 instrument on the optional redemption date or for certain taxation or regulatory reasons, subject to APRA's prior written approval.

Scheduled conversion does not apply to USD AT1 securities.

Level 1 comprises Westpac Banking Corporation and subsidiaries approved by APRA as being part of a single "Extended Licenced Entity" for the purposes of measuring capital adequacy. Level 2 includes all subsidiaries except those entities specifically excluded by APRA regulations for the purposes of measuring capital adequacy.

Excludes WCN and USD AT1 securities.

Note 20. Loan capital (continued)

Tier 2 loan capital

A summary of the key terms and common features of Westpac's Tier 2 instruments are provided below'.

\$m	interest rate ²	Maturity date	Optional redemption date ³	2015	2017
Basel III transitional subordinated n			Trading con una		
US\$350 million subordinated notes	Fixed 4.625% p.a.	1 June 2018	1/8	14	454
US\$800 million subordinated notes	3.625% p.a. until but excluding 28 February 2013. Thereafter, if not	28 February 2023	28 February 2018*		1.018
	redeemed, fixed rate equal to 5-year US Treasury rate + 2.60% p.a.	20.00007.000			
Basel III fully compliant subordinate	d motes				
A\$925 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 2.30% p.a.	22 August 2023	22 August 2018*	0.557	923
A\$1,000 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 2,05% p.s.	14 March 2024	14 March 2019	999	991
CNY1,250 million subordinated notes	4.65% p.a. until but excluding 9 February 2020. Thereafter, if not redeement, a food cate per annum equal to the one-year CNH HIBOR reference rate plus 0.6345% p.a.	9 February 2025	9 February 2020	252	210
A\$350 million subordinated notes	4 50% p.a. until but excluding 11 March 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-swap reference rate plus 1 95% p.a., the sum of which will be annualized.	11 March 2027	11 March 2022	347	950
5\$325 million subordinated notes	4 00% p.a. until but excluding 12 August 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year SGD awap offer rate plus 1 54% p.a.	12 August 2027	12 August 2022	330	312
A\$175 million subordinated notes	4 60% p.a. until but excluding 14 June 2023. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per arrium equal to the five-year AUD semi-quarterly mid-ewap reference rate glus 2.55% p.a., each of which will be armitalised.	14 June 2026	14 June 2023	171	171
US\$100 million subordinated notes	Fixed 5.00% p.a.	23 February 2046	n/a	334	117
A\$700 million subordinated notes	Floating 90 day bank bill rate + 3.10% p.a.	10 March 2026	10 March 2021	700	700
JPY20,000 million subordinated notes.	Fixed 1.18% p. s.	19 May 2026	n/a	242	225
JPY18 200 million subordinated notes	Fixed 1.10% p.a.	2 June 2026	1/3	123	115
JPY10,000 million subordinated notes.	Fixed 0.76% p.a.	9 June 2026	6/8	120	112
NZ\$400 million subordinated notes.	4 6950% p.a. until but excluding 1 September 2021. Thematter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the New Zealand 5-year awap rate on 1 September 2021 plus 2 50% p.a.	1 September 2028	1 September 2021	358	357
JPY8,000 million subordinated notes	0.9225% p.a. until but excluding 7 October 2021. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-awap rate plus 1.0005% p.a.	7 October 2026	7 October 2021	97	90
US\$1,500 million subordinated notes	4 322% p.a. until but excluding 23 November 2020. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year USD mid-swap rate plus 2 236% p.a.	23 November 2031	23 November 2026	1,922	1,882
JPY12,000 million subordinated notes	0.87% p.a. until tut excluding 6 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 0.78% p.a.	6 July 2027	6 July 2022	146	136
JPY13,500 million subordinated notes	0.868% p.a. until but excluding 6 July 2022. Thereafter, if not redeement, a fixed rate per annum equal to the five-year JPY mid-swap rate plus 0.778% p.a.	6 July 2027	6 July 2022	165	152
HKD600 million subordinated notes	3 15% p.a. until but excluding 14 July 2022. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year HKD mid-evap rate plus 1.34% p.a.	14 July 2027	14 July 2022	102	96
A\$350 million subordinated notes	4.334% p.a. until but excluding 16 August 2024. Thereafter, if not redeemed, a fixed rate per annum equal to the five-year AUD serii-quarterly intid-eway reference rate plus 1.63% p.a., each of which will be annualised.	16 August 2029	16 August 2024	347	347
A\$185 million subordinated notes.	Fixed 5.00% p.a.	24 January 2048	n/a	185	-
A\$250 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1 40% p.a.	16 February 2020	16 February 2023	250	
A\$130 million subordinated notes	Fixed 5:00% p.a.	2 March 2048	N/A	130	
A1725 million subordinated notes	90 day bank bill rate + 1.80% p.a.	22 June 2028	22 June 2023	722	
Total subordinated notes				7,822	8,719

Excludes subordinated perpetual notes.

Interest payments are made periodically as set out in the terms of the subordinated notes.

Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on the optional redeem of the first optional redeem may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on any interest payment date after the redeemed on the first optional redeemption date, Westpac may elect to redeem the relevant Tier 2 instrument on any interest payment date after the first optional redeemption date (except for US\$1,500 million subordinated notes), subject to APRA's prior written approval.

The subordinated notes were redeemed in full on the relevant optional redemption date.

Note 20. Loan capital (continued)

Common features of Basel III fully compliant subordinated notes

Interest payments are subject to Westpac being solvent at the time of, and immediately following, the interest payment. These subordinated notes contain non-viability loss absorption requirements.

Non-viability trigger event

Westpac will be required to convert some or all subordinated notes into a variable number of Westpac ordinary shares upon the occurrence of a non-viability trigger event. A non-viability trigger event will occur on similar terms as described under AT1 loan capital.

For each subordinated note converted, holders will receive a variable number of Westpac ordinary shares calculated using the formula described in the terms of the relevant Tier 2 instrument, subject to a maximum conversion number. The conversion number of Westpac ordinary shares will be calculated in a manner similar to that described under AT1 loan capital for a non-viability trigger event. For each Tier 2 instrument, the maximum conversion number is set using a Westpac ordinary share price which is broadly equivalent to 20% of the Westpac ordinary share price at the time of issue.

Following the occurrence of a non-viability trigger event, if conversion of a Tier 2 instrument does not occur within five business days, holders' rights in relation to the relevant Tier 2 instrument will be immediately and irrevocably terminated.

Subordinated perpetual notes

These notes have no final maturity but Westpac can choose to redeem them at par on any interest payment date falling on or after September 1991, subject to APRA approval and certain other conditions. Interest is cumulative and payable on the notes semi-annually at a rate of 6 month US\$ LIBOR plus 0.15% p.a., subject to Westpac being solvent immediately after making the payment and having paid any dividend on any class of share capital of Westpac within the prior 12 month period.

These notes qualify for transitional treatment as Tier 2 capital of Westpac under APRA's Basel III capital adequacy framework.

The rights of the noteholders and coupon holders are subordinated to the claims of all creditors (including depositors) of Westpac other than creditors whose claims against Westpac rank equally with, or junior to, these notes.

Note 21. Derivative financial instruments

Accounting policy

Derivative financial instruments are instruments whose values derive from the value of an underlying asset, reference rate or index and include forwards, futures, swaps and options.

All derivatives are held at fair value. Changes in fair value are recognised in the income statement, unless designated in a cash flow or net investment hedge relationship. Derivatives are presented as an asset where they have a positive fair value at balance date or as a liability where the fair value at balance date is negative.

The Group uses derivative instruments for trading and also as part of its asset and liability risk management activities, which are discussed in Note 22. Derivatives used for risk management activities include designating derivatives into one of three hedge accounting relationships; fair value hedge; cash flow hedge, or hedge of a net investment in a foreign operation, where permitted under AASB 139. These hedge designations and associated accounting treatment are as follows:

Fair value hedges

Fair value hedges hedge the exposure to changes in the fair value of an asset or liability.

Changes in the fair value of derivatives and the hedged asset or liability in fair value hedges are recognised in interest income. The carrying value of the hedged asset or liability is adjusted for the changes in fair value related to the hedged risk.

If a hedge is discontinued, any fair value adjustments to the carrying value of the asset or liability are amortised to interest income over the period to maturity. If the asset or liability is sold, any unamortised adjustment is immediately recognised in interest income.

Cash flow hedges

Cash flow hedges hedge the exposure to variability of cash flows attributable to an asset, liability or future forecast transaction.

For effective hedges, changes in the fair value of derivatives are recognised in the cash flow hedge reserve through other comprehensive income and subsequently recognised in interest income when the asset or liability that was hedged impacts the income statement.

For hedges with some ineffectiveness, the changes in the fair value of the derivatives relating to the ineffective portion are immediately recognised in interest income.

If a hedge is discontinued, any cumulative gain or loss remains in other comprehensive income. It is amortised to interest income over the period which the asset or liability that was hedged also impacts the income statement.

If a hedge of a forecast transaction is no longer expected to occur, any cumulative gain or loss in other comprehensive income is immediately recognised in interest income.

Net investment hedges

Net investment hedges hedge foreign currency risks arising from a net investment of a foreign operation.

For effective hedges, changes in the fair value of derivatives are recognised in the foreign currency translation reserve through other comprehensive income.

For hedges with some ineffectiveness, the changes in the fair value of the derivatives relating to the ineffective portion are immediately recognised in non-interest income.

If a foreign operation is disposed of, any cumulative gain or loss in other comprehensive income is immediately recognised in non-interest income.

a. Fair value hedges

The Group hedges its interest rate risk from fixed debt issuances and fixed rate assets with single currency interest rate derivatives.

\$m	Consolidated		Parent Entity	
	2018	2017	2018	2017
Change in fair value hedging instruments	(1,203)	(328)	(1,208)	(337)
Change in fair value hedge items attributed to hedged risk	1,192	292	1,197	306
Ineffectiveness in interest income	(11)	(36)	(11)	(31)

Note 21. Derivative financial instruments (continued)

b. Cash flow hedges

Exposure to the volatility of interest cash flows from customer deposits and loans is hedged with interest rate derivatives.

Exposure to foreign currency principal and interest cash flows from floating rate debt issuances is hedged through the use of cross currency derivatives.

Gross cash inflows and outflows on derivatives designated in cash flow hedges are, as a proportion of total gross cash flows, expected to occur in the following periods:

	Less Than 1 Month	1 Month to 3 Months	3 Months to 1 Year	1 Year to 2 Years	2 Years to 3 Years	3 Years to 4 Years	4 Years to 5 Years	Over 5 Years
2018	1.000	0	10.100	21000	- Teals	4 16415		110000
Cash inflows	0.3%	2.1%	21.8%	23.8%	18.9%	19.1%	4,7%	9.3%
Cash outflows	0.5%	1.8%	22.4%	23.0%	19.5%	18.0%	4.9%	9.9%
2017								
Cash inflows	3.2%	3.6%	15.6%	21.6%	17.5%	14.6%	14,7%	9.2%
Cash outflows	3.7%	3.6%	15.3%	20.6%	17.1%	15.4%	14,4%	9.9%

\$m	Consolidated Parent Entit					
	2018	2017	2018	2017		
Cash flow hedge ineffectiveness	(7)	14	(11)	18		

c. Dual fair value and cash flow hedges

Fixed rate foreign currency denominated debt is hedged using cross currency interest rate derivatives, designated as fair value hedges of foreign interest rates and cash flow hedges of foreign exchange rates.

d. Net investment hedges

The Group uses foreign exchange forward contracts when hedging the currency translation risk of net investments in foreign operations. For both the Group and Parent Entity, ineffectiveness arising from net investment hedges amounted to nil (2017; nil).

Note 21. Derivative financial instruments (continued)

The notional amount and fair value of derivative instruments held for trading and designated in hedge relationships are set out in the following tables:

Consolidated 2018						Fai	r Value					
						He	edging				otal	
	Notional	Tr	ading	Fai	Fair Value		Cash Flow		Net Investment		Fair Value	
\$m	Amount	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities.	Assets	Liabilities	
Interest rate contracts												
Futures contracts ¹	189,853		- 6	+		*	+	+1	*	+0		
Forward rate agreements	168,132	- 11	(12)					27	- 0	- 11	(12)	
Swap agreements	2,863,349	15,626	(15,580)	505	(4,751)	385	(550)			16,518	(20,881)	
Options	39,067	165	(167)		-	*		- 2	- 2	165	(167)	
Total interest rate contracts	3,260,401	15,802	(15,759)	505	(4,751)	385	(550)			16,692	(21,060)	
Foreign exchange contracts												
Spot and forward contracts	784,791	6,741	(6,418)			(4)	(*)	6	(32)	6,741	(6,450)	
Cross currency swap												
agreements ²	462,949	6,561	(9,019)	726	33	1,639	(215)			8,926	(9,201)	
Options	22,281	120	(184)		-	-	*	- 2	- 2	120	(184)	
Total foreign exchange												
contracts	1,270,021	13,422	(15,621)	726	33	1,639	(215)		(32)	15,787	(15,835)	
Commodity contracts	6,735	246	(300)			-		- 2		246	(300)	
Equities	96	1						*		1	100000	
Credit default swaps	13,536	102	(101)	-		+		- 2		102	(101)	
Total of gross derivatives	4,550,789	29,573	(31,781)	1,231	(4,718)	2,024	(765)		(32)	32,828	(37,296)	
Impact of netting arrangements ³	+	(8,222)	8,912	(375)	3,633	(130)	344	- 2	-	(8,727)	12,889	
Total of net derivatives	4,550,789	21,351	(22,869)	856	(1,085)	1,894	(421)		(32)	24,101	(24,407)	

Consolidated 2017						Fai	r Value				
						He	edging				fotal
	Notional	Tr	ading	Fai	r Value	Car	th Flow	Net In	vestment	Fai	Value
\$m	Amount	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Interest rate contracts											
Futures contracts ¹	132,785	+			(4)	+	4	- 23		+3	
Forward rate agreements	215,934	21	(20)					23	_	21	(20)
Swap agreements	2,655,134	16,438	(15,361)	448	(3.241)	498	(707)	90		17,382	(19,309)
Options	69,016	156	(183)	- 2				- 45	- 2	158	(183)
Total interest rate contracts	3,072,869	16,615	(15,564)	446	(3,241)	498	(707)			17,559	(19,512)
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	668,896	5,781	(6,027)		(4)			19	(19)	5,800	(6,046)
Cross currency swap											
agreements ²	444,421	6.272	(7.893)	573	4	1,006	(744)	7.1		7,851	(8,633)
Options	13,604	124	(138)				+			124	(138)
Total foreign exchange											
contracts	1,126,921	12,177	(14,058)	573	4	1,006	(744)	19	(19)	13,775	(14,817)
Commodity contracts	7,772	270	(235)		-			Ŷ.		270	(235)
Equities	202	3						90		3	
Credit default swaps	10,907	79	(78)							79	(78)
Total of gross derivatives	4,218,671	29,144	(29,935)	1,019	(3,237)	1,504	(1,451)	19	(19)	31,686	(34,642)
Impact of netting arrangements ³		(7,332)	7,178	(149)	1,782	(172)	307	- 4	-	(7,653)	9,267
Total of net derivatives	4,218,671	21,812	(22,757)	870	(1,455)	1,332	(1,144)	19	(19)	24,033	(25,375)

The fair value differential of futures contracts are settled daily with the exchange. The notional balance represents open contracts as at 30

The sar value concentral or strates and second day.

September.

The unrealised foreign exchange gains or losses on derivatives in hedge relationships are substantially offset by the retranslation at spot exchange rates of the foreign currency denominated debt being hedged.

Consists of derivative trades settled directly with central clearing counterparties and their associated variation margin. Refer to Note 24.

Note 21. Derivative financial instruments (continued)

Parent Entity 2018						Fai	r Value					
			Hedging							. 1	Total	
	Notional	Tr	ading	Fai	r Value	Car	Cash Flow		Net investment		Fair Value	
\$m	Amount	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	
Interest rate contracts												
Futures contracts ¹	189,853	83		- 6	2.0	-	-	14	- 5	12		
Forward rate agreements	168,132	11	(12)					1.0	- 14	11	(12)	
Swap agreements	2,859,358	15,659	(15,751)	489	(4,568)	352	(444)	14	- 1	16,500	(20.763)	
Options	39,067	165	(167)	000			- 1000			165	(167)	
Total interest rate contracts	3,256,410	15,835	(15,930)	489	(4,568)	352	(444)		194	16,676	(20,942)	
Foreign exchange contracts												
Spot and forward contracts	784,438	6,737	(6,417)	- 5		1 1			(31)	6,737	(6.448)	
Cross currency swap												
agreements ²	456,251	6,582	(9,019)	703	40	1,142	(164)	1.4	74	8,407	(9,143)	
Options	22,281	120	(184)	- 1	- 12	-	- 3	100	- 3	120	(184)	
Total foreign exchange												
contracts	1,262,970	13,419	(15,620)	703	40	1,142	(164)		(31)	15,264	(15,775)	
Commodity contracts	6,735	246	(300)	-				3.9		246	(300)	
Equities	96	. 1		111	14				12	- 1		
Credit default swaps	13,536	102	(101)							102	(101)	
Total of gross derivatives	4,539,747	29,603	(31,951)	1,192	(4,528)	1,494	(608)		(31)	32,289	(37,118)	
Impact of netting arrangements ¹	(4)	(8,222)	5,912	(375)	3,633	(130)	344	1.4	-	(8,727)	12,889	
Total of net derivatives	4,539,747	21,381	(23,039)	817	(895)	1,364	(264)		(31)	23,562	(24,229)	

Parent Entity 2017						Fai	r Value				
						He	edging			Total	
	Notional	Tr	ading	Fai	Fair Value Cash Flow			Net Investment		Fair Value	
\$m	Amount	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities	Assets	Liabilities
Interest rate contracts											
Futures contracts	132,785		1 11	114		9.01	0.4	2.5	117	0.5	117
Forward rate agreements	215,934	21	(20)	- 1		- 0		17	- 5	21	(20)
Swap agreements	2,646,153	16,472	(15,549)	428	(3,008)	465	(588)			17,363	(19,145)
Options	69,016	156	(183)							156	(183)
Total interest rate contracts	3,063,888	16,649	(15,752)	426	(3,008)	465	(588)	- 2		17,540	(19,348)
Foreign exchange contracts											
Spot and forward contracts	668,322	5,774	(6.024)	14				19	(16)	5,793	(6,040)
Cross currency swap											
agreements ²	434,600	6,273	(7,894)	545	9	849	(454)	1.4	0.4	7,667	(8,339)
Options	13,604	124	(138)							124	(138)
Total foreign exchange											
contracts	1,116,526	12,171	(14,056)	545	9	849	(454)	19	(16)	13,584	(14,517)
Commodity contracts	7,772	270	(235)	- 1	- 4		-		-	270	(235)
Equities	202	3		- 17						3	107
Credit default swaps	10,907	79	(78)							79	(78)
Total of gross derivatives	4,199,295	29,172	(30,121)	971	(2,999)	1,314	(1,042)	19	(16)	31,476	(34,178)
Impact of netting arrangements ³		(7,338)	7,330	(148)	1,711	(167)	226		-	(7,653)	9,287
Total of net derivatives	4,199,295	21,834	(22,791)	823	(1,288)	1,147	(816)	19	(16)	23,823	(24,911)

The fair value differential of futures contracts are settled daily with the exchange. The notional balance represents open contracts as at 30 September.

The unrealised foreign exchange gains or losses on derivatives in hedge relationships are substantially offset by the retranslation at spot exchange rates of the foreign currency denominated debt being hedged.

Consists of derivative trades settled directly with central clearing counterparties and their associated variation margin. Refer to Note 24.

Note 21. Derivative financial instruments (continued)

Credit default swaps

The Group buys and sells credit protection through the use of credit default swap (CDS) derivatives. These CDSs either protect the Group (as a buyer) or expose it (as a seller) to the risk of default of the entity referenced by the CDS. The CDSs are predominantly executed with other financial institutions and are entered into to facilitate institutional customer transactions and to manage the Group's credit risk exposures.

The notional amount and fair value of CDSs are presented in the following table for both the Group and the Parent Entity:

		2018				
	Notional	Fa	Fair value		Fair value	
\$m	Amount	Asset	Liability	Amount	Asset	Liability
Credit protection bought	6,895	3	(101)	5,630	5	(78)
Credit protection sold	6,641	99	-	5,277	74	
Total	13,536	102	(101)	10,907	79	(78)

Note 22. Financial risk

Financial instruments are fundamental to the Group's business of providing banking and financial services. The associated financial risks (including credit risk, funding and liquidity risk and market risk) are a significant proportion of the total risks faced by the Group.

This note details the financial risk management policies, practices and quantitative information of the Group's principal financial risk exposures.

Principal financial risks	Note name	Note number				
Overview	Risk management frameworks					
Credit risk	Credit risk ratings system	22.2.1				
The risk of financial loss where a customer or counterparty fails to meet their financial	Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements	22.2.2				
obligations.	Credit risk concentrations	22.2.3				
	Credit quality of financial assets	22.2.4				
	Financial assets that are past due, but not impaired					
	Items 90 days past due, or otherwise in default, and not impaired					
	Impaired loans	22.2.7				
	Collateral held	22.2.8				
Funding and liquidity risk	Liquidity modelling	22.3.1				
The risk that the Group will be unable to fund assets and meet obligations as they become	Sources of liquidity	22.3.2				
due.	Assets pledged as collateral	22.3.3				
	Contractual maturity of financial liabilities	22.3.4				
	Expected maturity	22.3.5				
Market risk	Value-at-Risk (VaR)	22.4.1				
The risk of an adverse impact on earnings resulting from changes in market factors, such	Traded market risk	22.4.2				
as foreign exchange rates, interest rates, commodity prices and equity prices.	Non-traded market risk	22.4.3				

Note 22. Financial risk (continued)

22.1 Risk management frameworks

The Board is responsible for approving the Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement and for monitoring the effectiveness of risk management by the Westpac Group. The Board has delegated to the Board Risk and Compliance Committee (BRCC) responsibility to:

- review and recommend the Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement to the Board for approval:
- set risk appetite consistent with the Group Risk Appetite Statement;
- approve frameworks, policies and processes for managing risk (consistent with the Westpac Group Risk Management Strategy and Westpac Group Risk Appetite Statement); and
- review and, where appropriate, approve risks beyond the approval discretion provided to management.

For each of its primary financial risks, the Group maintains risk management frameworks and a number of supporting policies that define roles and responsibilities, acceptable practices, limits and key controls.

Risk management framework and controls

Credit risk

- The Credit Risk Management Framework describes the principles, methodologies, systems, roles and responsibilities, reports and key controls for managing credit risk.
- The BRCC, Westpac Group Executive Risk Committee (RISKCO) and Westpac Group Credit Risk Committee (CREDCO) monitor the risk profile, performance and management of the Group's credit portfolio and the development and review of key credit risk policies.
- The Credit Risk Rating System Policy describes the credit risk rating system philosophy, design, key features and uses of rating outcomes.
- All models materially impacting the risk rating process are periodically reviewed in accordance with Westpac's model risk policies.
- An annual review is performed of the Credit Risk Rating System by the BRCC and CREDCO.
- Specific credit risk estimates (including probability of default (PD), loss given default (LGD) and
 exposure at default (EAD) levels) are overseen, reviewed annually and supported by the Credit Risk
 Estimates Committee (a subcommittee of CREDCO) prior to approval under delegated authority from
 the Chief Risk Officer.
- Policies for the delegation of credit approval authorities and formal limits for the extension of credit are established throughout the Group.
- Credit manuals are established throughout the Group including policies governing the origination, evaluation, approval, documentation, settlement and ongoing management of credit risks.
- Sector policies guide credit extension where industry-specific guidelines are considered necessary (e.g. acceptable financial ratios or permitted collateral).
- The Related Entity Risk Management Framework and supporting policies govern credit exposures to related entities, to minimise the spread of credit risk between Group entities and to comply with prudential requirements prescribed by APRA.

Funding and liquidity .

- The Liquidity Risk Management Framework sets out the Group's approach to managing liquidity risk. It is part of the Group's board-approved Risk Management Strategy and sets out the Group's liquidity risk appetite, roles and responsibilities of key people, managing liquidity kin within the Group, risk reporting and control processes, limits and targets for minimum liquid asset holdings and the wholesale funding and ratios used to manage the Group's balance sheet.
- The Group's Treasury function is responsible for managing funding and liquidity including managing the balance sheet against approved limits and targets and managing the Group's funding base so that it is appropriately maintained, stable and diversified. Group Treasury manages a portfolio of liquid assets held by the Group for several purposes, including as a buffer against unforeseen funding requirements. The level of liquid assets held takes into account the liquidity requirements of Westpac's balance sheet under normal and stress conditions.
- Daily liquidity risk reports are reviewed by Treasury and the Group's Liquidity risk teams. Liquidity reports are presented to ALCO monthly and to the BRCC quarterly.
- Group Treasury undertakes an annual funding review that outlines the Group's balance sheet
 funding strategy over a three year period. This review encompasses trends in global markets, peer
 analysis, wholesale funding capacity, expected funding requirements and a funding risk analysis.
 This strategy is continuously reviewed to take account of changing market conditions, investor
 sentiment and estimations of asset and liability growth rates.
- Group Treasury also maintains a contingent funding plan that outlines the steps that should be taken
 by the Group in the event of an emerging 'funding crisis'. The plan is aligned with Westpac's broader
 Liquidity Crisis Management Policy which is approved annually by the Board.

198

Note 22. Financial risk (continued)

Risk Risk management framework and controls Market risk The Market Risk Framework describes the Group's approach to managing traded and non-traded market risk Traded market risk includes interest rate, foreign exchange, commodity, equity price, credit spread and volatility risks. Non-traded market risk includes interest rate and credit spread risks. Market risk is managed using VaR limits, Net interest income at risk (NaR) and structural risk limits (including credit spread and interest rate basis point value limits) as well as scenario analysis and stress testing. The BRCC approves the risk appetite for traded and non-traded risks through the use of VaR, NaR and specific structural risk limits. Westpac Group Market Risk Committee (MARCO) has approved separate VaR sub-limits for the trading activities of Financial Markets and Treasury and for Asset and Liability Management (ALM) activities Market risk limits are assigned to business managers based upon business strategies, experience, and the consideration of market liquidity and the concentration of risks. Market risk positions are managed by the trading desks and ALM unit consistent with their delegated authorities and the nature and scale of the market risks involved. Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the Market Risk unit, which monitors market risk exposures against VaR and structural risk limits. Daily VaR position reports are produced by risk type, by product lines and by geographic region. Quarterly reports are produced for the MARCO, RISKCO and the BRCC. Daily stress testing and backtesting of VaR results are performed to support model integrity and to analyse extreme or unexpected movements. A review of both the potential profit and loss outcomes is also undertaken to monitor any skew created by the historical data. MARCO has ratified an approved escalation framework. The BRCC has approved a framework for profit or loss escalation which considers both single day and 20 day cumulative results Treasury's ALM unit is responsible for managing the non-traded interest rate risk including risk mitigation through hedging using derivatives. This is overseen by the Market Risk unit and reviewed by MARCO, RISKCO and BRCC.

Further details regarding the Group's principal risks including our strategic approach to their management is contained within the Corporate governance statement in Section 1 and the Risk and risk management section in Section 2.

22.2 Credit Risk

22.2.1 Credit risk ratings system

The principal objective of the credit risk rating system is to reliably assess the credit risk to which the Group is exposed. The Group has two main approaches to this assessment.

Transaction-managed customers

The Group assigns a Customer Risk Grade (CRG) to each customer, corresponding to their expected PD. Each facility is assigned an LGD. The Group's risk rating system has a tiered scale of risk grades for both non-defaulted customers and defaulted customers. Non-defaulted CRGs are mapped to Moody's and S&P Global Ratings (S&P) external senior ranking unsecured ratings.

Note 22. Financial risk (continued)

Customer risk grades

The table below maps the Group's high level CRGs to their corresponding external rating.

Financial statement disclosure	Westpac CRG	Moody's Rating	S&P Rating	
Strong	A	Aaa - Aa3	AAA - AA-	
	В	A1 - A3	A+ - A-	
	C	Baa1 - Baa3	BBB+ - BBB-	
Good/satisfactory	D	Ba1 - B1	BB+ - B+	
		Westpac	Rating	
Weak	E	Watchlist		
	F	Special Mention		
Weak/default/non-performing	G	Substandard/Default		
	Н	Default		

Program-managed portfolio

Customers that are not transaction-managed are grouped into pools of similar risk. Pools are created by analysing similar risk characteristics that have historically predicted that an account is likely to go into default. Customers grouped according to these predictive characteristics are assigned a PD and LGD relative to their pool. The credit quality of these pools is based on a combination of delinquency trends, PD estimates and loan to valuation ratio (housing loans only).

22.2.2 Credit risk mitigation, collateral and other credit enhancements

Westpac uses a variety of techniques to reduce the credit risk arising from its lending activities.

This includes the Group establishing that it has direct, irrevocable and unconditional recourse to collateral and other credit enhancements through obtaining legally enforceable documentation.

Collatera

The table below describes the nature of collateral or security held for each relevant class of financial asset:

Loans - housing and personal	Housing loans are secured by a mortgage over property and additional security may take the form of guarantees and deposits.
	Personal lending (including credit cards and overdrafts) is predominantly unsecured. Where security is taken, it is restricted to eligible motor vehicles, caravans, campers, motor homes and boats.
Loans – business [†]	Business loans may be secured, partially secured or unsecured. Security is typically taken by way of a mortgage over property and/or a general security agreement over business assets or other assets.
Trading securities, financial assets designated at fair value and derivatives	Other security such as guarantees, standby letters of credit or derivative protection may also be taken as collateral, if appropriate. These exposures are carried at fair value which reflects the credit risk.
	For trading securities, no collateral is sought directly from the issuer or counterparty; however this may be implicit in the terms of the instrument (such as an asset-backed security). The terms of debt securities may include collateralisation.
	For derivatives, master netting agreements are typically used to enable the effects of derivative assets and liabilities with the same counterparty to be offset when measuring these exposures. Additionally, collateralisation agreements are also typically entered into with major institutional counterparties to avoid the potential build-up of excessive mark-to-market positions. Derivative transactions are increasingly being cleared through central clearers.

200

¹ This includes collateral held in relation to associated credit commitments.

Note 22. Financial risk (continued)

Management of risk mitigation

The Group mitigates credit risk through controls covering:

Collateral and valuation management

The estimated realisable value of collateral held in support of loans is based on a combination of:

- formal valuations currently held for such collateral; and
- management's assessment of the estimated realisable value of all collateral held.

This analysis also takes into consideration any other relevant knowledge available to management at the time. Updated valuations are obtained when appropriate.

The Group revalues collateral related to financial markets positions on a daily basis and has formal processes in place to promptly call for collateral top-ups, if required. These processes include margining for non-centrally cleared customer derivatives as regulated by Australian Prudential Standard CPS226. The collateralisation arrangements are documented via the Credit Support Annex of the International Swaps and Derivatives Association (ISDA) dealing agreements.

In relation to financial markets positions, Westpac only recognises collateral which is:

- cash, primarily in Australian dollars (AUD), New Zealand dollars (NZD), US dollars (USD), Canadian dollars (CAD), British pounds (GBP) or European Union euro (EUR);
- bonds issued by Australian Commonwealth, State and Territory governments or their Public Sector Enterprises, provided these attract a zero risk-weighting under Australian Prudential Standard (APS) 112;
- securities issued by other specified Aa3 / AA- or better rated sovereign governments.

Other credit enhancements

The Group only recognises guarantees, standby letters of credit, or credit derivative protection from the following entities (provided they are not related to the entity with which Westpac has a credit exposure):

- Sovereign;
- Australia and New Zealand public sector;
- ADIs and overseas banks with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-; and
- Others with a minimum risk grade equivalent of A3 / A-

Credit Portfolio Management (CPM) manages the Group's corporate, sovereign and bank credit portfolios through monitoring the exposure and any offsetting hedge positions.

CPM purchases credit protection from entities meeting the criteria above and sells credit protection to diversify the Group's credit risk.

Offsetting

Creditworthy customers domicifed in Australia and New Zealand may enter into formal agreements with the Group, permitting the Group to set-off gross credit and debit balances in their nominated accounts. Cross-border set-offs are not permitted.

Close-out netting is undertaken with counterparties with whom the Group has entered into a legally enforceable master netting agreement for their off-balance sheet financial market transactions in the event of default.

Further details of offsetting are provided in Note 24.

Central clearing

The Group executes derivative transactions through central clearing counterparties. Central clearing counterparties mitigate risk through stringent membership requirements, the collection of margin against all trades placed, the default fund, and an explicitly defined order of priority of payments in the event of default.

2018 Westpac Group Annual Report

Note 22. Financial risk (continued)

22.2.3 Credit risk concentrations

Credit risk is concentrated when a number of counterparties are engaged in similar activities, have similar economic characteristics and thus may be similarly affected by changes in economic or other conditions.

The Group monitors its credit portfolio to manage risk concentrations and rebalance the portfolio.

Individual customers or groups of related customers

The Group has large exposure limits governing the aggregate size of credit exposure normally acceptable to individual customers and groups of related customers. These limits are tiered by customer risk grade.

Specific industries

Exposures to businesses, governments and other financial institutions are classified into a number of industry clusters based on related Australian and New Zealand Standard Industrial Classification (ANZSIC) codes and are monitored against the Group's industry risk appetite limits.

Individual countries

The Group has limits governing risks related to individual countries, such as political situations, government policies and economic conditions that may adversely affect either a customer's ability to meet its obligations to the Group, or the Group's ability to realise its assets in a particular country.

Maximum exposure to credit risk

The carrying amount of on-balance sheet financial assets (which comprises receivables due from financial institutions; trading securities and financial assets designated at fair value; derivatives; available-for-sale securities; loans; and regulatory deposits with central banks overseas) and undrawn credit commitments represents the maximum exposure to credit risk (excluding any collateral received), as set out in the following tables.

The following tables set out the credit risk concentrations to which the Group and the Parent Entity are exposed for on-balance sheet financial assets and for undrawn credit commitments. Cash and balances with central banks are excluded as it is not considered to give rise to material credit risk.

Life insurance assets are excluded as primarily the credit risk is passed on to the policyholder and backed by the policyholder liabilities.

The balances for trading securities and financial assets designated at fair value and available-for-sale securities exclude equity securities as the primary financial risk is not credit risk.

The credit concentrations for each significant class of financial asset are:

Trading securities and financial assets designated at fair value	 40% (2017: 52%) were issued by financial institutions for the Group; 39% (2017: 50%) for the Parent Entity.
(Note 11)	 56% (2017: 45%) were issued by government or semi-government authorities for the Group; 58% (2017: 47%) for the Parent Entity.
	 76% (2017: 76%) were held in Australia by the Group; 80% (2017: 81%) by the Parent Entity.
Available-for-sale securities (Note12)	 27% (2017; 26%) were issued by financial institutions for the Group; 28% (2017; 27%) for the Parent Entity.
	 73% (2017: 74%) were issued by government or semi-government authorities for the Group; 72% (2017: 73%) for the Parent Entity.
	 89% (2017: 90%) were held in Australia by the Group; 96% (2017: 98%) by the Parent Entity.
Loans (Note 13)	 Note 13 provides a detailed breakdown of loans by industry and geographic classification.
Derivative financial instruments (Note 21)	 79% (2017: 77%) were issued by financial institutions for both the Group and Parent Entity.
	 84% (2017: 86%) were held in Australia by the Group; 86% (2017: 86%) by the Parent Entity.

Note 22. Financial risk (continued)

Consolidated	Total on balance sheet	2018 Undrawn credit commit- ments	Total	Total on balance sheet	2017 Undrawn credit commit- ments	Total
Australia	91115	11100000		uncer		7.000
Accommodation, cafes and restaurants	8,306	1.404	9.710	8.189	1.468	9.657
Agriculture, forestry and fishing	8,651	2.035	10.686	8.193	2:155	10.348
Construction	6,756	3.324	10,080	6.050	3,666	9.716
Finance and insurance	57,153	7.781	64,934	59.432	8,415	67.847
Government, administration and defence	49,830	728	50,558	49.341	813	50.154
Manufacturing	9,968	5.738	15,706	9.784	6,186	15,970
Mining	3,637	3.079	6,716	3,411	3,568	6,979
Property	45,814	12,309	58,123	43.640	12,046	55.686
Property services and business services	13.561	5.596	19,157	12.119	5.145	17.264
Services	12.297	5,700	17,997	13,198	6,082	19.280
Trade	16,809	7.951	24,760	16,401	8,712	25,113
Transport and storage	9,587	4.958	14.545	9.554	6.038	15.592
Utilities	5,281	3.471	8,752	6.418	4,216	10.634
Retail lending	463,609	86,421	550,030	451,315	88,363	539.678
Other	6.781	1,597	8,378	4,360	1,519	5.879
Total Australia	718,040	152.092		701,405	158,392	859,797
	/18,040	152,092	870,132	701,405	158,392	609,797
New Zealand	200			222	40	222
Accommodation, cafes and restaurants	323	39	362	290	42	332
Agriculture, forestry and fishing	8,188	684	8,872	7,809	745	8,554
Construction	504	429	933	450	397	847
Finance and insurance	6,919	1,437	8,356	7,626	2,038	9,664
Government, administration and defence	4,767	691	5,458	5,051	549	5,600
Manufacturing	2,307	1,577	3,884	2,185	1,527	3,712
Mining	213	101	314	144	197	341
Property	6,236	1,035	7,271	5,901	1,039	6,940
Property services and business services	1,108	512	1,620	1,142	405	1,547
Services	1,758	613	2,371	1,834	604	2,438
Trade	2,568	1,023	3,591	2,215	1,176	3,391
Transport and storage	1,102	791	1,893	1,118	847	1,965
Utilities	1,415	1,564	2,979	1,822	1,302	3,124
Retail lending	46,614	12,114	58,728	45,190	11,995	57,185
Other	1	245	246	3	227	230
Total New Zealand	84,023	22,855	106,878	82,780	23,090	105,870
Other overseas						
Accommodation, cafes and restaurants	112	12	124	97	13	110
Agriculture, forestry and fishing	19	1	20	5	1	6
Construction	71	121	192	55	242	297
Finance and insurance	7,845	3,454	11,299	7,713	3,182	10,895
Government, administration and defence	4,246	50	4,296	3,071	1	3,072
Manufacturing	3,364	4,849	8,213	3,107	4,259	7,366
Mining	353	1,793	2,146	378	1,518	1,896
Property	467	57	524	491	40	531
Property services and business services	1,754	733	2,487	542	508	1,050
Services	207	448	655	205	105	310
Trade	2,993	3,330	6,323	2,680	2,458	5,138
Transport and storage	1,232	222	1,454	1,426	437	1.863
Utilities	763	329	1,092	544	260	804
Retail lending	683	45	728	657	37	694
Other	178	6	184	78	8	86
Total other overseas	24,287	15,450	39,737	21,049	13,069	34,118
Total gross credit risk	826,350	190,397	1,016,747	805,234	194,551	999,785

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity	Total on balance sheet	2018 Undrawn credit commit- ments	Total	Total on balance sheet	2017 Undrawn credit commit- ments	Total
Australia	bileet	menta	Total	sireet	писния	Total
Accommodation, cafes and restaurants	8.237	1,404	9.641	8,110	1,468	9,578
Agriculture, forestry and fishing	8,593	2.035	10,628	8.073	2,155	10,228
Construction	6.252	3.324	9.576	5,447	3.666	9.113
Finance and insurance	56.687	7,781	64,468	58,589	8,415	67,004
Government, administration and defence	49,824	728	50,552	49,330	813	50,143
Manufacturing	9.742	5,738	15,480	9,511	6.186	15,697
Mining	3,605	3.078	6.683	3.371	3.568	6.939
Property	45.812	12.309	58,121	43,641	12.043	55,684
Property services and business services	12.517	5,595	18,112	11,047	5,143	16,190
Services	12,029	5,700	17,729	12,853	6.081	18,934
Trade	16.598	7,949	24.547	16.098	8,691	24,789
Transport and storage	9.190	4.957	14,147	9,097	6,038	15,135
Utilities	5.255	3,471	8,726	6,386	4.216	10,602
Retail lending	462,568	86,421	548,989	449,207	88.362	537,569
Other	5,949	1,574	7,523	3,385	1,518	4,903
Total Australia	712.858	152,064	864,922	694,145	158,363	852,508
New Zealand	112,000	132,004	004,322	034,143	100,000	932,509
Accommodation, cafes and restaurants			- 5			1.0
Agriculture, forestry and fishing	52	7	59	38	7	45
Construction	7	22	29	6	13	19
Finance and insurance	2.761	50	0.000	3,230	56	3,286
Government, administration and defence	2,761	29	2,811 1,023	929	23	952
경험(A) (2017년 전 1917년 1일) 전 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12 12	206	97	303	183	110	293
Manufacturing Mining	7	1	303	3	3	293 6
A C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	52	8	60	43	10	53
Property	43	31	74	38	57	95
Property services and business services Services	25	44	69	25	64	89
Trade	322	234	556	269	216	485
Transport and storage	73	87	160	38	89	127
Utilities	372	146	518	498	128	626
- T	3/2	19	10000	430	33	33
Retail lending Other	-	10	20	5	4	9
			- Control of the Cont			
Total New Zealand	4,916	776	5,692	5,305	813	6,118
Other overseas	700	40	100		4.0	404
Accommodation, cafes and restaurants	70	12	82	88	13	101
Agriculture, forestry and fishing	4 59	113	5 172	44	237	5 281
Construction		0.000000	A	2000000	100000000000000000000000000000000000000	
Finance and insurance	7,641	3,442	11,083	7,420	3,161	10,581
Government, administration and defence	3,469	50	3,519	2,449		2,450
Manufacturing	3,359	4,741 1,791	8,100	3,089	4,166	7,255
Mining	354	10.000	2,145	378	1,516	1,894
Property	234	31	265	288	34	322
Property services and business services	1,665	730	2,395 633	527 74	507	1,034
Services	188	445	200000000000000000000000000000000000000		101	175
Trade	2,807	3,216	6,023	2,446	2,354	4,800
Transport and storage	1,127	214	1,341	1,196	414	1,610
Utilities Date il landing	761	329	1,090	538	259	797
Retail lending	277	40	317	280	34	314
Other Total other controls	99	4 45 450	103	82	5	87
Total other overseas	22,114	15,159	37,273	18,903	12,803	31,706
Total gross credit risk	739,888	167,999	907,887	718,353	171,979	890,332

Note 22. Financial risk (continued)

22.2.4 Credit quality of financial assets

An asset is considered to be past due when any payment under the contractual terms has been missed. The entire contractual balance is considered to be past due, rather than only the overdue portion. Assets may be overdue for a number of reasons, including late payments or incomplete documentation. Late payment may be influenced by the timing of weekends and holidays. This does not always align with the underlying basis by which credit risk is managed.

The tables below segregate the financial assets of the Group and Parent Entity between financial assets that are neither past due nor impaired, past due but not impaired and impaired. The credit quality of financial assets that are neither past due nor impaired is determined by reference to the credit risk ratings system (refer to Note 22.2.1).

	Ne.	ither past due no	r impaired						
Consolidated 2018 \$m	Strong	Good/ Satisfactory	Weak	Total	Past due but not impaired	Impaired	Total	Impairment provision	Total carrying value
Receivables due from									
other financial institutions	5,775	15		5,790			5,790	(41)	5,790
Trading securities and									
financial assets									
designated at fair value	21,720	145		21,865			21,865	+ 1	21,865
Derivative financial instruments	23,692	406	3	24,101	-	120	24,101	1	24,101
Available-for-sale securities ¹	60,229	506		60,735	+		60,735	(*)	60,735
Loans:									
Loans - housing and personal	379,383	114,627	4,365	498,375	16,162	687	515,224	(1,303)	513,921
Loans - business	90,408	97,369	4,481	192,258	4,293	729	197,280	(1,511)	195,769
Regulatory deposits with central									
banks overseas	1,122	233	(+)	1,355		14.7	1,355	(e)	1,355
Other financial assets ²	4,064	392	18	4,474	37	3	4,514	-	4,514
Total	586,293	213,693	8,867	808,953	20,492	1,419	830,864	(2,814)	828,050

	Ne	ither past due no	r impaired						
Consolidated 2017 Sm	Strong	Good/ Satisfactory	Weak	Total	Past due but not impaired	Impaired	Total	Impairment provision	Total carrying value
Receivables due from									
other financial institutions	7,119	9	(+1)	7,128	40	-	7,128		7,128
Trading securities and									
financial assets									
designated at fair value ¹	24,973	22		24.995		- 4	24,995		24,995
Derivative financial instruments	23,184	815	33	24,032		1	24,033	-	24,033
Available-for-sale securities	59,752	493		60,245	3.0		60,245	1000	60,245
Loans:									
Loans - housing and personal	363,026	113,363	3,542	479,931	16,539	681	497,151	(1,331)	495,820
Loans - business	86,437	95,556	4,507	186,500	3,273	861	190,634	(1,535)	189,099
Regulatory deposits with central									
banks overseas	814	234		1,048			1,048		1,048
Other financial assets ²	4,340	364	14	4,718	34	3	4,755		4,755
Total ²	569,645	210,856	8,096	788,597	19,846	1,546	809,989	(2,866)	807,123

480/576

Equity securities are excluded from these balances and as a result the total carrying value will not represent the balance reported on the balance

sheet.

Other financial assets include accrued interest of \$1,276 million (2017; \$1,193 million) which is allocated to the relevant credit quality classifications in proportion to the loan balances to which it relates. Securities sold not yet delivered of \$1,264 million (2017: \$1,408 million) are also included in this balance which is allocated proportionately based on the trading securities balance classifications.

Comparatives have been revised for consistency.

Note 22. Financial risk (continued)

	Ne	ither past due no	r impaired						
Parent Entity 2018 Sm	Strong	Good/ Satisfactory	Weak	Total	Past due but not impaired	Impaired	Total	Impairment provision	Total carrying value
Receivables due from									
other financial institutions	5.709	2	4	5,711			5,711		5,711
Trading securities and									
financial assets									
designated at fair value [†]	20,201	145	2.5	20,346	100	100	20,346		20,346
Derivative financial instruments	23,155	404	3	23,562			23,562	+	23,562
Available-for-sale securities	56,443	3		56,446			56,446		56,446
Loans:									
Loans - housing and personal	359,843	87,667	4,050	451,560	15,044	572	467,176	(1,125)	466,051
Loans - business	76.995	80,572	3,412	160,979	3,838	582	165,399	(1,282)	164,117
Regulatory deposits with central									
banks overseas	1,122	126		1,248	2.40		1,248		1,248
Due from subsidiaries	140,597			140,597			140,597		140,597
Other financial assets ²	3.321	306	15	3,642	33	2	3,677		3,677
Total	687,386	169,225	7,480	864,091	18,915	1,156	884,162	(2,407)	881,755

	Neither past due nor impaired								
Parent Entity 2017 \$m.	Strong	Good/ Satisfactory	Weak	Total	Past due but not impaired	Impaired	Total	Impairment provision	Total carrying value
Receivables due from	PA-2100/	Cross Success	Median	553,000	a market and	5-25-500	7-1512-0	- 97,7254,000	T/08-9-
other financial institutions	6.352	5	F-1	6,357		-	6,357	4	6,357
Trading securities and									
financial assets									
designated at fair value ¹	22,870	5		22,875		4	22,875	-	22,875
Derivative financial instruments	22,974	815	33	23,822	100	1	23,823	29.	23,823
Available-for-sale securities	55,737	6		55,743		- 3	55,743	4	55,743
Loans:									
Loans - housing and personal	344,739	85,673	3.223	433,635	15,312	542	449,489	(1,091)	448,398
Loans - business	74,019	78,584	2.981	155,584	2,843	694	159,121	(1,282)	157,839
Regulatory deposits with central									
banks overseas	814	131		945			945	*	945
Due from subsidiaries	142.455			142,455			142,455		142,455
Other financial assets ²	3,681	278	10	3,969	31	2	4,002		4,002
Total ⁵	673,641	165,497	6,247	845,385	18,186	1,239	864,810	(2,373)	862,437

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 22.2.8.

Equity securities are excluded from these balances and as a result the total carrying value will not represent the balance reported on the balance

sheet.

Other financial assets include accrued interest of \$1,103 million (2017: \$1,029 million) which is allocated to the relevant credit quality classifications in proportion to the loan balances to which it relates. Securities sold not yet delivered of \$1,264 million (2017: \$1,388 million) are also included in this balance which is allocated proportionately based on the trading securities balance classifications.

Comparatives have been revised for consistency.

Note 22. Financial risk (continued)

22.2.5 Financial assets that are past due, but not impaired

Financial assets that were past due, but not impaired, can be disaggregated based on days overdue at 30 September as follows:

Consolidated	2018				2017			
Sm	1-5 days	6-89 days	90+ days	Total	1-5 days	6-89 days	90+ days	Total
Loans								
Loans - housing and personal	3,440	9,688	3,034	16,162	4,515	9,331	2,693	16,539
Loans - business	1,170	2,558	565	4,293	698	2,085	490	3,273
Other financial assets	8	23	6	37	9	19	6	34
Total	4,618	12,269	3,605	20,492	5,222	11,435	3,189	19,846

Parent Entity	2018				2017				
Sm	1-5 days	6-89 days	90+ days	Total	1-5 days	6-89 days	90+ days	Total	
Loans:									
Loans - housing and personal	3,179	8,895	2,970	15,044	4,216	8,471	2,625	15,312	
Loans - business	1,054	2,285	499	3,838	603	1,810	430	2,843	
Other financial assets	7	20	6	33	8	18	5	31	
Total	4,240	11,200	3,475	18,915	4,827	10,299	3,060	18,186	

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 22.2.8.

22.2.6 Items 90 days past due, or otherwise in default, and not impaired

These include financial assets that are:

- currently 90 days or more past due but well secured¹;
- assets that were, but are no longer 90 days past due but are yet to satisfactorily demonstrate sustained improvement to allow reclassification; and
- other assets in default and not impaired, including those where an order for bankruptcy or similar legal action has been taken (e.g. appointment of an Administrator or Receiver).

Consolidated	Gros	s amount	ount	
\$m	2018	2017	2016	
Australia	3,861	3,322	3,075	
New Zealand	127	117	89	
Other overseas	29	19	17	
Total	4,017	3,458	3,181	

22.2.7 Impaired loans

The determination of the provision for impairment is one of the Group's critical accounting assumptions and estimates. Details of this and the Group's accounting policy for the provision for impairment charges are discussed in Notes 6 and 14.

Impaired loans are those for which there is objective evidence that their principal or interest payments may not be recoverable. These include:

- non-performing loans (aligned to an impaired internal credit risk grade);
- unsecured facilities including overdrafts, personal loans and revolving credit facilities which are greater than 90 days past due; and
- restructured loans (the original contractual terms have been modified to provide for concessions for a customer facing financial difficulties).

482/576

The estimated net realisable value of security to which the Group has recourse is sufficient to cover all principal and interest as at 30 September.

Note 22. Financial risk (continued)

The gross amount of impaired loans, along with the provision for impairment, by class of asset at 30 September, is summarised in the tables below:

Consolidated		2018		3	2017	
	Loans- Housing and	Loans -		Loans- Housing and	Loans -	
\$m	Personal	Business	Total	Personal	Business	Total
Individually impaired						
Gross amount	165	532	697	164	692	856
Impairment provision	(106)	(316)	(422)	(104)	(376)	(480)
Carrying amount	59	216	275	60	316	376
Collectively impaired	-12240					
Gross amount	522	197	719	517	169	686
Impairment provision	(196)	(35)	(231)	(202)	(32)	(234)
Carrying amount	326	162	488	315	137	452
Total gross amount	687	729	1,416	681	861	1,542
Total impairment provision	(302)	(351)	(653)	(306)	(408)	(714)
Total carrying amount	385	378	763	375	453	828

Parent Entity		018			2017	
	Loans-			Loans-		
	Housing and	Loans -		Housing and	Loans -	
\$m	Personal	Business	Total	Personal	Business	Total
Individually impaired						
Gross amount	130	400	530	121	534	655
Impairment provision	(85)	(290)	(375)	(83)	(334)	(417)
Carrying amount	45	110	155	38	200	238
Collectively impaired						
Gross amount	442	182	624	421	160	581
Impairment provision	(156)	(15)	(171)	(162)	(17)	(179)
Carrying amount	286	167	453	259	143	402
Total gross amount	572	582	1,154	542	694	1,236
Total impairment provision	(241)	(305)	(546)	(245)	(351)	(596)
Total carrying amount	331	277	608	297	343	640

Note 22. Financial risk (continued)

The gross amount of impaired loans, along with the provision for impairment, by type and geography of impaired loans at 30 September, is summarised in the table below:

•	2010	2047	2016	2045	2044
Sm	2018	2017	2016	2015	2014
Australia					
Non-performing loans	000	0.75			
Gross amount	882	975	1,589	1,220	1,580
Impairment provision	(422)	(460)	(769)	(572)	(697)
Net	460	515	820	648	883
Restructured loans			0.00		
Gross amount	9	12	13	22	34
Impairment provision	(1)	(7)	(11)	(12)	(23)
Net	8	5	2	10	11
Overdrafts, personal loans and revolving					
credit facilities greater than 90 days past due					
Gross amount	358	362	267	252	203
Impairment provision	(179)	(187)	(159)	(164)	(132)
Net	179	175	108	88	71
New Zealand					
Non-performing loans					
Gross amount	124	152	218	348	397
Impairment provision	(30)	(41)	(95)	(104)	(130)
Net	94	111	123	244	267
Restructured loans					
Gross amount	14	15	16	17	5.5
Impairment provision	(4)	(5)	(4)	(4)	
Net	10	10	12	13	
Overdrafts, personal loans and revolving					
credit facilities greater than 90 days past due					
Gross amount	12	11	10	10	13
Impairment provision	(9)	(8)	(7)	(7)	(9)
Net	3	3	3	3	4
Other overseas					
Non-performing loans					
Gross amount	13	15	44	25	53
Impairment provision	(6)	(6)	(21)	(13)	(35)
Net	7	9	23	12	18
Restructured loans					
Gross amount	3	4.5	2		59
Impairment provision	(1)		(1)		(21)
Net	2		1		38
Overdrafts, personal loans and revolving					
credit facilities greater than 90 days past due					
Gross amount	1	-	1725	St	1
Impairment provision	(1)			(1)	- 2
Net	1.4				- 1
	763	828	1,092	1,018	1,293

Details of collateral held in support of these balances are provided in Note 22.2.8.

Note 22. Financial risk (continued)

The following table summarises the interest received and forgone on non-performing loans and restructured financial assets:

Consolidated 2018

\$m	Australia	Overseas	Total
Interest received	3	8	- 11
Interest forgone	31	-	31

22.2.8 Collateral held

Loans

The Group analyses the coverage of the loan portfolio which is secured by the collateral that it holds. Coverage is measured as follows:

Coverage	Secured loan to collateral value ratio
Fully secured	Less than or equal to 100%
Partially secured	Greater than 100% but not more than 150%
Unsecured	Greater than 150%, or no security held (e.g. can include credit cards, personal loans, and exposure to highly rated corporate entities)

The Group's loan portfolio has the following coverage from collateral held:

Neither past due nor impaired

Consolidated	2018			2		
	Loans-			Loans-		
%	Housing and Personal	Loans - Business	Total	Housing and Personal	Loans - Business	Total
Fully secured	97.5	55.8	85.9	97.0	54.0	84.9
Partially secured	0.6	22.9	6.8	0.9	25.7	7.9
Unsecured	1.9	21.3	7.3	2.1	20.3	7.2
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Parent Entity		2018			2017		
-	Loans-			Loans-			
	Housing and	Loans -		Housing and	Loans -		
%	Personal	Business	Total	Personal	Business	Total	
Fully secured	98.1	57.8	87.5	97.9	55.4	86.7	
Partially secured	0.3	20.4	5.6	0.3	23.7	6.5	
Unsecured	1.6	21.8	6.9	1.8	20.9	6.8	
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

Past due but not impaired

Consolidated		2018			2017		
%	Loans- Housing and Personal	Loans - Business	Total	Loans- Housing and Personal	Loans - Business	Total	
Fully secured	94.6	52.8	85.8	93.9	58.2	87.9	
Partially secured	2.0	28.2	7.5	2.6	28.3	6.9	
Unsecured	3.4	19.0	6.7	3.5	13.5	5.2	
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity	2018					
	Loans-			Loans-		
%	Housing and Personal	Loans - Business	Total	Housing and Personal	Loans - Business	Total
Fully secured	95.7	54.7	87.3	96.4	60.2	90.8
Partially secured	1.5	25.0	6.3	0.6	25.7	4.5
Unsecured	2.8	20.3	6.4	3.0	14.1	4.7
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Impaired

Consolidated	2018			2		
	Loans-			Loans-		
%	Housing and Personal	Loans - Business	Total	Housing and Personal	Loans - Business	Total
Fully secured	72.8	32.0	51.8	69.5	17.3	40.3
Partially secured	10.0	11.5	10.8	10.7	25.7	19.1
Unsecured	17.2	56.5	37.4	19.8	57.0	40.6
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

Parent Entity	2018			2017		
	Loans-			Loans-		
%	Housing and Personal	Loans - Business	Total	Housing and Personal	Loans - Business	Total
Fully secured	76.4	28.5	52.2	73.2	19.6	43,1
Partially secured	6.5	13.1	9.8	6.3	17.1	12.4
Unsecured	17.1	58.4	38.0	20.5	63.3	44.5
Total	100.0	100.0	100.0	100.0	100,0	100.0

Collateral held against financial assets other than loans

	Consol	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Cash, primarily for derivatives	2,187	2,480	1,751	2,354
Securities under reverse repurchase agreements ¹	1,404	6,814	1,404	6,814
Securities under derivatives and stock borrowing ¹	28	32	28	32
Total other collateral held	3,619	9,326	3,183	9,200

22.3 Funding and liquidity risk

22.3.1 Liquidity modelling

In managing liquidity for the Group, Treasury utilises balance sheet forecasts and the maturity profile of the Group's wholesale funding portfolio to project liquidity outcomes. Regional liquidity limits are also used by the Group to ensure liquidity is managed efficiently and prudently in other geographies.

In addition, the Group conducts regular stress testing to assess Westpac's ability to meet cash flow obligations under a range of market conditions and scenarios. These scenarios inform liquidity limits and strategic planning.

The forecasting, planning and stress testing outcomes are used by the Group to inform liquidity modelling to assist the Group in meeting its regulatory requirements as required under APRA's liquidity prudential standard, being the Liquidity Coverage Ratio (LCR) and Net Stable Funding Ratio (NSFR). Westpac's LCR and NSFR are above the regulatory requirement of 100%.

Securities received as collateral are not recognised on the Group and Parent Entity's balance sheet.

Note 22. Financial risk (continued)

22.3.2 Sources of liquidity

Sources of liquidity are regularly reviewed to maintain a wide diversification by currency, geography, product and term. Sources include, but are not limited to:

- deposits:
- debt issues;
- proceeds from sale of marketable securities;
- repurchase agreements with central banks;
- principal repayments on loans;
- interest income; and
- fee income.

Liquid assets

Treasury holds a portfolio of high-quality liquid assets as a buffer against unforeseen funding requirements. These assets are eligible for repurchase agreements with the Reserve Bank of Australia (RBA) or another central bank and are held in cash, Government, State Government and highly rated investment grade securities. The level of liquid asset holdings is reviewed frequently and is consistent with both the requirements of the balance sheet and market conditions.

Liquid assets that qualify as eligible collateral for repurchase agreements with a central bank (including internal securitisation) increased by \$15.9 billion to \$153.7 billion over the last 12 months.

A summary of the Group's liquid asset holdings is as follows:

	20	2017		
\$m	Actual	Average	Actual	Average
Cash	25,476	21,912	17,339	20,594
Receivables due from other financial institutions	816	745	834	662
Trading securities and financial assets designated at fair value	10,529	9,412	11,405	12,891
Available-for-sale securities	60,667	62,892	59,735	59,887
Loans ^t	55,500	55,336	47,935	48,561
Regulatory deposits with central banks	706	639	549	628
Total liquid assets	153,694	150,936	137,797	143,223

Group's funding composition

The Group monitors the composition and stability of its funding so that it remains within the Group's funding risk appetite. This includes compliance with both the LCR and NSFR.

%	2018	2017
Customer deposits	63.1	61.8
Wholesale term funding with residual maturity greater than 12 months.	15.7	15.2
Wholesale funding with a residual maturity less than 12 months	12.4	14.1
Securitisation	0.9	1.0
Equity	7.9	7.9
Group's total funding	100.0	100.0

Movements in the Group's funding composition in 2018 included:

- Customer deposits increased by 127 basis points to 63.1% of the Group's total funding at 30 September 2018, reflecting growth in term deposits;
- Long term funding with a residual maturity greater than 12 months increased 45 basis points to 15.7% as the group
 continued to lengthen the tenor of its funding. Funding from securitisation was slightly lower at 0.9% of total funding;

Loans are self-originated AAA rated mortgage backed securities which are eligible for repurchase with the RBA and Reserve Bank of New Zealand.

Note 22. Financial risk (continued)

- Wholesale funding with a residual maturity less than 12 months decreased by 165 basis points to 12.4%. The Group's short term funding portfolio (including long term to short term scroll) of \$102 billion had a weighted average maturity of 151 days and is more than covered by the \$153.7 billion of unencumbered repo-eligible liquid assets and cash held by the Group; and
- Funding from equity was little changed at 7.9% of total funding.

Maintaining a diverse funding base with the capacity and flexibility to access a wide range of funding markets, investors, currencies, maturities and products is an important part of managing liquidity risk. Westpac's funding infrastructure supports its ability to meet changing and diverse investor demands. In 2018, the Group raised \$32 billion of long term wholesale funding. The majority of new issuance came in the form of senior unsecured and covered bond format, in core currencies of AUD, USD, EUR and GBP. The Group also continued to benefit from its position as the only major Australian bank with an active Auto ABS capability and the only Australian bank with access to the US SEC registered market, raising funds in both these markets during the year.

Long term wholesale funding also included \$3.0 billion of Basel III compliant Additional Tier 1 and Tier 2 capital (see Note 20).

Borrowings and outstanding issuances from existing debt programs at 30 September 2018 can be found in Note 16, Note 17, Note 19 and Note 20.

Credit ratings

As at 30 September 2018 the Parent Entity's credit ratings were:

2018	Short-term	Long-term	Outlook
S&P Global Ratings	A-1+	AA-	Negative
Moody's Investors Service	P-1	Aa3	Stable
Fitch Ratings	F1+	AA-	Stable

If Westpac's credit ratings were to be lowered from current levels, the Group's borrowing costs and capacity may be adversely affected. A downgrade in Westpac's credit ratings from current levels is likely to require the Group to pay higher interest rates than currently paid on our wholesale borrowings.

22.3.3 Assets pledged as collateral

The Group and Parent Entity are required to provide collateral to other financial institutions, as part of standard terms, to secure liabilities. In addition to assets supporting securitisation and covered bond programs disclosed in Note 25, the carrying value of these financial assets pledged as collateral is:

	Consol	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Cash [†]	4,754	5,687	4,690	5,315
Cash deposit on stock borrowed	14	15	14	15
Securities (including certificates of deposit)	1,544	1,421	1,544	1,421
Securities pledged under repurchase agreements	12,492	18,746	12,492	18,728
Total amount pledged to secure liabilities	18,804	25,869	18,740	25,479

Primarily comprised of receivables due from other financial institutions.

Note 22. Financial risk (continued)

22.3.4 Contractual maturity of financial liabilities

The tables below present cash flows associated with financial liabilities, payable at the balance sheet date, by remaining contractual maturity. The amounts disclosed in the table are the future contractual undiscounted cash flows, whereas the Group manages inherent liquidity risk based on expected cash flows.

Cash flows associated with financial liabilities include both principal payments as well as fixed or variable interest payments incorporated into the relevant coupon period. Principal payments reflect the earliest contractual maturity date. Derivative liabilities designated for hedging purposes are expected to be held for their remaining contractual lives, and reflect gross cash flows over the remaining contractual term.

Derivatives held for trading and certain liabilities classified in "Other financial liabilities at fair value through income statement" are not managed for liquidity purposes on the basis of their contractual maturity, and accordingly these liabilities are presented in the up to 1 month column. Only the liabilities that the Group manages based on their contractual maturity are presented on a contractual undiscounted basis in the tables below.

Consolidated 2018	Up to	Over 1 Month	Over 3 Months	Over 1 Year	Over	
\$m	1 Month	to 3 Months	to 1 Year	to 5 Years	5 Years	Total
Financial liabilities						
Payables due to other financial institutions	15,242	1,754	1,040	160		18,196
Deposits and other borrowings	352,941	85,726	108,427	16,771	75	563,940
Other financial liabilities at fair value	4,197	100				4,297
through income statement						
Derivative financial instruments:						
Held for trading	22,869			-		22,869
Held for hedging purposes (net settled)	68	95	377	741	96	1,377
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	2,680	5,140	406	2,799	1,258	12,283
Cash inflow	(2,658)	(5,096)	(337)	(2,527)	(1,178)	(11,796)
Debt issues	1,743	7,502	48,848	100,245	31,892	190,230
Other financial liabilities	1,639	591	2,657	CHOSECOC		4,887
Total financial liabilities excluding						
Ioan capital	398,721	95,812	161,418	118,189	32,143	806,283
Loan capital	8	79	253	4,866	16,509	21,715
Total undiscounted financial liabilities	398,729	95,891	161,671	123,055	48,652	827,998
Total contingent liabilities						
and commitments						
Letters of credit and guarantees	15,585	194			- 2	15,585
Commitments to extend credit	174,658		-			174,658
Other commitments	154					154
Total undiscounted contingent	TACKSTORY S					
liabilities and commitments	190,397		-			190,397

Consolidated 2017	Up to	Over 1 Month	Over 3 Months	Over 1 Year	Over	
\$m	1 Month	to 3 Months	to 1 Year	to 5 Years	5 Years	Tota
Financial liabilities						
Payables due to other financial institutions	16,496	4,438	1,014	23		21,971
Deposits and other borrowings	337,821	76,557	102,306	20,605	197	537,486
Other financial liabilities at fair value						
through income statement	3,253	803		*		4,056
Derivative financial instruments:						
Held for trading	22.757				+	22,757
Held for hedging purposes (net settled)	98	146	489	1,088	108	1,929
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	865	3,368	1,039	5,617	2,057	12,946
Cash inflow	(737)	(3,275)	(821)	(4,634)	(1,745)	(11,212
Debt issues	3,111	10,492	46,730	101,045	18,796	180,174
Other financial liabilities	1,603	575	2,586	1000		4,76
Total financial liabilities excluding			3131310.50			
loan capital	385,267	93,104	153,343	123,744	19,413	774,87
Loan capital	5	86	729	4,781	16,548	22,145
Total undiscounted financial liabilities	385.272	93,190	154,072	128,525	35,961	797,02
Total contingent liabilities			15.00			
and commitments						
Letters of credit and guarantees	15.460					15.46
Commitments to extend credit	178.443	9	- 0	- 33	- 2	178,44
Other commitments	648	9			- 33	64
Total undiscounted contingent	- 040					
liabilities and commitments	194,551			21	20	194,55
naumoes and communents	104,001					10 1,00
Parent Entity 2018	Up to	Over 1 Month	Over 3 Months	Over 1 Year	Over	
\$m	1 Month	to 3 Months	to 1 Year	to 5 Years	5 Years	Tota
Financial liabilities	T MISSIET	to a months	10 1 10111	10.0 (0.00)	5 10015	101
Payables due to other financial institutions	14.788	1.753	1.040	160	24	17,74
Deposits and other borrowings	320.365	74,530	94.855	14.606	75	504.43
Other financial liabilities at fair value	320,303	14,000	54,000	14,000	13	504,45
through income statement	4.197	100	98	36	22	4,29
Derivative financial instruments:	4,137	100	-	-	-	7,20
Held for trading	23.039					23.03
그 생물하는 경기 하지 않아 하다가 하는 사람이 없는 이 사람들이 되었다. 그리고 있는 것은 사람들이 없는 것이다.	51	55	271	608	96	1.08
Held for hedging purposes (net settled) Held for hedging purposes (gross settled):	51	55	271	606	90	1,00
Cash outflow	2.632	4,725	377	2.174	726	10.63
Cash inflow					(644)	
Debt issues	(2,615)	(4,687) 7,117	(324) 45.527	(2,043) 85,106	29.329	168.66
Due to subsidiaries	1,588	7,117	45,527	65,106	29,329	100000000000000000000000000000000000000
		540	2.294		50.	142,40
Other financial liabilities	1,598	510	2,294			4,40
Total financial liabilities excluding		127022	100000		227202	033553
loan capital	508,043	84,103	144,040	100,611	29,582	866,37
Loan capital	8	79	253	4,866	16,509	21,71
Total undiscounted financial liabilities	508,051	84,182	144,293	105,477	46,091	888,09
Total contingent liabilities						
and commitments						
Letters of credit and guarantees	14,957	*		***		14,95
Commitments to extend credit	152,943					152,94
Other commitments	99			***	***	9
Other commitments	20					
Total undiscounted contingent	167,999					167,99

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2017	Up to	Over 1 Month	Over 3 Months	Over 1 Year	Over	
\$m	1 Month	to 3 Months	to 1 Year	to 5 Years	5 Years	Total
Financial liabilities	1.1000000000000000000000000000000000000		100000000000000000000000000000000000000		72.11.27.27.2	
Payables due to other financial institutions	16,364	4,438	1,014	23		21,839
Deposits and other borrowings	306,013	65,078	91,055	18,618	197	480,961
Other financial liabilities at fair value						
through income statement	3,235	803		241	1.5	4,038
Derivative financial instruments:						
Held for trading	22,791				1.7	22,791
Held for hedging purposes (net settled)	83	128	409	1,000	106	1,726
Held for hedging purposes (gross settled):						
Cash outflow	11	2,929	820	2,796	1,294	7,850
Cash inflow		(2,861)	(680)	(2,376)	(1,052)	(6,969)
Debt issues	2,069	9,127	42,116	84,960	16,270	154,542
Due to subsidiaries	143,834	114	-		*	143,834
Other financial liabilities	1,576	523	2,353			4,452
Total financial liabilities excluding			2,000,000			1111007274
Ioan capital	495,976	80,165	137,087	105,021	16,815	835,064
Loan capital	5	86	729	4,781	16,548	22,149
Total undiscounted financial liabilities	495,981	80,251	137,816	109,802	33,363	857,213
Total contingent liabilities	AL TOMOSTI	0.000		70000,000	200000	3000000000
and commitments						
Letters of credit and guarantees	14,908	104			196	14,908
Commitments to extend credit	156,423	100				156,423
Other commitments	648		-	-	1.5	648
Total undiscounted contingent						
liabilities and commitments	171,979					171,979

22.3.5 Expected maturity

The tables below present the balance sheet based on expected maturity dates, except for deposits, based on historical behaviours. The liability balances in the following tables will not agree to the contractual maturity tables (Note 22.3.4) due to the analysis below being based on expected rather than contractual maturities, the impact of discounting and the exclusion of interest accruals beyond the reporting period. Included in the tables below are equity securities classified as trading securities, available-for-sale securities and life insurance assets that have no specific maturity. These assets have been classified based on the expected period of disposal. Deposits are presented in the following table on a contractual basis, however as part of our normal banking operations, the Group would expect a large proportion of these balances to be retained.

Note 22. Financial risk (continued)

Consolidated 2018	Due within	Greater than	
\$m	12 Months	12 Months	Total
Assets	110000000000000000000000000000000000000	100000000000000000000000000000000000000	
Cash and balances with central banks	26,431		26,431
Receivables due from other financial institutions	5,790		5,790
Trading securities and financial assets designated at fair value	11,869	10,265	22,134
Derivative financial instruments	17,828	6,273	24,101
Available-for-sale securities	6,959	54,160	61,119
Loans (net of provisions)	94,717	614,973	709,690
Life insurance assets	1,598	7,852	9,450
Regulatory deposits with central banks overseas	679	676	1,355
Investments in associates		115	115
All other assets	5,522	13,885	19,407
Total assets	171,393	708,199	879,592
Liabilities	San 20 5 5 5 5 5		
Payables due to other financial institutions	17,988	149	18,137
Deposits and other borrowings	543,198	16,087	559,285
Other financial liabilities at fair value through income statement	4,297		4,297
Derivative financial instruments	17,346	7,061	24,407
Debt issues	53,930	118,666	172,596
Life insurance liabilities	1,547	6,050	7,597
All other liabilities	10,667	768	11,435
Total liabilities excluding loan capital	648,973	148,781	797,754
Loan capital	1,382	15,883	17,265
Total liabilities	650,355	164,664	815,019
Net assets/(net liabilities)	(478,962)	543,535	64,573

	cial risk	

Consolidated 2017	Due within	Greater than	
\$m	12 Months	12 Months	Total
Assets	900000000000000000000000000000000000000	111111111111111111111111111111111111111	
Cash and balances with central banks	18,397	20	18,397
Receivables due from other financial institutions	7,128	£3	7,128
Trading securities and financial assets designated at fair value	11,258	14,066	25,324
Derivative financial instruments	18,346	5,687	24,033
Available-for-sale securities	7,988	52,722	60,710
Loans (net of provisions)	88,676	596,243	684,919
Life insurance assets	1,514	9,129	10,643
Regulatory deposits with central banks overseas	676	372	1,048
Investments in associates		60	60
All other assets	5,681	13,932	19,613
Total assets	159,664	692,211	851,875
Liabilities			1.1
Payables due to other financial institutions	21,885	22	21,907
Deposits and other borrowings	512,856	20,735	533,591
Other financial liabilities at fair value through income statement	4,056	F	4,056
Derivative financial instruments	18,435	6,940	25,375
Debt issues	56,952	111,404	168,356
Life insurance liabilities	1,457	7,562	9,019
All other liabilities	9,907	656	10,563
Total liabilities excluding loan capital	625,548	147,319	772,867
Loan capital	1,641	16,025	17,666
Total liabilities	627,189	163,344	790,533
Net assets/(net liabilities)	(467,525)	528,867	61,342

Parent Entity 2018	Due within	Greater than	
\$m	12 Months	12 Months	Total
Assets	5 8359 845		and Malakasia
Cash and balances with central banks	24,726	*0	24,726
Receivables due from other financial institutions	5,711		5,711
Trading securities and financial assets designated at fair value	11,145	9,272	20,417
Derivative financial instruments	17,677	5,885	23,562
Available-for-sale securities	4,846	51,667	56,513
Loans (net of provisions)	76,389	553,779	630,168
Regulatory deposits with central banks overseas	571	677	1,248
Due from subsidiaries	140,597	222000	140,597
Investments in associates	-	76	76
Investments in subsidiaries	1.9	4,508	4,508
All other assets	4,358	11,346	15,704
Total assets	286,020	637,210	923,230
Liabilities			
Payables due to other financial institutions	17,533	149	17,682
Deposits and other borrowings	486,418	14,050	500,468
Other financial liabilities at fair value through income statement	4,297		4,297
Derivative financial instruments	17,317	6,912	24,229
Debt issues	50,499	101,789	152,288
Due to subsidiaries	142,400		142,400
All other liabilities	8,569	676	9,245
Total liabilities excluding loan capital	727,033	123,576	850,609
Loan capital	1,382	15,883	17,265
Total liabilities	728,415	139,459	867,874
Net assets/(net liabilities)	(442,395)	497,751	55,356

Note 22. Financial risk (continued)

Parent Entity 2017	Due within	Greater than	
\$m	12 Months	12 Months	Total
Assets	11-000000000000000000000000000000000000	10537790071	3,030,1
Cash and balances with central banks	16,405	-	16,405
Receivables due from other financial institutions	6,357		6,357
Trading securities and financial assets designated at fair value	9,812	13,134	22,946
Derivative financial instruments	18,340	5,483	23,823
Available-for-sale securities	6,447	49,353	55,800
Loans (net of provisions)	70,868	535,369	606,237
Regulatory deposits with central banks overseas	573	372	945
Due from subsidiaries	142,455		142,455
Investments in associates		46	46
Investments in subsidiaries		3,975	3,975
All other assets	4,649	11,231	15,880
Total assets	275,906	618,963	894,869
Liabilities	10	12	
Payables due to other financial institutions	21,753	22	21,775
Deposits and other borrowings	458,829	18,864	477,693
Other financial liabilities at fair value through income statement	4,038		4,038
Derivative financial instruments	18,321	6,590	24,911
Debt issues	50,415	93,701	144,116
Due to subsidiaries	143,834		143,834
All other liabilities	8,060	595	8,655
Total liabilities excluding loan capital	705,250	119,772	825,022
Loan capital	1,641	16,025	17,666
Total liabilities	706,891	135,797	842,688
Net assets/(net liabilities)	(430,985)	483,166	52,181

22.4 Market risk

22.4.1 Value-at-Risk

The Group uses VaR as one of the mechanisms for controlling both traded and non-traded market risk.

VaR is a statistical estimate of the potential loss in earnings over a specified period of time and to a given level of confidence based on historical market movements. The confidence level indicates the probability that the loss will not exceed the VaR estimate on any given day.

VaR seeks to take account of all material market variables that may cause a change in the value of the portfolio, including interest rates, foreign exchange rates, price changes, volatility and the correlations between these variables. Daily monitoring of current exposure and limit utilisation is conducted independently by the Market Risk unit which monitors market risk exposures against VaR and structural concentration limits. These are supplemented by escalation triggers for material profits or losses and stress testing of risks beyond the 99% confidence interval.

The key parameters of VaR are:

Holding period	1 day
Confidence level	99%
Period of historical data used	1 year

494/576

Note 22. Financial risk (continued)

22.4.2 Traded market risk

The table below depicts the aggregate VaR, by risk type, for the year ended 30 September:

Consolidated and Parent Entity	2018				2017		2016		
\$m	High	Low	Average	High	Low	Average	High	Low	Average
Interest rate risk	15.6	5.1	8.6	16.0	4.6	8.5	14.0	4.6	8.8
Foreign exchange risk	6.9	0.7	3.0	9.4	0.6	3,1	12.2	1.4	5.1
Equity risk	1.0	0.0	0.1	0.4	0.0	0.1	2.9	0.1	0.3
Commodity risk ¹	24.3	1.7	6.5	14.1	3.3	6.6	4.5	1.4	2.7
Other market risks ²	5.8	1.4	3.8	5.1	3.5	4.2	6.0	2.6	3.6
Diversification effect	n/a	n/a	(8.6)	n/a	n/a	(8.6)	n/a	n/a	(8.0)
Net market risk	28.1	6.7	13.4	22.9	9.7	13.9	18.7	7.7	12.5

22.4.3 Non-traded market risk

Non-traded market risk includes interest rate risk in the banking book (IRRBB) – the risk to interest income from a mismatch between the duration of assets and liabilities that arises in the normal course of business activities.

Net interest income (NII) sensitivity is managed in terms of the NaR. A simulation model is used to calculate Westpac's potential NaR. This combines the underlying balance sheet data with assumptions about run off and new business, expected repricing behaviour and changes in wholesale market interest rates. Simulations using a range of interest rate scenarios are used to provide a series of potential future NII outcomes. The interest rate scenarios modelled, over a three year time horizon using a 99% confidence interval, include those projected using historical market interest rate volatility as well as 100 and 200 basis point shifts up and down from the current market yield curves in Australia and New Zealand. Additional stressed interest rate scenarios are also considered and modelled.

A comparison between the NII outcomes from these modelled scenarios indicates the sensitivity to interest rate changes.

Net interest income-at-risk (NaR)

The table below depicts NaR assuming a 100 basis point shock over the next 12 months as a percentage of reported net interest income:

	2018					2017			
% (increase)/decrease in net interest income	As at	Maximum Exposure	Minimum Exposure	Average Exposure	As at	Maximum Exposure	Minimum Exposure	Average Exposure	
Consolidated	0.01	0.78	(0.09)	0.27	0.62	0.62	(0.01)	0.31	
Parent Entity	(0.22)	0.51	(0.28)	0.04	0.34	0.34	(0.33)	0.05	

Value at Risk - IRRBB

The table below depicts VaR for IRRBB:

		20	18			20	17	
\$m	As at	High	Low	Average	As at	High	Low	Average
Consolidated	23.2	57.0	23.2	32.5	57.3	57.3	27.0	40.8

As at 30 September 2018 the Value at Risk - IRRBB for the Parent Entity was \$20.8 million (2017; \$56.9 million).

IRRBB stems from the ordinary course of banking activities, including structural interest rate risk (the mismatch between the duration of assets and liabilities) and capital management.

The Group hedges its exposure to such interest rate risk using derivatives. Further details on the Group's hedge accounting are discussed in Note 21.

The same controls as used to monitor traded market risk allow management to continuously monitor and manage IRRBB

Includes electricity risk.
Includes prepayment risk and credit spread risk (exposure to movements in generic credit rating bands).

2

Notes to the financial statements

Note 22. Financial risk (continued)

Structural foreign exchange risk

Structural foreign exchange risk results from the generation of foreign currency denominated earnings and from Westpac's capital deployed in offshore branches and subsidiaries, where it is denominated in currencies other than Australian dollars. As exchange rates move, the Australian dollar equivalent of offshore earnings and capital is subject to change that could introduce significant variability to the Bank's reported financial results and capital ratios. To minimise this impact, Westpac manages offshore earnings and capital on the following basis:

- New Zealand future earnings are overseen by Group Asset and Liability Committee (ALCO) and may be hedged as per policy approved by Group ALCO;
- Permanent capital (capital permanently employed in an offshore jurisdiction to meet regulatory, prudential and/or strategic requirements) of subsidiaries and branches is not hedged. However, hedges on permanently deployed capital may still be considered in light of the cyclical nature of currency valuations;
- Free capital (capital that can be repatriated at Westpac's discretion), excluding capital denominated in minor currencies, may be fully hedged; and
- Minor currencies may not be hedged because of liquidity, expensive pricing and materiality.

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities

Accounting policy

The fair value of a financial instrument is the price that would be received to self an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date.

On initial recognition, the transaction price generally represents the fair value of the financial instrument unless there is observable information from an active market to the contrary. Where unobservable information is used, the difference between the transaction price and the fair value (day one profit or loss) is recognised in the income statement over the life of the instrument when the inputs become observable.

Critical accounting assumptions and estimates

The majority of valuation models used by the Group employ only observable market data as inputs. However, for certain financial instruments data may be employed which is not readily observable in current markets.

The availability of observable inputs is influenced by factors such as:

- product type;
- depth of market activity;
- maturity of market models; and
- complexity of the transaction.

Where unobservable market data is used, more judgement is required to determine fair value. The significance of these judgements depends on the significance of the unobservable input to the overall valuation. Unobservable inputs are generally derived from other relevant market data and adjusted against:

- standard industry practice;
- economic models; and
- observed transaction prices

In order to determine a reliable fair value for a financial instrument, management may apply adjustments to the techniques previously described. These adjustments reflect the Group's assessment of factors that market participants would consider in setting the fair value.

These adjustments incorporate bid/offer spreads, credit valuation adjustments and funding valuation adjustments

Fair Valuation Control Framework

The Group uses a Fair Valuation Control Framework where the fair value is either determined or validated by a function independent of the transaction. This framework formalises the policies and procedures used to achieve compliance with relevant accounting, industry and regulatory standards. The framework includes specific controls relating to:

- the revaluation of financial instruments;
- independent price verification;
- · fair value adjustments; and
- financial reporting.

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

A key element of the Framework is the Revaluation Committee, comprising senior valuation specialists from within the Group. The Revaluation Committee reviews the application of the agreed policies and procedures to assess that a fair value measurement basis has been applied.

The method of determining fair value differs depending on the information available.

Fair value hierarchy

A financial instrument's categorisation within the valuation hierarchy is based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement.

The Group categorises all fair value instruments according to the hierarchy described below.

Valuation techniques

The Group applies market accepted valuation techniques in determining the fair valuation of over the counter (OTC) derivatives. This includes credit valuation adjustments (CVA) and funding valuation adjustments (FVA), which incorporate credit risk and funding costs and benefits that arise in relation to uncollateralised derivative positions, respectively.

The specific valuation techniques, the observability of the inputs used in valuation models and the subsequent classification for each significant product category are outlined below:

Level 1 instruments

The fair value of financial instruments traded in active markets based on recent unadjusted quoted prices. These prices are based on actual arm's length basis transactions.

The valuations of Level 1 instruments require little or no management judgement.

Instrument	Balance sheet category	Includes:	Valuation
Exchange traded products	Derivatives	Exchange traded interest rate futures and options and commodity, energy and carbon futures	
Foreign exchange products	Derivatives	FX spot and futures contracts	
	Derivatives		
Equity products	Trading securities and financial assets designated at fair value	Listed equities and equity indices	
	Other financial liabilities at fair value through income statement		All these instruments are traded in liquid, active markets where prices are readily
	Trading securities and financial assets designated at fair value		observable. No modelling or assumptions are used in the valuation,
Non-asset backed debt instruments	Available-for-sale securities	Australian and New Zealand Commonwealth government bonds	
	Other financial liabilities at fair value through income statement		
Life insurance	Life insurance assets	Listed equities, exchange traded derivatives and short sale of	
assets and liabilities	Life insurance liabilities	listed equities within controlled managed investment schemes	

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Level 2 instruments

The fair value for financial instruments that are not actively traded is determined using valuation techniques which maximise the use of observable market prices. Valuation techniques include:

- the use of market standard discounting methodologies;
- · option pricing models; and
- other valuation techniques widely used and accepted by market participants.

Instrument	Balance sheet category	Includes:	Valuation
Interest rate products	Derivatives	Interest rate and inflation swaps, swaptions, caps, floors, collars and other non- vanilla interest rate derivatives	Industry standard valuation models are used to calculate the expected future value of payments by product, which is discounted back to a present value. The model's interest rate inputs are benchmark interest rates and active broker quoted interest rates in the swap, bond and future markets. Interest rate volatilities are sourced from brokers and consensus data providers. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
Foreign exchange products	Derivatives	FX swap, FX forward contracts, FX options and other non-vanilla FX derivatives	Derived from market observable inputs or consensus pricing providers using industry standard models.
Other credit products	Derivatives	Single Name and Index credit default swaps (CDS)	Valued using an industry standard model that incorporates the credit spread as its principal input. Credit spreads are obtained from consensus data providers. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
			Valued using industry standard models.
Commodity products	Derivatives	Commodity, energy and carbon derivatives	The models calculate the expected future value of deliveries and payments and discounts them back to a present value. The model inputs include forward curves, volatilities implied from market observable inputs, discount curves and underlying spot and futures prices. The significant inputs are market observable or available through a consensus data service. If consensus prices are not available, these are classified as Level 3 instruments.
Equity products	Derivatives	Exchange traded equity options, OTC equity options and equity warrants	Due to low liquidity exchange traded options are Level 2. Valued using industry standard models based on observable parameters such as stock prices, dividends, volatilities and interest rates.
Asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets designated at fair value	Australian residential mortgage backed securities (RMBS) denominated in Australian dollar and other	Valued using an industry approach to value floating rate debt with prepayment features. Australian RMBS are valued using prices sourced from a consensus data provider. If consensus prices are
insu diniento	Available-for-sale securities	asset backed securities (ABS)	not available these are classified as Level 3 instruments.
	Trading securities and financial assets designated at fair value	State and other government bonds, corporate bonds and commercial paper	Valued using observable market prices which are
Non-asset	Available-for-sale securities		sourced from consensus pricing services, broker
backed debt instruments	Regulatory deposits with central banks overseas repurchase agreements over		quotes or inter-dealer prices.
	Other financial liabilities at fair value through income statement	non-asset backed debt securities	

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Level 2 instruments (continued)

Instrument	Balance sheet category	Includes:	Valuation
Loans at fair value	Loans	Fixed rate bills	Discounted cash flow approach, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows, adjusted for creditworthiness based on market observable inputs.
Certificates of deposit	Deposits and other borrowings	Certificates of deposit	Discounted cash flow using market rates offered for deposits of similar remaining maturities.
Debt issues at fair value	Debt issues	Debt issues	Discounted cash flows, using a discount rate which reflects the terms of the instrument and the timing of cash flows adjusted for market observable changes in Westpac's implied credit worthiness.
Life insurance assets and liabilities	Life insurance assets Life insurance liabilities	Corporate bonds, over the counter derivatives, units in unlisted unit trusts, life insurance contract liabilities, life investment contract liabilities and external liabilities of managed investment schemes controlled by statutory life funds	Valued using observable market prices or other widely used and accepted valuation techniques utilising observable market input.

Level 3 instruments

Financial instruments valued where at least one input that could have a significant effect on the instrument's valuation is not based on observable market data due to illiquidity or complexity of the product. These inputs are generally derived and extrapolated from other relevant market data and calibrated against current market trends and historical transactions.

These valuations are calculated using a high degree of management judgement.

Instrument	Balance sheet category	Includes:	Valuation
Asset backed debt	Trading securities and financial assets designated at fair value	Collateralised loan obligations and offshore asset-backed debt	As prices for these securities are not available from a consensus provider these are revalued based on third party revaluations (lead manager or inter-
instruments	Available-for-sale securities		dealer). Due to their illiquidity and/or complexity they are classified as Level 3 assets.
Non-asset backed debt instruments	Trading securities and financial assets designated at fair value Available-for-sale securities	Government securities (predominantly PNG government bonds)	Government securities from illiquid markets are classified as Level 3. Fair value is monitored by reference to recent issuances.
Equity investments	Trading securities and financial assets designated at fair value	Investments in unlisted funds, boutique investment management companies and	Valued using valuation techniques appropriate to the investment, including the use of recent arm's length transactions where available, discounted cash flow approach, reference to the net assets of the entity or to the most recent fund unit pricing.
	Available-for-sale securities	strategic equity investments	Due to their illiquidity, complexity and/or use of unobservable inputs into valuation models, they are classified as Level 3 assets.

3

Notes to the financial statements

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

The tables below summarise the attribution of financial instruments measured at fair value to the fair value hierarchy:

Consolidated		20	18			20	17	
Sm	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total
Financial assets measured at	Managara Co	- discount		90000				
fair value on a recurring basis								
Trading securities and financial								
assets designated at fair value	8,958	12,846	330	22,134	6,815	17,742	767	25,324
Derivative financial instruments	20	24,066	15	24,101	9	24,009	15	24,033
Available-for-sale securities	11,996	48,504	619	61,119	7,252	52,841	617	60,710
Loans		3,250		3,250		4,587		4,587
Life insurance assets	1,345	8,105		9,450	2,768	7,875		10,643
Regulatory deposits with central banks overseas		998		998	200000000	659		659
Total financial assets measured		200		0.00		000		000
at fair value	22,319	97,769	964	121,052	16,844	107,713	1,399	125,956
Financial liabilities measured at				-	100			
fair value on a recurring basis Deposits and other borrowings								
at fair value		41,178		41,178		46,569		46,569
Other financial liabilities at fair	7.0	7.44.44		75.00	1	40,000		40,000
value through income statement	496	3,801		4.297	208	3.848		4,056
Derivative financial instruments	76	24,325	6	24,407	8	25,358	9	25,375
Debt issues at fair value	10	3,355		3,355		4,673		4,673
Life insurance liabilities		7.597		7,597		9,019		9,019
Total financial liabilities	75							
measured at fair value	572	80,256	6	80,834	216	89,467	9	89,692

Parent Entity		20	18			20	17	
Sm	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Tota
Financial assets measured at	400.00	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	Assessed		1007.07			
fair value on a recurring basis Trading securities and financial								
assets designated at fair value	8,952	11,259	206	20,417	6,797	15,648	501	22,946
Derivative financial instruments	20	23,529	13	23,562	9	23,799	15	23,823
Available-for-sale securities	10,657	45,786	70	56,513	5,480	50,256	64	55,800
Loans Regulatory deposits with central		3,250		3,250	2.5	4,587		4,587
banks overseas		998		998		659		659
Total financial assets measured								
at fair value	19,629	84,822	289	104,740	12,286	94,949	580	107,815
Financial liabilities measured at fair value on a recurring basis Deposits and other borrowings								
at fair value Other financial liabilities at fair	7.0	40,062	1.5	40,062	- 1	46,023		46,023
value through income statement	496	3,801		4.297	208	3,830		4,038
Derivative financial instruments	76	24,147	6	24,229	8	24,894	9	24,911
Debt issues at fair value		3,223	100	3,223		2,940		2,940
Total financial liabilities measured at fair value	572	71,233	6	71,811	216	77,687	9	77,912

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Analysis of movements between fair value hierarchy levels

Transfers into and out of Level 3 have occurred due to changes in observability in the significant inputs into the valuation models used to determine the fair value of the related financial instruments. Transfers in and transfers out are reported using the end of year fair values and are disclosed in the following table.

Reconciliation of non-market observables

The tables below summarise the changes in financial instruments measured at fair value derived from non-market observable valuation techniques (Level 3):

Consolidated 2018	Trading Securities and Financial Assets Designated at Fair Value	Derivatives	Available- for-Sale Securities	Total Level 3 Assets	Derivatives	Total Level 3 Liabilities
Balance as at beginning of year	767	15	617	1,399	9	9
Gains/(losses) on assets/(gains)/						
losses on liabilities recognised in:						
Income statements	2	-1	174	3	1	1
Available-for-sale securities reserve	10	- 23	(7)	(7)	- 4	
Acquisition and issues	67	3	1,446	1,516	1	. 1
Disposal and settlements	(433)	(4)	(1,456)	(1,893)	(5)	(5)
Transfer into or out of						
non-market observables	(75)	- 0		(75)	040	
Foreign currency translation impacts	2		19	21		
Balance as at end of year	330	15	619	964	6	6
Unrealised gains/(losses) recognised						
in the income statements for						
financial instruments held as at 30 September 2018	(7)	4		(3)	(2)	(2)

Consolidated 2017	Trading Securities and Financial Assets Designated at Fair Value	Derivatives	Available- for-Sale Securities	Total Level 3 Assets	Derivatives	Total Level 3 Liabilities
Balance as at beginning of year	840	43	704	1,587	17	17
Gains/(losses) on assets/(gains)/						
losses on liabilities recognised in:						
Income statements	(26)	(8)	-	(34)	(3)	(3)
Available-for-sale securities reserve			4	4		
Acquisition and issues	122	5	1,572	1,699	6	6
Disposal and settlements	(162)	(13)	(1,645)	(1.820)	(9)	(9)
Transfer into or out of						
non-market observables	10	(12)		(2)	(2)	(2)
Foreign currency translation impacts	(17)	- 1	(18)	(35)		
Balance as at end of year	767	15	617	1,399	9	9
Unrealised gains/(losses) recognised						
in the income statements for						
financial instruments held as at 30 September 2017	(29)	(2)	94	(31)	(3)	(3)

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity 2018	Trading Securities and Financial Assets Designated at Fair Value	Derivatives	Available- for-Sale Securities	Total Level 3 Assets	Derivatives	Total Level 3 Liabilities
Balance as at beginning of year	501	15	64	580	9	9
Gains/(losses) on assets/(gains)/						
losses on liabilities recognised in:						
Income statements	6	1	2	7	1	- 1
Available-for-sale securties reserve			2	2	- 2	
Acquisition and issues	21	3	18	42	1	1
Disposal and settlements	(268)	(6)	(14)	(288)	(5)	(5)
Transfer into or out of						
non-market observables	(53)	2	23	(53)	- 8	
Foreign currency translation impacts	(1)	-	+5	(1)		(4)
Balance as at end of year	206	13	70	289	6	6
Unrealised gains/(losses) recognised						
in the income statements for						
financial instruments held						
as at 30 September 2018	5	4		9	(2)	(2)

Parent Entity 2017	Trading Securities and Financial Assets Designated at Fair Value	Derivatives	Available- for-Sale Securities	Total Level 3 Assets	Derivatives	Total Level 3 Liabilities
Balance as at beginning of year	590	42	50	682	17	17
Gains/(losses) on assets/(gains)/						
losses on liabilities recognised in:						
Income statements	8	(7)	*0	1	(3)	(3)
Available-for-sale securities reserve	4.1	2	20	20	0.00	
Acquisition and issues	32	5	14	51	6	6
Disposal and settlements	(122)	(13)	70	(135)	(9)	(9)
Transfer into or out of						
non-market observables	10	(12)	*2	(2)	(2)	(2)
Foreign currency translation impacts	(17)	-		(17)		
Balance as at end of year	501	15	64	580	9	9
Unrealised gains/(losses) recognised in the income statements for						
financial instruments held as at 30 September 2017	1	(2)		(1)	(3)	(3)

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Significant unobservable inputs

Sensitivities to reasonably possible changes in non-market observable valuation assumptions would not have a material impact on the Group's reported results.

Day one profit or loss

The closing balance of unrecognised day one profit for both the Group and the Parent Entity for the year was \$4 million (30 September 2017; \$5 million profit).

Financial instruments not measured at fair value

For financial instruments not measured at fair value on a recurring basis, fair value has been derived as follows:

Instrument	Valuation
Loans	Where available, the fair value of loans is based on observable market transactions; otherwise fair value is estimated using discounted cash flow models. For variable rate loans, the discount rate used is the current effective interest rate. The discount rate applied for fixed rate loans reflects the market rate for the maturity of the loan and the credit worthiness of the borrower.
Deposits and other borrowings	Fair values of deposit liabilities payable on demand (interest free, interest bearing and savings deposits) approximate their carrying value. Fair values for term deposits are estimated using discounted cash flows, applying market rates offered for deposits of similar remaining maturities.
Debt issues and loan capital	Fair values are calculated using a discounted cash flow model. The discount rates applied reflect the terms of the instruments, the timing of the estimated cash flows and are adjusted for any changes in Westpac's credit spreads.
All other financial assets and liabilities	For all other financial assets and liabilities, the carrying value approximates the fair value. These items are either short-term in nature, re-price frequently or are of a high credit rating.

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

The following tables summarise the estimated fair value and fair value hierarchy of financial instruments not measured at fair value:

Consolidated \$\frac{1}{2}\$	Carrying Amount	2018 Fair Value			
		Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	26,431	26,431	12		26,431
Receivables due from other financial institutions	5,790	4,332	1,458		5,790
Loans	706,440		98	706,742	706,742
Regulatory deposits with central banks overseas	357	357			357
Other financial assets	4,514		4,514		4,514
Total financial assets not measured at fair value	743,532	31,120	5,972	706,742	743,834
Financial liabilities not measured at fair value					
Payables due to other financial institutions	18,137	2,171	15,966		18,137
Deposits and other borrowings	518,107		515,953	2,838	518,791
Debt issues¹	169,241		170,060		170,060
Loan capital	17,265		17,438		17,438
Other financial liabilities	7,855		7,855		7,855
Total financial liabilities not measured at fair value	730,605	2,171	727,272	2,838	732,281

Consolidated \$\mathref{s}\$m		2017 Fair Value			
	Carrying Amount	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	18,397	18,397		-	18,397
Receivables due from other financial institutions	7,128	4,834	1,902	392	7,128
Loans	680,332		-	680,568	680,568
Regulatory deposits with central banks overseas	389	389			389
Other financial assets	4,754		4,754		4,754
Total financial assets not measured at fair value	711,000	23,620	6,656	680,960	711,236
Financial liabilities not measured at fair value	O-CONTRACT-	-1.30 64 53		10000000	- CIXII-DE FALS
Payables due to other financial institutions	21,907	2,429	19,478	353	21,907
Deposits and other borrowings	487,022	-	484,929	2,794	487,723
Debt issues ¹	163,683	90	165,151	**	165,151
Loan capital	17,666	-	18,087		18,087
Other financial liabilities	7,490	<u> </u>	7,490	2	7,490
Total financial liabilities not measured at fair value	697,768	2,429	695,135	2,794	700,358

The estimated fair value of debt issues includes the impact of changes in Westpac's credit spreads since origination.

Note 23. Fair values of financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity			2018 Fair Value		
\$m	Carrying Amount	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total
Financial assets not measured at fair value	A STATE OF THE STA				
Cash and balances with central banks	24,726	24,726			24,726
Receivables due from other financial institutions	5,711	4,267	1,444	0.70	5,711
Loans	626,918			627,070	627,070
Regulatory deposits with central banks overseas	250	250			250
Due from subsidiaries	140,597	127		140,597	140,597
Other financial assets	3,677	1911	3,677	*	3,677
Total financial assets not measured at fair value	801,879	29,243	5,121	767,667	802,031
Financial liabilities not measured at fair value					
Payables due to other financial institutions	17,682	1,735	15,947	140	17,682
Deposits and other borrowings	460,406	3.50	459,841	1,213	461,054
Debt issues¹	149,065		149,800		149,800
Due to subsidiaries	142,400	136.0	VVIII ONE	142,400	142,400
Loan capital	17,265	13.57	17,438	1.50	17,438
Other financial liabilities	7,035	49	7,035	129	7,035
Total financial liabilities not measured at fair value	793,853	1,735	650,061	143,613	795,409

Parent Entity			2017 Fair Value		
\$m	Carrying Amount	Quoted Market Prices (Level 1)	Valuation Techniques (Market Observable) (Level 2)	Valuation Techniques (Non-Market Observable) (Level 3)	Total
Financial assets not measured at fair value					
Cash and balances with central banks	16,405	16,405		7.4	16,405
Receivables due from other financial institutions	6,357	4,462	1,895	4.4	6,357
Loans	601,650			601,784	601,784
Regulatory deposits with central banks overseas	286	286		0000000	286
Due from subsidiaries	142,455			142,455	142,455
Other financial assets	4,000		4,000		4,000
Total financial assets not measured at fair value	771,153	21,153	5,895	744,239	771,287
Financial liabilities not measured at fair value					
Payables due to other financial institutions	21,775	2,304	19,471		21,775
Deposits and other borrowings	431,670		431,113	1,216	432,329
Debt issues ¹	141,176	4	142,474	-	142,474
Due to subsidiaries	143,834		-	143,834	143,834
Loan capital	17,666		18,087		18,087
Other financial liabilities	6,868		6,868		6,868
Total financial liabilities not measured at fair value	762,989	2,304	618,013	145,050	765,367

The estimated fair value of debt issues includes the impact of changes in Westpac's credit spreads since origination.

230

Note 24. Offsetting financial assets and financial liabilities

Accounting policy

Financial assets and liabilities are presented net in the balance sheet when the Group has a legally enforceable right to offset them in all circumstances and there is an intention to settle the asset and liability on a net basis, or to realise the asset and settle the liability simultaneously. The gross assets and liabilities behind the net amounts reported in the balance sheet are disclosed in the table below.

Some of the Group's offsetting arrangements are not enforceable in all circumstances. The assets and liabilities under such agreements are also disclosed in the table below, to illustrate the net balance sheet amount if these future events should occur. The amounts in the tables below may not tie back to the balance sheet if there are balances which are not subject to offsetting arrangements. The amounts presented in this note do not represent the credit risk exposure of the Group or Parent Entity.

Refer to Note 22.2 for information on credit risk management. The offsetting and collateral arrangements and other credit risk mitigation strategies used by the Group are further explained in the 'Management of risk mitigation' section of Note 22.2.2.

Consolidated		ffects of Offs on Balance S	- CONTROL OF STREET	Amounts Subject to Enforceable Netting Arrangements But Not Offset				
	9	on balance 5	Net Amounts	Other	Arrangemen	ts but Not Offs	iet	
			Reported on	Recognised		Financial		
	Gross	Amounts	the Balance	Financial	Cash	Instrument	Net	
	Amounts	Offset	the Balance Sheet		Collateral	Collateral		
\$m	Amounts	Offset	Sneet	Instruments	Collateral	Collateral	Amount	
2018								
Assets								
Receivables due from other	122		122			2222		
financial institutions ¹	14	10 7071	14	CASE CORNEL		(14)		
Derivative financial instruments	32,828	(8,727)	24,101	(15,962)	(2,184)	(14)	5,941	
Securities purchased under	4 0.70		4 070		100	44 070		
agreement to reself* Loans*	1,379	(0.400)	1,379	*	(3)	(1,376)	-	
TO THE STATE OF TH	8,519	(8,420)	99				99	
Other assets ⁴	4,243	(4,162)	81				81	
Total assets	46,983	(21,309)	25,674	(15,962)	(2,187)	(1,404)	6,121	
Liabilities	7125355	0.000.0000	121112	0320000	1100000000	110000000	923339	
Derivative financial instruments	37,296	(12,889)	24,407	(15,962)	(4,487)	(1,544)	2,414	
Security repurchase agreements [®]	9,522	-	9,522	*	*	(9,522)	-1	
Deposits and other borrowings ³	20,486	(8,420)	12,066	23		- 2	12,066	
Other liabilities ⁴				000000				
Total liabilities	67,304	(21,309)	45,995	(15,962)	(4,487)	(11,066)	14,480	
2017								
Assets								
Receivables due from other								
financial institutions ¹	15		15	100000	0.0000000000000000000000000000000000000	(14)	1	
Derivative financial instruments Securities purchased under	31,686	(7,653)	24,033	(16,707)	(2,438)	(18)	4,870	
agreement to resell ²	6,887		6.887		(42)	(6.814)	31	
Loans ³	15,990	(15.925)	65	-	2.5	I A THE STATE OF	65	
Other assets ⁴	2,269	(1,615)	654	20			654	
Total assets	56,847	(25,193)	31,654	(16,707)	(2,480)	(6,846)	5,621	
Liabilities	-	4-11-1	1000000	-	40000	4-1-1-1		
Derivative financial instruments	34.642	(9,267)	25.375	(16,707)	(5,552)	(1,421)	1.695	
Security repurchase agreements ⁵	12,960	0.22.20.00	12,960	10000000	(2)	(12,958)	1110	
Deposits and other borrowings ³	21,349	(15.925)	5.424				5.424	
Other liabilities ⁴	13	(1)	12	- 2			12	
Total liabilities	68,964	(25,193)	43,771	(16,707)	(5,554)	(14,379)	7,131	

Consist of stock borrowing arrangements, reported as part of cash collateral in Note 10.

Securities purchased under agreement to resell form part of Note 11.

Consist of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of business loans in Note 13 and part of Deposits and other borrowings at ameritaed cost in Note 17.

Gross amounts consist of initial and variation margin held directly with central clearing counterparties, where variation margin is receivable it is reported as part of Other in Note 27. Where variation margin is payable it is reported as part of Other in Note 29. Amounts offset relate to variation margin.

margin.

Security repurchase agreements form part of Note 16 recognised at amortised cost and part of Note 18 recognised at fair value through income statement

Note 24. Offsetting financial assets and financial liabilities (continued)

Parent Entity		ffects of Offs		Amounts Subject to Enforceable				
	on Balance Sheet			Netting Arrangements But Not Offset				
			Net Amounts	Other		@ ##		
			Reported on	Recognised		Financial		
	Gross	Amounts	the Balance	Financial	Cash	Instrument	Net	
\$m	Amounts	Offset	Sheet	Instruments	Collateral	Collateral	Amount	
2018								
Assets								
Receivables due from other								
financial institutions ¹	14		14		- 0	(14)		
Derivative financial instruments	32,289	(8,727)	23,562	(15,862)	(1,748)	(14)	5,938	
Securities purchased under		450000000000000000000000000000000000000				1170070		
agreement to resell ²	1,379	- 2	1,379	39	(3)	(1,376)		
Loans ³	8,519	(8,420)	99	- 12		-	99	
Other assets*	4.243	(4,162)	81				81	
Total assets	46,444	(21,309)	25,135	(15,862)	(1,751)	(1,404)	6,118	
Liabilities		14.11.11		1	1.1.2.7	14107		
Derivative financial instruments	37,118	(12,889)	24,229	(15,862)	(4,423)	(1,544)	2,400	
Security repurchase agreements ⁵	9,522	11000000	9,522	11000000	1,71,700-07	(9,522)	-	
Deposits and other borrowings ³	20.486	(8,420)	12.066			(-,)	12,066	
Other liabilities*	7000	375377	11777			- 3		
Total liabilities	67,126	(21,309)	45,817	(15,862)	(4,423)	(11,066)	14,466	
2017					1000			
Assets								
Receivables due from other								
financial institutions ¹	15		15	11+	-	(14)	1	
Derivative financial instruments	31.476	(7,653)	23.823	(16,552)	(2,312)	(18)	4,941	
Securities purchased under	2.13.14.5	determine.		4.000000	(20,10)	. ()		
agreement to resell ²	6.887	1.00	6.887		(42)	(6.814)	31	
Loans ³	15,990	(15,925)	65		1.00	(800000.00)	65	
Other assets*	2.269	(1.615)	654				654	
Total assets	56.637	(25,193)	31,444	(16,552)	(2,354)	(6,846)	5,692	
Liabilities		(00)100/	37.10.7.7.	11.030.007	(214-2-1)	(0)0.10)		
Derivative financial instruments	34.178	(9.267)	24.911	(16,522)	(5.179)	(1,421)	1.789	
Security repurchase agreements ⁵	12.942	1-200	12.942	210/0227	(2)	(12,940)	.,,,,,,	
Deposits and other borrowings ³	21,349	(15.925)	5.424	31	127	(12,510)	5,424	
Other liabilities*	13	(1)	12				12	
Total liabilities	68.482	(25,193)	43.289	(16,522)	(5,181)	(14,361)	7,225	

Other recognised financial instruments

These financial assets and liabilities are subject to master netting agreements which are not enforceable in all circumstances, so they are recognised gross in the balance sheet. The offsetting rights of the master netting arrangements can only be enforced if a predetermined event occurs in the future, such as a counterparty defaulting.

Cash collateral and financial instrument collateral

These amounts are received or pledged under master netting arrangements against the gross amounts of assets and liabilities. Financial instrument collateral typically comprises securities which can be readily liquidated in the event of counterparty default. The offsetting rights of the master netting arrangement can only be enforced if a predetermined event occurs in the future, such as a counterparty defaulting.

Consist of stock borrowing arrangements, reported as part of cash collateral in Note 10.

Securities purchased under agreement to resell form part of Note 11.

Consist of debt and interest set-off accounts which meet the requirements for offsetting as described above. These accounts form part of business loans in Note 13 and part of Deposits and other borrowings at amortised cost in Note 17.

Gross amounts consist of initial and variation margin held directly with central clearing counterparties, where variation margin is receivable it is reported as part of Other in Note 27. Where variation margin is payable it is reported as part of Other in Note 29. Amounts offset relate to variation margin.

margin.

Security repurchase agreements form part of Note 16 recognised at amortised cost and part of Note 18 recognised at fair value through income statement

Note 25. Securitisation, covered bonds and other transferred assets

The Group enters into transactions in the normal course of business by which financial assets are transferred to counterparties or structured entities. Depending on the circumstances, these transfers may result in derecognition of the assets in their entirety, partial derecognition or no derecognition of the assets subject to the transfer. For the Group's accounting policy on derecognition of financial assets refer to the notes to the financial statements section before Note 10 titled 'Financial assets and financial liabilities'.

Securitisation

Securitisation is the transferring of assets (or an interest in either the assets or the cash flows arising from the assets) to a structured entity which then issue the majority interest bearing debt securities to third party investors for funding deals and to Westpac for liquidity deals.

Own assets securitised

Securitisation of its own assets is used by Westpac as a funding and liquidity tool.

For securitisation structured entities which Westpac controls, as defined in Note 35, the structured entities are classified as subsidiaries and consolidated. When assessing whether Westpac controls a structured entity, it considers its exposure to and ability to affect variable returns. Westpac may have variable returns from a structured entity through ongoing exposures to the risks and rewards associated with the assets, the provision of derivatives, liquidity facilities, trust management and operational services.

Undrawn funding and liquidity facilities of \$517 million were provided by Westpac (2017: \$511 million) for the securitisation of its own assets.

Customer conduits

Westpac also facilitates securitisation structures to arrange funding on behalf of customers in customer conduits through a subsidiary (Waratah Receivables Corporation Limited and its subsidiaries). The assets securitised are not assets of Westpac. The lending provided to the customer conduits is disclosed in Note 10 and the funding liability is disclosed in Note 19.

Westpac provided undrawn liquidity facilities to the customer conduits of nil at 30 September 2018 (2017: \$392 million).

Covered bonds

The Group has two covered bond programs relating to Australian residential mortgages (Australian Program) and New Zealand residential mortgages (New Zealand Program). Under these programs, selected pools of residential mortgages are assigned to bankruptcy remote structured entities which provide guarantees on the payments to bondholders. Through the guarantees and derivatives with the structured entities, Westpac has variable returns from these structured entities and consolidated them.

Security repurchase agreements

Where securities are sold subject to an agreement to repurchase at a predetermined price, they remain recognised on the balance sheet in their original category (i.e. Trading securities or Available-for-sale securities).

The cash consideration received is recognised as a liability (Security repurchase agreements). Refer to Notes 16 and 18 for further details.

508/576

Note 25. Securitisation, covered bonds and other transferred assets (continued)

The following table presents Westpac's assets transferred and their associated liabilities:

Consolidated

For those liabilities that only have recourse to

		2.0	the	transferred assets	kt .
\$m	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities	Fair value of transferred assets	Fair value of associated liabilities	Net fair value position
2018					
Securitisation - own assets ¹	7,631	7,588	7,662	7,565	97
Covered bonds ²	43,088	35,434	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	12,492	9,522	n/a	n/a	n/a
Total ³	63,211	52,544	7,662	7,565	97
2017					
Securitisation - own assets ⁵	8,249	8,209	8,282	8,223	59
Covered bonds ²	42.122	34,516	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	18,746	12,960	n/a	n/a	n/a
Total ³	69,117	55,685	8,282	8,223	59

Parent Entity

For those liabilities that only have recourse to

			the	transferred assets	i:
\$m	Carrying amount of transferred assets	Carrying amount of associated liabilities	Fair value of transferred assets	Fair value of associated liabilities	Net fair value position
2018					
Securitisation - own assets ¹	97,259	96,728	97,291	96,473	818
Covered bonds ²	36,190	30,268	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	12.492	9,522	n/a	n/a	n/a
Total	145,941	136,518	97,291	96,473	818
2017					
Securitisation - own assets ^{1,4}	98,368	97,872	98,434	96,478	1,956
Covered bonds ²	35,202	29,698	n/a	n/a	n/a
Repurchase agreements	18,728	12,942	n/a	n/a	n/a
Total	152,298	140,512	98,434	96,478	1,956

234

The carrying amount of assets securitised exceeds the amount of notes issued primarily because the carrying amount includes both principal and income received from the transferred assets.

The difference between the carrying values of covered bonds and the assets pledged reflects the over-collateralisation required to maintain the ratings of the covered bonds and also additional assets to allow immediate issuance of additional covered bonds if required. These additional assets can be repurchased by Westpac at its discretion, subject to the conditions set out in the transaction documents.

This table excludes securitisation – customer conduits as the assets securitised are not assets of Westpac.

Comparatives have been revised for consistency.

OTHER ASSETS, OTHER LIABILITIES, COMMITMENTS AND CONTINGENCIES

Note 26. Intangible assets

Accounting policy

Indefinite life intangible assets

Goodwill

Goodwill acquired in a business combination is initially measured at cost, generally being the excess of:

- i) the consideration paid; over
- ii) the net fair value of the identifiable assets, liabilities and contingent liabilities acquired.

Subsequently, goodwill is not amortised but rather tested for impairment. Impairment is tested at least annually or whenever there is an indication of impairment. An impairment charge is recognised when a cash generating unit's (CGU) carrying value exceeds its recoverable amount. Recoverable amount means the higher of the CGU's fair value less costs to sell and its value-in-use.

Brand names

Brand names acquired in a business combination including St.George, BT, BankSA and RAMS, are recognised at cost. Subsequently brand names are not amortised but tested for impairment at least annually or whenever there is an indication of impairment.

Finite life intangible assets

Finite life intangibles including computer software and core deposits, are recognised initially at cost and subsequently at amortised cost less any impairment.

Intangible Useful life		Depreciation method		
Goodwill	Indefinite	Not applicable		
Brand names	Indefinite	Not applicable		
Computer software	3 to 10 years	Straight-line or the diminishing balance method (using the Sum of the Years Digits)		
Core deposit intangibles	9 years	Straight-line		

Critical accounting assumptions and estimates

Judgement is required in determining the fair value of assets and liabilities acquired in a business combination. A different assessment of fair values would have resulted in a different goodwill balance and different post-acquisition performance of the acquired entity.

When assessing impairment of intangible assets, significant judgement is needed to determine the appropriate cash flows and discount rates to be applied to the calculations. The significant assumptions applied to the value-in-use calculations are outlined below.

510/576

Note 26. Intangible assets (continued)

	Consoli	Parent Entity		
m	2018	2017	2018	2017
Goodwill				
Opening balance	9,012	9,030	6,844	6,844
Disposals'	(15)		-	
Impairment*	(105)		(0)	
Other adjustments	(2)	(18)		
Closing balance	8,890	9,012	6,844	6,844
Computer software				
Opening balance	1,916	1,781	1,758	1,635
Additions	882	766	823	692
Impairment	(2)	(14)	(2)	(14)
Amortisation	(618)	(614)	(565)	(558)
Other adjustments	(1)	(3)		3
Closing balance	2,177	1,916	2,014	1,758
Cost	5,727	5,059	4,861	4,249
Accumulated amortisation and impairment	(3,550)	(3,143)	(2,847)	(2,491)
Carrying amount	2,177	1,916	2,014	1,758
Brand Names				
Opening balance	670	670	636	636
Closing balance	670	670	636	636
Carrying amount	670	670	636	636
Core deposit intangibles			0.000	200000
Opening balance	21	187	21	187
Amortisation	(21)	(166)	(21)	(166)
Closing balance	100	21	-	21
Cost	1,494	1,494	1,279	1,279
Accumulated amortisation	(1,494)	(1,473)	(1,279)	(1,258)
Carrying amount		21	0.000.000.000	21
Other intangible assets				
Opening balance	33	53	020	3
Additions through business combination		200	(*)	
Amortisation	(7)	(20)		(3)
Closing balance	26	33	1120	-
Cost	391	398	160	160
Accumulated amortisation and impairment	(365)	(365)	(160)	(160)
Carrying amount	26	33		
Total intangible assets	11,763	11,652	9,494	9,259

The sale of Hastings' overseas operations and subsequent exit of Hastings' Australian operations resulted in the entire balance of goodwill previously allocated to Hastings being derecognised (\$15m) or impaired (\$105m) in 2018.

Note 26. Intangible assets (continued)

Goodwill has been allocated to the following CGUs:

	Consoli	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Consumer Bank	3,359	3,359	3,144	3,144
Business Bank	2,513	2.513	2,378	2,378
Westpac Institutional Bank	487	487	487	487
BT Financial Group (Australia)	2,048	2.048	835	835
New Zealand Consumer Banking and Wealth	470	472		196
BT New Zealand	13	13		
Hastings	£4	120	-	- 2
Total goodwill	8,890	9,012	6,844	6,844

Significant assumptions used in recoverable amount calculations

Assumptions are used to determine the CGUs' recoverable amount for goodwill, which is based on value-in-use calculations. Value-in-use refers to the present value of expected cash flows under its current use. The Group discounts the projected cash flows by its adjusted pre-tax equity rate.

- Group's equity rate was 11.0% (2017: 11.0%).
- Group's adjusted pre-tax equity rate for:
 - Australia was 15.7% (2017: 15.7%); and
 - New Zealand was 15.3% (2017: 15.3%).

For the purpose of goodwill impairment testing, the assumptions in the following table are made for each significant CGU. The forecasts applied by management are not reliant on any one particular assumption.

Assumption	Based on:
Cash flows	Zero growth rate beyond 2 year forecast
Economic market conditions	Current market expectations
Business performance	Observable historical information and current market expectations of the future

There are no reasonably possible changes in assumptions for any significant CGU that would result in an indication of impairment or have a material impact on the Group's reported results.

Note 27. Other assets

	Consoli	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Accrued interest receivable	1,276	1,193	1,103	1,029
Securities sold not delivered	1,264	1,408	1,284	1,388
Deferred acquisition costs	71	86		1
Trade debtors	1,056	810	514	358
Prepayments	208	220	165	182
Accrued fees and commissions	129	149	60	64
Other	1,131	1,496	882	1,296
Total other assets	5,135	5,362	3,988	4,318

Note 28. Provisions

Accounting policy

Provisions are recognised for present obligations arising from past events where a payment (or other economic transfer) is likely to be necessary to settle the obligation and can be reliably estimated.

Employee benefits - long service leave

Long service leave must be granted to employees in Australia and New Zealand. The provision is calculated based on the expected payments. When payments are expected to be more than one year in the future, the payments factor in expected employee service periods and average salary increases which are then discounted.

Employee benefits - annual leave and other employee benefits

The provision for annual leave and other employee benefits (including wages and salaries, inclusive of non-monetary benefits, and any associated on-costs (e.g. payroll tax)) is calculated based on expected payments.

Provision for impairment on credit commitments

The Group is committed to provide facilities and guarantees as explained in Note 31. If it is probable that a facility will be drawn and the resulting asset will be less than the drawn amount then a provision for impairment is recognised. The provision for impairment is calculated using the same methodology as the provision for impairment charges on loans (refer to Note 14).

Compliance, Regulation and Remediation provisions

The compliance, regulation and remediation provisions relate to matters of potential misconduct in providing services to our customers identified both as a result of regulatory action and internal reviews. An assessment of the likely cost to the Group of these matters (including applicable customer refunds) is made on a case-by-case basis and specific provisions are made where appropriate.

Further information on regulatory action and internal reviews is included in the contingent liabilities section of Note 31.

Critical accounting assumptions and estimates

The financial reporting of provisions for litigation and non-lending losses and for compliance, regulation and remediation matters involves a significant degree of judgement in relation to identifying whether a present obligation exists and also in estimating the probability, timing, nature and quantum of the outflows that may arise from past events. These judgments are made based on the specific facts and circumstances relating to individual events.

Payments that are expected to be incurred after more than one year are discounted at a rate which reflects both current interest rates and the risks specific to that provision.

Provisions carried for long service leave are supported by an independent actuarial report.

\$m	Long Service Leave	Annual Leave and Other Employee Benefits	Litigation and Non- Lending Losses'	Provision for Impairment on Credit Commitments	Leasehold Premises	Restructuring Provisions	Regulation and Remediation Provisions	Total
Consolidated								
Balance at 1 October 2017	399	737	38	253	26	5	181	1,639
Additions	77	960	97	. 4	4	29	414	1,581
Utilisation	(43)	(977)	(79)		(6)	(5)	(121)	(1,231)
Reversal of unutilised provisions	(16)	(25)	(3)	9	-	(2)	(5)	(51)
Unwinding of discount	-	- 1	37	4	- 2		**************************************	4
Other		4		(18)	-			(14)
Balance at 30 September 2018	417	699	53	239	24	27	469	1,928
Parent Entity								
Balance at 1 October 2017	367	644	25	224	26	5	181	1,472
Additions	72	888	71		4	29	392	1,456
Utilisation	(39)	(890)	(56)		(6)	(5)	(121)	(1,117)
Reversal of unutilised provisions	(16)	(10)	(3)			(2)	(5)	(36)
Unwinding of discount				3				3
Other	2	7		(21)				(12)
Balance at 30 September 2018	386	639	37	206	24	27	447	1,766

Balance at 1 October 2017 has been revised for consistency.

Note 28. Provisions (continued)

Legislative liabilities

The Group had the following assessed liabilities as at 30 September 2018:

- \$20 million (2017: \$23 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the Workers' Compensation Act 1987 and the Workplace Injury Management and Workers' Compensation Act 1998 (New South Wales);
- \$9 million (2017: \$9 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the Accident Compensation Act 1985
- \$5 million (2017: \$6 million) based on actuarial assessment as a self-insurer under the Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1986 (South Australia):
- \$2 million (2017: \$2 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the Workers' Compensation and Rehabilitation Act 2003 (Queensland);
- \$1 million (2017: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the Workers' Compensation Act 1951 (Australian Capital Territory);
- \$2 million (2017: \$2 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the Workers' Compensation and Injury Management Act 1981 (Western Australia); and
- \$1 million (2017: \$1 million) based on an actuarial assessment as a self-insurer under the Workers' Rehabilitation and Compensation Act 1988 (Tasmania).

Adequate provision has been made for these liabilities in the provision for annual leave and other employee benefits above.

Note 29. Other liabilities

	Consolidated		Parent Entity	
\$m	2018	2017	2018	2017
Unearned insurance premiums	398	396	-	
Outstanding insurance claims	367	339	+	0.7
Defined benefit deficit ¹	25	43	9	30
Accrued interest payable	2,968	2,727	2,633	2,416
Credit card loyalty program	308	284	23	16
Securities purchased not delivered	1,343	1,315	1,343	1,315
Trade creditors and other accrued expenses ²	1,410	1,109	1,125	890
Other ²	2,374	2,393	2,159	2,282
Total other liabilities	9,193	8,606	7,292	6,949

Note 30. Operating lease commitments

Westpac leases various commercial and retail premises and related plant and equipment. The lease commitments at 30 September are as follows:

\$m	Consoli	Parent Entity		
	2018	2017	2018	2017
Due within one year	570	548	498	480
Due after one year but not later than five years	1,564	1,591	1,356	1,395
Due after 5 years	1,819	1,994	1,460	1,652
Total lease commitments	3,953	4,133	3,314	3,527

Operating leases are entered into to meet the business needs of entities in the Group. Lease rentals are determined in accordance with market conditions when leases are entered into or on rental review dates.

Leased premises that have become excess to the Group's business needs have been sublet where possible.

The future minimum lease payments receivable from non-cancellable sub-leases were \$7 million (2017: \$9 million) for the Group and \$6 million (2017: \$9 million) for Parent Entity.

239

Refer to Note 38 for more details.

Comparatives have been revised for consistency. Liabilities of \$177 million relating to compliance, regulation and remediation were reclassified to compliance, regulation and remediation provisions included in Note 28.

Note 31. Contingent liabilities, contingent assets and credit commitments

Accounting Policy

Undrawn credit commitments

The Group enters into various arrangements with customers which are only recognised in the balance sheet when called upon. These arrangements include commitments to extend credit, bill endorsements, financial guarantees, standby letters of credit and underwriting facilities

Contingent assets

Contingent assets are possible assets whose existence will be confirmed only by uncertain future events. Contingent assets are not recognised on the balance sheet but are disclosed if an inflow of economic benefits is probable.

Contingent liabilities are possible obligations whose existence will be confirmed only by uncertain future events, and present obligations where the transfer of economic resources is not probable or cannot be reliably measured. Contingent liabilities are not recognised on the balance sheet but are disclosed unless the outflow of economic resources is remote.

Undrawn credit commitments

Undrawn credit commitments expose the Group to liquidity risk when called upon and also to credit risk if the customer fails to repay the amounts owed at the due date. The maximum exposure to credit loss is the contractual or notional amount of the instruments disclosed below. Some of the arrangements can be cancelled by the Group at any time and a significant portion is expected to expire without being drawn. The actual required liquidity and credit risk exposure is therefore less than the amounts disclosed.

The Group uses the same credit policies when entering into these arrangements as it does for on-balance sheet instruments. Refer to Note 22 for further details of liquidity risk and credit risk management.

Undrawn credit commitments excluding derivatives at 30 September are as follows:

		Consolidated		Parent Entity	
\$m		2018	2017	2018	2017
Undrawn credit commitments					
Letters of credit and guarantees ¹		15,585	15,460	14,957	14,908
Commitments to extend credit ²		174,658	178,443	152,943	156,423
Other		154	648	99	648
Total undrawn credit commitments		190,397	194,551	167,999	171,979
Consolidated 2018	Up to	Over 1	Over 3	Over	
\$m	1 Year	to 3 Years	to 5 Years	5 Years	Total
Letters of credit and guarantees	8,983	2,717	890	2,995	15,585
Commitments to extend credit	50,292	49,320	14,637	60,409	174,658
Other		74	25	55	154
Total undrawn credit commitments	59,275	52,111	15,552	63,459	190,397

Contingent assets

The credit commitments shown in the table above also constitute contingent assets. These commitments would be classified as loans in the balance sheet on the contingent event occurring.

Contingent liabilities

The Royal Commission and regulatory action

Globally, regulators and other bodies continue to progress various reviews involving the financial services sector. The nature of these reviews can be wide ranging and, in Australia, currently include investigations into potential misconduct in credit and financial services. For example, the Royal Commission into Misconduct in the Banking, Superannuation and Financial Services Industry (the Royal Commission) is currently investigating conduct, practices, behaviour or business activities by financial services entities including the Group that may amount to potential misconduct or that may fall below community standards and expectations. The Royal Commission may make findings that the Group (including persons or entities acting on its behalf) has engaged in misconduct including breaches of law or conduct that falls below community standards and expectations.

Letters of credit are undertakings to pay, against presentation documents, an obligation in the event of a default by a customer. Guarantees are unconditional undertakings given to support the obligations of a customer to third parties. The Group may hold cash as collateral for certain

guarantees issued.

Commitments to extend credit include all obligations on the part of the Group to provide credit facilities. As facilities may expire without being drawn upon, the notional amounts do not necessarily reflect future cash requirements. In addition to the commitments disclosed above, at 30 September 2018 the Group had offered \$5.7 billion (2017; \$5.5 billion) of facilities to customers, which had not yet been accepted.

Note 31. Contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Any findings made by the Royal Commission as it progresses, may result in litigation (including class action proceedings against the Group), fines, penalties, revocation, suspension or variation of conditions of relevant regulatory licences or other enforcement or administrative action being taken by regulators or other parties.

Regulators such as ASIC, APRA, ACCC, AUSTRAC and the ATO are also currently conducting reviews and inquiries (some of which are industry-wide) that currently involve or may involve the Group in the future. These reviews are separately considering a range of matters, including matters such as consumer credit insurance, responsible lending (including in the context of reverse mortgages and interest only lending), anti-money laundering and counter-terrorism financing processes and procedures (including in relation to customer on-boarding and ongoing customer due diligence), financial adviser conduct (including compliance with the obligation to act in the client's best interests), life insurance claims handling, and the pricing of residential mortgages.

The Group has recently self-reported to AUSTRAC a failure to report a large number of International Funds Transfer Instructions (IFTIs) (as required under Australia's AML/CTF Act) in relation to one WIB product. These IFTIs relate to batch instructions received from 2009 until recently from a small number of correspondent banks for payments made predominantly to beneficiaries in Australia in Australian dollars. Through the product, Westpac facilitates payments on behalf of clients of certain of its correspondent banks. The majority of the payments are low value and made by Government pension funds and corporates. The Group is investigating and working with AUSTRAC to remediate the failure to report IFTIs. No provision has been raised for this matter including in relation to any potential regulatory action.

Westpac has received various notices and requests for information from the Royal Commission, as well as from regulators as part of both industry-wide and Westpac-specific reviews and inquiries.

These reviews and inquiries, which may be conducted by a regulator, and in some cases also an external third party assurance provider retained either by the regulator or by the Group (including where a matter has been self-identified by the Group), may result in litigation (including class action proceedings against the Group), lines, penalties, revocation, suspension or variation of colors of relevant regulatory licences or other enforcement or administrative action being taken by regulators or other parties.

An assessment of the likely cost to the Group of these reviews and actions has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated. Where appropriate, specific provisions have been made, (refer to Note 28).

Litigation

There are ongoing court proceedings, claims and possible claims for and against the Group. Contingent liabilities exist in respect of actual and potential claims and proceedings, including those listed below. An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated. Where appropriate, specific provisions have been made (refer to Note 28).

- Following ASIC's investigations into the interbank short-term money market and its impact on the setting of the bank bill swap reference rate (BBSW), on 5 April 2016, ASIC commenced civil proceedings against Westpac in the Federal Court of Australia, alleging certain misconduct, including market manipulation and unconscionable conduct. The conduct that was the subject of the proceedings was alleged to have occurred between 6 April 2010 and 6 June 2012. ASIC sought declarations from the court that Westpac breached various provisions of the Corporations Act 2001 (Cth) and the Australian Securities and Investments Commission Act 2001 (Cth), pecuniary penalties of unspecified amounts and orders requiring Westpac to implement a comprehensive compliance program for persons involved in Westpac's trading in the relevant market. The proceedings were heard in late 2017. On 24 May 2018, Justice Beach found that Westpac had not engaged in market manipulation or misleading or deceptive conduct under the Corporations Act 2001 (Cth). His Honour also found that there was no 'trading practice' of manipulating the BBSW rate. However, the Court found that Westpac engaged in unconscionable conduct on 4 occasions and that Westpac breached its supervisory duty. Costs and penalties will be determined in the coming months. While we have provided for our best estimate of these amounts, there remains a risk that the final outcome may differ from this estimate.
- In August 2016, a class action was filed in the United States District Court for the Southern District of New York against
 Westpac and a large number of Australian and international banks alleging misconduct in relation to BBSW. Those
 proceedings are at a very early stage and the level of damages sought has not been specified. Westpac is defending these
 proceedings. No provision has been recognised in relation to this matter.
- On 1 March 2017, ASIC commenced litigation in relation to certain Westpac home loans (including certain interest only loans) alleging contraventions of the National Consumer Credit Protection Act 2009 (Cth). On 4 September 2018, Westpac and ASIC agreed to settle the proceedings on the basis of a proposed \$35 million penalty and declarations that Westpac contravened the National Consumer Credit Protection Act 2009 (Cth). The proposed settlement is subject to Court approval. A hearing on the proposed settlement was held on 24 October 2018 and judgement is reserved. While we have provided for our best estimate of these amounts, there remains a risk that the final outcome may differ from this estimate.

Note 31. Contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

- On 22 December 2016, ASIC commenced Federal Court proceedings against BT Funds Management Limited and Westpac Securities Administration Limited in relation to a number of superannuation account consolidation campaigns conducted between 2013 and 2016. ASIC has alleged that in the course of some of these campaigns, customers were provided with personal advice in contravention of a number of Corporations Act 2001 (Cth) provisions. ASIC has selected 15 specific customers as the focus of their claim. The proceedings were heard in February 2018. Judgment is pending. No provision has been recognised in relation to this matter.
- On 12 October 2017, a class action against Westpac and Westpac Life Insurance Services Limited (WLIS) was filed in the Federal Court of Australia. The class action was filed on behalf of customers who, since October 2011, obtained insurance issued by WLIS on the recommendation of certain financial advisers employed within the Westpac Group. The plaintiffs have alleged that aspects of the financial advice provided by those advisers breached fiduciary and statutory duties owed to the advisers' clients, including the duty to act in the best interests of the client and that WLIS was knowingly involved in those alleged breaches. Westpac and WLIS are defending the proceedings. These proceedings are currently stayed by order of the Court, pending the outcome of an appeal concerning a procedural issue unrelated to the substantive claims made in the class action. No provision has been recognised in relation to this matter.

Internal reviews and remediation

Westpac is currently undertaking a number of reviews to identify and resolve prior issues that have the potential to impact our customers and reputation. These reviews have identified, and may continue to identify, issues in respect of which we are, or will be, taking steps to put things right (including in relation to areas of industry focus such as compliance with responsible lending obligations and the way some product terms and conditions are operationalised) so that our customers are not at a disadvantage from certain past practices. By undertaking these reviews we can also improve our processes (including in relation to responsible lending controls and financial planning controls). An assessment of the Group's likely loss has been made on a case-by-case basis for the purpose of the financial statements but cannot always be reliably estimated. Where appropriate, specific provisions have been made (refer to Note 28). Contingent liabilities may exist in respect of actual or potential claims, compensation payments and/or refunds identified as part of these reviews (including in relation to the reviews described below).

One of the reviews relates to ongoing advice services provided from 2008 by approximately 1,660 planners operating in aligned dealer groups who were at the time authorised representatives of the Group's wholly owned subsidiaries Securitor Financial Group (Securitor) and Magnitude Group Pty Ltd (Magnitude). Securitor and Magnitude, as the AFSL licensees, retained a portion of the ongoing advice fees paid to those dealer groups by clients since 2008. Westpac is in the early stages of engaging each authorised representative to determine the agreements in place between those representatives and their clients, and the services provided. Given the early stage of the review, the time period under consideration and availability of records in relation to the relevant period, it is not practicable to provide an estimate of any potential remediation costs for circumstances where a client has paid ongoing service fees but those services have not been provided. No provision has been recognised in relation to this matter.

Following an error in the Group's systems, certain customers with an interest only home loan did not have their loans automatically switched to principal and interest repayments at the end of the contracted interest only period. The Group is undertaking a program of work to remediate this issue for affected customers and is engaging with ASIC on potential remediation options. While we have provided for our best estimate of these amounts, there remains a risk that the final outcome may exceed this estimate.

Financial Claims Scheme

Under the Financial Claims Scheme (FCS) the Australian Government provides depositors a free guarantee of deposits in eligible ADIs up to and including \$250,000. The FCS applies to an eligible ADI if APRA has applied for the winding up of the ADI and the responsible Australian Government minister has declared that the FCS applies to the ADI.

The Financial Claims Scheme (ADIs) Levy Act 2008 provides for the imposition of a levy to fund the excess of certain APRA FCS costs connected to an ADI. The levy would be imposed on liabilities of eligible ADIs to their depositors and cannot be more than 0.5% of the amount of those liabilities.

Contingent tax risk

Tax and regulatory authorities are reviewing the taxation treatment of certain transactions (including both historical and presentday transactions) undertaken by the Group in the course of normal business activities and the claiming of tax incentives (including research and development tax incentives) and GST. The Group also responds to various notices and requests for information it receives from tax and regulatory authorities.

Risk reviews and audits are also being undertaken by revenue authorities in other jurisdictions, as part of normal revenue authority activity in those countries. These reviews, notices and requests may result in additional tax liabilities (including interest and penalties).

The Group has assessed these and other taxation claims arising in Australia and elsewhere, including seeking independent advice and holds provisions.

242

2018 Westpac Group Annual Report

Note 31. Contingent liabilities, contingent assets and credit commitments (continued)

Settlement risk

The Group is subject to a credit risk exposure in the event that another counterparty fails to settle for its payments clearing activities (including foreign exchange). The Group seeks to minimise credit risk arising from settlement risk in the payments system by aligning our processing method with the legal certainty of settlement in the relevant clearing mechanism.

Parent Entity guarantees and undertakings

The Parent Entity makes the following guarantees and undertakings to subsidiaries:

- letters of comfort for certain subsidiaries which recognise that Westpac has a responsibility that those subsidiaries continue to meet their obligations; and
- guarantees to certain wholly owned subsidiaries which are Australian financial services or credit licensees to comply with legislative requirements. Each guarantee is capped at \$40 million per year and can only be utilised if the entity concerned becomes legally obliged to pay for a claim under the relevant licence. The Parent Entity has a right to recover any funds payable under the guarantees from the relevant subsidiary.

3

CAPITAL AND DIVIDENDS

Note 32. Shareholders' equity

Accounting policy

Share capital

Ordinary shares are recognised at the amount paid up per ordinary share net of directly attributable issue costs. Treasury shares are shares in the Parent Entity, purchased by the Parent Entity or other entities within the Group. These shares are adjusted against share capital as the net of the consideration paid to purchase the shares and, where applicable, any consideration received from the subsequent sale or reissue of these shares.

Non-controlling interests

Non-controlling interests represent the share in the net assets of subsidiaries attributable to equity interests that are not owned directly or indirectly by the Parent Entity.

Foreign currency translation reserve

Exchange differences arising on translation of the Group's foreign operations, any offsetting gains or losses on hedging the net investment and any associated tax effect are reflected in the foreign currency translation reserve. A cumulative credit balance in this reserve would not normally be regarded as being available for payment of dividends until such gains are realised and recognised in the income statement on sale or disposal of the foreign operation.

Available-for-sale securities reserve

This comprises the changes in the fair value of available-for-sale financial securities, net of any related hedge accounting adjustments and tax. These changes are transferred to non-interest income in the income statement when the asset is either disposed of or impaired.

Cash flow hedging reserve

This comprises the fair value gains and losses associated with the effective portion of designated cash flow hedging instruments, net of tax.

Share-based payment reserve

This comprises the fair value of equity-settled share-based payments recognised as an expense.

Other reserves for the Parent Entity relates to certain historic internal group restructurings performed at fair value. The reserve is eliminated on consolidation.

Other reserves for the Group consist of transactions relating to changes in the Parent Entity's ownership of a subsidiary that do not result in a loss of control

The amount recorded in other reserves reflects the difference between the amount by which non-controlling interests are adjusted and the fair value of any consideration paid or received.

Sm	Consolidated		Parent Entity	
	2018	2017	2018	2017
Share capital				
Ordinary share capital, fully paid	36,054	34,889	36,054	34,889
Treasury shares held for RSP ¹	(505)	(434)	(505)	(434)
Other treasury shares held ²	12	(61)	(3)	(3)
Total treasury shares held	(493)	(495)	(508)	(437)
Total share capital	35,561	34,394	35,546	34,452
Non-controlling interests	52	54		

^{2018; 3,943,660,} unvested shares heid (2017; 3,549,035), 2018; 2,029,795 shares held (2017; 4,652,579).

Note 32. Shareholders' equity (continued)

Ordinary shares

Westpac does not have authorised capital and the ordinary shares have no par value. Ordinary shares entitle the holder to participate in dividends and, in the event of Westpac winding up, to a share of the proceeds in proportion to the number of and amounts paid on the shares held.

Each ordinary share entitles the holder to one vote, either in person or by proxy, at a shareholder meeting.

Reconciliation of movement in number of ordinary shares.

Consolidated and Parent Entity

(number)	2018	2017
Opening balance	3,394,364,279	3,346,166,853
Dividend reinvestment plan*	21,242,667	48,197,426
Conversion of Westpac Convertible Preference Shares ²	19.189,765	*
Closing balance	3,434,796,711	3,394,364,279

Ordinary shares purchased and sold on market

	2018	2018
Consolidated and Parent Entity	Number	Average Price (\$)
For share-based payment arrangements:		
Employee share plan (ESP)	854,267	31.86
RSP ³	2,291,897	31.32
Westpac Performance Plan (WPP) - share rights exercised	156,691	31.49
Westpac Long Term Incentive Plan (LTIP) - options exercised*	103,686	28.80
LTIP - share rights exercised	2,929	28.42
As treasury shares:		
Treasury shares purchased (excluding RSP) ⁵	93,052	28.97
Treasury shares sold	(2,715,836)	28.10
Net number of ordinary shares purchased/(sold) on market [®]	786,686	

For details of the share-based payment arrangements refer to Note 37.

The price per share for the issuance of shares in relation to the dividend reinvestment plan for the 2018 interim dividend was \$28.11 and 2017 final dividend was \$31.82 (2017: 2017 interim dividend was \$29.79 and 2016 final dividend was \$31.32).

The conversion price per share for the issuance of shares in relation to the conversion of Westpac Convertible Preference Shares was \$29.49.

Ordinary shares allocated to employees under the RSP are classified as treasury shares until the shares vest.

No WPP options were exercised during the period. The average exercise price per share received was \$24.23 on the exercise of the LTI options. Treasury shares include ordinary shares held by statutory life funds and managed investment schemes and ordinary shares held by Westpac for equity derivatives sold to customers.

The purchase of ordinary shares on market resulted in a tax benefit of \$0.22 million being recognised as contributed equity.

Note 32. Shareholders' equity (continued)

Reconciliation of movement in reserves

	Consolidated		Parent Entity	
\$m	2018	2017	2018	2017
Available-for-sale securities reserve				
Opening balance	64	10	70	10
Net gains/(losses) from changes in fair value	(104)	75	(34)	88
Income tax effect	34	(19)	13	(26)
Transferred to income statements	66	(3)	(33)	(3)
Income tax effect	(25)	1	6	1
Exchange differences	2		2	
Closing balance	37	64	24	70
Share-based payment reserve				
Opening balance	1,431	1,333	1,322	1,221
Share-based payment expense	103	98	103	101
Closing balance	1,534	1,431	1,425	1,322
Cash flow hedge reserve	15/11/45	33537725	1 10 0000	20.444
Opening balance	(154)	(172)	(94)	(78)
Net gains/(losses) from changes in fair value	(161)	(91)	(125)	(42)
Income tax effect	47	27	38	13
Transferred to income statements	203	115	160	19
Income tax effect	(60)	(33)	(48)	(6)
Closing balance	(125)	(154)	(69)	(94)
Foreign currency translation reserve				
Opening balance	(529)	(413)	(481)	(404)
Exchange differences on translation of foreign operations (net of associated hedges)	181	(116)	174	(77)
Transferred to income statements	(3)	-		-
Closing balance	(351)	(529)	(307)	(481)
Other reserves	- 23-32		- 11	
Opening balance	(18)	(19)	41	41
Transactions with owners		1		+
Closing balance	(18)	(18)	41	41
Total reserves	1,077	794	1,114	858

Note 33. Capital adequacy

APRA measures an ADI's regulatory capital using three measures:

Level of capital	Definition
Common Equity Tier 1 Capital (CET1)	Comprises the highest quality components of capital that consists of paid-up share capital, retained profits and certain reserves, less certain intangible assets, capitalised expenses and software, and investments and retained profits in insurance and funds management subsidiaries that are not consolidated for capital adequacy purposes.
Tier 1 Capital	The sum of CET1 and AT1 Capital. AT1 Capital comprises high quality components of capital that consist of certain securities not included in CET1, but which include loss absorbing characteristics.
Total Regulatory Capital	The sum of Tier 1 Capital and Tier 2 Capital. Tier 2 Capital includes subordinated instruments and other components of capital that, to varying degrees, do not meet the criteria for Tier 1 Capital, but nonetheless contribute to the overall strength of an ADI and its capacity to absorb losses.

Under APRA's Prudential Standards, Australian ADIs, including Westpac, are required to maintain a minimum CET1 ratio of at least 4.5%, Tier 1 Capital ratio of at least 6.0% and Total Regulatory Capital ratio of at least 8.0%. APRA may also require ADIs, including, Westpac, to meet Prudential Capital Requirements (PCRs) above the minimum capital ratios. APRA does not allow the PCRs for individual ADIs to be disclosed.

APRA also requires ADIs to hold additional CET1 buffers comprising of

- a capital conservation buffer (CCB) of 3.5% for ADIs designated by APRA as domestic systemically important banks (D-SIBs) unless otherwise determined by APRA, which includes a 1.0% surcharge for D-SIBs. APRA has determined that Westpac is a D-SIB; and
- a countercyclical capital buffer. The countercyclical buffer is set on a jurisdictional basis and APRA is responsible for setting the requirement in Australia. The countercyclical buffer requirement is currently set to zero for Australia and New Zealand.

Collectively, the above buffers are referred to as the "Capital Buffer" (CB). Should the CET1 capital ratio fall within the capital buffer range restrictions on the distributions of earnings will apply. This includes restrictions on the amount of earnings that can be distributed through dividends, AT1 Capital distributions and discretionary staff bonuses.

Capital management strategy

Westpac's approach to capital management seeks to balance the fact that capital is an expensive form of funding with the need to be adequately capitalised. Westpac considers the need to balance efficiency, flexibility and adequacy when determining sufficiency of capital and when developing capital management plans.

Westpac evaluates these considerations through the Internal Capital Adequacy Assessment Process (ICAAP), the key features of which include:

- the development of a capital management strategy, including consideration of regulatory minimums, capital buffers and contingency plans;
- consideration of both economic and regulatory capital requirements;
- a stress testing framework that challenges the capital measures, coverage and requirements including the impact of adverse economic scenarios; and
- consideration of the perspective of external stakeholders', including rating agencies and equity and debt investors.

In light of APRA's announcement on 'unquestionably strong' capital benchmarks on 19 July 2017, Westpac will seek to operate with a CET1 capital ratio of at least 10.5% in March and September as measured under the existing capital framework. This also takes into consideration;

- current regulatory capital minimums and the CCB, which together are the total CET1 requirement;
- stress testing to calibrate an appropriate buffer against a downtum; and
- quarterly volatility of capital ratios due to the half yearly cycle of ordinary dividend payments.

Westpac will revise its target capital level once APRA finalises its review of the capital adequacy framework.

,

Note 34. Dividends

	Consolidated			Parent Entity	
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Dividends not recognised at year end					
Since year end the Directors have proposed the following dividends:					
Final dividend 94 cents per share (2017: 94 cents, 2016: 94 cents)					
all fully franked at 30%	3,227	3,186	3,142	3,229	3,191
Total dividends not recognised at year end	3,227	3,186	3,142	3,229	3,191

Shareholders can choose to receive their dividends as cash or reinvest for an equivalent number of shares under the Dividend Reinvestment Plan (DRP). The Board has decided to issue new shares to satisfy the DRP for the 2018 final dividend. The DRP will not include a discount.

Details of dividends recognised during the year are provided in the statement of changes in equity.

Australian franking credits

Australian franking credits available to the Parent Entity for subsequent years are \$1,357 million (2017: \$1,063 million; 2016: \$911 million). This is calculated as the year end franking credit balance, adjusted for the Australian current tax liability and the proposed 2018 final dividend.

New Zealand imputation credits

New Zealand imputation credits of NZ\$0.07 (2017: NZ\$0.07, 2016: NZ\$0.07) per share will be attached to the proposed 2018 final dividend. New Zealand imputation credits available to the Parent Entity for subsequent years are NZ\$530 million (2017: NZ\$375 million, 2016: NZ\$423 million). This is calculated on the same basis as the Australian franking credits but using the New Zealand current tax liability.

GROUP STRUCTURE

Note 35. Investments in subsidiaries and associates

Accounting policy

Subsidiaries

Westpac's subsidiaries are entities which it controls and consolidates as it is exposed to, or has rights to, variable returns from the entity, and can affect those returns through its power over the entity.

When the Group ceases to control a subsidiary, any retained interest in the entity is remeasured to fair value, with any resulting gain or loss recognised in the income statement.

Changes in the Group's ownership interest in a subsidiary which do not result in a loss of control are accounted for as transactions with equity holders in their capacity as equity holders.

In the Parent Entity's financial statements, investments in subsidiaries are initially recorded at cost and are subsequently held at the lower of cost and recoverable amount.

All transactions between Group entities are eliminated on consolidation.

Associates

Associates are entities in which the Group has significant influence, but not control, over the operating and financial policies. The Group accounts for associates using the equity method. The investments are initially recognised at cost (except where recognised at fair value due to a loss of control of a subsidiary), and increased (or decreased) each year by the Group's share of the associate's profit (or loss). Dividends received from the associate reduce the investment in associate.

Overseas companies predominantly carry on business in the country of incorporation. For unincorporated entities, 'Country of Incorporation' refers to the country where business is carried on. The financial years of all controlled entities are the same as that of Westpac unless otherwise stated. From time to time, the Group consolidates a number of unit trusts where the Group has variable returns from its involvement with the trusts, and has the ability to affect those returns through its power over the trusts. These unit trusts are excluded from the table.

Note 35, Investments in subsidiaries and associates (continued)

The following table includes the material controlled entities of the Group as at 30 September 2018.

Name	Country of Incorporation	Name	Country of Incorporation
Advance Asset Management Limited	Australia	Westpac Equity Holdings Pty Limited	Australia
Asgard Capital Management Limited	Australia	Westpac Financial Services Group Limited	Australia
Asgard Wealth Solutions Limited	Australia	Westpac General Insurance Limited	Australia
BT Financial Group Pty Limited	Australia	Westpac General Insurance Services Limited	Australia
BT Funds Management Limited	Australia	Westpac Lenders Mortgage Insurance Limited	Australia
BT Portfolio Services Limited	Australia	Westpac Life Insurance Services Limited	Australia
Capital Finance Australia Limited	Australia	Westpac Securities Limited	Australia
Crusade ABS Series 2016-1 Trust	Australia	Westpac Securitisation Holdings Pty Limited	Australia
Crusade ABS Series 2017-1 Trust	Australia	BT Funds Management (NZ) Limited	New Zealand
Crusade ABS Series 2017-1P Trust	Australia	Westpac Financial Services Group-NZ-Limited	New Zealand
Crusade Trust No.2P of 2008	Australia	Westpac Life-NZ-Limited	New Zealand
Hastings Funds Management Limited	Australia	Westpac New Zealand Group Limited	New Zealand
Series 2008-1M WST Trust	Australia	Westpac New Zealand Limited	New Zealand
Series 2014-1 WST Trust	Australia	Westpac NZ Covered Bond Limited ¹	New Zealand
Series 2014-2 WST Trust	Australia	Westpac NZ Securitisation Limited ¹	New Zealand
Series 2015-1 WST Trust	Australia	Westpac Securities NZ Limited	New Zealand
St.George Finance Limited	Australia	Westpac Term Pie Fund ²	New Zealand
St.George Motor Finance Limited	Australia	Westpac Bank-PNG-Limited	Papua New Guinea
Westpac Covered Bond Trust	Australia	a a construction of the co	

The following controlled entities have been granted relief from compliance with the balance date synchronisation provisions in the Corporations Act 2001:

- Westpac Cash PIE Fund;
- Westpac Notice Saver PIE Fund; and
- Westpac Term PIE Fund.

The following material controlled entities are not wholly owned:

Percentage Owned	2018	2017
St.George Motor Finance Limited	75.0%	75.0%
Westpac Bank-PNG-Limited	89.9%	89.9%
Westpac NZ Covered Bond Limited	19.0%	19.0%
Westpac NZ Securitisation Limited	19.0%	19.0%

Non-controlling interests

Details of the balance of non-controlling interests are set out in Note 32. There are no non-controlling interests that are material to the Group.

Significant restrictions

There were no significant restrictions on the ability to transfer cash or other assets, pay dividends or other capital distributions, provide or repay loans and advances between the entities within the Group subject to local regulatory requirements. There were also no significant restrictions on Westpac's ability to access or use the assets and settle the liabilities of the Group resulting from protective rights of non-controlling interests.

There are no associates that are material to the Group.

On 26 May 2017, the Group sold 60 million shares of Pendal Group Limited, which reduced the Group's ownership to approximately 10%. Following completion of the sale, the remaining interest in Pendal Group Limited was reclassified to available-for-sale securities.

The following table summarises the financial information of Pendal Group Limited and reconciles the summarised financial information to the carrying amount of the Group's 29.0% investment in Pendal Group Limited as at 26 May 2017 immediately prior to the sale. The table also summarises the gain recognised on the sale of the Group's interest in Pendal Group Limited as well as the fair value of the remaining interest in Pendal Group Limited initially recognised in available-for-sale securities.

The Group indirectly owns 19% of Westpac NZ Covered Bond Limited (WNZCBL) and Westpac NZ Securitisation Limited (WNZSL), however, due to contractual and structural arrangements both WNZCBL and WNZSL are considered to be controlled entities within the Group.

The Group has funding agreements in place with this entity and is deemed to have exposure to the associated risks and rewards. The entity is consolidated as the Group is exposed to, or has rights to, variable returns from its involvement with the entity and has the ability to affect those

returns through its power over the entity.

Note 35. Investments in subsidiaries and associates (continued)

Consolidated	Period ended
\$m	26 May 2017
Summarised results	
Revenue for the period	262
Net profit for the period	90
Other comprehensive income for the period	11
Total comprehensive income (100%)	101
Group's share of net profit	26
Equity accounting adjustments	(13)
Group's share in net profit recognised in the income statement	13
Group's share of other comprehensive income	4
Tax effect on Group's share of other comprehensive income	(1)
Share of total comprehensive income recognised by the Group	16
Dividends received from associates during the period	22
Summarised balance sheet	
Total assets	887
Total liabilities	(122)
Total net assets (100%)	765
Group's share of total net assets ¹	222
Fair value adjustments (including notional goodwill) on acquisition (net of amortisation)	491
Carrying amount of interest in Pendal Group Limited	713
Carrying amount of interest in Pendal Group Limited sold	(471)
Carrying amount of remaining interest reclassified to available-for-sale securities	(242)
Remaining interest in Pendal Group Limited accounted for under equity method	
Fair value of remaining interest reclassified to available-for-sale securities	375
Proceeds from sale of Pendal Group Limited interest, net of transaction costs	630
Amount of reserves recycled to profit or loss	(13)
Gain on sale of interest in Pendal Group Limited	279
Fair value of investment	n/a

Changes in ownership of subsidiaries

Businesses disposed during the year ending 30 September 2018

Westpac sold its interest in a number of Hastings offshore subsidiaries to Northill Capital. Completion of the sale of the US and UK entities occurred on 28 February 2018 and completion of the Singapore entity occurred on 23 March 2018, with a total loss of \$9 million recognised in non-interest income. The total cash consideration received, net of transaction costs and cash held, was \$9 million.

Businesses disposed during the year ending 30 September 2017

No businesses were sold in the year ended 30 September 2017.

Businesses disposed during the year ending 30 September 2016

Pacific Islands

Westpac sold its banking operations in Solomon Islands and Vanuatu to the Bank of South Pacific Limited (BSP). Settlement occurred on 30 October 2015 and 1 July 2016 respectively, with a gain of \$1 million recognised in non-interest income.

The total cash consideration paid, net of transaction costs and cash held, was \$104 million.

Details of the assets and liabilities over which control was lost are provided in Note 41.

Represents the Group's share of Pendal (26 May 2017: 29.0%).

The amount disclosed as at 26 May 2017 represented the carrying value of interest in Pendal immediately prior to the sale.

3

Notes to the financial statements

Note 36. Structured entities

Accounting policy

Structured entities are generally created to achieve a specific, defined objective and their operations are restricted such as only purchasing specific assets. Structured entities are commonly financed by debt or equity securities that are collateralised by and/or indexed to their underlying assets. The debt and equity securities issued by structured entities may include tranches with varying levels of subordination.

Structured entities are classified as subsidiaries and consolidated if they meet the definition in Note 35. If the Group does not control a structured entity then it will not be consolidated.

The Group engages in various transactions with both consolidated and unconsolidated structured entities that are mainly involved in securitisations, asset backed and other financing structures and managed funds.

Consolidated structured entities

Securitisation and covered bonds

The Group uses structured entities to securitise its financial assets, including two covered bond programs to assign pools of residential mortgages to bankruptcy remote structured entities.

The Group also uses structured entities to give its customers access to funding from commercial paper markets,

Refer to Note 25 for further details.

Group managed funds

The Group acts as the responsible entity and/or fund manager for various investment management funds. As fund manager, if the Group is deemed to be acting as a principal rather than an agent then it consolidates the fund. The principal vs. agent decision requires judgement of whether the Group has sufficient exposure to variable returns.

Non-contractual financial support

The Group does not provide non-contractual financial support to these consolidated structured entities.

Unconsolidated structured entities

The Group has interests in various unconsolidated structured entities including debt or equity instruments, guarantees, liquidity and other credit support arrangements, lending, loan commitments, certain derivatives and investment management agreements.

Interests exclude non-complex derivatives (e.g. interest rate or currency swaps), instruments that create, rather than absorb, variability in the entity (e.g. credit protection under a credit default swap), and lending to a structured entity with recourse to a wider operating entity, not just the structured entity.

The Group's main interests in unconsolidated structured entities, which arise in the normal course of business, are:

Trading securities	The Group actively trades interests in structured entities and normally has no other involvement with the structured entity. The Group earns interest income on these securities and also recognises fair value changes through trading income in non-interest income.
Available-for-sale securities	The Group holds mortgage-backed securities for liquidity purposes and the Group normally has no other involvement with the structured entity. These assets are highly-rated, investment grade and eligible for repurchase agreements with the RBA or another central bank. The Group earns interest income and net gains or losses on selling these assets are recognised in the income statements.
Loans and other credit commitments	The Group lends to unconsolidated structured entities, subject to the Group's collateral and credit approval processes, in order to earn interest and fee income. The structured entities are mainly property trusts, securitisation entities and those associated with project and property financing transactions.
Investment management agreements	The Group manages funds that provide customers with investment opportunities. The Group also manages superannuation funds for its employees. The Group earns management and performance fee income which is recognised in non-interest income. The Group may also retain units in these investment management funds, primarily through life insurance subsidiaries. The Group earns fund distribution income and recognises fair value movements through non-interest income.

Note 36. Structured entities (continued)

The following table shows the Group's interests in unconsolidated structured entities and its maximum exposure to loss in relation to those interests. The maximum exposure does not take into account any collateral or hedges that will reduce the risk of loss.

- For on-balance sheet instruments, including debt and equity instruments in and loans to unconsolidated structured entities, the maximum exposure to loss is the carrying value; and
- For off-balance sheet instruments, including liquidity facilities, loan and other credit commitments and guarantees, the
 maximum exposure to loss is the notional amounts.

Consolidated 2018	Investment in Third Party Mortgage and Other Asset-Backed Securities'	Financing to Securitisation Vehicles	Group Managed Funds	Interest in Other Structured Entitles	Total
Assets	Geournes	venicies	, unus	Littles	rotai
Receivables due from other financial institutions	~	*0	+:		10+
Trading securities and financial assets designated at fair value	2,108	- 2		139	2,247
Available-for-sale securities	7,352	**	40		7,352
Loans		21,977	6	22,894	44,877
Life insurance assets	*	*	4,702	1,843	6,545
Other assets			47		47
Total on-balance sheet exposures	9,460	21,977	4,755	24,876	61,068
Total notional amounts of off-balance sheet exposures		5,145	60	7,988	13,193
Maximum exposure to loss Size of structured entities ²	9,460 58,976	27,122 27,122	4,815 66,524	32,864 100,427	74,261 253,049

Consolidated 2017	Investment in Third Party Mortgage and Other Asset-Backed	Financing to Securitisation	Group Managed	Interest in Other Structured	
\$m	Securities1	Vehicles	Funds	Entities	Total
Assets					
Receivables due from other financial institutions		392	*1		392
Trading securities and financial assets designated at fair value	1,740		1	674	2,414
Available-for-sale securities	6,981	÷1	+0	-	6,981
Loans	4	20,032	44	22,488	42,564
Life insurance assets	*		4,344	1,735	6,079
Other assets			52		52
Total on-balance sheet exposures	8,721	20,424	4,440	24,897	58,482
Total notional amounts of off-balance sheet exposures	-	5,802	66	7,718	13,586
Maximum exposure to loss	8,721	26,226	4,506	32,615	72,068
Size of structured entities ²	60,573	26,226	70,070	134,548	291,417

Non-contractual financial support

The Group does not provide non-contractual financial support to these unconsolidated structured entities.

The Group's interests in third party mortgage and other asset-backed securities are senior tranches of notes and are investment grade rated.

Represented either by the total assets or market capitalisation of the entity, or if not available, the Group's total committed exposure (for lending arrangements and external debt and equity holdings), funds under management (for Group managed funds) or the total value of notes on issue (for investments in third-party asset-backed securities).

EMPLOYEE BENEFITS

Note 37. Share-based payments

Accounting policy

The Group enters into various share-based payment arrangements with its employees as a component of overall compensation for services provided. Share-based payment arrangements comprise options to purchase shares at a pre-determined price (share options), rights to receive shares for free (share rights) and restricted shares (issued at no cost). Share-based payment arrangements typically require a specified period of continuing employment (the service period or vesting period) and may include performance targets (vesting conditions). Specific details of each arrangement are provided below.

Share-based payments must be classified as either cash-settled or equity-settled arrangements. The Group's significant arrangements are equity-settled, as the Group is not obliged to settle in cash.

Options and share rights

Options and share rights are equity-settled arrangements. The fair value is measured at grant date and is recognised as an expense over the service period, with a corresponding increase in the share-based payment reserve in equity.

The fair value of share options and share rights is estimated at grant date using a binomial/Monte Carlo simulation pricing model which incorporates the vesting and market-related performance targets of the grants. The fair value of share options and rights excludes non-market vesting conditions such as employees' continuing employment by the Group. The non-market vesting conditions are instead incorporated in estimating the number of share options and rights that are expected to vest and are therefore recognised as an expense. At each reporting date the non-market vesting assumptions are revised and the expense recognised each year takes into account the most recent estimates. The market-related assumptions are not revised each year as the fair value is not re-estimated after the grant date.

Restricted share plan (RSP)

The RSP is accounted for as an equity-settled arrangement. The fair value of shares allocated to employees for nil consideration is recognised as an expense over the vesting period with a corresponding increase in the share-based payments reserve in equity. The fair value of ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is measured at grant date and is recognised as a separate component of equity.

Employee share plan (ESP)

The value of shares expected to be allocated to employees for nil consideration is recognised as an expense over the financial year and provided for as other employee benefits. The fair value of any ordinary shares issued to satisfy the obligation to employees is recognised in equity. Alternatively, shares may be purchased on market to satisfy the obligation to employees.

Scheme name	Westpac Long Term Incentive Plan (LTI)	Westpac Performance Plan (WPP)	Restricted Share Plan (RSP)	Employee Share Plan (ESP)
Type of share- based payment	Share rights (allocated at no cost). Share options (no longer issued since October 2009).	Share rights (allocated at no cost). Share options (no longer issued since October 2009).	Westpac ordinary shares (allocated at no cost).	Westpac ordinary shares (allocated at no cost) of up to \$1,000 per employee per year.
How it is used	Aligns executive remuneration and accountability with shareholder interests over the long term.	The mandatory deferral of a portion of short-term incentives for New Zealand employees and key employees based outside Australia.	To reward key employees in respect of the previous financial year.	To reward eligible Australian employees (unless they have already been provided instruments under another scheme for the previous year).
Exercise price:				
Shares rights	Nil.	Nil.	n/a.	n/a.
Share options The market price of Westpac shares at the start of the performance period		The market price of Westpac shares at the start of the performance period.	n/a	n/a

Note 37. Share-based payments (continued)

Scheme name	Westpac Long Term Incentive Plan (LTI)	Westpac Performance Plan (WPP)	Restricted Share Plan (RSP)	Employee Share Plan (ESP)
Performance hurdles	Relative total shareholder return (TSR) over a 4 year performance period and average cash Return on Equity (cash ROE) over a three year performance period plus 1 year holding lock, each applying to half of the award (commencing with the 2016 LTI award) ² .	None.	None.	None.
Service conditions	Continued employment throughout the vesting period or as determined by the Board.	Continued employment throughout the vesting period or as determined by the Board.	Continued employment throughout the restriction period or as determined by the Board.	Shares must normally remain within the ESP for three years from granting unless the employee leaves Westpac.
Vesting period (period over which expenses are recognised)	4 years ²	Defined period set out at time of grant.	Defined period set out at time of grant.	1 year
Treatment at end of term	Lapse if not exercised.	Lapse if not exercised.	Vested shares are released from the RSP at the end of the vesting period. Shares granted prior to October 2009 may be held in the RSP for up to 10 years from the grant date.	Shares are released at the end of the restriction period or when the employee leaves Westpac.
Does the employee receive dividends and voting rights during the vesting period?	No	No	Yes	Yes

Details of the TSR and cash ROE performance targets are provided in the Remuneration Report in Section 4.3.

For the 2015 LTI awards, the TSR is subject to a four year performance period and Cash EPS compound annual growth rate (CAGR) over a three year performance period plus 1 year holding lock. For awards granted for the periods 2011 to 2014 both the TSR and CAGR hurdles are subject to a three year performance and vesting period. TSR hurdled awards granted prior to 2011 were measured over an initial three year performance period with subsequent performance testing possible at the fourth and fifth anniversaries however further vesting may only occur if the TSR ranking has improved.

Note 37. Share-based payments (continued)

Each share-based payment scheme is quantified below:

(i) Westpac Long Term Incentive Plan

2018	Outstanding at 1 October 2017	Granted During the Year	Exercised During the Year	Lapsed During the Year	Outstanding at 30 September 2018	Outstanding and Exercisable at 30 September 2018
Share options	256,840		103,686	100,804	52,350	52,350
Weighted average exercise price	\$26.36	+	\$24.23		\$23.40	\$23.40
Weighted average remaining						
contractual life	0.7 years				0 years	
Share rights	5,231,904	808,290	2,929	1,324,422	4,712,843	3,719
Weighted average remaining						
contractual life	10.3 years				10.9 years	
2017	1 Oct 2016				30 Sept 2017	
Share options	583,018		326,178	100	256,840	256,840
Weighted average exercise price	\$27.58		\$28.54	+	\$26.36	\$26.36
Performance share rights	5,275,652	930,012		973.760	5,231,904	6,648

The weighted average fair value at grant date of LTI share rights issued during the year was \$17.86 (2017; \$19.17).

(ii) Westpac Performance Plan (WPP)

2018	Outstanding at 1 October 2017	Granted During the Year	Exercised During the Year	Lapsed During the Year	Outstanding at 30 September 2018	Outstanding and Exercisable at 30 September 2018
Share rights						
One-year vesting period	155,419	72,000	66,357	20,531	140,531	53,644
Two-year vesting period	233,456	88,967	60,882	8.151	253,390	42,455
Three-year vesting period	104,382	43,589	29,452	780	117,739	28,426
Four-year vesting period	126,522	42,346		6,639	162,229	
Total share rights	619,779	246,902	156,691	36,101	673,889	124,525
Weighted average remaining contractual life	12.3 years				12.4 years	
2017	1 Oct 2016				30 Sept 2017	
Share options	74,094	84	52,745	21.349		
Weighted average exercise price	\$23.98		\$23.98		12 A 34 A 54	
Performance share rights	391,503	393,536	142,093	23,167	619,779	118,912

The weighted average fair value at grant date of WPP share rights issued during the year was \$27.83 (2017: \$27.40).

(iii) Restricted Share Plan (RSP)

Allocation date ¹	Outstanding at 1 October 2017	Granted During the Year	Released	Forfeited During the Year	Outstanding at 30 September 2018
Granted prior to October 2009	675.329	*	328,597	+:	346,732
Granted subsequent to October 2009	3,529,424	2,479,975	1,896,648	269,839	3,842,912
Total 2018	4,204,753	2,479,975	2,225,245	269,839	4,189,644
Total 2017	4,426,872	2,195,572	2.332,985	84,706	4,204,753

The weighted average fair value at grant date of RSP share rights issued during the year was \$31.29 (2017: \$32.24).

255

For awards made prior to October 2009, shares may be held in the RSP for up to 10 years from the date they are granted. For awards made from October 2009, shares are released from the RSP on vesting.

Note 37. Share-based payments (continued)

(iv) Employee Share Plan (ESP)

5.4	Allocation Date	Number of Participants	Average Number of Shares Allocated per Participant	Total Number of Shares Allocated	Market Price per Share	Total Fair Value
2018	24 November 2017	27,557	31	854,267	\$31.80	\$27,165,691
2017	25 November 2016	26,966	32	862,912	\$31.25	\$26,966,000

The 2017 ESP award was satisfied through the purchase of shares on market.

The liability accrued for the ESP at 30 September 2018 is \$28 million (2017: \$28 million) and is provided for as other employee benefits.

(v) CEO plans

Details of share-based payment arrangements held by the CEO, Brian Hartzer, which are on the same terms and conditions as described above for the relevant plan, are provided in the Remuneration report in Section 1.

(vi) Other plans

Westpac also provides plans for small, specialised parts of the Group. The benefits under these plans are directly linked to growth and performance of the relevant part of the business. The plans individually and in aggregate are not material to the Group in terms of expenses and dilution of earnings.

The names of all persons who hold share options and/or rights currently on issue are entered in Westpac's register of option holders which may be inspected at Link Market Services, Level 12, 680 George Street, Sydney, New South Wales.

(vii) Fair value assumptions

The fair values of share options and share rights have been independently calculated at their respective grant dates.

The fair value of share rights with performance targets based on relative TSR takes into account the average TSR outcome determined using a Monte Carlo simulation pricing model.

The fair values of share rights without TSR based performance targets, (i.e. share rights with Cash EPS CAGR, economic profit and ROE performance targets), have been determined with reference to the share price at grant date and a discount rate reflecting the expected dividend yield over their vesting periods.

Other significant assumptions include:

- a risk free rate of return of 2.6%, applied to TSR-hurdled grants;
- a dividend yield on Westpac shares of 6.0%, applied to TSR and ROE-hurdled grants;
- volatility in Westpac's TSR of 19.9%, applied to TSR-hurdled grants; and
- volatilities of, and correlation factors between, TSR of the comparator group and Westpac for TSR-hurdled grants.

Note 38. Superannuation commitments

Accounting policy

The Group recognises an asset or a liability for its defined benefit schemes, being the net of the defined benefit obligations and the fair value of the schemes' assets. The defined benefit obligation is calculated as the present value of the estimated future cash flows, discounted using high-quality long dated corporate bond rates.

The superannuation expense is recognised in operating expenses and remeasurements are recognised through other comprehensive income.

Critical accounting assumptions and estimates

The actuarial valuation of plan obligations is dependent upon a series of assumptions, principally price inflation, salary growth, mortality, morbidity, discount rate and investment returns. Different assumptions could significantly after the valuation of the plan assets and obligations and the superannuation cost recognised in the income statement.

The market price per share for the allocation is based on the five day volume-weighted average price up to the grant date.

Note 38. Superannuation commitments (continued)

Westpac had the following defined benefit plans at 30 September 2018:

Name of Plan	Туре	Form of Benefit	Date of Last Actuarial Assessment of the Funding Status
Westpac Group Plan (WGP)	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2015
Westpac New Zealand Superannuation Scheme (WNZS)	Defined benefit and accumulation	Indexed pension and lump sum	30 June 2017
Westpac Banking Corporation UK Staff Superannuation Scheme (UKSS)	Defined benefit	Indexed pension and lump sum	5 April 2015
Westpac UK Medical Benefits Scheme	Defined benefit	Medical benefits	n/a

The defined benefit sections of the schemes are closed to new members. The Group has no obligation beyond the annual contributions for the accumulation or defined contribution sections of the schemes.

The WGP is the Group's principal defined benefit plan and is managed and administered in accordance with the terms of its trust deed and relevant legislation in Australia. Its defined benefit liabilities are based on salary and length of membership for active members and inflation in the case of pensioners.

The defined benefit schemes expose the Group to the following risks:

- discount rate reductions in the discount rate would increase the present value of the future payments;
- inflation rate increases in the inflation rate would increase the payments to pensioners;
- investment risk lower investment returns would increase the contributions needed to offset the shortfall;
- mortality risk members may live longer than expected extending the cash flows payable by the Group; and
- legislative risk legislative changes could be made which increase the cost of providing defined benefits.

Investment risk is managed by setting benchmarks for the allocation of plan assets between asset classes. The long-term investment strategy will often adopt relatively high levels of equity investment in order to:

- secure attractive long term investment returns; and
- provide an opportunity for capital appreciation and dividend growth, which gives some protection against inflation.

Funding recommendations for the WGP, WNZS and the UKSS are made based on triennial actuarial valuations. These valuations resulted in a funding surplus of \$324 million for the year ended 30 September 2018 (2017: \$315 million). Current contribution rates are as follows:

- WGP contributions are made to the WGP at the rate of 11.8% of members' salaries;
- WNZS contributions are made to the WNZS at the rate of 12% of members' salaries; and
- UKSS contributions are made to the UKSS at the rate of £1.05 million per year.

Contributions

	Consoli	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Employer contributions	30	33	30	33
Member contributions	12	13	11	12

Expected employer contributions for the year ended 30 September 2019 are \$29 million.

Expense recognised

	C	Parent Entity			
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Current service cost	37	42	43	37	41
Net interest cost on net benefit liability	1	8	7		7
Total defined benefit expense	38	50	50	37	48

The 2018 final actuarial assessment of the funding status for WGP and UKSS will be available in 2019.

257

Note 38. Superannuation commitments (continued)

Defined benefit balances recognised

	Consoli	Parent Entity		
\$m	2018	2017	2018	2017
Benefit obligation at end of the year	2,314	2,284	2,239	2,209
Fair value of plan assets at end of the year	2,378	2,289	2,319	2,227
Net surplus/(deficit)	64	5	80	18
Defined benefit surplus (Note 27)	89	48	89	48
Defined benefit deficit (Note 29)	(25)	(43)	(9)	(30)
Net surplus/(deficit)	64	5	80	18

The average duration of the defined benefit obligation is 11 years (2017: 11 years).

Significant assumptions

	20	2017		
Consolidated and Parent Entity	Australian Funds	Overseas Funds	Australian Funds	Overseas Funds
Discount rate	4.1%	2.6%-2.9%	4.2%	2.7%-3%
Salary increases	2.9%	3%-5%	3.0%	3%-5%
Inflation rate (pensioners receive inflationary increases)	1.9%	2%-3.5%	2.0%	2%-3.5%
Life expectancy of a 60-year-old male	31.0	27.9-28.4	30.8	27.7-28.9
Life expectancy of a 60-year-old female	33.9	29.4-29.6	33,7	29.2-30.3

Sensitivity to changes in significant assumptions

The table below shows the impact of changes in assumptions on the defined benefit obligation for the WGP. No reasonably possible changes in the assumptions of the Group's other defined benefit plans would have a material impact on the defined benefit obligation.

	Increase in ob			
Change in assumption	2018	2017		
0.5% decrease in discount rate	120	116		
0.5% increase in annual salary increases	8	10		
0.5% increase in inflation rate (pensioners receive inflationary increases)	111	106		
1 year increase in life expectancy	38	29		

Asset allocation

Consolidated and Parent Entity	20	18	2017		
%	Australian Funds	Overseas Funds	Australian Funds	Overseas Funds	
Cash	5%	2%	4%	2%	
Equity instruments	45%	7%	44%	13%	
Debt instruments	28%	80%	29%	65%	
Property	10%	1%	10%	10%	
Other Assets	12%	10%	13%	10%	
Total	100%	100%	100%	100%	

Equity and debt instruments are mainly quoted assets while property and other assets are mainly unquoted. Other assets include infrastructure funds and private equity funds.

OTHER

Note 39. Auditor's remuneration

The fees payable to the auditor, PricewaterhouseCoopers (PwC), and overseas firms belonging to the PwC network of firms were:

	Consol	Consolidated		Parent Entity	
\$1000	2018	2017	2018	2017	
Audit and audit-related fees					
Audit fees					
PwC Australia	19,999	17,886	19,967	17,833	
Overseas PwC network firms	3,338	3,225	68	852	
Total audit fees	23,337	21,111	20,035	18,685	
Audit-related fees					
PwC Australia	2,316	3,938	2,224	3,739	
Overseas PwC network firms	117	68	-	65	
Total audit-related fees	2,433	4,006	2,224	3,804	
Total audit and audit-related fees	25,770	25,117	22,259	22,489	
Tax fees		10.000 13.1		0.500	
PwC Australia	169	5	49		
Overseas PwC network firms		8	12	10	
Total tax fees	169	13	49		
Other fees	-				
PwC Australia	1,581	1,853	1,501	912	
Overseas PwC network firms		90	-	90	
Total other fees	1,581	1,943	1,501	1,002	
Total audit and non-audit fees	27,520	27,073	23,809	23,491	

Fees payable to the auditor have been categorised as follows:

Audit	The year end audit, half-year review and comfort letters associated with debt issues and capital raisings.
Audit-related	Consultations regarding accounting standards and reporting requirements, regulatory compliance reviews and assurance related to debt and capital offerings.
Tax	Tax compliance and tax advisory services.
Other	Various services including systems assurance, compliance advice and controls reviews.

It is Westpac's policy to engage PwC on assignments additional to their statutory audit duties only if their independence is not impaired or seen to be impaired and where their expertise and experience with Westpac is important. All services were approved by the Audit Committee in accordance with the pre-approval policy and procedures.

PwC also received fees of \$7.5 million (2017; \$6.0 million) for various entities which are related to Westpac but not consolidated. These non-consolidated entities include entities sponsored by the Group, trusts of which a Westpac Group entity is trustee, manager or responsible entity, superannuation funds and pension funds.

Note 40. Related party disclosures

Related parties

Westpac's related parties are those it controls or can exert significant influence over. Examples include subsidiaries, associates, joint ventures and superannuation plans as well as key management personnel and their related parties.

Key management personnel (KMP)

Key management personnel are those who, directly or indirectly, have authority and responsibility for planning, directing and controlling the activities of Westpac. This includes all Executive and Non-Executive Directors.

Parent Entity

Westpac Banking Corporation is the ultimate parent company of the Group.

Subsidiaries - Note 35

The Parent Entity has the following related party transactions and balances with subsidiaries:

Type of transaction/balance

Balances due to / from subsidiaries

Dividend income / Transactions with subsidiaries

Interest income and Interest expense

Tax consolidated group transactions and undertakings

Quarantees and undertakings

Note 7

Quarantees and undertakings

The balances due to / from subsidiaries include a wide range of banking and other financial facilities.

The terms and conditions of related party transactions between the Parent Entity and subsidiaries are sometimes different to commercial terms and conditions. Related party transactions between the Parent Entity and subsidiaries eliminate on consolidation.

Associates - Note 35

The Group provides a wide range of banking and other financial facilities and funds management activities to its associates on commercial terms and conditions.

Superannuation plans

The Group contributed \$348 million (2017; \$329 million) to defined contribution plans and \$30 million to defined benefit plans (2017; \$33 million; refer to Note 38).

Remuneration of KMP

Total remuneration of the KMP was:

\$	Short-term Benefits	Post Employment Benefits	Other Long-term Benefits	Termination Benefits	Share-based Payments	Total
Consolidated	1016363465	= 0.45/3514/3-C	0.00022-010 =	40.00000000000000000000000000000000000	Jacobs at Louis in	6080
2018	23,210,820	618,631	297,495		16,086,623	40,213,569
2017	25,048,403	621,606	156,590	72	16,106,111	41,932,710
Parent Entity						
2018	21,807,008	537,187	297,495		15,301,417	37,943,107
2017	23,859,466	545,524	156,590	- 1	15,268,712	39,830,292

Other transactions with KMP

KMP receive personal banking and financial investment services from the Group in the ordinary course of business. The terms and conditions, for example interest rates and collateral, and the risks to Westpac are comparable to transactions with other employees and did not involve more than the normal risk of repayment or present other unfavourable features.

Details of loans provided and the related interest charged to KMP and their related parties are as follows:

	Interest Payable	Closing Loan	Number of KMP
\$	for the Year	Balance	with Loans
2018	650,969	17,498,526	13
2017	739,466	15,290,320	9

Further details of the KMP's remuneration, share rights and options and other transactions with KMP are included in the Remuneration report in Section 1.

260

2018 Westpac Group Annual Report

Note 40. Related party disclosures (continued)

Options and share rights holdings

For compliance with SEC disclosure requirements, the following table sets out certain details of the performance options, performance share rights and unhurdled share rights held at 30 September 2018 by the CEO and other key management personnel (including their related parties):

	Latest Date of Exercise	Number of Share Rights	of Options	Exercise Price of Options
Managing Director & Ch	ief Executive Officer		2002 (000)	-0.11.00 Pet 1200
Brian Hartzer	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	767,080		n/a
Group Executives	THE REPORTS AND LANGUAGES SORE	195024010		
Lyn Cobley	Ranges from 1 October 2030 to 1 October 2032	261,846		n/a
Brad Cooper	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	329,216		n/a
David Curran	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	288,436	180	n/a
George Frazis	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	300,880		n/a
Peter King	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	314,259	100	n/a
David Lees	Ranges from 1 October 2018 to 1 October 2030	31,402	25,562	23.40
Rebecca Lim	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	144,092		n/a
David Linberg	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	254,369		n/a
Carolyn McCann	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	42,816		n/a
David McLean	Ranges from 1 October 2022 to 1 October 2032	295,136		n/a
Christine Parker	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	240,311		n/a
Gary Thursby	Ranges from 1 October 2024 to 1 October 2032	154.553		n/a

Further details of the equity holdings of KMP are included in the Remuneration report in Section 1.

Note 41. Notes to the cash flow statements

Accounting policy

Cash and cash equivalents includes cash held at branches and in ATMs, balances with overseas banks in their local currency and balances with central banks including accounts with the RBA and accounts with overseas central banks.

Reconciliation of net cash provided by/(used in) operating activities to net profit for the year is set out below:

	Consolidated			Parent Entity	
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Net profit for the year	8,099	7,997	7,460	8,144	7,843
Adjustments:					
Depreciation, amortisation and impairment	1,144	1,269	1,228	952	1,122
Impairment charges	889	1,021	1,261	820	991
Net (decrease)/increase in current and deferred tax	(96)	(34)	(285)	(598)	(572)
(Increase)/decrease in accrued interest receivable	(83)	(75)	25	(74)	(81)
(Decrease)/increase in accrued interest payable	241	148	(47)	217	154
(Decrease)fincrease in provisions1	289	219	(68)	294	28
Other non-cash items ¹	332	(419)	(331)	420	219
Cash flows from operating activities before changes in			4.66 (510)		
operating assets and liabilities	10,815	10,126	9,243	10,175	9,704
Net (increase)/decrease in derivative financial instruments	8,584	(5,042)	(5,107)	8,263	(5,378)
Net (increase)/decrease in life insurance assets and liabilities	(230)	219	(253)		
(Increase)/decrease in other operating assets:					
Trading securities and financial assets designated at fair value	3,827	(5,054)	6,755	3,150	(5,194)
Loans	(24,740)	(26.815)	(38,082)	(23,661)	(27,677)
Receivables due from other financial institutions	1,678	2,653	(896)	987	1,817
Regulatory deposits with central banks overseas	(303)	308	(209)	(299)	294
Other assets	160	200	(476)	210	136
(Decrease)/increase in other operating liabilities:					
Other financial liabilities at fair value through income statement	243	(681)	(4,488)	261	(325)
Deposits and other borrowings	23,928	23,062	38,771	20,783	22,518
Payables due to other financial institutions	(4,072)	3,859	(73)	(4,396)	3,792
Other liabilities	(88)	(15)	312	(196)	78
Net cash provided by/(used in) operating activities	19,802	2,820	5,497	15,277	(235)

Comparatives have been revised for consistency.

Note 41. Notes to the cash flow statements (continued)

Details of the assets and liabilities over which control ceased

Details of the entities over which control ceased are provided in Note 35.

	Consolidated			Parent Entity	
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Assets:					
Cash and balances with central banks	10		138	120	
Available-for-sale securities			1	*	
Loans	22		132	2	
Regulatory deposits with central banks overseas	*		5	+	
Property and equipment	2		3		
Deferred tax assets	4		1	+	
Intangible assets	15		1		
Other assets	5		27	+	-
Total assets	36		308		
Liabilities:					
Deposits and other borrowings	*		264	+	
Current tax liabilities			2	4	-
Provisions	2	(4)	1		
Other liabilities	3	4	6	-	
Total liabilities	5		273	+	
Total equity attributable to owners of Westpac Banking Corporation	31		35		
Cash proceeds (net of transaction costs)	19	-	34	+	
Total consideration	19		34	100	
Reserves recycled to income statement	3	-	2	-	-
Gain/(loss) on disposal	(9)		- 1		. +
Reconciliation of cash proceeds from disposal					
Cash proceeds received (net of transaction costs)	19		34		
Less: Cash deconsolidated	(10)		(138)		
Cash consideration (paid)/received (net of transaction costs and cash held)	9		(104)		

Non-cash financing activities

	Consolidated				
\$m	2018	2017	2016	2018	2017
Shares issued under the dividend reinvestment plan	631	1,452	726	631	1,452
Shares issued from the conversion of Westner CDS	566	1000000	10000	566	110000

On 13 March 2018, 6,233,643 Westpac CPS were converted to Westpac Capital Notes 5 for a total value of \$623 million. On 3 April 2018, the remaining \$566 million of Westpac CPS were transferred to the Westpac CPS nominated party for \$100 each. Following the transfer, those remaining Westpac CPS were converted into 19,189,765 ordinary shares.

Restricted cash

The amount of cash and cash equivalents not available for use at 30 September 2018 was nil (2017: \$38 million) for the Group and nil for the Parent Entity (2017: nil).

Note 42. Subsequent events

No other matters have arisen since the year ended 30 September 2018 which is not otherwise dealt with in this report, that has significantly affected or may significantly affect the operations of the Group, the results of its operations or the state of affairs of the Group in subsequent periods.

Statutory statements

Directors' declaration

In the Directors' opinion:

- a. the financial statements and notes set out in 'Section 3 Financial report for the year ended 30 September 2018' are in accordance with the Corporations Act 2001, including:
 - complying with Australian Accounting Standards, the Corporations Regulations 2001 and other mandatory professional reporting requirements; and
 - giving a true and fair view of Westpac Banking Corporation and the Group's financial position as at 30 September 2018 and of their performance for the financial year ended on that date; and
- there are reasonable grounds to believe that Westpac will be able to pay its debts as and when they become due and payable.

Note 1(a) includes a statement that the financial report also complies with International Financial Reporting Standards as issued by the International Accounting Standards Board.

The Directors have been given the declaration by the Chief Executive Officer and the Chief Financial Officer required by section 295A of the Corporations Act 2001.

This declaration is made in accordance with a resolution of the Directors.

For and on behalf of the Board.

Lindsay Maxsted Chairman

Sydney 5 November 2018 Brian Hartzer Managing Director &

Chief Executive Officer

2

Statutory statements

Management's report on internal control over financial reporting

The following report is required by rules of the US Securities and Exchange Commission.

The management of Westpac is responsible for establishing and maintaining adequate internal control over financial reporting for Westpac as defined in Rule 13a – 15 (f) under the Securities Exchange Act of 1934, as amended. Westpac's internal control system is designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with applicable accounting standards.

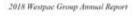
Westpac's internal control over financial reporting includes policies and procedures that: pertain to the maintenance of records that in reasonable detail accurately reflect the transactions and dispositions of the assets of Westpac and its consolidated entities; provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with applicable accounting standards, and that receipts and expenditures of Westpac are being made only in accordance with authorizations of management and directors of Westpac and its consolidated entities; and provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use or disposition of the assets of Westpac and its consolidated entities that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

Westpac management, with the participation of the CEO and CFO, assessed the effectiveness of Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2018 based on the criteria set forth by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO) in its 2013 Internal Control-Integrated Framework. Based on this assessment, management has concluded that Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2018 was effective.

The effectiveness of Westpac's internal control over financial reporting as of 30 September 2018 has been audited by PricewaterhouseCoopers, an independent registered public accounting firm, as stated in their report which is included herein.







2 【主な資産・負債及び収支の内容】

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」及び第一部 第2「企業の概況」3.(2)(b)「主な変更事項」を参照。

3 【その他】

(1) 決算日後の状況

第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記42を参照。

(2)訴訟

当行の事業体は、随時、当行の事業上の行為について提起された訴訟において被告となっており、重大な訴訟(もしあれば)については、第一部 第6 1「財務書類」の「財務書類注記」の注記31及び第一部 第2 3 (2)(b)「主な変更事項」に記載されている。適切である場合には、当該訴訟について引当金を計上した上、財務書類において開示している。

4 【オーストラリアと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

本書記載の財務書類は、オーストラリアの会計基準(以下「AAS」という。)に基づいて作成されている。また、当該財務書類は、国際会計基準審議会によって公表されている国際財務報告基準に準拠している。AASは、日本で一般に公正妥当と認められている会計原則(以下「日本基準」という。)と特定の点において相違する場合がある。当該財務書類を日本基準に基づいて表示した場合、財務書類の表示に関して、遡及的な影響のある多数の主観的な決定及び選択を行うことが要求される可能性がある。当行はそのような決定及び選択をしなかった。

当行は、当該財務書類に対する日本基準への調整又はAASと日本基準との相違の数値化を試みていない。さらに以下のパラグラフに記載されている個別の相違以外にも、より重要性の高いその他の相違が存在する可能性がある。当行は今後、このような財務書類の調整又はそのような相違を数値化するつもりはない。

2018年度の財務情報を日本基準で表示した場合、特に以下の事項において、結果的にAASに基づいた場合と相違が生じることが見込まれる。

貸付金に係る貸倒引当金

オーストラリアでは、当行グループは、個別で重要性のある金融資産については個別に、また、個別では重要性はない金融資産については個別にあるいは包括的に、減損に関する客観的証拠が存在するか否かを最初に評価する。当行グループが、個別に評価された金融資産(重要性があるか否かを問わない。)について減損に関する客観的証拠が存在しないと判断する場合は、かかる資産を同様の信用リスク特性を有する金融資産のグループに含め、減損について一括評価する。個別に減損が評価される資産及び減損が生じている、又は引き続き生じていると認識されている資産は、減損の一括評価には含まれない。

貸付金及び債権に係る減損が生じているという客観的証拠がある場合、損失額は資産の帳簿価額と金融資産の 当初の実効金利で割引かれた見積将来キャッシュ・フロー(発生していない将来の信用損失を除く)の現在価値 との差額として測定される。資産の帳簿価額は引当金勘定を用いて減額され、損失額は損益計算書において認識 される。貸付金の金利が変動金利である場合、減損を測定する際の割引率は契約に基づいて決定された現行の実 効金利になる。

日本においては、「実質破綻先」及び「破綻先」に分類された債権について、個別債務者毎に担保で保全されていない債権額を予想損失額として見積もり、当該予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上するか、直接償却する。「破綻懸念先」に分類された債権については、原則として個別債務者毎に合理的と認められる今後の一定期間における予想損失額を見積もり、予想損失額に相当する額を貸倒引当金として計上する。上記以外の債権に対する引当金については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率に基づき計上している。特別海外債権に対する引当金については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずると予想される損失額を計上している。

未収利息不計上(延滞)債権に関する利息

オーストラリアでは、減損した債権に係る利息は、その債権の当初の実効金利で認識される。この実効金利は、減損を測定する目的上、将来キャッシュ・フローを割引く際にも利用される。

日本においては、「破綻懸念先」、「実質破綻先」及び「破綻先」に対する債権は、未収利息の計上が停止される。

法定準備金

日本においては、銀行法で、剰余金の配当をする場合には、当該配当の五分の一を資本準備金又は利益準備金として計上することを定めている。これらの準備金の合計額が資本金の額に達した場合には、かかる金額を計上する必要はない。

オーストラリアでは、このような会計処理は要求されていない。

貸付金手数料

オーストラリアでは、貸付の実行又は契約締結に係る手数料収入(及び直接費用)はすべて繰延べられ、貸付金の実効金利に対する調整として認識される。

日本においては、貸付金手数料は発生ベースで計上されるのが一般的である。

有形固定資産

当行は、有形固定資産を取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた価額で計上している。 有形固定資産の回収可能価額への評価減は、損益計算書上に費用として認識される。将来において減損損失が減少した場合、減損損失が戻し入れられることがある。

日本においては、「固定資産の減損に係る会計基準」において、長期性資産の割引前見積将来キャッシュ・フローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。減損損失の戻入れは禁止されている。

のれん

オーストラリアでは、のれんは償却されないが、年に一度及びのれんの減損の可能性が示唆されるときは何時でも、減損テストが要求される。のれんは、減損テストの目的上、資金生成単位に配分される。資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合、のれんは損益計算書を通じて評価減される。

日本においては、のれんについては、「企業結合に関する会計基準」において、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたり、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却されている。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の損益計算書に費用計上することができる。また、のれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、償却された帳簿価額の減損テストが行われる。

無形資産

オーストラリアでは、無形資産の耐用年数について「確定できる」又は「確定できない」のいずれかに判断される。

すべての関連要因の分析に基づき、事業体に対するキャッシュ・フローを生み出す期間について予測可能な制限がない場合、当該無形資産の耐用年数は確定できないものと見なされる。耐用年数が確定できない無形資産は償却されないが、年に一度減損テストが実施される。耐用年数が確定できる無形資産は、当該無形資産の見込まれる利用可能期間である耐用年数にわたり償却される。

日本においては、一般に、無形資産は、定額法により償却される。

リース不動産引当金

オーストラリアでは、未入居のリース物件又はサブ・リース物件に関して、リース費用がその予測リース料収入を上回る場合、当該リース物件上生じる正味支出額を補うため引当金を設定している。当該引当金額は、正味 将来キャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定される。

日本においては、このような引当金の計上は行われない。

不動産抵当貸付金の取得手数料

オーストラリアでは、貸付金の取得のために外部に支払われた手数料等は資産計上され、貸付金の存続期間にわたり貸付金実効金利の一部として償却される。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」において金融資産(デリバティブを除く。)の取得時における付随費用(支払手数料等)は、取得した金融資産の取得価額に含められる。ただし、経常的に発生する費用で、個々の金融資産との対応関係が明確でない付随費用は、発生時に費用計上することができる。

資産管理事業の取得費用

オーストラリアでは、新規事業の取得に付随する生命保険活動に関連する費用及び新規事業の取得に直接的に付随する投資管理事業に関連する費用は、資産として計上され、損益計算書において関連する収益の認識と同様の基準にて償却される。

日本においては、そのような費用は発生時に費用計上される。

金融商品の認識の中止

オーストラリアでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する権利が消滅したとき、あるいは資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を譲渡したときに、金融商品の認識を中止する(例えば、金融資産の無条件の売却など)。資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益を留保した場合には、金融商品の認識を中止せず、この取引は担保借入として会計処理する。逆に、資産の保有による実質的にすべてのリスク及び便益について譲渡も留保もしていない場合、企業が資産の支配を保持しているかどうかを判断する必要がある。支配の有無は、資産を売却できる譲受人の実質的な能力に依存する。企業が支配を喪失したときには資産の認識を中止する。企業が支配を保持している場合には、継続的な関与の範囲で資産の認識を続ける。

受け取った金額と資産の帳簿価額との差額は、認識の中止時に損益計算書上で認識する。以前、株主持分に計上していた資産の公正価値に係る調整は、損益計算書に振替えられる。取引から新たに生じた資産や負債はその公正価値で認識する。

日本においては、「金融商品に関する会計基準」に基づき、次の3つの要件がすべて満たされた場合には金融 資産の消滅を認識しなければならない。()譲渡された金融資産に対する譲受人の契約上の権利が譲渡人及びそ の債権者から法的に保全されていること()譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接又は間接に通常 の方法で享受できること()譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期日前に買い戻す権利又は義務を実 質的に有していないこと。

金融負債及び資本の分類

オーストラリアでは、負債若しくは資本に含まれる金融商品の適切な分類の判定については、AASの指針は1つの包括的な基準であるAASB第132号「金融商品:表示」(以下「AASB第132号」という。)に記載されている。AASB第132号の基本的な前提は、法的な形態よりも契約関係の実質を評価することである。金融商品の発行体が保有者に対し現金、別の金融資産又は企業自身の可変数の資本性金融商品を引き渡す契約上の債務(諸条件に明記のもの、あるいは諸条件を通して間接的に明示されるものの双方を含む)を負う場合、契約債務の決済方法にかかわりなく、当該金融商品は金融負債の定義を満たすことになる。

償還条項のない優先株式、あるいは発行体のオプションにおいてのみ償還可能でかつ発行体の裁量により分配を行える優先株式は、株主持分に分類される。発行体が確定した日又は確定可能な将来の日において確定した金額又は決定可能な金額での償還を求められる優先株式でかつ分配が発行体の裁量において行うことができない優先株式は、負債に分類される。しかしながら、配当を自由裁量で行いうる場合には、当該商品は負債部分と資本部分を併せ持つ複合商品として扱われる。保有者が償還を求めるオプションを有しており、かつ分配を発行体の自由裁量により行うことができない優先株式は、負債として分類される。この他に、区分処理が求められる可能性のある組込プット・オプションがある。

日本においては、負債と資本の区分についての詳細な指針はない。しかし、優先株式等の金融商品は、通常会 社法上の法的な形態により負債と資本に分類される。

ヘッジ会計

オーストラリアにおいては、公正価値ヘッジ、キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジを含む3種類のヘッジ会計が利用されている。公正価値ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は損益として認識される。キャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外事業に対する純投資ヘッジについては、ヘッジ手段の公正価値の変動は、ヘッジの有効部分はその他の包括利益として認識され、無効部分については損益として認識される。ヘッジの有効性テストの方法は、ヘッジ文書において記載されなくてはならず、いかなる簡便法も認められていない。

日本においては、「金融商品会計に関する実務指針」に基づき、公正価値とキャッシュ・フローの変動に対するエクスポージャーの管理を目的としてヘッジ会計が行われる。原則として繰延ヘッジが適用されるが、例外的に時価ヘッジも認められている。

()繰延ヘッジ

ヘッジ手段に係る損益は発生時に認識せず、純資産の部に表示し、ヘッジ対象に係る損益が認識された際に損益に振り替えられる。

()時価ヘッジ

ヘッジ対象とヘッジ手段の両方が公正価値で測定され、その損益は損益計上される。現行の規則の下では、「その他有価証券」についてのみ時価ヘッジが認められている。

ヘッジ全体が有効であると判定され、ヘッジ会計の要件が満たされている場合には、ヘッジ手段に生じた損益 のうち結果的に非有効となった部分についても、ヘッジ会計の対象として繰り延べることができる。ヘッジの有 効性テストは、ヘッジ手段及びヘッジ対象の主な契約条件が同一であり、また、市場レート又はキャッシュ・フローの変動が完全に相殺されることが予想される場合に省略することができる。

AASB第9号「金融商品」(2018年10月1日より適用)

AASB第9号「金融商品」(2014年12月)(以下「AASB第9号」という。)は、AASB第139号「金融商品:認識および測定」(以下「AASB第139号」という。)を置き換えるものである。当該基準は、将来の見積りを反映した「予想信用損失」減損モデル、分類および測定モデルの変更を含んでおり、またヘッジ会計のアプローチを変更する内容となっている。当該基準は2018年10月1日より適用される。

(1)分類および測定

オーストラリアでは、AASB第9号が、AASB第139号の分類および測定モデルを、a)資産を運用するビジネス・モデルに基づき、また、b)当該金融商品の契約上のキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当するかどうかによって金融資産を分類する新しいモデルに置き換えている。金融資産は以下によって測定されることになる。

- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収を目的として金融資産を保有するものであり、そのキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、償却原価。
- ・ ビジネス・モデルが契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的としており、その キャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当する場合には、その他の包括利益を通じた公正価値。

ノン・トレード・エクイティ商品も、その他の包括利益を通じた公正価値で測定することができる。もしくは、トレーディング目的保有の場合または当該資産に係るキャッシュ・フローが元本および利息の支払のみに相当するものではない場合には、損益を通じた公正価値とできる。会計上のミスマッチを解消または減少させられる場合、企業は損益を通じた公正価値で金融資産を測定することを選択できる。金融負債の会計処理方法には概ね変更はない。

日本においては、金融資産は、原則として法的形態をベースに、有価証券、債権、金銭の信託、デリバティブなどに分類して規定が定められている。さらに、有価証券については、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券に分類される。 支払手形、買掛金などの金融負債は、債務額をもって貸借対照表価額とし、社債については社債金額より低いまたは高い価額で発行した場合に償却原価で評価する必要がある。

(2)減損

オーストラリアでは、AASB第9号が、企業が先入観のない将来に関する情報に基づき予想信用損失を認識することを求める改訂減損モデルを導入し、損失が生じているという客観的証拠がある場合にのみ減損を認識する AASB第139号による現行の発生損失モデルを置き換えている。これにより、減損引当金が早期に認識されることになる。改訂減損モデルは、償却原価で測定されるすべての金融資産、リース債権、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される負債証券、ローン・コミットメントおよび金融保証契約に適用される。

新しい減損モデルの主な要素は以下のとおりである。

- ・ 3段階のアプローチを用いて、予想信用損失を早期に認識することが求められる。信用リスクが組成以降著しく増加してはいない金融資産には、12ヶ月間の予想信用損失に対する引当金が求められる(ステージ1)。信用リスクが著しく増加している、また信用減損が生じている金融資産には、全期間の信用損失に対する引当金が求められる(それぞれステージ2およびステージ3)。
- ・ 予想信用損失は、発生する可能性がある結果の範囲を評価し、貨幣の時間的価値、過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測を考慮することによって確率で加重計算した金額である。これには、現行の減損モデルよりも多くの判断を用いることになる。
- ・ 利息は、信用減損が生じている場合(すなわち、ステージ3の場合)を除き、金融資産の帳簿価額総額に基づき計算される。

日本においては、有価証券(満期保有目的の債券、子会社および関連会社株式、その他有価証券)については、時価または実質価額が著しく下落した場合に、相当の減額を行う。貸倒引当金の算定は、以下()~(iii)の区分に応じて測定する。

() 一般債権

過去の貸倒実績率等合理的な基準により貸倒見積高を算定する。

(i)貸倒懸念債権

以下のいずれかの方法による。

- ・債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額について債務者の財政状態及び 経営成績を考慮して貸倒見積高を算定する方法
- ・債権の元本及び利息にかかる将来キャッシュ・フローを合理的に見積り、当初の約定利率で割り引いた金額 の総額と債権の帳簿価額との差額を貸倒見積高とする方法

(iii)破産更生債権等

債権額から担保の処分見込額及び保証による回収見込額を減額し、その残額を貸倒見積高とする方法

(3)ヘッジ

オーストラリアでは、AASB第9号が、ヘッジ対象とヘッジ手段の両方の適格性を高め、より原則に基づいたアプローチをヘッジの有効性の評価に導入することによって、ヘッジ会計を変更することになる。国際会計基準審議会が「動的リスク管理の会計処理」プロジェクトを完了するまで、新しいヘッジ会計モデルの採用は任意であり、AASB第139号に基づく現行のヘッジ会計を、引き続き適用することができる。

ウエストパックでは、このオプションを選択してAASB第139号に基づくヘッジ会計を継続する見込みである。 日本での会計基準については、上記ヘッジ会計を参照のこと。

複数要素取引 - カスタマー・ロイヤリティ・プログラム

オーストラリアにおいては、解釈指針第13号「カスタマー・ロイヤリティ・プログラム」に従い、顧客がクレジットカード・ロイヤリティ・プログラムに基づき財又はサービスの購入に関する特典クレジットを受け取る取引は、複数要素取引として会計処理される。このような取引の場合、収益は、取引における個別に識別可能な各構成要素に対してそれぞれ割り当てられる。特典クレジットに割り当てられる金額はその公正価値(特典クレジットが個別に売られた場合の金額)で認識される。この構成要素は、ロイヤリティ・ベネフィットが実現した時点で収益として認識される。

日本においては、このようなカスタマー・ロイヤリティ・プログラムに関する会計処理に関する明確な指針は 規定されていない。しかし、当初の売上時点で特典クレジットを区分せず全額を収益として計上し、財貨又は サービス提供の見積もりによる将来の費用を計上する引当金方式が一般的である。

AASB第15号 顧客との契約から生じる収益(2018年10月1日より適用)

AASB第15号「顧客との契約から生じる収益」(以下「AASB第15号」という。)が2014年5月28日に公表され、2018年10月1日より発効する。当該基準はAASB第118号「収益」および関連する解釈指針を置き換えるものであり、顧客との契約すべて(リース、金融商品および保険契約を除く。)に適用される。同基準は、収益の測定と認識の決定のために5つのステップから成るモデルを導入し、収益認識に関する体系的なアプローチを提供している。このモデルに含まれるステップは、以下のとおりである。

- ・ 顧客との契約の識別
- ・ 契約における各履行義務の識別
- ・ 契約における対価の金額の算定
- ・ 識別された各履行義務への対価の配分
- ・ 各履行義務の充足に合わせた収益の認識

当行グループは、AASB第15号を遡及適用するにあたり、適用開始日である2018年10月1日現在の利益剰余金の 期首残高を調整し、比較数値は修正再表示しない選択を行う。

日本では、出荷基準、検収基準等の一般的な収益認識基準や特定の製品及びサービスに係る契約に関する特定の基準があるが、当会計年度において適用可能なAASB第15号のような包括的な規定はない。2018年3月30日、企業会計基準委員会は、「収益認識に関する会計基準」等を公表した。当該基準は、国際財務報告基準に基づく収益認識基準と大部分において類似している。本会計基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から適用され、2018年4月1日以後開始する事業年度から早期適用も認められる。

従業員給付

オーストラリアにおいては、確定給付制度の再測定(数理計算上の差異、及び利息収益と制度資産に係る運用収益の差異を含む。)の全額が、当該損益が発生した年度において利益剰余金において直接認識される。当該金額は包括利益計算書上に反映されている。

日本では、「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」により、年金資産控除後の確定給付債務の全額が貸借対照表に計上されている。過去勤務費用及び数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。過去勤務費用及び数理計算上の差異は、その後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。

企業結合

オーストラリアにおいては、AASB第3号「企業結合」の下、

- a. 買収関連費用は、発生した会計期間の損益計算書において費用として認識される。
- b. 超過収益及び条件付対価は買収日現在の公正価値で測定される。買収後の事象に関連する、又は測定期間外に行われるその後の再測定(該当ある場合)は、損益計算書において認識されることになる。
- c. 支配権の取得以前に保有していた株主持分に影響を与える段階的な買収は、公正価値で再測定され、その 損益は損益計算書において認識される。同様に、支配権を喪失した場合、残存持分の公正価値とその帳簿価額と の差異はすべて、損益計算書において認識される。
 - d. 支配権が維持されている間、非支配持分に係る取引は、持分取引として処理されることになる。

日本においては、「企業結合に関する会計基準」に基づき、取得関連費用については、発生した事業年度の費用として処理する。かかる取扱いは、支配の喪失をもたらさない非支配持分との取引についても同様である。また、買収会社は、買収後の事象に関連する条件付対価について、のれんを調整することができ、当該調整は、暫定的な報告期間に限らず認められる。

第7 【外国為替相場の推移】

日本円と豪ドルとの間の為替相場は、国内において時事に関する事項を記載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の事業年度において掲載されているので、本項の記載を省略する。

第8 【本邦における提出会社の株式事務等の概要】

1 【日本における株式事務等の概要】

(1) 株式の名義書換取扱場所及び株主名簿管理人

本邦には当行の株主名簿管理人又は名義書換取扱場所はない。

日本の個人投資家又は機関投資家が当行の普通通株式(「当行株式」)を売買するにあたっては、株主名簿管理人に代わり、証券会社がその取得窓口となり、当該当行普通株式をオーストラリアにおける保管機関又はその名義人(「現地保管機関」)の名義で当行に登録する。株券は、日本における実質株主に代わり現地保管機関によって保管されている。実質株主には、当行株式の購入に係る窓口証券会社の預り証が交付されるが、この預り証は譲渡することができない。

実質株主と、窓口証券会社との間に約款を締結する必要がある。当該約款により実質株主の名義で外国証券取引口座(「取引口座」)が開設される。売買の執行、売買代金の決済、当行株式の保管及び当行株式に係わるその他の取引に関する事項はすべてこの取引口座により処理される。

機関投資家で窓口証券会社に当行株式の保管の委託をしない者は、外国証券である当行株式の取引に関する 契約を窓口証券会社と締結することになる。売買の執行、売買代金の決済及び当行株式の取引に係わるその他 の支払いに関する事項はすべて窓口証券会社と機関投資家の間の契約の条項に従い処理される。

(2) 株主に対する特典

該当なし。

(3) 株式の譲渡制限

該当なし。ただし、当行の取締役会は、ASX上場規則により認められる場合、当行の株式の譲渡を防ぐための要求又は譲渡登録を拒絶するための措置を講ずることができる(ASX上場規則によりその義務がある場合は、当該措置を講じなければならない。)。この場合、取締役会は、株式の保有者、譲受人及び株式仲介人がいれば、それらに対して要求又は拒絶することを書面にて通知しなければならない。

(4) その他の株式事務に関する事項

(イ) 決算期

毎年9月30日

(口) 定時株主総会

毎暦年少なくとも1回、決算期終了後5か月以内に開催される。

(八) 基準日

当行の株式に対する配当を当行から受領する権利を有する株主は、配当支払いのため取締役会が定める基準日における当行の株主名簿上の登録名義人であり、窓口証券会社から配当を受領する権利を有する実質株主は、日本国での同一の暦日現在で窓口証券会社が自社に取引口座を持つ全実質株主について作成した実質株主明細表上の実質株主である。

(二) 株券に関する手数料

日本における当行株式の実質株主は、窓口証券会社に取引口座を開設し、これを維持するために外国証券取引口座約款に従って年間口座管理料の支払いをする必要がある。この管理料には現地保管機関の手数料その他の費用を含む。

(ホ) 公告掲載新聞名

当行は、実質株主のために、日本国内において一定の事項を日本経済新聞に掲載して公告する。

2 【日本における実質株主の権利行使に関する手続等】

(1) 実質株主の議決権行使に関する手続

議決権の行使は実質株主が窓口証券会社を通じて行う指示に基づき、現地保管機関又はその名義人が行う。 実質株主が特に指示しない場合、現地保管機関又はその名義人は議決権の行使を行わない。

(2) 配当請求に関する手続

配当金は、窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、取引口座を通じて実質株主明細表に記載された実質株主に交付される。

株式配当、株式分割については、原則として窓口証券会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、 実質株主の口座に振り込まれる。ただし、端数株式については、市場で売却処分し、その売却代金は窓口証券 会社が現地保管機関又はその名義人から一括受領し、実質株主に交付する。 当行株主は、株主としての新株予約権はないが、株主に対して新株予約権が付与された場合には、当該新株 予約権は、実質株主が特に要請した場合を除き、オーストラリアで売却され、その売却代金は窓口証券会社が 現地保管機関又はその名義人から一括受領し、各取引口座を通じて実質株主に交付する。

配当金株式再投資制度は現地保管機関又はその名義人の名義で当行株式を保有する日本における実質株主に対しては適用されない。

(3) 株式の移転に関する手続

実質株主は窓口証券会社の発行した預り証を提示した上でその持株の保管替え又は売却注文を行うことができる。

実質株主と窓口証券会社との間の決済は円貨による。

(4) 配当等に関する課税上の取扱い

(イ) 配当

日本の居住者たる個人又は日本の法人が支払いを受ける配当金については、オーストラリアにおいて当該配当の支払いの際に徴収されたオーストラリアの連邦、州その他の地方公共団体の所得税があるときは、この額を控除した後の金額に対して、当該配当の支払いを受けるべき期間に応じ、下表に記載された源泉徴収税率に相当する金額の日本の所得税・住民税が一定の状況下で源泉徴収される。

配当課税の源泉徴収税率		
配当を受けるべき期間	国内の法人	国内の個人居住者
2014年1月1日から2037年12月31日まで	所得税15.315%	所得税15.315%、住民税5%
2038年1月1日以降	所得税15%	所得税15%、住民税5%

(注記)

2013年1月1日から2037年12月31日までの期間、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、上記に従って算出された各所得税額に対して2.1パーセントの税率による「復興特別所得税」が上乗せされて課されるため、税率は上記のとおりとなる。

日本の居住者たる個人は、当行から株主に支払われる配当については、源泉徴収がなされた場合には確定 申告をする必要はなく、また当該配当については、配当金額の多寡に関係なく確定申告の対象となる所得金 額から除外することができる。

2009年1月1日以降に当行から株主に支払われる配当については、日本の居住者たる個人は、申告分離課税を選択することが可能である。申告分離課税を選択した場合の確定申告の際の税率は、2014年1月1日から2037年12月31日までに当行から当該個人株主に支払われる配当については20.315パーセント(所得税15.315パーセント、住民税5パーセント)、2038年1月1日以降に当行から当該個人株主に支払われる配当については20パーセント(所得税15パーセント、住民税5パーセント)であるが、かかる配当所得(及び一定の公社債の利子等(2016年1月1日以降))の金額の計算においては、上場株式等(及び一定の公社債(2016年1月1日以降))の売買損を控除することができる。

なお、個人株主についての配当控除及び法人株主についての受取配当の益金不算人の適用はない。オーストラリアにおいて課税された税額は、日本の税法上の規定に従い、外国税額控除の対象となることがある。

(口) 売買損益

当行株式の日本における売買に基づく損益についての課税は、日本の会社の株式の売買損益課税と同様である。また、上場株式等(及び一定の公社債(2016年1月1日以降))の売買損については、当行株式及びその他の上場株式等の配当所得(並びに一定の公社債の利子等(2016年1月1日以降))の金額(申告分離課税を選択したものに限る)から控除することができる。

(八) 相続税

当行株式を相続し又は遺贈を受けた日本の居住者たる個人又はその他法定の要件に該当する個人には、日本の相続税法に基づき相続税が課せられるが、国外で日本の相続税に相当する税が課される場合など、外国税額控除が認められる場合がある。

(5) その他諸通知報告

当行が株主に対して行う通知及び連絡は株式の登録所持人たる現地保管機関又はその名義人に対してなされる。現地保管機関はこれを窓口証券会社に送付する義務があり、窓口証券会社は実質株主から実費を徴収してこれをさらに各実質株主に個別に送付する義務がある。ただし、実質株主がその送付を希望しない場合又は当該通知若しくは通信が性格上重要性の乏しい場合は、個別に送付することなく窓口証券会社の店頭に備え付け、実質株主の閲覧に供される。

第9 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

該当なし(当行は金融商品取引法第24条第1項第1号及び第2号に該当しないため。)。

2 【その他の参考情報】

2017年(平成29年)10月1日から本書提出日までの間に、次の書類を提出している。

- (1) 有価証券報告書(自2016年10月1日至2017年9月30日)及びその添付書類:2017年12月15日提出
- (2) 訂正発行登録書(売出):2018年1月31日提出
- (3) 訂正発行登録書(売出):2018年2月1日提出
- (4) 発行登録追補書類(売出)及びその添付書類:2018年2月8日提出
- (5) 発行登録追補書類(売出)及びその添付書類:2018年2月8日提出
- (6) 半期報告書(自2017年10月1日至2018年3月31日)及びその添付書類:2018年6月15日提出
- (7) 発行登録追補書類(募集)及びその添付書類:2018年6月29日提出
- (8) 訂正発行登録書(売出):2018年7月11日提出
- (9) 訂正発行登録書(売出):2018年7月19日提出
- (10) 発行登録追補書類(売出)及びその添付書類:2018年7月23日提出
- (11) 発行登録追補書類(売出)及びその添付書類:2018年8月1日提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

1	【保証の対象となっている社債】

該当なし。

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

該当なし。

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当なし。

第2 【保証会社以外の会社の情報】

該当なし。

第3【指数等の情報】

該当なし。

(訳文)

ウエストパック・バンキング・コーポレーションのメンバーに対する独立監査人の報告書

財務報告書の監査についての報告書

監査人の意見

私どもの意見では、添付のウエストパック・バンキング・コーポレーション(以下「親会社」という。)およびその被支配会社(以下総称して「グループ」という。)の財務報告書は、以下を含めて2001年会社法に準拠している。

- (a) 親会社およびグループの2018年9月30日現在の財政状態および同日に終了した事業年度の財務成績について真実かつ適正な概観を与えている。
- (b) オーストラリアの会計基準および2001年会社規制法に準拠している。

監查対象

添付の親会社およびグループの財務報告書は以下で構成されている。

- ・2018年9月30日現在の連結および親会社貸借対照表
- ・同日に終了した事業年度の連結および親会社損益計算書
- ・同日に終了した事業年度の連結および親会社包括利益計算書
- ・同日に終了した事業年度の連結および親会社持分変動計算書
- ・同日に終了した事業年度の連結および親会社キャッシュ・フロー計算書
- ・財務書類注記(重要な会計方針の説明を含む)
- ・取締役の宣言

監査意見の根拠

私どもはオーストラリア監査基準に準拠して監査を実施した。本基準のもとでの私どもの責任は、本報告書の 「財務報告書の監査に対する監査人の責任」のセクションに詳述されている。

私どもは、私どもが入手した監査証拠が、監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

独立性

私どもは、オーストラリアにおける財務報告書の監査に関連のある2001年会社法の監査人の独立性に関する規定 および職業的監査人倫理基準審議会のAPES 110「職業的監査人の倫理規定(以下「規定」という。)」における職業 倫理に関する規定に準拠して、親会社およびグループから独立している。さらに私どもは、当規定に準拠してその 他の倫理上の責任を果たしている。

グループ監査のアプローチ

監査は、財務報告書に重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得るように立案されている。虚偽表示は不正または誤謬から発生する可能性がある。個別にまたは集計すると、当該財務報告書の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

グループ監査の重要性基準値

- ・私どもの監査の目的上、576百万豪ドルをグループ監査の全体的重要性基準値として設定した。これ はグループの税引前利益の約5%に相当する。
- ・私どもは、当該重要性基準値に加えて、定性的な観点からの検討を行うことで、監査の範囲ならびに実施すべき監査手続の種類、実施時期および範囲を決定し、虚偽表示が全体としてのグループの財務報告書に与える影響を評価した。
- ・グループの税引前利益を選択した理由は、同利益が財務書類の主要指標であり、また、私どもの考えでは、グループの業績を測定する際のベンチマークとするのが通常だからである。
- ・私どもは、職業的専門家としての判断に基づき、一般的に認められている利益関連の基準値の範囲 内でもあることに留意して、5%という基準値を使用した。

グループ監査の監査範囲

- ・私どもは、例えば仮定および本質的に不確実な将来の事象を伴う重要な会計上の見積りなど、グ ループが重要な判断を行った領域を監査の重点項目とした。
- ・私どもは、グループの地域的および経営上の構造、グループ内の各事業部門の重要性およびリスク特性、グループの会計処理プロセスおよび統制、金融サービス業界およびグループが営業活動を行っているより広域な経済要因等を考慮して、全体としての財務報告書に対する意見を形成するに足る手続を実施できるよう、私どもの監査の範囲を決定した。私どもはまた、監査チームが複雑な銀行グループの監査に必要な適切なスキルと能力を有していることを確認した。これには、個人向け、事業向けおよび金融機関向けの銀行業務ならびに資産管理サービスの業界に関する専門家、また、IT、保険数理、税務および評価の専門家が含まれる。
- ・私どもは、財務上最も重要な事業である、コンシューマー・バンク、ビジネス・バンクおよびウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門の監査を実施した。私どもの監査の目的上、グループの財務活動は、システムおよび統制が共通であることを考慮して、ウエストパック・インスティテューショナル・バンク部門に含まれている。さらに、私どもは、ウエストパック・ニュージーランド、BTファイナンシャル・グループ(オーストラリア)部門およびグループ事業部門に関連して、財務書類上の特定の勘定科目に対する監査手続を実施した。
- ・実証的手続および分析的手続を含め、さらなる監査手続が残りの残高および連結プロセスに対して 実施された。これらの部門において実施された手続は、グループ全体で実施された追加手続ととも に、全体としての財務報告書に対する意見を表明するのに十分な監査証拠を形成している。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項とは、私どもの職業的専門家としての判断において、当事業年度の財務報告書の監査で最も 重要な事項である。監査上の主要な事項は、全体としての財務報告書の監査という観点から、また、それに対する 私どもの意見の形成において対応されているが、私どもは各事項に個別の意見を表明しない。さらに、特定の監査 手続の結論に関する記載は、その観点において記載されている。以下の監査上の主要な事項は、親会社とグループ の双方の監査に関連するものである。

監査上の主要な事項

監査上の主要な事項に対する監査上の対応方法

減損引当金

(財務書類注記14を参照)

私どもは、貸付金の減損引当金の必要性の決定と 当該引当金の算定にグループによる判断の主観的 かつ複雑な判断を伴うことから、貸付金の減損引 当金を重点項目とした。

特定の基準値を上回る貸付金の減損引当金は、将 来における現金返済およびこれらの貸付金に関し てグループが保有する担保の実行による収入の見 積額を参照し、グループにより個別に評価され る。

個別評価された貸付金が減損していない場合、類似したリスク特性を有する貸付金のグループに当該貸付金を含めて、上記の特定の基準値を下回る貸付金と合わせ、グループが開発した内部モデルを用いてポートフォリオ毎に減損の一括評価を行う。

貸付金の減損引当において主要な要素には、以下 が含まれる。

- ・減損貸付金の識別および個別評価引当金の計算 の裏付けとなるキャッシュ・フロー予測(保有 する担保の見積実現可能価額を含む)。
- ・一括評価引当金の計算に用いる減損モデルの適用、減損モデルで使用する重要な仮定の適切性、デフォルト確率(以下「PD」という。)およびデフォルト時損失率(以下「LGD」という。)要素。

貸付金減損引当金の見積りに伴う主観性の水準が高いことを前提とし、私どもは、計算および基礎となる仮定が前年度に適用されたものと整合しているかどうか、あるいは、変更されている場合は状況に照らして適切であることを検討する。

私どもは、貸付金の減損引当金に関する主要な統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性テストを実施した。主要な統制には以下が含まれる。

- ・減損モデルがグループの貸付金ポートフォリオ における信用リスクに適切な方法で運用されて いるかをグループが継続的に再評価を行ってい ることを含むガバナンス。
- ・個々の貸付金の信用度低下を適時に識別する統制。
- ・基礎となるソースのシステムと減損モデルの間でデータの管理・転送を行うITシステムに固有の統制。
- ・減損モデルのアウトプットに関するレビューおよび承認プロセス、ならびに当該減損モデルのアウトプットに適用される調整およびその経済的観点。

貸付金の減損引当金に係る私どもの手続には、以 下が含まれる。

- ・特定のポートフォリオについて、PDやLGDなど、モデルの重要な仮定を用いて一括評価引当金の再計算を実施した。
- ・一括評価引当金に関連する重要な仮定を分析し た。
- ・減損貸付金として識別されていない個別評価貸付金のサンプルについて、債務者に配分されている信用リスク評価の格付けをテストするために、グループに提供された最新の財務情報を検討した。また、適用されたLGD要素をテストするため、該当する場合、担保の評価手続きを閲覧した。
- ・減損貸付金として識別された個別評価貸付金の サンプルについて、個別評価引当金の測定の基 礎をテストするために、グループに提供された 最新の財務情報、担保の評価および該当する場 合、独立した専門家の助言を検討した。

AASB第9号「金融商品」

(財務書類注記1を参照)

2018年10月1日、グループは金融商品に係る会計 基準であるAASB第9号を適用した。当該基準は AASB第139号を置き換えるものである。適用開始 年度における移行による影響の見積額(税効果考 慮後)は、AASB第108号に準拠して財務書類注記1 に開示されている。

AASB第9号は、将来の潜在的な経済的事象に関するグループの見解を反映する将来予想に関する情報を考慮する、予想信用損失(以下「ECL」という。)モデルを導入している。金融商品に対するECL引当金の見積りに重要な判断が求められる当該新基準の複雑性を前提として、私どもは移行による影響の開示を監査上の主要な事項とした。

AASB第9号に基づく貸付金の減損引当において主要な要素には、以下が含まれる。

- ・信用リスクの著しい増加があるエクスポー ジャーを決定する際に行った判断。
- ・将来予想的なPD、金融商品のLGD、ならびにマクロ経済シナリオおよびその加重を含む、ECLモデルに使用される仮定の設定の際の判断。
- ・モデルに求められるデータインプットの使用に 係る判断。
- ・そのままでは減損モデルに盛り込まれない損失 出現傾向または特定の状況を反映するために付 加されている観点。

私どもは、グループの移行による影響の見積りに対する主要な統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性テストを実施した。主要な統制には以下が含まれる。

- ・AASB第9号への準拠を評価するためのグループ のECLモデルの策定、検証および承認に係るガバナンス。
- ・ECLモデルに使用される重要な判断、仮定および将来予想に関する情報に係るレビューおよび 承認プロセス。
- 情報元システムからモデルへのデータインプットの転送におけるインターフェイスおよび照合。
- ・ECLモデルのアウトプット、調整および移行に よる影響の開示に関するレビューおよび承認プロセス。

ECLモデルのサンプルに対する私どもの手続には、以下が含まれる。

- ・モデルに固有の手法をAASB第9号の要件に照ら して評価した。
- ・ステージ分け、PDおよびLGDを含む、ECLモデル における重要な仮定を評価した。これには、私 どもの評価に信用モデル化の専門家を利用する ことも含まれた。
- ・将来予想に関するシナリオに使用される経済的 情報および当該シナリオに適用される加重を評 価した。
- ・情報元システムとECLモデルの照合をテストすることにより、データインプットの正確性と網 羅性をテストした。
- ・ECLモデルに使用されるデータインプットのサンプルを情報元システムと照合することにより、正確性をテストした。
- ・PDやLGDなど、モデルにおける重要な仮定を用いて、ECLのサンプルの再計算を実施した。
- ・調整額の適切性を評価した。

私どもは財務書類におけるグループの移行に関する開示の適切性を評価した。

金融資産および金融負債の公正価値

(財務書類注記23を参照)

グループが公正価値で保有する金融商品に含まれるのは、デリバティブ資産および負債、商品有価証券、売却可能有価証券、生命保険に関する資産および生命保険債務、様々な負債商品、ならびに公正価値で測定するものとして指定される特定のその他の資産および負債である。

グループの金融商品は主に市場相場価格(レベル1)または市場で観察可能な価格(レベル2)を使用して評価される。「レベル3」または「評価困難」の残高は前事業年度と同様の水準であり、レベル1およびレベル2の商品と比べて大幅に少ない。

私どもがこの領域に重点を置いた要因が2つある。第1に、公正価値で保有する金融商品の比率が高いことである。第2に、金融商品の公正価値の見積りには、判断および固有の複雑性が伴うことである。

レベル2の金融商品は評価がより難しく、当該商品の公正価値の算定は、観察可能なインプットを使用するモデルに依拠する傾向にある。当該モデルへのインプットには、金利およびイールドカーブ、推定されるボラティリティならびに外国為替レートが含まれる。

私どもは、公正価値で保有する金融商品の評価に対する主要な統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性テストを実施した。主要な統制には以下が含まれる。

- ・評価プロセスに対するガバナンスの仕組みおよび監視(デリバティブ評価調整に対するものを含む)。
- ・評価モデルが引き続き目的に適合したものであることを確認するための統制(モデルの検証)。
- ・単価決定に関する統制および外部カストディア ンとの確認。
- ・評価に対するインプットが適切かつ信頼できる ものであることを検証するための統制。
- ・基礎となる情報元システムと評価モデルの間で データの管理・転送を行うITシステムに固有の 統制。
- ・フロントオフィスが作成した評価を独立して検 証する統制。
- ・新商品を承認する統制。

金融商品のサンプルについて、私どもが実施した 手続には以下が含まれる。

- ・市場データが存在する金融商品についての価格 情報を独自に収集し、当該価格とグループの価 格との著しい差異を評価した。
- ・特定のモデルに対する主要なインプットの検証を含め、金融商品の公正価値を独自にモデル化した。これには、市場データ提供者からの独立したインプットを入手すること、および私どもの独自の評価モデルを使用することが含まれる。私どもは、システム上のバイアスまたは誤謬が明らかであるかどうかを評価するために適宜、差異を検討した。

評価を裏付ける外部情報が限定的な場合、私どもは、必ずしも直接比較可能なものとは限らないが、適切な評価を示すと考えられる他の情報の入手に努めた。

ITシステムの運用および統制

グループは、取引の大部分の処理および記録について複雑なITシステムに大きく依拠している。私どもが監査において依拠する計画である相当数の財務上の主要な統制がITシステムおよび自動化された統制に関連しているため、私どもはこの領域を重点項目とした。

特に、すべての銀行に共通して、アプリケーションおよびデータの変更が適切に承認されていることの確認を目的としているため、テクノロジーへのアクセス権にかかる統制は重要である。スタッフがITシステムへの適切なアクセス権を持ち、そのアクセスが監視されていることを確認することは、アプリケーションまたは基礎となるデータの変更の結果として不正または誤謬が発生する可能性を低減させる上で主要な統制である。

財務書類上の重要な残高について、私どもは、これらの残高の発生および裏付けに使用されたビジネス・プロセス、主要な統制およびITシステムに関して理解を深めた。私どもは、関連するITシステムに対する主要な統制の整備状況を評価し、運用状況の有効性テストを実施した。これには以下の評価が含まれた。

- ・テクノロジーの統制環境:グループのテクノロジー・チーム全体を通じた統制に対する意識の 監視および強化に用いられたガバナンスのプロセスおよび統制。
- ・変更管理:システム内の機能性および設定の開発、テストおよび変更の承認に用いられたプロセスおよび統制。
- ・セキュリティ:職務分離を強化するため、また はデータ変更が承認された方法を通じてのみ行 われるように設計されたアクセス・コントロー ル。
- ・システム開発:定義されたビジネス上のニーズ に応じて新しいシステムが開発され、導入前に 適切にテストされていること、また、データが 網羅的かつ正確に変換され、転送されることを 確認するというプロジェクトの統制。
- ・ITの運用:発生する問題点があれば適切に管理 されるよう、主要な運用に対する統制が利用さ れている。

テクノロジー・サービスが第三者によって提供される、対象範囲内のITの運用について、私どもは以下の手続を実施した。

- ・統制の整備状況および運用状況の有効性に関する第三者である監査人からの保証報告書を検討 した。
- ・内部統制の整備状況および運用状況の有効性に ついて私ども自身でテストを行った。

私どもは、特定の計算の正確性および特定の報告書の的確な作成を確認するために、また、特定の自動化された統制およびテクノロジーに依拠したマニュアル統制の的確な運用を評価するために、主要なプログラムの運用についての独自のテストも実施した。

私どもは、変更管理およびセキュリティの統制の 整備状況および有効性についての一部の問題点を 検出したが、その一部は長年にわたる問題点であり、それを補完する統制テストおよび直接的なテストの組み合わせにより、私どもの監査を裏付ける十分な証拠が得られた。

引当金および偶発債務

(財務書類注記28および31を参照)

グループは、グループに重要な負債をもたらす可能性のある、業務、コンプライアンス、訴訟および評判に関連する問題に係るリスクにさらされている。コンプライアンス、規制および是正に係る引当金は、規制措置および内部レビューの両方の結果により認識された、顧客へのサービスの提供における潜在的な違法行為に係る問題に関連している。

コンプライアンス、規制および是正に係る引当金ならびに偶発債務の評価および測定にあたり、グループは、将来の財務的影響が発生する可能性の確率および見積りに関して、入手可能な情報に基づき重要な判断を行う必要があることから、私どもはこの領域を重点項目とした。法的プロセスまたは規制上のプロセスの影響を受けて決定される。

私どもは、業務、コンプライアンスおよび評判に 関連する問題、ならびに訴訟および規制措置に関 連する、コンプライアンス、規制および是正に係 る引当金ならびに偶発債務に対する主要な統制の 整備状況を評価し、運用状況の有効性テストを実 施した。主要な統制には以下が含まれる。

- ・業務、コンプライアンス、訴訟および評判に関連する問題またはその他の問題を含む報告書の 作成および監視に対する統制。
- ・偶発損失および関連する会計上の影響を評価する会計上の判断に対する統制。
- ・データの利用を管理するITシステムに固有の統制。

私どもは、グループの監査委員会、リスクおよびコンプライアンス委員会ならびに取締役会の議事録を閲覧するとともに、監査委員会、リスクおよびコンプライアンス委員会ならびに経営陣によるドキュメントレビュー委員会の会議に出席し、関連規制当局との主要な文書のやりとりを考察した。

私どもは、弁護士からの書状を入手し、進行中の 訴訟および規制上の問題を経営陣と協議した。私 どもはまた、特定の関連文書を閲覧し、これらの 諸問題におけるグループの結論についての理解を 深めた。

私どもは、グループにとって重要な潜在的な財務 エクスポージャーの有無、当該エクスポージャー が存在する場合に必要となる引当金額、および関 連開示の適切性に関するグループの判断の根拠を 入手した。該当する場合、私どもは引当金を再計 算した。

業務、コンプライアンス、訴訟および評判に関連する問題による潜在的な財務上の影響を、信頼性をもって見積ることができないとグループが判断した場合、私どもはグループの結論の妥当性および財務報告書における開示の適切性を評価した。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を有する。その他の情報は、2018年9月30日に終了した事業年度の原文のグループ年次報告書に含まれる情報(「業績ハイライト」ならびにセクション1、2および4を含む)から構成されるが、財務報告書およびそれに関する当監査人の報告書は含まない。

財務報告書に関する私どもの意見は、上記のその他の情報を対象としていないため、私どもは、当該その他の情報に対していかなる形式の保証の結論も表明しない。

財務報告書の監査に関する私どもの責任は、上記で特定されたその他の情報を通読し、その過程で、当該その他の情報が財務報告書または私どもが監査上入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽表示であると疑われるようなものがないかを検討することである。

実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽表示があるとの結論に至った場合、私どもは、かかる事実を報告する必要がある。この点に関し、私どもが報告すべきことはない。

財務報告書に対する取締役の責任

親会社の取締役は、オーストラリアの会計基準および2001年会社法に準拠した真実かつ公正な概観を与える財務報告書の作成について、ならびに真実かつ公正な概観を与え、不正または誤謬による重要な虚偽表示がない財務報告書の作成に必要と取締役が判断した内部統制について責任を負っている。

財務報告書の作成において、取締役会は、継続企業としての親会社およびグループの存続能力の評価、継続企業に関連する事項の開示(該当する場合)および継続企業の前提による会計処理の実施に責任を有する。ただし、取締役会が親会社およびグループを清算または業務を停止する意思を有する場合、あるいはそうするより他に現実的な代替方法がない場合はこの限りでない。

財務報告書の監査に対する監査人の責任

私どもの目的は、全体としての財務報告書に不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、意見を含めた監査報告書を発行することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、オーストラリア監査基準に準拠して実施された監査が、存在するすべての重要な虚偽表示を常に発見することを確約するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務報告書の利用者の経済的意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

財務書類の監査に対する私どもの責任については、オーストラリア監査・保証基準審議会のウェブサイト (http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar1.pdf)に詳細な記述がある。この記述は、当監査人の報告書の一部を成すものである。

報酬報告書の監査についての報告書

報酬報告書に関する監査人の意見

私どもは、2018年9月30日に終了した事業年度の原文の年次報告書のセクション1にある報酬報告書を監査した。 私どもの意見では、ウエストパック・バンキング・コーポレーションの2018年9月30日に終了した事業年度に係る報酬報告書は2001年会社法第300A条に準拠している。

責任

親会社の取締役は、2001年会社法第300A条に準拠した報酬報告書の作成および表示についての責任を負っている。私どもの責任は、私どもがオーストラリア監査基準に準拠して実施した監査に基づき、報酬報告書について意見を表明することである。

プライスウォーターハウスクーパース

ロナ・マティス

サム・ヒンチリフ

パートナー

パートナー

シドニー

2018年11月5日

次へ

Independent auditor's report to the members of Westpac Banking Corporation

Report on the audit of the financial report

Our opinion

In our opinion the accompanying financial report of Westpac Banking Corporation (the Parent Entity) and its controlled entities (together the Group) is in accordance with the Corporations Act 2001, including:

- (a) giving a true and fair view of the Parent Entity's and the Group's financial positions as at 30 September 2018 and of their financial performance for the year then ended
- (b) complying with Australian Accounting Standards and the Corporations Regulations 2001.

What we have audited

The accompanying Parent Entity and Group financial report comprises:

- the Consolidated and Parent Entity balance sheets as at 30 September 2018
- the Consolidated and Parent Entity income statements for the year then ended
- the Consolidated and Parent Entity statements of comprehensive income for the year then ended
- the Consolidated and Parent Entity statements of changes in equity for the year then ended
- · the Consolidated and Parent Entity cash flow statements for the year then ended, and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies
- the directors' declaration.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Australian Auditing Standards. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial report section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Parent Entity and the Group in accordance with the auditor independence requirements of the Corporations Act 2001 and the ethical requirements of the Accounting Professional and Ethical Standards Board's APES 110 Code of Ethics for Professional Accountants (the Code) that are relevant to our audit of the financial report in Australia. We have also fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code.

Our audit approach for the Group

An audit is designed to provide reasonable assurance about whether the financial report is free from material misstatement. Misstatements may arise due to fraud or error. They are considered material if individually or in aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the financial report.

Materiality for the Group audit

- For the purpose of our audit we used overall Group materiality of \$576 million, which represents approximately 5% of the Group's profit before tax.
- We applied this threshold, together with qualitative considerations, to determine the scope of our audit and the
 nature, timing and extent of our audit procedures and to evaluate the effect of misstatements on the financial
 report as a whole.
- We chose Group profit before tax because it is a key financial statement metric and, in our view, it is the benchmark against which the performance of the Group is commonly measured.
- We utilised a 5% threshold based on our professional judgement, noting it is within the range of commonly accepted profit-related thresholds.

Audit scope for the Group audit

- We focused our audit where the Group made significant judgements; for example, significant accounting estimates involving assumptions and inherently uncertain future events.
- We tailored the scope of our audit to ensure that we performed enough work to be able to give an opinion on the financial report as a whole, taking into account the following factors: the geographic and management structure of the Group; the significance and risk profile of each division within the Group; the Group's accounting processes and controls; and the financial services industry and broader economies in which the Group operates. We also ensured that the audit team included the appropriate skills and competencies which are needed for the audit of a complex banking group. This included industry expertise in consumer, business and institutional banking and wealth management services, as well as specialists and experts in IT, actuarial, tax and valuation.
- We conducted an audit of the most financially significant operations, being the Consumer Bank, Business Bank and Westpac Institutional Bank divisions. For the purpose of our audit, the Group's treasury operations are included in the Westpac Institutional Bank division, given the commonality in systems and controls. In addition, we performed audit procedures over specified financial statement line items in relation to the Westpac New Zealand, BT Financial Group (Australia) divisions and the Group Businesses.
- Further audit procedures were performed over the remaining balances and the consolidation process, including substantive and analytical procedures. The work carried out in these divisions, together with those additional procedures performed at the Group level, gave us sufficient coverage to express an opinion on the financial report as a whole.

Key audit matters

Key audit matters are those matters that, in our professional judgement, were of most significance in our audit of the financial report for the current period. The key audit matters were addressed in the context of our audit of the financial report as a whole, and in forming our opinion thereon, and we do not provide a separate opinion on these matters. Further, any commentary on the outcomes of a particular audit procedure is made in that context. The key audit matters identified below relate to both the Parent Entity and Group audit.

Key audit matter

Provisions for impairment charges

(Refer to Note 14 of the financial statements)

We focused on provisions for impairment charges on loans because of the subjective and complex judgements made by the Group in determining the necessity for, and then estimating the size of, impairment provisions for loans.

Provisions for impairment charges on loans that exceed specific thresholds are individually assessed by the Group with reference to the estimated future cash repayments and proceeds from the realisation of collateral held by the Group in respect of those loans.

If an individually assessed loan is not impaired, it is included in a group of loans with similar risk characteristics and, along with those loans below the specific thresholds noted above, is collectively assessed on a portfolio basis using internal models developed by the Group.

Key elements in the provisioning for impairment charges on loans include:

- the identification of impaired loans, and the cash flow forecasts (including the expected realisable value of any collateral held) supporting the calculation of individually assessed provisions; and
- the application of impairment models used in the collectively assessed provision calculations, the appropriateness of the key assumptions used in the impairment models, the probability of default (PD) and the loss given default (LGD) factors.

Given the high level of subjectivity involved in estimating loan impairment provisions, we consider whether the calculations and underlying assumptions are consistent with those applied in the previous year, or that any changes are appropriate in the circumstances. How our audit addressed the key audit matter

We assessed the design and tested the operating effectiveness of key controls over the provisions for impairment charges on loans. Key controls included:

- governance, including the continuous re-assessment by the Group that the impairment models are operating in a way which is appropriate for the credit risks in the Group's loan portfolios;
- controls over the timely identification of deterioration in credit quality of individual loans;
- controls inherent in the IT systems that manage and transfer the data between underlying source systems and the impairment models; and
- the review and approval process for the outputs of the impairment models, and the adjustments and economic overlays that are applied to the modelled outputs.

Our work over the provisions for impairment charges on loans included:

- for selected portfolios recalculated the collective provision using the key assumptions in the model, such as PDs and LGD;
- performed analyses on key assumptions related to the collective provision;
- for a sample of individually assessed loans not identified as impaired, considered the latest financial information provided to the Group, to test the Credit Risk Grade rating that has been allocated to the borrower. We also inspected the valuation of collateral (where applicable) to test the LGD factor applied; and
- for a sample of individually assessed loans identified as impaired, considered the latest financial information, valuation of collateral, and independent expert advice (where available) provided to the Group, to test the basis of measuring the individually assessed provision.

AASB 9 Financial Instruments

(Refer to Note 1 of the financial statements)

On 1 October 2018 the Group transitioned to financial instruments accounting standard AASB 9 which replaced AASB 139. The estimated transition impact, net of deferred tax, in the period of initial application is disclosed in Note 1 to the financial statements according with AASB 108.

AASB 9 introduces an expected credit loss ('ECL') model which takes into account forward-looking information reflecting the Group's view on potential future economic events. Given this is a new and complex accounting standard which requires considerable judgement to estimate ECL provisions against financial instruments, we considered the transition impact disclosure to be a key audit matter.

Key elements in the provisioning for impairment charges on loans under AASB 9 include:

- the judgments applied in determining exposures that have a significant increase in credit risk;
- judgments in setting the assumptions used in the ECL models, such as estimating forward looking probability of default (PD), loss given default (LGD) of financial instruments and macroeconomic scenarios and their weightings;
- judgments over the use of data inputs required by the models; and
- overlays added to reflect emerging trends or particular situations which are not otherwise captured by the impairment models.

We assessed the design and tested the operating effectiveness of key controls over the Group's estimate of the transition impact. Key controls included:

- governance over the development, validation and approval of the Group's ECL models to assess compliance with AASB 9;
- review and approval of key judgements, assumptions and forward looking information used in the ECL models;
- interfaces and reconciliations over transfer of data inputs from source systems to the models; and
- review and approval of ECL model outputs, overlays and disclosures of the transition impact.

Our work over a sample of ECL models included:

- assessment of the methodology inherent within the models against the requirements of AASB 9
- assessment of key assumptions in the ECL models, including staging, PD and LGD. This included using credit modelling specialists in our assessment;
- assessment of economic information used within, and weightings applied to, forward looking scenarios;
- testing the accuracy and completeness of data inputs by testing reconciliations between source systems and the ECL models;
- testing accuracy by sampling data inputs used in the ECL models to source systems;
- recalculation of the ECL for a sample using the key assumptions in the models, such as PD and LGD; and
- assessment of whether the overlays were appropriate.

We assessed the appropriateness of the Group's transition disclosure in the financial statements.

Fair values of financial assets and financial liabilities (Refer to Note 23 of the financial statements)

Financial instruments held by the Group at fair value include derivative assets and liabilities, trading securities, available-for-sale securities, life insurance assets and liabilities, various debt instruments and some other assets and liabilities designated at fair value.

The Group's financial instruments are predominantly valued using quoted market prices ('Level 1') or market observable prices ('Level 2'). The balances of 'Level 3' or 'hard to value' instruments remained similar to the prior year and significantly less than Level 1 and Level 2 instruments.

There are two factors that led to our focus on this area. First, the magnitude of financial instruments held at fair value is material. Second, judgement and inherent complexity is involved in estimating the fair value of financial instruments.

Level 2 financial instruments are more difficult to value, and tend to rely upon models that use observable inputs to calculate the fair value of the instrument. Inputs to these models include interest rates and yield curves, implied volatilities and foreign exchange rates.

We assessed the design and tested the operating effectiveness of key controls over the valuation of financial instruments held at fair value. Key controls included:

- governance mechanisms and monitoring over the valuation processes, including over derivative valuation adjustments;
- controls to ensure valuation models remain fit-forpurpose ('model validation');
- unit pricing controls and confirmations with external custodians;
- controls to validate that inputs to valuations are relevant and reliable;
- controls inherent in the IT systems that manage and transfer the data between underlying source systems and the valuation models;
- controls to independently validate valuations produced by the front office; and
- · controls to approve new products.

For a sample of financial instruments, our work included:

- independently gathering pricing for instruments where market data existed and assessing any significant differences in the prices to the Group's prices; and
- independently modelling instruments' fair values, including testing key inputs to selected models. This involved sourcing independent inputs from market data providers, and using our valuation models. We considered variances where appropriate to assess whether a systemic bias or error was apparent.

In those instances where external information supporting valuations was limited, we sought other information which, while not always directly comparable, might be indicative of appropriate valuation.

Operation of IT systems and controls

The Group is heavily dependent on complex IT systems for the processing and recording of significant volumes of transactions. We focused on this area because a significant number of the key financial controls we seek to rely on in our audit are related to IT systems and automated controls.

In particular, in common with all banks, access rights to technology are important because they are intended to ensure that changes to applications and data are appropriately authorised. Ensuring staff have appropriate access to IT systems, and that access is monitored, are key controls in mitigating the potential for fraud or error as a result of a change to an application or underlying data.

¬For significant financial statement balances we developed an understanding of the business processes, key controls and IT systems used to generate and support those balances. We assessed the design and tested the operating effectiveness of the key controls over the relevant IT systems. This involved assessing:

- the technology control environment: the governance processes and controls used to monitor and enforce control consciousness throughout the Group's technology teams;
- change management: the processes and controls used to develop, test and authorise changes to the functionality and configurations within systems;
- security: the access controls designed to enforce segregation of duties or ensure that data is only changed through authorised means;
- system development: the project disciplines which ensure that new systems are developed to meet a defined business need, are appropriately tested before implementation and that data is converted and transferred completely and accurately; and
- IT operations: the controls over key operations are used to ensure that any issues that arise are managed appropriately.

For in-scope IT operations where technology services are provided by a third party, we:

- considered assurance reports from the third party's auditor on the design and operating effectiveness of controls; and/or
- tested internal control design and operating effectiveness ourselves.

We also carried out further independent tests of the operation of key programs to establish the accuracy of selected calculations, the correct generation of certain reports, and to assess the correct operation of selected automated controls and technology-dependent manual controls.

While we noted some design and effectiveness issues with the change management and security controls, some of which are long-standing, the combination of compensating control tests and direct tests gave us sufficient evidence for our audit.

Provisions and Contingent Liabilities

(Refer to Note 28 and Note 31 of the financial statements)

The Group is exposed to risk related to operational, compliance, legal and reputational matters which could give rise to significant liabilities for the Group. Compliance, regulation and remediation provisions relate to matters of potential misconduct in providing services to customers identified both as a result of regulatory action and internal reviews.

We focused on this area because in assessing and measuring compliance, regulation and remediation provisions and contingent liabilities, the Group is required to make significant judgements based on available information in relation to the probability and estimation of potential future financial outcomes. These outcomes may be dependent on legal or regulatory processes.

We assessed the design and tested the operating effectiveness of key controls over compliance, regulation and remediation provisions and contingent liabilities relating to operational, compliance and reputational matters, litigation and regulatory actions. The key controls included:

- controls over compilation and monitoring of reports containing operational, compliance, legal, reputational matters or other matters;
- controls over accounting judgments to assess loss contingencies and the related accounting impacts;
 and
- controls inherent in the IT systems that manage the data utilised.

We read the minutes of the Group's Audit Committee, Risk and Compliance Committee and Board of Directors, attended the Audit Committee and Risk and Compliance Committee meetings and the Management 's Document Review Committee and considered key correspondence with relevant regulatory bodies.

We obtained solicitors' letters and discussed ongoing legal and regulatory matters with management. We also obtained access to relevant selected documents to develop our understanding of the Group's conclusions in these matters.

We obtained support for the Group's judgement as to whether there is a potential material financial exposure for the Group and if so the amount of any provision required and the adequacy of related disclosures. Where applicable, we recalculated the provisions.

Where the Group determined they were unable to reliably estimate the possible financial impact of operational, compliance, legal, reputational matters, we assessed the appropriateness of the conclusion and disclosure within the financial report.

Other information

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the Group's annual report for the year ended 30 September 2018, including Performance Highlights and Sections 1, 2 and 4, but does not include the financial report and our auditor's report thereon.

Our opinion on the financial report does not cover the other information and accordingly we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial report, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial report or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated.

If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the directors for the financial report

The directors of the Parent Entity are responsible for the preparation of the financial report that gives a true and fair view in accordance with Australian Accounting Standards and the Corporations Act 2001 and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of the financial report that gives a true and fair view and is free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial report, the directors are responsible for assessing the ability of the Parent Entity and the Group to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Parent or the Group or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial report

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial report as a whole is free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Australian Auditing Standards will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of the financial report.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial report is located at the Auditing and Assurance Standards Board website at: http://www.auasb.gov.au/auditors_responsibilities/ar1.pdf. This description forms part of our auditor's report.

Report on the Remuneration Report

Our opinion on the Remuneration Report

We have audited the Remuneration Report included in Section 1 of the Annual Report for the year ended 30 September 2018.

In our opinion, the Remuneration Report of Westpac Banking Corporation for the year ended 30 September 2018 complies with section 300A of the *Corporations Act 2001*.

Responsibilities

5 November 2018

The directors of the Parent Entity are responsible for the preparation and presentation of the Remuneration Report in accordance with section 300A of the Corporations Act 2001. Our responsibility is to express an opinion on the Remuneration Report, based on our audit conducted in accordance with Australian Auditing Standards.

PricewaterhouseCoopers

Lona Mathis Sam Hinchliffe
Partner Partner

Sydney

^()上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出会社が別途保管しております。